

衆議院憲法調査会中間報告書

平成14年11月
衆議院憲法調査会

平成 14 年 11 月 1 日

衆議院議長
綿貫 民輔 殿

衆議院憲法調査会会長
中山 太郎

衆議院憲法調査会規程第 2 条第 2 項の規定により、中間報告書を作成したの
で提出する。

衆議院憲法調査会中間報告書

平成14年11月
衆議院憲法調査会

まえがき

衆議院憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、第 147 回国会召集日（平成 12 年 1 月 20 日）に衆議院に設置された。本調査会の任務は、この設置目的に従ってその調査を行い、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することである。

衆議院憲法調査会は、設置された平成 12 年 1 月 20 日当日に初回の会議を開き、その活動を開始して以来本日に至るまでの間、日本国憲法に関する調査を着実に進めてきた。その経過は、本報告書第 3 編第 1 章にまとめているが、まず、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査から開始し、次いで、「戦後の主な違憲判決」に関する調査を経て、その後、衆議院解散・総選挙をはさんで、「21 世紀の日本のあるべき姿」に関する調査へと進んだ。そして、本年 1 月の第 154 回国会からは、この間に浮かび上がってきた様々な論点についてより具体的な調査を行うため、本調査会の下に四つの小委員会を設置し、専門的かつ効果的な調査を行っている。これらの調査活動の中では、憲法学、政治学をはじめとする社会諸科学はもとより、人口論、ゲノム、IT などの自然科学の分野の有識者をも参考人として招致し、意見聴取・質疑応答を行うとともに、委員間での活発な自由討議を行ってきた。

他方、この間、国民各層の意見を聴取するために各地で地方公聴会を開催して、国民の憲法に関する生の声を現場で伺うとともに、憲法調査会委員で構成された憲法調査議員団による海外調査を行って、比較憲法的な観点から諸外国の憲法事情についても調査を行っている。本調査会では、これらの調査の成果をも踏まえながら、調査を進めているところである。

本調査会の調査期間は「概ね 5 年程度を目途とする」こととされているが、第 154 回国会をもって、その調査期間の折り返し点となる 2 年半が経過することとなった。そこで、本調査会はこれまでの調査の経過及びその内容を取りまとめた中間報告書を作成し、議長に提出することとした次第である。

本報告書においては、第 154 回国会閉会中の海外調査の成果などもできるだけ取り込むように努めながら、最終的には、第 147 回国会から第 155 回国会の平成 14 年 10 月 24 日までの本調査会の活動について収録してある。

ところで、本報告書は、調査の内容をまとめた第 3 編第 2 章及び第 3 章が中核的な内容をなしている。すなわち、第 3 編第 2 章では、調査会及び小委員会での議論の概要はもとより、地方公聴会や海外調査の概要についても掲載して

いるし、本報告書のかなりの部分を占める同編第3章では、約2年半の本調査会での委員及び参考人等の多様な発言を、日本国憲法の各条章に沿いながらそれぞれの論点ごとに分類して整理している。そこでの主な議論を私なりに総括すれば、次のとおりである。

まず、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査では、現行憲法制定にまつわる歴史的事実の検証を行った。日本は、昭和16年12月に第二次世界大戦に参戦したが、昭和20年8月にポツダム宣言を受諾することによって連合国側に降伏した。これにより、日本占領に関して実質的に最高権限を有するGHQによる間接統治を受けることとなり、この間接統治下で、昭和21年3月にGHQの起草に係る総司令部案を基にした「憲法改正草案要綱」が政府案として発表され、同年4月、衆議院議員総選挙が行われた。総選挙後に召集された第90回帝国議会において、この「憲法改正草案要綱」を条文化した「帝国憲法改正案」が提出され、審議された結果、同年11月に日本国憲法が公布されたのである。このような制定経緯に関する調査を通して、これに対する評価は別としても、日本国憲法の制定にまつわる一連の客観的な歴史的事実については、各委員が概ね共通認識を持つことができたものと思う。

なお、先般、地方公聴会を開催した沖縄では、昭和47年の本土復帰を迎えるまで、この日本国憲法の実効的な適用がなされてこなかった。この事実を私達は忘れてはならない。

次に、「戦後の主な違憲判決」に関する調査では、日本国憲法制定以来今日に至るまでの憲法の歩みについて、最高裁判所の下した違憲判決を検証することを通じて、我が国の違憲立法審査制及びその運用実態等を明らかにしたところである。海外調査の結果明らかとなってきた諸外国の憲法裁判所の活動実態と比較するとき、今後、検討しなければならない課題は多いように思われる。

また、「21世紀の日本のあるべき姿」についての骨太な議論、さらには小委員会での専門的かつ効果的な議論においては、日本国憲法をめぐる様々なテーマについて、多様な観点から議論が行われた。そのような観点の一つに、日本国憲法制定後50有余年を経た今日、我が国を取り巻く国内外の情勢が制定当時には想像もつかないほど大きく変化しており、これを憲法にどのように反映させるべきかどうか、という観点がある。これらの変化の中には、国家の枠組みや人権保障のあり方といった、憲法を支える基本的な考え方に影響を与えるものも少なくないと思われるからである。例えば、安全保障に関する概念は、「国家の安全保障」から、「地域の安全保障」、そして「人間の安全保障」へと大きく変化してきたが、これは我が国の安全保障のあり方、国際協力のあり方に大きく関わるものである。また、科学技術の発展に関して言えば、情報技術の革新は高度情報化社会をもたらしたが、その反面、個人のプライバシーを大きく脅

かす側面をも有するようになり、さらに生命科学や医療の分野での技術革新は、人間の尊厳や生命倫理の根幹を揺るがしかねないところまで進展しており、人権保障のあり方に大きな影響を与えるものとなっている。これらの論点については、本調査会において多くの委員、参考人によって指摘がなされているところである。

また、これまで3度にわたり実施した海外調査では、王室制度を有する国や中立政策を維持してきた国を含む西欧各国、ロシアをはじめ旧共産圏に属する東欧各国、中東に位置するイスラエル、東南アジア各国、我が国の隣国である中華人民共和国及び大韓民国などの憲法事情について調査を行った。印象的であったのは、これらのいずれの国においても、国際社会の変化やそれぞれの国が抱える国内的事情を背景としながら、それらの諸事情の変化に対応して憲法改正に係る論議が国民に提示され、その国民的な論議を通じて、随時、憲法改正が行われているという点である。また、多くの国々で導入されている憲法裁判所において、法律、行政命令を含む法令の合憲性審査を行うことによって権力相互の抑制に資しているだけでなく、直接に国民からの権利救済申立てを受けるなど人権保障の砦としての機能をも果たしている点についても、大いに考えさせられた。さらに、小泉政権の誕生により注目を浴びた首相公選制についても、イスラエルを訪問して政府及び議会の要人、学者等と会談し、その導入及び廃止の経緯、これに対する評価等について詳細な調査を行った。その調査結果を踏まえて、本調査会において、種々の観点から活発な議論が行われたが、首相公選制の導入については、慎重あるいは消極的な意見が多数を占めたように思われる。

この中間報告書の提出後も、本調査会は日本国憲法に関する調査を引き続き行っていくものであるが、今後とも、「人権の尊重」、「主権在民」、そして「再び侵略国家とはならない」との理念を堅持しつつ、新しい日本の国家像について、全国民的見地に立って、広範かつ総合的な調査を進めていく所存である。

最後に、本調査会の招致に応じていただいた参考人の方々をはじめ、本調査会の活動にご協力を頂いた関係諸氏に対し、深く謝意を表したい。

平成14年11月1日

衆議院憲法調査会会長 中山 太郎

< 凡 例 >

- 1 この報告書で略称を用いている会派の正式名称は次のとおりである。
 - 自民 : 「自由民主党」
 - 民主 : 「民主党・無所属クラブ」(第 147 回国会以前は「民主党」)
 - 明改 : 「公明党・改革クラブ」
 - 公明 : 「公明党」
 - 自由 : 「自由党」
 - 共産 : 「日本共産党」
 - 社民 : 「社会民主党・市民連合」
 - 保守 : 「保守党」
 - 21クラブ : 「21 世紀クラブ」

- 2 この報告書で略称を用いている小委員会の正式名称は次のとおりである。
 - 人権小 : 「基本的人権の保障に関する調査小委員会」
 - 政治小 : 「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」
 - 国際小 : 「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」
 - 地方小 : 「地方自治に関する調査小委員会」

< 本報告書の構成 >

第1編 憲法調査会の設置の経緯	1
第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営	3
第1章 設置の趣旨	5
第2章 組織	6
第1節 委員	6
第2節 会長及び会長代理	12
第3節 幹事及び幹事会	12
第4節 小委員会	13
第5節 事務局	15
第3章 運営に関する基本的事項	16
第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容	19
第1章 調査の経過	19
第1節 憲法調査会及び小委員会における調査	22
第2節 地方公聴会	28
第3節 海外調査等	30
第4節 その他の活動	35
第2章 調査の概要	37
第1節 調査会における調査	39
第2節 小委員会における調査	64
第3節 地方公聴会	80
第4節 海外調査	90
第3章 憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理	115
第1節 憲法論議に臨む態度及び調査会の進め方に関する議論	117
第2節 日本国憲法の制定経緯に関する議論	157
第3節 日本国憲法の各条章に関連する主な議論	179
第1款 総論的事項	179
第2款 前文	219
第3款 天皇制	233
第4款 安全保障及び国際協力	245
第5款 基本的人権	367
第6款 政治部門(国会、内閣等)	437
第7款 裁判制度	505
第8款 財政	525
第9款 地方自治	531
第10款 憲法改正	587
第11款 最高法規	601
第12款 その他(緊急事態)	607
第4節 その他	619
第4編 資料	629

<目 次>

第1編 憲法調査会の設置の経緯	1
第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営	3
第1章 設置の趣旨	5
第2章 組織	6
第1節 委員	6
第2節 会長及び会長代理	12
第3節 幹事及び幹事会	12
第4節 小委員会	13
第5節 事務局	15
第3章 運営に関する基本的事項	16
(1) 憲法調査会の運営に関する基本的事項	16
(2) 小委員会の運営に関する基本的事項	16
(3) 地方公聴会の運営に関する基本的事項	17
第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容	19
第1章 調査の経過	19
第1節 憲法調査会及び小委員会における調査	22
1. 第147回国会	22
2. 第148回国会	22
3. 第149回国会	23
4. 第150回国会	23
5. 第151回国会	24
6. 第152回国会	24
7. 第153回国会	24
8. 第154回国会	25
9. 第155回国会	27
第2節 地方公聴会	28

第3節 海外調査等	30
1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団(平成12年9月10日～19日)	30
2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成13年8月28日～9月7日)	31
3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団(平成14年9月23日～10月5日)	32
4. 表敬訪問	33
第4節 その他の活動	35
1. 憲法のひろば	35
2. 論文募集	35
3. ポスターの作製及び配付	35
4. 衆議院憲法調査会ニュース	35
5. 衆議院憲法調査会ホームページ	35
第2章 調査の概要	37
第1節 憲法調査会における調査	39
第2節 小委員会における調査	64
1. 基本的人権の保障に関する調査小委員会	64
2. 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	68
3. 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	72
4. 地方自治に関する調査小委員会	76
第3節 地方公聴会	80
1. 仙台地方公聴会(平成13年4月16日)	80
2. 神戸地方公聴会(平成13年6月4日)	82
3. 名古屋地方公聴会(平成13年11月26日)	84
4. 沖縄地方公聴会(平成14年4月22日)	86
5. 札幌地方公聴会(平成14年6月24日)	88
第4節 海外調査	90
1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団(平成12年9月10日～19日)	90
2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成13年8月28日～9月7日)	95
3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団(平成14年9月23日～10月5日)	105
第3章 憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理	115
(凡例)	116
第1節 憲法論議に臨む態度及び調査会の進め方に関する議論	117
憲法論議に臨む態度等	119
a. 我が国の将来像を見据えた議論をしていくべきとする発言	119
b. 我が国の歴史や伝統等を踏まえた議論をしていくべきとする発言	122
c. 日本国憲法の意義等を踏まえた議論をすべきとする発言	123
d. 改憲、護憲といった枠にとらわれない議論をすべきとする発言	125
e. その他の発言	126

憲法調査会の調査の進め方	131
1. 憲法調査会の調査の期間	131
(1) 調査期間の妥当性等	131
a. 設置時の申合せに従い、5年間の調査を行うべきとする発言	131
b. 設置時の申合せにとらわれることなく、調査期間を前倒しすべきとの発言	131
c. 5年間の調査期間の中で調査内容等のスケジュールを考えるべしとする発言	132
(2) 憲法調査会の常設化	132
a. 常設化を図るべしとの発言	132
b. 常設化に否定的な発言	133
(3) その他	133
2. 調査の手法	134
(1) 具体的なテーマ設定等を行っての調査	134
(2) 逐条又は個別論点ごとの調査	134
(3) 小委員会の設置による調査	135
(4) 参考人の招致	135
(5) 両院の合同調査会	136
(6) 各政党が具体的な案を提示した上での調査	136
(7) 憲法の各条文について、改正すべきか否かを基準に仕分けした上での調査	137
(8) 比較憲法的な視点を取り入れた調査	138
(9) その他	139
3. 調査会で議論すべき事項	141
(1) 議論の対象とされるべき事象等を挙げたもの	141
A. 憲法の制定経緯について議論すべしとの発言	141
B. 憲法の持つ先駆性等について議論すべしとの発言	141
C. 憲法制定後に起きた憲法問題に則した議論をすべしとの発言	141
D. 憲法と現実との乖離等について議論すべしとの発言	142
E. 国家像、憲法の将来像等について議論すべしとの発言	144
a. 積極的な発言	144
b. 憲法調査会の目的・任務等に照らして、慎重又は消極的な発言	145
(2) 具体的に議論すべき憲法の条項を提示したもの	146
(3) その他	148
4. 公聴会の開催その他会議の持ち方	150
a. 地方公聴会での国民との議論を重要視する発言	150
b. 地方公聴会の開催の方法等について改善等を求める発言	150
5. 国民への情報提供・国民参加	151
(1) 国民への情報提供	151
(2) 国民参加	152
6. その他	155
第2節 日本国憲法の制定経緯に関する議論	157
1. 制定経緯の事実認識及び評価	159
(1) 日本国憲法の制定経緯をどのような観点から評価するか	159
a. GHQによる「押しつけ」の観点を重視する発言	159

b. GHQによる「押しつけ」の観点を重視しないか、 又は「押しつけ」を認めない発言	160
c. その他の発言	163
(2)GHQからの「押しつけ」の事実の有無	165
a. 政府に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言	165
b. 議会に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言	166
c. 「押しつけ」の例としてGHQによる検閲等の統制に言及する発言	167
d. 国民に対しては「押しつけ」ではなかったとする発言	168
(3)ポツダム宣言と日本国憲法制定との関係	169
(4)日本国憲法の制定経緯とハーグ陸戦法規との関係	170
(5)日本国憲法は無効と評価すべきか	172
2. 9条の成立過程に関する論点	174
(1)マッカーサー第2原則(戦争の放棄)について	174
(2)総司令部案において「自衛戦争の放棄」を削除した理由	175
(3)「芦田修正」の趣旨	175
(4)芦田修正と極東委員会による文民条項挿入要求との関係	176
第3節 日本国憲法の各条章に関連する主な議論	179
第1款 総論的事項	179
1. 日本国憲法に対する評価	181
a. 肯定的又は積極的に評価する発言	181
b. 否定的又は懐疑的に評価する発言	184
2. 憲法の規定と現実との乖離について	185
(1)憲法の規定と現実との乖離に対する認識	185
a. 憲法の規定が現実に合わせていないとする発言	185
b. 現実が憲法の規定に合わせていないとする発言	185
c. 憲法の規定と現実との乖離は当然に存在するものであるとする発言	187
(2)法律等の制定による憲法の意味の変化について	187
(3)憲法の規定と現実との乖離を解消するための方策	188
a. 憲法の規定に現実を合わせていくべきとする発言	188
b. 現実に憲法の規定を合わせていくべきとする発言	189
(4)その他	190
3. これまで憲法が改正されなかった理由	191
(1)改正手続の問題	191
(2)改正手続以外の問題	191
4. 憲法改正によらずに解釈の変更で対応していくことについて	194
(1)憲法解釈の変更によって対応していくことについて	194
a. 憲法解釈の変更はあり得るものとして、これを容認する発言	194
b. 憲法解釈には一定の限度があることを指摘する発言	194
c. 憲法解釈の変更で対処し続けていくことに批判的な発言	194
(2)政府等による憲法の解釈について	195
(3)今後の対処のあり方	196
5. 憲法を改正すべきか	198
(1)憲法を改正すべきである	198
A. 憲法を改正すべきとする理由等	198

B.	憲法を改正するに当たっての方向性	200
a.	時代の変化に合わせた改正を行うべきとの発言	200
b.	日本の文化や伝統を踏まえた改正を行うべきとの発言	201
c.	現行憲法の理念を発展させる方向での改正をすべしとする発言	203
d.	読みやすく理解しやすいものに改正すべきとの発言	204
C.	憲法改正の対象とすべき範囲	205
a.	全面的な改正をすべしとする発言	205
b.	合意の得られた条項等に関し必要最低限の改正をすべしとする発言	207
c.	字句改正等に言及する発言	207
D.	憲法改正に当たって検討されるべきとの指摘があった事項	208
(2)	憲法を改正する必要はない	211
a.	憲法改正は、憲法に基づいた政策の実現があってはじめてなされるものであるとする発言	211
b.	現在の憲法改正の主張に対する懸念を表明する発言	213
c.	その他の発言	214
(3)	その他	215
第2款	前文	219
(1)	前文全般に関する認識	221
A.	前文の意義、意味等に関する発言	221
a.	9条との関係等に関する発言	221
b.	その他の発言	211
B.	前文の問題点等を指摘する発言	223
a.	翻訳調であるなど日本語としての不適切さを指摘する発言	223
b.	前文は理想的に過ぎるなどとする発言	224
c.	日本独自の文化や伝統等を明記すべきとの発言	224
d.	その他の発言	225
(2)	前文中の特定の文言や表現に対する認識	226
A.	「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の部分に関する発言	226
B.	「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」の部分に関する発言	227
C.	「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)に関する発言	228
a.	「人間の安全保障」との関わりに触れる発言	228
b.	その他の発言	229
D.	その他の発言	230
(3)	前文の裁判規範性	230
(4)	その他	230
第3款	天皇制	233
1.	象徴天皇制に対する評価	235
(1)	象徴天皇制の制定経緯	235
(2)	象徴天皇制の意義、象徴天皇制に対する評価等	236
a.	積極的な意義あるいは肯定的な評価に関する発言	236
b.	象徴天皇制の特徴等に関する発言	237
c.	制度の意義や運用上の問題等を検討すべきとの発言	237
(3)	天皇の元首性	238
a.	天皇の元首性を憲法上明記すべきとする発言	238
b.	その他の発言	239
(4)	天皇制と国民主権	239

(5) その他	240
2. その他	241
(1) 皇位継承	241
(2) 国事行為	241
(3) 皇室財産	241
(4) 諸外国の王制等	242
第4款 安全保障及び国際協力	245
1. 安全保障及び9条解釈のあり方等	249
(1) 安全保障の確立を図る際の観点	249
a. 国家像等を明確にした上で安全保障の確立を図るべきとの立場からの発言	249
b. 多極的な安全保障の確立に言及する発言	250
c. 憲法又は国連憲章の精神に沿った安全保障の確立を図るべきとの発言	251
d. 人間の安全保障に言及する発言	252
e. 軍事以外の分野も含めた安全保障の確立を図るべきとの発言	254
f. 「世界連邦」等の下での安全保障の確立に言及する発言	255
g. 主権国家としての責務という観点から安全保障の確立を 図るべきとの発言	256
h. 国際平和の維持を重視した上で安全保障の確立を図るべきとの発言	258
i. 同盟を重視する安全保障の確立に言及する発言	259
(2) 9条解釈のあり方等	260
a. 9条解釈のあり方等に関する発言	260
b. 議論すべき事項に関する発言	262
c. 9条論議の進め方に関する発言	263
d. 9条解釈のあり方等に関するその他の発言	264
(3) 安全保障と国民意識	265
(4) その他	266
2. 平和主義及び非核三原則等	267
(1) 平和主義	267
A. 平和主義の意義のとりえ方	267
a. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとりえ、積極的に 評価する発言	267
b. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとりえることに 否定的な発言	271
b-1. 武力は不可欠であるという国際認識に立つ立場からの発言	271
b-2. 日本の国際社会に対する関与のあり方が一国平和主義であると 批判する発言	273
c. 平和主義の意義のとりえ方に関するその他の発言	274
B. 日本の平和と繁栄が維持されてきた要因	275
a. 憲法により日本の平和と繁栄が維持されてきたとの発言	275
b. 日米安保条約、自衛隊等により日本の平和と繁栄が 維持されてきたとの発言	277
C. 平和主義の今後のあり方	278
a. 平和主義の理念を堅持し及び実践していくべきとの立場からの発言	278
b. 平和主義に何らかの修正を加えるべきとの立場からの発言	282
b-1. 国際社会の現状を踏まえるべきとの発言	282

b-2. 一国平和主義から脱却すべきとの発言	283
b-3. 平和主義に新たな理念等を加えるべきとの発言	283
D. その他	285
(2) 非核三原則等	287
A. 非核三原則の内容に対する評価	287
B. 非核三原則の実践に対する評価	287
C. 核兵器に関する政策の今後のあり方	288
a. 核兵器廃絶を国際社会に訴えていくべきとの発言	288
b. 非核原則等を憲法に明記すべきとの発言	290
c. 核兵器の保有を含むあらゆる選択肢を考えるべきとの発言	290
3. 自衛権及び自衛隊	291
(1) 自衛権の保持及び行使のあり方	291
A. 自衛権の保持	291
a. 自衛権の保持に関する憲法解釈等に言及する発言	291
b. 憲法を改正して自衛権の保持を明記すべきとの発言	292
B. 自衛権の行使のあり方	293
a. 自衛権の行使に当たり武力行使は憲法上想定されていないとの 立場からの発言	293
b. 一定の武力行使を伴う自衛権の行使を認める発言	294
c. 自衛権の行使のあり方に関するその他の発言	295
(2) 集団的自衛権	296
a. 集団的自衛権に関する政府解釈に言及する発言	296
b. 集団的自衛権の行使の是非に関する発言	297
b-1. 集団的自衛権の行使を認めることに肯定的な発言	297
b-2. 集団的自衛権の行使を認めることに否定的又は慎重な発言	299
c. 集団的自衛権の検討に当たり考慮すべき事項に関する発言	299
d. 個別政策における集団的自衛権の行使に関する問題に言及する発言	301
(3) 自衛隊の合憲性及びそのあり方	302
a. 自衛隊の存在は合憲であるとの立場からの発言	302
b. 自衛隊の存在は合憲であるがこれを憲法に明記すべきとの 立場からの発言	303
c. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるためこれを憲法に明記すべき等との 立場からの発言	304
d. 自衛隊の必要性、憲法への明文化等に言及する発言	306
e. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるため自衛隊を解消し又は その活用方針の転換を図るべきとの立場からの発言	307
(4) その他	310
4. 日米安保体制	312
(1) これまでの日米安保体制に対する評価	312
a. 日米安保体制に肯定的な発言	312
b. 日米安保体制の問題点を指摘する発言	312
b-1. 日米安保体制が片務的又は非対等であると指摘する発言	312
b-2. 日米安保体制における日本の自主性又は 主体性の欠如を指摘する発言	313
b-3. 日本の安全保障に関して米国からの全面的な協力を期待することは できないとする発言	314
b-4. 日米安保条約の憲法上の問題点を指摘する発言	314

b-5. その他の問題点を指摘する発言	315
(2) 日米安保体制の今後のあり方	316
a. 日米安保条約を維持すべきとの発言	316
b. 日米安保条約を解消すべき等との発言	316
c. 日米安保体制の再設計に言及する発言	317
c-1. 双務的又は対等な関係に基づく同盟関係の構築に言及する発言	317
c-1-1. 双務的又は対等な同盟関係の構築に積極的な発言	317
c-1-2. 双務的又は対等な同盟関係の構築に慎重な発言	318
c-2. 日本の自主性又は主体性の観点からの日米関係の再設計に言及する発言	319
c-3. 多国間関係の枠組みにおいて日米関係を位置付けるべきとの発言	320
c-4. その他の観点から日米関係を再設計すべきとの発言	321
(3) 基地問題	322
a. 基地問題の現状等に関する発言	322
b. 基地問題の今後のあり方に関する発言	323
c. 基地と憲法との関係に関する発言	323
(4) その他	324
5. 国際協力	325
(1) 国際協力全般	325
A. これまでの国際協力に対する評価	325
a. 経済分野での協力に関する発言	325
b. 国際紛争の解決に対する協力に関する発言	325
c. 難民問題への取組みに関する発言	326
d. これまでの国際協力に対する評価に関するその他の発言	327
B. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等	328
a. 国際社会との共存又は共通の価値観の追求という観点からの国際協力の推進に関する発言	328
b. 憲法の本質にのっとり国際協力を推進すべきとの発言	328
c. 国益、国家像等を考慮した上で国際協力を推進すべきとの発言	330
d. 人材の育成を重視して国際協力を推進すべきとの発言	330
e. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等に関するその他の発言	331
C. 国際協力を推進すべき分野	332
a. 途上国への援助に関する発言	332
b. 国際紛争の解決への取組みに関する発言	332
c. テロ問題の解決への取組みに関する発言	334
d. 難民問題への取組みに関する発言	336
e. 環境問題への取組みに関する発言	337
f. 技術供与等による国際協力に関する発言	337
g. 国際協力を推進すべき分野に関するその他の発言	338
D. 国際協力の主体	339
a. 自衛隊の活用に言及する発言	339
a-1. 自衛隊を積極的に活用すべきとの立場からの発言	339
a-2. 自衛隊の海外派遣に消極的な立場からの発言	340
a-3. 自衛隊の活用に関するその他の発言	340
b. NGO等の活用を図るべきとの発言	340
c. 別組織論に関する発言	341

E. 国際協力の推進と憲法との関係	341
a. 国際協力の推進に係る憲法改正の是非に関する発言	341
a-1. 憲法改正を検討すべきとの立場からの発言	341
a-2. 憲法改正の必要はないとの立場からの発言	343
b. 国際協力の推進と憲法との関係に関するその他の発言	344
(2) 国連との関係	345
A. 集団安全保障	345
a. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関する発言	345
a-1. 国連軍又は多国籍軍への参加のために憲法改正すべきとの発言	345
a-2. 国連軍又は多国籍軍への参加は現行憲法の下で可能とする発言	345
a-3. 国連軍への参加は可能だが多国籍軍への参加は憲法違反とする発言	346
a-4. 国連軍又は多国籍軍への参加に消極的な立場からの発言	346
a-5. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関するその他の発言	347
b. 国連における常設的な実力組織の創設等に言及する発言	347
b-1. 国連における常設的な実力組織の創設等に肯定的な発言	347
b-2. 国連における常設的な実力組織の創設等に懐疑的な発言	347
c. 集団安全保障に関するその他の発言	348
B. 国連平和維持活動等	349
a. 国連平和維持活動等への参加に関する発言	349
b. 国連平和維持活動等への参加と憲法との関係に関する発言	350
c. 国連平和維持活動等の具体的な活動内容等に関する発言	351
C. 安保理常任理事国入り	352
a. 安保理常任理事国入りを支持する立場からの発言	352
b. 安保理常任理事国入りに消極的な立場からの発言	353
D. その他	353
(3) 地域的な協力関係	354
A. 地域的な協力関係の推進の必要性	354
a. アジア諸国との多極的な協力関係の推進に関する発言	354
b. 二国間関係に関する発言	356
b-1. ロシアとの関係に言及する発言	356
b-2. 朝鮮半島との関係に言及する発言	357
b-3. 中国及び台湾との関係に言及する発言	358
b-4. その他の地域との関係に言及する発言	359
B. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項	359
a. 途上国に対する影響に配慮すべきとの発言	359
b. ブロック経済に関する発言	360
c. 国際的事項と国内的事項との双方を考慮すべきとの発言	360
d. 農業等に関する国内事情を考慮すべきとの発言	361
e. 各国間の経済、文化、歴史等に関する国情の違いを考慮すべきとの発言	361
f. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項に関するその他の発言	363
C. 地域協力と憲法との関係	363
a. 国家主権の委譲に関する発言	363
b. 9条との関係に言及する発言	364
c. 地域協力と憲法との関係に関するその他の発言	365

第5款 基本的人権	367
1. 人権に関する全般的事項	371
(1) 人権について議論する際の視点等	371
a. 個人と国家の關係に着目する発言	371
b. グローバリズム、人権保障の国際化に着目する発言	372
c. 弱者、マイノリティーの人権保障に着目する発言	373
d. 伝統に着目する発言	374
e. その他の発言	374
(2) 日本国憲法の人権規定の意義、問題点等	375
a. 日本国憲法の人権規定の意義及び特徴に関する発言	375
b. 日本国憲法の人権規定の運用上の課題に関する発言	376
c. 日本国憲法の人権規定の問題点に関する発言	378
2. 人権総論	379
(1) 人権の観念、歴史、分類等	379
a. 「自然権思想」に関する発言	379
b. 人権の観念、意義、歴史等に関する発言	380
c. 人権の分類、その相互の關係等に関する発言	382
(2) 公共の福祉	383
a. 公共の福祉の意義、公共の福祉の概念の明確化等に関する発言	383
b. 公共の福祉(人権制約の必要性)を重視する発言	384
c. 公共の福祉による人権制約の強化を警戒する発言	386
(3) 憲法上の義務	386
A. 義務や責任の重視、義務規定の新設等	386
a. 積極的な発言	386
b. 慎重な発言	388
B. 各種の義務	389
a. 国防の義務、徴兵制に関する発言	389
b. 「奉仕活動の義務化」に関する発言	390
c. 投票の義務に関する発言	391
C. その他	391
(4) 私人間の關係及び市民社会と憲法	391
(5) 人権の享有主体	392
A. 日本人(国籍)	392
B. 外国人の人権	393
a. 外国人の人権保障のあり方に関する発言	393
b. 定住外国人への地方参政権の付与に関する発言	395
b-1. 参政権付与に積極的な発言	395
b-2. 参政権付与に消極的な発言	396
c. 難民に関する発言	397
d. 移民、外国人労働者等に関する発言	398
e. その他の発言	399
(6) 憲法に明文の規定のない人権(新しい人権)	399
A. 「新しい人権」を憲法に明記することの要否等	399
a. 「新しい人権」を憲法に明記することに積極的な発言	399
b. 「新しい人権」は明文がなくとも憲法で保障されていること等を理由に、 憲法に明記する必要がないとする発言	400

c. 「新しい人権」は基本的人権としての内実がないので、憲法上の権利とすべきではないとする発言	402
B. 各種の「新しい人権」	403
a. プライバシー権に関する発言	403
b. 知る権利、情報公開請求権、ネットアクセス権等に関する発言	404
c. 環境に関する発言(環境権、環境保全の義務等)	405
3. 人権各論	408
(1)幸福追求権	408
a. 個人の尊厳に関する発言	408
b. 生命倫理に関する発言	408
c. その他の発言	409
(2)法の下での平等	410
a. 平等の意味に関する発言	410
b. 平等に関する全般的な政策上の課題に関する発言	410
c. 男女の平等に関する発言	411
d. 年齢による差別に関する発言	411
e. その他の発言	412
(3)精神的自由権	413
a. 信教の自由に関する発言	413
b. 表現の自由に関する発言	414
c. 学問の自由に関する発言	416
(4)経済的自由権	416
a. 営業の自由、財産権等に関する発言	416
b. その他の発言	417
(5)家族に関する事項	417
A. 家族の意義、家族の役割の重要性等	417
B. 選択的夫婦別姓制度	418
a. 導入に積極的な発言	418
b. 導入に消極的な発言	419
c. その他の発言	420
(6)生存権	420
a. 生存権の保障の意義とその運用上の課題に関する発言	420
b. 災害時の生活再建補償と生存権に関する発言	421
c. その他の発言	423
(7)教育を受ける権利	423
a. 教育の現状の問題点等に関する発言	423
b. 今後の教育のあり方等に関する発言	424
(8)勤労の権利及び労働基本権	426
A. 全般的事項	426
B. 勤労の権利(雇用、解雇、失業等)	426
a. 「勤労の権利」の意味に関する発言	426
b. 企業再編時の労働者保護に関する発言	426
c. 若年者雇用等に関する発言	427
d. パートタイム労働に関する発言	427
e. 解雇に関する発言	428
f. 雇用保険制度等に関する発言	428
g. 雇用特区制度の導入に関する発言	428

C. 労働条件等	429
D. 争議権	429
a. 公務員への争議権付与に積極的な発言	429
b. 公務員への争議権付与に消極的な発言	431
E. その他	431
(9) 人権(権利)に関するその他の事項	432
a. 基本的人権の不可侵性に関する発言	432
b. 個人主義に関する発言	432
c. 犯罪被害者の権利に関する発言	433
d. 死刑廃止に関する発言	433
e. 諸外国における人権保障等に関する発言	434
f. その他の発言	434
第6款 政治部門(国会、内閣等)	437
国会と内閣の関係その他政治部門全般	441
1. 政治部門全般に関する事項	441
2. 議院内閣制	445
(1) 議院内閣制の現状等	445
a. 権力分立との関係に関する発言	445
b. 参議院との関係に関する発言	445
c. 国会の最高機関性に関する発言	446
d. 議院内閣制の現状に関するその他の発言	446
(2) 議院内閣制の今後のあり方	447
a. 首相と政策を一体のものとして選出する運用等に関する発言	447
b. 国民主権の理念を重視すべきであるとする発言	448
c. 国会の内閣に対するコントロールの強化等に関する発言	448
d. 権力分立の捉え方の見直し等に関する発言	449
e. 与党と内閣の一体性を重視することに関する発言	451
f. 大統領制との比較等に言及する発言	452
g. 議院内閣制の今後のあり方に関するその他の発言	453
3. 首相公選制	454
A. 首相公選制の導入に対する積極的な評価	454
a. 首相のリーダーシップの必要性等に関する発言	454
b. 国民が直接選ぶことの意義等を指摘する発言	454
c. 首相公選制の導入に対する積極的な評価に関するその他の発言	455
B. 首相公選制の導入に対する消極的な評価	456
a. 議院内閣制の運用等で対応すべきとの発言	456
b. 政党政治の否定・政党の役割低下につながることを指摘する発言	458
c. 衆愚政治(ポピュリズム)の危険性を指摘する発言	458
d. 首相と政党の選択のずれ等の問題点を指摘する発言	459
e. 天皇制との関係が問題となることを指摘する発言	460
f. 大統領制型の首相公選制の問題点に関する発言	460
g. 地方分権等との関係についての発言	460
h. 首相公選制の導入に対する消極的な評価に関するその他の発言	461
C. 首相公選制を導入した場合の運用等	462
a. 首相の不信任等に関する発言	462

b. 天皇制との関係等に関する発言	462
c. 首相公選制を導入した場合の運用等に関するその他の発言	463
D. 首相公選制導入論の背景等	464
E. その他	464
4. 政党	466
(1) 現状認識	466
(2) 政党のあり方・役割等	466
(3) 与党・野党のあり方・役割等	467
(4) 政党の憲法的編入及び政党法の制定等	467
5. 国民投票制度等(直接民主制)	469
a. 国民投票制度等の導入に積極的な発言	469
b. 国民投票制度等の導入に消極的な発言	470
c. 国民投票制度等に関するその他の発言	471
国会	472
1. 両院制	472
(1) 憲法の趣旨及び両院制についての現状認識	472
a. 両院制の趣旨(参議院の位置付け)に関する発言	472
b. 両院制の現状についての問題意識に関する発言	472
(2) 両院制の今後のあり方	473
A. 政権の安定という視点	473
a. 政権の安定を重視する発言	473
b. 政権の安定のみを重視することに否定的な発言	473
B. 両院の役割分担の明確化の視点	474
C. 参議院の権限縮小等の視点	475
a. 参議院の権限縮小等に関する発言	475
b. 参議院の権限行使の自制等に関する発言	476
D. 諸外国との比較の視点	476
E. その他	477
(3) 両院制の是非	477
a. 両院制の維持に積極的な発言	477
b. 両院制の維持に消極的な発言	477
2. 選挙制度	478
(1) 現行の選挙制度に対する認識	478
(2) 現行の選挙制度の問題点	478
a. 小選挙区制の問題点に関する発言	478
b. 小選挙区比例代表並立制の問題点に関する発言	479
c. 参議院議員の選挙制度の問題点に関する発言	479
d. 両院議員の選挙制度が類似していることの問題点に関する発言	480
e. 一票の格差に関する発言	480
f. 選挙権・被選挙権の年齢に関する発言	481
g. 議員定数の少なさに関する発言	481
h. 現行の選挙制度の問題点に関するその他の発言	481
(3) 選挙制度を考える際の視点	482
a. 憲法原理としての選挙制度についての発言	482
b. 選挙結果に民意が反映されることの必要性等についての発言	483

c. 両院制の趣旨を活かし、各院の権限等にふさわしい選挙制度の 必要性についての発言	484
d. 首相を選ぶための選挙という観点からの発言	484
e. 投票の義務化等に関する発言	484
f. 選挙制度を考える際の視点に関するその他の発言	485
(4) 選挙制度のあり方	485
a. 両院制の趣旨を活かし、各院にふさわしい選挙制度とすべきとの発言	485
b. 政権選択を視野に入れた選挙制度とすべきとの発言	486
c. 一票の格差の是正、公正な民意の反映を図るべきとの発言	487
d. 選挙権年齢の引下げ及び被選挙権年齢の一本化を図るべきとの発言	487
e. メディアのあり方、技術革新に合わせた選挙制度を考えるべきとの発言	488
f. 選挙制度のあり方に関するその他の発言	489
3. 国会の運営・手続等	491
a. 議会での議員間の議論を重視する発言	491
b. 少数会派による国政調査権の行使等に関する発言	491
c. 議案の提出手続等を改めるべきとする発言	492
d. 会期不継続の原則を改めるべきとする発言	492
e. 会派の地位等を明確にすべきとする発言	493
内閣	494
1. 内閣の組織等	494
(1) 首相(政治)のリーダーシップ強化	494
a. 現状認識に関する発言	494
b. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関する発言	495
b-1. リーダーシップ強化に関し65条の改正をすべきであるとする発言	495
b-2. 現行制度の運用により改善を図ろうとする発言	495
b-3. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関するその他の発言	496
(2) 閣議における全会一致原則等	497
(3) 閣僚の分担管理原則等	498
2. 政官関係	500
a. 現状に批判的な発言	500
b. あるべき政官関係に関する発言	501
c. 政官関係の改善に向けた具体的提案に関する発言	501
d. 政と官の接触禁止についての発言	503
第7款 裁判制度	505
1. 違憲審査制度	507
(1) 違憲審査制度と憲法81条	507
a. 違憲審査制度の意義等に関する発言	507
b. 国会と裁判所の関係等に関する発言	508
c. 違憲審査制度に関するその他の発言	510
(2) 違憲審査権行使の現状(いわゆる「司法消極主義」)	510
a. 現状認識に関する発言	510
b. 「司法消極主義」の原因に関する発言	511
c. 「司法消極主義」の評価に関する発言	512
d. いわゆる「統治行為」論に関する発言	513

(3) 違憲審査制度の改善	513
A. 憲法裁判所	513
a. 憲法裁判所全般に関する発言	513
b. 憲法裁判所制度導入の是非に関する発言	514
b-1. 導入に積極的な発言	514
b-2. 導入に消極的な発言	516
B. 憲法裁判所の設置以外の方法による違憲審査制度の改善	517
a. 最高裁に憲法裁判を専門に取り扱う憲法裁判部を設けることに関する発言	517
b. 違憲審査制度の改善に関するその他の発言	518
2. その他司法制度全般	520
a. 司法の正当性に関する発言	520
b. 裁判所の人事制度等に関する発言	520
c. 陪審制導入の是非に関する発言	521
d. 最高裁判所裁判官の国民審査制度に関する発言	521
e. 国会と裁判所の関係に関する発言	522
f. 司法制度全般に関するその他の発言	522
第8款 財政	525
1. 租税法定主義	527
2. 私学助成	528
a. 私学助成は合憲である又は89条を改める必要はないとの発言	528
b. 私学助成は違憲である又は89条を改める必要があるとする発言	528
第9款 地方自治	531
地方自治(第8章)の規定について	535
1. 地方自治(第8章)が設けられた意義等	535
(1) 地方自治(第8章)の制定経緯等	535
a. 戦前の地方自治制度等に言及する発言	535
b. GHQによる地方自治の構想等に関する発言	535
c. 首長の公選制導入に関する発言	536
d. 憲法制定前後における道州制の議論等に関する発言	537
e. その他の発言	537
(2) 地方自治(第8章)が設けられた意義等	537
a. 地方自治(第8章)の積極的な意義に関する発言	537
b. 地方自治(第8章)の不備等を指摘する発言	539
c. その他の発言	539
2. 「地方自治の本旨」の意義について	540
(1) 「地方自治の本旨」の意味	540
(2) 「地方自治の本旨」の意義、評価、今後のあり方等	540
分権改革の必要性と課題	542
1. 地方分権の潮流と分権改革の必要性	542
a. 分権が必要とされる理由として現在の中央集権体制の問題を指摘する発言	542
b. 分権が必要とされる理由として中央集権体制以外の問題を指摘する発言	543
c. その他分権のあり方に関する発言	543

2. 分権改革の課題	545
(1) 総論的事項	545
a. 今次の分権改革後の課題等に関する発言	545
b. 地方分権・地方自治の理念に関する発言	546
c. その他の発言	547
(2) 国と地方との関係	548
a. 国と地方との関係のあり方(役割分担等)に関する発言	548
b. 国と地方の関係についての憲法規定に関する発言	551
c. 法律の「規律密度」に関する発言	552
d. 地方の意思の国への反映に関する発言	552
e. 学校教育等における国及び地方の役割分担に関する発言	553
f. その他の発言	554
(3) 地方自治体内部又は相互の関係	555
A. 地方自治体の二層制に関する発言	555
B. 地方自治体の組織・機構のあり方等に関する発言	556
a. 地方自治体の組織・機構について地域性・多様性を認めるべきとする発言	556
b. 議会と首長の関係等(議院内閣制、シティ・マネージャー制等の導入等)に関する発言	556
c. 地方議会に関する発言	557
d. 首長の多選禁止等に関する発言	557
e. 独立行政委員会に関する発言	558
f. その他の発言	558
C. 政令指定都市と都道府県の関係等に関する発言	559
D. 都道府県相互の関係等に関する発言	559
(4) 分権改革のインフラ整備に関する事項	560
a. 人材育成の必要性に関する発言	560
b. その他の発言(情報公開、住民参加、ボランティア・NPOとの協働等)	561
地方自治に関する各論的事項	563
1. 道州制(連邦制を含む)	563
(1) 道州制と憲法との関係	563
(2) 道州制の導入の是非	563
a. 道州制の導入に積極的な発言	563
b. 道州制の導入に否定的な発言	564
c. その他の発言	564
(3) その他道州制の課題等	565
2. 市町村合併	567
(1) 市町村合併推進の是非等	567
A. 市町村合併の推進に積極的な発言	567
B. 市町村合併の推進に慎重な発言	569
a. 市町村の自主性を尊重すべきとする発言	569
b. 自治体の規模の拡大により住民の地方自治への参加が困難になるとの発言	569
c. その他の発言	569
C. 市町村の適正規模等に関する発言	569
D. 政府による市町村合併推進策に関する発言	570
a. 地方への税・財源移譲を優先すべきとの発言	570

b. その他の発言	571
(2) その他市町村合併の課題等	572
3. 地方財政	574
(1) 地方財政と憲法との関係	574
(2) 地方財政の課題	574
A. 全般的事項	574
B. 税・財源の移譲に関する発言	576
a. 税・財源の移譲の必要性に関する発言	576
b. 税・財源の移譲の具体的な施策に関する発言	577
c. 地方独自課税に関する発言	578
C. 財政調整制度に関する発言	579
a. 財政調整制度の必要性に関する発言	579
b. 地方交付税制度の問題点に関する発言	580
D. 現在の政府の施策の問題点に関する発言	580
4. 住民投票	582
a. 導入に積極的な発言	582
b. 導入に慎重な発言	583
c. 導入あるいは実施に当たっての問題点、留意点に関する発言	583
d. その他の発言	584
第10款 憲法改正	587
1. 憲法改正手続	589
(1) 憲法改正手続(96条)の意義	589
(2) 改正手続の要件の緩和	590
A. 改正手続の要件の緩和に積極的な発言	590
a. 全般的な発言	590
b. 具体的な改正要件に触れる発言	591
c. その他の発言	592
B. 改正手続の要件の緩和に慎重な発言	593
a. 全般的な発言	593
b. 具体的な改正要件に触れる発言	593
c. その他の発言	594
(3) 憲法改正のための国民投票法	594
(4) 憲法に関する委員会	595
(5) その他	596
2. 憲法改正の限界	597
a. 憲法改正限界論の立場からの発言	597
b. 憲法改正無限界論の立場からの発言	597
c. その他の発言	597
3. 諸外国の憲法改正手続との比較	599
第11款 最高法規	601
1. 憲法の最高法規性と条約及び国際法規の遵守	603
a. 憲法は条約に優位するとの発言	603
b. どちらが優位であるかは重要でない又は判断できないとする発言	603

c. その他の発言	603
2. 憲法尊重擁護の義務	604
a. 憲法尊重擁護義務と憲法改正との関係に関する発言	604
b. その他の発言	604
3. 抵抗権	606
第12款 その他(緊急事態)	607
1. 緊急事態への対応に関する憲法改正の是非	609
a. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けることに肯定的な発言	609
a-1. 現行憲法上、緊急事態への対応に係る根拠規定等が存在しないことに関する発言	609
a-2. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けるべきとの発言	609
b. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けることに慎重な発言	611
2. 緊急事態への対応に関する法整備等の是非	612
a. 法制度の不備に関する発言	612
b. 有事法制の整備に関する発言	613
b-1. 有事法制の整備の是非に関する発言	613
b-1-1. 有事法制の整備に積極的な立場からの発言	613
b-1-2. 有事法制の整備に消極的な立場からの発言	614
b-2. 有事法制と基本的人権との関係に関する発言	615
b-2-1. 有事に際し一定の人権制限は認められるとの立場からの発言	615
b-2-2. 有事法制による人権侵害への懸念等に関する発言	616
b-3. 有事法制と地方自治との関係に関する発言	617
b-4. 有事法制の整備に関するその他の発言	617
c. 自然災害への対応に係る法整備等に関する発言	618
第4節 その他	619
1. 大日本帝国憲法の制定経緯	621
2. 天皇制と立憲君主制	623
(1)大日本帝国憲法下における天皇制	623
(2)その他	624
3. 大日本帝国憲法下における内閣制度	625
4. 大日本帝国憲法に対する評価	626
(1)大日本帝国憲法についての認識	626
(2)現行憲法との比較	628
第4編 資料	629
1. 国会法(抄)、衆議院憲法調査会規程	633
・ 国会法(昭和22年法律第79号)(平成12年1月20日施行)	633
・ 衆議院憲法調査会規程(平成11年7月6日議決)	633

(参考)	635
・ 国会法改正等に関する小委員長報告 （第145回国会平成11年7月6日・衆議院議院運営委員会・中川秀直小委員長）	635
・ 国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案の趣旨弁明 （第145回国会平成11年7月6日・衆議院本会議・中川秀直議院運営委員長）	637
・ 参議院での修正動議の説明 （第145回国会平成11年7月26日・参議院議院運営委員会・上野公成君）	638
2. 幹事の会派割当及び異動	639
3. 中山会長の就任挨拶等の発言	640
(1) 就任挨拶	640
・ 第147回国会(平成12年1月20日)	640
・ 第148回国会(平成12年7月5日)	640
(2) 自由討議を行うに当たっての挨拶	641
・ 第147回国会第8回憲法調査会(平成12年4月27日) 「憲法記念日を迎えるに当たって」	641
・ 第149回国会第1回憲法調査会(平成12年8月3日) 「今後の憲法調査会の進め方」	642
・ 第154回国会第3回憲法調査会(平成14年4月25日) 「特に我が国の安全保障について」	643
(3) 会期終了を迎えるに当たっての発言	644
・ 第147回国会第10回憲法調査会(平成12年5月25日)	644
・ 第150回国会第7回憲法調査会(平成12年12月21日)	645
・ 第151回国会第7回憲法調査会(平成13年6月14日)	647
・ 第153回国会第5回憲法調査会(平成13年12月6日)	647
・ 第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日)	649
(4) 「戦後の主な違憲判決」について最高裁判所から説明を聴取するに当たっての挨拶	651
・ 第147回国会第10回憲法調査会(平成12年5月25日)	651
(5) 参考人質疑を行うに当たっての挨拶	652
・ 第151回国会第3回憲法調査会(平成13年3月8日)孫正義参考人	652
4. 各小委員長の調査の経過及び概要の報告(第154回国会平成14年7月25日)	653
・ 基本的人権の保障に関する調査小委員会(島聡小委員長)	653
・ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会(高市早苗小委員長)	655
・ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会(中川昭一小委員長)	658
・ 地方自治に関する調査小委員会(保岡興治小委員長)	660
5. 地方公聴会データ及び派遣報告	663
(1) 地方公聴会データ	663
(2) 派遣報告	663
・ 仙台地方公聴会 (第151回国会平成13年4月26日報告・鹿野道彦会長代理)	663
・ 神戸地方公聴会 (第151回国会平成13年6月14日報告・鹿野道彦会長代理)	665
・ 名古屋地方公聴会 (第153回国会平成13年11月29日報告・鹿野道彦会長代理)	666

・ 沖縄地方公聴会 (第154回国会平成14年4月25日報告・中野寛成会長代理)	668
・ 札幌地方公聴会 (第154回国会平成14年7月25日報告・中野寛成会長代理)	669
6. 海外調査議員団派遣報告	671
・ 衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣報告 (第150回国会平成12年9月28日・中山太郎団長(会長))	671
・ 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣報告 (第153回国会平成13年10月11日・中山太郎団長(会長))	674
7. 憲法調査会・小委員会の開会一覧表	682
(1) 憲法調査会	682
(2) 小委員会	692
イ 基本的人権の保障に関する調査小委員会	692
ロ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	694
ハ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	695
ニ 地方自治に関する調査小委員会	697
(3) 開会時間合計	698
8. 「憲法のひろば」のデータ	699
(1) 受付意見総数	699
(2) 年齢別内訳	699
(3) 媒体別・受付月別内訳	699
(4) 分野別内訳	700
(5) 立場別内訳	700
9. 憲法調査会ホームページへのアクセス件数	701
10. 配付資料一覧	702
(1) 参考人提出資料(レジュメ)	702
イ 憲法調査会	702
ロ 基本的人権の保障に関する調査小委員会	703
ハ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	703
ニ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	703
ホ 地方自治に関する調査小委員会	704
(2) 地方公聴会意見陳述者提出資料(レジュメ)	704
(3) 海外調査報告書	704
(4) 国立国会図書館提出資料	704
(5) 最高裁判所事務総局提出資料	704
(6) 衆議院憲法調査会事務局作成資料	705
イ 衆議院憲法調査会議録集	705
ロ 衆議院憲法調査会事務局作成資料(衆憲資)	705
ハ 参考人質疑用資料(畠山襄参考人)	705
ニ 委員室備付資料	706
ホ 地方公聴会用パンフレット	706

第1編 憲法調査会の設置の経緯

第1編 憲法調査会の設置の経緯

日本国憲法施行 50 周年を機として、超党派の議員により憲法調査委員会設置推進議員連盟が結成され、国会に憲法論議の場を設けようとする動きが本格化した。

この議員連盟においては、当初、常任委員会としての設置を目指していたが、憲法改正に直結するという危惧感からこれに反対する意見も強く、平成 11 年 2 月に自由民主党、民主党、公明党、自由党及び改革クラブの 5 党間で、議案提出権を持たない調査会を設置する、議院運営委員会及び議会制度協議会で協議する旨合意に至った。この合意に基づき、自民、民主、明改（公明党・改革クラブ）及び自由の 5 党 4 会派の幹事長が衆議院議院運営委員長に対して申入れを行った。

これを受け、同年 3 月より、衆議院議長の私的諮問機関である議会制度協議会において協議が開始され、同年 6 月には、議会制度協議会の協議結果報告を受け、衆議院議院運営委員会の国会法改正等に関する小委員会において議論が開始された。

この議論の結果、同年 7 月 6 日、衆議院に憲法調査会を設置することを内容とする「国会法の一部を改正する法律案」及び「衆議院憲法調査会規程案」を同小委員会の起草案とすることが決定された。同日、衆議院議院運営委員会において、両案を同委員会提出案とすることが決定され、同日の衆議院本会議において可決、参議院に送付された。

参議院においては、同月 13 日に衆議院送付案が議院運営委員会に付託され、同月 26 日に同委員会において本案の提出者である衆議院議院運営委員長に対する質疑が行われた後、参議院にも憲法調査会を設置する旨の修正議決が行われ、同日の参議院本会議において可決された。

そして、同月 29 日に衆議院本会議で回付案が同意され、成立し、同年 8 月 4 日に公布されるに至った。

なお、各議院の議院運営委員会理事会において、「憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。調査期間は、概ね 5 年程度を目途とする。会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。」との申合せがなされている。

第2編 憲法調査会の設置の趣旨と その組織及び運営

第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営

第1章 設置の趣旨	5
第2章 組織	6
第1節 委員	6
第2節 会長及び会長代理	12
第3節 幹事及び幹事会	12
第4節 小委員会	13
第5節 事務局	15
第3章 運営に関する基本的事項	16
(1) 憲法調査会の運営に関する基本的事項	16
(2) 小委員会の運営に関する基本的事項	16
(3) 地方公聴会の運営に関する基本的事項	17

第2編 憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営

第1章 設置の趣旨

憲法調査会は各議院に設けられ（国会法第102条の6）、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとされている（衆議院憲法調査会規程第1条）。

憲法調査会が調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとされている（規程第2条第1項）。また、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができるものとされている（規程第2条第2項）。

第2章 組織

第1節 委員

憲法調査会は50人の委員で組織され（規程第3条）委員は各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当て、会期の始めに議院において議長の指名により選任するものとされている（規程第4条）。

（1）委員の割当ては次のとおりである。

イ 第147回国会平成12年1月20日（憲法調査会設置時）

自民	民主	明改	自由	共産	社民
27	9	5	4	3	2

ロ 第147回国会平成12年4月5日（保守党結成に伴う委員割当変更）

自民	民主	明改	共産	保守	自由	社民
27	9	5	3	2	2	2

ハ 第148回国会平成12年7月5日（第42回衆議院議員総選挙後の新構成）

自民	民主	公明	自由	共産	社民	21クラブ	保守
24	14	3	3	2	2	1	1

ニ 第150回国会平成12年11月8日（議員の所属会派変更に伴う委員割当変更）

自民	民主	公明	自由	共産	社民	21クラブ	保守
25	14	3	2	2	2	1	1

ホ 第153回国会平成13年12月5日（21クラブ消滅に伴う委員割当変更）

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守
26	14	3	2	2	2	1

ヘ 第154回国会平成14年1月24日（議員死去に伴う委員割当変更）

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守
25	14	4	2	2	2	1

（2）設置時の委員（平成12年1月20日現在）は次のとおりである。

会長 中山 太郎君 自民

幹事 愛知 和男君 自民 幹事 杉浦 正健君 自民 幹事 中川 昭一君 自民

幹事 葉梨 信行君 自民 幹事 保岡 興治君 自民 幹事 鹿野 道彦君 民主

幹事	仙谷 由人君 民主	幹事	平田 米男君 明改	幹事	野田 毅君 自由
	石川 要三君 自民		石破 茂君 自民		衛藤 晟一君 自民
	奥田 幹生君 自民		奥野 誠亮君 自民		久間 章生君 自民
	小泉純一郎君 自民		左藤 恵君 自民		白川 勝彦君 自民
	田中眞紀子君 自民		中川 秀直君 自民		中曽根康弘君 自民
	平沼 赳夫君 自民		船田 元君 自民		穂積 良行君 自民
	三塚 博君 自民		村岡 兼造君 自民		森山 眞弓君 自民
	柳澤 伯夫君 自民		山崎 拓君 自民		横内 正明君 自民
	石毛 鏡子君 民主		枝野 幸男君 民主		中野 寛成君 民主
	畑 英次郎君 民主		福岡 宗也君 民主		藤村 修君 民主
	横路 孝弘君 民主		石田 勝之君 明改		太田 昭宏君 明改
	倉田 栄喜君 明改		福島 豊君 明改		安倍 基雄君 自由
	中村 鋭一君 自由		二見 伸明君 自由		佐々木陸海君 共産
	志位 和夫君 共産		東中 光雄君 共産		伊藤 茂君 社民
	深田 肇君 社民				

(3) 第42回衆議院議員総選挙後の委員(平成12年7月5日現在)は次のとおりである。

会長	中山 太郎君 自民	幹事	高市 早苗君 自民	幹事	中川 昭一君 自民
幹事	石川 要三君 自民	幹事	枝野 幸男君 民主	幹事	鹿野 道彦君 民主
幹事	葉梨 信行君 自民	幹事	赤松 正雄君 公明	幹事	塩田 晋君 自由
幹事	仙谷 由人君 民主		奥野 誠亮君 自民		久間 章生君 自民
	太田 誠一君 自民		杉浦 正健君 自民		田中眞紀子君 自民
	新藤 義孝君 自民		中山 正暉君 自民		額賀福志郎君 自民
	中曽根康弘君 自民		鳩山 邦夫君 自民		平沢 勝栄君 自民
	根本 匠君 自民		三塚 博君 自民		水野 賢一君 自民
	保利 耕輔君 自民		村上誠一郎君 自民		柳澤 伯夫君 自民
	宮下 創平君 自民		石毛 鏡子君 民主		島 聡君 民主
	山崎 拓君 自民		長妻 昭君 民主		藤村 修君 民主
	中野 寛成君 民主		山田 敏雅君 民主		山谷えり子君 民主
	山内 功君 民主		山村 健君 民主		横路 孝弘君 民主
	山花 郁夫君 民主		斉藤 鉄夫君 公明		武山百合子君 自由
	太田 昭宏君 公明		春名 真章君 共産		山口 富男君 共産
	藤島 正之君 自由		土井たか子君 社民		近藤 基彦君 21 幼
	辻元 清美君 社民				
	野田 毅君 保守				

(4) 第155回国会の委員(平成14年10月24日現在)は次のとおりである。

会長	中山 太郎君	自民				
幹事	杉浦 正健君	自民	幹事	中川 昭一君	自民	
幹事	葉梨 信行君	自民	幹事	保岡 興治君	自民	
幹事	仙谷 由人君	民主	幹事	中川 正春君	民主	
	伊藤 公介君	自民		石川 要三君	自民	
	川崎 二郎君	自民		倉田 雅年君	自民	
	佐藤 勉君	自民		下地 幹郎君	自民	
	中曽根康弘君	自民		中山 成彬君	自民	
	長勢 甚遠君	自民		額賀福志郎君	自民	
	平井 卓也君	自民		福井 照君	自民	
	山口 泰明君	自民		枝野 幸男君	民主	
	今野 東君	民主		首藤 信彦君	民主	
	中野 寛成君	民主		中村 哲治君	民主	
	伴野 豊君	民主		松沢 成文君	民主	
	江田 康幸君	公明		太田 昭宏君	公明	
	武山百合子君	自由		藤島 正之君	自由	
	山口 富男君	共産		金子 哲夫君	社民	
	井上 喜一君	保守				
					幹事 西田 司君	自民
					幹事 大出 彰君	民主
					幹事 赤松 正雄君	公明
					奥野 誠亮君	自民
					近藤 基彦君	自民
					谷川 和穂君	自民
					中山 正暉君	自民
					野田 聖子君	自民
					森岡 正宏君	自民
					小林 憲司君	民主
					筒井 信隆君	民主
					永井 英慈君	民主
					山田 敏雅君	民主
					斉藤 鉄夫君	公明
					春名 真章君	共産
					土井たか子君	社民

(5) なお、委員の主な異動は次のとおりである(一時的な委員の異動を除く。)

第147回国会		委員辞任		補欠選任	
平成12年	4月5日	野田 毅君	保守	達増 拓也君	自由
	4月7日	中川 秀直君	自民	高市 早苗君	自民
	4月11日	福岡 宗也君	民主	島 聡君	民主

第148回国会		委員辞任		補欠選任	
	7月6日	村上誠一郎君	自民	森山 眞弓君	自民
	7月26日	長妻 昭君	民主	大出 彰君	民主
		山内 功君	民主	細野 豪志君	民主
		山田 敏雅君	民主	牧野 聖修君	民主
		山谷えり子君	民主	前原 誠司君	民主
		山村 健君	民主	五十嵐文彦君	民主

第150回国会		委員辞任		補欠選任	
	11月8日	藤島 正之君	自由	村井 仁君	自民

12月 5日	額賀福志郎君	自民	茂木 敏充君	自民
	柳澤 伯夫君	自民	大島 理森君	自民
12月 6日	村井 仁君	自民	佐田玄一郎君	自民

第151回国会

委員辞任

補欠選任

平成13年 1月31日

大島 理森君	自民	金子 一義君	自民
太田 誠一君	自民	二田 孝治君	自民
久間 章生君	自民	西田 司君	自民
佐田玄一郎君	自民	伊藤 達也君	自民
杉浦 正健君	自民	菅 義偉君	自民
高市 早苗君	自民	中谷 元君	自民
根本 匠君	自民	森岡 正宏君	自民
平沢 勝栄君	自民	保岡 興治君	自民
保利 耕輔君	自民	津島 雄二君	自民
水野 賢一君	自民	下村 博文君	自民
宮下 創平君	自民	伊藤 公介君	自民
茂木 敏充君	自民	渡辺 博道君	自民
五十嵐文彦君	民主	生方 幸夫君	民主
石毛 鏌子君	民主	大石 尚子君	民主
中野 寛成君	民主	小林 守君	民主
藤村 修君	民主	筒井 信隆君	民主
牧野 聖修君	民主	中川 正春君	民主
山花 郁夫君	民主	中田 宏君	民主
横路 孝弘君	民主	松沢 成文君	民主
赤松 正雄君	公明	上田 勇君	公明
武山百合子君	自由	藤島 正之君	自由
辻元 清美君	社民	金子 哲夫君	社民
4月12日 野田 毅君	保守	小池百合子君	保守
4月16日 小池百合子君	保守	野田 毅君	保守
4月26日 田中真紀子君	自民	小此木八郎君	自民
中谷 元君	自民	村田 吉隆君	自民
森山 眞弓君	自民	七条 明君	自民
中田 宏君	民主	桑原 豊君	民主
5月 1日 村田 吉隆君	自民	山本 公一君	自民
5月 7日 小此木八郎君	自民	松本 和那君	自民
七条 明君	自民	高村 正彦君	自民

	新藤 義孝君	自民	今村 雅弘君	自民
	渡辺 博道君	自民	佐田玄一郎君	自民
5月31日	野田 毅君	保守	小池百合子君	保守
6月5日	小池百合子君	保守	野田 毅君	保守

第152回国会	委員辞任		補欠選任	
9月26日	塩田 晋君	自由	都築 讓君	自由

第153回国会	委員辞任		補欠選任	
9月27日	生方 幸夫君	民主	細川 律夫君	民主
	枝野 幸男君	民主	小沢 鋭仁君	民主
	大石 尚子君	民主	岡田 克也君	民主
	桑原 豊君	民主	小林 憲司君	民主
	小林 守君	民主	今野 東君	民主
	島 聡君	民主	首藤 信彦君	民主
	細野 豪志君	民主	中野 寛成君	民主
	前原 誠司君	民主	中村 哲治君	民主
	松沢 成文君	民主	山田 敏雅君	民主
11月8日	小沢 鋭仁君	民主	島 聡君	民主
11月21日	近藤 基彦君	21 ｸﾞﾌﾞ	宇田川芳雄君	21 ｸﾞﾌﾞ
11月29日	宇田川芳雄君	21 ｸﾞﾌﾞ	近藤 基彦君	21 ｸﾞﾌﾞ
平成14年 1月8日	今村 雅弘君	自民	大島 理森君	自民
	佐田玄一郎君	自民	小坂 憲次君	自民
	下村 博文君	自民	虎島 和夫君	自民
	菅 義偉君	自民	北村 直人君	自民
1月18日	伊藤 公介君	自民	高市 早苗君	自民
	大島 理森君	自民	渡辺 博道君	自民
	北村 直人君	自民	平井 卓也君	自民
	小坂 憲次君	自民	額賀福志郎君	自民
	津島 雄二君	自民	大木 浩君	自民
	虎島 和夫君	自民	長勢 甚遠君	自民
	二田 孝治君	自民	岩永 峯一君	自民
	松本 和那君	自民	中山 成彬君	自民
	三塚 博君	自民	松島みどり君	自民
	山本 公一君	自民	谷垣 禎一君	自民
	岡田 克也君	民主	松沢 成文君	民主

細川 律夫君	民主	永井 英慈君	民主
上田 勇君	公明	赤松 正雄君	公明
都築 讓君	自由	武山百合子君	自由

第 154 回国会

委員辞任

補欠選任

1月22日	野田 毅君	保守	井上 喜一君	保守
1月24日	岩永 峯一君	自民	江田 康幸君	公明
2月 4日	鳩山 邦夫君	自民	土屋 品子君	自民
2月 5日	大木 浩君	自民	茂木 敏充君	自民
2月 7日	鹿野 道彦君	民主	伴野 豊君	民主
2月21日	松島みどり君	自民	伊藤 公介君	自民
3月11日	茂木 敏充君	自民	石破 茂君	自民
4月16日	近藤 基彦君	自民	久間 章生君	自民
4月26日	久間 章生君	自民	近藤 基彦君	自民
7月 5日	中山 成彬君	自民	谷川 和穂君	自民
9月30日	石破 茂君	自民	新藤 義孝君	自民
	谷垣 禎一君	自民	佐藤 勉君	自民
10月 2日	伊藤 達也君	自民	小坂 憲次君	自民
	高市 早苗君	自民	馳 浩君	自民
10月 4日	新藤 義孝君	自民	佐田玄一郎君	自民
	土屋 品子君	自民	川崎 二郎君	自民
10月17日	金子 一義君	自民	福井 照君	自民
	小坂 憲次君	自民	倉田 雅年君	自民
	高村 正彦君	自民	砂田 圭佑君	自民
	佐田玄一郎君	自民	下地 幹郎君	自民
	馳 浩君	自民	杉浦 正健君	自民
	山崎 拓君	自民	中山 成彬君	自民
	渡辺 博道君	自民	山口 泰明君	自民
	島 聡君	民主	枝野 幸男君	民主

第 155 回国会

委員辞任

補欠選任

10月21日	砂田 圭佑君	自民	野田 聖子君	自民
--------	--------	----	--------	----

第2節 会長及び会長代理

(1) 会長

憲法調査会の会長は、委員の互選により選任するものとされている（規程第5条）。会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表するものとされている（規程第6条）。

会長は次のとおり選任されている。

選任日	会長
第147回国会平成12年1月20日	中山 太郎君(自民)
第148回国会平成12年7月5日	中山 太郎君(自民)

(2) 会長代理

憲法調査会の会長代理については、国会法及び衆議院憲法調査会規程に規定はないが、第145回国会平成11年7月6日の衆議院議院運営委員会理事会においてなされた、「会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する」旨の申合せに基づいて、次のとおり選任されている。

指名日	会長代理
第147回国会平成12年1月20日	鹿野 道彦君(民主)
第148回国会平成12年7月5日	鹿野 道彦君(民主)
第154回国会平成14年2月7日	中野 寛成君(民主)
第155回国会平成14年10月24日	仙谷 由人君(民主)

第3節 幹事及び幹事会

憲法調査会には数人の幹事が置かれ、委員の互選により選任するものとされている（規程第7条第1項）。会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができ（規程第7条第2項）、会長に事故があるときは、幹事が会長の職務を行うものとされている（規程第7条第3項）。

第147回国会平成12年1月20日の議院運営委員会において、憲法調査会の幹事の員数は9名とされ、また、各会派の割当ては自民5名、民主2名、明改1名及び自由1名と決定された。共産及び社民の両会派については小会派であるため幹事の割当てがなかったが、両会派からの幹事会へのオブザーバー出席の申出を受け、可能な限り多くの会派による公正な憲法調査会運営を確保するため、初回の幹事会において両会派のオブザーバー出席を認めた。その後、新たな会派が結成された場合には、すべて申出により幹事会へのオブザーバー出席を認めている。

なお、平成12年2月10日に大島理森議院運営委員長より中山会長に対し、「幹事の会派割当てについての議院運営委員会理事会における協議の経緯を踏

まえ、憲法調査会においては、幹事の割当てのない共産、社民の両会派の委員を、オブザーバーとして幹事と同様の扱いをしていただきたい」旨の申入れが口頭でなされている。

幹事の会派割当て及びその異動は第4編資料2のとおりである。

第4節 小委員会

憲法調査会は小委員会を設けることができるものとされている（規程第8条）。

日本国憲法に関する個別の論点についての専門的、効果的な調査を進めるため、第154回国会平成14年2月7日の憲法調査会において、日本国憲法の三原則及び憲法調査会における議論、国民の関心等を勘案して、16名の小委員からなる四つの小委員会を設置した。

なお、同日の憲法調査会での決定により、各小委員会の小委員長及び小委員は会長の指名により選任することとし、また、会長及び会長代理は小委員会に常時出席できるものとした。

(1) 各小委員会における小委員の会派割当ては次のとおりである。

自民	民主	公明	自由	共産	社民	保守
7	4	1	1	1	1	1

(2) 各小委員会の名称、調査案件及び小委員は次のとおりである。

名称	基本的人権の保障に関する調査小委員会	政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	地方自治に関する調査小委員会
調査案件	基本的人権の保障に関する件	政治の基本機構のあり方に関する件	国際社会における日本のあり方に関する件	地方自治に関する件
小委員長	島 聡君(民主)	高市 早苗君(自民)	中川 昭一君(自民)	保岡 興治君(自民)
設置時 (H14.2.7) の小委員	金子 一義君(自民)	伊藤 達也君(自民)	石川 要三君(自民)	土屋 品子君(自民)
	近藤 基彦君(自民)	奥野 誠亮君(自民)	高村 正彦君(自民)	西田 司君(自民)
	中山 成彬君(自民)	谷垣 禎一君(自民)	近藤 基彦君(自民)	葉梨 信行君(自民)
	中山 正暉君(自民)	中曽根康弘君(自民)	土屋 品子君(自民)	平井 卓也君(自民)
	長勢 甚遠君(自民)	額賀福志郎君(自民)	葉梨 信行君(自民)	森岡 正宏君(自民)
	葉梨 信行君(自民)	松島みどり君(自民)	平井 卓也君(自民)	渡辺 博道君(自民)
	茂木 敏充君(自民)	島 聡君(民主)	首藤 信彦君(民主)	筒井 信隆君(民主)
	大出 彰君(民主)	仙谷 由人君(民主)	中川 正春君(民主)	中川 正春君(民主)
	小林 憲司君(民主)	伴野 豊君(民主)	中村 哲治君(民主)	中村 哲治君(民主)
	今野 東君(民主)	松沢 成文君(民主)	山田 敏雅君(民主)	永井 英慈君(民主)
	太田 昭宏君(公明)	斉藤 鉄夫君(公明)	赤松 正雄君(公明)	江田 康幸君(公明)
	武山百合子君(自由)	藤島 正之君(自由)	藤島 正之君(自由)	武山百合子君(自由)
	春名 真章君(共産)	山口 富男君(共産)	山口 富男君(共産)	春名 真章君(共産)
	金子 哲夫君(社民)	土井たか子君(社民)	金子 哲夫君(社民)	土井たか子君(社民)
井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	
小委員長	島 聡君(民主)	高市 早苗君(自民)	中川 昭一君(自民)	保岡 興治君(自民)
154回国会 会期終了日 (H14.7.31) の小委員	石破 茂君(自民)	伊藤 達也君(自民)	石川 要三君(自民)	伊藤 公介君(自民)
	金子 一義君(自民)	奥野 誠亮君(自民)	高村 正彦君(自民)	西田 司君(自民)
	近藤 基彦君(自民)	谷垣 禎一君(自民)	近藤 基彦君(自民)	葉梨 信行君(自民)
	谷川 和穂君(自民)	中曽根康弘君(自民)	土屋 品子君(自民)	平井 卓也君(自民)
	土屋 品子君(自民)	中山 正暉君(自民)	葉梨 信行君(自民)	森岡 正宏君(自民)
	長勢 甚遠君(自民)	額賀福志郎君(自民)	平井 卓也君(自民)	渡辺 博道君(自民)
	葉梨 信行君(自民)	島 聡君(民主)	首藤 信彦君(民主)	筒井 信隆君(民主)
	大出 彰君(民主)	仙谷 由人君(民主)	中川 正春君(民主)	中川 正春君(民主)
	小林 憲司君(民主)	伴野 豊君(民主)	中村 哲治君(民主)	中村 哲治君(民主)
	今野 東君(民主)	松沢 成文君(民主)	山田 敏雅君(民主)	永井 英慈君(民主)
	太田 昭宏君(公明)	斉藤 鉄夫君(公明)	赤松 正雄君(公明)	江田 康幸君(公明)
	武山百合子君(自由)	藤島 正之君(自由)	藤島 正之君(自由)	武山百合子君(自由)
	春名 真章君(共産)	山口 富男君(共産)	山口 富男君(共産)	春名 真章君(共産)
	金子 哲夫君(社民)	土井たか子君(社民)	金子 哲夫君(社民)	土井たか子君(社民)
井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	井上 喜一君(保守)	

(3) 小委員の主な異動は次のとおりである(一時的な委員の異動は除く。)

イ 基本的人権の保障に関する調査小委員

		小委員辞任		補欠選任	
平成 14 年	2 月 8 日	中山 正暉君	自民	松島みどり君	自民
	2 月 25 日	松島みどり君	自民	土屋 品子君	自民
	3 月 14 日	茂木 敏充君	自民	石破 茂君	自民
	7 月 11 日	中山 成彬君	自民	谷川 和穂君	自民

ロ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員

		小委員辞任		補欠選任	
平成 14 年	2 月 8 日	松島みどり君	自民	中山 正暉君	自民

ハ 地方自治に関する調査小委員

		小委員辞任		補欠選任	
平成 14 年	2 月 25 日	土屋 品子君	自民	伊藤 公介君	自民

第 5 節 事務局

憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置くこととされている。また、事務局に事務局長その他必要な職員を置き、事務局長は会長の命を受け局務を掌理することとされている(規程第 24 条)。

第3章 運営に関する基本的事項

(1) 憲法調査会の運営に関する基本的事項

第145回国会平成11年7月6日の議院運営委員会理事会において「憲法調査会設置に関する申合せ」がなされ、「憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。調査期間は、概ね5年程度を目途とする。会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定する。」の3点が確認されている。

第147回国会平成12年2月10日に初回の幹事会を開き、上記の申合せを確認するとともに、定例日等、憲法調査会の運営に関する事務的な諸事項について協議を行った。前述のとおり、この幹事会において共産及び社民両会派の幹事会へのオブザーバー出席を認めることとしたほか、以下の事項を協議決定した。

幹事会は委員会における理事会の例にならい非公開とすること。

憲法調査会を開催する定例日については木曜日とし、月2回程度の開催とすること。

憲法調査会及び幹事会への政府関係者の出席は原則として認めず必要に応じて判断することとし、常時出席可能な者を衆議院事務局関係者のみとすること。

憲法調査会の傍聴については、委員会の例にならい議員紹介の傍聴手続を当面続けるものとすること。

傍聴については、原則非公開である委員会とは異なり、原則公開である旨が憲法調査会規程(第22条)に明記されたこともあり、手続を緩和し、議員紹介を要しない傍聴手続の創設を求める意見も出されたが、委員室傍聴席の収容規模等の問題があり、議員紹介を要するとしたものである。

なお、これら運営に関する事務的な諸事項については、平成12年6月の衆議院解散による第42回総選挙後の第148回国会平成12年7月5日の幹事会にて、第148回国会以降においても前国会と同様の方針をもって憲法調査会を運営することを確認している。

(2) 小委員会の運営に関する基本的事項

第154回国会平成14年2月7日の憲法調査会において、「基本的人権の保障に関する調査小委員会」、「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」、「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」及び「地方自治に関する調査小委員会」の四つの小委員会を設置したが、その際、小委員会の運営に関する基本的事項として次のとおり協議決定した。

小委員及び小委員長の選任並びに辞任及び補欠選任については会長に一

任すること。

会長及び会長代理は小委員会に常時出席できること。

なお、同日の憲法調査会幹事会において、「各小委員会の調査の足並みを揃えるため、調査テーマ、調査方法、参考人の人選等各小委員会の運営に関しては、幹事会において協議決定すること」を確認した。

(3) 地方公聴会の運営に関する基本的事項

日本国憲法についての国民各層の意見を聴取し、憲法調査会における調査の参考にするため、以下の要領で地方公聴会を開催した。

イ 開催場所

地方公聴会の開催場所については、諸般の事情を勘案の上、その都度幹事会で協議決定した。

ロ 意見陳述者

意見陳述者については、第1回及び第2回の地方公聴会ではその数を10名とし、憲法調査会に委員の割当てを有する8会派が1名ずつ推薦し、残り2名は一般公募を行って幹事会において人選することとした。ただし、第1回地方公聴会では、保守党がその推薦枠を公募枠に譲ったため、会派推薦7名、一般公募3名となった。意見陳述者の選定方法については、会派推薦の意見陳述者については各会派から推薦された者をそのまま幹事会において意見陳述者として選定し、一般公募の意見陳述者については記者会見、官報及び衆議院ホームページにより地方公聴会の開催要領を公表し、地方公聴会で述べようとする意見の概要を記載した800字以内の論文を募集し、応募された論文を審査し、応募者の年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定した。

第3回から第5回の地方公聴会では、各意見陳述者の意見陳述時間を増やすため、その数を6名に減じ、会派推薦枠を撤廃して6名すべてについて一般公募を行い、幹事会において人選を行った。意見陳述者の選定方法は第1回及び第2回と同じである。

ハ 派遣委員

第1回の派遣委員は、中山太郎会長を団長とし、会長代理のほか各会派1名の委員をもって構成した。第2回以降は、中山太郎会長を団長とし、会長代理及び自由民主党所属委員2名のほか各会派1名をもって構成している。

二 議事

各回とも、まず会議の座長を務める中山太郎団長から、挨拶及び地方公聴会開催の趣旨について説明した後、各意見陳述者から順次意見を聴取し、派遣委員から意見陳述者に対し質疑を行った。意見陳述者の意見陳述時間及び派遣委員の質疑時間は、第1回及び第2回では1人10分、第3回以降は1人15分である。

なお、派遣委員からの質疑終了後、時間に余裕のある場合に傍聴者から発言を募ることとした。各回とも数名が当日の議事内容、憲法問題等について感想を述べている。

ホ 傍聴

傍聴については、国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を团长において許可することとした。一般傍聴は、使用した会場のスペースにより200名から300名程度の座席を確保し、各会派に割り当てる会派枠の傍聴及び一般公募枠の傍聴を設けた。一般公募枠の傍聴については、記者会見、官報及び衆議院ホームページにより地方公聴会の開催要領を発表して募集を行い、応募多数の場合は抽選を行って傍聴者を選定した。

地方公聴会に関するデータは第4編資料5のとおりである。

第3編 憲法調査会の調査の経過 及びその内容

第1章 調査の経過

第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容

第1章 調査の経過

第1節 憲法調査会及び小委員会における調査	22
1. 第147回国会	22
2. 第148回国会	22
3. 第149回国会	23
4. 第150回国会	23
5. 第151回国会	24
6. 第152回国会	24
7. 第153回国会	24
8. 第154回国会	25
9. 第155回国会	27
第2節 地方公聴会	28
第3節 海外調査等	30
1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団 (平成12年9月10日～19日).....	30
2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成13年8月28日～9月7日).....	31
3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団 (平成14年9月23日～10月5日).....	32
4. 表敬訪問	33
第4節 その他の活動	35
1. 憲法のひろば	35
2. 論文募集	35
3. ポスターの作製及び配付	35
4. 衆議院憲法調査会ニュース	35
5. 衆議院憲法調査会ホームページ	35

第3編 憲法調査会の調査の経過及びその内容

第1章 調査の経過

憲法調査会は、平成12年1月20日に設置されて以降平成13年12月まで、「日本国憲法の制定経緯」、「戦後の主な違憲判決」及び「21世紀の日本のあるべき姿」をテーマに、日本国憲法についての広範かつ総合的な調査を進めた。平成14年からは、憲法調査会の下に「基本的人権の保障」、「政治の基本機構のあり方」、「国際社会における日本のあり方」及び「地方自治」の四つのテーマをそれぞれ専門的に調査する小委員会を設置し、日本国憲法に関する個別論点について調査を行った。

この間、国民各層の意見を聴取するため、平成13年には宮城県仙台市、兵庫県神戸市及び愛知県名古屋市に、平成14年には沖縄県名護市及び北海道札幌市に委員派遣（いわゆる「地方公聴会」）を行った。

また、憲法調査会のメンバーをもって構成された調査議員団が3度にわたり海外に派遣され、平成12年はドイツ、スイス、イタリア及びフランス並びにフィンランドの憲法事情について、平成13年はロシア及びハンガリーその他の東欧各国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する5ヶ国並びにイスラエルの憲法事情について、平成14年は英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア5ヶ国、中国及び韓国の憲法事情について調査が行われた。

第1節 憲法調査会及び小委員会における調査

1. 第147回国会

平成12年1月20日に召集された第147回国会では、会長及び幹事の互選、各会派からの意見表明、「日本国憲法の制定経緯」についての調査、憲法記念日に向けての自由討議、「戦後の主な違憲判決」についての調査を行った。

第147回国会の調査経過は次のとおりである。

日付	回次	議題	議事等
H12. 1.20(木)	第1回	会長及び幹事の互選	
2.17(木)	第2回	日本国憲法に関する件	委員葉梨信行君、鹿野道彦君、平田米男君、野田毅君、佐々木陸海君及び伊藤茂君から意見を聴取した。
		日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.24(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 駒澤大学法学部教授 駒澤大学大学院法学研究科委員長 西 修 君 日本大学法学部教授 青山 武憲 君
3.9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 獨協大学法学部教授 古関 彰一 君 広島大学総合科学部助教授 村田 晃嗣 君
3.23(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 名古屋大学名誉教授 長谷川正安 君 香川大学法学部教授 高橋 正俊 君
4.6(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学法学部教授 北岡 伸一 君 筑波大学社会科学系教授 進藤 榮一 君
4.20(木)	第7回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 神戸大学大学院法学研究科教授 五百旗頭真 君 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 天川 晃 君
4.27(木)	第8回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。
5.11(木)	第9回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	自由討議を行った。
5.25(木)	第10回	日本国憲法に関する件 (戦後の主な違憲判決)	最高裁判所当局から説明を聴取した後、質疑を行った。

2. 第148回国会

第42回衆議院議員総選挙後、平成12年7月4日に召集された第148回国会では、会長及び幹事の互選を行った。

第148回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H12. 7. 5 (水)	第 1 回	会長及び幹事の互選	

3 . 第 149 回国会

平成 12 年 7 月 28 日に召集された第 149 回国会では、「今後の憲法調査会の進め方」についての自由討議を行った。

第 149 回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回	議 題	議 事 等
H12. 8. 3 (木)	第 1 回	日本国憲法に関する件 (今後の憲法調査会の進め方)	自由討議を行った。

4 . 第 150 回国会

平成 12 年 9 月 21 日に召集された第 150 回国会では、「21 世紀の日本のあるべき姿」についての調査を行った。

第 150 回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H12. 9.28 (木)	第 1 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院情報学環教授 田中 明彦 君 作家 小田 実 君
		日本国憲法に関する件	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 欧州各国憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した。
10.12 (木)	第 2 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 作家・日本財団会長 曾野 綾子 君 日本大学大学院総合社会情報研究科教授 近藤 大博 君
10.26 (木)	第 3 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 財団法人国際東アジア研究センター所長 市村 真一 君
11. 9 (木)	第 4 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 佐々木 毅 君 南山大学教授・法学博士 小林 武 君
11.30 (木)	第 5 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京都知事 石原慎太郎 君 ジャーナリスト 櫻井よしこ 君
12. 7 (木) (閉会中)	第 6 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 評論家・麗澤大学教授 松本 健一 君 上智大学教授 渡部 昇一 君
12.21 (木) (閉会中)	第 7 回	日本国憲法に関する件 (21 世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 国際基督教大学教養学部教授 村上陽一郎 君

平成 12 年 10 月 12 日の憲法調査会は、参議院比例代表に「非拘束名簿式」を導入するための公職選挙法改正案を巡り国会が混乱していたため、民主、自由、共産、社民各会派の所属委員の出席を得られないまま開会した。

5. 第151回国会

平成13年1月31日に召集された第151回国会では、「21世紀の日本のあるべき姿」についての調査を行うとともに、仙台及び神戸にてそれぞれ地方公聴会を開催した。

第151回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H13. 2. 8 (木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 岩手県立大学長 西澤 潤一 君 東京大学教授 高橋 進 君 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.22 (木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター 遺伝子構造・機能研究グループ プロジェクトディレクター 林崎 良英 君 日本大学人口研究所次長 日本大学経済学部教授 小川 直宏 君 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
3. 8 (木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫 正義 君
3.22 (木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 学習院大学法学部教授 坂本多加雄 君 東京大学社会情報研究所教授 姜 尚中 君
4.16 (月)		日本国憲法について	第1回地方公聴会(宮城県仙台市)
4.26 (木)	第5回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
5.17 (木)	第6回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 地方財政審議会委員 木村 陽子 君 九州大学大学院法学研究院教授 大隈 義和 君
6. 4 (月)		日本国憲法について (21世紀の日本のあるべき姿)	第2回地方公聴会(兵庫県神戸市)
6.14 (木)	第7回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。

6. 第152回国会

平成13年8月7日に召集された第152回国会では、会期が短かったため、憲法調査会を開かなかった。

7. 第153回国会

平成13年9月27日に召集された第153回国会では、ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査概要についての報告聴取及び自由討議、

「21世紀の日本のあるべき姿」について、それぞれ国際連合と安全保障、統治機構に関する諸問題、人権保障に関する諸問題をテーマとして調査を行うとともに、名古屋にて地方公聴会を開催した。

第153回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H13. 10.11(木)	第1回	日本国憲法に関する件	ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、討議を行った。
		日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
10.25(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 大沼 保昭 君 拓殖大学国際開発学部教授 森本 敏 君
			委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
11. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学法学部教授 長谷部恭男 君 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗 君
11.26(月)		国際社会における日本の役割	第3回地方公聴会(愛知県名古屋市)
11.29(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 中部大学中部高等学術研究所所長 武者小路公秀 君 城西大学経済学部教授 畑尻 剛 君
		日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。
12. 6(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	自由討議を行った。

8. 第154回国会

平成14年1月21日に召集された第154回国会では、日本国憲法に関する個別の論点についての専門的、効果的な調査を行うため、調査会の下に小委員会を設置して調査を進めることとした。各小委員会の調査方法については、基本的にこれまでと同様に参考人を招致して意見を聴取し、これに対して質疑を行う形で進めることとしたが、参考人が退席した後に委員のみで自由討議を行うことにより、議論を深めることとした。

同国会では、各小委員会において、基本的人権の保障についての調査、政治の基本機構のあり方についての調査、国際社会における日本のあり方についての調査、地方自治についての調査を行う一方、憲法調査会において、沖縄及び札幌にてそれぞれ地方公聴会を開催するとともに、沖縄地方公聴会の報告及び我が国の安全保障についての自由討議、札幌地方公聴会の報告、各小委員長からの報告及び自由討議を行った。

第154回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H14. 2. 7 (木)	第 1 回	日本国憲法に関する件	基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに協議決定した。 小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。
2.14 (木)	人権小 第 1 回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成城大学法学部教授 棟居 快行 君
	政治小 第 1 回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 高橋 和之 君
2.28 (木)	国際小 第 1 回	国際社会における日本のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 名古屋大学大学院法学研究科教授 松井 芳郎 君
	地方小 第 1 回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 筑波大学教授 岩崎美紀子 君
3.14 (木)	政治小 第 2 回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北海道大学大学院法学研究科教授 山口 二郎 君
	人権小 第 2 回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成蹊大学教授 安念 潤司 君
3.19 (火)	第 2 回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。
3.28 (木)	地方小 第 2 回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗 君
	国際小 第 2 回	国際社会における日本のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本貿易振興会理事長 畠山 襄 君
4.11 (木)	人権小 第 3 回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 広島大学法学部長 阪本 昌成 君
	政治小 第 3 回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 京都大学教授 大石 眞 君
4.22 (月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第 4 回地方公聴会(沖縄県名護市)
4.25 (木)	第 3 回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した後、自由討議を行った。
5. 9 (木)	国際小 第 3 回	国際社会における日本のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 株式会社三井物産戦略研究所所長 寺島 実郎 君
	地方小 第 3 回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 神野 直彦 君
5.16 (木)	第 4 回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

年月日	回次	議 題	議 事 等
5.23 (木)	政治小 第4回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪大学大学院法学研究科教授 松井 茂記 君
	人権小 第4回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本政策研究センター所長 伊藤 哲夫 君
6.6 (木)	地方小 第4回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 鳥取県知事 片山 善博 君
	国際小 第4回	国際社会における日本のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 杏林大学総合政策学部教授 田久保忠衛 君
6.24 (月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第5回地方公聴会(北海道札幌市)
7.4 (木)	人権小 第5回	基本的人権の保障に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本労働組合総連合会事務局長 草野 忠義 君
	政治小 第5回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 高崎経済大学助教授 八木 秀次 君
7.11 (木)	国際小 第5回	国際社会における日本のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学社会科学研究所助教授 中村 民雄 君
	地方小 第5回	地方自治に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 三重県知事 北川 正恭 君
7.25 (木)	第5回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 基本的人権の保障に関する調査小委員長、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長及び地方自治に関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取した。 日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。

9. 第155回国会

平成14年10月18日に召集された第155回国会の調査経過は次のとおりである。

年月日	回次	議 題	議 事 等
H14. 10.24 (木)	第1回	幹事の辞任及び補欠選任	

第2節 地方公聴会

日本国憲法についての国民各層の意見を聴取し、憲法調査会における調査の参考にするため、宮城県仙台市、兵庫県神戸市、愛知県名古屋市、沖縄県名護市及び北海道札幌市にて地方公聴会を開催した。

各地方公聴会の派遣委員及び意見陳述者は次のとおりである。

仙台地方公聴会（第151回国会平成13年4月16日）

派遣委員	中山 太郎君（自民） 葉梨 信行君（自民） 鹿野 道彦君（民主） 仙谷 由人君（民主） 齊藤 鉄夫君（公明） 藤島 正之君（自由） 春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民） 小池百合子君（保守） 近藤 基彦君（21クラブ）
意見陳述者	仙台経済同友会代表幹事 手島 典男 君 宮城県鹿島台町長 鹿野 文永 君 東北大学名誉教授 志村 憲助 君 東北大学文学部教授 田中 英道 君 専修大学法学部教授・東北大学名誉教授 小田中聰樹 君 「憲法」を愛する女性ネット代表 久保田真苗 君 東北福祉大学助教授 米谷 光正 君 弘前学院聖愛高等学校教諭 濱田 武人 君 専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表 遠藤 政則 君 みやぎ生協平和活動委員会委員長 齋藤 孝子 君

神戸地方公聴会（第151回国会平成13年6月4日）

派遣委員	中川 昭一君（自民） 中山 太郎君（自民） 葉梨 信行君（自民） 鹿野 道彦君（民主） 中川 正春君（民主） 齊藤 鉄夫君（公明） 塩田 晋君（自由） 春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民） 小池百合子君（保守） 近藤 基彦君（21クラブ）
意見陳述者	兵庫県知事 貝原 俊民 君 川西市長 柴生 進 君 神戸市長 笹山 幸俊 君 学校法人大前学園理事長 大前 繁雄 君 神戸大学副学長・大学院法学研究科教授 浦部 法穂 君 弁護士 中北龍太郎 君 兵庫県医師会会長 橋本 章男 君 兵庫県北淡町長 小久保正雄 君 会社経営 塚本 英樹 君 大阪工業大学助教授 中田 作成 君

名古屋地方公聴会（第153回国会平成13年11月26日）

派遣委員	中山 太郎君（自民） 葉梨 信行君（自民） 鳩山 邦夫君（自民） 鹿野 道彦君（民主） 島 聡君（民主） 齊藤 鉄夫君（公明） 都築 譲君（自由） 春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民） 宇田川芳雄君（21ｸﾞﾌﾞ）
意見 陳述者	名古屋大学名誉教授 主婦 岐阜県立高等学校教諭 名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程 弁護士 大学生 田口富久治 君 西 英子 君 野原 清嗣 君 川畑 博昭 君 古井戸康雄 君 加藤 征憲 君

沖縄地方公聴会（第154回国会平成14年4月22日）

派遣委員	久間 章生君（自民） 中山 太郎君（自民） 葉梨 信行君（自民） 島 聡君（民主） 中野 寛成君（民主） 赤松 正雄君（公明） 藤島 正之君（自由） 春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民） 井上 喜一君（保守）
意見 陳述者	平和憲法・地方自治問題研究所主宰 弁護士 ビジネススクール校長 沖縄国際大学法学部教授 大学生 沖縄県議会議員 山内 徳信 君 新垣 勉 君 恵 隆之介 君 垣花 豊順 君 稲福絵梨香 君 安次富 修 君

札幌地方公聴会（第154回国会平成14年6月24日）

派遣委員	中川 昭一君（自民） 中山 太郎君（自民） 葉梨 信行君（自民） 中川 正春君（民主） 中野 寛成君（民主） 赤松 正雄君（公明） 武山百合子君（自由） 春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民） 井上 喜一君（保守）
意見 陳述者	大東亜商事株式会社代表取締役 農業 北海道弁護士会連合会理事長 大学生 小樽商科大学教授 弁護士 稲津 定俊 君 石塚 修 君 田中 宏 君 佐藤 聖美 君 結城洋一郎 君 馬杉 榮一 君

地方公聴会に関するデータは第4編資料5のとおりである。

第3節 海外調査等

1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団（平成12年9月10日～19日）

平成12年9月10日から同月19日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、スイス、イタリア及びフランス並びにフィンランドの憲法に関する実情等について調査が行われた。

この調査議員団は、中山太郎会会長を団長、鹿野道彦会会長代理を副団長として、石川要三君（自民）、中川昭一君（自民）、葉梨信行君（自民）、仙谷由人君（民主）、赤松正雄君（公明）、春名真章君（共産）及び辻元清美君（社民）の9名をもって構成された。

訪問先及び懇談相手は次のとおりである。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
H12. 9.11	ドイツ	連邦憲法裁判所	ユタ・リンバツハ長官 ウド・シュタイナー裁判官
		アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設	良心的兵役拒否者
9.12		日本国大使公邸	鈴木徹書記官（在フィンランド日本国大使館）
		連邦議会	アルフレッド・ハルテンバッハ議員（社会民主党法務部会長）
9.13	スイス	連邦議会	レモ・ギジン下院議員（外務委員・元憲法改正委員、社会民主党） ウルリッヒ・フィッシャー下院議員（外務委員、自由民主党） レモ・ガリ下院議員（外務委員、キリスト教民主党） ジョン・クレール議会事務局次長 アレクサンドロ・デルプレット議会事務局広報官
			（スイス連邦司法警察省） ルチウス・マーダー憲法・行政部長 ディター・ビダーマン上級顧問（元憲法改正チーム次長） リダ・フロア法制部長
9.14		日本国大使公邸	作家 塩野七生氏
9.15	イタリア	憲法裁判所	チェーザレ・ミラベッリ長官 フェルナンド・サントスオッソ判事 リカルド・キエツパ判事 フランコ・ビーレ判事 ジョヴァンニ・マリア・フリック判事 マウリツィオ・ネーヴォラ儀典長
		衆議院（下院）憲法問題委員会	ローザ・ルツッ・イェルヴォリーノ委員長（人民党） ジャコモ・ガッラ議員（中道右翼連合）
9.18	フランス	国民議会	クリスティヌ・ラゼルジュ副議長（社会党） エティエンヌ・パント議員（仏日友好議員連盟副会長・ヴェルサイユ市長、共和国連合）
		憲法院	イヴ・ギユエナ総裁 シモンヌ・ヴェイク委員 ジョン・クロード・コリアール委員

2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団（平成13年8月28日～9月7日）

平成13年8月28日から同年9月7日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団が派遣され、ロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた5カ国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する5カ国並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査が行われた。

この憲法調査議員団は、中山太郎会長を団長、鹿野道彦会長代理を副団長として、葉梨信行君（自民）、保岡興治君（自民）、仙谷由人君（民主）、斉藤鉄夫君（公明）、山口富男君（共産）、金子哲夫君（社民）及び近藤基彦君（21クラブ）の9名をもって構成された。

訪問先及び懇談相手は次のとおりである。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
H13. 8.29	ロシア	国家院（下院）	ザドルノフ議員 ジュコフ議員 ザカーエフ議員 バルジャンノヴァ議員
			ルキン副議長
			ルキャノフ国家建設委員長
		法務省	エブドキーモフ第一法務次官 ジューミン対外関係局第一次長 フェドロフ連邦構成主体法制局次長 パンチェンコ立法活動局長 シュリピツィン法案作成局次長 ポロディナ国家・地方機関関係法担当局長 ゴルジュスキン対外関係局専門員
			連邦憲法裁判所附属 憲法裁判分析センター
8.30	ハンガリー	日本国大使公邸	安田国彦書記官（在ハンガリー日本国大使館） 大杉恵美書記官（在ポーランド日本国大使館） 佐藤輝書記官（在チェッコ日本国大使館） 好井正信書記官（在ルーマニア日本国大使館）
8.31	オランダ	第一院（上院）	アルテス議長
		女王官房府	ロディウス長官
		内務省	ピータース憲法問題王国関係局長代理 ヴェーゼル法律顧問
		日本国大使館	梶本洋之書記官（在スウェーデン日本国大使館） 藤田順三参事官（在デンマーク日本国大使館） 大槻大輔書記官（在ベルギー日本国大使館）
9.2	イスラエル	ホテル内会議室	ショフマン検事次長
		司法省	シトリート司法相
		ホテル内会議室	ショハム クネセット基本法委員会法律顧問 ピネス クネセット基本法委員会委員長
9.3		外務省	ペレス副首相兼外相
		ホテル内会議室	カルモン博士
			セガル テルアビブ大学教授 アレンス イスラエル日本友好議員連盟会長

9.5	スペイン	国務院	カベロ議長 ラビージャ常任評議員 ロドリゲス常任評議員 エレロ評議員
		下院憲法委員会	マリスカル・デ・ガンテ委員長 シスネロス議員 ベラ議員 ジャーネー・イ・グアスク議員 ベルムデス・デ・カストロ議員 ガリード議員 ドレゴ・デ・カルロス委員会課長

3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団（平成 14 年 9 月 23 日～10 月 5 日）

平成 14 年 9 月 23 日から同年 10 月 5 日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団が派遣され、英国、タイ及びシンガポールをはじめとする東南アジア 5 ヶ国、中国及び韓国の憲法事情について調査が行われた。

この憲法調査議員団は、中山太郎会長を団長として、葉梨信行君（自民）、中川正春君（民主）及び春名真章君（共産）の 4 名をもって構成された。

訪問先及び懇談相手は次のとおりである。

日付	訪問国	訪問先	懇談相手
H14. 9.24	英国	議員会館	（人権に関する上下両院合同委員会） ポール・エバンス氏
		副首相府	イアン・スコッター（イングランド）地域議会部長 マイケル・ドーソン リージョナル・ポリシー・ユニット・リーダー ニック・レイズフォード デボリューション担当閣外大臣
		コンスティテューション・ユニット	ロバート・ヘーゼル ロンドン大学教授
9.25	英国	日本国大使館	（上院改革に関する上下両院合同委員会） デビッド・ビーミッシュ氏
			（政府上院改革チーム） ジュディス・シンブソン氏 ローラ・ビーモント氏 ステファン・ベティ氏 アンソニー・ザカルスキー氏
			（公務員組合評議会事務局） チャールズ・コ克蘭事務局長
9.27	タイ	憲法裁判所	スチット判事
		ラマ7世研究所	ボウオンサック・ウワンノー事務局長
		バンコク市内	マルット・ブンナーク元下院議長
9.28	シンガポール	日本国大使公邸	榎田邦彦大使（在シンガポール日本国大使館） 辻優公使（在シンガポール日本国大使館） 吉田雅治公使（在フィリピン日本国大使館） 牛尾滋書記官（在マレーシア日本国大使館） 和田充広参事官（在インドネシア日本国大使館） 谷昌紀書記官（在インドネシア日本国大使館）

9.30	シンガポール	司法長官庁	ジェフェリー・チャン司法長官庁民事局長
		外務省	ジャヤクマール法相兼外相
		日本国大使館	ティオ・リーアン シンガポール国立大学助教授
		日本国大使公邸	チン・テットヤン国会議員 ラヴィンドラン国会議員 チャールズ・チョン国会議員
10.2	中国	中国人民大 学	曾憲義 法学院長 韓大元 法学副院長 許崇徳 教授 張正釗 教授 楊建順 教授 莫于川 教授
		ホテル内会議室	劉俊傑 中央党校社会发展研究所教授 劉志剛 中央党校出版社研究員
10.3		人民大会堂	張春生 全人代常務委員会法制工作委員会副主任
10.4	韓国	国会	朴寛用 議長 金鍾斗 国会法制室長
		憲法裁判所	朴容相 処長
		国家人権委員会事務局	金昌國 委員長 朴庚緒 常任委員 俞 炫 常任委員 崔永愛 事務総長 羅英姫 教育協力局長

4．表敬訪問

憲法調査会では、外国議員団の表敬訪問を次のとおり 4 回受け、両国の憲法事情等について懇談を行った。

(1) インドネシア共和国国民協議会憲法改正作業部会一行

平成 12 年 4 月 17 日、ランベ国民協議会議員を団長とするインドネシア共和国国民協議会憲法改正作業部会一行 15 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、鹿野道彦会長代理、中川昭一君（自民）、葉梨信行君（自民）及び伊藤茂君（社民）が出席した。

(2) デンマーク王国国会副議長一行

平成 13 年 3 月 7 日、シモンセン第一副議長を団長とするデンマーク王国国会副議長一行 6 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、鹿野道彦会長代理、葉梨信行君（自民）、中川正春君（民主）、斉藤鉄夫君（公明）、藤島正之君（自由）、春名真章君（共産）、金子哲夫君（社民）及び近藤基彦君（21 クラブ）が出席した。

(3) ドイツ連邦議会法務委員会一行

平成 14 年 4 月 5 日、ショルツ委員長を団長とするドイツ連邦議会法務委員会

一行 8 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、中野寛成会長代理、中川昭一君（自民）、葉梨信行君（自民）、保岡興治君（自民）、赤松正雄君（公明）、藤島正之君（自由）、春名真章君（共産）、金子哲夫君（社民）及び井上喜一君（保守）が出席した。

（４）スリランカ国会常任委員会副委員長一行

平成 14 年 7 月 18 日、アンドラヘンナディ常任委員会副委員長外 1 名の表敬訪問を受け、懇談を行った。憲法調査会からは、中山太郎会長、中野寛成会長代理及び葉梨信行君（自民）が出席した。

第4節 その他の活動

1. 憲法のひろば

憲法調査会では、憲法に関して広く国民一般の意見を受付ける窓口として「憲法のひろば」を平成12年2月25日から開設し、郵便、FAX及び電子メールによって意見を受付けている。寄せられた意見は、憲法調査会事務局において整理集計し、会長、幹事及びオブザーバーに対して定期的に報告され、憲法調査会での議論の参考に供されている。これまでに寄せられた意見総数は、平成14年10月24日現在で1813件である（寄せられた意見のデータについては第4編資料8参照）。

2. 論文募集

平成12年には、憲法調査会設置後初めて迎える憲法記念日に向けてPR活動を行い、「憲法調査会に望むもの」をテーマに国民各層から論文を募集し、その結果、計214件の論文が寄せられた。幹事会の協議により、特に参考になるもの19件を選定し、同年5月11日の憲法調査会議録に参照掲載した。

3. ポスターの作製及び配付

平成12年に、上記論文募集に併せて、憲法論議について国民の関心を喚起するため、「憲法を見つめることは、国を考えると、生活を思うこと。/5月3日は憲法記念日」との標語を使用したポスターを作製し、衆議院議員、政党、省庁、都道府県、市、主要団体、大学法学部などに配付した。

4. 衆議院憲法調査会ニュース

第150回国会からは、国民各層に対する広報活動の一環として、憲法調査会における議論をまとめた「衆議院憲法調査会ニュース」を憲法調査会の開会毎に発行し、FAX及び電子メールで希望者に対して送付するとともに、傍聴者にも配付するなどして情報公開に努めている。

5. 衆議院憲法調査会ホームページ

インターネットが憲法調査会と国民をつなぐ重要な手段であることにかんがみ、平成12年1月20日に憲法調査会が設置されると同時に衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp>）内に憲法調査会のページを開設した。現在では、各会議における議論の概要、配付資料、今後の開会予定等について情報を提供している。

また、平成12年7月からは英語版のホームページも作成している。

第2章 調査の概要

第2章 調査の概要

第1節 憲法調査会における調査	39
第2節 小委員会における調査	64
1. 基本的人権の保障に関する調査小委員会	64
2. 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	68
3. 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	72
4. 地方自治に関する調査小委員会	76
第3節 地方公聴会	80
1. 仙台地方公聴会(平成13年4月16日).....	80
2. 神戸地方公聴会(平成13年6月4日).....	82
3. 名古屋地方公聴会(平成13年11月26日).....	84
4. 沖縄地方公聴会(平成14年4月22日).....	86
5. 札幌地方公聴会(平成14年6月24日).....	88
第4節 海外調査.....	90
1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団 (平成12年9月10日～19日).....	90
2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団 (平成13年8月28日～9月7日).....	95
3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団 (平成14年9月23日～10月5日).....	105

第2章 調査の概要

前章で記載したように、憲法調査会では、これまで、「日本国憲法の制定経緯」、「戦後の主な違憲判決」、「21世紀の日本のあるべき姿」について調査を行い、さらに、四つの小委員会で調査を進めてきたほか、地方公聴会、海外調査等を実施してきた。

以下に、これらの調査における議論の概要等を、「憲法調査会における調査」、「小委員会における調査」、「地方公聴会」、「海外調査」に分けて記載する。

第1節 憲法調査会における調査

第147回国会第1回 H12.1.20(通算第1回)

会長及び幹事の互選を行った。

第147回国会第2回 H12.2.17(通算第2回)

参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件」について、憲法調査会の調査を開始するに当たっての各会派所属委員からの意見表明を行った。

各会派所属委員からの意見表明においては、憲法調査会の今後の調査の進め方等に関し、憲法調査会の果たすべき役割、国のかたちの根幹をなす憲法についてさまざまな視点や角度から議論する必要性、憲法制定前後の歴史的検証を行う必要性、憲法の三原則の意義、国民とともに憲法を議論する必要性、憲法について国際比較調査を行う必要性、憲法改正の要否、憲法の先駆的内容を明らかにする必要性、憲法と現実との乖離について調査する必要性等について、発言があった。

第147回国会第3回 H12.2.24(通算第3回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

にしおまむ 西修 参考人（駒澤大学法学部教授・駒澤大学大学院法学研究科委員長）

参考人からは、内閣憲法調査会の報告書や貴族院議事録等に照らせば、憲法制定過程は「押しつけ」であったと評価できるとの意見が述べられ、GHQ側は検閲により「押しつけ」の事実の隠蔽を図ったこと、日本の憲法を外国人が作ることに疑問を感じていた面もあることが指摘された。

また、9条の成立過程に関しては、マッカーサー・ノートでは自衛戦争の放棄までもが記載されていたが、現実的でないために総司令部案では削除されたこと、芦田修正に関しては、芦田本人の意図は不明であるが、修正による自衛目的の軍隊保持の可能性を察知した極東委員会が文民条項の挿入を要請したことが指摘された。そして、これらの経緯を踏まえると、自衛のための戦力は持ち得ると解釈するのが自然であるとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法への占領政策の影響の有無、憲法が国民に受け入れられた理由、ドイツと我が国との憲法制定経緯の差異、現在まで憲法が改正されなかった理由、「押しつけ」であることを理由とした憲法改正の妥当性等について質疑を行った。

あやたけのり 青山武憲 参考人（日本大学法学部教授）

参考人からは、いわゆる護憲勢力とされている社会党及び共産党は、憲法制定時にはむしろ日本国憲法案に反対又は批判的な立場であったとの指摘がなされた。そして、憲法制定当時は、GHQによる検閲等の言論統制がなされたために、憲法草案が国民に素直に受け入れられたのであり、また、ポツダム宣言は実質的意味での憲法の改正を要求しているが、明治憲法そのものの改正を要求しておらず、松本委員会が同憲法の枠内で憲法改正を企図したのは当然であるとの意見が述べられた。

さらに、極東委員会及びGHQの行為は、ハーグ陸戦法規及びポツダム宣言に違反しており、また、明治憲法の改正という手段による憲法制定も改正の限界を超えたものであることから、日本国憲法の制定行為には違法行為があったとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法の有効性、「押しつけ」の意味、ポツダム宣言の受諾と憲法改正の必要性の関係、憲法制定時の「戦争放棄」に対する国民の支持等について質疑を行った。

第 147 回国会第 4 回 H12.3.9(通算第 4 回)

「日本国憲法に関する件（日本国憲法の制定経緯）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

吉関 彰一^{よせき しょういち} 参考人（獨協大学法学部教授）

参考人からは、講和条約及び日米安保条約とそれに続く MSA 協定の調印以後、自衛隊と憲法 9 条との関係が問題化し、自由・改進黨が憲法改正を目指す中でなされた松本烝治証言に「押しつけ論」の起源があるとの指摘がなされ、また、松本は GHQ 案を受け入れなければ天皇の身体が保障されないと言われたと証言しているが、憲法は国家意思の下に形成されるものである以上、制定時の体験や感情論で議論されるべきではないとの意見が述べられた。

そして、GHQ は極東委員会が設置される前に憲法を作成しようとしたこと、マッカーサーは天皇制維持に尽力したこと、GHQ 案は帝国議会において多くの点が修正されたこと、吉田首相は国会答弁で憲法改正の意思を持っていない旨を表明していること等が指摘された上で、占領状態において、日本はアメリカと対等の立場にあったとは言えないが、日本国憲法の制定に際して我が国が国家意思の決定の確かなに経たことを考慮せねばならないとの意見が述べられた。

これに対して、独立国家の憲法としての現憲法の妥当性、GHQ の日本世論の把握状況、現憲法が我が国に定着してきたことの意味、改憲論と講和条約及び MSA 協定の関係等について質疑を行った。

村田 晃嗣^{むらた こうじ} 参考人（広島大学総合科学部助教授）

参考人からは、個別法は一般法に優先するので、ポツダム宣言の履行として行われた日本国憲法の制定は、一般法たるハーグ陸戦法規に違反せず、また日本国憲法の無効の主張は、戦後日本民主主義の否定につながる非生産的なものであるとの意見が述べられた。

そして、マッカーサーが自衛戦争をも放棄させようとした意図として、平和主義の徹底をアピールして占領を早期に終了させ、天皇制を保持しようとしたこと、アメリカの核により日本を守れると考えたことが指摘され、また、極東委員会は芦田修正による日本の再軍備の可能性を察知したが、修正そのものには反対せず、文民条項挿入を要求したことが指摘された。

さらに、日本は、アジア太平洋戦争に侵略性があったことを認め、侵略戦争の定義を明確にして、憲法 9 条の禁止する戦争と許容する戦争との区別を

明確にすべきである、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という前文の国際認識は誤っており、改める必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、「押しつけ」憲法論、芦田修正における芦田自身の意図、天皇制維持についての当時の国民の認識、憲法論議に際して必要な国家観、9条改正の動きと米国のアジア戦略の関係等について質疑を行った。

第 147 回国会第 5 回 H12.3.23(通算第 5 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

長谷川正安参考人(名古屋大学名誉教授)

参考人からは、憲法を見る基準として、国家主権、国家権力の規制原理(権力分立、議会主義等) 個人の自由及び権利保障の三点が備わっているかが重要であり、これに照らし、戦前の日本には明治憲法に基づく法体系と皇室典範や統帥権独立等に基づく法体系の二元的体系が存在しており問題であったとの指摘がなされ、さらに、現在の日本には日本国憲法に基づく法体系とこれに矛盾する日米安保条約に基づく法体系の二元的体系が存在しており、占領期における憲法とポツダム勅令・政令の二元的体系の並存状況に類似しているとの指摘がなされた。

そして、憲法の調査では、憲法の条文が守られ、実現されているかという点が重要であり、その上で現実と条文とのいずれを直すかを考えるべきである、日米安保体制下で国家主権が制限されているに等しく、大企業では人権が侵害されている等、憲法の規定が守られていない現在の我が国の状況において、憲法改正を議論するのはおかしいとの意見が述べられた。

これに対して、占領下で制定された憲法の有効性、日米安保条約と国家主権の関係、憲法裁判所的な機関の設置の是非、憲法の観点から見た沖縄の現状、基本的人権擁護の現状等について質疑を行った。

高橋正俊参考人(香川大学法学部教授)

参考人からは、ポツダム宣言は条件付き休戦条約であったが、その実施の段階では無条件降伏として運用され、その結果、連合国による国家改造プログラムが発動し、大日本帝国憲法が改正されたとの説明がなされた。

そして、日本国憲法の制定について、法理的視角から以下のように考えるべきであるとの意見が述べられた。 占領中の大日本帝国憲法及び日本国憲法は、ポツダム宣言から GHQ の命令に至る法体系中の管理法令であり、また、講和条約締結後の日本国憲法は占領中の同憲法とは法的に断絶したものであるが、講和条約締結後の日本は管理法令たる憲法に対する扱いを決定すべき時期を迎えたにもかかわらず特段の動きをしなかった、このような法の断絶がある場合、法の効力は制定手続や内容から与えられる法の属性ではなく、それを支える「意思と諸力」というその環境から生じるものであると解すべきであり、現行憲法は管理法令時代に制定されたものであるため「押しつけ」等の議論がなされる理由に乏しく、また、占領終了後は国民には現行憲法を支える「意思と諸力」が存在した。

これに対して、現実と乖離した憲法条文の改正の必要性、憲法が実質的に占領下の管理法令体系に組み込まれたことによる「無憲法状態」の意味、ポツダム宣言における憲法改正の要求等について質疑を行った。

第 147 回国会第 6 回 H12.4.6(通算第 6 回)

「日本国憲法に関する件(日本国憲法の制定経緯)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

北岡伸一^{しんいち}参考人(東京大学法学部教授)

参考人からは、まず、「押しつけ」憲法であったというだけでの改憲はするべきでないとの意見が述べられた。そして、その上で、 マッカーサーは、極東委員会が占領政策の実権を掌握する前の憲法制定を企図したが、ハーグ陸戦法規やポツダム宣言違反となることを恐れ、日本政府の自発的意思によるものと見せかけた、 軍備放棄条項の発案者が幣原であるというのは虚偽である、 日本国憲法の制定経緯は、その受け入れと天皇制護持や経済援助が引き換えになったという点で条約的であった、 芦田修正に関する芦田自身の意図は不明であるが、一連の行為は作為的に解され、ケーディスは国の自衛権を当然視してこれを黙認したが、これを危険視した他の連合国が文民条項を要求したとの意見が述べられた。さらに、日本国憲法を考える前提として、憲法と条約や法律の関係、不戦条約や国連憲章と 9 条の関係等を理解する必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、極東委員会や GHQ の認めた憲法の再検討が進まなかった理由、9 条と集団的自衛権の関係、憲法の制定から自衛隊の創設に至る米国政府

の方針転換等について質疑を行った。

進藤 栄一 参考人（筑波大学社会科学系教授）

参考人からは、憲法の国際的意義の観点から、「三つの D」、すなわち「民主主義化（Democratization）」、「脱軍事化（Demilitarization）」及び「脱植民地主義化（Decolonization）」に着目する必要がある、これらは現行憲法の制定過程において、GHQ により、文民条項の挿入や地方分権の推進等を通じて具体化されたとの指摘がなされた上で、現行憲法の制定過程が「押しつけ」であるとする主張があるが、国の制度を根本的に変え得るのは外国人のみであり、外国人が憲法を作成するのは異常事態ではなく、むしろ憲法制定の慣例である、憲法制定過程の論議では、時間と場所の観念をはずし、憲法の理念の普遍性を理解する必要がある、その際には、「土着化（国民の間にどう根付いたか）」、「国際化（国外からどう影響を受けたか）」という外的要因を検討する必要があるとの意見が述べられた。

さらに、制定過程に見られる日本国民の先見性と国際性を取り戻し、「第二の戦後改革」を実行する必要がある、憲法改正の是非については、積極的に否定はしないが、単なる制度いじりは無意味であり、憲法の理念を実現していく施策の実行が重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、芦田修正の意図及び 9 条改正の是非、憲法制定過程における日本と GHQ の共通認識、日米安保体制と憲法との関係等について質疑を行った。

第 147 回国会第 7 回 H12.4.20(通算第 7 回)

「日本国憲法に関する件（日本国憲法の制定経緯）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

五百旗頭 真 参考人（神戸大学大学院法学研究科教授）

参考人からは、マッカーサーは当初自衛戦争をも否定していたが、ケーディスは、芦田修正を自衛権保持の明確化及び国際安全保障への参加を容易にするものとして賛成したとの指摘がなされ、また、マッカーサーや吉田は徹底した平和主義を表明する一方で（顕教）、自衛権保持は可能と考えた（密教）ように、「顕教」と「密教」の使い分けをしていたとの意見が述べられた。

そして、幣原内閣は国家の存続のため、GHQ 案をやむを得ず受け入れ、有

効な憲法を成立させる決断をしたのだから、「押しつけ」を理由とする憲法無効論は妥当でないとともに、現行憲法は発表当時から国民の高い支持を受け、戦後の社会を支える憲法として定着したとする意見が述べられた。

さらに、湾岸戦争を契機として国際貢献のために 9 条の改正を許容する世論が出てきたことが指摘され、安全保障に関しては、自前の防衛力を整備するとともに非核先進国として核武装の不要な国際システムを追求すべきであり、また、「押しつけ」を理由とした「異端としての改憲論」ではなく、憲法の基本精神の下、国民の安全と繁栄のために必要な憲法に改めるための「正統としての改憲論」を展開すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、「押しつけ」の観点の重要性、憲法論議に際してのイデオロギー脱却の重要性、戦争放棄条項に関するマッカーサーと幣原の見解の相違等について質疑を行った。

大川 晃^{あき} 参考人（横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授）

参考人からは、憲法に地方自治の章が規定されたことには非常に大きな意義があったとの意見が述べられた。

その上で、地方自治が憲法に規定された直接の原因は、GHQ が日本の民主化を進めるために分権化を重要視したことにあり、そのため首長等の公選制、自治権及び特別法に係る住民投票等が規定されたこと、GHQ との修正協議において、日本政府は地方自治に関してはさほど異議を唱えなかったこと、敗戦後の国内では「非軍事化」、「民主化」の動きが活発化したが、これらの勢力は GHQ との考えの違いが明白になるに及んで自発的な変革の必要性を認識したこと、憲法改正案要綱は知事や市町村長の直接公選制等の規定を持ち、我が国の地方制度に大きなインパクトを与えたことが指摘された。

さらに、憲法制定経緯を一般的に解釈するマクロ的アプローチも重要であるが、個別の条文に係る制定経緯を検討するミクロ的アプローチを行うことも重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、分権連邦型国家を目指す上での広域行政制度と知事公選制度との関係、「地方自治の本旨」の意味、首長の多選禁止についての議論、「非軍事化」及び「民主化」に憲法の地方自治規定が果たした役割等について質疑を行った。

第 147 回国会第 8 回 H12.4.27(通算第 8 回)

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては権利と公共の福祉の関係等について、政治の基本機構のあり方に関しては二院制のあり方、首相公選制導入の是非等について、安全保障・国際協力に関しては自衛権を明記することの是非、9 条と国連の安全保障活動への参加の関係等について、その他憲法の制定過程についての評価、憲法調査会において議論すべき論点、国民主権と象徴天皇制の関係、憲法の先駆性等について、発言があった。

第 147 回国会第 9 回 H12.5.11(通算第 9 回)

「日本国憲法に関する件（日本国憲法の制定経緯）」について、「日本国憲法の制定経緯」に関する調査を締めくくるに当たっての委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、憲法制定時の GHQ からの「押しつけ」の有無、「押しつけ」論に対する評価、憲法の有効性、「芦田修正」の趣旨と自衛隊の合憲性との関係等について、その他調査の進め方及び調査すべき論点、現行憲法に対する評価、憲法が改正されなかった理由、憲法改正の是非、安全保障のあり方、統治制度のあり方、地方自治のあり方等について、発言があった。

第 147 回国会第 10 回 H12.5.25(通算第 10 回)

「日本国憲法に関する件（戦後の主な違憲判決）」について、最高裁判所事務総局行政局長から意見を聴取した後、質疑を行った。

最高裁判所事務総局行政局長

最高裁判所事務総局行政局長から、以下のような説明がなされた。

「警察予備隊違憲訴訟判決（昭 27）」は、我が国の違憲審査権の性格が具体的違憲審査制であることを明示したものである。

昭和 20 年代から 40 年代にかけては、新憲法や新刑事訴訟法の解釈が定着していなかったこともあり、「自白調書有罪認定違憲判決（昭 25）」

等のように刑事事件をめぐる違憲判断が比較的多かった。

その後、新憲法が国民生活の中に行き渡り、「尊属殺重罰規定違憲判決(昭48)」、「薬事法距離制限規定違憲判決(昭50)」、「森林分割制限規定違憲判決(昭62)」のように平等原則や人権規定について憲法判断を求める訴訟が多く見られるようになった。

さらに、ほぼ同じ時期に、「議員定数訴訟違憲判決(昭51)」、「愛媛玉串料訴訟違憲判決(平9)」のように権利侵害を受けた個人等からの訴えにとどまらず、公の制度が抱える憲法問題なども広く指摘されるようになった。

これに対して、いわゆる「統治行為論」を理由として裁判所が憲法判断をしなかった判例、裁判の長期化の原因とその改善策、米・独における違憲審査制とその運用実態、抽象的違憲審査制の導入の当否等について質疑を行った。

第148回国会第1回 H12.7.5(通算第11回)

会長及び幹事の互選を行った。

第149回国会第1回 H12.8.3(通算第12回)

「日本国憲法に関する件(今後の憲法調査会の進め方)」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、21世紀を展望することの必要性、憲法が定める基本原則を踏まえることの重要性、議論すべき論点、調査会運営の改善点、憲法の規定と現実との乖離についての調査の必要性、地方公聴会の開催等により国民の意見を聴くことの必要性等について、その他憲法改正の要否等について、発言があった。

第150回国会第1回 H12.9.28(通算第13回)

参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

欧州各国憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

たなか あきひこ
田中明彦参考人（東京大学大学院情報学環教授）

参考人からは、21世紀の世界は、冷戦の終結により解決すべき世界的課題の優先順位が曖昧になり、グローバリゼーションの進展により世界的影響の伝播が加速し、自由主義的民主主義が普及し、世界をリードする主体が多様化する中で、平和な圏域・近代化途上の圏域・内戦や飢餓に苦しむ圏域が出現するとの指摘があった。

そして、国家の役割とは、国民の安全と利益を確保・維持し続けることであり、また、大規模国家である我が国が現在の繁栄を維持するためには、外国の有能な人材を迎え入れて新たなネーションステート（一体感を有する国民の国家）を構築すること、様々な分野で世界に貢献することが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、現行憲法下での人的な国際貢献は可能か、憲法に国家目標を明記するべきか、日本が世界に果たすべき役割は何か等について質疑を行った。

おだ まこと
小田実参考人（作家）

参考人からは、これからの日本は「良心的軍事拒否国家」として生きるべきであり、日本国憲法の平和主義を実践して戦争と軍備を否定し、問題や紛争の解決を非暴力の手段、方法によって行うべきであるとの意見が述べられた。

また、ドイツにおける良心的兵役拒否制度が、兵役拒否者が福祉等の市民的奉仕活動をすることによって社会に受け入れられたように、日本も単に非武装中立を訴えるだけでなく、難民救済、途上国の債務軽減、核廃絶の実現、紛争の仲介など、国家としての「市民的奉仕活動」を積極的に実践していくことによって世界に貢献すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、在日米軍の位置付け、自衛隊の役割、平和主義の実現の方法等について質疑を行った。

第 150 回国会第 2 回 H12.10.12(通算第 14 回)

「日本国憲法に関する件（21世紀の日本のあるべき姿）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

そのあやこ
曾野綾子参考人（作家・日本財団会長）

参考人からは、21世紀の日本を幸福な社会にするためには、世界の「力」関係、貧困問題等の現実を正視した上で国家としての自立を図ることが必要であり、また、日本人が「徳」の力を備えつつ、「愛」（理性の愛）と「勇気」（「愛」を推し進めるもの）という普遍的なものを深く考えていくことが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、国際経済関係における自立の意義、人間教育のあり方、教育改革の方向性等について質疑を行った。

こんどうもとひろ
近藤大博参考人（日本大学大学院総合社会情報研究科教授）

参考人からは、敗戦から、復興期、高度経済成長期、停滞期、バブル経済期、バブル後といった社会の浮沈に応じて、日本人は、肯定的にも否定的にも自身に対する評価を変化させてきたが、それは、日本人による文化とアイデンティティの模索であり、精神的な拠り所の希求でもあったとの意見が述べられた。

また、21世紀の日本に対しては、温故知新を繰り返し行うべきであること、そして、論調や思考にも不易と流行があることを理解し、流行だけでなく不易にも目を向けるべきであることが提言された。さらに、日本の憲法としては、簡潔に国家のシステムを律するものが望ましいとの意見が述べられた。

これに対して、戦後、日本論や日本人論が多く語られてきた理由及びそれらが日本に与えた影響、それらの論調とその時々日本経済の状況との関係等について質疑を行った。

第 150 回国会第 3 回 H12.10.26(通算第 15 回)

「日本国憲法に関する件（21世紀の日本のあるべき姿）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

いちむらしんいち
市村真一参考人（財団法人国際東アジア研究センター所長）

参考人からは、21世紀には、以下の政策がとられるべきであるという意見が述べられた。

世界は、北米、西欧、東アジアの三極構造の形成に向け動いていくので、我が国は、地政学的な選択として、米国とは同盟を保ち、中国、ロシアとは

友好的に対峙しながら、東アジアをまとめ、東アジア経済圏を作り上げるべきである、少子高齢化が進展し、それに伴い国民の道徳力も頹廃するので、少子化対策として、「家族」及び「コミュニティ（地域社会）」の復権を図り、国民の道徳力の向上を図る教育改革を行うべきである、紛争の発生等の不測の事態にも対処できるように、我が国の政治・経済・社会体制を整備すべきあり、そのためにも、日本の歴史と伝統にふさわしい国家基本構造を明示するような憲法改正を行うべきである。

これに対して、「家族」等の価値観の憲法上の位置付け、戦後復興に平和主義を掲げる現行憲法が果たした役割等について質疑を行った。

第 150 回国会第 4 回 H12.11.9(通算 16 回)

「日本国憲法に関する件（21 世紀の日本のあるべき姿）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

ささき たけし 参考人（東京大学教授）

参考人からは、「官主導」体制が我が国の構造的な諸問題の根幹であり、これらの解決を図るため、官僚制の「縦割り化」を排して政治の戦略性を高め、「官主導」を「政治主導」に変革する必要があるという基本認識を基にして、次のような意見が述べられた。

現行憲法の厳格な改正要件の下では、政治的リスクなしに憲法が論じられ、政治による問題解決能力を低下させるので、改正の発議要件を緩和することは一考に値する、政党を憲法上に位置付けるべきである、「会期不継続の原則」の見直し、衆参両院の役割の整理等国会に関する規定を再考する必要がある、中央と地方のもたれ合いの関係を正す必要がある、議会制に見切りをつけて首相公選論、国民投票制を考える前に、まず、議会制の復興を図るべきである。

これに対して、「官主導」から「政治主導」への転換の困難さやその具体的方法、首相公選制の長所及び短所等について質疑を行った。

こばやし たけし 参考人（南山大学教授・法学博士）

参考人からは、戦後政治は日本国憲法から「乖離」してきており、その理由としては、戦後の政府及び政権政党が一貫して憲法に好意的でなく、また、最高裁がそのような政治部門への過度の寛容を示してきたことが挙げられる

との意見が述べられた。

また、21世紀の我が国は、平和憲法の規範を誠実に実践して、核廃絶、軍縮を働きかけるとともに、貧困や構造的暴力の解決に尽力することで、世界平和の建設に日本としての役割を果たすべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、武力を伴わない自衛権の行使とはどういうものか、9条が世界的に高く評価されている理由は何か等について質疑を行った。

第150回国会第5回 H12.11.30(通算第17回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

いしはら しんたろう 石原慎太郎参考人(東京都知事)

参考人からは、憲法について忌憚なく意見を述べ、手直しすることは国家の繁栄のために必要とした上で、現行憲法が「平和憲法」と呼ばれるようになってから、国民の多くは平和という理念を現実と錯覚するようになった、我々は、憲法制定経緯を振り返り、誰が主体となって憲法が作られたのか正確に認識すべきである、国家が自らの個性を踏まえて自己決定する能力を持たなければ、国家の名に値しない、米国は日本の力を抑制するために現行憲法を作ったのであり、そこには日本人の意思や自主性はほとんど反映されていないとの指摘がなされた。

そして、国民の代表機関たる国会は、日本国憲法には歴史的正当性がないとしてこれを「否定」する決議をし、その上で、新たな憲法の制定に着手すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、参考人の憲法観、我が国の安全保障政策のあり方、地方分権のあり方等について質疑を行った。

さくらい 櫻井よしこ参考人(ジャーナリスト)

参考人からは、情報の不足や歪曲が、満州事変から薬害エイズ問題に至るまで日本に過ちをもたらしたとし、情報公開の徹底を憲法に書き加えるべきであるとの意見が述べられた。そして、現行憲法は厳しい検閲制度により国民に十分な情報が与えられず、国民によって議論されることなく作られたとし、今後はあらゆる情報を国民が共有し、透明、明瞭、公正なプロセスで、憲法に関して、安全保障の問題も含めて議論を進めて欲しいとの意見が述べられ

た。

また、21世紀の国際社会において、日本は環境問題を率先して解決していくことでリーダーシップを発揮すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、集団的自衛権をめぐる問題、日本の外交姿勢、永住外国人への地方参政権付与の問題等について質疑を行った。

第150回国会第6回 H12.12.7(通算第18回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

まつもとけんいち **松本健一**参考人(評論家・麗澤大学教授)

参考人からは、我が国は幕末維新の「第一の開国」、第二次世界大戦後の「第二の開国」に続き、冷戦後の「第三の開国」期を迎えており、世界的に、文化の融合が進展する中で、自国の文化的なアイデンティティを再構築し、それを守っていかなければ、我が国は世界史の中に埋没する状況にあるとの認識を前提に、以下の意見が述べられた。

文化的なアイデンティティを再構築し「第三の開国」を成し遂げるためには、国民を守るための「国民憲法」が国民の手により制定されるべきである、

「国民憲法」には、「自衛軍」の保持を明記し、国民投票制及び首相公選制を導入すべきである、天皇を元首とする立場から、首相公選制が天皇制に反するとする意見もあるが、歴史的に天皇は無権力の文化の守り手として機能しており、首相公選制の導入は、天皇制と矛盾しない。

これに対して、首相公選制の長所及び短所、首相公選制と天皇制の関係、「自衛軍」の保持を明記した場合のアジア諸国の反発等について質疑を行った。

わたなべしやういち **渡部昇一**参考人(上智大学教授)

参考人からは、戦前の日本は民主化が進んでいたが、私有財産制を軽視する国家社会主義的政策が民主主義を停滞させ、戦争を引き起こした、戦後の日本は驚異的な復興を遂げ、経済大国となったが、官僚組織による私有財産制の軽視と社会主義的政策が金融の硬直化を招き、冷戦構造崩壊後の急激な変化の中で日本経済が破綻したとの意見が述べられた。

また、明るい将来のためには、「マルクス主義」のマインドコントロールから脱却して私有財産制を重視し、税制改革をする必要があり、相続税の全廃

と、憲法において所得税の上限を 10%に設定することが肝要であるとの意見が述べられた。

これに対して、規制・保護と自由競争とのバランス、軍国主義への傾斜を止めることができなかつた明治憲法の欠陥、税制と憲法の関係等について質疑を行った。

第 150 回国会第 7 回 H12.12.21(通算第 19 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

むらかみよういちろう **村上陽一郎参考人(国際基督教大学教養学部教授)**

参考人からは、戦後、研究者の知的好奇心を拠り所とする原型としての「科学」とは別に、国家や社会から与えられた使命を達成する目的でなされる新しいタイプの「科学」が登場したとの意見が述べられた。

また、21世紀の我が国は、教育における文科系と理科系の区別をなくすべきである、真の情報社会を実現するべきである、「人間の尊厳の不可侵」を国家理念として掲げるべきである、知に対する喜びを求める科学研究を尊重すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、科学技術の進歩による負の側面とそれへの対応をいかに考えるか、文科系、理科系の枠を超えた総合的な教育の進め方はどうあるべきか等について質疑を行った。

第 151 回国会第 1 回 H13.2.8(通算第 20 回)

参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

にしざわじゅんいち **西澤潤一参考人(岩手県立大学長)**

参考人からは、自己の事のみしか考えない「利己主義」の横行を排するため、憲法の前文に、国民各人が自分をよくするためにも社会をよくし、自国のみならず他の国をよくしていく責任を有することを明記し、教育改革、高齢者の能力の活用等により国民の資質を伸ばし、他国から尊敬される国となることを目指すべきであるとの意見が述べられた。

また、21世紀は、科学技術の分野における競争が、国家間の争いとして決定的なものとなるので、サイエンスとヒューマニズムを一体化し、思いやりの心を持った研究・開発が必要である、ノーベル賞を受賞した白川英樹博士の研究のように目立たないが重要な研究を見いだすためには、事後評価制度を確立し、これによって事前に正当に研究の価値を見抜くことができる能力を備えた「目利き」役を発掘することが重要である、との意見が述べられた。

これに対して、現在の教育制度の問題点、科学技術の振興の方策等について質疑を行った。

たかはしすすむ
高橋 進 参考人（東京大学教授）

参考人からは、グローバル化が国家に及ぼす影響について、西欧諸国における実例を挙げながら、次のような意見が述べられた。

国家の役割は調整的・手続的なものに変容する、グローバル化が進展する一方で、経済関係等の強化を基軸とした地域統合（リージョン）の形成が図られ、多様な主体による行政運営（マルチ・レベル・ガバナンス）が求められる、国家の方向性を見据えた上でグローバル化に対処していく必要がある。

これに対して、東アジアにおけるリージョン形成及びマルチ・レベル・ガバナンスの可能性、グローバル化への対処のあり方、EU及び東アジアの今後の動向等について質疑を行った。

第 151 回国会第 2 回 H13.2.22(通算第 21 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件（21世紀の日本のあるべき姿）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

はやしざきよしひで
林崎 良英 参考人（理化学研究所ゲノム科学総合研究所センター遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクター）

参考人からは、ゲノム科学研究者の立場から、今や、生命科学は新たな時代を迎えつつあり、生命科学の進展は、学問領域及び産業領域の双方に大きな転換をもたらしているとした上で、国家として、生命科学に投資を行うこ

とは正しい選択であって、遺伝子ネットワークの解明は、国民の福祉向上に必ず役立つ、しかし、同時に、生命倫理の観点から、その成果の使用の仕方をきちんと考えなければならない、また、ゲノム解析の完成後、どのような科学が求められ、またそれを遂行するためにどのような行政、産業が求められるかを見据える時期が来たとの意見が述べられた。

これに対して、ヒトゲノム研究の推進と人間の尊厳との抵触、今後のゲノム研究体制のあり方、ゲノム研究の成果の公開等について質疑を行った。

おがわ なおひろ

小川直宏参考人（日本大学人口研究所次長・日本大学経済学部教授）

参考人からは、現在の少子化はバブル崩壊やリストラによる経済的不安に一因があり、出産適齢期の女性の数がピークとなる今後 5 年以内に、経済の安定と出産しやすい環境を作る政策を講ずるべきであるとの意見が述べられた。

また、日本の高齢化、人口の減少は世界に例のない速さで進行しており（次ページのグラフ参照）、今後、財政の悪化や介護におけるマンパワーの不足等の様々な問題が懸念されるが、少子高齢化対策には政治家がリーダーシップを発揮していかなければいけないとの意見が述べられた。

これに対して、少子化の要因と効果的な対策、外国人労働者の受入れを検討する必要性、世界の人口の増加とそれが及ぼす影響等について質疑を行った。

第 151 回国会第 3 回 H13.3.8(通算第 22 回)

「日本国憲法に関する件（21 世紀の日本のあるべき姿）」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

そんまさよし

孫正義参考人（ソフトバンク株式会社代表取締役社長）

参考人からは、21 世紀には、IT 革命やグローバル化を前提とした憲法が制定されるべきであり、その際には、以下の点が考慮されるべきであるとの意見が述べられた。

ネット・アクセス権及びプライバシー保護規定を憲法に明記するとともに、ネット・セキュリティを確立すべきである、電子投票制度を導入し、国民が直接リーダーを選出する制度を実現すべきである、投票を事実上、義務化し、18 歳以上の国民へ投票権を付与すべきである、自衛の場合を除き、紛争の解決は、我が国も参加する国連軍のような集団的安全保障に委ねるべ

きである、国際社会に貢献すべきである、インターネット時代に対応した教育改革等を推進すべきである、人材を確保するため移民を受け入れるべきである、独占企業禁止規定を憲法に明記すべきである。

これに対して、IT革命の推進における官民の役割、IT社会における福祉政策のあり方、IT革命を雇用創出に結び付ける方策等について質疑を行った。

第 151 回国会第 4 回 H13.3.22(通算第 23 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

さかもと たかお 坂本多加雄参考人(学習院大学法学部教授)

参考人からは、「国家をどう考えるか」という観点から、国家は、グローバル化が進む世界においても、モノ、カネのように自在に移動することのできない「ヒト」を守る存在として依然として重要である、個人は、家族や地域社会、国家といった多層的社会の中でそれぞれに応じたアイデンティティを有しており、国家へのアイデンティティを有する限りで「国民」となる、現実の国家は、特定の地域の地理歴史環境に育まれた文化を担った人々(=民族)で構成されているという認識が重要である等の意見が述べられた。

また、これらの点を踏まえて、21世紀の課題として、中国・北朝鮮の脅威や移民の受入れ等の国家的問題に対処するためにも、日本は対外的な意味での「国家」を形成する必要があるとの提言がなされた。

これに対して、グローバル化の時代において「国家」を論ずることの必要性、日本人の国民意識の希薄化の問題点、アジアの人々との共通の歴史認識の必要性等について質疑を行った。

かんさんじゅん 姜尚中参考人(東京大学社会情報研究所教授)

参考人からは、グローバル化、分権化等の進展に伴い国家の集権的な力が低下し、また、国民にプラスを配分する政治から国民にマイナスを強いる政治へと転換する時代を迎えるに当たり、日本の将来へのビジョンを明らかにすべきであるとの認識から、主として、以下のような意見が述べられた。

日米関係を基軸としつつ、韓国、北朝鮮をはじめとする近隣諸国とのパートナーシップ(北東アジア「共同の家」)を確立すべきである、円の国際化及び日本の輸入大国化を実現するために構造改革を断行すべきである、多

民族・多文化共生社会の実現を図るべきである。

これに対して、北東アジア「共同の家」の実現の可能性、永住外国人への地方参政権付与の是非、日本とアジア諸国との間の歴史認識の相互理解を深めるための教育の必要性等について質疑を行った。

第 151 回国会第 5 回 H13.4.26(通算第 24 回)

仙台地方公聴会の報告を聴取した。

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 151 回国会第 6 回 H13.5.17(通算第 25 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

きむら ようこ 木村陽子参考人(地方財政審議会委員)

参考人からは、超高齢社会においては、働く意欲のある高齢者の労働力を活用するためにも、求職における年齢制限を廃止していくべきであるとの意見が述べられた。

さらに、超高齢社会を迎え、国家がどこまで個人の生活に関与するのかに関して、ナショナル・ミニマムの保障(その者が給付を必要とする原因を問わずに最低限度の給付は行う制度)や皆保険を維持していくべきかについての議論が必要であるとともに、専業主婦の優遇税制、在職老齢年金制度等のような労働意欲の喪失を引き起こす制度を見直すべきであるとの意見が述べられた。

また、介護主体の多様化に応じた政策、介護サービスの提供にふさわしい地方自治のあり方等を検討する必要があるとの意見が述べられた。

これに対して、年金制度の空洞化を阻止する方策、自治体を再編する際の適正な規模、社会保障における「最低限の保障」の意味、社会保障における自己責任の考えと憲法 25 条の生存権の理念との関係等について質疑を行った。

おおくま よしかず 大隈義和参考人(九州大学大学院法学研究院教授)

参考人からは、21 世紀の「地方」の住民が民主主義の原動力として政治の

中心的役割を担っていくとした上で、地方自治権は地方自治体が有する固有の権利であり、民主主義の根幹を支える制度であるから、憲法改正によってもその存在を否定できない、地方自治権を強化し、国民主権の内容を理念としては直接民主主義的に理解し直すとともに、住民参加、特に住民投票を積極的に再評価すべき、政治の担当者は、国民又は住民から、「国民又は住民のために何を守るべきか」を的確に判断できる能力、すなわち高い識見と倫理的高潔さを期待されている、との意見が述べられた。

これに対して、地方自治における住民投票のあり方、「地方自治の本旨」の明確化、永住外国人の地方参政権問題等について質疑を行った。

第 151 回国会第 7 回 H13.6.14(通算第 26 回)

神戸地方公聴会の報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては新しい人権の明文化の是非、人権救済機関の設置等について、政治の基本機構のあり方に関しては二院制の見直し、首相公選制の導入、憲法裁判所の設置等について、安全保障・国際協力に関しては、自衛隊の憲法上の位置付け、集団的自衛権の行使の是非、国連平和維持活動への参加等について、地方自治に関しては地方分権の推進等について、その他憲法制定過程の評価、国民参加による憲法論議の必要性、我が国の良き伝統を守る必要性、前文のあり方等について、発言があった。

第 153 回国会第 1 回 H13.10.11(通算第 27 回)

参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、この報告に関連して、派遣議員及び委員間の自由討議を行った。

派遣議員及び委員間の自由討議においては、人権保障の制度的担保（憲法裁判所等）、国際機関への国家主権の委譲、地方分権の推進、学術・文化芸術政策、憲法改正の頻度及び手続、日本国憲法の内容の先駆性、憲法の背景にあるその国の文化・歴史を理解する必要性、憲法を考える際の世界的な視野

の必要性、日本国憲法の制定経緯等について発言がなされた。

第 153 回国会第 2 回 H13.10.25(通算第 28 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

おおぬま やすあき 大沼保昭参考人(東京大学教授)

参考人からは、憲法は国家の基本理念の表明であり、各世代が自ら決定すべきものであるという考えの下に、第二次大戦後から現在までの国際社会と日本の動向に言及しつつ、日本の憲法のあり方について「護憲的改憲論」が述べられた。その概要は、現憲法が戦後の日本のために果たしてきた役割は非常に大きい、現在では、9条に関して規範と現実が乖離し国民の間に憲法に対する「冷笑主義」が広がっている、日本人が自国偏愛の一國平和主義に陥っている等の問題が生じているため、現憲法の役割を十分に評価した上で憲法を改正するべきであるというものだった。また、9条は自国防衛と国際社会の安全保障の二面的意義を有しており、その区分を明確に認識し、後者の観点から、我が国も国連の集団安全保障に積極的に参加すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、米国での同時多発テロ事件と国連の集団安全保障の関係、我が国が国連の集団安全保障に対してとるべき態度等について質疑を行った。

もりもと さとし 森本敏参考人(拓殖大学国際開発学部教授)

参考人からは、冷戦後、国際社会は、米国の一極体制と多国間協調主義との調和に向けて努力してきたが、グローバル化のマイナス要因として地域紛争、テロ、大量破壊兵器の拡散等の問題に直面しているとの認識を前提に、米国同時多発テロ事件に対する米国の軍事作戦の成否が、今後の国際秩序の方向性を決定する、いずれにしても、米国と価値観を共有するか否かを対立軸とする国際秩序が形成される、国連の将来は楽観視できないとの意見が述べられた。さらに、我が国の安全保障に関し、国益を明らかにし、明確な国家戦略を構築し、その実現のために法的枠組み等を論ずるべきである、

日米同盟は、脅威を見積もり、国際情勢の変化を見極めた上で、これを強化する観点から再度定義し直すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、近年の安全保障概念の質的变化、我が国の国際貢献のあり方、国連の機能強化等について質疑を行った。

第 153 回国会第 3 回 H13.11.8(通算第 29 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

はせべ やすお 長谷部恭男参考人(東京大学法学部教授)

参考人からは、首相公選制導入について、政党の機能を喪失させるとの観点から、否定的な見解が述べられた後、二院制のあり方について、その妙味を活かす工夫をすべきとの意見が述べられた。

また、社会の多様な意見を議会における公開の審議を通じて公益の実現に結実させるとの議会制民主主義の古典的なイメージから、組織政党の発展により審議が形骸化しているとの批判を経て、民主的討議と多数決により客観的公益の実現を図ることができるという「討議民主主義」の考え方が主張されているとの意見が述べられた。

これに対して、首相公選制と天皇制の問題、首相公選論の背景にある政治に対する閉塞感の打破の方策や参議院改革等について質疑を行った。

もりた あきら 森田朗参考人(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

参考人からは、選挙に基盤を持つ国会と内閣を「政治部門」として一体と解し、職業的行政官から成る狭義の「行政部門」との均衡した関係を探ることが重要であるとの認識の下に、内閣制度における論点として、「政治部門」が一体として「行政部門」を指揮監督すべきである、国会で選任されるのが首相だけであることから首相の主導性は強く認められるべきであり、内閣における首相と他の閣僚との関係及び首相は閣議決定された方針の下に閣僚を指揮監督する旨定める内閣法 6 条が適切なのか検討する必要がある、閣僚は、「政治部門」の一員としての「国务大臣」と、所管事項を分担管理する「主任の大臣」という二重の性格があるが、前者を重視し内閣の一体的な機能を高めるべきであるとの意見が述べられた。また、国会と内閣が一体化した「政治主導」の統治システムの実現の観点から、首相が国会とは別の正統性の根拠を持つこととなる首相公選制には消極的であるとの意見が述べられた。

これに対して、今次の中央省庁改革の評価、首相の指揮監督権に関する内閣法 6 条の適否、首相公選制の問題点等について質疑を行った。

第 153 回国会第 4 回 H13.11.29(通算第 30 回)

名古屋地方公聴会の報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件(21 世紀の日本のあるべき姿)」について、以下の参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

武者小路公秀^{むしゃこうじ きんひで}参考人(中部大学中部高等学術研究所所長)

参考人からは、我が国における人権保障には平均的な日本人のみをその対象とする枠が存在し、在日外国人や少数民族等のマイノリティーの人権を軽視していることが国連でも問題になっているとの指摘がなされた。そして、それを踏まえて、外圧に対抗して国民の統合をはかる必要上明治以来、我が国は自国中心主義の下、日本人のみで「和を以って貴し」となしてきたが、グローバル化が進む現在、日本に住む多くの非日本人との「和」を考える必要があり、全世界の人々が恐怖と欠乏から免れて平和に生存できるという憲法前文の平和的生存権の趣旨を活かして、マイノリティーの安全にも配慮した共通の「人間安全保障」を確立すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、「人間安全保障」と「国家安全保障」の関係、同和問題、差別撤廃のための個別の立法の必要性等について質疑を行った。

畑尻剛^{はたじりつよし}参考人(城西大学経済学部教授)

参考人からは、最高裁判所の違憲審査権行使の現状が「閉塞」状況にあるとの認識の下、この状況を打破し、迅速かつ適切な憲法判断を期するには憲法裁判所制度の導入が必要であるとの意見がある一方で、迅速な合憲判断がなされれば体制維持機能が強まる等の懸念からこれに反対する意見があるとの指摘がなされた。

そして、これら両説のそれぞれの論拠に最も適合的な制度を考える必要があるとの観点から、憲法の改正ではなく法律の改正により、最高裁判所に、中立かつ透明なプロセスで選任された憲法裁判官から構成され、憲法裁判を専門に行う「憲法部」を設置し、具体的規範統制手続により、法律の合憲性審査を行う制度を設けるべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、参考人が主張する制度の導入の是非、「最高裁憲法部」を設

置した場合の裁判官の任用方法等について質疑を行った。

第 153 回国会第 5 回 H13.12.6(通算第 31 回)

「日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては生命科学の進展と学問の自由の関係、グローバル・スタンダードから見た日本の人権保障のあり方、環境権等の新しい人権の明文化の是非、外国人の人権の範囲、家庭に関する規定の必要性等について、政治の基本機構のあり方に関しては首相公選制の導入等について、安全保障・国際協力に関しては自衛権に関する9条解釈のあり方、非軍事的貢献による国際紛争の解決の必要性、人間の安全保障の観点を踏まえた国際協力のあり方等について、地方自治に関しては民主主義の発展のための地方分権推進の必要性等について、その他裁判官の任命方法、時代の変化に対応した憲法改正の必要性、憲法調査会における議論の進め方等について、発言があった。

第 154 回国会第 1 回 H14.2.7(通算第 32 回)

基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに協議決定した。

小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.19(通算第 33 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.25(通算第 34 回)

沖縄地方公聴会の報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、「我が国の安全保障」をテーマに委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、安全保障の確立のあり方、平和主義及びその実践に対する評価、平和憲法の精神を具体化するための政策、積極的な国際協力の推進、自衛隊・交戦権・有事対応の明文化、集団的自衛権の行使の是非、日米安保条約等と憲法との矛盾、有事法制関連 3 法案に対する評価等について、その他憲法調査会の常設化の是非、外交保護権の明記等について、発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.16(通算第 35 回)

委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.25(通算第 36 回)

札幌地方公聴会の報告を聴取した。

各小委員会における調査の経過及び概要について、各小委員長から報告を聴取した。

「日本国憲法に関する件」について、委員間の自由討議を行った。

委員間の自由討議においては、基本的人権の保障に関しては国防義務や新しい人権の明文化の是非、難民政策のあり方、教育問題、科学技術の進展と学問の自由との関係等について、政治の基本機構のあり方に関しては首相のリーダーシップを確保するための政治制度、両院制及び選挙制度のあり方等について、安全保障・国際協力に関しては国際協力のあり方、国際協力と憲法との関係、有事法制と 9 条との関係、9 条の理念の実践の必要性等について、地方自治に関しては地方分権を推進するに当たり考慮すべき事項、8 章が設けられたことの意義等について、その他憲法論議のあり方、地方公聴会における意見陳述者の意見の尊重、調査会の進め方、改正手続要件の緩和等について、発言があった。

第 155 回国会第 1 回 H14.10.24(通算第 37 回)

幹事の辞任許可及び補欠選任を行った。

第2節 小委員会における調査

1. 基本的人権の保障に関する調査小委員会

第154回国会第1回 H14.2.14

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

むねすえとしゆき 棟居快行参考人（成城大学法学部教授）

参考人からは、現行憲法の特徴と限界について、西欧的・古典的自由主義理念に20世紀的な社会権規定を接合しており、両者の体系的な統合に成功していない、経済的自由に関し、行政主導の積極規制を判例や学説も容認してきたため、本来の理想である自由主義が現実化しなかった、精神的自由が「公民」の権利としてとらえられず、民主主義との関係が希薄になった、人権保障に関しては国家対国民という内向きの保障のみとなっている（非国際性）

私人間関係における人権保障が不十分である等の意見が述べられた。そして、現行憲法の課題として、国家が積極的に自由を保障する「国家による自由＝積極的自由」の必要性、旧来の人権の分類の枠を超えた複合的な人権の理念の必要性、人権の国際的保障と国内的保障の連携の必要性、憲法による国家・市民社会・個人の三面的関係の保障の必要性等について意見が述べられた。

これに対して、報道の自由とプライバシーの関係、憲法の理念が浸透しなかった理由、国際人権規約と憲法の関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、家族や個人のあり方、新しい人権や外国人の人権の保障に関する規定を憲法に明文化することの可否、環境権の憲法上の明文化の必要性等について発言があった。

第154回国会第2回 H14.3.14

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

あんねんじゅんじ 安念潤司参考人（成蹊大学教授）

参考人からは、判例・学説は「外国人は憲法上の権利を享有するが、それは外国人在留制度の枠内で与えられたものに過ぎない」としているが、外国人に

は入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当であるとの意見が述べられた。そして、外国人を法律によって日本人と同等に扱うことは可能であること、国籍は法律によって定められるので、日本人の地位でさえも憲法上はあやふやであることから、外国人にも日本人と同じ権利をできるだけ認めるべきであるとの意見が述べられた。

また、憲法を改正して外国人の地位を明記するとしても抽象的な規定にならざるを得ず、その具体的内容は裁判官が判断することになるのに対し、法律によりこれを定めるとするとその判断は国会が行うことにかんがみると、試験に合格した裁判官の判断に任せるよりも有権者の代表である国会議員の判断に任せた方が良いと考えられるので、憲法改正によって外国人の地位を明記することには反対であるとの意見が述べられた。

これに対して、外国人の人権保障のあり方、定住外国人への参政権付与の是非、難民受入れ体制のあり方、国籍決定の基準等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、在日韓国・朝鮮人等に対する政府の排他的姿勢を正す必要性、戦後補償の不備の問題を検討する必要性、二重国籍の容認等について発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.11

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

さかもとまさなり 阪本昌成参考人（広島大学法学部長）

参考人からは、近代立憲主義において確立した「公的領域を支配する公法」と「私的領域を支配する私法」との峻別を維持した上で、私的領域における問題の解決は私法に委ねられるべきである、人権は、公的領域における国家に対する不作為請求権又は妨害排除請求権を意味する「自由権」を中核として理解すべきであるとの認識の下に、プライバシー権、自己決定権等のような一般に「新しい人権」として挙げられている法益は、私権又は私法上の法処理により保護することができるので、あえて「基本的人権」とする必要性が低いとの意見が述べられた。

そして、「新しい人権」を憲法典に組み入れる場合の留意点として、私的自治等に委ね得る論点について、国家が介入し、あえて憲法的解決を図るとすれば「人権のインフレ化」、「統治の過剰」、「社会の国家化」等を招くおそれがある、それゆえ、私権又は私法上の法処理によって法益保護を図るべきであ

り、そのような私法上の法処理ができない場合には、法律の制定による解決を第一順位とすべきである、「新しい人権」を憲法上の権利として認定するには、その権利が高優先性を持ち、その外延と内包が明確であり、相手方の憲法上の自由を不当に制限しない等の要件を満たす必要がある等の指摘がなされた。

これに対して、権利の本質、参考人が考える「新しい人権」の内容、憲法に新たな義務規定を設けることの是非、環境権規定を法律で具体的に定める必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、夫婦別姓制度の問題、憲法に明文化する方法によらず解釈によって「新しい人権」を充実させていく必要性等について発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.23

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

伊藤 哲夫^{いとう てつお} 参考人（日本政策研究センター所長）

参考人からは、基本的人権とは人が人であることに基づいて生まれながら当然に有する前国家的な「自然権」であって日本国憲法もそれを前提としているとの通説的見解に対する批判がなされた上で、「権利」とは共同体の歴史・文化・伝統の中で徐々に生成されたものであり、その背景には共同体独自の「法の精神」が存在すると解すべきであって、「自然権」論から脱却する必要があるとの意見が述べられた。そして、「平和で秩序ある国家」があってはじめて「権利」が保障されるのであるから、「公共の福祉」の解釈に当たっては「国家及び公共の利益」や「道徳」の明確な位置付けが必要であるとの意見が述べられた。

さらに、自らの国を自ら守ることが民主主義の基本原則であることから、「国防の義務」を憲法に明記し、また、家族を保護するために「家族の尊重」に関する規定を憲法に明記すべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、「人権」が濫用されている現状、日本の共同体的背景としての文化の本質、国防義務の重要性、立憲主義の意味、憲法上の義務規定の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、環境保持義務の検討の必要性、匿名の抗議行動による表現の自由の侵害のおそれ、マイノリティー層への差別

の解消のための施策の必要性、武力攻撃事態法案の合憲性への疑義等について発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.4

「基本的人権の保障に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

くさのただよし 草野忠義参考人（日本労働組合総連合会事務局長）

参考人からは、憲法 28 条は団結権、団体交渉権及び争議権を保障しているにもかかわらず、公務員の争議行為が法律で禁止されていることは問題であり、これに取り組んでこなかった政府の姿勢は、今や、国際的にも批判されているとの意見が述べられた。

また、憲法 27 条 1 項は、政府に 国民が完全就業できる体制を作ること、失業者に就業の機会を与えること、失業者に生活資金を給付することを義務付けていると解釈できることから、政府はこれらの趣旨を踏まえた雇用対策をとるべきであるとの意見が述べられた。

その他、職場での男女の不平等、過労死、セクシャルハラスメント等を防止するための法整備の必要性等について意見が述べられるとともに、雇用平等、職業能力開発等の新しい労働権等についても検討が必要であり、憲法調査会において、労働権及び社会権について十分審議を深めるよう求める旨の意見が述べられた。

これに対して、公務員に争議権を付与することの是非、公務員制度改革のあり方、ワークシェアリングの導入方法、労働者を保護するための法整備の必要性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法で保障された勤労の権利及び労働基本権を実現させる必要性、在留外国人の人権保障のあり方を検討する必要性、憲法改正の是非等について発言があった。

2. 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.14

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

たかはしかずゆき 高橋和之参考人（東京大学教授）

参考人からは、現在の日本のような「積極国家」における政策推進には、内閣が「統治」を行い、国会がこれを「コントロール」という図式の中で政治のリーダーシップが発揮されることが必要であり、そのためには、国民が選挙を通じて、「政策プログラム」とその実行主体である「首相」とを一体のものとして事実上直接的に選ぶ「国民内閣制」（議院内閣制の直接民主政的な運用形態）の導入が有用であるとの意見が述べられた。

その導入に当たっては、国民の多数意思が明確化されるような選挙制度のあり方、多数の支持を受ける政策プログラムを作り上げるという政党の役割、選挙等において多数派形成を意識し明確な意思表示を行うことを求められる国民の心構えについて検討を要するとの指摘がなされた。

また、「国民内閣制」の導入には、憲法改正は不要であるが、参議院は権限行使を自制する等の「憲法習律」の確立を図るべきであるなどの意見が述べられた。

これに対して、「国民内閣制」を導入した際の国会や与党の役割の変化や三権分立との整合性、首相公選制との相違点等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、民意の反映という観点から統治機構を考えることの重要性、憲法論議を進めるに当たって留意すべき点等について発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.14

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

やまぐち じろう 山口二郎参考人（北海道大学大学院法学研究科教授）

参考人からは、我が国の議院内閣制について、与党の暴走と頻繁なリーダーの交代、官僚機構の巨大化に伴う内閣の弱体化、内閣と与党との不透明

な関係といった運用上の問題について指摘がなされた上で、イギリス型議院内閣制のような、内閣と与党の一元化、与党の政権参加を通じた政策の実現、政治主導による政官関係の確立を図るべきであり、その際、制度に合わせた新たな「憲法習律」等を創っていくことや国民主権の観点に立った行政のあり方について考えることが必要であるとの意見が述べられた。

その改革へ向けた提言として、制度の面では、内閣における国務大臣の分担管理原則の克服、政策決定手続の一元化、国会の行政に対するチェック機能の強化が、また、慣習の面では、政党・指導者・政策を一体のものとして選ぶ選挙、与党の意思決定機関と内閣の重合、与党の所属議員が内閣の一員として政策形成に当たるような党運営、透明で開かれた与党の党首選出等が、それぞれ挙げられた。

これに対して、政治主導の下における政官関係のあり方、イギリス型議院内閣制における国会の役割等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、統治機構の改革のあり方、内閣総理大臣のリーダーシップのあり方等について発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.4.11

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

おおいしまこと 大石 眞 参考人（京都大学教授）

参考人からは、一院制では多様な有権者の意思を集約できるかは疑問であり、両院制を維持すべきであるとの認識の下、両院がそれぞれ独自の機能を果たすことにより両院制を意義あるものとするため、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政の運営に反映することに配慮しつつ、両院組織法（議員選挙法）をできるだけ異なった原理に基づくものにすべきであるとの指摘がなされた。

その上で、参議院に期待される衆議院のダイナミズムを緩和するという役割を選挙制度にどう反映させるかが重要であること、参議院の現在の権限を見直し、衆議院が法律案の再議決を過半数で行うことを認めるとともに、内閣総理大臣の指名権は衆議院のみに認めることなどの意見が述べられた。

これに対して、あるべき選挙制度の姿、両院制の意義、政党政治のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、民意の反映という観点から両院組織法を考える必要性、両院制の意義と選挙制度の関係等について発言があっ

た。

第 154 回国会第 4 回 H14.5.23

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

まつい しげのり 松井茂記参考人（大阪大学大学院法学研究科教授）

参考人からは、81 条の規定は、「事件性・争訟性」を要件とする司法権に付随して行使される「司法審査」権限を確認したものであるが、現状では、違憲判決が少なく、また、国民が「司法審査」を求めることが困難であることもあり、「司法審査」権限が適切に行使されていないとの認識が示された。

このような認識の下で、裁判所は民主政過程に不可欠な権利を厳格な審査を通じて擁護する責任を有し、一方、その他の権利については、全国民の代表から構成された国会によって制定された法律が尊重されるべきであり、これにより国民の権利が侵害された場合には、選挙を通じて是正が図られるべきであるとの「プロセス的な司法審査理論」が示された。その上で、上記のような責任を踏まえた積極的な司法権の行使がなされるよう、硬直的な最高裁の人事制度の是正、「事件性・争訟性」要件の柔軟な解釈により法律の違憲性の確認や執行差止のための訴訟提起を容易にすること等を含めた制度改革と「意識改革」が必要であるとの主張が述べられた。

これに対して、司法のよって立つ正当性の根拠、憲法裁判所設置の是非、「統治行為論」に対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、憲法改正手続の厳格さと司法消極主義との関わり、憲法裁判所設置の是非等について発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.4

「政治の基本機構のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

やま ひでつぐ 八木秀次参考人（高崎経済大学助教授）

参考人からは、まず、憲法論議は「国柄」に関する論議でなければならず、明治憲法については、その制定に際して「国柄」に関する論議が重視された姿

勢に学ぶべきものがあるとの認識が示された。

その上で、明治憲法体制は、内閣と天皇との関係については、政治の中心の所在をめぐり、その解釈運用に明瞭さを欠いていた、実際の国政では、首相を中心とした運用がなされたが、首相の統制権は弱かった、天皇を輔弼する機関が割拠していたため、その調整に当たった元老の消滅とともに、実質的な統治の中心が不在となってしまった、天皇は名目的統括者であり、したがって、その政治体制は立憲君主制であったとの意見が述べられた。

また、日本国憲法の定める象徴天皇制は、君主を「目に見える統合の象徴」とする英国流を採り入れたばかりでなく、明治憲法体制における立憲君主制をも受け継いだものであるとの意見が述べられた。

これに対して、明治憲法に内在した欠陥、歴史や伝統等の「国柄」についての教育の必要性、象徴天皇制に対する評価等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、我が国古来の知恵や思想を活かした平和の構築等新たな憲法を制定する際に盛り込まれるべき普遍的理念等について発言があった。

3. 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.28

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

まつい よしろう 松井芳郎 参考人（名古屋大学大学院法学研究科教授）

参考人からは、冷戦後の PKO について、冷戦期の PKO と比べてその活動内容、役割等に変容が見られること、活動原則（非強制原則とくに同意原則、中立原則及び国際性原則）の動揺という問題が生じていること、これらの問題を解決するためのさまざまな提言がなされてきたこと等を踏まえた上で、国際協力に係る日本の取組みに関して、以下のような意見が述べられた。

日本は、平和主義、国際協調主義及び主権平等という憲法の諸原則に基づき、広範な分野での国際協力を主体的に行っていくべきである、紛争の未然防止等に係る施策、紛争の平和的解決及び紛争後の社会経済発展の支援こそが、日本の積極的な協力が可能かつ必要な分野である、PKO については、活動原則の遵守を国連に働きかけるとともに、文民部門の積極活用を図るべきである。

これに対して、日本の国際協力のあり方、PKO 等の国際協力を行うに当たっての憲法上の問題、PKO の実情等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、国際協力を推進するに当たっての憲法改正の要否、自衛隊の憲法上の位置付け、我が国の国連安全保障理事会常任理事国入りに関する問題等について発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.28

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

はたけやまのぼる 高山 襄 参考人（日本貿易振興会理事長）

参考人からは、最近の FTA（自由貿易協定）の世界的な拡大傾向の中で、我が国が WTO 体制の下での自由貿易推進の立場をとり続けたことで遅れをとり、このことにより、国際的な孤立、国内構造改革の遅れ、例えば「競争と貿易」のような新分野に係る実験の機会の喪失、貿易や投資に係る実害といった

結果を招いたとの認識が示された。この認識の下で、今後は、FTA により WTO を補完する「重層体制」への移行が必要であり、その際、農産物については、食糧安全保障の観点から一定品目を保護した上で、経過措置による急変緩和を図りつつ、他の品目の自由化を進めることが重要であり、また、できればこれまでの相手国の提案に基づく受け身の FTA 交渉を改め、政治家のリーダーシップによる主体的な FTA 交渉を通じて、日本が国際的なリーダーシップをとることが期待される等の意見が述べられた。

これに対して、多様な国々が存在するアジアにおける経済統合プロセスに我が国が参加することの困難性、FTA が経済分野にとどまらない地域統合に発展する際に問題となる国家主権と憲法との関係等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、経済問題への対処のあり方、FTA を推進するに当たって国民の「福利」や伝統・文化等に根差す農業に配慮する必要性等について発言があった。

第 154 回国会第 3 回 H14.5.9

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

寺島実郎^{てらしまじつろう}参考人（株式会社三井物産戦略研究所所長）

参考人からは、20 世紀の日本の国際関係を「英国や米国との同盟関係の下に成功をなし得たと認識されている」と総括した上で、21 世紀の日米同盟を考えるに当たっては、中国との関係に配慮すること、独立国における外国軍の長期駐留は異常であること及び米国は自らの戦略と米国国民の世論の枠組みの範囲内でしか日本を守らないことという国際常識を踏まえて再設計すること、主体的に米国及び国際社会と接していくこと、以上の三点に留意すべきであるとの意見が述べられた。

また、今後の日本の安全保障政策のあり方について、日米安保条約の見直しを米国との議論の俎上に載せるべきである、専守防衛を維持しつつアジア戦略を再定義すべきである、東アジア地域において予防外交の理念に基づく多国間フォーラムの形成を図るべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、日米関係や多国間フォーラムのあり方、9 条をはじめとする憲法改正の是非、有事法制関連 3 法案の問題点等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、集団的自衛権の行使の是非、我が国の安全保障のあり方、平和憲法を活かす方向性等について発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.6.6

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

たくぼ ただえ 田久保忠衛参考人（杏林大学総合政策学部教授）

参考人からは、米国一極時代の到来とともに、米国が力を背景にした外交を展開する中、米口関係では、協調的な面が見られ、また、米中関係では、中国を市場として重視する一方、安全保障面では「戦略的パートナー」から「戦略的競争相手」へと位置付けを変えるという二面性が見られるとの国際情勢に係る認識が示された。このような国際情勢の下に、米国は、日本の安全保障上の役割強化に期待を表明しているが、我が国が、現行憲法の下で軍事的協力ができないという意味での「ハンディキャップ国家」であることを甘受しつつ、有事法制の整備やテロ対策に当たり憲法解釈のみで対応することには限界があるとの認識が示された。その上で、我が国は、国際環境の変化に対応してきたドイツを見習うとともに、普通の民主主義国家へ脱皮すべきである、日米の安全保障関係において、我が国は徐々に片務性から双務性の方向に進むべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、集団的自衛権に関する憲法改正の是非、今後の日中関係及び米中関係、非核三原則に対する認識等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、非核三原則の意義、有事における我が国の対処のあり方等について発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.11

「国際社会における日本のあり方に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

なかむら たみお 中村民雄参考人（東京大学社会科学研究所助教授）

参考人からは、EC、共通外交・安保政策、警察・刑事司法協力体制という 3本の柱から成り立つ EU は、加盟国との相互補完関係の上に存在する特異な統治制度を有していること、「壮大な実験」の途上にあり、EU 憲法制定に向けた議論等を通じてそのあり方を模索していること等の見解が示された。また、EU 統合に伴う各国憲法の変容について、イギリスの例を取り上げ、議会が無制限の立法権限を有するという「議会主権」の原理は、EC 法の直接効

及び優位性により、実質的に変容した等の認識が述べられた。

そして、このような EU 統合過程における経験を踏まえた上での日本に対する示唆的な事項として、国境を超えた各国間協力が不可欠となっている現在においては EU のメカニズムが参考になること、各国間協議を積み重ねて公序を築いてきた EU の形成過程は国際協調主義のあり方の参考となることの 2 点が挙げられた。

これに対して、EU 統合過程への各加盟国の対応、EU の今後の動向、アジア地域における共同体の設立の可能性等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、積極的な外交の展開、地域共同体の存在等を踏まえた憲法論議の必要性や政治のあり方等について発言があった。

4. 地方自治に関する調査小委員会

第 154 回国会第 1 回 H14.2.28

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

いわさき みきこ 岩崎美紀子参考人（筑波大学教授）

参考人からは、機関委任事務制度廃止等を柱にした前回の地方分権改革後の課題として、税・財政面での権限移譲、自治体の広域化、市民社会の自治への参加等があるとの指摘がなされた上で、諸外国の基礎自治体のあり方を類型化しつつ、我が国では、社会サービスを提供する能力がもてるように基礎自治体を再編して規模を拡大した北欧型の制度を目指すべきであるとの意見が述べられ、また、道州制、連邦制を採用する場合の課題に言及した上で、我が国では、憲法の改正が必要な連邦制を導入せずとも、執行における地方の裁量を認め、かつ、中央の決定に対して地方が影響を及ぼす制度を整えることで分権を図ることが可能であるとの意見が述べられた。

これに対して、国主導の「上から」の市町村合併の推進の是非、地方自治体の財源のあり方、地方自治体の適性規模等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、地方自治体の首長の多選禁止の検討の必要性、住民投票制度の導入の是非、永住外国人への地方参政権付与の問題等について発言があった。

第 154 回国会第 2 回 H14.3.28

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

もりた あきら 森田 朗参考人（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

参考人からは、地方分権推進委員会による改革では、地方分権一括法により機関委任事務の廃止等一定の成果があった、しかし、財政面の改革には不十分な点もあり地方財政が危機に瀕していることから、今後は地方への税財源の移譲等を進めていくべきであるとの意見が述べられた。

また、現在の行政サービス水準の維持や住民の生活圏の変化、人口減少、高齢化社会への対応等の要請から、市町村合併を推進する必要がある、その際、

一律的な合併推進や数値目標的な市町村数のひとり歩き等は避けるべきであり、個々の自治体の事情に応じたきめ細かい対応が必要であるとの意見が述べられた。そして、国主導の現在の合併推進策は地方自治の理念に反する、合併は地方のコミュニティーを破壊する等の批判に対しては、今次の合併推進は個々の市町村の観点からだけでなく、地域や国全体の観点から推進されなければならないので、地方自治の理念を尊重しつつ国や県もその調整を行う必要があるという反論が述べられた。さらに、合併が進んでいった後の市町村と都道府県のあり方にも慎重な検討が必要であるとの意見が述べられた。

これに対して、地方自治体への税財源移譲、市町村合併の進め方、憲法における地方自治の規定の意義等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、道州制の導入の推進、国から地方への税財源移譲、ボランティア団体やNPOと地方自治体の協働の必要性等について発言があった。

第154回国会第3回 H14.5.9

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

神野直彦^{じんの なおひこ}参考人（東京大学教授）

参考人からは、過去からの教訓（大正デモクラシー運動やシャウプ勧告）及びグローバル化が進む一方でローカル化が進行している近年の諸外国の動き（ヨーロッパ地方自治憲章の制定等）にかんがみると、地方分権を進めるためには、地方への税・財源の移譲、地方政府間の財政格差を是正するための制度が不可欠であるとの意見が述べられた。

そして、今後の我が国の課題としては、先の分権改革による機関委任事務の廃止によって地方に多くの行政任務と決定権が与えられたものの、課税権については未だ十分に与えられていないという事態を解消するため、個人所得税と消費税を地方に移譲することにより、地方に課税権や決定権がない「集権的分散システム」から、地方が課税権や決定権を有する「分権的分散システム」に移行させることが重要であるとの意見が述べられた。

これに対して、国と地方の税・財源配分のあり方、地方政府間の財政調整制度のあり方等について質疑を行った。参考人質疑を踏まえた自由討議においては、国主導による市町村合併推進政策の適否、有事法制によって地方自治が阻害される懸念等について発言があった。

第 154 回国会第 4 回 H14.6.6

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

かたやまよしひろ 片山善博参考人（鳥取県知事）

参考人からは、知事としての経験を踏まえ、地方分権を実現するための主な課題として、自治体が、多様性、地域性を持つ組織等を設けられるように、地方自治法の画一的な規定を改正すべきである、独立行政委員会は、専門性・当事者能力を欠き十分に機能していないので、民主主義的な要素を注入すべく、委員を公選にする等の方法を考えるべきである、多様で自主的な地方議会のあり方を認めるとともに、サラリーマン等の生活に密着した者がその身分のまま議員になれるようにすべきである、地方財政は、公共事業等のハード面の政策を重視するか、人材の充実等のソフト面の政策を重視するかという自治体の政策選択に対して中立であるべきである、都道府県税を安定的なものにするため、法人事業税に外形標準課税を導入するか、あるいは、法人事業税を国に、個人所得税を地方に移譲する等の対策を立てるべきである等の指摘がなされた。

これに対して、政府による市町村合併推進策の評価、地方の税・財源のあり方、教育の分野における地方分権、鳥取県西部地震の際の住宅再建支援策の評価、地方自治体が国際交流に果たす役割等について質疑を行った。

参考人の質疑を踏まえた自由討議において、地方への権限移譲の必要性、住宅再建等の被災者支援の必要性、有事法制が地方自治を侵害するおそれ等について発言があった。

第 154 回国会第 5 回 H14.7.11

「地方自治に関する件」について、以下の参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。

きたがわまさやす 北川正恭参考人（三重県知事）

参考人からは、これからの行政は税金を納める側の立場に立ってその満足を第一に考える「生活者起点」の理念が重要であるという認識を前提に、三重県ではその実践として、請求を受けてから、意思決定された結果のみを「情報公開」するのではなく、政策形成過程をも自ら積極的に「情報提供」しており、

また、民間企業の経営手法にならった「ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）」を導入し、業績評価型行政の実施、予算主義から決算主義への転換等を行っていること等について、知事の経験を踏まえて、説明がなされた。

更に、今後、我が国は、「集権・官治」から「分権・自治」へ転換して、各地方の特色を活かした「モザイク国家」を目指し、地方の発展を図るべきであるとの意見が述べられた。

これに対して、地方への税・財源移譲の方策、NPM に対する評価、県庁内の意識を改革することに伴う困難、道州制を念頭に置いた都道府県のあり方等について質疑を行った。

参考人質疑を踏まえた自由討議においては、中央省庁職員の地方自治体への出向の是非、国会での決算審議の充実の必要性、道州制導入の是非等について発言があった。

第3節 地方公聴会

1. 仙台地方公聴会（平成13年4月16日）

意見陳述者の意見の要旨

てしま のりお 手島典男君（仙台経済同友会代表幹事）

憲法制定後の内外の状況は大きく変化しており、憲法はこれに対応していくべきである。

かの ふみなが 鹿野文永君（宮城県鹿島台町長）

地方分権に根ざしたまちづくりを進めることが、憲法を守り育てていくことにほかならない。

しむら けんすけ 志村憲助君（東北大学名誉教授）

環境問題については、人間中心の考え方ではなく、他の生物との共生に意を用いるべきである。

たなか ひでみち 田中英道君（東北大学文学部教授）

我が国の伝統に根ざした見解に立って、積極的に世界の平和に尽力できるような憲法を作るべきである。

おだなか としき 小田中聡樹君（専修大学法学部教授・東北大学名誉教授）

現行憲法はその思想的・理念的構造において体系的な一貫性を有し、現代的機能を果たしている。

くぼた まなえ 久保田真苗君（「憲法」を愛する女性ネット代表）

女性の権利を認めるとともに、国際的に高く評価されている9条を有する現行憲法の理念を守るべきである。

^{よねたにみつまさ}
米谷光正君（東北福祉大学助教授）

社会を超越した憲法を作ってはならず、意見の言いやすい身近な憲法に変えていくべきである。

^{はまだ たけひと}
濱田武人君（弘前学院聖愛高等学校教諭）

真剣に生徒に向き合う教師にとって、9条は夢とロマンを与えてくれる条文である。

^{えんどうまさのり}
遠藤政則君（専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表）

国民を本当の主権者とするために、速やかに憲法の改正手続を整備すべきである。

^{さいとう たかこ}
齋藤孝子君（みやぎ生協平和活動委員会委員長）

今やるべきことは、憲法を変えることではなく、憲法を誠実に守ることである。

派遣委員の質疑の要旨

派遣委員からは、憲法の定める公務員の憲法尊重擁護義務と改正条項の関係、9条、環境権、情報公開、首相公選制、憲法裁判所制度等に関する意見陳述者の見解について、質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、「憲法調査会の議事をもっと国民に対して公開すべき」との意見及び「国の基本的な問題について国民と直接に議論するこのような機会をもっと設けるべき」との意見があった。

2. 神戸地方公聴会（平成13年6月4日）

意見陳述者の意見の要旨

かいばらとしたみ 貝原俊民君（兵庫県知事）

21世紀において、我が国は、医療、福祉、防災等に関する「平和の技術」を提供して国際貢献を図り、また、地方分権を進めていくべきである。

しばお すすむ 柴生 進君（川西市長）

地方行政においては憲法の具体的な実践が重要であり、子どもの人権保護及び国際社会に連帯した平和と人権への取り組みがなされるべきである。

さきやまかずとし 笹山幸俊君（神戸市長）

阪神・淡路大震災の教訓として、災害時における市町村長への十分な権限の付与及び憲法の生存権を踏まえた被災者支援が重要である。

おおまえ しげお 大前繁雄君（学校法人大前学園理事長）

世界から評価されている日本人の良さを見直し、立憲君主国家であることの明示、義務規定の創設等の点につき、憲法の見直しを行うべきである。

うらべ のりほ 浦部法穂君（神戸大学副学長・大学院法学研究科教授）

「人間の安全保障」の観点に立ち、軍備に巨額を投じるのはやめ、大規模災害、食料・エネルギー問題等への取り組みで世界をリードすべきである。

なかきたりゅうたろう 中北龍太郎君（弁護士）

20世紀の戦争の過ちを克服し、非核神戸方式の法制化、日米安保条約の友好条約への転換等平和憲法を守り活かす政策を実施すべきである。

はしもと あきお 橋本章男君（兵庫県医師会会長）

憲法に、大規模災害に対する国の責務に関する規定を設けるとともに、生存権の保障を充実させ、国民の「健康権」の保障を憲法に明示すべきである。

こくぼ まさお
小久保正雄君（兵庫県北淡町長）

憲法は時代に応じて変えていくべきものであり、天皇が元首であること、自衛のための交戦権、自衛目的の軍事力の保持等を明記すべきである。

つかもと ひでき
塚本英樹君（会社経営）

社会情勢の変化を踏まえ、「すぐに変更すべき項目」、「追加すべき項目」、「今後も議論していく項目」に分け、憲法改正に着手すべきである。

なかた なりしげ
中田作成君（大阪工業大学助教授）

憲法は住民運動の基礎でもあり、憲法改正が軽率に議論されてはならず、また、政府は憲法を軽視せず、現実を憲法の理念に近づけるべきである。

派遣委員の質疑の要旨

派遣委員からは、首相公選制、地方自治の在り方、災害に関する規定を憲法上明記する必要性、災害時の国と自治体の権限分担、天皇を元首とする規定を設けることの可否、憲法の観点から見た被災者に対する公的支援の問題、日米安保体制の強化の憲法適合性等に関する意見陳述者の見解について、質疑がなされた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、自然災害時の法制度の不備と憲法との関係、歴史や伝統を踏まえた憲法の制定、地方公聴会の運営方法等についての意見があった。

3. 名古屋地方公聴会（平成13年11月26日）

意見陳述者の意見の要旨

^{たぐち ふくじ} 田口富久治君（名古屋大学名誉教授）

憲法は軍事的な国際貢献は想定しておらず、我が国は、今後も、国連難民高等弁務官事務所やユニセフ等を通じた非軍事的な国際貢献をなすべきである。

^{にし ひでこ} 西英子君（主婦）

日本は、平和的生存権の保障など憲法前文の理念に従って国際社会における役割を果たすべきであり、途上国への経済援助に際しては、貧困層の人々まで手の届くものとし、伝統的な生活様式や自然環境を破壊しない配慮が必要である。

^{のほら きよし} 野原清嗣君（岐阜県立高等学校教諭）

大人が子どもに対し、ルールやマナーを教えていないことを示すデータにかんがみて、自国の安全を他人任せにする憲法前文と9条に問題があり、普通の国が持つ自衛権を憲法上明記し、前文も日本人の顔が見える格調あるものとするべきである。

^{かわばたひろあき} 川畑博昭君（名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程）

ペルーの日本国大使館に勤務した際に、爆破テロに遭遇した経験を踏まえて、テロに対しては、暴力によってではなく、対話により解決を図るべきである。

^{こいど やすお} 古井戸康雄君（弁護士）

日本は国際社会における「評価」ではなく、「国益」の観点でその役割を考えるべきであり、資金援助中心の国際貢献だけでなく、人による国際貢献にも重点を置き、そのために人材育成を行う必要がある。

^{かとう まさのり} 加藤征憲君（大学生）

日本は国連の安全保障理事会常任理事国入りを果たし、核廃絶にリーダーシップを発揮すべきであり、そのためには、強いリーダーシップを持った首相を選ぶことが期待できる首相公選制を導入すべきである。

派遣委員の質疑の要旨

派遣委員からは、我が国のテロ下における具体的対処法、環境に関する権利及び義務を憲法に明記することの是非、国連の警察的活動に自衛隊を参加させることの是非、テロ問題解決のための国連の役割、テロ対策特別措置法と憲法との関係、教育の現場における憲法についての教育の実情について質疑が行われた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、「平和憲法を具体的に生かすことが必要」との意見、「中学校、高校において憲法をもっと教えるべき」との意見、「制定経緯にかんがみ、日本人が議論して憲法を作り直すべき」との意見、「女性の意見陳述者をもっと採用すべき」との意見等があった。

4. 沖縄地方公聴会（平成14年4月22日）

意見陳述者の意見の要旨

やまうちとくしん 山内徳信君（平和憲法・地方自治問題研究所主宰）

憲法9条は国民の命そのものであるから、政治家は憲法を尊重擁護し、また、我が国は平和国家のモデルとして、9条の精神を世界に広めるべきである。

あらかきつとむ 新垣勉君（弁護士）

さきの沖縄戦の教訓は、軍事力で国民の生命は守れないということであり、個人の尊厳の観点からも、非武装平和主義を体現する憲法9条を守るべきである。

めぐみりゅうのすけ 恵隆之介君（ビジネススクール校長）

交戦権は国の当然の権利であり、また、武力の裏づけなくしては国家の独立と平和は維持できないので、憲法9条を改正すべきである。

かきのはなほうじゅん 垣花豊順君（沖縄国際大学法学部教授）

憲法、教育基本法の基本理念である個人の尊厳が普及徹底するよう、国会議員、教員等は、憲法の個人の尊厳を尊重擁護すべきである。

いなぶく えりか 稲福絵梨香君（大学生）

学ぶことは義務ではなく権利であるので、奉仕活動の義務化は行うべきではなく、ボランティア活動では、地域に支えられて地域とともに生きる関係が重要である。

あしとみ おさむ 安次富修君（沖縄県議会議員）

戦争放棄の理想は保持しつつ、必要最小限の自衛力の行使及びその際の国民による直接的コントロールを憲法に明記し、また、立法権と行政権の完全な分立、地方自治の充実を憲法に明記すべきである。

派遣委員の質疑の要旨

派遣委員からは、我が国の安全保障体制、自衛隊、日米安全保障条約の合憲性、9条以外の条項に関する改正の是非、災害時の自衛隊の役割、国家による国民の安全保護のあり方、非軍事面での国際貢献、日米地位協定の見直し、有事法制の問題点、教育問題等に関する意見陳述者の見解について質疑が行われた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、平和憲法の重要性、国家主権の確立の必要性、沖縄で憲法が十分に守られてこなかったこと、有事法制の問題点等についての意見があった。

5. 札幌地方公聴会（平成14年6月24日）

意見陳述者の意見の要旨

いなつ さだとし 稲津定俊君（大東亜商事株式会社代表取締役）

日本の伝統、文化を踏まえた普遍的価値を基本理念とする新憲法を制定し、21世紀初頭の世界秩序の維持に積極的に貢献するべきである。

いしづかおさむ 石塚修君（農業）

日本は、憲法前文及び9条の徹底した平和主義の理念を貫いて、政治的にも経済的にも自立した国になるべきである。

たなか ひろし 田中宏君（北海道弁護士会連合会理事長）

憲法9条の改正や有事法制を検討するよりも、アイヌ民族に対し、反省とより温かい目をもって民族政策を展開するべきである。

さとう さとみ 佐藤聖美君（大学生）

憲法14条に保障された男女の平等を実現させるためには、女性に正当な権利が保障されるように、今後一層の法整備や意識改革が必要である。

ゆうき よういちろう 結城洋一郎君（小樽商科大学教授）

憲法9条は、我が国が世界に誇りを持って提示し得る手本というべきものであり、これは堅持すべきであるが、国民投票制度の導入、憲法裁判所の設置、大統領制の導入など、現行憲法には改善すべき余地もある。

ますぎ えいいち 馬杉榮一君（弁護士）

21世紀にこそ日本国憲法の平和主義の理念が発揮されるべきものであり、また、憲法を守り、人権を守るためには司法制度改革が不可欠である。

派遣委員の質疑の要旨

派遣委員からは、北海道における国際化の問題、憲法 9 条と自衛隊、日本における国際貢献のあり方、日本の非核政策、司法制度改革、女性の社会進出、教育改革、農業政策等について質疑が行われた。

派遣委員の質疑の後、傍聴者から、憲法 9 条の意義、有事法制の問題点、地方公聴会の開催が憲法改正につながる危惧等についての意見があった。

第4節 海外調査

1. 衆議院欧州各国憲法調査議員団（平成12年9月10日～19日）

平成12年9月10日から同月19日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする上記議員団が派遣され、ドイツ、スイス、イタリア及びフランス並びにフィンランドの合計5カ国の憲法実情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

ドイツ連邦共和国

(1) 連邦憲法裁判所ユタ・リンバッハ長官外1名との会談

連邦憲法裁判所において、ユタ・リンバッハ長官らとの間で質疑応答を行った。

まず、ドイツ連邦憲法裁判所の組織及び活動の実績に関して、憲法裁判所裁判官の選出について、政治的抗争になることもないわけではないが、連邦議会及び連邦参議院で半数ずつ選出するものとされていること、また、3分の2以上の賛成が必要であるとされていることなど政治的中立性が担保されるように工夫されていること、憲法裁判所の取り扱う事件の中では一般国民からの「憲法異議」が年間約5,000件（ただし、本案審理に付されるのは2.7%程度）もあり、一つの特徴になっていること、これまで下した判決の中では、(a)NATO域外への連邦軍派兵の合憲判決や、(b)EUという超国家組織に国家主権の一部を委譲するマーストリヒト条約の合憲判決などが注目を集めたものであるが、そのほかにも、(c)プライバシーとマスメディアや犯罪捜査との関係などに関する事案が問題となっていること等の説明があった。

また、その他憲法（基本法）全般に関する問題については、ドイツ基本法はこれまで46回に及ぶ改正がなされているが、大きな改正は、再軍備・徴兵制の導入、緊急事態法制の整備、東西ドイツの統一及びEU統合に伴う法制整備の4回程度ではないか、徴兵制による兵役義務については、軍隊と民主主義の結節点であり、重要な制度であると認識しているとの説明があった。

(2) アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設ライマー所長及び民間代替勤務者3名との懇談

アルベルト・トハー・ヴォーンハイム養護施設において、ライマー所長及び良心的兵役拒否による民間代替勤務をしている3人の若者から、その実態等について意見を聴取した。

その中で、最近では兵役を拒否する者が増えていること、民間代替勤務者は福祉分野で重要な役割を果たしていること等の意見が述べられた。

(3) 連邦議会アルフレッド・ハルテンバッハ議員との会談

連邦議会議事堂において、ハルテンバッハ議員から、基本法の改正実績及び社会権をはじめとする人権保障規定に関する説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、基本法の改正が頻繁に行われる理由の一つとして、基本法に連邦と州との利害調整に関する規定があり、これがたびたび改正の対象になっていること、社会的 기본権については、特定の給付請求権ではなくて国家活動を要求する権利と解されていること、非常事態に関する基本法の枠組みについては、(a)「対外的非常事態」の場合は連邦軍がNATO・欧州安全保障協力機構・国連の枠内で行動する、(b)「内部的緊急事態」の場合は連邦警察が行動する、(c)また、複数の州にまたがる「自然災害」の場合は政府が各州内務省や連邦国防省に権限を与えて救援にあたるものとなっていること、EU統合に伴う基本法の規定として、相互主義の下でEU加盟国国民に対し地方参政権が認められていること等の説明があった。

フィンランド共和国

在フィンランド日本国大使館書記官より説明聴取

在フィンランド日本国大使館の鈴木書記官をベルリンの在ドイツ日本国大使公邸に招致して、それまでの四つの基本法を統合する形で新規制定された2000年3月の新憲法の制定過程及び特徴について、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の改正（新憲法の制定）のポイントは、国民に分かりやすい憲法とするため、四つの基本法を統合し、かつ、条文数を削減し、簡素化したこと、国会の権限を強化し、それまで強大であった大統領権限を制限することとしたこと、の3点に要約できるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、憲法に情報アクセス権を規定したことに基づき、情報公開法の適用範囲拡大、審議段階情報の公開、情報入手方法のIT化等が図られていること等の説明があった。

スイス連邦

(1) 連邦議会レモ・ギジン下院議員外4名との会談

連邦議会議事堂において、ギジン議員らから、2000年1月に全面改正された新憲法の制定過程とその特徴について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の憲法改正のポイントとして、邦の権限が強い連邦制であること、政治に対する国民の影響力が強いこと（イニシアティブやレファレンダム制度）、文化的・言語的多様性を保護するものとされていること等が挙げられるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、これらの諸点のほか、生命倫理に関する詳細な条文が設けられていること、スイス独特の国民皆兵制度については職業軍人育成の是非等の議論が起こっていること等の説明があった。

(2) 連邦司法警察省ルチウス・マーダー憲法・行政部長外2名との会談

同じく連邦議会議事堂において、連邦司法警察省のマーダー部長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、今回の憲法改正（新憲法の制定）による「旧憲法の刷新」は、「司法改革」「国民の権利に関する改革」「連邦主義改革」「政府制度改革」と併せた「五つの憲法改正パッケージ」の一つであるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、邦と連邦が住宅供給等に努める旨定める「社会目的」規定はプログラム規定ではあるが、国家目標を規定したもので、審議の過程で国民的論議を巻き起こしたこと、邦と連邦の関係については、ニューフェデラリズムの下、補完性の原則、邦と連邦の相互尊重・協力関係、外交政策への邦の参加等が憲法に明記されたこと、兵役義務に関しては、国民に兵役か代替役務かを選択する自由はなく、兵役拒否事由（宗教上の理由等）に当たるかどうかを厳格に調査されること等の説明があった。

イタリア共和国

(1) 憲法裁判所チェーザレ・ミラベッリ長官外5名との会談

憲法裁判所において、ミラベッリ長官らから、イタリアの憲法裁判所の組織・権限行使の実態等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、憲法裁判所の組織及びその権限行使の実態について、憲法裁判所は、一般国民からの提訴を受けるものではなく

て、通常の司法裁判所において法律の合憲性に疑いを持ったときにその裁判官から事件が送致されてくるものであること、しかし、法律と州法との抵触に関する疑義や国家機関相互の権限争訟については自ら直接的なアクションを起こすことが認められていること、 提訴件数は、年間800～900件程度あり、そのうち約250件が審理に付され、約50件程度の違憲判決が下されていること、 憲法裁判所裁判官の選出は、立法・行政・司法の三権によりそれぞれ5名の専門家が選出され、政治的職務との兼職が禁止されることにより、その中立性が確保されていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、上記の諸点のほか、兵役義務（祖国防衛義務）に関する国民意識が、「軍事的な祖国防衛義務」といったものから「社会集団への奉仕・社会的連帯義務」に転換しつつあることを背景に、兵役の代替措置が認められていること等の説明があった。

(2) イタリア衆議院(下院)憲法問題委員会ローザ・ルツォ・イェルヴォリーノ委員長外1名との会談

イタリア下院において、イェルヴォリーノ委員長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、 イタリアは日本と同じ敗戦国であるが、1946年のレファレンダムで国民自らが王制を廃止し共和制を選択したこと、日本と異なり、連合国との平和協定及び1946年憲法に再軍備禁止規定がなかったため、当初より再軍備を実施していること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、 地方分権の状況について、国家は単一体であって分割できないことが前提とされるため、その方向は、州の独自性を強化する分権ではあっても、国家を分割する連邦制ではないこと、 最近の憲法改正論議については、改正論議の対象は、共和国の機構であって権利義務等は対象とされておらず、合意が得られやすい小さな改革から進められていること等の説明があった。

(3) 塩野七生氏との懇談

イタリア在住の塩野七生氏を在イタリア日本国大使公邸に招致して、同氏の憲法問題に関する意見を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、塩野氏からは、 古代のローマ人は「法」をどのように考えていたかについて、ユダヤ法とローマ法を対比しながら、「ユダヤ法においては、法は神が与えた神聖なもので、この法律に人間を合わせるべきもの」とされたのに対して、「ローマ法では、法は人間がつくったものであって、必要に応じて変えるべきもの、すなわち、人間に法を合わせるべきもの」と考

えていたこと、その上で、日本国憲法について、これを必要に応じて容易に改正できる「普通の憲法」にするべきであり、そのために、憲法改正の対象を96条の改正手続に絞って、まず、これだけを改正することを検討するべきではないか、との意見が述べられた。

また、質疑応答の中では、上記の諸点のほか、ローマ帝国の統治機構や福祉・教育の実態、21世紀の日本のあるべき姿等についても意見交換が行われた。

フランス共和国

(1) 国民議会クリスティーヌ・ラゼルジュ副議長外1名との会談

国民議会議事堂において、ラゼルジュ副議長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、現在問題となっている大統領任期短縮のための憲法改正の趣旨について、7年の任期では内外の変化に対応できない、国民議会議員の任期と同じにすることで政治上不安定な「保革共存体制（コアピタシオン）」を回避することを目指すものであるとの説明があった。

また、質疑応答の中では、過去13回の憲法改正の概要説明のほか、EU統合と憲法との関係に関して、(a)アムステルダム条約によるEU統合に伴う国家主権の制限のため、加盟国はすべて憲法改正を必要としたこと、(b)しかし、EUの決定には様々なレベルがあり、そのすべてが憲法改正を必要とするわけではないこと、国民の権利義務の問題に関しては、権利と義務は表裏一体でどちらも市民的・政治的・社会的な存在であり、学校では、他人に対する敬意や人権の存在理由等を教える市民教育が行われていること、特に、(a)兵役の義務については、これまでは国民の義務（ただし、憲法上の義務ではなく法律上の義務）とされていたが、費用対効果の問題などがあり、現在、兵役を廃止し職業軍人制に移行中であること、(b)権利（人権）については、フランス憲法には直接的な人権規定はないが、その前文で1789年の人権宣言及びそれを補完する第四共和国憲法前文の人権規定への「愛着」が宣言されており、これによって憲法上人権保障はなされていること、生命倫理の問題に関しては、その重要性は認識しているが、この問題に関する現時点でのフランス国民意識はかなり慎重で、遺伝子操作等は治療行為のみに限るといった認識が一般的であると思うこと等の説明があった。

(2) 憲法院ギユエナ総裁外2名との会談

憲法院において、ギユエナ総裁らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、法律・条約の合憲性の審査及び大統領選挙その他国内の種々の選挙の監視の二つが、憲法院の大きな役割であること、9人の憲法院のメンバーはそれぞれ大統領・元老院（上院）議長・国民議会（下院）議長によって3名ずつ任命され、公平性の担保が図られていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、法律・条約等の合憲性審査の具体的手続に関する事項のほか、憲法院が、憲法本文だけでなく1789年人権宣言や第四共和国憲法前文に言及する現行第五共和国憲法の前文も審査基準とすると判断して以来、それらの人権規定に適合するか否かを審査するようになり、民主的自由や人権を保護する機関として機能するようになってきていること等の説明があった。

2. 衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団（平成13年8月28日～9月7日）

平成13年8月28日から同年9月7日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする上記議員団が派遣され、ロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた5カ国、オランダ及びスペインをはじめとする王室制度を有する5カ国並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

ロシア連邦

(1) 国家院

A. ザドルノフ議員外3名との会談

国家院において、ザドルノフ議員らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、ソ連時代「スターリン憲法」（1936年）からソ連崩壊後の新憲法の制定（1993年12月）に至るまでの経緯のほか、憲法の解釈権限及び法令の合憲性審査権限を与えられた憲法裁判所が設置されていること、この憲法裁判所に対する人権擁護に係る訴えの増加傾向や議会における憲法上の議論への注視の度合いからして、ロシア国民は、現行ロシア憲法に対して大きな関心を寄せているとあってよいこと、中央と地方と

の関係に関しては、最近4年間で国家予算の15%が地方から中央に移管されるなど、中央の経済的・政治的影響力が強まっていること、「家族」に関する憲法上の規定は、「家族」が国家によって保護を受けることを目標として、諸政策に反映されていること等の説明があった。

B. ルキン副議長との会談

同じく国家院において、ルキン副議長から、ロシア憲法全般に関して説明を聴取した。

その中で、現行ロシア憲法においては、会計検査院に裁判所への提訴権限が与えられていないこと、議会の委員会の権能が限られていること、首相以外の閣僚の任命については議会の同意を要しないこと等、極めて強力な「大統領中心主義」がとられており、立法府の執行機関に対する抑制及び監視権限がまだまだ不十分であると認識しているとの意見が述べられた。

C. ルキャノフ国家建設委員長との会談

同じく国家院において、ルキャノフ委員長から、憲法に関する諸問題を所管している国家建設委員会の組織及び所掌事務に関する事項のほか、ロシア憲法全般について説明を聴取した後、質疑応答が行われた。

まず、冒頭の説明においては、時代の変化と憲法との関係について、旧憲法の破壊・新憲法の制定というロシアや東欧がとった道以外に、意図的に漸進的に憲法を作り上げていくという方法もあること、特に、象徴天皇制を有し伝統を重んじる日本においては、憲法調査会が活発に活動しているということは、ユニークな存在であると思われること等の説明及び意見が述べられた。

また、質疑応答の中では、科学技術の発達と社会の変化の問題に関して、現在、ロシアでは科学技術が発達することによる「社会の原子化（核化）」が強調されてきているが、これはロシアの伝統に矛盾するものであり適合しないと思われること、グローバリゼーションの進展と国家主権の制限・委譲の問題に関しては、国家主権はいずれの国においても根本的原則であり、また、多極の世界の方が豊かな世界であるから、国際法の定める原則が国内法の原則より優先されることは妥当ではないこと、ロシア憲法上、大統領は立法・行政・司法のそれぞれの権力を併せたいわばスーパーパワーを持つ「第四権」として存在しており、これは憲法自体の矛盾に起因するものであると考えているが、それについての議論は進まない状況にあること、中央と地方との関係に関しては、連邦構成主体（地方政府）の各機関は、国家としての機能と地方自治の機能を同時に果たす機関

であり、ロシアにおいては、中央と地方との関係は政治的な面ではなく経済的な面で調整するべきであること、「人権問題全権代表」の制度は、北欧のオンブズマン制度を取り込んだものであるが、ロシアに根を下ろすかどうかは将来の問題であること等の説明があった。

(2) 法務省エブドキーモフ第一法務次官外 6 名との会談

法務省において、エブドキーモフ第一法務次官らから、ロシア法務省の歴史とその役割のほか、ロシア憲法全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、1991年のソ連邦崩壊から1993年の新憲法制定までの憲法空白期間においては、確かに連邦憲法は存在しなかったけれども連邦構成主体としてのロシアの旧憲法は有効であったこと、大統領令と法律との優劣関係に関しては、緊急事態や軍事に関する事項及び法律が制定されていない事項については法律に基づかずに大統領令を發布することが認められていること、司法改革に関しては、(a)軽微な犯罪を簡易に処理する裁判制度の復活、(b)重い刑罰を伴うような犯罪の場合の陪審制度の導入、(c)上級の裁判所の裁判官に対する任期制の導入等について議論がなされていること等の説明があった。

(3) 連邦憲法裁判所附属憲法裁判分析センターのストラシユン副所長外 1 名との会談

連邦憲法裁判所附属憲法裁判分析センターにおいて、ストラシユン副所長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、ソ連時代は最高会議が、また、ペレストロイカ期には全ロシア憲法管理委員会が、それぞれ憲法裁判所の機能を果たしていたが、ソ連の崩壊に伴い、1991年に独自の機関として憲法裁判所が設立されたこと、この10年間に3,000件以上の訴えが提起されているが、最も大きな割合を占めるのは人権に関する案件であり、その中では、(a)刑事手続に関する案件、(b)社会権に関する案件、(c)経済的権利に関する案件が、この順に多いこと等の説明があった。

また、質疑応答の中では、大統領令に関しても憲法裁判所の権限は及ぶこと、現に、国家組織に関して出された大統領令について違憲判決を下した事案があるが、大統領もその判決を受け入れたこと、憲法裁判所裁判官の「政治化」の問題については、確かにそのような批判はあるが、任命するか否かの判断は連邦院が行い、また、大統領は裁判官を罷免できないことから、そのような懸念は杞憂であること等の説明があった。

ハンガリー共和国・ポーランド共和国・チェッコ共和国・ルーマニア

在ハンガリー日本国大使館、在ポーランド日本国大使館、在チェッコ日本国大使館及び在ルーマニア日本国大使館の書記官より説明聴取

上記東欧4カ国の日本国大使館の書記官（ハンガリーの安田書記官、ポーランドの大杉書記官、チェッコの佐藤書記官及びルーマニアの好井書記官）を在ハンガリー日本国大使公邸に招致して、ソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定や改正の経緯、現行憲法の特徴等について、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A. ハンガリー

まず、ハンガリー憲法の制定・改正経緯については、早急な体制転換を行うため新憲法を起草する時間的余裕がなく、37回に及ぶ改正を経ている旧人民共和国憲法の改正という形式がとられたため、その後も新憲法制定の動きがあったこと、また、その特徴としては、国会が国権及び民意の最高機関という規定がある一方で、国民投票の制度も設けられていること、実際、NATO加盟時にはこの国民投票の制度が用いられ、国民のコンセンサス形成が図られたこと等の説明があった。

B. ポーランド

次に、ポーランド憲法の制定・改正経緯については、1989年の体制転換直後の時期においては、ワレサ大統領と旧統一労働者党政府の共存という状況から新憲法の制定が困難であったため、旧憲法の改正という形式がとられ、その後たびたびの改正によって漸次旧憲法時代の色彩が払拭されていったが、現在のクワシニエフスキ大統領の登場によって新憲法制定の機運が一気に高まり、1997年に至って、国民投票を経て新憲法が制定されたこと、また、その特徴としては、前文においてポーランドのカトリックの伝統等に言及していること等の説明があった。

C. チェッコ

また、チェッコ憲法の制定経緯については、当初スロバキアとの連邦制維持を前提に制定作業が進められたが、結局、両国は分離することとなったこと、また、その特徴としては、主に統治機構について定める「チェッコ共和国憲法」以外に、権利保障について定める「自由及び基本権憲章」及び憲法と同価値を有する「憲法律」が国の組織・活動や国民の権利について規定しており、法形式を異にする三つの構成要素をもって憲法秩序が構成されていること等の説明があった。

D. ルーマニア

最後に、1991年制定のルーマニア憲法の制定経緯については、チャウシェスク政権崩壊後の体制を共和制とするか君主制とするかの議論があったこと、また、その特徴としては、政治的pluralism、多元主義や少数民族の権利保護の重視などが挙げられていること等の説明があった。

オランダ王国

(1) 第一院（上院）アルテス議長との懇談（表敬訪問）

第一院（上院）において、アルテス議長を表敬訪問し、オランダにおける上院と下院との関係、第二次大戦時におけるドイツ占領下のオランダ憲法の法的状態などをテーマに懇談した。

(2) 女王官房府ロディウス長官との会談

女王官房府において、ロディウス長官から、説明を聴取した。

その中で、1813年の王制発足以来現在までのオランダ王制の歴史を踏まえるならば、オランダ王制の特徴としては、(a)共和制下において国民が王制を選択したものであること、(b)そして、発足当初から憲法により国王の権限が制限されていたことが、今日までの王制存続の大きな理由であると思われること、の2点が挙げられること、また、国王の憲法上の地位及び権限については、(a)国王は大臣とともに政府の一員であるが、国王の行為についてはすべて大臣が責任を負うこととされていること、(b)ただし、不文律としての国王の権限として言われる「相談を受ける権利」「国民を奨励する権利」「警告する権利」については、これを適宜行使していること等の説明があった。

(3) 内務省ピーターズ憲法問題王国関係局長代理外1名との会談

内務省において、ピーターズ局長代理らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、国王は政治的に無答責であるが、政府の一員であり、また、組閣に当たっては、各党党首や両院の議長に対して助言を行うなど一定の役割を果たすこと、オランダ国会の特徴としては、第二院（下院）は法律案の先議権や法律案・予算案の修正権を有するほか、内閣不信任決議によって内閣を辞職させることができるが、第一院（上院）は、再審議のための機関であり、第二院より送付された法律案について拒否権を有するに過ぎない存在であること、行政府に関しては、国王による大臣任命に当

たっては議会の承認が必要とされているほか、大臣は議員との兼職が禁止され国会と切り離されていること、 憲法改正の手續に関しては、両院で単純過半数の賛成を得た後に、第二院の解散・選挙を経て新たに召集された議会における両院での3分の2以上の賛成が必要といったようにかなりの硬性憲法とされていること等の説明があった。

スウェーデン王国・デンマーク王国・ベルギー王国

在スウェーデン日本国大使館、在デンマーク日本国大使館及び在ベルギー日本国大使館の書記官及び参事官より説明聴取

王室制度を有する上記の欧州3カ国の日本国大使館の書記官（スウェーデンの梶本書記官、デンマークの藤田参事官及びベルギーの大槻書記官）を在オランダ日本国大使館に招致して、各国における国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置付けとその運用実態等について、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A. スウェーデン

まず、スウェーデンの王室制度については、スウェーデン基本法においては、「国民主権」「議院内閣制」とともに「国王は国の元首」との基本原則があり、国王は元首として位置付けられているが、代表的・儀礼的な役割のみを果たし、政治的な実権を持たないこと、王位継承に関しては1979年に女子の王位継承権が認められたこと、また、王室は国民に親しまれており、本年3月に王制を廃止すべきという提案が国会になされたが、圧倒的多数で否決されたこと等の説明があった。

B. デンマーク

次に、デンマークの王室制度については、1849年制定以来150年の歴史をもつデンマーク憲法は、一貫して立憲君主制を採用していること、1953年改正の際に女子の王位継承権が認められたこと、憲法改正手續が厳格なため、半世紀近く憲法改正はなされておらず、また、現在も改正が国民的論議とはなっていないこと等の説明があった。

なお、質疑応答の中では、1849年憲法から既に地方分権の導入が規定されていること等についても意見交換がなされた。

C. ベルギー

最後に、ベルギーの王室制度については、国王の不可侵性と大臣の責任が憲法上規定されていること、憲法上「すべての権力は国民に由来する」

と国民主権原理が明確に規定されており、はじめに国王ありきではなくて、まず国民がいて国王に権力を委ねたという考え方になっていること（1830年にオランダから独立したときに共和制か王制かの議論があった際、立憲君主制の憲法をつくってから国王を迎え入れたという沿革にもそれは現れていること）、1991年の憲法改正で女子の王位継承権が認められたこと等の説明があった。

なお、質疑応答の中では、1993年の憲法改正により、連邦制国家であることが明確にされたこと、1980年に憲法裁判所にあたる仲裁院が設置されたが、法律の合憲性審査のほか、連邦国家化による「連邦」「共同体」「地域」間の権限争議の裁定も行うものとされていること等についても意見交換がなされた。

イスラエル国

(1) ショフマン検事次長との会談

ホテル内会議室において、ショフマン検事次長から、イスラエルの基本法の仕組みと、首相公選制の導入から廃止までの経緯について、全般的な説明を聴取した。

まず、イスラエルの基本法の仕組みについては、イスラエルで「憲法（典）」がなく「基本法」という法形式がとられているのは、建国当初から安全保障、人権、宗教といった問題で大きく意見が分かれており、「憲法（典）」を作ることが困難であったため、まず、「基本法」をいくつか制定し、それをまとめる形で将来「憲法（典）」を作るというスタイルが構想されたとの説明があった。

次に、首相公選制に関しては、(a)その導入の目的については、1980年代から1990年代にかけて、小政党分立による連立政権の常態化を背景として、小政党の議員が「議席を売る」ことで閣僚になるといったこと等が横行したため、政権基盤の安定化のために導入されたこと、(b)しかし、首相公選制の導入によって、有権者はクネセット（国会）議員の選挙で1票、首相選挙で1票と2票を有することとされたことから、有権者は、首相選挙では大政党の首相候補に、議員選挙では自分に近い小政党に投票するといった行動に出たため、かえって、大政党の力が一様に落ち、行政府の長である首相の能力は、当初の意図に反して弱くなってしまった、したがって、国民の多数の評価としては首相公選制導入は失敗だったとされていること、(c)その結果、2001年にシャロン新首相が選出された第3回の首相公選の実施直後に、首相公選制は廃止することとされ、基本的に導入前の制度に戻す基本法改正

が成立したこと等の説明があった。

(2) シトリート司法大臣との会談

司法省において、シトリート司法相から、首相公選制の導入から廃止の経緯等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、イスラエルは全国を一区とする比例代表制を採用しているため、選挙のたびに新政党が生まれ、議会は小党分立の状況となってしまったこと、また、イスラエルは議院内閣制を採用しており、この小党分立の影響で必然的に連立政権となってしまうが、小政党は連立の条件として特定分野に係る措置や閣僚ポストを要求し、首相候補者はそれを受け入れざるを得なくなってしまったこと、このようなことにかんがみて、政権安定のために首相公選制が導入されたのだが、3回実施された首相公選制においては、いずれも首相選挙と議員選挙の結果が異なるという事態が生じ、結果として首相は出身政党の意向に配慮するというよりも独自の考えで行動するようになってしまったこと、現在、小政党の過大な影響力を排除するため、選挙制度を比例代表制から小選挙区制に変更することが議論されていること等の説明があった。

(3) ショハム議会憲法・基本法委員会法律顧問との会談

ホテル内会議室において、ショハム法律顧問から、首相公選制の導入から廃止の経緯等について説明を聴取した。

その中で、3回の首相公選の実施によっても、小政党が大政党に対して「ゆすり・たかり」行為をする事態は少しも改善されず、かえって深刻になってしまったこと、その結果、シャロン首相は、首相公選制の廃止を決断し、短期間の審議で元の選挙制度に戻す準備をしたが、この廃止法案の立案に当たっては、単に過去の制度に戻るのではなく、その欠陥を改善するようなことにも留意されたこと等の説明があった。

(4) ピネス議会憲法・基本法委員長との会談

同じくホテル内会議室において、ピネス委員長との間で、首相公選制の導入から廃止の経緯等に関して、質疑応答を行った。

その中で、公選首相と大統領との関係について、イスラエルの大統領の権限はもともと儀礼的なものであるため、公選首相との関係については特段の問題は生じないと考えていること、首相公選制導入の際に検討されたのは、むしろ、公選首相に大きな権力を与えた場合に独裁政治につながる点かという点であったこと、首相選挙・議会選挙の2票制の下での首相公

選制によって、ますます小党分立が進み、それまで以上に小政党の力が強くなってしまったこと、国民は政治の安定を望んで首相公選制を支持したが、その結果は逆に作用してしまったため、今では、多くの国民は首相公選制に反対するようになったこと、首相公選制廃止のための基本法改正は極めて短期間になされたが、その起草その他の準備には実質5年以上の年月が費やされていること等の説明があった。

(5) ペレス副首相兼外相との会談

外務省において、ペレス外相から、冒頭、首相公選制によって、首相も議会もともに無力になってしまい、チェック・アンド・バランスがうまく機能しなくなってしまったとの説明があった。

次いで、政治のあり方及び今後の世界情勢の展望等について意見交換が行われ、その中で、ペレス外相からは、長老政治家としての政治理念として、テレビが発達した今日の政治は、専制政治を不可能にするという良い面はあるが、反面、考える時間がほとんど与えられないという悪い面もあることに留意しなければならないこと、また、今後のアジア・中東地域の平和構築に関して、50年前に夢だと笑われたEUが現実のものとなっているように、我々も過去にこだわらずに新しいものを作り出していかなければならないこと等の発言があった。

(6) イスラエル民主政治協会会長カルモン博士との会談

ホテル内会議室において、カルモン博士から、首相公選制の導入及び廃止の経緯等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、首相公選制は、国民の政治に対する閉塞感が募る中で、首相に強力な政治的リーダーシップを与えることにより現状を打破して欲しいという期待の下に導入されたものであったが、その導入の結果、国家運営に携わる正当性が二つに割れてしまい、ほぼ毎週のように連立政権交渉を新たに行う事態になってしまったこと、首相公選制についての世論も賛成から反対に大きく変わってしまい、このような国民の支持があったからこそ、今回、短期間の間に首相公選制を廃止し、選挙制度を元に戻すことが可能であったこと等の説明があった。

会談の最後に、カルモン教授から、そもそも、議院内閣制は、妥協や譲歩を可能とする制度であり、民主主義を成功させる要素が内在されているものであると考えている、との総括的な意見が述べられた。

(7) セガル テルアビブ大学教授との会談

ホテル内会議室において、セガル教授から、首相公選制に関するこれまでの調査を締めくくる総括的な説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、首相公選制は、首相の力を強めるとともに、小政党の力を抑えることを目的に導入されたものであったこと、これが失敗した原因は、有権者に2票が与えられ投票が使い分けられたことのほかに、首相公選制に係る法律が短期間に準備されたために欠点があったことも挙げられること、

そもそも、本来なすべき改革は、国会議員の選挙制度を比例代表制から小選挙区制に変更する改革であったはずなのに、当時の議会の勢力上、この改革案を成立させることは不可能であったこと、これらの諸事情にかんがみれば、首相公選制を導入する際に、立法府と行政府とのバランスがとれているアメリカ型のシステムを考慮すべきであったこと、なぜならば、アメリカ型の首相公選制は、(a)首相に全面的に権限を与えることにより効率のよい政府ができること、(b)選挙結果のみで首相が決定されること、(c)参加型民主主義であることが挙げられること、もし日本において首相公選制の導入を考えられるのであれば、(a)首相には法律によってできるだけ権限を与えるべきだが、同時に法律によって与えられた以上の権限を行使させてはいけないこと、(b)また、議会のチェック機能がよく働くようにすること等に留意されるよう助言申し上げること等の説明があった。

スペイン

(1) 国務院カベロ議長外3名との会談

国務院において、カベロ議長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、現行憲法の起草過程においては、さまざまな政治勢力が一致点を見い出しながら協働して作業が進められたこと、

豊富な人権規定を有していることが現行憲法の特徴の一つであるが、これは、ヨーロッパ人権条約等の各種の人権規定を参考にしながら起草されていたからであること、地方自治については、多くの自治権限が認められている自治州とそうでない自治州があり、この格差が問題になっていること、

憲法裁判所は専制政治を抑制する大きな力となっているが、議会や通常の裁判所から独立した機関として、これに民主主義の擁護を任せていること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、フランコ総統の死後、現在のカルロス国王が改革の擁護者として政党の自由化等を断行するなど、一貫して、憲法を尊重

擁護する姿勢を示していることが、国民の広範な支持を受けていること等の説明があった。

(2) 下院マリスカル憲法委員長外6名との会談

下院において、マリスカル委員長ら各会派の委員から、現行憲法の起草過程等について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

まず、冒頭の説明においては、現行憲法の草案作成は、すべて議会において行われたが、そこでは、基本的人権に関わる部分は左派政党の、また、統治機構に関する部分は民主中道連合の考えが多く反映されているなど、いろいろな政党の合意に基づいて成立していること等の説明があった。

また、質疑応答の中では、政府の諮問機関であり、法律の合憲性等について相談を受ける「国務院」と、憲法訴訟について判断を下す「憲法裁判所」との違い、ドイツの制度と類似する「建設的不信任制度」の実態等について説明があった。

3. 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団（平成14年9月23日～10月5日）

平成14年9月23日から10月5日にかけて、衆議院より中山太郎憲法調査会会長を団長とする上記議員団が派遣され、英国、タイ、シンガポール、中国及び韓国並びにフィリピン、マレーシア及びインドネシアの合計8カ国の憲法事情について調査が行われた。その概要は、次のとおりである。

イギリス連合王国

(1) 「人権に関する両院合同委員会」委員会クラークのポール・エバンス氏との会談

議員会館において、ポール・エバンス氏から、イギリスの人権保障に関して説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、第二次世界大戦後に制定され批准したヨーロッパ人権条約について、イギリスはコモン・ローを中心とする既存の法制で対応可能と考え、国内法制化の措置をとってこなかったが、ブレア労働党政権下において、国内法制化が検討され、1998年に「人権法」が制定されたこと、この「人権法」の制定に当たっては、イギリスの伝統的な「議会主権」と裁判所の判断の効力との関係をどうするかが問題となり、裁判所は法令の違法を宣言するが、それに対応した改正立法を行うかどうかは国会が決定するものとされたこと、両院合同委員会は、この「人権法」の履行を確保するために国会

に設置された機関であり、「人権法」と抵触するおそれのある法律案についてレポートを作成する等活発な活動を行っていること等の説明があった。

(2) 副首相府イアン・スコッター地域議会部長との会談

副首相府において、イアン・スコッター部長から、ブレア労働党政権下の地方政策に関して説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、ブレア労働党政権は、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドに続いて、イングランドにおいても、地方議会の設置等を含む地方分権（権限移譲＝デボリューション）を進めていること、既に公表している「白書」では、イングランドの八つの地域に公選による「地方議会」を設置し、同議会から行政を担当する執行部を選出する等住民の地方政治への参加の機会の増大が検討されていること、議会の設置は最終的には住民の投票に委ねられるが、設置に消極的な地域もあること、イングランドの多くの地域では、現在二層制の地方自治制度がとられており、二層制のままで「地方議会」を設置することは屋上屋を架することになるとの批判があること等の説明があった。

(3) 副首相府ニック・レインズフォールド閣外大臣（デボリューション担当）との会談

上記のイアン・スコッター部長との会談の途中から、ニック・レインズフォールド閣外大臣が参加され、議員団との間で意見交換がなされた。

その中で、国民は、政府の効率性だけでなく「政府への参加」に関心を持っており、イングランドにおける「地方議会」の創設はそうした要望に応えるものであること、この改革では、中央から地方へ配分される予算の執行について地方の大幅な裁量は認めるが、「課税権の移譲」等までは考えていないこと等の説明があった。

(4) ロンドン大学コンスティテューション・ユニットのロバート・ヘーゼル教授との会談

ロンドン大学の研究室において、ロバート・ヘーゼル教授との間で、上院改革及び政官関係を中心に質疑応答を行った。

その中で、上院改革に関しては、イギリスでは上院議長が、(a)内閣の一員（法務大臣）、(b)上院の議長、(c)最高裁判所にあたる大法院の長としての大法官という三権にわたる職務を兼ねていることが、権力分立の観点から問題とされていること（特に、大法官としての権限行使は控えるような慣行をつくるべきであるとの意見が多くなっていること）、政官関係に関して

は、イギリスの伝統として、官僚組織は公正中立であることが求められているが、そのような官僚組織の運用に不満も出てきていること（これに関連して、政治任用の「特別アドバイザー」の数がブレア政権下で増大していること）、イギリスにおける「成文憲法化」の見通しに関しては、一部の市民セクターにそのような動きがあるようだが、イギリスの憲法史にかんがみれば、成文憲法を持つことはないだろうとの説明があった。

(5)「上院改革に関する上下院合同委員会」委員会クラークのデビッド・ビーミッシュ氏との会談

在イギリス日本国大使館内会議室において、デビッド・ビーミッシュ氏から、議会側から見た上院改革について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、上院改革は過去3回ほど試みられたが、合意を形成することができず失敗に終わってきたこと、ブレア労働党政権では、(a)世襲貴族を廃止する段階と(b)上院の長期的な改革を検討する段階の2段階方式を採用し、当面は、比較的合意が得られやすい(a)について一定の成果を得たこと、現在は、(b)に関する議論を行っているが、王立委員会報告書（ウェイカム報告書）を踏まえつつも、議論の土俵は、政府側から議会側（上下院合同委員会）に移っていること、そこでは、下院側に「公選による上院」の実現が下院の地位低下につながるのではないかという懸念があるなど難しい問題があること等の説明があった。

(6) 政府の上院改革チームのジュディス・シンプソン氏外3名との会談

引き続き在イギリス日本国大使館内会議室において、ジュディス・シンプソン氏らから、政府側から見た上院改革について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、「公選による上院」については、下院の優位を揺るがすのではないかという懸念があるが、世論は「公選による上院」を支持していること、現在、上下院合同委員会による検討を待っている状況にあること等の説明があった。

(7) 公務員組合評議会のチャールズ・コ克蘭事務局長との会談

同じく在イギリス日本国大使館内会議室において、チャールズ・コ克蘭氏から、政官関係全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、英国の公務員は、政治的中立性に誇りを持っており、1997年の保守党から労働党への政権交代もスムーズに行われたこと、政官関係については、(a)公務員は内閣の一員としての大臣に使えるものであり、政

党のための仕事はできないと解されていること、(b)政治的な仕事については、政治任用の「特別アドバイザー」が任命されていること、そのような慣習にも関わらず、公務員の行動が政治的すぎるとマスコミ等から批判される場合もあること、なお、政策の立案と執行を分離したエージェンシー制度については、エージェンシーが各省の下に設置されていることや給与等の処遇がそれぞれに異なることなどから、省庁再編が頻繁に行われるイギリスでは軋轢が生じやすいといった問題点があること等の説明があった。

タイ王国

(1) 憲法裁判所スチット判事外 1 名との会談

憲法裁判所において、スチット判事との間で、憲法裁判所の権限行使の実態等に関して質疑応答を行った。

その中で、憲法裁判所は、(a)法令の違憲審査権、(b)国家汚職防止委員会に提出された政治家の資産報告の最終的な真偽の審査、(c)国家機関の権限争訟に関する裁定等の権限を有していること、法令の違憲審査について、これまで 200 件を超える審査が行われており、最近でも 100 メートルの大深度地下に土地所有権は及ぶかといった問題が審査されており積極的な権限行使がなされていること、また、資産報告の虚偽審査については、昨年、タクシン首相の資産報告の虚偽疑惑について無罪の判決がなされたが、判事として自身は有罪の判断をしたこと等の説明があった。

(2) プラチャーティボック・インスティテュート事務局長のボウォンサック・ウワンノー教授外 2 名との会談

プラチャーティボック・インスティテュートにおいて、ボウォンサック・ウワンノー教授から、タイの選挙制度等に関する説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、タイにおける政治腐敗の問題としては、(a)政治献金の上限及び手法について制限がないこと、(b)当選のために国会議員は莫大な費用を使う必要があること、(c)国民も国会議員にたかるといった発想があることの 3 点が指摘されること、国王の役割については、タイでも日本と同様に、国王は政治的な権限を持たず、社会的な役割を果たし、国民の敬愛を受けていること等の説明があった。

(3) マルット・ブンナーク元下院議長外 1 名との会談

マルット・ブンナーク元下院議長（弁護士）の法律事務所において、同元

議長から、タイの憲政史について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、タイでは、1932年の憲法制定以来多くのクーデターを経験し、その都度憲法改正を余儀なくされてきたが、現行の1997年憲法は、民主的な憲法の制定に向けた国民的な運動の高まりを受けて成立したものであり、国民の確固とした支持を受けていること、政治的に、大臣と国会議員の兼職を否定する現行憲法の規定を改正しようとする向きもあるが、そのような必要性は低いこと等の説明があった。

フィリピン共和国・マレーシア・インドネシア共和国

在フィリピン日本国大使館、在マレーシア日本国大使館及び在インドネシア日本国大使館の公使、参事官及び書記官より説明聴取

上記アジア3カ国の日本国大使館の公使、参事官及び書記官（フィリピンの吉田公使、マレーシアの牛尾書記官並びにインドネシアの和田参事官及び谷書記官）を在シンガポール日本国大使館公邸に招致して、それぞれの国の憲法事情について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

A. フィリピン

まず、フィリピン憲法は、マルコス独裁政権時の経験から行政権に対する抑止が強く働いており、公務員に対する弾劾裁判制度、オンブズマン等を設置していること、国民の権利規定が多い反面、義務規定が少ないこと、

基本原則として、国民主権、侵略戦争の放棄を定めた平和主義、軍に対する文民統制、核兵器の廃絶、貧富の格差の是正を謳った社会的正義が掲げられていること、外国軍隊の駐留及び外国軍基地の設置の原則的な禁止を定める規定が憲法に存在すること等の説明があった。

B. マレーシア

また、マレーシア憲法はイスラム教を国教と定め、イスラム法が適用される地域もあるが、国の最高法規は憲法であり、憲法の規定が優先すること、

マレー系国民が「特別な地位」を有し、公務員の任用等において優遇されることが憲法に明記されていること、敏感問題（sensitive issues）に関する規定が憲法上の制約としてあり、マレー語を母国語とすること、州王（スルタン）の特権等の是非についてはこれを議論することが禁じられていること等の説明があった。

C. インドネシア

最後に、スハルト独裁体制の崩壊後に進められた大統領の権限を制限す

る等の民主化に向けた制度改革が、4年連続となる本年の憲法改正で一応の完成を見たが、現時点では、その憲法の正文自体が不明であること、司法関係者の腐敗がひどく、「法の支配」は確立されていないこと等の説明があった。

シンガポール共和国

(1) 司法長官庁のジェフェリー・チャン民事局長外3名との会談

司法長官庁において、ジェフェリー・チャン民事局長より、シンガポールの憲法制度全般について説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、シンガポールの政治・法制度の多くはイギリスから継受したものが多く、シンガポール独自の制度もあり、特に少数民族が必ず国会に議席を持てるように配慮した「グループ選挙制度」(一つの選挙区に、一つの政党から3~6名の定数分の人数が集団となって立候補する制度)は、中国系、マレー系、インド系といった人種が混在する中で、人口比7割を超える中国系以外の候補者を必ず1人名簿に入れるようにするというシステムであり、多人種融和のためのシンガポール独自の制度となっていること、国民が政府を信頼するといった「アジア的価値観」については、政府が人民を抑圧した経験を持つヨーロッパとは異なった歴史的な経験から来るのではないか等の説明があった。

(2) ジャヤクマール法務大臣兼外務大臣外1名との懇談

外務省において、ジャヤクマール大臣との間で、国際情勢及びシンガポール憲法全般に関して意見交換が行われた。

その中で、国防に関しては、シンガポールは、国民の兵役義務を定め、国民全員が国防のために力を尽くすトータル・ディフェンスという考えをとっているが、世界情勢が変化していく中で、従来型の脅威だけでなく、テロのような新たな安全保障の脅威にも対応すべく調整を行っていること、「家族」をめぐる法制に関しては、親を扶養する義務を定める法律が制定されているが、親の扶養義務等の問題は、教育の問題であり、憲法や法律の果たす役割は限定的なものにとどまると考える等の説明があった。

(3) シンガポール国立大学のティオ・リーアン助教授との会談

在シンガポール日本国大使館において、ティオ・リーアン助教授との間で、シンガポール憲法全般に関して質疑応答を行った。

その中で、政府の説明では少数民族の保護のための制度とされている「グ

ループ選挙制度」は、与党である人民行動党に有利な選挙制度であって、民主的な制度とは言えないこと、私見としては単純な小選挙区制度を採用すべきと考えていること、一性善説的に政府を信頼し頼ろうとする「アジア的価値観」については、国家権力に対する懐疑（権力抑制）を基本とする憲法学的な立場からは全面的に賛意を評することはできず、あくまでも最悪の政府が現れた場合に備えた法体系の整備を図るべきであること等の説明があった。

中華人民共和国

(1) 曾憲義中国人民大学法学院長外 7 名との会談

人民大学法学院において、曾憲義院長らから、中国の憲法制度全般に関する説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、現行の 1982 年憲法は、1954 年に制定された中国初めての憲法以来の中国憲法を集大成したものであり、「民主集中制」下の人民代表制度によって民意が集約された憲法であること、「社会主義市場経済」については、中国が改革開放経済をとる中で市場経済の導入は必要かつ必然であって、社会主義市場経済はそのための発展形態であること等の説明があった。

(2) 中央党校社会発展研究所の劉俊傑教授外 1 名との会談

ホテル内会議室において、劉俊傑教授らとの間で、中国憲法全般について質疑応答を行った。

その中で、憲法改正に関する理論的な問題として、中国では私有財産の保護をいかに図っていくかが議論されていること、また、知的所有権保護についても、科学技術立国の立場から重要な課題として取り組んでいること、

共産党と憲法の関係について、政権党である共産党といえども憲法の枠内で行動するものとされていること等の説明があった。

(3) 全人代常務委員会法制工作委员会の張春生副主任外 3 名との会談

人民大会堂において、張春生副主任から、現行 1982 年憲法の制定の経緯等について説明を聴取した後、調査団を代表して中山団長との間で意見交換を行った。

その中で、まず、中山団長から、日本では、日本国憲法 9 条に関し自衛隊の存在と憲法の規定との整合性を図るべきではないかとの議論に国民の関心が集まっているとの指摘があり、これに対して、張春生副主任からは、

日本の平和主義憲法は日本の経済発展のみならず、北東アジア及び世界の平和に多大の貢献をしてきたことを高く評価しているとの発言があった。次いで、中山団長から、国連の要請に基づく我が国の国際協力について安保理常任理事国としての中国の立場からどのように考えるかとの指摘があり、これに対して、張春生副主任から、国連決議に基づく日本の平和維持活動の参加にはまったく問題はないとの発言があった。最後に、日中両国の友好と相互信頼のためにも、緊密な話し合いが必要であるとの共通認識が確認された。

大韓民国

(1) 朴寛用国会議長外 3 名との懇談

国会議事堂において、朴寛用国会議長と調査団を代表して中山団長との間で、意見交換を行った。

その中で、朴議長から、韓国では、大統領の任期を国会議員と同じ 4 年とすべきといった憲法改正論議があること、日本が平和憲法を中心として経済大国に見合った国際貢献を行うことは高く評価できるが、アジアの隣国は日本国憲法 9 条に賛意を示していること、朝鮮半島情勢については、韓国・日本・アメリカの 3 力国が協調した上で、中国・ロシアと話し合っていくことが重要であるとの発言があった。

(2) 国会法制室の金鍾斗室長外 7 名との会談

同じく国会議事堂において、金鍾斗国会法制室長から、韓国における議員立法の状況、立案過程における法制室の役割等について、説明を聴取し、質疑応答を行った。

(3) 憲法裁判所の朴容相事務処長外 6 名との会談

憲法裁判所において、朴容相事務処長から、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、韓国の憲法裁判所は、ドイツやオーストリアの憲法裁判所を模範に 1987 年憲法により創設されたものであるが、2002 年の 8 月 31 日現在までの間に約 8,000 件の事案を受理し、そのうち約 7,500 件余が処理されていること、国民の強い支持の下、軍事政権下で制定された法令をはじめとする法令の規定を違憲とするなど実りのある活動を行っていること、一般の市民が直接に憲法裁判所に提訴することができる「憲法訴願」制度は、模範としたドイツの制度から韓国独自の発展を遂げていること等の説明が

あった。

(4) 国家人権委員会の金昌國委員長外4名との会談

国家人権委員会において、金昌國委員長らから、説明を聴取した後、質疑応答を行った。

その中で、国家人権委員会は、軍事政権下において人権が侵害された反省にかんがみ、金大中大統領が大統領選挙の際に設置を公約していた機関であり、紆余曲折を経て昨年11月25日に施行されたものであること、設置に当たり、独立した機関とするか政府の法務部（法務省）に属する機関とするかの議論がなされたが、最終的には独立した機関として設立されたこと、

人権侵害に対する救済措置としては、対象となる国家機関に対して法的拘束力のない勧告をするにとどまるが、その実際上の影響力は大きいこと等の説明があった。

第3章 憲法調査会における委員 及び参考人等の発言に関 する論点整理

第3章 憲法調査会における委員及び参考人等の発言に関する論点整理

(凡例)	116
第1節 憲法論議に臨む態度及び調査会の進め方に関する議論	117
第2節 日本国憲法の制定経緯に関する議論	157
第3節 日本国憲法の各条章に関連する主な議論	179
第1款 総論的事項	179
第2款 前文	219
第3款 天皇制	233
第4款 安全保障及び国際協力	245
第5款 基本的人権	367
第6款 政治部門(国会、内閣等)	437
第7款 裁判制度	505
第8款 財政	525
第9款 地方自治	531
第10款 憲法改正	587
第11款 最高法規	601
第12款 その他(緊急事態)	607
第4節 その他	619

この章の記述は、第 147 回国会から第 155 回国会平成 14 年 10 月 24 日までに開催された衆議院憲法調査会（小委員会及び地方公聴会を含む。）における委員及び参考人等の発言について、主として憲法に関する発言部分を、その趣旨を損なわない限度に要約した形で抽出し、（ ）日本国憲法の各条章の区分を基本とするとともに、一般的な憲法学の教科書における項目建て等をも参照しながら分類項目を設定した上で、（ ）その項目に分類された発言の趣旨・分量等をも勘案しながら、適宜、当該項目を併合あるいは細分化する形で整理したものである。

なお、「委員の発言」については、参考人に対する質疑等の際の発言も含め、主に意見表明に係る部分を対象としている。また、「参考人等の発言」については、参考人の発言のほか、最高裁判所事務総局行政局長及び地方公聴会の意見陳述者の発言を掲載している。

< 凡 例 >

1. 各発言に付した（ ）の内容は、原則として、（発言者氏名・国会回次・発言日）である。
 - 「委員の発言」には、発言者氏名の後に発言日現在の委員の所属会派略称を付している。
 - 同一委員の発言日の異なる複数の発言をまとめて要約したものについては、「（発言者氏名（所属会派略称）・国会回次・発言日、国会回次・発言日、・・・）」と表記している。
 - 所属会派名の変更又は会派異動により、同一委員が所属会派を異にして発言をした場合において、これらの複数の発言をまとめて要約したときは、「（発言者氏名（旧所属会派略称）・国会回次・発言日 / （現在所属会派略称）・国会回次・発言日）」と表記している。
 - 小委員会での発言には小委員会名（人権小、政治小、国際小又は地方小）を、また、地方公聴会での発言には開催地（仙台、神戸、名古屋、沖縄又は札幌）を、それぞれ発言日の後に付している。
2. 各論点における発言の掲載順序について、原則として、「委員の発言」に関しては平成 14 年 10 月 24 日現在の大会派順 50 音順 発言日順に、また、「参考人等の発言」に関しては〔参考人及び最高裁判所事務総局行政局長 地方公聴会の意見陳述者〕順 発言日順に、それぞれ掲載している。
 - 「明改」及び「公明」所属委員の発言を掲載するに当たって、それらの順序は、便宜上、同一の取扱いをしている。
 - 会派異動をした委員の所属会派を異にする複数の発言をまとめて要約したものを掲載するに当たって、その順序は、現在所属会派によっている。
3. 若干の専門用語について、解説を付している。その場合、「（注：）」と表記している。

**第1節 憲法論議に臨む態度
及び調査会の進め方
に関する議論**

第1節 憲法論議に臨む態度及び調査会の進め方に関する議論

憲法論議に臨む態度等	119
a. 我が国の将来像を見据えた議論をしていくべきとする発言	119
b. 我が国の歴史や伝統等を踏まえた議論をしていくべきとする発言	122
c. 日本国憲法の意義等を踏まえた議論をすべきとの発言	123
d. 改憲、護憲といった枠にとらわれない議論をすべきとする発言	125
e. その他の発言	126
憲法調査会の調査の進め方	131
1. 憲法調査会の調査の期間	131
(1) 調査期間の妥当性等	131
a. 設置時の申合せに従い、5年間の調査を行うべきとする発言	131
b. 設置時の申合せにとらわれることなく、調査期間を前倒しすべきとの発言	131
c. 5年間の調査期間の中で調査内容等のスケジュールを考えるべしとする発言	132
(2) 憲法調査会の常設化	132
a. 常設化を図るべしとの発言	132
b. 常設化に否定的な発言	133
(3) その他	133
2. 調査の手法	134
(1) 具体的なテーマ設定等を行っての調査	134
(2) 逐条又は個別論点ごとの調査	134
(3) 小委員会の設置による調査	135
(4) 参考人の招致	135
(5) 両院の合同調査会	136
(6) 各政党が具体的な案を提示した上での調査	136
(7) 憲法の各条文について、改正すべきか否かを基準に仕分けした上での調査	137
(8) 比較憲法的な視点を取り入れた調査	138
(9) その他	139

3. 調査会で議論すべき事項	141
(1) 議論の対象とされるべき事象等を挙げたもの	141
A. 憲法の制定経緯について議論すべしとの発言	141
B. 憲法の持つ先駆性等について議論すべしとの発言	141
C. 憲法制定後に起きた憲法問題に則した議論をすべしとの発言	141
D. 憲法と現実との乖離等について議論すべしとの発言	142
E. 国家像、憲法の将来像等について議論すべしとの発言	144
a. 積極的な発言	144
b. 憲法調査会の目的・任務等に照らして、慎重又は消極的な発言	145
(2) 具体的に議論すべき憲法の条項を提示したもの	146
(3) その他	148
4. 公聴会の開催その他会議の持ち方	150
a. 地方公聴会での国民との議論を重要視する発言	150
b. 地方公聴会の開催の方法等について改善等を求める発言	150
5. 国民への情報提供・国民参加	151
(1) 国民への情報提供	151
(2) 国民参加	152
6. その他	155

第1節 憲法論議に臨む態度及び調査会の進め方に関する議論

憲法論議に臨む態度等

a. 我が国の将来像を見据えた議論をしていくべきとする発言

<委員の発言>

- ・ 制定時と比べ、国内外の状況は変化しており、現行憲法の不都合な箇所を改正するというのではなく、我が国のあるべき姿を明確にした上で、白紙に新しい憲法を書き下ろすという姿勢で憲法に取り組むべきである。その際、日本の古典研究から始めた明治憲法の制定過程を参考にすべきである。(愛知和男君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 時代の進展があり、国内外とも大変な状況の変化がある中で、未来へ向かって我が国及び国民がどのような理念でどのような道筋を、そして、どのような国の姿かたちを目指していくのかに関して議論を深めた先に、新しい憲法が生まれると考える。(杉浦正健君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 21世紀の日本のあるべき姿を考え、そのためにはどのような規範が必要かという視点に立って議論することが、これからの憲法調査会の課題であると考える。(高市早苗君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・ 古関参考人が新聞紙上で述べているように、21世紀を見据え、憲法についても変えるべき点は変え、追加すべき点は追加し、また、読みやすさを考慮したものにすべきである。そのために、国民に受け入れられる、憲法改正を含めた幅広い議論をすべきである。(中川昭一君(自民)・147回・H12.3.9)
- ・ 戦後50数年を経て、また、世界第二の経済大国となった日本が世界の中でどういう安全保障その他の責任を果たしたらいいか、そういう一つの区切りがついた中での憲法のあり方を、沖縄の人たちと一緒にこれから議論をしていきたい。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 現行憲法制定以来、国際化の進展、社会情勢の変化が進み、欧米モデルという目標を失うなどの状況の中で、21世紀の日本を担う新たな憲法を、現行憲法の問題を尋ねながら求めていくことは、歴史的な意義を有するものである。(保岡興治君(自民)・147回・H12.2.24)
- ・ 憲法は、国の基礎を形作る基本法であり、いかなる国づくりを目指すのかとの構想に基づいて組み立てられるべきものである。新世紀の日本の国づくり構想と合わせて憲法の姿を論じていくことが重要である。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.2.17、149回・H12.8.3)
- ・ 民主党としては、地球規模の新たな課題の出現と国際協調の時代に対応する憲法の現代的なあり方の検討、あらゆる分野においてダイナミックに生

- じている社会変化を踏まえた国の基本的な枠組みの再構築の検討、 統治機構のあり方について既存の憲法解釈にとらわれない望ましい形の検討、 憲法を法規範として有効に作動させるための、 違憲立法審査権及び憲法訴訟の現状についての分析、 評価に基づく改革の提案等について、 本格的に議論を進めていくべきであると考え。(鹿野道彦君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・ 21世紀を迎え、地球規模、宇宙規模でものごとを考えていかなければならない中で、日本は、世界の中でどのような役割を果たしていくのか、また、日本及び日本人のしっかりとしたアイデンティティーを築いていく必要がある。(小林憲司君(民主)・153回・H13.12.6)
 - ・ 何とか日本に国家の意思、戦略といったものが形成されるべきだ。その意思が外から見て、日本が何を考えているか理解されることが可能となった上で対話が始まるのではないか。世界の構造が変化し、また、日本も価値観の多様化の中でその方向を模索している段階にあって、まさに憲法を通じて日本の国家意思を形成していくということが問われている。(中川正春君(民主)・153回・H13.12.6)
 - ・ 憲法は国の基本法であり、風格や説得力を有するべきである。そのためには、国際社会における憲法の歴史と今後の動向、日本の今後のあるべき姿を重要視していくことが必要である。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23)
 - ・ これからの日本の憲法を考える際には、過去を振り返るのではなく、未来に向けて日本のかたちがどうあるべきかという視点に立って憲法のありさまを議論すべき、すなわち論憲をすべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.5.11、150回・H12.12.7)
 - ・ 100年後の日本においては人口が6千万人台に減少するといわれているが、その場合には移民を受け入れるなどして、今より多様な文化や民族との共生社会の実現に迫られる。その場合の憲法の原理原則はどのようになるのかなど、将来の社会を見越した議論が必要である。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.6)
 - ・ 憲法か現実かの対立の図式ではなく、憲法も現実も変化する対象と捉え、それを21世紀のあるべき姿から照らして考えてみようという、憲法調査会発足の考え方に立ち戻り、変化をもたらすべき対象としての憲法と現実の双方をしっかり見据えて後半の議論を進めていきたい。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.7.25)
 - ・ 国のかたちについての論議を行う上で、グローバリゼーションの流れの中で日本のナショナル・アイデンティティー、すなわち憲法の背後にある思想、哲学、文化、歴史観、について検討することが重要であり、20世紀型のネーションステートとは異なる国家のアイデンティティーを考えていかなければなら

ないこと、 これからの国の形を考えた場合に 21 世紀の前に横たわる、IT、ゲノム、環境、住民参加という四つのマグマが法制度や社会制度、国家のあり方に影響を与えてくるということを踏まえて憲法を検証すべきこと、以上二つの論点が考えられる。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.4.6 / (公明)・149回・H12.8.3、150回・H12.11.9)

- ・憲法を論議するに当たっては、我が国自体がどのような国なのか、またどうあるべきなのか、国際社会の中で日本がどうあるべきなのかが大きな問題である。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.4.6)
- ・我が国の平和憲法の象徴である 9 条は堅持し、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重の三大原則は不変のものと確認する。その上で、制定以来半世紀を過ぎた憲法について、あるべき 21 世紀の日本及び日本国民の姿を見つめ直すという意味で、10 年を目途に国民的な議論を展開すべきである。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)
- ・国民及び我が国に居住するすべての人々の個人の尊厳を守るという視点、グローバルな視点、我々の歴史を踏まえた視点、あるいは将来の変化を見据えた視点などの多面的な視点を踏まえて、広く憲法について議論していくべきである。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)
- ・21 世紀は産業社会ではなく情報化社会であるから、「日本国憲法 - 2000」とも言うべき新しい憲法は、当然情報化社会に適合したものでなければならない。そして 5 年おきにバージョンアップを繰り返すなどして、21 世紀に日本が生き残るため、ダイナミックな国のあり方をつくっていかなければならない。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・今必要とされていることは、憲法条文の改正論議ではなく、日本の将来の骨太のビジョンの論議であると考え。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17)
- ・21 世紀以降の日本をどのようにかたちづくるのが重要であるとの視点から、国民のマジョリティーを形成する座標軸を定める必要がある。そのためには、激しい議論も騒然たる国民的論争もしなければならない。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.3.9、147回・H12.4.6)
- ・憲法論議は、イデオロギー的な論争ではなく、新世紀の世界及び日本を考えながら、日本の国のかたちのあるべき姿を座標軸として議論していくべきであり、また、憲法の解釈論ではなく、新世紀の日本とアジア諸国との関係等の具体的なビジョンの議論と一体のものとして議論をしなければならないと考える。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6、147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・単に市民が大事であるというような抽象論ではなく、将来を見据え、本当の意味での社会の体制を考えていくことが憲法論であると考え。(安倍基雄

君（保守）・147回・H12.4.6）

- ・今後の憲法論議は、第一に国際情勢の認識、第二に国内発展状況の正しい認識が必要であると考え。その上で、憲法自体が上記の認識などに応じて改正できるものでなくてはならないと考える。（安倍基雄君（保守）・147回・H12.4.27）

<参考人等の発言>

- ・憲法を論ずるに際して、条文についての検討をする前提として、やはり、経世あるいは理想、国家の運営あるいは21世紀における国のあり方などを考えるべきである。（天川晃参考人・147回・H12.4.20）
- ・世界平和の構築をじっくりと目指すことによって、日本の安全を実現していくべきである。今すぐ軍備を一切止めてしまうなどということではなく、世界的な軍備縮小等の流れが見られる中、来るべき21世紀を長期的に見据え、世界平和宣言としての価値を有する現行憲法について考えていくべきである。（小田実参考人・150回・H12.9.28）
- ・冷戦体制崩壊後の世界史の新たなステージに合わせた「第三の開国」の時代には、国民を守るための憲法を国民自身がつくるという「国民憲法」が必要である。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・憲法をどうするかより、まず国のあるべき姿をどのようにするかが先に議論され、その結論が得られるならば、憲法をどのように見直していくかは、むしろ法的なテクニカルな問題に過ぎない。（森本敏参考人・153回・H13.10.25）

b. 我が国の歴史や伝統等を踏まえた議論をしていくべきとする発言

<委員の発言>

- ・国柄に関する論議が憲法に関する論議でなければならないという八木参考人の考えに同感である。（奥野誠亮君（自民）・154回・H14.7.4・政治小）
- ・21世紀という扉の前に立って何をするかを考えた場合、日本はしっかりとした民族の伝統と文化に基づいた新しい民族の誇りとしての憲法を作るということを考えなければならない。改正をする勇氣、守るべき点は守るという覚悟をもって取り組んでいくべきである。（田中眞紀子君（自民）・147回・H12.5.11）
- ・憲法は国の基本となるものであるから、憲法を論じる前提として、国民意識や国家観を日本人は持つべきである。（新藤義孝君（自民）・150回・H12.11.9）

<参考人等の発言>

- ・グローバリズムが展開されている「第三の開国」の時代にあっては、ナショ

ナル・アイデンティティーの再構築が必要である。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)

- ・憲法とは国柄のことである以上、憲法論議は、まず国柄に関する議論でなければならない。今日、我々が憲法論議をするに当たっては、明治憲法が我が国の国柄を重視して制定された点に学ぶべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・今日の憲法論議は、日本の憲法がどうあるべきかについての調査研究である以上、明治憲法制定の時と同様、やはり日本という視点を忘れてはならない。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

c. 日本国憲法の意義等を踏まえた議論をすべきとの発言

<委員の発言>

- ・現行憲法が半世紀にわたり国民の間に定着し、支持されてきた事実を踏まえ、その理由について、掘り下げた論議、調査が行われなければならないのではないか。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)
- ・憲法は国民の利益のためにあるとの原点を忘れずに、今日の国民の置かれた状況と国民の利益を深く検討することが今後の憲法調査会の大きな使命であるとする。(平田米男君(明改)・147回・H12.5.11)
- ・憲法改正論議においては、ただア prioriに基本的人権や平和主義を取り上げるのではなく、その意味するところは何かといった議論がその核心になるべきであるとする。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)
- ・戦争違法化の流れを受けた9条、国民主権、基本的人権の尊重、生存権の保障など現行憲法に規定された基本的な内容は、世界の民主主義的な世界史の発展の流れの中で生まれてきたものであるということを確認しておく必要がある。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.3.9)
- ・21世紀のあるべき姿についての調査を行う場合には、現行憲法の重要な諸原則である主権在民、恒久平和主義、基本的人権の尊重を踏まえ、21世紀のあるべき姿に接近することが重要であり、先々どうするかだけでなく、今をどうするかとの議論も重要である。その点、9条を中心とする恒久平和主義の先駆的内容を踏まえて21世紀の日本の姿を考えれば、世界とアジアの平和に貢献する21世紀の日本に接近できること、25条の生存権規定、14条や24条の男女の同権及び平等、プライバシー権等の根拠となっている13条の幸福追求権などの憲法の人権規定に照らして、21世紀の国民の生活と人権に関わる問題を考えていくことが骨太の議論の土台となることを示しておきたい。(山口富男君(共産)・149回・H12.8.3)
- ・「憲法を暮らしと政治に活かそう」ということが、21世紀の我々のアイデン

- ・ ティティになるのではないか。(山口富男君(共産)・150回・H12.12.7)
- ・ 日本国憲法には、大事な条文の各場所に「現在及び将来の国民」という呼びかけが必ず入っており、その時々には生きている世代の意思表示にきちんと留意しなさいというのは憲法上の要請であって、大沼参考人が言われるとおり、憲法問題を考える上で大事な視点であるということに同感である。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.25)
- ・ 社民党は、憲法調査会は、憲法が国民の中にどのように定着し、その理念を実現するための努力がどのようになされ、どう実現しているのか、そして憲法と現実とが乖離しているのであればそれはなぜかについて、積極的に調査すべきであると主張してきた。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.14)
- ・ 平和主義を貫くためには、かつて歩んだ戦争の道への反省を今一度思い起こすべきであり、そのことが、憲法を論議する出発点である。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6)
- ・ この五十有余年の憲法のありようと国民生活について改めてきっちりと議論することも、この調査会の役割ではないか。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 現行憲法中には、すばらしい普遍的原理が規定されていることを念頭に置きつつ、積極的な議論をしていくべきである。(西田猛君(保守)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 現行憲法には、理念として平和主義等が掲げられ、その実現に向けた気概がさまざまな条項に垣間見られるが、その精神を前提とした市民的奉仕活動を行う上で生じた問題を討議する場として、憲法調査会は位置付けられると考える。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 憲法について考えることの究極の目的は、生活の場で現実に暮らしている国民、住民の幸福、福利の充実を目指すことにある。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・ 日本国憲法は、極めて優れた国家社会像の形成、維持、確立に向け、現実的機能を発揮し、これからも発揮し得るものであることから、憲法擁護こそ我々の任務であると考え。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 憲法調査会のなすべきは、改憲の方向ではなく、憲法をどう実現していくか、憲法尊重擁護義務のある政治家として丹念に検証をしていくことである。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 今必要なことは、憲法の具体的な実践、憲法に基づく民主主義の実践である。憲法論議は、このような認識の下、住民の生活にどう向き合うのか、その声

にどう応えていくのかという視座を持って行われるべきである。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

- ・今一度、一人一人が憲法を見つめ直すべきであり、特に、12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」という文言をかみしめるべきである。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・改憲論者の思想の根底には、武力によらなければ市民の安全は保障できないとの確信があることを見据えることが必要である。改憲論を議論するときは、この核心部分について真正面から議論することが必要である。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

d. 改憲、護憲といった枠にとらわれない議論をすべきとする発言

<委員の発言>

- ・これからの憲法論議には、護憲、改憲の枠にとらわれない発想が必要であり、その発想が国民の間にも広まっていく中で憲法についての議論が行われることが好ましいと考える。(葉梨信行君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・本調査会における議論は、従来の改憲か護憲かという論議にとらわれない幅広く開かれたものにすべきである。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.2.17)
- ・我々のとる論憲という立場は、21世紀における社会や国についての構想を憲法との関わりをもって論じていこうとするものである。時代が今、そのような議論を求めていると考える。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・民主党は「論憲」の立場をとっているが、これまでの調査の中で我々の立場の正しさについて確信を深めている。我々にとって決定的に重要なことは、20世紀の総括、評価等を踏まえた上で国のかたち、国家論等、人間の尊厳、人権論を構想し、論じ合い、でき得れば国民の合意形成へと練り上げることであると考える。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・憲法調査会が設置されたことを評価する。高橋正俊参考人が言うように、議論をした上でお互いに説得し合う中で同じような意見を醸成していくという「間主観的」な意識で行う調査会であってほしい。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・言論の自由が保障され改正条項を有している現行憲法の下においては、憲法を自由に論じようとの「論憲」の立場は当然のことであり、すべての政党が基本的にはその立場に立つべきである。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

e. その他の発言

<委員の発言>

- ・憲法残って国滅ぶということにはしたくない。憲法は国民のためにあるのであり、日本国の平和と日本国民の幸せのためにある、その認識を持ちたい。(石破茂君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・憲法論議が、国家観や真の政策論による政界再編の契機になればいいと考える。(高市早苗君(自民)・150回・H12.11.30)
- ・自民党は、国民主権、平和主義・民主主義及び基本的人権の尊重という理念を守っていくという意味では、憲法を守る立場である。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・時間をかけさまざまな観点から議論しなければならないとは思いますが、この憲法調査会の目的は、本当の独立を達成するけじめとして、我々国会が責任をもって新しい憲法を作り、21世紀に耐える国家を作ることであると考える。(平沼赳夫君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・他国の憲法に学ぶなど、憲法を原点から見直し、真の独立国家として、我々自身の手になる憲法を国会の力でつくることの基本姿勢が重要であると考え。(平沼赳夫君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・現在の憲法をどう評価し、改正問題についてどう考えていくかということは、国民一人一人の人生における憲法との関わり、人生観、世界観、日本あるいは世界の歴史観というものを踏まえた上で、憲法の歴史を振り返り、これからの憲法を展望するということであると思う。(穂積良行君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・参考人の陳述を踏まえた上で、今後の議論は、現行憲法は21世紀の新しい日本にふさわしいのか、そうでないとすればどこを手直しすればよいのかというように、現実的に考えていくべきである。(森山眞弓君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法調査会においては、新世紀にふさわしい国のかたちを定める憲法の調査を行っているので、護憲の立場に固執するのは調査会の本旨にもとると考える。(山崎拓君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・憲法は、我々にとって道具であること、公権力の行使について制限を加える法であることの二点について明確な共通認識を持つべきである。(枝野幸男君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・国民の手による憲法を作ることを目指して、憲法調査会の議論を進めていくべきであると考え。(島聡君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・中山太郎会長の臓器移植法への取組みのように、憲法問題も、国民一人一人、すべての国会議員が人生を賭けた結論を出すべきである。そのためにも、本

調査会の委員以外にもアンケート調査をするなどの働きかけを行い、全議員が関心を持つような調査会にしてもらいたい。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)

- ・憲法の理念は大切であるし、これは守っていくべきであると考えているが、これがどこまで我々の社会で実現をされているのか、本当に検証していかなければならない。その上に立って、これからの憲法論議があるべきだ。(中川正春君(民主)・151回・H13.6.4・神戸)
- ・憲法改正の発議権が国会にあることを考えれば、調査会における議論は、勉強会で終わってはならず、活発で具体的な憲法論議に進めていきたい。(中川正春君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・憲法論議に当たっては、国民の福利、平和の構築等の国家目的の実現を新たな形で補完する「リージョン・ステート」の存在等を踏まえた上で、新しい時代の憲法感覚を持つべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・憲法調査会は、憲法を取り巻く環境やその運用の実態を調査・精査していき、また、国民に憲法についての意見を求めていく役割を果たすことが大変重要である。(中野寛成君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・21世紀の日本のあるべき姿を考えるに当たっては、20世紀がどのような世紀であったのかを総括をしなければならないのではないかと。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
- ・憲法は歴史の中に誕生し、歴史の中に存在していることを踏まえて議論していくべきである。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・憲法調査会においては、手法の違いを乗り越え、今後50年は耐え得る憲法を作る立場から冷静な議論をしていくべきであると考えている。(石田勝之君(明改)・147回・H12.4.27)
- ・世論調査の現状等を見ると、憲法改正の機は熟していると考えられる。制定過程についての議論の継続は、それ程意味があるとは思えず、我々は、改憲派、護憲派という立場に固執せず、改正に向けた建設的な議論を進めるべきであると考えている。(石田勝之君(明改)・147回・H12.5.11)
- ・国旗国歌法制定の際などに見られた国内における世論の分断の原因は何か、そのような分断を踏まえた上で、どのようにして国民の意思の統合を図り、新たな憲法を構想することができるのかといった課題が重要であると考えている。(福島豊君(明改)・147回・H12.4.20)
- ・調査のスピードアップを図るとともに、勉強のための勉強に終わることなく、憲法の各条文等について、こうあるべきだという議論を行っていくべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.7.25)

- ・憲法論議は拙速であってはならない。5年の期間の間に行われる総選挙の際には、憲法問題が争点となるよう、それぞれの立場で国民に訴えかけるべきである。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・国会法や衆議院憲法調査会規程には、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」と規定されており、調査の範囲を逸脱し、改憲のためのシンポジウムのようにすべきではない。(東中光雄君(共産)・147回・H12.5.11)
- ・憲法を構想することは、その時代の課題に取り組む大がかりな仕事であると思う。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・本調査会について強調したいことは、法律にあるとおり、憲法について広範かつ総合的に調査を行うことを目的とし、議案提出権を有さないなど、鳩山内閣当時に設置された憲法調査会とはその性格を全く異にするものであるとの認識を持つべきであるということである。改正案の議論等改憲の議論は絶対にあってはならない。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17)
- ・憲法調査会において具体的な見直し論議を行うことは、調査の枠を超えている。会長を中心に互いに意見の交換を行う調査の範囲に止めることが重要であると考えられる。(深田肇君(社民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法についての認識は、例えば政府の立場、国民の立場など憲法をどの立場から考えるかによって大いに異なってくる。(山口わか子君(社民)・150回・H12.11.30)
- ・「護憲」は憲法に一切触らず、「改憲」は大いに触り、「論憲」にはいずれは触らなければならないとの含意があると理解する。(中村鋭一君(自由)・147回・H12.3.9)
- ・調査に当たっては、20世紀の日本の歩みを振り返りつつ、21世紀の日本の国づくりの根幹となる新しい憲法を作っていくという視点、可能な限り客観的事実を委員間で共通認識とするように努め、同時に国民に議論を明らかにすること、国民とともに21世紀の新しい国づくりを行うとの視点に立ち、地方における調査会の開催やインターネットを駆使した国民の意見の吸収に努めることなどが肝要である。(野田毅君(自由)・147回・H12.2.17)
- ・あと半年で21世紀になるという状況に至って、憲法調査会が慎重な審議を行うことは結構だが、論議だけで結論が出ないという悪弊に陥ることを懸念する。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・成文憲法を有していること自体が、すでに西洋的な考え方が世界に受容された結果である。国民主権や人権といった、多くの点で広く国民に受容され定着してきたものの発祥の地を問題にすることには、意味がない。(村田晃嗣参

考人・147回・H12.3.9)

- ・憲法のできた経緯や解釈を法律論の観点だけから論じることは、決して生産的ではない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・成立時が正しくないから全部認められないという否定形の議論ではなく、戦後の日本の発展に伴って、憲法のよい部分を活かしながら発展させる方向での積極的な議論が必要である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・憲法の有権解釈権を有する者について、法律家的に言えば、主権者たる国民が国民投票等の場で意見を表明することができればそれが最良の方法であるし、その次には、国権の最高機関たる国会がその役割を果たす事ができるであろうと考える。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法を守るということが自民党の枠内でしか考えられないのならば、憲法の実態を無視してあらゆる議論がなされる可能性があるのではないか。問題の次元を下げ客観的に審議した方が、説得力を持った議論が可能と考える。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法調査会における調査は、参加した者全員が率直に意見を述べ合い、公正に行われる調査であってほしい。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法改正論議をルサンチマンでやってはならないが、現行憲法の制定過程においてGHQの納得するような新しい憲法草案を提示できなかったことの反省の上に立ち、現代及び日本国民の心情に最も合う方向で憲法改正を行うための議論をしていくべきであると考え。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法は、条文を額面通りに受け取るものではなく、自然法及び国家社会の基本的な常識に照らして考えるべきものである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・国家の政策についてのビジョンについて国民間で合意が得られるまで憲法について議論を行わないのではなく、できる点から着々と手を打つべきである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・議会において国民の代表者たる議員がする憲法論議は、各自がこれまでどのように憲法を解釈し、政策化してきたのか、その実践について国民に対する責任を自覚した上でなされるべきであり、憲法に対する審判者のごとき高みに立ってそのあるべき姿を論じることはできないと考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法も既存の一つの国家法であるので、これを論じながら考え直す、問題として取り上げるためには、憲法が制定された時点の過去の歴史を正確に認識しなおす必要がある。その認識の上に立ち、歴史を分析し、現行憲法がどのような意図をもって定められたのか、主体者は誰であったのかを考え直す必

要がある。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)

- ・アメリカが日本に求めていくと考えられるダイナミックな防衛上の役割を果たすか否かは、本質的に憲法への問いかけになる。この憲法に対してどのように考えるかということが、この面からも重要になると考える。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・平和憲法と言うことによって、憲法のすべてがよいことになり、憲法に対して盲目的な状況になる。どんなことを考える際にも、形容詞は省いて事実関係だけで考えるという思考訓練を、私たち日本人はしていかなければならない。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・国家とは、政府を重要な要素としてはらみながら、政府と国民相互の間を規律する法によって構成される行動の仕組みである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・憲法論議をタブー視しないが、さまざまな改革が進んだ90年代の総括を行わずに、憲法論議のみを行うことに、若干の危惧を感じる。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・憲法とは、国を運営又は存続させていくための道具であって、過度に神聖視すべきではない。憲法の内容は、時代の状況に応じて変更していくべきであり、不磨の大典といった見方はナンセンスである。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・個人の尊厳を重んじ、真理と平和を追求する人間の育成、「真・個・和」は、人類普遍の原理であり、今後、教育あるいは憲法について議論するに当たっては、この枠内ですべきである。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

憲法調査会の調査の進め方

1. 憲法調査会の調査の期間

(1) 調査期間の妥当性等

a. 設置時の申合せに従い、5年間の調査を行うべきとする発言

<委員の発言>

- ・5年という期間を大切にしていかに議論していくべきであると考え。(石川要三君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法調査会においては、50年前の制定経緯を踏まえた上で、押しつけかそうでないかという議論ではなく現に憲法がどのように機能しているかという観点から比較を行うべきであり、また、日本とはいかなる国であるか、21世紀の日本はどうあるべきかといった観点を、深く議論していくべきである。そのためには、5年の期間は、やはり必要である。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・憲法調査会の任務は、憲法を実現しようとの姿勢で、制定以来の各内閣、各政党の憲法に対する態度及びその実践、国民の憲法に対する要求及びその実現の程度等について、条文ごとないし問題ごとに客観的かつ詳細に調査し、国民に報告することである。その期間として、5年は長すぎるものではない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法調査会が、国会法により、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う調査機関として位置付けられ、さらには議案提出権がないことが確認され、おおむね5年を調査期間の目途としていることは、本調査会が絶えず立ち返るべき基本ルールであり、改憲発議及びそれを目的とした調査もできない旨の法的束縛を自ら課したことを意味すると考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

b. 設置時の申合せにとらわれることなく、調査期間を前倒しすべきとの発言

<委員の発言>

- ・周辺事態法、テロ対策特別措置法の中で、憲法が非常に大きな問題となってきたと感じており、その意味で、憲法調査会の審議をスピードアップしていかなければならないと実感している。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.10.25)

- ・拙速な改憲は避けるべきであると考え、国民的議論を前提として、5年の期間を少し前倒しして議論していくべきではないか。(奥田幹生君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・内外ともに激震の時代であり、環境問題や危機管理等喫緊の課題に憲法が対応できていない現状にかんがみると、申合せで5年とされている調査の期間について柔軟性を持って考えるべきであり、コンセンサスが得られた点等については、前倒しで行っていくべきではないか。(三塚博君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・社会の変化のスピードに対応していくためにも、ずるずると時間を過ごすことは許されないのではないか。また、非常事態等に関しては、今や大変重要な問題となっており、こうしたことから、5年間ということにとらわれることなく、審議を進めてもらいたい。(藤島正之君(自由)・153回・H13.12.6)

**c. 5年間の調査期間の中で調査内容等のスケジュールを考えるべしとする発言
<委員の発言>**

- ・憲法調査会においては、論憲を2年ほど行い、3年目から各党が憲法改正試案を出していくべきであり、本調査会がその原動力となるべきではないか。(中曽根康弘君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・論憲は3年にして、4年目には各党が憲法改正の要綱を提出して討論を行い、5年目からは、憲法改正への予備運動を始めるというかたちで、スピードアップを図るべきである。(中曽根康弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・本調査会は、調査開始後3年目には調査会として新しい憲法の概要を示し、5年目には新しい憲法の制定を図るなど、明確なタイムスケジュールに基づいて調査を進め、また、明確な結論を出すべきである。(野田毅君(自由)・147回・H12.2.17)

(2) 憲法調査会の常設化

a. 常設化を図るべしとの発言

<委員の発言>

- ・憲法についての建設的な論争は、日本という国が存在する限り永遠に続けていくべきであるので、憲法調査会は常設されているべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23、154回・H14.4.25)

b. 常設化に否定的な発言

<委員の発言>

- ・憲法調査会の常設化については、国会の各委員会において憲法に基づいた議論をすべきであるので、賛成できない。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.25)

<h3>(3) その他</h3>

<委員の発言>

- ・憲法調査会が5年を目途に合意を得ようと論議を進めているので、公明党の論議の目途である10年は、適当ではない。憲法改正に前向きな姿勢で取り組むことを期待する。(山崎拓君(自民)・149回・H12.8.3)

2. 調査の手法

(1) 具体的なテーマ設定等を行っての調査

<委員の発言>

- ・憲法調査会には、議論が成立しにくいような状況があるのではないかと率直に感じている。もう少し議論が成立するような仕組みづくりを考えるべきである。そのためには、前文を初めとする理念の部分、人権、統治制度、平和主義の四つくらいに分けて何を議論しているかのコンセンサスを持った上で議論していくべきである。また、世論調査等で示されている国民の関心事項を踏まえた議論、現内閣が打ち出している首相公選制や集団的自衛権の問題に対して、浮世離れすることなくカウンター・パートとなり得るような議論をしていくべきである。(細野豪志君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・憲法の各論点について、意見の隔たりの少ないところから順番に、時間をかけてコンセンサスづくりを行っていくべきである。(上田勇君(公明)・153回・H13.12.6)
- ・調査会の議論の取りまとめは、具体的なものとしなければ責任を果たしたことになるのではないと考えるので、具体的な取りまとめをイメージした議事運営を行っていくべきである。そのためには、具体的なテーマを特定して議論を深めていくべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・憲法調査会の活動計画、特に調査テーマの設定をより体系的なものにすることを望む。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

(2) 逐条又は個別論点ごとの調査

<委員の発言>

- ・来年からは、数ヶ月ごとに調査対象とするテーマを定めて、各条章ごとの具体的な検証にも取りかかるべきである。地方自治や外国人の人権、安全保障、財産権等のテーマでは、地方公聴会の開催も必要になってくると考える。(高市早苗君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・総論的なアプローチで各論を念頭に置いて位置付けること及び総論を念頭に置いて各論自体を論ずることはどちらも重要なので、どちらも行う形の双方

向的なアプローチを検討してもらいたい。(柳澤伯夫君(自民)・149回・H12.8.3)

- ・調査会においては、5年の期間で一定の方向を出すためにきちんと意見集約できるまでの真摯な議論がなされるべきである。そのためには、次期国会からは個別の問題を議論すべきであり、その方が国民にも分かりやすいと考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・憲法の各章の制定経緯はさまざまであり、それらの間の差異を無視して制定経緯を一括して特徴づけ結論づけることは単純に過ぎる。個別的に章、条文についての制定経緯を見ていくことも必要ではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・前文の原理から出発し各条章の議論を行うべきであり、各条章の議論を先に指摘するのは本末転倒の議論である。(小田実参考人・150回・H12.9.28)

(3) 小委員会の設置による調査

<委員の発言>

- ・自由討議においては、追加討議、追加質問がしにくいので、テーマを設け小委員会的な方式を用いて深い議論をすることも考えるべきではないか。(島聡君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・小委員会における自由討議は、新しい試みとして成果があったと考えるが、空席の解消等さらなる工夫、努力が求められると考える。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.25)

(4) 参考人の招致

<委員の発言>

- ・本調査会においては、各党の推薦に基づき参考人を招致し意見陳述を求める参考人質疑を提案したい。また、その詳細については、会長に一任したい。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.2.17)
- ・国のかたち及び憲法全般に関する総括的議論をしっかりと行うとともに、各界の代表、碩学など、有識者をはじめとして広く国民の声が反映される仕組みを検討して推進すべきであるとする。(鹿野道彦君(民主)・147回・)

H12.2.17)

- ・ 統治行為についての議論に際しては、小泉首相を参考人として招致し、第一に、首相のリーダーシップのあり方の実際、与党と内閣の一元化も含めた政党の憲法的編入について、第二に、集団的自衛権の概念等について議論すべきである。(島聡君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法を取り巻く環境は大きく変化しており、制定時には予想されていなかった事態がたくさん起こっていることにかんがみ、今後は、現在の日本社会を構成し、我々の平和と安全を守るために必要な要素が何であるか、もう一度徹底的に深く広く研究していく必要がある。そのためには、参考人として、NPOやNGOの活動家等、現に社会の最前線で憲法と現実との接点で苦しんでいる方々を招いて意見を聴くべきである。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.7.25)

(5) 両院の合同調査会

<委員の発言>

- ・ 衆議院と参議院の考え方が多少なりともずれるということが懸念されるので、適当な機会に、折々、衆議院と参議院の憲法調査会の合同調査会を開催すべきではないか。(森山眞弓君(自民)・149回・H12.8.3)

<参考人の発言>

- ・ 選挙制度と密接に関係する両院制のあり方のような問題は、両院の憲法調査会の合同審査会で議論する方が望ましいのではないか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

(6) 各政党が具体的な案を提示した上での調査

<委員の発言>

- ・ 2001年の参議院議員選挙において各党が憲法についての基本的スタンスを示し、次の次の総選挙の際には各党が憲法改正案あるいは新憲法案を国民に提示することで国民の審判を仰ぎ、その結果に基づいて、21世紀の日本の国家像を国内外に示す憲法案を衆参両院の合同憲法調査会において立案し、国民に向けて発議すべきものとする。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 各政党がどのように憲法を考えているのか、具体的なものがあれば、それを

- 持ちよって委員間の議論を行ったり、各党の見解に対する参考人の意見を聴取する等、議員の主体的な議論の方向へ進めていくべきである。そうして、国会議員あるいは政党はこう考えるというものを提示し、国民がどう思うかを問いかけなければならないと考える。(島聡君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・具体的な事象について、それぞれの政党が課題を持ち、政党の中でその議論を集約していくというプロセスを経て調査会での議論を行うべきである。(中川正春君(民主)・153回・H13.12.6)
 - ・憲法論議にあっては、改憲、護憲等の立場を明らかにし、具体的な案を提示して議論すべきであり、各党は、やはり素案を出すべきであると考え。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)

(7) 憲法の各条文について、改正すべきか否かを基準に仕分けした上での調査

<委員の発言>

- ・憲法調査会は、文字通り議論するという立場から、ゼロから議論して、あるべきもの、残すもの、付け加えるべきもの、変更すべきものを自由に議論していくことが使命であると考え。(中川昭一君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・憲法の各条文について、明文改憲をすべき部分、憲法の規定に基づいて制定されている法律を憲法の精神に合うように改めるべき部分、憲法の解釈を改めるべき部分に分けて調査を行っていくべきである。(島聡君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・憲法の各条文で、実態に合わない箇所、時代に合わなくなっている箇所はどういうところかについて、きちんと明示する時期に来ているのではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・憲法調査会の調査は5年という調査期間の半分程度を終えたが、調査終了後のなるべく早い時期に、改正すべき事項及び堅持すべき事項を整理する必要があると考え。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.6.24・札幌)

<参考人等の発言>

- ・憲法に対する立場に関して、「護憲」と「改憲」との二項対立で捉えることは適切ではない。「国会議員の総選挙(7条4号)」の「総」を除去するような憲法の修正(修憲)　いわゆる新しい人権等憲法制定時には想定されていなかった事項の憲法への追加(追憲)　制定当初から各政党や国民の間で意見が分かれ論争がなされてきた点の改正(改憲)など、改正のポイント、レベルに分けて議論していく必要がある。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

- ・さまざまなテーマについて抜本的な議論を行った上で、憲法改正を要するもの、また、法律改正で対応できるものというように仕分けをしていくことは、大変重要なプロセスではないか。その上で、憲法改正についてのコンセンサスが得られたものがあれば、改正されてしかるべきであろう。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

(8) 比較憲法的な視点を取り入れた調査

<委員の発言>

- ・現行憲法と国連憲章に書かれている概念や条文を比較し、両者の関係等について憲法制定過程の議論の中で取り上げる必要があるのではないかと考える。(船田元君(自民)・147回・H12.4.6)
- ・現行憲法の理念や各条章と現実との乖離について考えていくことは重要であり、その場合、諸外国の立法例と現実を参照することは有意義であろう。(柳澤伯夫君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・世界の国際的な現実における日本の位置付けに関する視点は、21世紀に向けて日本のあり方及び日本に暮らす人々の生活を展望していく際に、重要な枠組みの設定であると考えるので、ある事実に関して国連などの国際機関並びに各国はどのように捉え、憲法、法文にどのような反映のさせ方をしているかとの枠組みを置くべきである。それによって、世界の動向と日本の現実、憲法、個別法との乖離を検証することが重要ではないかと考える。(石毛鏡子君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・海外の憲法事情の調査では、各国の人権保障の制度的な担保、国家主権の国際機関への移譲、分権化の推進等、グローバル化と国民の多様化の中で、効率的かつ強い政府をつくるための試みや多様性を保障する「民主主義の民主化」のための工夫が参考となった。国際機構と国家主権の関係の整理が憲法上の課題と感じられた。(仙谷由人君(民主)・153回・H13.10.11)
- ・諸外国の例と比較して日本国憲法の姿を見ることが重要ではないか。その場合は、憲法等の改正回数だけを問題視するのではなく、その内容について、政治的、歴史的背景、原因を検討すべきである。(山花郁夫君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・憲法調査に当たっては、21世紀の日本が国際社会の一員として責任を共有していくことは不可欠であるとの視点から、安全保障や危機管理、権利と義務、あるいは改正手続に関する規定等の国際的比較調査が特に重要であると考え

- る。(野田毅君(自由)・147回・H12.2.17)
- ・オランダの憲法は、ヨーロッパの変革や激動と非常に深く結びついており、今日においても、国内の法制と国際社会の枠組みをどう調整するかが問題になっているということであったが、憲法を考える際の世界の視野の必要性を痛感した。また、イスラエルでは、制度上の比較や調査を行う場合、諸条件の周到的な吟味が不可欠であると感じた。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.11)
 - ・海外調査で感じたことは、多様な意見を議会で議論しながら政策決定していくことを通じて国民の政治への関心を高めていくことが重要であり、国民の政治的関心の低下を制度を変えることのみで解決すべきでないこと、欧州各国の憲法裁判所は、大変に参考になるものであり、我が国においても、憲法裁判所のような機能をどう果たしていくのかは、非常に重要な問題であること、憲法の調査に当たっては、その国の文化、歴史を十分に理解しなければならないことである。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.11)

(9) その他

<委員の発言>

- ・憲法の調査の前提として、ある程度客観的な事実は、共通認識とすべきであると考え。共通認識として持つべきものとして、占領下において行われたことが現在どうなっているのか、当時の米国の占領政策はどういうものであったか、制定当時の世界と日本及び現在の世界と日本がどう変わってきているかが挙げられる。これらについて、事務当局において資料をまとめて配っていただきたい。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・米国に、我が国に憲法を押しつけた事実を情報公開させるべきである。(中山正暉君(自民)・153回・H13.10.11)
- ・昭和30年代に内閣に設置された憲法調査会の報告書について子細に検討することが必要ではないか。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.2.17)
- ・日本国憲法の広範かつ総合的な調査の具体的手法としては、日本国憲法の先駆的内容を広範かつ総合的に明らかにする調査、国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重、議会制民主主義、地方自治という日本国憲法の基本5原則に照らし、現実政治の実態を点検する調査、押しつけ憲法論との関わりで、現行憲法の制定過程と主に改悪論がどのような経過で出てきたのかについて掘り下げる調査、以上三点が必要であると考え。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.17)

- ・今後の調査会の進め方については、以下の三点に留意すべきである。 21世紀を憲法調査会で問題とする場合においては、日本国憲法の広範かつ総合的な調査という目的に沿って、現行憲法の理念と現実をしっかりと見据え、21世紀の日本の政治と社会への活かし方を正面から議論すべきである。 調査の具体的な内容については、日本国憲法がどうないがしろにされてきたのかなど憲法と現実との乖離について広範かつ総合的に調査すべきである。 各党委員の意見表明に当たりまとまった時間を確保するなど広範かつ総合的な調査にふさわしく、現行憲法の深く全面的な調査が保障される運営へと改善すべきである。(春名真章君(共産)・149回・H12.8.3)
- ・日本国憲法についての調査という重要性にかんがみ、無所属や少数会派にも委員を割り当てるべきではないか。 憲法問題が争点となった重要な訴訟についての検証をすべきではないか、 憲法が立法上の制約となった事例はあったのかについての検証をすべきではないか、 歴代の政権の憲法への対応の仕方を検証すべきではないか、の4点を提案したい。(深田肇君(社民)・147回・H12.5.11)

3. 調査会で議論すべき事項

(1) 議論の対象とされるべき事象等を挙げたもの

A. 憲法の制定経緯について議論すべしとの発言

<委員の発言>

- ・憲法調査会として、終戦直後の日本国内の政治、経済情勢や米国の占領政策等を含めた日本国憲法の制定前後の歴史的検証を行い、その歴史的経緯について委員間で共通認識を持った上で議論を進めていくべきであると考え。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.2.17)

<参考人等の発言>

- ・憲法の歴史、特に制定史を学ぶということは、学者にとっては、憲法の過去を咀嚼して、そこにあるさまざまな問題点を指摘し新たな展望を開くとの視点を持っており、憲法調査会においても、そのような視点で新たな展開を開くという形で議論してもらいたい。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・現行憲法が制定以来50年以上を経過した今日、世界の人々の今後の指針となるものとして考えられるようになるなど21世紀に生き得る憲法になったことについては、1946年の制定過程をつぶさに調査する必要があると考え。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

B. 憲法の持つ先駆性等について議論すべしとの発言

<委員の発言>

- ・日本国憲法には、国家主権と国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の五つの原則があると考え。これらは世界的に見ても最も先駆的であり、これらを守るための調査が必要であると考え。(東中光雄君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・現行憲法は男女の平等を定めているなどさまざまな先見性を持った観点で構成されているので、これらの理念を現実の政策にどの程度活かしているかを憲法調査会で議論してもらいたい。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)

C. 憲法制定後に起きた憲法問題に則した議論をすべしとの発言

<委員の発言>

- ・現行憲法の制定経緯から学ぶことについて共通認識を持つとともに、その成立以来の半世紀の経過及びその間に果たしてきた役割についての検証を欠か

してはならない。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.3.9、147回・H12.4.6、147回・H12.4.27)

- ・政府の実施している憲法違反の実態をこそリアルに調査すべきである。(春名真章君(共産)・153回・H13.12.6)
- ・現行憲法に定められた憲法尊重擁護義務を踏まえ、現行憲法制定後に発生した数多くの憲法違反問題を洗い出し、その原因などの検証が優先して調査されるべきである。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17)
- ・大阪地裁の在韓被爆者訴訟判決(H13.6.1)では、在外被爆者に対する被爆者援護法の運用のあり方をめぐって憲法上の問題が提起されたことにかんがみ、憲法と法律との関係や法律の執行のあり方等についてしっかりと調査を行うことが憲法調査会の任務であると考え。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.14)
- ・テロ対策特別措置法の審議にあったような小泉首相による憲法に関する発言についてこそ、憲法調査会でしっかりと議論することが求められているのではないか。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6)
- ・憲法が現実の政治、経済、社会の中でどのように実践され、守られているのか、また、国民生活とのかかわりの中でどのように活かされているのかを調査し、憲法を国民全体の共有の価値とするべきである。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・国家主権、国家権力の規制原理(権力の分立、議会主義など)、個人の自由と権利の保障、という憲法の歴史を見る際の三つの基準で現在の憲法の状況を調べ、さらには、平和主義、民主主義を合わせて五つの基準が達成されているか、50年前の大戦後の変化の結果はどのようなものであったのかを、改めて考える時点に来ているのではないか。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)

D. 憲法と現実との乖離等について議論すべしとの発言

<委員の発言>

- ・憲法上の疑義のある文言や表現については、できる限り詰めてみるという作業をしていくべきである。(谷川和穂君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・現行憲法の三大原則を尊重していく一方で、現行憲法が、国際環境の急速な変化や社会、生活環境の変動等について、時代に応じたものとなっているかを調査研究することが必要である。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.2.17)
- ・現行憲法の素晴らしさは認めるが、いくつかの点において制度疲労を見せて

いるということについて、議論していくことが重要である。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.4.27)

- ・ 制定経緯の議論を終え、次の21世紀のあるべき姿についての議論を経、続いて、政府及び内閣法制局の解釈の変遷、解釈改憲を含めた憲法条文と現実との乖離について議論する必要があると考える。その後は、基本三原則堅持の立場で、前文、各条章についての検討を具体的にしていけるべきである。(塩田晋君(自由)・149回・H12.8.3)
- ・ 冷戦の終焉、日本の東アジア地域における立場の変化、右肩上がりの経済成長の終焉等に伴い、従来の経済社会システムでは対応しきれなくなっていること及び国民の意識が大きく変化していることにかんがみると、国家の基本法たる憲法も現実の変化への対応を迫られているのではないか。そのような視点から、憲法の条文と現実との乖離を明らかにしていける必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 憲法理念の実現は道半ばであり、これを全面的に開花させることこそが政治に問われているにもかかわらず、憲法をないがしろにしてきた現実政治について掘り下げた議論がなされず、歪んだ現実の方に憲法を変えてしまうという発言も少なくない。改めて、憲法がなぜ沖縄で実現していないのか、その政治の実態を真摯に調査すべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.25)
- ・ 憲法調査会では、憲法の規定と政治、行政、暮らしの実際をめぐらる問題に正面から目を向け、憲法の原則が実際の政治と生活の中で活かされているか否か、もし憲法に反するような実態があるとするならば、なぜそういうことになっているのかを調査し、平和と基本的人権、民主主義の尊重を初めとして、憲法と現実との間に食い違いがあるならば、現実を憲法の方で改めることで憲法を育てていくことが政治の務めであり、広範かつ総合的な調査ということであると考え。(山口富男君(共産)・151回・H13.6.14)
- ・ 大規模災害等に対する危機管理、犯罪被害者の人権等人権規定の枠組みの問題、家族のあり方、伝統的な価値観等のように現行憲法では対応し切れない問題や改めて位置付けるべき問題があり、21世紀の日本のあり方論だけではなく、これらについても議論すべきである。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法を活かすことは大変重要であるが、50何年前の憲法に今の世の中を合わせることは無理であり、どの点が無理なのかを調査会で議論してもらいたい。(西修参考人・147回・H12.2.24)

- ・国会法102条の6に基づいて日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うことが調査会の任務である以上、制定以来の憲法の歩みと切り離して国家の未来像を描き、現実との乖離を指摘して改正の必要性を説くことは本末転倒であり、憲法の半世紀を客観的に検証し、その内容が実現された要因、実現が阻まれた要因を明らかにし、21世紀において現行憲法を活かす可能性を追求すべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・21世紀の日本のあるべき姿論は、この半世紀の憲法政治の現場を検証した上で、憲法を次の世紀の日本社会にいかにかし得るのかについての調査となるべきであるが、その前提として、周辺事態法の制定等すでに改憲を先取りしたような法制度が作り上げられていることに留意すべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法調査会は憲法の理念は堅持するという前提で調査を行うというのであれば、何よりもまず、憲法の定着、貫徹、確立の状態を国民の人権と生活、福祉の視点に立って調査し、もし憲法の未定着、未貫徹、未確立、あるいは憲法との乖離の状態があるのであれば、その原因と対策を検討すべきである。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

E. 国家像、憲法の将来像等について議論すべしとの発言

a. 積極的な発言

<委員の発言>

- ・国家が国民に対し、国家像、理想像を基本法である憲法の中に示すのは当然であり、未来に対して明確な日本の方向性のビジョンについての議論がなされるべきである。国家の目指すべきものは、個体の安全保障、豊かさを求める努力、国家のアイデンティティーであり、その意味で、憲法の中で教育の位置付け等について議論をしていく中で、この国のあるべき方向性を決めていくべきである。国民的議論の中で、この国の国家像をつくり、もう一度この国を再生することが必要である。(下村博文君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・今秋から年末にかけての憲法調査会の議論においては、21世紀の国のかたち、つまりこれからの時代の国家及び国民のあり方を大きな切り口で語り合う機会を設けるべきではないか。その中で、直面する憲法と現実との乖離についてのより具体的な議論がなされると考える。(高市早苗君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・今年の後半部には、プライバシー権や環境権等の新しい人権を含めた人権に関する議論と統治機構という二つのテーマに分けた上で、新しい国のかたち

- について議論していくべきである。(島聡君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・カナダがPKOを国際戦略の中で自らの存在感と国際貢献の手段として位置付けてきているような、国家としての戦略という観点からの議論を行っていくべきである。(中川正春君(民主)・153回・H13.12.6)
 - ・現在の日本がやらなければならない改革にとって憲法上障害があるのかわかりかねないかを議論するべきである。また、現行憲法を前提として、どうしても附加しなければならないとし合意できることは何かについて、議論していくことが重要である。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.27)
 - ・これほどまでに豊かな社会は日本史上初めてであり、また、世界的に見てもめったに存在しないこと、情報化の進展に伴い、さまざまな価値観や人間関係等に揺らぎが見えているように思えること、冷戦構造の終結が地域紛争や宗教紛争、民族紛争をクローズアップさせていること、少子高齢化社会が進んでいることといった、この10年間の変化にしっかりと対応していくことが政治に求められており、そのために、この憲法がどういう役割を果たしていくのか、真剣に考える必要がある。(都築讓君(自由)・153回・H13.12.6)
 - ・調査会の議論においては、憲法の条文論議を行って55年体制当時のイデオロギー論争のようなことにはしてはならず、日本の将来的なビジョンについての国民的な議論を行った上で、憲法のあるべき姿についての議論を詰めていくことが必要ではないか。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.3.9)

<参考人等の発言>

- ・今後の世界における日本のあり方を考えた場合、新しい憲法あるいは現行憲法の今後を考えることは、日本人のこの国のあり方についての決意を世界に表明する一つの重要な面であると考えるので、この調査会においては、日本人の価値観を根本において指し示すような憲法を作る、あるいは現行憲法にその価値観を付け加えるようなことをすべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・これからの日本は、日本人だけで固まっていくことは難しく、むしろ日本人以外のいろいろな人たちがどんどん日本に入ってくる。そういうときの国家理念をはっきりと持つ必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

b. 憲法調査会の目的・任務等に照らして、慎重又は消極的な発言

<委員の発言>

- ・本調査会は、かつて内閣に設置された憲法調査会とは異なり、日本国憲法に

ついて広範かつ総合的な調査を行うことを目的としているので、新しい国家像についての検討や憲法見直しの議論などは、本調査会の目的と任務を逸脱している。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.17)

- ・21世紀の日本のあるべき姿という検討においては、憲法に即していうと、憲法の否定ではなく憲法に基づく国づくりとその世界への能動的な働きかけが我々に求められていると考える。(山口富男君(共産)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・21世紀には、現行憲法の原点に立ち返り、それを人類の幸福と世界平和のために活かすこと、三権は憲法の規範内容の実現に尽くすことが課題とされるべきであり、その先にこそ、平和や自由、民主主義の憲法原理を発展させた改憲論議がなされると考える。憲法調査会は、それに役立つ調査を行い、使命を果たすべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・未来志向の憲法論議は必要であるが、日本の場合は、それに先立ち、現行の重要法律が21世紀において持つ意味と問題点を具体的、個別的に調査する等、憲法のこれまでの扱われ方、その実現の度合いなどを政治の責任で検討する必要があるとの事情があると考えられる。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・国会に設けられた憲法調査会は、憲法尊重、憲法擁護の観点に立って調査を行うべきである。国会議員には99条により憲法擁護義務があり、調査活動といえどもこの義務の枠内に止まるべきである。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 具体的に議論すべき憲法の条項を提示したもの

ここでは、議論すべき条項を単に提示している発言を収録した。特定の条項について議論すべき理由等を付した発言については、「第三節 憲法の各条章に関連する主な議論」を参照されたい。

<委員の発言>

- ・前文、天皇の地位を国家元首とするか否か、自衛隊の多国籍軍への参加の是非、環境権、参議院の権限及び組織のあり方、首相公選制、私学助成の現実に合わせた条文改正、憲法改正手続の緩和等について、議論すべきである。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・制定経緯についての議論を軽く整理をし、憲法の三原則等の維持を確認した上で、国際貢献と現行憲法の関係、集団的自衛権、首相公選制、二院制の見直し、環境問題、私学助成問題等検討項目を整理し、国民とともに議論して

- いくべきである。(奥田幹生君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・前文、9条、総理の継承順位、知る権利と国益との兼ね合い、外国人の権利とその限界、地方と国の役割、教育、有事法制の根拠規定、権利と義務、言論の自由とプライバシーの兼ね合い、公共の福祉、公務員の憲法尊重擁護義務等を検討していくべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
 - ・9条に関する論議を避けて憲法調査を進めることは適当でないとの確信を持つ。(山崎拓君(自民)・149回・H12.8.3)
 - ・地方自治の章の起源について議論した上で、21世紀のこの国のかたちについて考え、道州制及び95条の特別法住民投票について議論していくべきである。(島聡君(民主)・147回・H12.5.11)
 - ・憲法とは国のかたち、国家のありようを示す諸原則であり、基本法である。国のかたちとは、人権のかたち、中央政府と地方政府のかたち、国際機構と日本国という主権国の関係を指し、これからの議論の方向性として、国民主権制の豊富化、法治主義の深化、戦争否定の上に立った安全保障、新しい人権あるいは国家の義務としての環境、生命倫理、知る権利、外国人の人権等が構想されるべきである。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
 - ・憲法調査会が最後に乗り越えなければならないのは、憲法第1章及び第2章であると考え。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)
 - ・これまでは包括的な議論を行ってきたが、今後は、関心の高いテーマについて具体的な議論をしていくべきである。テーマとして、PKO活動への参加等9条の平和主義の理念、首相公選制の是非や住民投票のあり方等国民主権の深化、行政の肥大化への対処や司法の機能拡充等三権のあり方が考えられる。(上田勇君(公明)・151回・H13.6.14)
 - ・憲法改正の手の問題及び自衛権のあり方の問題について協議すべきである。(上田勇君(公明)・153回・H13.12.6)
 - ・憲法制定に伴う大きな理念の転換とそれによってもたらされた現状にかんがみ、9条の中身、13条の個人の定義、前文と1章の天皇及び1条の天皇と主権在民の関係、教育や政教分離を含めた信教の自由について、議論を深めていく必要があると考える。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.6.14)
 - ・9条の理解の仕方に関わるような国際的な貢献等の問題について、憲法調査会が5年間議論を続ける中で課題として扱うべきである。(福島豊君(明改)・147回・H12.4.20)
 - ・各分野別に議論すべき事項として、人権の分野では、公共の福祉の概念、知る権利及びプライバシー権、外国人の人権、公正な市場の確保等の経済的自由権、環境権等、安全保障の分野では、9条の理念を継承しつつ、自衛隊、

非常事態の制度、PKO等の国際協力の明記、 統治機構については、二院制をより意義あるものにしつつ国民投票制度の補完的な導入による議会制民主主義の強化、議院内閣制の維持、中央政府の役割の見直しと地方分権の推進、憲法裁判所の設置等が必要であると考え。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・9条、参議院の不要論、首相公選制について、議論していくべきである。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(3) その他

<委員の発言>

- ・憲法調査会における議論も審議のたたき台になるかもしれないが、政治主導で改正を行っていく場合、その過程、すなわち憲法改正の原案は誰が作るのかということに関しても議論していくべきである。(新藤義孝君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・憲法を定着させていくには、憲法の制定経緯、戦後教育、憲法が国民になじんでいない背景等を整理する必要がある。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・制定経過の事実確認等の議論ばかりではなく、時代に合わせた憲法についての議論をした方がよいのではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・制定時の経緯にこだわって改憲の是非を論じることは妥当ではないと考える。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・地方自治の内実を豊かにしようとする努力をしている活動をしっかりと調査していくことが重要である。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・憲法を補完する、支えていくさまざまな基本法(例えば国家公務員法など)の制定理由について、再度読み取っていく価値はあると考える。(保坂展人君(社民)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法には難解な部分も多く、日本が新しい行動をとろうとする際には必ず憲法解釈を巡っての論争が必要になる。その意味で、憲法調査会が新憲法の作成の方向に進むのであれば、それこそ21世紀の日本の目標、理念と密接に関連すると考える。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)

- ・国権の最高機関に置かれた調査会として、憲法調査会においては、各内閣、各政党、各議員が、憲法に対してどのような政策実践をしてきたかについて点検すべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・北海道にアイヌ民族がいること、その先住性を破壊して和人が北海道の開拓を進めたことなどの歴史的背景に十分思いを致し、今後の憲法調査会の論議に活かしてもらいたい。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

4. 公聴会の開催その他会議の持ち方

a. 地方公聴会での国民との議論を重要視する発言

<委員の発言>

- ・国のあり方について総合的な議論を進める中で、国民の各界各層の人たちから意見を聞きながら、公聴会等も積極的に開催して、国民とともに憲法を議論していく姿勢が最も重要であると考え。(鹿野道彦君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・国民に憲法論議を広く喚起するために一日も早く公聴会を開催すべきである。(近藤基彦君(21クラブ)・149回・H12.8.3)

b. 地方公聴会の開催の方法等について改善等を求める発言

<委員の発言>

- ・地方公聴会で述べられた意見を地域的なもの等として考えるべきではなく、こうした意見を真摯に受け止める姿勢が求められていると考えるので、今後、地方公聴会における意見をどのように本調査会に反映させるか検討すべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.25)
- ・地方公聴会については、意見陳述人の選定に当たっては、各地方の平均的な意見、代表的な意見が開陳されるような陳述者の選択をお願いしたい。また、憲法が国の基本法である以上、国家目標を前提とした議論がなされるべきであると考え、どのような国家を目指すのかをはっきりとさせた上での意見陳述をしてもらうべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・地方公聴会の傍聴を許可された人数、意見陳述者の選定方法等に疑問がある。公聴会は、形式的な儀式であったり、改憲のためのお膳立てに利用されたりしてはならない。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・沖縄県民が体験した、第二次大戦中の悲惨な沖縄戦、戦後の米軍統治、本土復帰後の米軍基地集中の実態を踏まえなければ、沖縄で公聴会を開催する意義はない。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

5. 国民への情報提供・国民参加

(1) 国民への情報提供

<委員の発言>

- ・国民の憲法という視点に立って、憲法調査会の中だけという閉鎖的、特権的な形ではなく、皆が親しみをもって自由に考え、討論するという気風を発信していくことが重要ではないか。(田中眞紀子君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・憲法公布以来53年が経過し、国際情勢、社会情勢、経済情勢等がすべて大きく変化した中で現実に適合しなくなった憲法に対し国会が責任を持つことは重要である。21世紀の日本の基本法を作るという観点から議論をする上で、国民主権を担保するという意味でも、議論と手続を広く国民に公開し、また、国民が参加できる方法を講ずるべきである。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・憲法調査会の議論は、国民的関心を呼ぶまでに至っていない。公聴会のほかにもIT技術を駆使するなどして、国民の現行憲法及び望ましい憲法についての意見を聴いていくべきである。(島聡君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・憲法調査会において、現行憲法の制定過程について客観的に冷静にその歴史的事実を明らかにしていき、議会に集まっている代表者を通じてそれぞれの地域に流布させていく必要があるのではないか。(藤村修君(民主)・147回・H12.3.9)
- ・国民的な憲法論議を巻き起こすために、憲法調査会における議員同士の議論を広く開かれたものとし、調査会が国民的論議のリード役になることが重要である。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.4.27)
- ・改正手続において国民投票が必要であると定められていることもあり、憲法調査会の論議をもっと国民に知らせていきたいと考える。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・憲法調査会においては、改正を含めどのような問題点があるのかを国民に提案する発信機能及び国民の考えを受け取る受信機能を持ちつつ、議論していくべきである。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・インターネットなどを通じて、国旗国歌法案等についての世論の動向が示されたように、国民の憲法等に関する動向をうまく把握できるような方法があれば、やってもらいたい。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法調査会においては、設置の趣旨・目的に照らした調査のみが行われるべ

きであり、それを飛び越えて改憲の是非が論じられるべきではない。憲法調査会が5年の調査をした上で、国民に向かって浩瀚にして具体的詳細な報告書を提示し、それを受けて将来の憲法についての国民的論議が始まるであろう。改憲論議とは、そのステージでの課題ではないか。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

- ・憲法調査会における議論が盛んになり、それがメディアを通じ波及していくことで国民の関心が高まると思う。また、何か一つ国民が関心を持たざるを得ないような問題については是非を論じる機会を設けてもいいのではないか。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・現行憲法に素晴らしい点があることは認めるが、現行憲法の制定時には厳しい検閲制度があったことや、原案が米国によって作られたことは国民に知らされていなかった。民主主義の根幹は国民が自ら考え仕組みを作っていくことである。どのような憲法を作るにしろ、すべての者が情報を共有し、この国のあり方を論じることが必要だと考えるので、憲法調査会においては、あらゆる情報を国民に伝えつつ、透明かつ公正かつ分かりやすいプロセスを心がけながら議論をしてもらいたい。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・憲法調査会における調査は、すぐに結論を出さずに、また、憲法調査会の中だけで議論をせずに国民に公開する形で行ってもらいたい。(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 国民参加

<委員の発言>

- ・明治は欽定憲法、昭和は占領憲法、そして今度は日本人が新しい文明に向かって国民憲法を作る段取りにあると考える。その際には、国民参加が重要であり、メディアを駆使し公聴会を開催するなどして憲法調査会の議論に国民を巻き込んでいくべきである。(中曽根康弘君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法調査会において21世紀以降の日本及び日本人のあるべき姿を議論し、憲法改正の基本方向を固めるべきではないか。改正は、当然、現在の改正規定によるので、3分の2の国会議員の合意を得る方向で、タブーを恐れず、主権者たる国民の声を十分踏まえた意見集約を図るべきである。(穂積良行君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・次回の総選挙においては、憲法改正問題が各党の最大の争点となり、できれば各党が憲法改正私案を掲げて戦うことを念願する。そのような意気込みで本調査会において議論すべきである。(山崎拓君(自民)・149回・H12.8.3)

- ・国会議員一人一人の憲法観は重要であるが、国民の憲法に対する考えを絶えず知る方法を持っておかないと、たとえ国会が改正案を出しても改正し得ない事態にもなり得る。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・憲法制定以来半世紀以上が経過する中で時代が変化し、国のかたちを再び問う局面に差しかかっていると考える。憲法調査会においては、堅持するもの、改正するもの、付加する理念等を国民とともに考える工夫をしていきたいと考える。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・村田参考人が論文中で述べているように、憲法の問題は、リージョナリスト(憲法学者等の専門家)、ファンクショナリスト(憲法が専門ではないが多角的な視点から憲法問題に関わる専門家)、素人(議会及びメディア等の民主主義にとって最も重要な要素)の三者がコミュニケーションをとりつつ検討していくことが必要であり、国会だけで完結する話ではないと考える。(藤村修君(民主)・147回・H12.3.9)
- ・21世紀の日本をどうするかという骨太の議論が行われていること、地方公聴会等によって国民的議論を行っていること等を評価する。今後とも、国民的議論を起こす主導のエンジン役として、憲法調査会が機能していくことが大切である。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.6.14)
- ・政党等により具体的なビジョンが示され、騒然たる国民的議論がなされた上で憲法論議を行うべきであると考え。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6)
- ・憲法が生まれてきた背景や憲法の理念、またそれが国民生活に及ぼす影響、政治の果たしてきた役割等を受け止めることが重要であると考え、憲法調査会にさまざまな階層の国民の声を聴く場を設けるべきであると考え。(金子哲夫君(社民)・149回・H12.8.3)
- ・21世紀の日本のあるべき姿の議論のテーマとして、環境問題、教育問題、安全保障問題等について、専門家の意見を聴くことで我々も勉強すると同時に、国民にもそういった議論を周知させ、地方公聴会において国民からの声を聴いて、もう少し議論を深く掘り下げていただきたい。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.6.14)
- ・憲法制定後に出版された「あたらしい憲法のはなし」には、何とか新しい憲法を子どもたちにも理解してもらおうという当時の熱意が感じられる。憲法論議の大前提として、国民にもっと憲法を理解し、そしてその論議に参加してもらわなければならないと考える。地方公聴会も、できるだけ多くの場所に出かけていって国民の生の声を聴くとともに、国民にもっと憲法に興味を持ってもらい、理解を深めてもらう必要がある。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・憲法に関しては、憲法の専門家ではない素人（良識的な非専門家）の常識的見解を尊重することが重要であると考え。そうすることにより、テクニカルで専門的な袋小路に陥るきらいのある専門家の議論を活性化することができるのではないか。（村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9）
- ・国民投票とまではいかないまでも、憲法調査会で行われるさまざまな議論に市民の意見が反映するように、何らかの工夫が必要ではないか。（小田実参考人・150回・H12.9.28）
- ・行政権が内閣に属するとの規定が憲法にあるが、実態は、実質的な決定が閣議でなされることはない等、憲法と現実との間に乖離があることは、憲法を読めば理解できるものである。それによって、例えば現実を改めて憲法に近づけるべき等の意見を持つことができると考える。（櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30）
- ・憲法のどの部分を改正するかを選択は、国民の議論に委ねるしかないと考える。また、このプロセスに時間を掛け過ぎることはよくないが、結果として憲法を変えるにしろ維持するにしろ、透明かつ公正な議論がなされなければならないと考える。（櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30）
- ・改正すべきか否かは悩ましいが、国民の意思で憲法が決まるのであるから、国民にその考え方を問うのが筋であると考え。（結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌）

6. その他

<委員の発言>

- ・（制定経緯の評価について）少なくとも調査会としての結論を出さないと、調査会の意味が不十分になってしまう。（奥野誠亮君（自民）・154回・H14.2.14・政治小）
- ・総理大臣や各閣僚が、それぞれの憲法についての見解を明確に述べることによって、憲法論議がより深まるのではないか。（二見伸明君（自由）・147回・H12.5.11）

第2節 日本国憲法の制定経緯 に関する議論

第2節 日本国憲法の制定経緯に関する議論

1. 制定経緯の事実認識及び評価	159
(1) 日本国憲法の制定経緯をどのような観点から評価するか	159
a. GHQによる「押しつけ」の観点を重視する発言	159
b. GHQによる「押しつけ」の観点を重視しないか、 又は「押しつけ」を認めない発言	160
c. その他の発言	163
(2) GHQからの「押しつけ」の事実の有無	165
a. 政府に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言	165
b. 議会に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言	166
c. 「押しつけ」の例としてGHQによる検閲等の統制に言及する発言	167
d. 国民に対しては「押しつけ」ではなかったとする発言	168
(3) ポツダム宣言と日本国憲法制定との関係	169
(4) 日本国憲法の制定経緯とハーグ陸戦法規との関係	170
(5) 日本国憲法は無効と評価すべきか	172
2. 9条の成立過程に関する論点	174
(1) マッカーサー第2原則(戦争の放棄)について	174
(2) 総司令部案において「自衛戦争の放棄」を削除した理由	175
(3) 「芦田修正」の趣旨	175
(4) 芦田修正と極東委員会による文民条項挿入要求との関係	176

第2節 日本国憲法の制定経緯に関する議論

1. 制定経緯の事実認識及び評価

(1) 日本国憲法の制定経緯をどのような観点から評価するか

a. GHQ による「押しつけ」の観点を重視する発言

< 委員の発言 >

- ・ 占領中にアメリカのニューディーラーたちの大きな強制でできた憲法を最高法規として抱えていることが日本人の精神に悪い影響を及ぼしている。今度こそ、自分たちの手で新しい憲法を作ることが重要である。(安倍晋三君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 占領時のアメリカの対日政策の基本は、日本を再びアメリカの脅威とならないように弱体化させることであり、その一環として、憲法の作り直しが行われた。(奥野誠亮君(自民)・147回・H12.4.27、154回・H14.2.14・政治小、154回・H14.7.25)
- ・ 占領当時の日本は、主権がなくまともな国家ではなかったので、「押しつけ」か否かを議論する以前に、日本国憲法は独立国たる日本の憲法とは言えない。日本が主権を回復した時点で、新たな独立国としての憲法を作るべきだった。(中川昭一君(自民)・147回・H12.3.9、147回・H12.5.11)
- ・ 現行憲法は、アメリカが日本に押しつけた憲法である。(中山正暉君(自民)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・ アメリカの基本的な対日政策は、日本が再びアメリカに戦争を挑まないようにすることであり、当時の政府に憲法の制定を慫慂し、厳しい検閲、言論統制の下、強制的な審議を行って成立させた。(葉梨信行君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・ 現憲法は、GHQ が日本を弱体化するために「押しつけ」たものであり、昨今の忌わしい社会問題もこのことと無縁ではないので、本当の独立を達成するため、法治国家のけじめとして、日本民族の手になる憲法を作っていくことが大切である。(平沼赳夫君(自民)・147回 H12.4.20、147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・ 現行憲法は、我が国が民主的に未成熟で、かつ、主権がない状態で作られたものであるから、無効か、よくて暫定的なものと考えるべきであり、自分たちでもう一回作り直すべきである。(岩國哲人君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 憲法制定時には形式的には合法的な手続がとられたが、GHQ の強制的な力の働きかけがあったことは否めない事実であるという点につき、憲法調査会で

もだいたいの意見の一致をみたと思う。(塩田晋君(自由)・149回・H12.8.3)

- ・歴史的事実関係では、GHQは日本に命令したわけではないが、当時の日本人は、アメリカの強制力によって強いられた憲法だという印象を強く持ち、今、その思いはますます深まっている。(中村鋭一君(自由)・147回・H12.3.9)
- ・憲法の制定過程には関心がなく今の憲法の中身が重要であるという意見もあるが、これは木を見て森を見ない議論であり、憲法が生まれたいきさつを検証しなければいけない。(中村鋭一君(保守)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・憲法制定経緯をどう評価するかについては、非常に強い「押しつけ」であったと言わざるを得ない。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・当時の政府は、民主化は法律改正によって達成できると考えていたが、戦争責任を問う動きから天皇を守る必要があったため、大日本帝国憲法の改正を行わざるを得なかった。その意味で「押しつけ」られたことは明白である。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・現行憲法には、制定時に日本人のイニシアティブが及んでいなかったため、国家の基本法としての正統性がない。よって、国会で現行憲法を否定する決議をまず行い、その上で、新憲法の制定に着手すべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)

b. GHQによる「押しつけ」の観点を重視しないか、又は「押しつけ」を認めない発言

<委員の発言>

- ・現行憲法は日本が自発的に決めたものではないが、このような制定経緯と改憲の必要性とを直結させるべきではない。「押しつけ」について議論をしても收拾がつかないので、そこは軽く整理し、先に進むべきである。(奥田幹生君(自民)・147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・憲法制定の際にGHQによる「押しつけ」があったことは事実だが、それを改憲の必要性の材料にはしたくない。それよりも、これからの日本のためにどのような法規が必要かという視点に立って、私たちの時代の憲法を書き上げたい。(高市早苗君(自民)・147回・H12.5.11、149回・H12.8.3)
- ・「押しつけ」であったかどうかは、意見の分かれるところであり、あまり生産的な議論ではない。憲法は日本社会に良くも悪くも定着している。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法制定過程を見るに当たっては、「押しつけ」があったかなかったかという

- 局所的な部分部分を見るだけでなく、日本国内のさまざまな民主的な動きをも視野に入れる必要がある。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.3.9)
- ・過去に「押しつけ」があったかどうかよりも、主権者である国民が今の憲法をどう考えているかが重要なのであって、制定経緯を議論すること自体を否定はしないが、今からどうするのかということこそが本質である。(枝野幸男君(民主)・147回・H12.2.24)
 - ・現行憲法は議会の賛成を経て成立している以上、「押しつけ」についてこれ以上議論するよりは、これからの憲法がどうあるべきかという視点に立って先に議論を進めるべきというのが共通認識であろう。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.5.11、149回・H12.8.3)
 - ・「押しつけ」という感情論から議論しても国民の支持は得られない。日本自らの利害を考えて受け入れる決断をし、53年間この憲法の下でやってきた歴史を重視し、これからどうしていくかという観点から議論すべきである。(島聡君(民主)・147回・H12.5.11)
 - ・仮に、戦後の日本が、明治憲法下と同様に、天皇主権、天皇による統帥権を認め、人権が法律の留保により制約されていたのならば、国際社会において日本が認知されたか否かを考えれば、「押しつけ」憲法論、自主憲法制定論の時代錯誤性は明らかである。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.4.27、151回・H13.6.14)
 - ・「押しつけ」の議論よりも、現在ある日本国憲法を、新しい時代、これからの未来に向けて日本がどうあるべきかという視点に立って論じることが重要である。「押しつけ」を改憲の口実に使うなら、占領が終わった時点で新しい憲法を作るべきだった。(中野寛成君(民主)・147回・H12.5.11、154回・H14.2.14・政治小)
 - ・現行憲法には、日本の考えが出ている部分も押しつけられた部分もあるが、大局的に見て手続的な連続性もあることから、「押しつけ」論を前に出して改憲の理由とするのは間違いである。(藤村修君(民主)・147回・H12.3.9)
 - ・憲法は日本の歴史の中で誕生し、歴史の中で存在している。朝鮮の植民地化、中国への侵略、真珠湾攻撃から始まるアメリカとの戦争、その後のアジアへの侵略という歴史がポツダム宣言の受諾に至ったのであり、ポツダム宣言受諾は日本の国際的な公約である。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.27)
 - ・日本国憲法がGHQから押しつけられたことは事実であるが、押しつけられたから改正するという考えには立たない。(石田勝之君(明改)・147回・H12.5.11)
 - ・日本国憲法の制定過程において、ヨーロッパの近代文明と日本国憲法の精神的な葛藤、激突がなされず、歴史が切断されてしまった。「押しつけ」があっ

- たかどうかよりも、それが今、どういう形で現れているかの検証が重要である。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・憲法調査会での制定経緯の議論を通じて、「押しつけ」であるから、改憲すべきとの議論は完全に否定されたと考える。占領時の憲法である以上、制限された主権の下での制定であることは当然である。(平田米男君(明改)・147回・H12.5.11)
 - ・ポツダム宣言を受け入れた以上、GHQの指示の下で憲法が制定されたことを非難するいわれはない。憲法施行から53年経った今なお、「押しつけ」を強調する人たちは、当時の急激な時代の変化の意味や侵略戦争への認識を欠いた、半世紀に及ぶ思考停止か半世紀の時代逆行の立場である。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.3.9、147回・H12.5.11)
 - ・「押しつけ」憲法論との関連で、憲法の制定過程とともに、現在の改憲論の源流がアメリカにあったという事実の検証をも行うべきである。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.17)
 - ・日本国憲法は、アメリカ、日本の支配層、日本の国民、世界の流れという四つの力が働いてできたものであり、憲法無効論、押しつけられたことを理由とする改憲論は全く事実と反し、通用しない。むしろアメリカが再軍備を「押しつけ」てきたことの方が問題である。(春名真章君(共産)・147回・H12.5.11、149回・H12.8.3)
 - ・アメリカが憲法素案を作ったことは事実だが、それを政府が受け、議会在修正し、国民の合意を広げていった点から見ても、戦争を反省して21世紀に生きる大事な中身を持った憲法であり、「押しつけ」憲法とはいえない。(山口富男君(共産)・154回・H14.2.14・政治小)
 - ・日本の自尊心がつぶされるとか制定過程がおかしいから憲法そのものを否定してしまうような議論は後ろ向きの議論である。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)
 - ・日本国憲法が定着し、国民の過半数が今のままでよいと思っていると考えられるので、憲法の生い立ちや導入の話を中心にして、当時やこれまでの日本の政治に主体性、自主性がないというレッテル張りを行うことは、適切でない。(深田肇君(社民)・147回・H12.2.24)
 - ・憲法調査会での制定経緯の調査を通じて、「押しつけ」改憲論は問題にならないということが明らかになった。憲法の政策化、具体化を行うことが大切である。(深田肇君(社民)・147回・H12.5.11)
 - ・憲法制定過程に関して、「押しつけ」その他の理由で憲法を改正すべきとする立場やかたくなに改正を否定するような立場に立って考えるべきではない。(近藤基彦君(21クラブ)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・ 占領という屈辱的な経験や感情論から「押しつけ」があったと考えるべきではない。我々の先輩が、明治憲法下での適正な手続によって賛成し、承認している以上は、我々はその責任を自らのものとして負わなければならない。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 日本国憲法がGHQの強い影響の下に制定されたことは事実だが、民主主義の精神は大正デモクラシーにすでにその萌芽があり、日本国憲法の精神がすべて「押しつけ」であるというのは、日本の近代史を矮小化する議論である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 誰が日本国憲法を作ったのかを議論するよりも、できあがったものが国民の役に立つかが重要である。「押しつけ」があったかどうかは、誰と誰の関係について議論するかを明らかにした上で論じなければ意味がない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 「押しつけ」の有無と改憲の必要性を結び付けるべきでない。過去にとらわれすぎると将来への対処を誤る。「押しつけ」ばかりを強調し、日本が自らの利害を考えて憲法を受け入れる決断をした事実を見失うべきでない。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ GHQは当初日本に憲法制定のイニシアティブを与えていたが、松本委員会が民主主義、平和主義の流れで憲法を作る意思も能力もなかったので、イニシアティブを取り上げた。ゆえに、「押しつけ」憲法論というのは根拠がない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 日本が自ら崇高な理念を有する憲法を起草できなかったのは残念だが、「押しつけ」であっても、中身がよければいいのではないか。(石塚修陳述人・154回・H14.7.25・札幌)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 日本がGHQ案を受け入れたのは、一種の脅迫による意思表示のようなものであるが、その後、何度も総選挙を経ることにより、国民による法定追認のような形で、瑕疵の治癒が行われたと考える。(石破茂君(自民)・147回・H12.3.23、147回・H12.5.11)
- ・ 日本国憲法はGHQから押しつけられた側面はあるが、制定者が誰かについては、天皇、国民、マッカーサー、極東委員会の四者のどれか一つには断定できない。(石破茂君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 占領当時、日本に主権が存在していたかどうか疑わしい状態だったのだから、サンフランシスコ講和条約により主権を完全に回復した時点で、憲法につい

- て、何らかの機関で承認し直す手続きをとるべきだった。(船田元君(自民)・147回・H12.4.6)
- ・GHQからある意味で「押しつけ」られた事実はあるし、また、当時、国民全体で憲法の議論をしたわけではない。国民自らの力で憲法を作り上げる経験をしないうち日本は真の民主主義国家にはなれない。(松沢成文君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
 - ・憲法制定時に国民的なすべての合意が必ずしもあったわけではない。当時の国民の最大の関心は天皇制の維持であり、日本国憲法は建前のようなものだったが、いつのまにか本音と建前が逆転し、身動きが取れなくなってしまった。(福島豊君(明改)・147回・H12.3.9)
 - ・日本国憲法はアメリカ軍が作ったものを日本政府・国会が承認したという二国間の条約のようなものと考えられ、北岡参考人の意見に賛成する。アメリカは自国の利益追求を主目的に日本国憲法の策定に関与した。(達増拓也君(自由)・147回・H12.5.11)
 - ・「押しつけ」であったかどうかにかかわらず、主権を回復してから情勢の変化に応じて憲法を改正すべきだったのに、それをしなかったことは一種の追認と言わざるを得ない。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・「押しつけ」の議論というのは、単に情緒的な問題として議論をすると水かけ論に終わってしまう。改正説をとるかあるいは八月革命説をとるかといった法理的な部分を確認した上での議論が必要である。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・日本国憲法の制定過程は「条約交渉」のようなものであり、マッカーサー側と幣原や吉田側の間で双方の利害を前提にした交渉が行われ、最後はお互いの立場を考えて妥協に至った。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・憲法制定経緯の議論の際には、憲法の掲げる理念の普遍性を理解する必要があり、いかにして憲法が国民に根差したのものになったかという「土着化」及びどのように外国からの影響を受けたかという「国際化」の要因を考慮する必要がある。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・個別の条文に係る制定経緯の検討を通じて、当時の人々が何を求め、いかに努力したかを理解する必要がある。その際、憲法の有する可能性を法律が十分に引き出せているかを検討すべきである。また、制定経緯と時代の背景との関係を見ることも重要である。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

(2) GHQ からの「押しつけ」の事実の有無

a. 政府に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言

< 委員の発言 >

- ・ 当時は、国会に法律を提出するにも、審議の過程で修正するにも事前に GHQ の承認を受けなければならなかった。(奥野誠亮君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 当時の政権党だった自由党、進歩党の憲法草案が大日本帝国憲法の内容と大差がなかったことが、GHQ の介入を許した原因ではないか。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.2.24)
- ・ GHQ 側と日本側でせめぎあいがあったが、ポツダム宣言を受けてどうしていくかについてはかなり共通の認識があって日本国憲法は成立している。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・ 日本国憲法は、合理的な内容のものとして当時の国民のコンセンサスを得ていたので、いわゆる「押しつけ」というのは、当時の支配層が「押しつけ」られたと感じたということにすぎない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.3.23)

< 参考人等の発言 >

- ・ 当時の制定主体である政府、議会に対しては非常に強い圧力があり、GHQ の作った舞台の上で、極東委員会の監視の中、非自主的に作られたものである。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 憲法問題調査委員会の案(松本案)の内容が日本国憲法より進歩的ではなかったからといって、「押しつけ」を正当化する理由にはならない。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 憲法制定過程において威圧的な側面があったことは否定できない。しかし、政府原案には人権指令に沿った人権規定や国民主権規定がなかったことが GHQ を落胆させ、独自の草案を作らせる原因となった。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 憲法が GHQ の非常に強い影響のもとに制定されたことは事実だが、当時の指導者達は、天皇制を守り占領を低コストで終わらせるために、憲法をとりあえず受け入れ、独立回復後、憲法を改正すればよいと考えていた。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 占領管理下においては、日本国憲法は、ポツダム宣言を頂点とし GHQ の命令までに至る法体系下における下位法に過ぎなかった。したがって、この時期における日本国憲法の制定も、他の GHQ の命令による法令の制定、改廃と同じであり、「押しつけ」その他の議論がなされる理由は乏しい。(高橋正俊参

考人・147回・H12.3.23)

- ・制定過程には、強烈な「押しつけ」があった。しかし、日本政府側はそれに応じて、何とか日本を救うために、ある程度積極的に受け入れていった。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・国民が現憲法を変えることができないのなら、外国人の賢者がやって来て国の骨格を変えるというのは、あるべき姿であって、外国人が憲法を作成することは異常なことではない。また、戦後の日本社会をどうするかについての大きな方向性においては、日米双方に共通の認識があった。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・憲法は日本の自由意思で作ったものではない。幣原内閣は、総辞職して抗議することも可能であったが、天皇制と国家存立を守り戦後世界へ船出する代償として、自ら受け入れる決断をして合法的手続をとった。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・憲法に地方自治の章を新設することについては、GHQ案にその起源を求めることができるが、政府もそれ自体に抵抗感がなかった。また、政府から提起した修正要求は、首長の直接公選制に対する修正要求以外、要求どおりに受け入れられた。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

b. 議会に対する「押しつけ」の事実の有無に関する発言

<委員の発言>

- ・昭和21年4月の総選挙は、当初1月に行われる予定のものがGHQの指示により数度にわたり延期されたものであり、きわめて不透明な環境で行われた。(愛知和男君(自民)147回・H12.2.24)

<参考人等の発言>

- ・昭和21年4月の総選挙は、公職追放後に行われており、GHQは、公職追放により議会の勢力を一新しようともくろんでいた。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・公職追放後の選挙によって選ばれた議員で構成されていた憲法制定議会は、民意を反映したものとは言えない。また、政府が日本国憲法はGHQの意向に合致することを強く述べたため、多くの議員はそれに反対できなかった。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・日本国憲法は帝国議会の審議で、原案のかなりの部分が修正されている。また、枢密院における美濃部氏のように勇気を持って反対した人もおり、反対しようと思えば反対できた。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・帝国議会における民意を反映するプロセスを踏んでいることを重視すべきで

あり、成立時が正しくないからすべてだめだという議論は生産的でない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

- ・天皇制の維持が危うい状況下ではあったが、衆議院憲法改正小委では、質の高い自由な議論がなされていた。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)

c. 「押しつけ」の例として GHQ による検閲等の統制に言及する発言

< 委員の発言 >

- ・占領下では、第 1 回の総選挙の前には公職追放が行われ、全出版物が事前検閲を受け、占領政策の批判や憲法と GHQ との関わりに触れることは禁止される等、厳しい統制が行われた。(奥野誠亮君(自民)・147回・H12.5.11、149回・H12.8.3、154回・H12.2.14・政治小)
- ・当時、大阪逓信局に勤務していた体験からいって、「検閲は、これをしてはならない。」という憲法の文言にかかわらず、GHQ は信書の検閲を行っていた。(佐藤恵君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・GHQ は事前検閲制度にによって徹底的に言論を封殺し、昭和 23 年以降は、事後検閲という形で日本の政治、社会体制に非常に大きな影響を与えてきた。(平沼赳夫君(自民)・147回・H12.4.20、147回・H12.4.27)
- ・当時は占領軍の強制が痛烈にはたらいており、国民の世論も、検閲等によって徹底的に操作された。(保岡興治君(自民)147回・H12.2.24)

< 参考人等の発言 >

- ・憲法制定に関し GHQ が関与したということは、占領下では、検閲の対象になっていた。また、昭和 21 年の総選挙の選挙公報で憲法改正草案要綱に言及している候補者は 2 割に満たなかったという調査結果もある。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・昭和 21 年の総選挙の際は、言論、情報、教育すべてにわたって、検閲とパージにより GHQ に統制されていた。また、当時の国民の関心は食糧の確保にあり、憲法に関心はなかった。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・GHQ は、憲法が外国製であるということをおわせたりすることは一切まかりならぬという検閲をしていた。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・情報こそ国民が考える能力を引き出す道具であり、国民が情報を共有していることが民主主義の前提であるが、憲法制定時には、GHQ が厳しい検閲を行ったため、国民の議論を経ることができなかった。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)

d. 国民に対しては「押しつけ」ではなかったとする発言

<委員の発言>

- ・日本国憲法は、確かに「押しつけ」られたが、国民にはこれを受け入れる雰囲気満ちており、独立回復時にも、国民の大半は、憲法を支持していた。(穂積良行君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・多くの国民が、つらい戦争の歴史を歩んだ経験から、現憲法に対する肯定感を持ったことは紛れもない事実であり、そのことは歴史過程としても大切にすべきである。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・GHQからの圧力は、当時の権力者に対してなされたのであり、主権者となった国民に対してなされたものではない。「押しつけ」られたかどうかは主権者である国民の憲法が施行された時点での意思を基準に考えるべきである。(枝野幸男君(民主)・147回・H12.2.24)
- ・松本案が非民主的なものだったことを考えると、押しつけられて現憲法ができたことがむしろよかったのではないか。GHQの強い影響があったことは事実だが、現憲法が当時の国民から支持されたことも歴史的事実である。(藤村修君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・短期間のうちにできた憲法が半世紀以上改正されなかったのは、基本的には多くの国民が支持してきたからである。(山花郁夫君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・憲法制定はGHQの強要に極めて近いものだったが、その内容を幅広く国民が受け入れ、支持し、国民に定着してきた。(石田勝之君(明改)・147回・H12.2.24、147回・H12.5.11)
- ・「押しつけ」であったかの解明も重要だが、少なくとも戦後57年間憲法が日本の発展に果たしてきた役割は否定し難い重みがあり、国民に認知されてきた。その事実の上で真摯な議論が必要である。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H12.2.14・政治小)
- ・「押しつけ」論はどちらかといえば、当時の松本内閣の個人的な経験を根拠としたものと思われ、憲法は制定時もその後も国民の圧倒的支持を得ており、現憲法は制定時から「国民憲法」であった。(平田米男君(明改)・147回・H12.5.11)
- ・戦争を遂行してきた旧権力には、大日本帝国憲法を変える意思がなく、彼らにとっては憲法は「押しつけ」られたものだが、新権力の担い手である国民にとっては、「押しつけ」られたものでは毛頭なかった。(春名真章君(共産)・147回・H12.4.6)
- ・マッカーサーが作った憲法が平和憲法と呼ばれて定着してきたのは、国民の一人一人がそれを希求していたからである。(阿部知子君(社民)・150回・H12.11.30)

- ・憲法制定当時、国民の 3 分の 2 以上が憲法を支持していたということをしっ
かり確認すべきである。新憲法の諸原理は、民衆が明治以来の圧政に対して
求めていたものと一致していた。外からの圧力によってであってもそれが敗
戦の過程で出てきたのならば、それはいいことであったと思う。(深田肇君
(社民)・147 回・H12.2.24、147 回・H12.4.27)
- ・憲法制定のいきさつはどうあれ、国民全部がこれを認めて賛成をして憲法が
生まれたのであり、この憲法は日本人の決意表明以外の何ものでもない。(山
口わか子君(社民)・150 回・H12.11.30)

< 参考人等の発言 >

- ・国民主権、国際平和を希求する精神という基本理念は、国民の間で相当広範
なコンセンサスが存在し、戦後も共有されてきた。(村田晃嗣参考人・147 回・
H12.3.9)
- ・当時の国民の感覚としては、「憲法よりも飯だ」というのが実情だったので
はないかと思う。しかし、憲法制定後独立回復までの間に、日本国憲法は法と
して信頼し得る内容を含むという確信が国民の間に醸成されていた。(高橋
正俊参考人・147 回・H12.3.23)
- ・民主主義、平和主義等の内容は、当時の国民から高い支持を得、また、占領
終了後も国民の支持は変わらず、日本は、平和憲法の下で戦後の復興を遂げ
た。(五百旗頭真参考人・147 回・H12.4.20)
- ・ポツダム宣言に謳われ、占領政策においても強調された民主主義化は、しだ
いに多くの人々をとらえていった。(天川晃参考人・147 回・H12.4.20)
- ・昭和 3 年の時点でパリ不戦条約を締結しながら、その 3 年後には満州事変を
起こしてしまった結果、9 条を懲罰的に与えられたことは、世界史的に見て仕
方のないことだが、そのことによってむしろ、戦後 50 数年間、明治憲法より
も現在の憲法の方が国民に受け入れられてきた。(松本健一参考人・150 回・
H12.12.7)

(3) ポツダム宣言と日本国憲法制定との関係

< 委員の発言 >

- ・ポツダム宣言の内容からいって、同宣言の受諾により、天皇主権の大日本帝
国憲法に影響が及ばないはずはなく、同宣言受諾によって、大日本帝国憲法
の改変を日本は客観的に受け入れた。(佐々木陸海君(共産)・147 回・
H12.2.24)

- ・ポツダム宣言の受諾によって、日本政府は軍の無条件降伏の施行、主権在民への転換、基本的人権の尊重等の国際的義務を負い、それに従って日本の主権が制限されることを日本自身が呑み、その範囲でのGHQからの勧告に従って、日本国憲法を制定したのである。(東中光雄君(共産)・147回・H12.2.24)

<参考人等の発言>

- ・ポツダム宣言の受諾が大日本帝国憲法の改正には結びつかないという考えには限界がある。ただ、ポツダム宣言イコール天皇制廃止とならないことはアメリカ自身も認めていた。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ポツダム宣言10項の「民主主義的傾向ノ復活強化」とは、大日本帝国憲法の下で存在していた民主主義を復活強化しろという意味であり、憲法を変えるという意味ではない。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・ポツダム宣言には、日本国民の自由な意思の表明に従う政府を作るとあり、国民主権の憲法を作る必要があった。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・ポツダム宣言による義務を履行するという観点から憲法が占領下において改正されたと理解すべき。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ポツダム宣言受諾によって明治憲法の効力が停止された。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ポツダム宣言受諾後、同宣言が無条件降伏として運用され、連合国による国家改造プログラムの発動として大日本帝国憲法が改正された。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・大日本帝国憲法の改正は、ポツダム宣言の要請するものであった。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ポツダム宣言10項の「民主化の障害除去」のために憲法改正が必要であるとGHQが言ってきたら、断ることは難しい状況にあった。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

(4) 日本国憲法の制定経緯とハーグ陸戦法規との関係

<委員の発言>

- ・ハーグ陸戦法規の問題については、日本はポツダム宣言を受諾し、自らの判断で憲法を受け入れているのだから、同法規違反とはならない。(島聡君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ハーグ陸戦法規は交戦中の占領に関する規定で、休戦、停戦後に適用されるものではなく、日本は、ポツダム宣言、降伏文書に署名している以上、それ

を誠実に実行することが国際的な義務だった。(春名真章君(共産)147回・H12.4.6)

- ・ハーグ陸戦法規は、戦争中の占領地域での問題であって、日本は主権が制限されることを承諾し、GHQは間接統治形態で日本政府に武装解除をやらせたにすぎないのだから、同法規違反の問題は生じない。むしろ、沖縄を占領した米軍が行った残虐行為こそ、同法規違反に問われるべきである。(東中光雄君(共産)・147回・H12.2.24、147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・極東委員会及びGHQの行為は、ハーグ陸戦法規及びポツダム宣言に違反していた。また、マッカーサーの行為は、極東委員会の権限を侵していた。したがって、憲法制定行為自体に違法行為がある。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・ハーグ陸戦法規は、被占領者ではなく占領者に対する禁止規範であり、マッカーサーはそれを知っていたからこそ、間接統治形態により、手続的に連続性を非常に強調し、明治憲法を無効とせず、明治憲法の手続を経て日本国憲法を制定させた。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・ポツダム宣言は個別法であり、一般法であるハーグ陸戦法規に優先する。したがって、ポツダム宣言の履行のために、占領下に日本国憲法が制定されたとしても、国際法上違法ではない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ポツダム宣言は、無条件降伏のかたちで運用され、敗戦国処分として日本の占領管理が行われたことを考慮すれば、ポツダム宣言はハーグ陸戦法規に優先していたと見るべきで、その運用の効力を疑う余地はあり得ない。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・占領下の日本国憲法制定は、ハーグ陸戦法規において認められているものであった。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ハーグ陸戦法規は一般法であり、個別法であるポツダム宣言が優先する。また、ハーグ陸戦法規は、「占領下における法制変更を、なるべくしないように」という規定であって、これに違反していることを立証するのは難しい。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

(5) 日本国憲法は無効と評価すべきか

日本国憲法は無効ではないとの発言

<委員の発言>

- ・日本国憲法は大日本帝国憲法の改正の限界を超えているのではないかという点については、改正手続をきちんと踏んでいる以上は、限界はないと考える。(島聡君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・日本が独立を果たしたときに改正論議をすべきではあったが、当時の世論が改正を望まず、その後50年間しっかりと役割を果たしてきたので、憲法が無効であるというのは暴論である。(中野寛成君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・押しつけられた憲法という考えを極論まで持っていくと「現憲法無効論」になるのだと思うが、このような議論は全くの論外である。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.3.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法制定過程に「押しつけ」はあったが、今の憲法をどう評価するかは別問題である。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・憲法制定行為自体に違法行為があるが、違法があったからすべて無効になるという法論理は現実には行われていない。また、制定行為が無効であるか否かを審査する機関がない。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・日本国憲法は適正な国家の手続を踏んで制定されており、もし、これが「押しつけ」であるならば承認しなければよかったのであり、承認した以上は、その責任を自らのものとして負わなければならない。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・完全に自発的ではなかったからといって、憲法の正当性が初めから遡って無効であるというような議論は、戦後の日本の発展や民主政治を原点から否定することになるので、法律的にも政治的にもとるべきではない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・手続的にはおかしい点があったが、それによって無効とは考えない。外国でも、憲法が制定されるのは戦争、革命などの非常時の後の場合が多いが、その際の手続の瑕疵を問題にはしない。できあがったものが国民の役に立つかが重要である。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・日本国憲法は、管理法令時代にできたものであるから、改正手続ないし内容上の瑕疵と感じられるものがあるだろうが、占領終了後においても、国民の間には日本国憲法を支える意思と諸力が存在しており十分に効力を有している。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)

- ・大日本帝国憲法の改正は、ハーグ陸戦法規自体が認めているものであって、ポツダム宣言の要請するものである。憲法無効論は、すでに決着済みの話である。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・外部からの強要、強制があったから直ちに無効あるいは早急に全面的に改めるべきであるというふうには思わない。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・憲法制定時に「押しつけ」はあったが、日本は自らの判断で憲法を受け入れており、また、憲法の内容は国民にも定着しているので、有効である。憲法が作られるのは戦争や革命等の異常時であり、その有効性は、内容が国民に良いものかどうかにかかっている。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

2.9 条の成立過程に関する論点

(1) マッカーサー第2原則（戦争の放棄）について

<委員の発言>

- ・マッカーサーは、日本が国際社会の信用を得るには徹底した平和主義がよいと判断して、あえて自衛権の問題に触れなかったのだと思う。（奥田幹生君（自民）147回・H12.4.27）

<参考人等の発言>

- ・「紛争解決のための手段としての戦争」と「自己の安全を保持するための手段としての戦争」の両方とも放棄しなければならない、という趣旨である。（西修参考人・147回・H12.2.24）
- ・マッカーサーは、単なる理想ではなく、極めて現実的な政治判断の下に戦争放棄条項を起草した。それは、天皇の戦争責任を免罪させるとともに、沖縄を要塞化しようというものである。（古関彰一参考人・147回・H12.3.9）
- ・マッカーサーは、日本に自衛戦争も放棄させることにより、平和主義の徹底を国際社会にアピールし占領を速やかに終わらせ天皇制を守ろうとし、また、再軍備させなくてもアメリカの核によって日本を守れると考えていた。（村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9）
- ・幣原とマッカーサーの会談で、幣原が軍備放棄条項を発案したというのは虚偽である。（北岡伸一参考人・147回・H12.4.6）
- ・マッカーサーは、敗戦国日本が国際社会で信用を回復して、天皇制を維持し、寛大な日本処理が可能になるよう、自衛のための戦争も放棄することとした。（五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20）
- ・当時、軍国主義と天皇制とが結び付いていると考えられていたため、マッカーサー第2原則の意図については、戦争放棄と天皇制の問題との関わりを考える必要がある。（天川晃参考人・147回・H12.4.20）
- ・戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認の発想の父は幣原であり、憲法化の発案決定はマッカーサーが行ったと言われている。（山内徳信陳述人・154回・H14.4.25・沖縄）

(2) 総司令部案において「自衛戦争の放棄」を削除した理由

< 参考人等の発言 >

- ・ ケーディスは、自己の安全を保持するための手段としての戦争を放棄すると、日本が攻撃されても自ら守ることができなくなるが、そのようなことは現実的でないと考えて、マッカーサー第2原則を修正した。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ ケーディスは、自衛のための権利まで否定するというのは行き過ぎであり、そういう憲法はあり得ないとして意図的に削除した。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ ケーディスは、自衛戦争も許さないことにしてしまうと、占領終了後日本は速やかに憲法を改正してしまい、GHQによる日本改革は無に帰してしまうことになると考えて、自衛戦争は行い得るようにした。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

(3) 「芦田修正」の趣旨

< 委員の発言 >

- ・ 自分の昭和20～30年代の記憶によると、吉田は周囲には憲法を改正しなければいけないと話していたが、平和主義を強調した方が国民の賛同を得られるので、改正の意図を明言しなかったのだと思う。(中曽根康弘君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ (「吉田、マッカーサー等の日米の指導者は、9条に関して「顕教」と「密教」の使い分けをしていた。」という五百旗頭参考人の発言に対して、) 吉田は憲法制定議会の答弁でも自衛権の発動としての戦争も放棄したことを明言しており、参考人のような見解は受け入れ難い。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.20)

< 参考人等の発言 >

- ・ 芦田は、「『前項の目的を達するため』という辞句を挿入することによつて、原案では無条件に戦力を保有しないとあつたものが一定の条件の下に武力を持たないことになり、無条件に武力を捨てるのではないことは明白である。」と述べている。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 芦田が修正を施した意図は、結論から言うと何とも言えない。しかし、再軍備が可能になったことが明らかになれば、憲法の審議を混乱させるかもしれ

ないというふうに芦田が恐れた可能性は十分ある。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

- ・極東委員会が、芦田修正により日本の再軍備について懸念を抱いたのは事実と思うが、日本側は、芦田以外は誰もそんなことを考えていなかったし、芦田も後からそのようなことを言い出した。だから、芦田の内心を根拠にして芦田修正の意義を議論するのは適切でない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・芦田が当時どのように考えていたかは不明であるが、その一連の行為からはやや作為的に見える。ケーディスは反対解釈の可能性を即座に見て取ったが、国の自衛権は当然の権利であると考えたため黙認した。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・芦田修正は、日本独立後の自衛権の行使を想定していた。そして、それは、「脱軍事化(ミニマムな自衛力の保持)」に向けた世界の流れをとらえた先見性を有するものとして評価することができる。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・マッカーサーも芦田、吉田等も、9条に関しては、日本が国際社会で信任を得るよう外部に対しては徹底した平和主義を表明する(「顕教」)反面で、自衛は可とする内心の意図を当初から持っており(「密教」)、「顕教」と「密教」の使い分けをしてきた。そして、この「密教」面の解釈は戦後社会で多数派を形成するに至っている。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・芦田は、自衛戦争も放棄するような理想論は絶対に持っていなかったが、世論の反発を恐れて、自らの意図を明らかにしなかった。また、ケーディスは、芦田の意図は当初のGHQの考えに合致するとともに、国連に加盟した際の軍事行動への参加を容易にすることから、即座に了承した。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・立法過程で重視すべきは、公的に現れた議論であって、当時の芦田の内心がどうだったかは、憲法解釈のファクターとすべきではない。よって、侵略戦争のみを放棄したという解釈は成立しない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

(4) 芦田修正と極東委員会による文民条項挿入要求との関係

<委員の発言>

- ・芦田修正を受けて極東委員会が文民条項の挿入を要求してきた経緯を踏まえると、GHQも極東委員会も当初から自衛のための戦力は持てると思っていたことが、多くの参考人から指摘された。この事実を政府解釈や憲法改正に反

映させるべきである。(横内正明君(自民)・147回・H12.5.11)

- ・北岡、五百旗頭参考人等の陳述により、芦田修正に関連して、GHQも極東委員会も自衛のための戦争、戦力保持を容認していたことが明らかになったが、我々は、これを重く受けとめ、9条解釈のあるべき姿に立ち返って議論する必要がある。(平田米男君(明改)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・極東委員会は、芦田修正により、自衛の目的であれば軍隊の保持が認められると解釈され得るようになったことに気付いていた。そこで、文民条項を入れなければならないことを主張した。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・極東委員会は、芦田修正により日本が再軍備できると解釈した。しかし、それにもかかわらず、極東委員会もGHQも、芦田修正を取り除けとは要求せず、再軍備の可能性があるからその代わり文民条項を入れろと要求した。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・極東委員会は、芦田修正により再軍備の可能性があると考えたため、文民条項を要求した。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・戦争が終わる1年以上前のアメリカにおいて、戦後の日本の自衛力の保持を想定した上でシビリアンコントロールをするという原則が既にできていた。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・極東委員会は、芦田修正により、日本が自衛、国連の安全保障活動への参加という形での軍事活動が可能であると考えたからこそ、文民条項の挿入を要求してきた。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

第3節 日本国憲法の各条章に 関連する主な議論

第1款 総論的事項

第3節 日本国憲法の各条章に関連する主な議論

第1款 総論的事項

1. 日本国憲法に対する評価	181
a. 肯定的又は積極的に評価する発言	181
b. 否定的又は懐疑的に評価する発言	184
2. 憲法の規定と現実との乖離について	185
(1) 憲法の規定と現実との乖離に対する認識	185
a. 憲法の規定が現実に合わせていないとする発言	185
b. 現実が憲法の規定に合わせていないとする発言	185
c. 憲法の規定と現実との乖離は当然に存在するものであるとする発言	187
(2) 法律等の制定による憲法の意味の変化について	187
(3) 憲法の規定と現実との乖離を解消するための方策	188
a. 憲法の規定に現実を合わせていくべきとする発言	188
b. 現実に憲法の規定を合わせていくべきとする発言	189
(4) その他	190
3. これまで憲法が改正されなかった理由	191
(1) 改正手続の問題	191
(2) 改正手続以外の問題	191
4. 憲法改正によらずに解釈の変更で対応していくことについて	194
(1) 憲法解釈の変更によって対応していくことについて	194
a. 憲法解釈の変更はあり得るものとして、これを容認する発言	194
b. 憲法解釈には一定の限度があることを指摘する発言	194
c. 憲法解釈の変更で対処し続けていくことに批判的な発言	194
(2) 政府等による憲法の解釈について	195
(3) 今後の対処のあり方	196
5. 憲法を改正すべきか	198
(1) 憲法を改正すべきである	198
A. 憲法を改正すべきとする理由等	198
B. 憲法を改正するに当たっての方向性	200
a. 時代の変化に合わせた改正を行うべきとの発言	200
b. 日本の文化や伝統を踏まえた改正を行うべきとの発言	201
c. 現行憲法の理念を発展させる方向での改正をすべしとする発言	203
d. 読みやすく理解しやすいものに改正すべきとの発言	204

C. 憲法改正の対象とすべき範囲	205
a. 全面的な改正をすべしとする発言	205
b. 合意の得られた条項等に関り必要最低限の改正をすべしとする発言	207
c. 字句改正等に言及する発言	207
D. 憲法改正に当たって検討されるべきとの指摘があった事項	208
(2) 憲法を改正する必要はない	211
a. 憲法改正は、憲法に基づいた政策の実現があつてはじめてなされる ものであるとする発言	211
b. 現在の憲法改正の主張に対する懸念を表明する発言	213
c. その他の発言	214
(3) その他	215

第1款 総論的事項

ここでは、日本国憲法についての全般的な評価その他の総論的事項に言及している発言を収録した。特定の条項についての評価に言及している発言については、「第3節 憲法の各条章に関連する主な議論」を参照されたい。

1. 日本国憲法に対する評価

a. 肯定的又は積極的に評価する発言

<委員の発言>

- ・民主主義及び平和主義の国づくりの上で大きな功績をもたらしてきた主権在民、平和主義、基本的人権の尊重という日本国憲法の三原則は、現行憲法の重要な精神として、これからも大切にしていきたい。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.2.17)
- ・現行憲法の制定過程においてGHQから原案が示され、明治憲法下の適正な手続で成立した事実は、大局的に見てむしろ積極的に評価すべきことであり、いわゆる「押しつけ」論を前面に押し出して議論することは、たとえ有権者には分かり易いとしても、間違ったやり方ではないか。(藤村修君(民主)・147回・H12.3.9)
- ・現行憲法は、三原則をはじめ世界に誇るべき内容を持っており、ここに込められた精神、原理の中での適切な対応が求められていると考える。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・憲法の三原則を掘り下げたところにあり、国民に支持されてきたと考えられる「個人の尊厳」を守るとの視点の上に、憲法の各条項があると考える。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)
- ・現行憲法の掲げる天皇、基本的人権、国民主権、国際協調、平和については、基本的には堅持すべきである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・日本国憲法の平和と民主主義の原則は、君主主権から国民主権への転換、人権の発展とその豊富化、戦争の違法化等20世紀における人類の進歩の歴史の成果を先駆的、先進的に取り入れたものであると確信している。(春名真章君(共産)・149回・H12.8.3)
- ・日本国憲法は、平和原則と豊かな人権規定をはじめ、内容上も世界的に見て非常に先駆的なものであるが、これは、20世紀前半の専制政治や侵略戦争への反省の中で生れたものであり、他国と同様、歴史と現実の中にある。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.11)
- ・日本国憲法の理念は、21世紀への先見性を持っていると考える。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17)

- ・私は、現行憲法に誇りと自信を持っている。(植田至紀君(社民)・150回・H12.10.26)
- ・沖縄では、復帰以前の1965年に立法院の全会一致の決議で5月3日を住民の祝日とした経緯があり、その意味で、沖縄にとって憲法は県民の総意で自ら積極的に選んだものである。(東門美津子君(社民)・151回・H13.6.14)
- ・我々の世代が担う21世紀の社会にこそ、現行憲法制定当時の人々が望んだ、人権や多様な価値観を互いに認め合えるなどの理念が実現される社会を目指すべきであり、そのためには現行憲法は不可欠である。(原陽子君(社民)・149回・H12.8.3)
- ・侵略戦争が誤りであり、そのことに対しアジア諸国等から批判を受けたことを国民が自覚したことにより、日本国憲法が定着し、現に今、過半数の支持を得ていると思う。(深田肇君(社民)・147回・H12.2.24)
- ・日本の国民、政府及び国会によって、今の世界に誇るべき憲法がしっかりと作られたと考える。(深田肇君(社民)・147回・H12.2.24)

<参考人等の発言>

- ・平和主義が若干観念的であり、基本的人権がやや個の人権に偏っているなどの点があるとしても、やはり、国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重の基本原理は、今後とも守っていくべきことと思う。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・9条2項の解釈等の個別的の局面は除いて、国民主権や国際平和を希求する精神等の基本理念は、国民の間で相当広範なコンセンサスがあり、戦後日本で共有されてきたと考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・現行憲法は、人類の長い歴史の中でたどるべくしてたどった一つの帰結点であり、それはまた、たどるべくしてたどる今後の21世紀世界に向けての出発点ではないのか。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・現行憲法は、「民主主義化」、「脱植民地主義化」等の時代の流れを反映したものである。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・個々の条文の制定経緯を見ていくことの最大の意義は、GHQ案を基礎としたとはいえ、現行憲法を日本の憲法にしようとした当時の人々の努力を理解できることにあると考える。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・前文や9条の平和主義に代表されるように、現行憲法が理念を堂々と掲げ、これからその理念を達成しようとの気概に満ちている点は、諸外国の多くの憲法にはないものであり、素晴らしい。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・私は、日本国憲法は、すぐれた憲法だと基本的に思っている。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

- ・日本国憲法は、明治以来の伝統である立憲主義、すなわち、近代憲法の基本原則を踏まえて国づくりをやっていこうということを確認したものである。
(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・いわゆる憲法三原則は、戦後のある時期に主張されたものが固定化したのであり、必ずしもその三つのみにこだわる必要はなく、象徴天皇制度や議会制民主主義等を含めて考えることも可能である。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・日本国憲法の前文が掲げる理念については、その保障に向けたかなり徹底した規定が置かれている。こうした日本国憲法の体系的・一貫性と徹底性は、世界的にも例がなく、ここにこそ我が憲法のすぐれた点がある。憲法には、人類の歴史的体験や実践と思索の最も良質のものを取り入れて体系化がなされており、これが日本人はもちろん、他国の人々にも深い感銘を与え、今日に至るまで強くインスパイアしてきたのである。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・戦後の変わり果てた日本の中であって、憲法との出会いは、私にとって暗夜に光明を見出した思いであり、その感動は今も鮮明に記憶からよみがえってくる。私にとって憲法は、戦争放棄、平和国家、文化国家の建設という、まばゆいばかりの明日の日本の姿をほうふつとさせるものであり、憲法の放つ燦然たる光は、少年期の私に希望と夢を育ててくれた。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・憲法の定める主権在民、非戦平和、基本的人権の大原則は、人類の叡智を基とし、広く国民の支持を受けている。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・日本国憲法は、世界に誇れるすばらしい憲法と考える。私たちは、この憲法を21世紀の子どもたちのため、世界の人々のため、そして、私たちのために大事に扱い、残していきたい。(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・現在の日本国憲法、教育基本法の下で、日本は見事に経済復興を果たし、国民は自由を享受している。日本はいい国であるといえる。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・現行憲法の立脚する諸原理、すなわち第一に基本的人権の不可侵、第二に国民主権原理、第三に恒久平和主義、第四に権力分立の原則、第五に地方自治の尊重、第六に国際協調主義、以上の六点は人類の多年にわたる知的、政治的営みの到達点であり、いかなる困難があろうとも堅持すべきであって、今後さらに継承、発展させていくべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 否定的又は懐疑的に評価する発言

<委員の発言>

- ・ 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義や国際主義などの西洋的な民主主義の概念を定めた現行憲法は、一方で、和の精神や家族共同体などの東洋的なもの、日本の伝統、文化や歴史といったものをなくしてしまう要素があるのではないかと思う。(杉浦正健君(自民)・147回・H12.3.9)
- ・ 現行憲法は、占領下における国内の最高法規であったかもしれないが、日本が主権、独立を回復した後に存在すべき国家の基本法規、最高法規とは全く違う性格のものであったのであり、国民の意思としての憲法ではない。(中川昭一君(自民)・147回・H12.3.9)
- ・ 現行憲法によって戦後新しく日本に定着した多くの制度は、我が国の国際社会への信頼を得るのに大きな役割を果たしたが、一方で多くのものが消え去った事実も見逃せない。(葉梨信行君(自民)・151回・H13.6.14)

2 . 憲法の規定と現実との乖離について

(1) 憲法の規定と現実との乖離に対する認識

a. 憲法の規定が現実に合わせていないとする発言

<委員の発言>

- ・ 制定経緯についての議論により、前文、安全保障、地方自治、私学助成、政教分離、公共の福祉、知る権利、元首規定などについて、憲法と現実との乖離が存在することが共通認識となったと考える。この原因としては、憲法が時代の変化に対応できなくなったこと及び憲法の理念が実行されてこなかったことが考えられる。(高市早苗君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・ 現行憲法は、軍事的に強大な力を持った中国の出現や現代の世界経済の仕組みを想定したものではない。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 現行憲法の制定以来55年以上が経過し、我が国を取り巻く国内外の情勢が大きく変化を遂げてきた中で、制定時には想定できなかったさまざまな問題が生じ、憲法と現実がますます乖離する事態を招いている。(野田毅君(自由)・147回・H12.2.17)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法9条がありながら自衛隊を持つというような「まやかし」や「ごまかし」を国家が行っているということは、国民のモラルの退廃を生むと考える。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 現行憲法には、これを維持する上で、巨大な自己欺瞞が国民の間にあった。一つは、9条の絶対的平和主義の志向と日米安保体制との矛盾であり、もう一つは、一国平和主義という主張に代表される、日本人への偏愛と結びついた極端に利己主義的な平和観である。これらが、しょせん憲法は建前に過ぎないという憲法に対する一種の冷笑主義というべき態度や日本を日本人という単一の民族社会と考えて在日の外国人を排除するといった、倫理的退廃を招いてきた。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日本国憲法の枠組みあるいは憲法上の与件というものが、国家の発展や日本の社会の現状に歪みをもたらしつつある。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)

b. 現実が憲法の規定に合わせていないとする発言

<委員の発言>

- ・ 日本社会は、まだ憲法の理念を活かしきっていない、社会が憲法に追いつい

- ていない現状にあると思う。(中村哲治君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・憲法が定める事項と現実との間にどのような食い違いがあるのか、憲法調査会において議論していく必要がある。(山口富男君(共産)・154回・H14.2.14・政治小)
 - ・米国の施政権下の沖縄には、平和的生存権が存在しなかった。沖縄県民は、主権在民、平和主義、基本的人権を高らかに掲げた再生日本への復帰を切望したが、沖縄返還は、米軍基地を恒久化するものであった。今なお、沖縄県民は、米軍基地に起因する事件や事故等、危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。沖縄県に在日米軍基地が集中している現実、沖縄県民に対する差別であり、法の下での平等に反するものだ。(東門美津子君(社民)・151回・H13.6.14)
 - ・平和主義や基本的人権の尊重を憲法で掲げながら、現実の法律には、憲法の理念に反するとの疑念を抱かざるを得ないものが多い。本来政策を憲法に合わせる努力をすべきであるのに、現実はずる逆に向かっている。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法典にどう書かれているかということより、まず、憲法典に書かれていることが守られているか、実現しているかという点を調査すべきであり、その上で、現実を直すべきか条文を直すべきかを考える必要がある。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・平和国家、民主国家などの、長い間日本の骨組みとして機能してきたことが失われ、現実と憲法のプログラムとの乖離が大きくなっているのではないか。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・憲法と現実との乖離の問題の中心をなすものは、自衛隊あるいは自衛の戦力の問題である。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・現行憲法の意義は、50年以上前に制定されたにもかかわらず、その理念に先進性があったということにある。そして、政治がそれをきっちりとは裏付けてこなかったといえる。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・憲法はその制定当時には理想であり現実化は難しかった。戦後50年以上が経過した現代の日本においても、我々は憲法を十分には活かし切っておらず、さらにどうやって理想と現実を埋めていくのかが問われている。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 憲法の規定と現実との乖離は当然に存在するものであるとする発言

<参考人等の発言>

- ・憲法とは理念を語るものであって、その理念と現実との間には、常に開きがあると考える。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・憲法と現実との間に乖離があるのは、本来、当然のことである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・理想というものは、実現できないからこそ理想として存在する。人間の安全保障ということも、それが守られていないからこそ、我々は、現状を変えていく上での一つの信念として主張し、かつ、それに基づいて行動するべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・法律と現実との間には、常にギャップがあり得ると考える。現実とぴったり適合した憲法が本当の憲法と言えるかは疑問であり、理念、理想としての部分を持った、やや現実とは離れている憲法を追い続けるものであると考える。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・9条で戦力の不保持を定めながら自衛隊が存在することを、9条が現実適合していないと捉えることができるとしても、事実としてそうであるというだけで、一般論として、しばしばそのようなことは起こり得る。9条が存在するにもかかわらず、それに違反した実態が存在するのであり、そのことの責任が問われる筋の問題である。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(2) 法律等の制定による憲法の意味の変化について

<委員の発言>

- ・新しい問題に対して、憲法を改正するよりも法律の制定等により対処しようとするならば、解釈改憲が拡大しすぎる懸念がある。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・私は、9条の改正には反対であるが、立憲主義に基づいて政治が行われ、国民の自由や平和が守られることが基本である以上、もし9条に違えるような法律をつくるのであるならば、これはやはり9条を改正してからやるのが本来である。(大出彰君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・テロ対策特別措置法やPKO協力法等、集団的自衛権を認めないままなし崩しの手法でやっていくことは、憲法に対する国民の信頼を非常に揺るがしている。また、私学助成、憲法裁判における統治行為論の採用、地方の独立を言いながら財源を国が握るといった状況は、国民の憲法に対する信頼を損ねている。(藤島正之君(自由)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・現在の日本の法体系は、憲法、法律、命令という憲法の体系とは別に、全くそれとは矛盾する安保条約、地位協定、民事や刑事の特別法などの体系が存在し、明治憲法下の法体系と類似しているといわれる。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・新ガイドライン関連法や通信傍受法の制定は、憲法典の規範内容を憲法典を改定しないまま法律によって大きく変化させたことを意味する。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・テロ対策特別措置法は、現憲法の枠内で行い得る限界に来ていると考えられ、これ以上のことをやるのであれば、憲法を議論する必要がある。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・憲法が現実合っていないとの意見があるが、際限なく現実追認を容認すれば、憲法はもはや国の基本法たる意義を失い、改憲どころか、憲法廃棄につながりかねない。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(3) 憲法の規定と現実との乖離を解消するための方策

a. 憲法の規定に現実を合わせていくべきとする発言

<委員の発言>

- ・ハンセン病患者のおかれた実態を見たとき、日本には憲法の精神が根づいているのだろうかということを率直に感じざるを得なかった。憲法をただ守るのではなく、その精神をいかに活かしていくかが問われている。(春名真章君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・憲法と現実との乖離については、自衛隊の存在の問題も含め、この乖離というものを本来憲法が求めている立場を生かす方向で段階的に解決していくべきである。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.25)
- ・憲法と現実との乖離は埋めなければならないが、その方法が憲法改正であってはならないとの小林参考人の意見に賛成である。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法と現実との乖離は、歴代政府の憲法に対する姿勢によって増幅されてきた事態であり、今こそ、すべての政党、国会議員が、憲法を実現しようという法治国家、法治主義から当然帰結される原点に立ちかえることが求められていると考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

- ・憲法に違反する現実を憲法に近づけていく道筋を科学的に打ち立てなければならず、また、その科学的基礎の上に立つ憲法政策が必要である。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法調査会においては、自衛の戦力を持つことができるかなどの論点に関し、まず、政府の実例及びその基礎となった解釈を調査し、それが憲法から乖離しているのであれば、よりよく憲法に適合する状態へ近づけるべく、衆知を集めその道筋をつけることが課題ではないか。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・9条以外の憲法と現実との乖離の解消の実現に取り組むことはよいと思うが、それは憲法規範の改正の実現ではなく、政治の舞台、社会の場面における実現である。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法は、戦争の苦く重い体験を経て制定されたものであり、その理念を活かすべく最大限の努力がなされてしかるべきであるにもかかわらず、これまで、現実を理念に近づける努力がされてきていない。憲法を活かす努力を怠り、声高に改憲を主張するのは、本末転倒と言わねばならない。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・憲法訴訟が起こされてきたのは、憲法が指し示している状況と現状との間にギャップがあったからである。また、そのギャップを訴訟という形で埋めていく際に憲法が引用されたのは、憲法の先進性の証左である。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 現実に憲法の規定を合わせていくべきとする発言

<委員の発言>

- ・憲法と現実との乖離がある場合に、憲法を現実に適合させるという方法もあってよいと考える。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・戦後55年が経過し時代が大きく変化をしている中で、危機管理や環境権が規定されていないことや二院制の問題の再考等憲法の条文に現在の自体に適應していない点が見受けられることは事実であり、この際、憲法を改正することが正しいと考える。(横内正明君(自民)・147回・H12.4.6)
- ・安全保障の問題をはじめとして、私学助成の問題、IT関連の発展による技術とプライバシーの問題等憲法と現実との間にかなりの乖離が見られるので、これを正面から議論すべきである。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)
- ・国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三つの理念は永久に続くものであると考えるが、21世紀の日本の骨格になるのが憲法であるので、21世紀の日本の国のかたちを構想して、その上で、憲法のあるべき姿について議論を尽くし、現実との乖離がある部分については直し、次世代の人々にとって身近

な憲法となるようにすべきである。(近藤基彦君(21クラブ)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・時代離れのした古色蒼然たる憲法に固執し、その時々解釈によって綻びを直していくようなやり方はもはや通用しなくなっており、国民の遵法精神を損ねていくようなものであると考える。したがって、現在の国内外の情勢を踏まえ、早期に憲法の改正に取り組んでいただきたい。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(4) その他

<委員の発言>

- ・現行憲法中には、少し不都合な条項が存在すると認識している。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
- ・9条に関するもの以外でも憲法と現実との乖離が見られるものはあるかと思うので、そこから話し合ってもよいのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9、150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・憲法の効力の妥当根拠は、国民の法的確信にあるので、現実には条文通りの行動が採り得ないのならば、規定の効力をそぐことにもなりかねず問題である。しかし、一方で、現実を何とかして条文に近づけることも考えられ、どちらの方向性を選択するかは政治に委ねられており、皆さんで議論を深めてもらいたい。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・教師という立場で生徒に向かっている立場からは、憲法と現実とのミスマッチは存在しないという感じを持っている。憲法の訴えている項目については、教育の現場で十分それを活かしていけるものであると考える。(濱田武人陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

3．これまで憲法が改正されなかった理由

(1) 改正手続の問題

<委員の発言>

- ・96条の改正手続のハードルが高いために、世の中の変化に応じた解釈の変更を内閣法制局長官の国会答弁により権威付けてきたが、そのことが憲法の議論等をねじ曲げてしまった原因ではないか。(愛知和男君(自民)・147回・H12.2.24)
- ・現行憲法が不磨の大典と化しているのは、その厳格な手続要件に原因がある。(新藤義孝君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・96条に定められた改正手続の要件のハードルが高いために、憲法改正の足かせになってきたのではないか。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正が今までなされなかった理由として、手続的な面からは、96条が、国会の両議院の3分の2という厳しい要件を課している点、憲法改正のための国民投票法案が制定されていない点、また、実質的な面からは、憲法についての議論がなされる場自体がなかった点が挙げられる。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・確かに国民生活に重大な影響を及ぼす事項については、手続要件の厳格さがその改正を阻んできたといえる面があるが、そうではない事項については、厳格な手続要件だけにその原因を帰することはできないと考える。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

(2) 改正手続以外の問題

<委員の発言>

- ・日本国憲法制定後、昭和27年の独立までの間に改憲論がタブー化していった。憲法の平和主義に強い国民の支持があったことが、憲法改正が9条の改正と同義となり、改憲論が長い間一種のタブーとなってしまった。(葉梨信行君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・憲法についてはあまり議論をしない、避けて通るという態度が採られてきたことが問題である。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・改正論議は日本が独立を果たした時になされるべきであったが、その際に諸

事情によりなされなかったことが間違っていたと決めつける必要はない。
(中野寛成君(民主)・147回・H12.5.11)

- ・長く与党であり続けた自民党及びその他の野党の歴史観や国家観といったものが、国民の側から見て極めて不透明であったということが、憲法をどう変えていくかという議論のない状態を形成し、また、国民の間にそのような政党に憲法を変えられたくないとの思いを生じさせ、憲法が触られないものとして存在し続ける原因となったと考える。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.11.9)
- ・アジア太平洋戦争等の戦前戦中の日本の歴史を客観的に見つめ冷静に分析するという過程がないため、歴史認識について国民間で合意がなく過去に対するおそれが潜在的に存在しているという事情が、日米安保条約の存在という客観的な事情とは別に、憲法論議、あるいは「修憲」や「追憲」のブレーキになってきたのではないか。(福島豊君(明改)・147回・H12.3.9)
- ・憲法改正の発議をし難い実態があったのかもしれないが、それは国民の間に現行憲法が定着してきたことの証明であると考えられる。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.9)
- ・安保条約の改定がうまくいったことが、国防問題についてそれ以上の考慮を要しない状況を作り出し、憲法改正論議を遅らせたのではないか。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正の核心には9条があったが、日米安全保障条約があったために9条については解釈による対応をすればよく、改正を急ぐ必要に迫られなかったと考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・保守合同の際の鳩山一郎に代表される保守的、国家主義的色彩の強いグループが中心になって改憲を行うことに対し、戦前復帰のようなものへの危惧から、国民の間に改憲に対する心理的な歯止めがかかり、そのことが、改憲と護憲の原理的な対立に政治を導いていったのではないかと考えられる。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・鳩山内閣の際に模索された小選挙区制導入の背景には、憲法改正手続の3分の2条項のハードルが高いということがあったであろうし、また、岸内閣の安保改定の際にも、憲法改正は視野に入っていたであろうが、改憲を主張すると護憲派との対立が激しくなり、実際に岸内閣が安保改定の結果倒れるなどした経験から、その政治的リスクの大きさを危惧し、歴代の自民党政権は、安保、国防の基本方針をいじることを避け、内閣発足と同時に憲法には触れないと宣言するようなことが多くなったのではないか。(北岡伸一参考人・147

回・H12.4.6)

- ・日本の国会は、会期ごとに区切れるなど休みの多い議会であり、憲法改正発議のようなことができるのかとの疑問を抱かざるを得ない。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・現行憲法がいつの間にか平和憲法と呼ばれるようになり、平和という理念をかぶせられた憲法があたかも一つの理念の象徴のごとき存在に我々の意識、下意識の中で変わり、その理念がいつの間にか確固たる現実のような錯覚を日本人に抱かせ、膠着状態を招いた。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・憲法が一度も改正されてこなかった理由は、具体的には、国会で憲法改正に反対する勢力が常に3分の1以上を占めていたことにあるが、その根源には、憲法が経済繁栄、ソ連に対する安全保障、平和主義の発信という本来両立し難い贅沢を日本国民に許してきたという戦後日本の「成功」を支える根拠であったからである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・現在の我が国の憲法論争の不幸は、憲法改正といえばすなわちそれが9条の改正を指すというような扱い方がされ、このことが、一方で、憲法改正論議がタブーであるかの雰囲気醸成し、他方において、押しつけ憲法論のごとき深い考察に基づかない改正論を生み出してしまったと考える。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

4．憲法改正によらずに解釈の変更で対応していくことについて

(1) 憲法解釈の変更によって対処していくことについて

a. 憲法解釈の変更はあり得るものとして、これを容認する発言

< 参考人等の発言 >

- ・一般論で語ることには限度があるが、判例からしても、憲法規定には解釈の余地があり、また、判例変更がなされ解釈が変更されるように一義的に他の解釈を許さないものではないのではないか。(千葉勝美最高裁行政局長・147回・H12.5.25)
- ・9条は必ずしも一義的な規定ではないと考えられるので、9条の平和主義の枠内でどのような措置が許されるのかということについては、解釈は分かれ得るのではないかと思う。(松井茂記君・154回・H14.5.23・政治小)

b. 憲法解釈には一定の限度があることを指摘する発言

< 委員の発言 >

- ・憲法が不磨の大典ではなく、改正手続を有しているのだから必要な時には改正がなされるべきであるとしても、その最高法規性、根本規範性からして、その解釈には一定の幅があつてしかるべきであると考え。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.5.25)

c. 憲法解釈の変更で対処し続けていくことに批判的な発言

< 委員の発言 >

- ・人権に関わる問題等について、法律を制定し立法によって解決する方法をとらず、判例による憲法解釈を積み重ねていく方式をとっていくと、裁判所が立法権を行使することとなってしまふ懸念がある。(土屋品子君(自民)・154回・H14.4.11・人権小)
- ・仮にミサイルが突然飛んでくるとか大規模なテロが起きた場合、これはやはり毅然として戦わなければならない。その場合、特に前文、9条、98条の条約遵守義務等を総合的に勘案すると整合性がとれていない。解釈でいけるといふ話もあるが、中長期的にはいささか疑問がある。(中川昭一君(自民)・153回・H13.10.25)
- ・現行憲法の中で社会情勢等と照らし合わせた場合に対応できなくなっている部分については、度重なる政府見解や内閣法制局による有権解釈でしのいできたが、解釈の多用は憲法本来の安定性を減じることになりかねない。(船田

元君（自民）・147回・H12.4.27）

- ・9条のように、時の総理大臣によって解釈が変わる、また、学者によって全く違った見解を述べられるような条文は、そのままにしておくことはおかしい。（森岡正宏君（自民）・153回・H13.11.29）
- ・北岡参考人は、よい解釈であれば積極的に採用すべきであるとされているが、解釈を積極的に変えていった場合、いずれ憲法自体の法としての権威とでもいうものを失わせるのではないかと考える。（島聡君（民主）・147回・H12.4.6）
- ・憲法解釈を駆使しようとする、際限がなくなる可能性があり、なし崩し的に「いつか来た道」をたどることにもなりかねず、そのようなやり方には不安を感じる。（樽床伸二君（民主）・147回・H12.4.20）
- ・解釈によって憲法を現実に合わせてきたやり方は、もう限界が来ており、それをやっていたがために、日本の国家意思が外からも見えなくなってしまう。（中川正春君（民主）・151回・H13.6.4・神戸）

(2) 政府等による憲法の解釈について

<委員の発言>

- ・内閣法制局が憲法の公権的解釈を自らの手に独占するようなことを言って、むちゃくちゃな憲法解釈で既成事実を積み上げていくことが、戦後ずっと行われてきたことはけしからぬと思う。21世紀にはこのようなことはあってはならない。（仙谷由人君（民主）・147回・H12.5.25）

<参考人等の発言>

- ・法は解釈により意味が充填されるものであるが、政府の憲法解釈のいくつかは、明文改憲ができないまま政治目的を実現しようとなされたものであるために、憲法規範の許容する範囲を逸脱し、憲法を歪曲している。そのため、政府への不信感と法を遵守しない風潮を助長した。（小林武参考人・150回・H12.11.9）
- ・鳩山内閣から今日に至るまでの政治の舞台における改憲の動きから、政府及び政権党が、日本国憲法について好意的ではなかったこと、歴代政府のとった解釈改憲の手法が法治主義を逸脱していることの二点が指摘できる。（小林武参考人・150回・H12.11.9）
- ・解釈改憲は、憲法を歪めてその規範内容を別のものに変えてしまう改憲の仕方であり、本来あり得ない。（小林武参考人・150回・H12.11.9）
- ・内閣法制局の解釈は百害あって一利なしであると考え。政治家こそが国民

の代表であるのに、閣僚の上に立ち、ああでなければならないなどとしている。内閣法制局は、その存在自体が憲法違反であると考えている。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)

(3) 今後の対処のあり方

<委員の発言>

- ・日本の憲法解釈についての不毛の論争を避ける方法として一つ参考になるのが、ドイツのような憲法裁判所の設置であると考えている。憲法改正の際には、ぜひ憲法裁判所を設置すべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・憲法と現実とのギャップに関し、89条の私学助成の問題においては、「公の支配」の解釈を広く解釈することで、また、プライバシー権については、13条あるいは21条を根拠とすることで、それぞれ解決が図られてきた。解釈等による解決ではなく、憲法上明記すべきなどの意見があるが、その場合のメリットなどについて、検討いただきたい。(山花郁夫君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・解釈が明確に定まるならば文言はそのままよいが、9条のようにさまざまな解釈が考えられるような条文については、その解釈を一致したものとするために明文で定めるべきであると考えている。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.9)
- ・本来は憲法に合わせて政治を行うべきであるが、それが難しい場合には、憲法を改正すべきである。現在の日本のように解釈改憲で対応するのではなく、条文自体の改正という手法が採るべき手法であり、世界に対しても分かり易いのではないか。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・国際情勢が緊迫する場合には、憲法の一部について動揺することがありうる。今までは、そのような状況に際し解釈改憲という形で乗り切ってきたが、冷戦終結後の情勢の中で今後はどうしていくかということ突きつけられていると考える。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・政府の憲法解釈が国民の反発を招いた場合、次回の選挙による政権交代がなされ是正が図られるべきであるなど、すべての事項について憲法や法律に規定しようとするのではなく、重大な部分については政治が責任を負うべきである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・今日の日本の改憲論の問題は、それが憲法の遵守の上にあるものではなく、政策目的実現のための憲法の歪曲の積み重ねの上にあることであり、そのた

め、少なくとも現在では、改憲は純粹で理性的なテーマとはなり難く、また、
解釈よりも明文改正を唱えた方がよいとの正論も受け入れることは難しい。
(小林武参考人・150回・H12.11.9)

5 . 憲法を改正すべきか

(1) 憲法を改正すべきである

A. 憲法を改正すべきとする理由等

<委員の発言>

- ・ 欧州各国の憲法事情を調査した際、イタリア在住の作家である塩野七生氏から、「古代ローマでは、法に人間を合わせるのではなく、人間に法を合わせ、それにより将来像を提示する」との話を聴き、感銘を受けた。戦後 50 年以上経た今日、世の中は急激なスピードで変化していることを考えれば、憲法改正は避けて通れないのではないか。(石川要三君(自民)・154 回・H14.5.9・国際小)
- ・ 社会情勢や国際情勢等が大きく変化を遂げる中で、この 50 年間に一度も憲法改正がなされなかったことは問題である。(左藤恵君(自民)・147 回・H12.4.27)
- ・ 現行憲法は 96 条で改正手続を定めており、元来改正を前提に制定されている。これまでの議論で共有できた憲法と現実との乖離の認識を重く受け止めるとともに、憲法改正は必然的であると考え。(高市早苗君(自民)・149 回・H12.8.3)
- ・ 民主党の代表が集団的自衛権に言及するような現在の状況は、憲法改正の好機ではないかと考える。(鳩山邦夫君(自民)・150 回・H12.10.26)
- ・ 各国においては、時代の変化や要請に従い憲法は適宜改正されてきたのであり、1947 年から一度も改正がなされていないのは、国会の怠慢とも言うべきものである。(山崎拓君(自民)・149 回・H12.8.3)
- ・ 時の流れに合う憲法をどのようにして作るのかが重要であるとの観点はどうしても必要であって、それを躊躇してはならないと考える。(樽床伸二君(民主)・147 回・H12.4.20)
- ・ 主権を有する国民が憲法の改正論議を行うことは、当然であると考え。(中野寛成君(民主)・147 回・H12.3.23)
- ・ 論憲には、三原理を補強・充実させる方向の手直しを図る論憲と新旧文言整理的な論憲との二種類があると考えるが、論じたけれども何も変えないのでは意味はないと思われる。(赤松正雄君(公明)・149 回・H12.8.3)
- ・ 自民党一党支配の終焉とイデオロギー対立の終焉によって、政治への不信感が憲法改正への欲求となって現れている。(赤松正雄君(公明)・150 回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正についてここ数年盛んに論じられるようになってきた理由には、湾岸危機、湾岸戦争において我が国が国際的に十分な役割を果たすことができなかったことがあり、そのことが消極的平和主義に徹することに対する見直し論につながったと考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・憲法が時代に合わなくなるなどの理由から、国民が改正したらどうかとの論議を始め、さらに、それに対する実際的な行動を始めた時が、憲法改正の時期の到来ではないか。新聞社のアンケート調査等で国民の過半数が憲法改正を要望しているなどの状況を踏まえると、少なくとも憲法を議論すべき時期にさしかかっているのではないか。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・我が国が21世紀に起こるさまざまな事態に対応できるよう、政治、経済、社会体制を改革整備する際に不可欠なのが憲法改正である。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・明治憲法が制定後50数年で命脈尽きたように、日本国憲法も、今や制度疲労を起こし、現状に合わなくなってきており、現行憲法を明治憲法のように「不磨の大典」としてしまうと、そのことによって国民を守ることができなくなってしまふ。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・憲法も人間がつくったルールである以上、見直すのは当然である。技術や社会の進化に合わせ、ルールも進化すべきであろう。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・憲法は、伸縮自在な規定であり、法としてかなり許容性の高い規範であることから、解釈を変更することで対応していくことも可能であるが、国家の基本原理にかかわる安全保障を解釈の変更でやるべきではないこと、各世代には自らの理念を憲法を通して表明し、その枠組みの中で国家を運営していく権利と義務があるにもかかわらず、半世紀以上も前の世代がつくった憲法を維持していくことは、どうしても社会の運営に無理を来すことになることにかんがみ、これまで憲法が果たしてきた役割を十分評価し、その理念を最大限尊重した上で、21世紀初頭に憲法を改正すべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・日本国憲法に盛り込まれている内容は、前文、安全保障、天皇を象徴と表現するか否かといった点以外は、かなり熟してきている。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・日本では憲法の改正がなかったために、憲法がだんだんと一般の我々の生活感覚と離れてきてしまっているのではないか。現にいろいろと出てきている問題や21世紀に大きな問題となるだろうというような事柄に挑んでいただき、憲法にどのような指針、ビジョンを出していくかということをお願いしたい。

ければ、我々にとって非常に身近な憲法になってくるのではないか。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

- ・憲法は、我々国民がよって立つところであるので、我々が身近に感じ、意見を言えるものにしていただきたい。(米谷光正陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・戦後50年以上を経過し、憲法制定時と現在とでは社会情勢が大きく変化している。国内外においてさまざまな情勢の変化がある中で、憲法改正が行われないというのは、日本そのものが後退し、国際社会から取り残されていくのではないかということを感じて行動すべきであるとの立場から、憲法改正に着手しなければならないと考える。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・すでに世界はボーダーレス化しており、今まさに、一國平和主義から脱却し、国家及び日本のあるべき姿を深く考え、国家の基本となる憲法を見つめ直し、決して性急ではなく広くオープンな全般的にわたる改正論議が必要である。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・日本国憲法について、一字一句変えないということには反対である。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

B. 憲法を改正するに当たっての方向性

a. 時代の変化に合わせた改正を行うべきとの発言

<委員の発言>

- ・憲法というものは、その国のかたちをその国の国民が描いた自画像であるので、国民自らが描かなければならず、また、時代の変化に応じて変えていくのが当然である。(愛知和男君(自民)・147回・H12.2.24)
- ・憲法になければならないことは、人権宣言、自由主義であり、また、国民主権、民主主義が担保されることが必要である。その上で、憲法がその国の実情に合わなくなれば、時代に応じて、主権者たる国民の自由な意思に基づいて憲法を変えていくことが正しいと考える。(石破茂君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・憲法に盛り込まれた理念の達成度を検証した上で、時代の変化に合わせた憲法改正を進めていくべきである。(今村雅弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・現行憲法の基本的な理念である国民主権、平和主義、基本的人権の尊重などについては堅持し発展させていくことが必要であるが、国民から国会の場に送られた者としては、時代に合わなくなった部分は改正していくとの勇気を持つことが必要であると考え。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)

- ・日本国憲法を議論するという事は、日本のあるべき姿を議論することであり、あるべき姿が制定時と変わったならば、憲法を見直す必要があるのではないか。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・21世紀のあるべき国の姿について議論を行うことにより超党派的な合意が得られれば、当然それを国家の基本法たる憲法に明記、すなわち憲法改正を行うことになると思う。(山崎拓君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・日本国憲法の精神は、今日なお有効であって今後とも大切にしていけるべきと考えるが、時代の変遷に伴い、今の憲法を補充し、見直すべき点も出てきているということを感じる。(上田勇君(公明)・151回・H13.6.14、153回・H13.12.6)
- ・ITや遺伝子問題等の新しい時代の変化に対応するには、憲法裁判所の設置ではなく、憲法を変えることこそ検討されるべきではないか。(太田昭宏君(公明)・153回・H13.11.29)
- ・現行憲法は、マッカーサーに押しつけられたことは否めない事実であると思うが、だから憲法を改正すべきであるとは考えない。時代に適合しているか、21世紀の日本の国のかたちにあふさわしいかとの視点から、憲法を見直す必要があると考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)
- ・憲法は、その時代の社会の発展状況や環境の下における理念の揭示及びその実現のための機構を定めた「社会の骨格」であると考えるので、内部情勢や環境の変化につれ少しずつ変化していくべきである。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)
- ・憲法は、今までその国がたどってきた歴史と大きな関係がある。我々は、幾度かの戦争を経て平和を手中にし、その中から生れてきたのが現在の憲法であろうが、その後の歴史を経て我が国の経済状況、世界に果たす役割も変わってきたと考える。国際社会にあふさわしい新たな平和憲法を、我々の手でつくっていくべきである。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・欧州各国では時代の変化に応じて憲法改正を行っており、こうしたきめ細かい改正を続けることによって、初めて、憲法が我々の生活に直結した非常に関係の深いものであるということが国民に認識されるのではないかと感じる。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

b. 日本の文化や伝統を踏まえた改正を行うべきとの発言

<委員の発言>

- ・グローバル化が深化する国際社会において日本がどのような平和的貢献を果

たすべきかという問題を考えた場合、日本は、民族と文化に基づいた新しい憲法を制定する必要がある。(田中真紀子君(自民)・147回・H12.5.11)

- ・憲法は、国際情勢や国民意識の変化を踏まえた上で、今後の日本がどうあるべきかという未来から考えられるべきものであり、また、日本の国の形や国民性、アイデンティティーが当然盛り込まれているべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・日本の長い歴史と伝統を踏まえ、日本人の心と誇りを大切にす、自由で創造性あふれる、国民各自が生き生きと幸福な生活を送れる自立国家日本をつくるという新しい国家目標を踏まえたものが21世紀における憲法のあり方ではないかと考える。(塩田晋君(自由)・149回・H12.8.3)
- ・21世紀の憲法には、20世紀の間に破壊され失われつつある日本人の心のあり方、教育、文化、伝統について方向性を示すような規定を盛り込むべきである。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27、150回・H12.12.7)
- ・憲法は国の基本法である以上、普遍的な諸規定を含むことはもちろん、その国、あるいは民族独自のものを含むことは当然であると思う。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.4・政治小)

<参考人等の発言>

- ・憲法に日本の伝統を大切にすべきというような条文を入れるべきとの見解があるが、プログラム規定として入れたとしてもすぐに浸透するとも考えられないので、基本的には具体的な法律や政策の中で活かしていくという政治の問題であると考え。しかし、我々は現に歴史を媒介して現代を生きているのであるから、そのような歴史や伝統への敬意を規定することは、必ずしも悪いアイデアではないと考える。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・憲法は、世界に起こり得るあらゆる事態に対する日本人の対処を可能ならしめるようなものでなくてはならず、そのためには、伝統的な神道と仏教などの宗教を併存させながら発展してきた日本の歴史と伝統を憲法で承認し、それにふさわしい国家の基本構造が明示されなければならない。そして、21世紀において国際的責任を果たし名誉ある地位を占めるような意思を憲法において明示することが望ましい。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・日本国憲法は、我が国の長い伝統を少しも明文化しておらず、その意義を説いていない。少なくとも、聖徳太子の十七条憲法を国是とし、その上で、近代国家の法を説くことはできるはずである。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・日本の伝統、文化の内発的自立性により形成された、民意の結晶とも言うべき普遍的価値を基本的理念とした新憲法を制定し、21世紀初頭の世界秩序維

持に積極的に貢献する道義国家建設をなすべきであるとする。(稲津定俊
陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 現行憲法の理念を発展させる方向での改正をすべしとする発言

<委員の発言>

- ・憲法改正をする際にはその内容が重要であって、復古的な改憲が望ましくないことは言うまでもいなが、改憲論すべてを復古的、軍国的と断じることとも妥当ではない。憲法の基本原則を充実させ、より時代に適合させるため、解釈が分かれる条文の明確化のための改正はあり得るべきであり、それに取り組むべきである。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を堅持しつつ、改正が必要とされる部分については、改正について多いに議論すべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・日本の政治が目的とすべきなのは、すばらしい憲法中の理念を一層実現しやすくするため、憲法の具体的文言をよりよいものにしていこうとする現実的な憲法改正に向けて国民意思の統合を達成することである。(達増拓也君(自由)・147回・H12.5.11)
- ・基本的人権の尊重、国民主権、平和主義という国民間に定着した現行憲法の三大原則を堅持した上で、より深く、さらに発展的に捉える方向で憲法を見直し改正すべきであり、どれか一つでも否定するような憲法改正は、憲法改悪であるとする。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法が押しつけであったかどうかということと改憲すべきかということは、別次元の問題である。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・社会の忌まわしい問題の原因の一端が現行憲法が押しつけられたことにあると主張するのではなく、現行憲法が示す自由の価値、民主主義、国際協調主義や平和主義等の国民の間に定着した理念の上に立ち、より意味のある方向づけを行い、洞察をもって国民の安全と繁栄のために必要な憲法に改めるといふ「正統としての改憲」論を展開してもらいたい。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・現行憲法が押しつけられたものであるという理由で新たな憲法を制定すべきだというのは、後ろ向きな発想ではないか。現憲法を基礎に、「第三の開国」という新たな歴史のステージの中で、日本が生き残っていけるような「国民憲法」を制定するという発想が必要であるとする。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)

- ・私は、現行憲法の精神を重視し、また、現行憲法が基本的には大変すぐれた憲法であり、戦後日本の経済的繁栄と平和と安全の確保に十分な役割を果たしてきたという認識の上に立って憲法を改正するという「護憲的改憲論」の立場である。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・憲法改正、特に、9条問題をタブー視してはならない。21世紀のビジョンを見極めながら、基本理念を活かして、憲法を積極的に見直すべきである。(寺島実郎君・154回・H14.5.9・国際小)

d. 読みやすく理解しやすいものに改正すべきとの発言

<委員の発言>

- ・憲法は、中学生や高校生が読んでも素直に理解できる、できるだけ分かりやすい表現が望ましいと考える。(小泉純一郎君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・18条の「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」とのなじみにくい表現や、73条5号が「予算案」と書くべきところを「予算」としている点、あるいは9条が自衛戦力の保持及び自衛のための交戦権まで放棄したように読める点等、現行憲法は全体的に翻訳調であり、簡潔性や明確性に欠けているので、正しい日本語を用いた簡潔で明確な文章に改めるべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・現行憲法は、何か起きると解釈によって対応しなければならず、学説等も分かれており、国民から見れば非常に分かりづらい。誰が読んでも分かる憲法というのは非常に大事である。また、現在の憲法解釈で自衛隊を海外に派遣するのは無理があると考えるので、できるだけ早い時期に改正し、分かりやすく、また、集団的自衛権も盛り込んだ憲法にすべきである。(土屋品子君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・現在の中学生在が読んでも理解できるような憲法にしなければならないと考える。(伴野豊君(民主)・154回・H14.4.25、154回・H14.5.23・政治小)
- ・9条に代表されるような分かりにくさや現状との乖離を改め、誰が読んでも分かるように書き直すべきである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・近藤参考人の、憲法改正の際にはその英語訳がどのようになるのかまで意識すべきであるとの意見に賛成である。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.10.12)

<参考人等の発言>

- ・国の成り立ち、国の構成を律する憲法は、簡潔に国家のシステムを律するものが望ましく、また、文章作成の際には外国人を読者として想定すべきであると考える。格調はあってほしいが、難解であってはならず、また、国際語

である英語に翻訳した際にどのような表現になるのかを念頭に置いておくべきである。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)

- ・ 憲法とは国家の設計図であり、環境や住んでいる人間に変化が生じ国家という構造を変える際には書き換えやすい設計図が望ましいこと、国際化の時代であり、外国及び外国人が日本の行動等の合理性を理解しやすいような分かり易い言葉、英訳しやすい言葉が望ましいこと、司馬遼太郎氏が言うように、大文字で書くGodを持たない日本人にとって、憲法はバイブルとしての役割を果たし得ることなどを考えると、憲法は分かりやすい平易な表現で書かれているべきであることになる。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)

C. 憲法改正の対象とすべき範囲

a. 全面的な改正をすべしとする発言

<委員の発言>

- ・ 現在の日本はあらゆる改革をしないと生き残れないとされており、当然、基本法である憲法の議論にならなければおかしい。21世紀の日本の姿を議論していく上で、独立国らしい議論をし、独立国らしい憲法を作り上げるべきではないか。(奥野誠亮君(自民)・149回・H12.8.3、154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 国家や国民の責務やそのあり方を明確に打ち出し、国家像についての議論を踏まえた上で、憲法改正や日本の心を持った新憲法の制定を行うべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 憲法調査会が発足し憲法問題を語れるようになったが、5年間議論をしても改正案を作らないことになっていることに空しさを感じる。私は、若いときから改憲論者であって、何としても日本独自の憲法をつくらなければいけないと考えている。(中山正暉君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・ 前文からまちがっている憲法は、前文から考え直していく必要がある。ないものを追い求める憲法では、国民の将来が心配である。我々の子孫のことを考えれば、まちがった幻想にとらわれた前文から始まる上に、米国から押しつけられたものをいつまでも大事にしているというのは、現在生きている者としての責任を果たしていないということだ。(中山正暉君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 教育の荒廃等現在の日本において生じているさまざまな忌まわしい問題は、法体系の頂点をなす現行憲法が占領政策の目的である日本の弱体化の意図の下に押しつけられたことと無関係ではない。日本民族の手による憲法を作ることが、理想的な法治国を目指す日本にとって重要ではないか。(平沼赳夫君

(自民)・147回・H12.4.20)

- ・憲法改正に当たっては、新しい国のかたちを決めるため、前文、9条、第3章の国民の権利と義務の見直しが不可欠であり、容易に合意できる事項の付記のみに止まってはならないと考える。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・憲法のあり方を議論することは国会議員の責務であり、憲法を自ら作る権利と自由とが与えられていることは民主政治国家の要諦であると考え。問題のある条文を一条一条見ていくのではなく、日本の国のあるべき姿を議論した上で全面的に憲法を書き改める、新しい憲法を国民がつくるという作業を進めるべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・自由党は、憲法を改正するというよりはむしろ、21世紀を担う新しい憲法を作るという立場である。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・言葉として定着した基本的人権の尊重や国民主権、平和主義、国際協調等の中身についての実質的な議論を深めていくという立場から全面的に現行憲法を見直す、「創憲」を行っていきたいと考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・私は、憲法については、一度、まっさらな段階から、我が国はこうあるべきだ、こういう方向を目指すのだといったかたちで書き直した方が早いのではないかというスタンスである。(小池百合子君(保守)・150回・H12.11.30、151回・H13.4.16・仙台)
- ・21世紀のできるだけ早い時期に、新しい日本国憲法を作るべきである。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法は確かにアメリカに作ってもらったのかもしれないが、今日において、我々の叡智を集めた素晴らしい憲法を作ったと言える日ができる限り近いうちにくることを切望する。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・憲法を自ら作るということは、デモクラシーの第一歩であると考え。また、憲法は国民のために道具として使いこなしていくものであると考え、制定以来50年も経過すると、ほころびが出てきている感じはする。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・今国会において、現行憲法が制定された経緯を踏まえて、国家の宣言、国家の自律性を再確認しながら、この憲法を否定すべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・我が国は、私有財産の廃止、相続権の廃止及び生産手段及び流通手段の公有化といったマルクス主義のマインド・コントロールにとらわれており、こうしたマインド・コントロールから自由になって新しい憲法を構想してい

くべきである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)

- ・新たな日本国憲法を制定することが、本来望ましい。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

b. 合意の得られた条項等に関し必要最低限度の改正をすべしとする発言

<委員の発言>

- ・憲法改正の論点は多々あろうが、最も国民のコンセンサスを得られる問題について検討し、政治家の務めとしてまとめ上げ、国会議員の3分の2以上の賛成による発議を経て国民投票に付すよう努力をすべきである。(左藤恵君(自民)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・憲法のような最高法規に関しては、最小限度の憲法改正が望ましいと考える。世界がこれだけ激動する中で、国家の根本法規を大幅に変えることで国家の行為を縛るということはあまり望ましくなく、法律でフレキシブルに対応できるような形にすべきであると考え。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・憲法改正の発議がなされなかった一因として現行憲法の定着があるのは事実だが、すべての事項について、基本的に変えられないものとの認識が広まった点はおかしい。憲法問題がすべて国民生活に直接重大な影響を及ぼすものではないので、例えば国会に関わる条項から順次取り組んでいくということがあってしかるべきである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

c. 字句改正等に言及する発言

<委員の発言>

- ・憲法調査会の5年の議論を経ても、憲法を一から創るという「創憲」のエネルギーが出てくるのか疑問である。しかし、日本語として不明な条文であるとか、解釈の積重ねが高じて文章上の不具合が生じている点等については、憲法の修正、すなわち「修憲」が必要であると考え。さらに、地方分権や国会のあり方については、国民的議論を重ねた上の改憲を視野に入れることは妥当であると考え。(藤村修君(民主)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・「護憲」とは、憲法に一切触らないという意味ではなく、憲法の基本的な精神は守るという意味であると理解する。「国会議員の総選挙(7条4号)」の「総」の字を取るようなことが「護憲」を主張する政党の立場に著しく反するとは思えない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

D. 憲法改正に当たって検討されるべきとの指摘があった事項

ここでは、改正すべき事項を列挙した発言、改正によって盛り込まれるべき理念を述べた発言等を収録した。特定の条項について具体的に改正すべき旨を述べた発言については、「第3節 憲法の各条章に関連する主な議論」を参照されたい。

<委員の発言>

- ・憲法改正はできないと言われているが、できることを示す方法論として首相公選制を採り入れてもよいのではないかと考える。(小泉純一郎君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・制定以来55年を経て社会が大きく変化している現状にかんがみ、憲法を改正すべきである。改正に当たっては、国民が変えるべきであると考えている箇所から手をつけるべきである。それには、私学助成及び環境権の二つが挙げられる。また、首相公選制については、大いに議論すべきと考える。(菅義偉君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・パリ不戦条約のオリジナル・メンバー・カントリーとして我が国が果たした役割については、誇り続けていくべきである。20世紀後半の平和な状況が一層の輝きを増しつつある中、個人やNGOが国際社会に果たす役割は大きくなってきており、個人の尊厳や人間としての誇りを持って立ち上がる次世代の若者を一人でも多くつくりあげるような国家になることが新しい憲法に求められる大きな理念であると考えている。(谷川和穂君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・時代の変遷に伴い、世論調査で憲法改正に賛成する国民が増えてきている現状にかんがみ、新しい国家像を打ち立てるべきである。そのために憲法の点検すべき点を挙げれば、前文、9条、非常事態に関する規定のないこと、私学助成と89条との関係、環境、憲法改正条項、首相公選、参議院のあり方、最高裁判所裁判官の国民審査、憲法裁判所の設置の必要性が考えられる。(中曽根康弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・本当の平和憲法というのは、この先、米国と中国が対決をする中に仲介役として入っていくような憲法であって、そういう憲法を作らなければいけないと考える。(中山正暉君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・日本の匂いがして、世界の平和のために大変に貴重な思想が備わっているのは聖徳太子の十七条憲法の心であり、「日本の匂いのする憲法」を考えるに当たっては、八百万(やおよろず)の神の思想を踏まえ、そのような思想を世界に示すものとしなければいけない。(中山正暉君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・世界が悲劇に陥らないよう、日本は、原爆を浴びた国家として、21世紀の理想の憲法の中に、普遍的思想を盛り込むべきではないか。(中山正暉君(自

民)・154回・H14.7.4・政治小)

- ・新しい憲法をつくるならば、人類は将来どうあるべきかというような基本理念がしっかりと示されるものでなければならず、地球の歴史や宇宙の歴史を踏まえた哲学や思想が必要ではないかと考える。具体的には、自然との共生と人類が万物の霊長であるという奢りを改めるという理念を書き込むべきと考えている。(鳩山邦夫君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・新しい憲法をつくって、そこに人間の安全保障の理念を明確に位置付け、世界の中でもっと日本が大きな役割を果たすべきである。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・第一に、難民や地域紛争等の問題等にかんがみれば、安全保障は、より広域的に考えるべきであり、その主体も国家の安全保障から人間の安全保障へと視点を移して再構築すべきであるが、こうした問題に憲法は十分に応えていない。また、危機管理については、一定の手続を明確化しておく必要がある。第二に、国際機構や地域機関に対して我が国がどのようにかわり、どのように貢献していくのかを盛り込むべきである。第三に、国家と個人の間にある市民社会組織について、憲法に明確化していく必要があると考える。(首藤信彦君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・現行憲法は、その制定経緯及び現実との乖離という点にかんがみ、改正すべきと考える。改正に際しては、情報公開、プライバシー保護、地方分権に関する条項の追加、「環境主義」の精神を盛り込むこと、自衛権の保持と行使の明記、平和主義、環境主義、民主主義を世界に積極的に発信する旨の宣言等が必要である。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・現行憲法は、20世紀的な憲法であるので、21世紀的な憲法を考えるべきである。例えば、戦争放棄条項は、帝国主義的侵略戦争の放棄であって、現在のような相互依存が深まった国際社会の中で起きる紛争の解決という発想がない。また、人権条項は、産業社会が前提となっているため、社会主義的要素が多いが、情報社会の今日にあっては、情報アクセス権や個人情報保護権といった新しい人権が盛り込まれるべきである。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27、150回・H12.12.7)
- ・現実社会は変化しており、その構造は53年前とはかなり変化している。環境、社会参画における男女平等など憲法中に文言としてはない部分に関して憲法に理念的なものを書き込むべきではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法の中に宮沢賢治のヒューマニズムの精神が謳い込まれるようになれば、

大変にうれしい。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)

- ・憲法の三原則は今後とも堅持されるべき大原則であると思うが、内外の状況は大きく変化を遂げていることから憲法改正をすべきであり、検討すべき事項として、大量殺傷兵器の廃絶を訴えること、自衛権を明記すること、緊急事態に備えての危機管理原則を明記すること、PKO活動への協力を明記すること、プライバシー保護及び地球環境権を新設すること、首相のリーダーシップ確立のため、縦割り行政を打破すること、地方分権の思想を明確にすること、憲法裁判所の設置、憲法改正手続規定の要件緩和が挙げられる。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・日本は、もう一度自国の良さを見直し、世界各国にとって憧れの国として思われ続けるよう努力すべきであり、そういう観点から、憲法についても補正、改善を行うべきである。具体的には、立憲君主国家であることの明確化、権利と義務のバランスを図ることが挙げられる。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・日本人と日本国の新しい自覚の上に立った憲法を制定すべきであり、天皇の元首化、自衛権及び軍事力保有の明記、公共の福祉の概念の明確化を図るべきである。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・私の提唱する「新憲法の大綱」は、優先順位順に、国民主権、天皇元首制、立憲君主国という立場の明記、侵略戦争の放棄、国防軍の創設、文民統制の確立の明記、共生の精神に基づく国連決議を条件とした積極的な国際貢献、国民徴兵制度の明記、憲法裁判所の設置、以上五項目からなる。これらは、ある意味、現行憲法中の中核的問題を反映している。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・現在の情勢下においては憲法改正には反対であるが、将来、平和憲法を尊重できる政権ができたときには、我が国が国民生活に必要な食料、エネルギー、資源をできるだけ自給するとの項目を憲法に付け加えることが、国の真の独立のために必要であると考え。また、前文は現行のまま活かし、戦争放棄を第1章に移し、国民の権利及び義務を第2章に、天皇を第3章に移してはどうかと考える。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(2) 憲法を改正する必要はない

a. 憲法改正は、憲法に基づいた政策の実現があってはじめてなされるものであるとする発言

<委員の発言>

- ・歴史過程で憲法を見るのと同時に、現在の国際関係の中で、日本及び日本国憲法を位置付けた場合に、憲法を変える前提としてもっと議論すべき事項があるのではないかと考える。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・憲法には非常に不備な条文もあると感じることもあるが、法律を作る立場からは、この憲法があることによって作れない法律は存在せず、あらゆる法律を作ることが可能である。どうしても憲法を変えなければならないことが出てきたときに、そこを具体的に抽出した上で国民的議論をしていくべきである。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)
- ・憲法解釈や基本法等の立法で対応できることをせずに憲法改正を唱える向きがあるが、これは、国会議員としての責務を放棄しているに等しい。憲法改正よりも、まず憲法解釈をしっかりと考え、立法で対応していくべきである。(中村哲治君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・憲法は国の根幹を明確にし、国の理想や目標を掲げるものであり、現実の政策は憲法を踏まえた法律によって行うのが我が国のかたちであると考え。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・今日求められているのは、憲法の理念や平和の原則を、日本と世界の現実の中で確認し活かすことである。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.11)
- ・憲法は、平和の問題でも民主主義の問題でもきちんとした原則を定めており、これを改正する必要はない。憲法の規定が現実の中に活着しているかという問題は、憲法調査会のみならず、立法府として不断に努力すべき問題である。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・現行憲法は古く、現代のさまざまな問題に対処できていないので改正すべきとの意見があるが、日本国憲法の平和主義、基本的人権の尊重、国民主権等の原則は、近代社会の普遍的原理と目標を鮮明に表現したものであって、これに異論を唱える者はいないと思われる。憲法が古いのではなく、政府が時代にあった政策を講じてこなかったことが原因であり、現時点で改憲の必要はない。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17、147回・H12.4.27)
- ・憲法に基づいて法律が作られる以上、両者の関係は大変重要である。新しい人権などを立法化を図ることなく憲法の議論をするのではなく、まず、法律に規定して実行し、その上で憲法を議論するべきである。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)

- ・憲法調査会がなすべきことは、客観的かつ公正な調査である。それによって憲法の理念を具体化するための法体系の整備がなされればよいと考える。
(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法には賛成できない点もある。憲法が改正されてよりよくなるような政治状況があるならば、憲法改正に賛成するかもしれないが、現状では、改正される条件はほとんど整っていない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法を改正する理想的な条件は、安保条約がなくなり米軍が撤退するなど主権が回復し、日本国民が完全に日本のことを主体的に考えられるようになることであり、その場合にこそ本格的な改正を成し得ると考えるのが自然である。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法に書かれていることを守っている者こそが、憲法改正を言う資格がある。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・我々がやらなければならないことは、戦後の原点に立ち返って21世紀を見据え、地方自治の強化・地方分権、官僚改革、労働改革、皇室改革等を含めた制度の作り替えを行い、その上で着実に政策を実施していくことであり、そうした前提が満たされれば、憲法改正に反対しない。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・他国がやっていることであるとしてすぐに改正したりするのではなく、平和主義等現行憲法に規定されている事項の実現に向けた努力をしようではないかと提案している。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・憲法改正は、歴史に合わせ、理性的、合理的な根拠に基づいてなされなければならない。これまで現行憲法は好意的に扱われてきていないという歴史があり、その上に改憲論が出ている。今までなされてきていない、憲法の政策への具体化の積み重ねが、より発展した憲法を作ることにつながると考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・日本国憲法の場合、憲法と現実との乖離を政治の側が作り出してきたとの事情があるので、憲法が制定以来50年余りを経過し制度疲労を起こしているのであるから改正が必要であるとの一般的な論理は妥当しない。我々は、憲法が制度疲労を起こすほど使われてきたのかを振り返る必要がある。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・私は、自衛隊は違憲であると思っているし、9条を変えるべきでないとも思っているが、憲法を一切改正すべきではないとは考えていない。国民の意思の統一があれば、当然改正ということは考えられる。もちろん、9条だけでなく、

時代遅れになっている規定は多々あり、国民世論が憲法を改正する方向で一致すれば、改正も当然考えられるが、それ以前に、憲法が最高法規である以上、これを遵守し、憲法の理念を活かしながらどれだけのことができるかを考えるべきである。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)

- ・ 現段階での憲法改正の議論は、拙速ではないか。情報公開を憲法に謳わなくともそれが不可能でないことは、既に実証されている。憲法の理念の中に情報公開を加えるべきだというのは、議論としてはあり得ようが、それを理由にして憲法改正を進めるというのは、別な議論である。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 一部の論者が、環境権や情報公開等について定められていないことを理由として現行憲法がもはや時代遅れであるとしているが、これは誤った考えである。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 現行憲法の中で行うべきことを徹底的に行うのが政治的には本筋であり、その努力をもっと行った上で、改正を余儀なくする部分について改正すべきであり、現行憲法の基本原理を前提にその改善点を挙げれば、憲法の規定を変更する必要があるもの及び趣旨の明確化の観点から追加修正を加えた方が好ましいものと分けられる。具体的には、として、直接民主主義的手続の導入等による国民主権原理の再検討、憲法裁判所の設置による違憲審査制度の再検討、大統領制導入等の権力分立原理の再検討が、として、人権の一般的制約原理である「公共の福祉」の表現上の見直し、抵抗権の明記、プライバシー権等新しい人権の明記、定住外国人に対する地方参政権の付与、刑事手続に関する規定の明確化等が、それぞれ挙げられる。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 現在の憲法改正の主張に対する懸念を表明する発言

<委員の発言>

- ・ 今日、声高に国家観やさまざまな形での改憲論を主張する者には、やはり国家主権論の考え方が強いと感じる。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・ 首相公選制の導入や環境権規定の創設等を主張する新しいタイプの改憲論が個別的就出てきているが、それが学問的、体系的な形で現行憲法に代わる新しい憲法があり得るかという議論を行っているかといえ、それはまだないといってよいのではないか。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 憲法は、国民主権、民主主義、基本的人権、平和主義、福祉の理念を体系的に提示し規定化することによってあるべき国家社会像を提示している。昨今、

地域紛争の続発、環境悪化の深刻化、政治・行政等の混乱等といった国内外の情勢に対し、9条改正による戦力保持と海外派兵、首相公選制による行政権の強化、環境権等の新しい人権等を主な内容とする憲法改正にその打開策を求めようとする動きがあるが、現行憲法は、こうした問題に対しても理性的に対処する必要な枠組みを用意しているのであり、憲法改正は、憲法のすぐれた体系的・一貫性、徹底性を破壊し、その生命力を衰退させるだけでなく、かえって国際的・地域紛争の解決を妨げる危険性がある。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

- ・憲法には手をつけてもらいたくない。もし時代に合わないところがあるのならば、法律をつくって賄えばよいと考える。憲法に手をつけられるのは、非常に怖い。(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・法とは、我々が使うものであるということにかんがみれば、今の憲法で足りない部分もあるが、逆にそれをあまりにも急激に、社会の変化を度外視したような改正をされては、国民の権利を縮減してしまいかねないので、憲法改正を考えるのであれば、そうしたことに留意することが重要と考える。(米谷光正陳述人・151回H13.4.16・仙台)
- ・現在の政治状況においては、米国の軍事戦略と一体化しているような政府の姿勢があるので、憲法を改正することになった場合、平和主義が薄められてしまうのではないかと懸念を持っている。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・国家として、日本国が戦争を可能にする憲法改正には反対である。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. その他の発言

<参考人等の発言>

- ・9条を改正しようとする、文言や表現の問題で莫大なエネルギーを使うことになる。それよりも、テロ対策や有事立法にリソースを割く方が有益である。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・憲法は統治の基本を定めるものであり、頻繁に改正することが望ましいかどうか疑問である。その立場からは、憲法は、何年、何十年という先を見据えて規定する必要がある、あまりにきっちりとした規定にすることは困難であり、また、それが望ましいとは言えない。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・憲法は、本来は目的を定めたものではなく、手続的な約束事を定めたものである。そのような捉え方からは、現在の日本国憲法の規定でも十分一般の市民に理解が可能であり、それほど難しい条文ではない。(松井茂記参考人・154

回・H14.5.23・政治小)

- ・タブーへの挑戦とは、あらゆるものを一旦疑うことであるが、ある決まりが疑いに耐え維持されたとき、それが本物の規範となるという考えを支持し、日本国憲法の堅持を主張する。改憲論議や憲法についての世論調査を見ると、憲法がこれらの試練に耐えてこそ、人類普遍の原理として初めて本物の最高規範たり得るものをつくづく思う。したがって、今後も地方自治の実践を通じ、憲法をなお一層町づくりに活かしていく決意である。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(3) その他

<委員の発言>

- ・憲法改正については、政治主導で対立は激しいが全面改正とするか現実的な部分改正とするかを定めるべきであると考える。(新藤義孝君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・英国のコモン・ローの歴史にも見られるように、我々は、不滅の法典があると思っていたら間違いであって、憲法は、非常に厳しい努力の上に積み重ねられてきたということを忘れてはならず、我々は、憲法が死なないような努力を日々やっていかなければならない。(津島雄二君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・憲法前文のように、国民的な一つの努力目標のようなものを憲法上に明記することは賛成であるが、石塚陳述人のいう自給国家の条項を設けることは現実的には不可能ではないか。(中川昭一君(自民)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・憲法が完全に守られているかどうか定まらなければ改正論議等ができないというのは妥当ではない。憲法調査会には発議権はないが、改正手続においては国会に発議権があり国民投票にかけられるとされているのであるから、憲法が守られているかの有権的解釈も国会と国民にしかできず、議論をした上でそこに諮るしかないのではないか。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・憲法調査会においては、論憲だけに終わらせるのではなく、改正あるいは新憲法を作るとの方向である一定の合意点を見出した上で憲法改正の素案を作るところまでやるべきである。(塩田晋君(自由)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・「論憲」、「追憲」や「修憲」などの言葉は、結局は改憲を意味すると考える。

要は、憲法改正を行うか行わないかの議論になるが、その際重要なことは、今の日本や世界の状況を踏まえ、どのようなルールが望ましいかを座標軸として議論することである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)

- ・ 現行憲法を絶対に厳守すべきであるとも、絶対に廃止すべきであるとのどちらの意見も持っていない。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 憲法改正のタイミングは、日本の安全保障理事会常任理事国入りの時期と合わせるべきではないか。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 憲法改正については、政治の側で、憲法を大事に扱いつつも改めるべき点は改めるなどの共通の雰囲気醸成されていくことが、成熟と呼べるかもしれない。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 憲法改正の論点が多岐にわたるようになり、特に政治の仕組みの改革を求める主張が顕在化していることは注目に値するが、これをどう受け止めるかは、一段と難しい。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 21世紀の日本の政治が憲法改正の発議に一切関わりなしにその役割を十分に果たし得るかどうかは、かなり疑問である。もし現行の発議要件でも十分にそれが可能というのであれば、国民の間で意見の対立が小さい事項について改正を実行し、現行手続でも可能であることを示す努力が不可欠であり、それなしに発議要件の問題を現状のまま放置することは問題があると考え。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 憲法調査会が5年の調査期間を終え、その後さまざまな考え抜いた政治過程を経た上で、歴史的将来において憲法改正論議にとりかかる際には、国民が直接、憲法制定の主体としてその舞台に出るべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 21世紀の日本のあるべき姿に関する議論の根幹に横たわるものが憲法問題であると考え。しかし、すべての問題が憲法に関わるわけではなく、法律あるいは条例で十分対処できるものもあると考えられ、21世紀の日本が歩むべき道を切り開く手段は、多層的に探っていかなければならないと考える。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 憲法とは、基本的には国のかたちであり、国の権力をいかにして国民が受け入れられるように制約するかに眼目がある。したがって、その国を支える国民がどこに自分たちの拠り所を持つかということは、本来ならば、憲法とは異なるものに求めるものである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 憲法学者の間では、既に、字句上や文言上意味の通りにくい条文があることは指摘されているところであり、こうした点検には、国民多数の目、多くの専門家の目を通すことが有効な手だてである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)

- ・ 国家の基本的な目的は、国民の生命と安全を保障することである以上、国民の生命と安全は最大限保障するように憲法というのはつくられなければならないが、人間はいつかは死ぬのだということを考えれば、生きることそれ自体が自己目的ではなく、どういう生き方をするのか、また、どういう死に方をするのかについての公共的な意義付けが問題なのであって、そういう問題意識を持った改正の姿勢が大切であろう。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ ドイツでは憲法改正が頻繁に行われているが、本質的な部分においてはほとんど改正されていない。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)

第2款 前 文

第2款 前文

(1) 前文全般に関する認識	221
A. 前文の意義、意味等に関する発言	221
a. 9条との関係等に関する発言	221
b. その他の発言	221
B. 前文の問題点等を指摘する発言	223
a. 翻訳調であるなど日本語としての不適切さを指摘する発言	223
b. 前文は理想的に過ぎるなどとする発言	224
c. 日本独自の文化や伝統等を明記すべきとの発言	224
d. その他の発言	225
(2) 前文中の特定の文言や表現に対する認識	226
A. 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の部分に関する発言	226
B. 「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」の部分に関する発言	227
C. 「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)に関する発言	228
a. 「人間の安全保障」との関わりに触れる発言	228
b. その他の発言	229
D. その他の発言	230
(3) 前文の裁判規範性	230
(4) その他	230

第2款 前 文

(1) 前文全般に関する認識

A. 前文の意義、意味等に関する発言

a. 9条との関係等に関する発言

<委員の発言>

- ・憲法前文と9条は、それなりに論理的な整合性があり、一つの理想像を示している。(齊藤鉄夫君(公明)153回・H13.11.26・名古屋)
- ・前文と9条との間に隙間はなく一体であり、平和外交により積極的に平和を創造することで自らの安全と生命を守るとの決意や方向性を示している。(春名真章君(共産)・153回・H13.11.26・名古屋、153回・H13.12.6、154回・H14.4.22・沖縄)
- ・前文が、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように決意した上で、バランス・オブ・パワーの考え方をとらずに、諸国民の公正と信義に信頼して我々の国の平和と安定に向かうことを示したのは、重要であった。しかもそれは、自国のことのみで専念するのではなく、他国との関係において努力をするのだという積極的平和主義の立場を打ち出したもので、それを国内できちんとさせるために戦争放棄にかかわる一連の規定が生まれたものである。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・憲法前文や9条から直ちに国連等の活動や日本の国家個別の国際紛争を解決するための行動でないものが禁止されていると読む必要はないと考える。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・憲法前文は、日本国憲法の根本原則としての民主主義との関連での国際平和主義を力強い言葉で宣言したものであり、これが9条の戦争放棄の規定につながっている。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・9条に謳われている戦争放棄を実践することが、前文にある恒久平和を達成する道につながるものであり、人類の長年の悲願である。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・憲法前文は、非常に高邁なすばらしい文章であるが、一言で言えば、二度と戦争は繰り返しません、平和に生きてまいりますということを述べたもので

- ある。これは誰も否定することではないが、その前提として、憲法は、諸国民の正義等に信頼してといった人類性善説に立っている。(中川昭一君(自民)・153回・H13.10.25)
- ・日本の安全だけではなく、国際協力の観点から、世界、地域や人間一人一人の安全に対してどのような貢献ができるのかという視点が重要であると痛感する。それこそが、憲法前文に謳われている国際協調主義の精神と信じるからである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.7.25)
 - ・憲法前文には、国連による平和構築を前提にして平和構築を行い、個々の国は不戦を貫くというはっきりとした理想があったと思う。(中川正春君(民主)・154回・H14.4.25)
 - ・現行憲法の9条や前文は、戦争の世紀といわれた20世紀を体験し、二度とそのような惨禍を繰り返してはならないとの制定当時の思いの上に制定されていると認識している。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
 - ・平和的国際貢献の精神を定めた憲法前文の理念は、グローバル化が進展する中での援助政策や経済開発の場面で活かされなければならない。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.8、151回・H13.3.8)
 - ・憲法前文の掲げる平和主義は、科学技術を平和目的に限るという精神をしつかりと根拠付ける非常に重要なものである。(春名真章君(共産)・150回・H12.12.21)
 - ・現行憲法は、前文で、誇りと自覚、自信をもって目指すべき国際社会の基本方向を明らかにし、軍事力ではなく主権者国民の立場でその実現を目指して行動することを宣言していると考え。21世紀の世界を見据えた場合、このような平和原則が積極的役割を果たす可能性を広げているのであり、憲法改正ではなく憲法に反する現実を改め、世界平和への能動的な働きかけを行うことが重要であると考え。(山口富男君(共産)・150回・H12.10.26)
 - ・憲法前文には、世界全体の人々が共生していけるような文明の理念がすでに謳われている。(山口富男君(共産)・150回・H12.12.7)
 - ・憲法前文は、戦争の惨禍は政府の行為によって起こることを明記しており、政府がそのような事態に至らせないための不断の外交努力を行うことこそが重要であることを明らかにしている。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.25)
 - ・憲法前文は、日本が、憲法制定当時の時代認識を背景に、国連を基礎とする国際社会秩序に依拠すべきことを宣言し、道義的鎖国方針を退けたものである。また、憲法前文は、全世界の国民の平和的生存権を確認している以上、難民を庇護することは、我が国の責務である。(北川れん子君(社民)・154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 現行憲法の前文は、アメリカ合衆国憲法に由来すると同時に国連憲章にも由来していると考える。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 現行憲法前文は、第二次世界大戦における自らの愚行や甚大な被害という「目に見えた」歴史的事実を背景として、国としての理想や目標としての平和主義を掲げ、それに邁進するとの気概を示し決意を宣言すると同時に、他国に対してもそれを要求していると考える。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 平和的国際貢献に徹することが、我が国が平和憲法を持つ国家として世界において名誉ある地位を占めること、道義的権威を確立することであると考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 日本国憲法は、前文で、国民主権、立憲民主主義、そして、自由、平和、福祉が相互依存的な関係にあるとする思想、理念を表明しており、この点で極めて体系的・一貫性のある思想、理念に基づいている。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

B. 前文の問題点等を指摘する発言

a. 翻訳調であるなど日本語としての不適切さを指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 現行憲法の前文は翻訳調であり、発想的にも英語の構文に基づいて作られていると感じる。すぐに改正すべきとは必ずしも思わないが、義務教育を終えた者なら大方の者が読んで理解できるよう、日本人の発想に基づく日本語の構文様式に基づいて前文を書いてみるのが重要ではないか。(保利耕輔君(自民)・150回・H12.10.12)
- ・ 憲法前文は、法律的要素よりむしろ文学的要素が強いと感じるので、やはり、高邁な思想を正しい日本語で表現する努力は必要ではないか。(保利耕輔君(自民)・150回・H12.10.12)
- ・ 前文の「諸国民の公正と信義に信頼して」などに見られるように、現行憲法には、英語からの翻訳であるために日本語として不自然で意味が不明瞭な箇所が多く、解釈に幅ができる一因となっており、また、誇りを持たない原因ともなっている。(岩國哲人君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 憲法前文は、日本語としてまずい、翻訳調のものであるので、美しい日本語でこれを書くべきである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 現行憲法前文には、「恵沢を確保」の部分や「崇高な理想を深く自覚」の部分における「確保」や「自覚」の語の使い方など、翻訳調で日本語として不自然な箇所が多く見受けられる。そのように考えると、村田参考人のいう「修

憲」に行き着かざるを得ない。(中村鋭一君(自由)・147回・H12.3.9)

<参考人等の発言>

- ・前文は、各条文に比べ文章が長く、憲法の中でも最も翻訳調の強い部分である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・現行憲法の前文については、そこに定められた理念はよいとしても、日本人のイニシアチブによらず英語で発想されたため醜悪な日本語となっており、日本人の日本語に対する敬意の欠如、無神経を招来している。助詞や前置詞等の部分的な改正にも象徴的意義はあり、ぜひ実現してもらいたい。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・前文の内容を読むと、この憲法がGHQによって押しつけられたものであることを認めざるを得ない。まれに見る悪文、悪翻訳であり、日本人が書いた日本文であるとはとても思えない。また、その内容も、空想的平和主義とも言えるようなもので、現在の国際情勢からは考えられないような独りよがりなものである。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 前文は理想的に過ぎるなどとする発言

<委員の発言>

- ・日本国憲法の前文の文言は、幻想である。(中山正暉君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・憲法前文は「和の精神」を規定すると考えるが、憲法制定以来の世界の趨勢にかんがみると、このような精神論だけでは、世界に伍してやっていくことも国民の利益を守ることも困難ではないか。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.29)
- ・現行憲法前文に書かれている内容は、高邁で理想的な感じを受ける。また、日本国憲法の前文であるにもかかわらず、あらゆる人種を愛せよとの趣旨に見られるように、世界観的な平和主義を掲げている。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.10.12)

c. 日本独自の文化や伝統等を明記すべきとの発言

<委員の発言>

- ・前文は憲法の顔であるが、現在のものは米国からの輸入品であるので、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則の継承発展の誓い、日本の歴史及び文化の尊重及び継承や現在、過去、未来をつなぐ日本の国家精神あるいは伝統の明記、国際社会の平和発展のために日本が積極的な役割を担うことの宣言の三点にポイントを置いて、国民からの公募をするなりして改

めるべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)

- ・憲法は国家の憲章である以上、前文では国家の役割を鮮明にすべきである。前文には、国家は国民の生命、財産及び人権を守るものであること、歴史と伝統を尊重し、擁護し、発展させるということ、世界各国から日本が尊敬されるような国づくりの目標、世界をリードするような文化国家の目標を掲げるべきである。また、現行の旧仮名遣いを改めるべきである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・日本国憲法の前文は、敗戦という歴史的事実の所産である。前文に我が国の歴史と伝統に基づいた何らかの表現を盛り込むことが望ましいが、構想する際には、憲法学者に限った議論ではなく、あらゆる分野の有識者や広く国民を巻き込んだ憲法論議がなされるべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・前文には、一読すれば日本の憲法であると同様分かるような、親しみやすい、日本の伝統、文化、歴史についてのくぐりを入れていくべきである。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

d. その他の発言

<委員の発言>

- ・四段からなる前文には基本原理や原理確立のための決意が示されており、大局的な議論の材料として適切であるので、これを議論の対象とすべきである。(高市早苗君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・憲法改正の際には、まず前文を書き換えなければ、新しい憲法になり得ないと考える。(鳩山邦夫君(自民)・150回・H12.10.26)

<参考人等の発言>

- ・憲法の前文は、単なる能書きや付け足しではなく、憲法全体を支配する精神を提示したものである。そのような観点に立った場合に不適切と思われる点があるならば、日本の国のあり方や国民一人一人のあり方について考えた上で前文を書き換えるべきであり、現行憲法の前文については再考を要する点は多いと考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・21世紀の憲法の前文には、国際社会には複数の文明が共存しており、その複数の文明のすぐれた点を我々が統合的に取り入れて日本国家をつくっていくのだというような文際的な視点を明示すべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

- ・憲法には、自衛権を謳うとともに、前文の内容を日本人の顔が見える堂々とした格調のあるものにすべきである。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

(2) 前文中の特定の文言や表現に対する認識

A. 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の部分に関する発言

<委員の発言>

- ・前文に「諸国民の公正と信義に信頼して」とあるが、仮にこの「諸国民」が安保理の常任理事国の国民とするならば、これら五大国が、戦後いずれも戦争をしていることを考えると、前文は白々しく感じられる。また、前文には安全保障という観念が抜け落ちており、まず、前文から全面的に見直していくべきである。(安倍晋三君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・憲法改正の際には、現行憲法前文中の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」との一文を真っ先に変えるべきであると考え。(高市早苗君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・現行憲法前文の、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」との文言は、翻訳調で意味が不明であり、悪文である。要するに、「日本はこれからは、平和については自分で頑張らないで人様にお世話になろう」というふうに読み取れる。(鳩山邦夫君(自民)・150回・H12.10.26)
- ・我が国の安全保障を考えた場合、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」などとのんきなことをいってられる状況ではなく、また、国連中心主義に頼ることも危険だと思う。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・前文に「信義に信頼して」とあるが、これから50年間、日本のために信義を持ち続ける国があるとは思えない。他国を信頼するより自国民を信頼すべきであり、憲法が改悪されるとの懸念を抱くことはおかしい。(岩國哲人君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・我が国の安全と生存を諸国民の公正と信義に委ねるといふ、他人まかせを宣言したところは、いかにもまずいところである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・前文中の「平和を愛する諸国民の公正と信義」が具体的に指すものは必ずし

も明らかではなく、また、そのようなものが存在するとしても、それに一国の平和と安全を他者依存的に託することが国の施策としては間違っていると考えられることから、この表現については、大幅に書き直す必要がある。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

- ・ 鳩山邦夫委員の言うように、現行憲法前文の、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」との文言は、当然削除あるいは改変すべきである。現行憲法の最も悪い箇所は、敗戦後遺症が顕著に表れている前文であり、このような前文等の下では、日本人が誇りと自信を取り戻すことができないと考える。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」とあるが、諸国において幾らでも残虐な戦争が行われてきたことは、これまでの歴史の中で明らかである。また、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会」というのは、他国をあまりにも善意で見過ぎる見解である。さらには、「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」とか、戦争を放棄し軍隊を禁止したりするような偽善的な指示をすべきではない。それらは、現実認識がないこと甚だしいと言わなければならない。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

B. 「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」の部分に関する発言 ＜委員の発言＞

- ・ 前文の「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」は、本当に美しい言葉であると思うが、それを具体的に条文の中でどのように定義しているのか、具体的にどうすれば現実社会の中で平和が維持し構築されるのかということに関しては、憲法は必ずしも明確ではないと言わざるを得ない。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 憲法前文にある、「国際社会において名誉ある地位を占める」、そして恒久的な世界平和のためにリーダーシップをとっていくということに関して、憲法上のさまざまな規定が、今日の日本が歩む道の足かせとなっている。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 前文が要請する「名誉ある地位を占め」る方法は、平和の維持であって軍事的支援ではないことは明白である。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・前文に言う「名誉ある地位を占めたいと思ふ。」との言葉は重い言葉であり、誇り高き誓いであり、「名誉ある地位」とは地球上において道義的な尊敬を受ける国となることである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法前文は、平和を希求する国際社会の中で尊敬される地位を占めたいということを高らかに謳い上げているが、おそらく、このことについては、国民の大半がそのような考えを持っているのではないか。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・憲法前文は、自国の安全を他人任せにしているため、いくら国際社会で名誉ある地位を占めたいとか、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うと宣言してみたところで、絵に描いた餅に過ぎなくなってしまおうおそれがある。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

C. 「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)に関する発言

a. 「人間の安全保障」との関わりに触れる発言

<委員の発言>

- ・前文の平和的生存権については、人間の安全保障に係る政策とともに、その権利の内実を発展させていくべきである。(大出彰君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・憲法前文に謳う平和的生存権についての文言は大変重要であり、素晴らしい文章である。「恐怖と欠乏」は、今なお世界的に大きな課題であり、また、「人間の安全保障」と「平和的生存権」は、理念を共有するものであると思う。(細川律夫君(民主)・153回・H13.11.29)

<参考人等の発言>

- ・聖徳太子の十七条憲法で謳われている「和の精神」とは、本来、日本の中にいろいろなエスニックな集団がいて、その間の和を尊ぶということであったが、それがいつのまにか日本人だけで和を尊ぶということになってしまった。これを乗り越えようとして出されたのが、日本国憲法前文の平和的生存権ではないか。この平和的生存権について、現在の日本政府が国際的に注目すべき国家理念として打ち出しているのが、「人間の安全保障」という理念である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・日本国憲法前文の「平和的生存権」と「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」との文言には相互関係があり、「平和」は、一国平和主義ではなく全世界で享受される必要がある。したがって、憲法前文の平和的生存権を創

造的に展開した考え方である「人間の安全保障」の理念を国際的に主張するのであれば、国内においても主張するべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

- ・現在、国際社会では、安全保障について国家の安全保障から人間の安全保障へという考え方が一つの大きな潮流となっているが、そういう観点から日本国憲法を見ると、前文で平和的生存権を謳っていることが重い意味を持っていることに気付かされるはずである。憲法制定時には、当然、人間の安全保障という概念は存在しなかったであろうが、この憲法前文が述べていることは、まさに人間の安全保障そのものである。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・日本がなすべきことは、前文の平和的生存権の理念を捨て去ることではなく、この理念を実際に具体化する政策を率先して実行し、国際社会をリードしていくことである。21世紀の国際社会の中で、日本が名誉ある地位を占めるためには、それしかないと確信している。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・憲法前文は、全世界の国民が等しく平和的生存権を有することを確認している。(今野東君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・現在、グローバル化を巡って各国で起こっている動きは、憲法の定める平和的生存権等の憲法に盛り込まれた精神を裏打ちするものであると思われる。(山口富男君(共産)・150回・H12.12.7)
- ・私ども社民党は、憲法で前文に規定されている平和的生存権、すなわち全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から逃れ、平和のうちに生存する権利は、子どもたちに残す財産であると考えている。(阿部知子君(社民)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・正しいことほど強いものはないとの信念に基づき、前文で、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れて生きるための土台として平和的生存権が保障され、それが可能となる世界の構築に寄与し国際社会において名誉ある地位を占めたいとの誇り高い誓いを発していると考えます。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・現行憲法が平和的生存権を確認したことは、全世界の国民の権利としてこれを考えており、平和に生きることを権利として考えていることを意味し

- ており、その意義は大きい。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法前文に「平和のうちに生存する権利」という文言があるが、同じ言葉を太平洋諸島の住民が用いたことにより太平洋での核実験ができなくなったというところまで成功している。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・憲法前文の謳う平和的生存権を実現していくことが、我が国の国際社会における役割である。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

D. その他の発言

<委員の発言>

- ・現行憲法は前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」と定めているが、これは本物の近代国家への変革を遂げる決意と評価でき、また、憲法を考える際の共通認識としなければならないものであると考える。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.4.27)

(3) 前文の裁判規範性

<参考人等の発言>

- ・憲法前文は、そのまま裁判所によって適用できるという意味での法規範性は薄いかもかもしれないが、我が国の政策指針として掲げられていることである以上、裁判所で適用されるか否かにかかわらず、日本の政策は、外交内政とも、この前文を基準にしてそれに適合するようなかたちで行われなければならない。これは、憲法というものの性格から、当然に導かれることだろうと思われる。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(4) その他

<委員の発言>

- ・ほぼすべての国民が地方自治が大切なものだという認識を共有していることからすれば、前文の中に、地方自治ということが項目の一つとして入っていてもよいのではないか。(中川昭一君(自民)・151回・H13.6.4・神戸)
- ・現行憲法の三大原理の一つとされていながら、基本的人権という語句は前文の中には見つからない。それが本当に重要な原理であるならば、前文に掲げ

- てもよかったのではないか。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)
- ・「基本的人権」や「個人の尊厳」の中身についての議論をした上で、前文を改正する際にそれらの文言を明記すべきである。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・天賦人権、基本的人権という考え方は、日本人が考えているほど世界で共通認識になっているものではないので、現行憲法の前文中に基本的人権が規定されていないことは、それを作った人間がそう考えていたということであり、不自然ではない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・日本の目標や理念を、国民の一致した意見ということで憲法典に文章として掲げるということも重要であると考え。ただ、現在の民主主義の下での活力ある国内政治が世界に及ぼす影響、発言力という観点からすると、文章化するより、憲法には根本的なものだけを書き、各政党がマニフェストを明確にする方が重要であると考え。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・法律の専門家に尊敬を感じるので、素人の私に言わせれば、前文のような分からない文章もこのままでいいのではないかと考える。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・権利に伴う義務について、前文の中に書き足すべきではないか。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・憲法は、主として、政府と国民との間を取り決めるのが基本的な性格であって、中央政府と地方政府との関係について前文に規定することを意識したことはない。(貝原俊民陳述人・151・H13.6.4・神戸)

第3款 天皇制

第3款 天皇制

1. 象徴天皇制に対する評価	235
(1) 象徴天皇制の制定経緯	235
(2) 象徴天皇制の意義、象徴天皇制に対する評価等	236
a. 積極的な意義あるいは肯定的な評価に関する発言	236
b. 象徴天皇制の特徴等に関する発言	237
c. 制度の意義や運用上の問題等を検討すべきとの発言	237
(3) 天皇の元首性	238
a. 天皇の元首性を憲法上明記すべきとする発言	238
b. その他の発言	239
(4) 天皇制と国民主権	239
(5) その他	240
2. その他	241
(1) 皇位継承	241
(2) 国事行為	241
(3) 皇室財産	241
(4) 諸外国の王制等	242

第3款 天皇制

1. 象徴天皇制に対する評価

(1) 象徴天皇制の制定経緯

<委員の発言>

- ・マッカーサー・ノートで天皇は元首とされていたが、明治憲法と同様の規定であるとの誤解を生じさせかねないとの判断から実際には元首と規定されず、現行の1条の文言が考え出されたことと承知している。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・明治憲法と日本国憲法の間には八月革命による断絶があり、日本国憲法は、象徴天皇制度を新たに創設したものと理解する。(大出彰君(民主)・151回・H13.3.22)
- ・天皇主権の憲法であるとされた明治憲法から国民主権の現行憲法への移り変わりを説明付ける議論は、結局は天皇制の位置付けに収斂すると考える。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.4.6)
- ・マッカーサー・ノートでは、「エンペラー・イズ・アット・ザ・ヘッド・オブ・ザ・ステート」となっていたのが、後に「象徴」とされるようになった制定過程についての議論及び参考人からの意見聴取を、調査会として取り上げていただきたい。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・象徴天皇制という選択は、マッカーサーから見て、また、あるいは日本政府、当時の幣原内閣にとって、非常に重い意味を持っていたと考える。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・米国の著名な歴史家であるジョン・ダワーによれば、「象徴」との文言は、当時の連合軍最高司令部が作り出したものであるとのことであり、果たしてどれほど深く考え抜かれた結果であるかは疑問が残る。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・天皇制の保持は、現行憲法の制定過程における当時の政府にとっての重要な政治課題であったことは疑いを入れないと思うが、その背景には、当時の日本国民の相当数が天皇制の保持を支持していたということがあると考えられる。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・マッカーサー・ノートには、天皇は「ヘッド・オブ・ザ・ステート」であると書かれており、これは、元首とは書いていないまでも割合高い地位を認められていたといつてよい。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)

- ・ GHQ が、憲法草案を示す際に、東京裁判を控え天皇制の維持に固執する日本側の考えを見越して、米国本国や連合国にはマッカーサー個人の考えとは異なり天皇制廃止を考えている者がおり、平和主義等を定めた同草案を承諾すれば天皇を守りやすいとの意見を併せて示したことは、巧妙な脅迫あるいは強要だったのではないか。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 戦時下において米国側が考えていた対日政策、新しい日本のあるべき姿は、象徴天皇制に最もよく反映されている。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ GHQは、日本の皇室を英国王室のようにすることが不可欠であると考え、さらに、天皇に「権限ある地位」ではなく、「意義ある地位」を与えようと考えた。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

(2) 象徴天皇制の意義、象徴天皇制に対する評価等

a. 積極的な意義あるいは肯定的な評価に関する発言

<委員の発言>

- ・ 「象徴」とは、仰ぎ見る存在という解釈が当時の政府から示されていたが、それは、本来の日本の天皇制のあり方に似ているのではないか。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であるとの文言は、新しい憲法でも使える言葉である。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 憲法改正があったとしても、天皇制を廃止するというようなことは、我が国の国民性から、現実的ではない。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.11.8)
- ・ 天皇制は日本独自の制度であり、天皇に関する現行憲法の規定は比較的よく整備されている。現行憲法は、明治憲法と異なり象徴という言葉を使っているが、象徴とは「あこがれの的」であるとの理解の下にこの言葉が使われていることは、非常にうまい表現ではないか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.4・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 実権を首相に、権威を天皇にと振り分けている現在の象徴天皇制は、なかなかの知恵によるものであり、戦前の天皇制よりもむしろ日本の伝統に合致しているのではないか。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 天皇が大権を有していたのはわずか50数年間のことであって、日本の歴史の中では、天皇は、無権力の文化の守り手であり、その意味で、象徴天皇制とは、実は、日本の歴史が作ってきた長い伝統のあるものである。(松本健一参

考人・150回・H12.12.7)

- ・明治維新など一時期を除き、いずれの時代においても、天皇は、権力的存在ではなく、権威的、シンボリック的存在であった。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 象徴天皇制の特徴等に関する発言

<委員の発言>

- ・天皇は国事行為のほかさまざまな活動を行っており、政治的権限のない完全に名目的、儀礼的な存在ではないと考える。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・首相が国会において指名され天皇の認証を受ける等、現行憲法下でも、明治憲法下の大権事項の数と比べ限定されているとはいえ、実質と名目たる国事行為を使い分ける立憲君主制の妙と考えられる例が存在する。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・現行憲法第1章は基本的に立憲君主制の規定と理解でき、また、象徴天皇制度をうまく定めていると解されるが、国民統合の象徴というだけでは、立憲君主を十分には表現できていない。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・現行憲法第1章は、バジヨット流の立憲君主制を定めており、また、それは英国流の立憲君主制へと次第に変貌を遂げた明治憲法を実質的に継承していると考えてよい。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

c. 制度の意義や運用上の問題等を検討すべきとの発言

<委員の発言>

- ・松本治一郎が喝破した「貴族あれば賤族あり」という言葉にかんがみれば、憲法について議論するとき、日本あるいは日本人にとって天皇制がいかなるものであったかについて真摯に検証しなければならないと同時に、今後のありようについても議論をしていかなければならない。その議論を抜きにした憲法論議は、画竜点睛を欠くと考える。(植田至紀君(社民)・153回・H13.11.8)
- ・憲法論議においては、平等の視点から、天皇制についても、その廃止・存続を視野に入れた議論が必要である。(植田至紀君(社民)・153回・H13.11.29、154回・H14.5.23・人権小)

<参考人等の発言>

- ・憲法の各条章の調査においては、人権から統治機構に至る憲法全体が取り上げられるべきことは言うまでもないが、その際、天皇制については、内閣による象徴天皇制の運用実態に憲法からの逸脱がないかどうかを調査し、国民に明らかにすべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・象徴天皇制であればそれでいいかという問題がある。象徴天皇制の裏側にある神話的なものをもう一回表に出し、それで国民が本当に統合のシンボルを必要とするのかも含め、議論すべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・明治時代においては、最下層の被差別部落民と最上層の天皇の間に大多数の日本国民を置くことにより均質的な国民を形成した。天皇制については、その存続も含めて議論する必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

(3) 天皇の元首性

首相公選制と天皇の元首性との関わりに言及した発言に関しては、「第六款 政治部門(国会・内閣)」の首相公選制についての発言を参照されたい。

a. 天皇の元首性を憲法上明記すべきとする発言

<委員の発言>

- ・我が国には天皇がいるが、象徴天皇ということではっきり元首とは規定されていない。この点、明確にした方がよいのではないか。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・元首とは対外的代表者であるというのが、一般的な見解になりつつあり、その意味で、天皇は我が国の元首である。この点を国民に認知させた上で憲法に明記してはどうかと考える。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・憲法が第1章に天皇を置いていることは、我が国が立憲君主国であることを宣言していると推定される。しかし、元首であるということが明記されていないため、天皇が対外的に我が国を代表しているか定かではないので、天皇を元首として明記し、立憲君主国であることを鮮明にした方がよいのではないか。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・君主の要件は、独任機関であること、行政権を有すること、対外的に国家を代表すること、国の象徴であることなどとされているが、天皇は、現行憲法上、大使や公使の接受権等を有しており、元首の機能を持っているとも言える。(島聡君(民主)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・現行憲法において、天皇は国政に関与することは認められていないが、日本国民の統合の象徴ということで元首であるとする見解がやや強いように思う。(井上喜一君(保守)・154回・H14.6.24・札幌)

<参考人等の発言>

- ・日本国憲法の下で誰が元首なのかについては、学界でも意見が分かれているところであるが、法律学的な観点からは、何らかの国家機関が元首であるということから、当然にそれに何らかの法的権限を与えなくてはならないということにはならず、あまり実益のない議論である。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)

(4) 天皇制と国民主権

<委員の発言>

- ・主権在民との関わりにおいて、日本国民の統合の象徴とされる天皇及び天皇制をどう位置付けていくのかについて議論すべきである。(穂積良行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・天皇が国民の一員であると解釈すると、参政権を有さず納税の義務を負わないなどの点との間で整合性がつかなくなるなど、第1章は憲法調査会で議論すべき事項に値する。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・我が国は国民主権とともに象徴天皇制を定めており、立憲君主制なのか共和制なのかということについて、議論しなければならないと考える。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.4.6)
- ・天皇制は、主権在民の原則と矛盾するものであるから、国民の総意に基づいて大きな視野で見ると、やがて解決されていくのではないかという展望を持っている。(山口富男君(共産)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・象徴天皇制をどうすべきかということとは別に、国民主権について憲法に もっと明確に規定すべきではないか。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)

- ・ 現行の象徴天皇制は、近代憲法の普遍的原理としての国民主権と調和させる形で現行憲法に残されたものである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 「天皇制度」はまさに制度であって、日本の政治空間は、律令体制以来、天皇が主宰する政治空間である。そうした伝統に則して、国民主権と天皇の関係も考えられるべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 明治憲法下の天皇の統治権と議会政治の関係は、日本国憲法の中にも衆議院の解散等において継承されている。国民主権は君主を打倒した後に成立すると考えるのではなく、民意によって政治が決定されていくことであると解釈すれば、天皇と国民主権は矛盾するものではない。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)

(5) その他

<委員の発言>

- ・ 現行憲法制定以来タブー視されてきた天皇制、皇室のあり方とその継承の問題について、天皇制が日本や日本人の心や伝統、文化にどのような影響を及ぼしているかについての客観的な再検証を含め、話し合っていくべきではないか。(田中眞紀子君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 多数意思を重視する民主主義と多数意思によっても変えることのできない伝統や文化を重視する伝統主義は対置されると考えるが、その場合、現行憲法の象徴天皇制はどのように説明がつけられるのかについて、議論していくべきである。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.4.27)
- ・ 天皇制についての議論に話が及んだ瞬間、自分が社会集団から排除されるのではないかといった心配が今なお存在しているように思われる。その意味において、憲法の精神は、いまだ十分に浸透していない、日本はまだ成熟した民主国家になり得ていないと考える。(植田至紀君(社民)・153回・H13.11.29)
- ・ 現行憲法中には天皇に対する尊敬や親愛の情を表した文言がなく、また、1条の文言が無機質であることなどの点は、不十分であると考え。(中村鋭一君(保守)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・ 天皇家は神道であり、これをやめるべきだと言えないのであるから、憲法に例外規定として、「天皇家は神道を行う」と書き込むべきである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)

2. その他

(1) 皇位継承

< 参考人等の発言 >

- ・過去に女帝の例も存在しており、女性天皇を「天皇」という概念から排斥する必要はない。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)

(2) 国事行為

< 委員の発言 >

- ・4条1項に、天皇が「国政に関する機能を有しない」とされているが、6条や7条に規定されている事項は、内閣総理大臣の任命や衆議院の解散等国政上重要な行為が多く、国事行為との区別が難しくなっている。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)

< 参考人等の発言 >

- ・第1章の天皇の権限に関して、天皇と国会、天皇と内閣とのそれぞれの関係、具体的には解散権についての規定がいかようにでも解釈できるようになっており、解釈上問題である。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ロイヤル外交は、日本の国家の外交と齟齬を来す場合がある。外交とは、国際的権力闘争であって、できるだけ天皇はその場に入らない方がよい。また、天皇は、京都の御所に戻られた方が、はるかに権力と切り離されると考える。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・89条が規定する国の宗教活動の禁止は、天皇の国事行為と矛盾するものである。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・天皇の国事行為の規定中にある「国会議員の総選挙」の文言は、おかしい。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(3) 皇室財産

< 委員の発言 >

- ・8条には、皇室に財産を譲り渡す、あるいは皇室が財産を賜与する際などに、国会の議決を要すると規定されているが、天皇の尊厳に関わることは、皇室

会議に任せるべきではないか。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)

(4) 諸外国の王制等

<委員の発言>

- ・オランダでは、王室と学術や文化芸術政策の結び付きが印象的であった。自由な精神の発露である学術や文化芸術に対する国の支援を王制という制度を使って非常にやわらかいかたちで行うやり方は、我が国の皇室制度について議論する際にも参考とされるべきではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.10.11)
- ・国民主権の原則の立場からいって、現行憲法の第1章に天皇に関する規定があるのは、いかがなものか。スウェーデンなど立憲君主制をとる諸外国でも冒頭に国民主権を規定している国はあり、日本国憲法第1章第1条には、やはり国民を規定すべきではないか。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.3.9)

<参考人等の発言>

- ・明治憲法では、プロイセンなど諸外国のまねをして「臣民」などとしたが、我が国の天皇は、歴史上、統治権を行使していない。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・英国などの君主達と異なり、大きな儀式を催したり祭り上げられている天皇の状況にかんがみると、現行憲法の作成者達が第1章に込めた狙いと今日の天皇制とは外れすぎており、原点に立ち返り新しい天皇像というものを再確認すべきではないかと考える。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・天皇が靖国神社にお参りできない、自衛隊の閲兵ができないなどは、具合が悪いと思う。憲法がそのようなことの制約となっているのならば、表現をどうすべきかとの問題は別として、一国の君主として、他国の君主と同様に振る舞えるように改めなければならない。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・外国の軍隊は閲兵しても自衛隊の閲兵はできないというような妙な君主のあり方をすべて正せるような文章表現に改正すべきである。何千年も続く皇室を頂く日本国としては、誠に妙な現象であり、現在のままの君主の姿を日本国民は誇りとすることはできない。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・北欧諸国の憲法では、今なお、行政権は国王に属するというような規定が憲法にあるが、これは、その国の歴史、伝統を尊重するための規定であると考

- える。そういう意味からも、古来からの伝統である天皇についての規定を第1章に置くのがごく自然である。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 西欧各国の王室にも実質的な統治権は既がないが、現実的に外交上接受等を行い、海外からは元首として認識されている。よって、西欧の王室と同様に政治上の権力を持たない日本の天皇について、憲法上元首と規定しても、国民主権とはまったく矛盾しない。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

第4款 安全保障及び国際協力

第4款 安全保障及び国際協力

1. 安全保障及び9条解釈のあり方等	249
(1) 安全保障の確立を図る際の観点	249
a. 国家像等を明確にした上で安全保障の確立を図るべきとの立場からの発言	249
b. 多極的な安全保障の確立に言及する発言	250
c. 憲法又は国連憲章の精神に沿った安全保障の確立を図るべきとの発言	251
d. 人間の安全保障に言及する発言	252
e. 軍事以外の分野も含めた安全保障の確立を図るべきとの発言	254
f. 「世界連邦」等の下での安全保障の確立に言及する発言	255
g. 主権国家としての責務という観点から安全保障の確立を図るべきとの発言	256
h. 国際平和の維持を重視した上で安全保障の確立を図るべきとの発言	258
i. 同盟を重視する安全保障の確立に言及する発言	259
(2) 9条解釈のあり方等	260
a. 9条解釈のあり方等に関する発言	260
b. 議論すべき事項に関する発言	262
c. 9条論議の進め方に関する発言	263
d. 9条解釈のあり方等に関するその他の発言	264
(3) 安全保障と国民意識	265
(4) その他	266
2. 平和主義及び非核三原則等	267
(1) 平和主義	267
A. 平和主義の意義のとりえ方	267
a. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとりえ、積極的に評価する発言	267
b. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとりえることに否定的な発言	271
b-1. 武力は不可欠であるという国際認識に立つ立場からの発言	271
b-2. 日本の国際社会に対する関与のあり方が一国平和主義であると批判する発言	273
c. 平和主義の意義のとりえ方に関するその他の発言	274
B. 日本の平和と繁栄が維持されてきた要因	275
a. 憲法により日本の平和と繁栄が維持されてきたとの発言	275
b. 日米安保条約、自衛隊等により日本の平和と繁栄が維持されてきたとの発言	277
C. 平和主義の今後のあり方	278
a. 平和主義の理念を堅持し及び実践していくべきとの立場からの発言	278
b. 平和主義に何らかの修正を加えるべきとの立場からの発言	282
b-1. 国際社会の現状を踏まえるべきとの発言	282
b-2. 一国平和主義から脱却すべきとの発言	283
b-3. 平和主義に新たな理念等を加えるべきとの発言	283
D. その他	285

(2) 非核三原則等	287
A. 非核三原則の内容に対する評価	287
B. 非核三原則の実践に対する評価	287
C. 核兵器に関する政策の今後のあり方	288
a. 核兵器廃絶を国際社会に訴えていくべきとの発言	288
b. 非核原則等を憲法に明記すべきとの発言	290
c. 核兵器の保有を含むあらゆる選択肢を考えるべきとの発言	290
3. 自衛権及び自衛隊	291
(1) 自衛権の保持及び行使のあり方	291
A. 自衛権の保持	291
a. 自衛権の保持に関する憲法解釈等に言及する発言	291
b. 憲法を改正して自衛権の保持を明記すべきとの発言	292
B. 自衛権の行使のあり方	293
a. 自衛権の行使に当たり武力行使は憲法上想定されていないとの立場からの発言	293
b. 一定の武力行使を伴う自衛権の行使を認める発言	294
c. 自衛権の行使のあり方に関するその他の発言	295
(2) 集団的自衛権	296
a. 集団的自衛権に関する政府解釈に言及する発言	296
b. 集団的自衛権の行使の是非に関する発言	297
b-1. 集団的自衛権の行使を認めることに肯定的な発言	297
b-2. 集団的自衛権の行使を認めることに否定的又は慎重な発言	299
c. 集団的自衛権の検討に当たり考慮すべき事項に関する発言	299
d. 個別政策における集団的自衛権の行使に関する問題に言及する発言	301
(3) 自衛隊の合憲性及びそのあり方	302
a. 自衛隊の存在は合憲であるとの立場からの発言	302
b. 自衛隊の存在は合憲であるがこれを憲法に明記すべきとの立場からの発言	303
c. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるためこれを憲法に明記すべき等との立場からの発言	304
d. 自衛隊の必要性、憲法への明文化等に言及する発言	306
e. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるため自衛隊を解消し又はその活用方針の転換を図るべきとの立場からの発言	307
(4) その他	310
4. 日米安保体制	312
(1) これまでの日米安保体制に対する評価	312
a. 日米安保体制に肯定的な発言	312
b. 日米安保体制の問題点を指摘する発言	312
b-1. 日米安保体制が片務的又は非対等であると指摘する発言	312
b-2. 日米安保体制における日本の自主性又は主体性の欠如を指摘する発言	313
b-3. 日本の安全保障に関して米国からの全面的な協力を期待することはできないとする発言	314
b-4. 日米安保条約の憲法上の問題点を指摘する発言	314
b-5. その他の問題点を指摘する発言	315

(2) 日米安保体制の今後のあり方	316
a. 日米安保条約を維持すべきとの発言	316
b. 日米安保条約を解消すべき等との発言	316
c. 日米安保体制の再設計に言及する発言	317
c-1. 双務的又は対等な関係に基づく同盟関係の構築に言及する発言	317
c-1-1. 双務的又は対等な同盟関係の構築に積極的な発言	317
c-1-2. 双務的又は対等な同盟関係の構築に慎重な発言	318
c-2. 日本の自主性又は主体性の観点からの日米関係の再設計に言及する発言	319
c-3. 多国間関係の枠組みにおいて日米関係を位置付けるべきとの発言	320
c-4. その他の観点から日米関係を再設計すべきとの発言	321
(3) 基地問題	322
a. 基地問題の現状等に関する発言	322
b. 基地問題の今後のあり方に関する発言	323
c. 基地と憲法との関係に関する発言	323
(4) その他	324
5. 国際協力	325
(1) 国際協力全般	325
A. これまでの国際協力に対する評価	325
a. 経済分野での協力に関する発言	325
b. 国際紛争の解決に対する協力に関する発言	325
c. 難民問題への取組みに関する発言	326
d. これまでの国際協力に対する評価に関するその他の発言	327
B. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等	328
a. 国際社会との共存又は共通の価値観の追求という観点からの 国際協力の推進に関する発言	328
b. 憲法の精神にのっとり国際協力を推進すべきとの発言	328
c. 国益、国家像等を考慮した上で国際協力を推進すべきとの発言	330
d. 人材の育成を重視して国際協力を推進すべきとの発言	330
e. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等 に関するその他の発言	331
C. 国際協力を推進すべき分野	332
a. 途上国への援助に関する発言	332
b. 国際紛争の解決への取組みに関する発言	332
c. テロ問題の解決への取組みに関する発言	334
d. 難民問題への取組みに関する発言	336
e. 環境問題への取組みに関する発言	337
f. 技術供与等による国際協力に関する発言	337
g. 国際協力を推進すべき分野に関するその他の発言	338
D. 国際協力の主体	339
a. 自衛隊の活用に関する発言	339
a-1. 自衛隊を積極的に活用すべきとの立場からの発言	339
a-2. 自衛隊の海外派遣に消極的な立場からの発言	340
a-3. 自衛隊の活用に関するその他の発言	340
b. NGO等の活用を図るべきとの発言	340
c. 別組織論に関する発言	341

E. 国際協力の推進と憲法との関係	341
a. 国際協力の推進に係る憲法改正の是非に関する発言	341
a-1. 憲法改正を検討すべきとの立場からの発言	341
a-2. 憲法改正の必要はないとの立場からの発言	343
b. 国際協力の推進と憲法との関係に関するその他の発言	344
(2) 国連との関係	345
A. 集団安全保障	345
a. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関する発言	345
a-1. 国連軍又は多国籍軍への参加のために憲法改正すべきとの発言	345
a-2. 国連軍又は多国籍軍への参加は現行憲法の下で可能とする発言	345
a-3. 国連軍への参加は可能だが多国籍軍への参加は憲法違反とする発言	346
a-4. 国連軍又は多国籍軍への参加に消極的な立場からの発言	346
a-5. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関するその他の発言	347
b. 国連における常設的な実力組織の創設等に言及する発言	347
b-1. 国連における常設的な実力組織の創設等に肯定的な発言	347
b-2. 国連における常設的な実力組織の創設等に懐疑的な発言	347
c. 集団安全保障に関するその他の発言	348
B. 国連平和維持活動等	349
a. 国連平和維持活動等への参加に関する発言	349
b. 国連平和維持活動等への参加と憲法との関係に関する発言	350
c. 国連平和維持活動等の具体的な活動内容等に関する発言	351
C. 安保理常任理事国入り	352
a. 安保理常任理事国入りを支持する立場からの発言	352
b. 安保理常任理事国入りに消極的な立場からの発言	353
D. その他	353
(3) 地域的な協力関係	354
A. 地域的な協力関係の推進の必要性	354
a. アジア諸国との多極的な協力関係の推進に関する発言	354
b. 二国間関係に関する発言	356
b-1. ロシアとの関係に言及する発言	356
b-2. 朝鮮半島との関係に言及する発言	357
b-3. 中国及び台湾との関係に言及する発言	358
b-4. その他の地域との関係に言及する発言	359
B. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項	359
a. 途上国に対する影響に配慮すべきとの発言	359
b. ブロック経済に関する発言	360
c. 国際的事項と国内的事項との双方を考慮すべきとの発言	360
d. 農業等に関する国内事情を考慮すべきとの発言	361
e. 各国間の経済、文化、歴史等に関する国情の違いを考慮すべきとの発言	361
f. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項に関するその他の発言	363
C. 地域協力と憲法との関係	363
a. 国家主権の委譲に関する発言	363
b. 9条との関係に言及する発言	364
c. 地域協力と憲法との関係に関するその他の発言	365

第4款 安全保障及び国際協力

1. 安全保障及び9条解釈のあり方等

(1) 安全保障の確立を図る際の観点

a. 国家像等を明確にした上で安全保障の確立を図るべきとの立場からの発言 <委員の発言>

- ・ 国力は、経済力と軍事力との和に国家戦略を乗じたものと認識しているが、現在の日本は、経済力がありながら、国家戦略に欠けるため、総体としての国力は、ゼロに等しい。(中山正暉君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・ 日本は、9条問題を神学論争にしてしまったため、「普通の国」になれないでいる。国際社会における日本のあり方について、国民及び世界が認知できる形で前文や9条に規定すべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 冷戦後の新しい安全保障の枠組みを構築するに当たって、9条だけを拠り所にするのではなく、国家としての意思及び世界観を国会の責任において確立していくことが重要である。(中川正春君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 国際社会から日本の安全保障政策が理解されるようにするため、安全保障に関する理念及び基本的枠組みを憲法に明記すべきであるが、憲法改正が速やかに実現されない場合には、安全保障基本法を制定した上で、具体的措置に係る法律を整備すべきである。(松沢成文君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 日本は、憲法を改正して「普通の国」となるか、それとも、被爆国の立場、武器禁輸三原則等を活かしながら「特殊な国」を続けるかの選択を迫られているが、私は、9条2項の改正を通じて、前者の立場に立つべきと考える。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 条文改正の是非を論ずる前に、どのように日本が抱える矛盾を解消し、また、どのようなビジョンを描くかをリアリズムに基づき考えた上で、具体性のあるプログラムを策定する必要がある。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6)
- ・ 日本は、国際社会への対処に係る国家戦略を持たない限り、国民の生命・財産の擁護に係る責任を全うできない。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・ 日本外交には、国益に係る認識が欠けている。日本は、国家として、国民が安定的に発展していくシナリオを描く必要がある。また、軍事安全保障と密接な関係を有する経済安全保障の基軸は食糧とエネルギーであるが、日本は、エネルギー問題において、虚弱な構造の上に立つとともに、国家としての戦

略構想を有していない。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

- ・ 日本は、国際環境の変化に応じて再軍備、NATO加盟、軍事分野における国際協力等を実現してきたドイツを見習い、普通の民主主義国家へと脱皮すべきである。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b. 多極的な安全保障の確立に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 国際情勢の変化に伴い日米中の関係が重要になっている現状にかんがみ、日米関係を一つの基軸としつつ、アジアにもう一つの軸足を置いて安全保障政策を展開する必要がある。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.10.25)
- ・ 将来的に、中国、統一後の朝鮮半島、東南アジア諸国、インド等を含めたアジアにおける安全保障の枠組みを建設する努力が必要である。その際、個別的自衛権及び集団的自衛権の問題をどのように考えるかが、大きな課題の一つである。また、今後、日本は、地域共同体間の協議にも対応できるような政治のあり方や国民の考え方が求められることになるであろう。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.5.9・国際小、154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 日本の平和と繁栄が近隣諸国の戦略的評価と無関係に成立し得ないことを認識した上で、多極化時代にふさわしい安全保障の確立を図るべきである。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 日米安保体制を基軸として、アジアにおける地域的集団安全保障体制の構築を図るべきである。(柳澤伯夫君(自民)・149回・H12.8.3、150回・H12.11.30)
- ・ アジアの安全保障に関する多国間フォーラムの形成を図るに当たっては、民主主義の大国であるとともに親日的なインドを含めるなど、広域的な連携を考えるべきではないか。(中村哲治君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日米同盟を基軸に日本がリーダーとして海洋諸国家を束ねるという市村参考人の主張は、アジア諸国の理解を得られるものではない。日本は、軍事中心の日米関係を平和友好の関係へと転換させるとともに、北東アジアの平和と安定に貢献することを通じて、アジア中心の平和外交に力を発揮すべきである。(山口富男君(共産)・150回・H12.11.30、151回・H13.3.22)
- ・ 日米同盟を基軸に中核国家である日本が周辺国家である海洋諸国家群を束ねるという市村参考人の主張は、中核国家の基準、日本が中核国家たり得る根拠等の点において、疑問である。(植田至紀君(社民)・150回・H12.10.26)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、東アジアにおいて、軍事、エネルギー、食糧等を含む総合安全保障を確立すべきである。その際、軍備レベル及び国境の壁を低くすることによ

り相互依存関係を強化し協調体制を築くという「脱軍事化」を国際関係の原則として位置付けなければ、米国等の諸外国と協力関係を築き、国力を増大させていくことは容易でない。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)

- ・ 日本は、東アジアの海洋国家群を束ね、米国と同盟しつつ、大陸国家である中国及びロシアと友好的に対峙しながら、海洋国家群の経済、社会、文化等の発展を図るべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 日本は、危険な路線を歩みつつある中国への対応として、米国を含めた形でのアジアにおける同盟関係に基づく安全保障体制の整備を考えるべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 日本は、米中覇権競争に対するスタンスを考えた上で、日米安保という基軸的な安全保障体制を段階的に対等な関係として再構築しつつ、国家間関係以外の要因で生ずる脅威に対応できるよう、朝鮮半島の永世中立化を視野に入れた近隣アジア諸国との多極的かつ総合的な集団安全保障体制、すなわち、「北東アジア共同の家」を構築すべきである。ただし、その体制については、軍事力を集団的に共有するなど軍事同盟としての性格が薄いものとし、また、各国間での経済、社会、文化等の交流を通じて相互に価値観を共有することにより、盤石の基盤を築くべきである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 日本は、専守防衛を維持しつつ、ロシアや中国を含む東アジアにおいて、日本の安全保障の重要な基軸である米国を巻き込む形で、予防外交の理念に基づく多国間フォーラムの形成を図るべきであり、その際、米国との軍事協力関係について、相当の準備期間をもって見直す必要がある。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

c. 憲法又は国連憲章の精神に沿った安全保障の確立を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 「国のかたち」を議論するに当たっては、戦争の否定の上に立った安全保障が考えられなければならない。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 21世紀における平和と安全を確保するに当たっては、9条を活かすことが重要である。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・ 憲法には、先の大戦への反省に基づき、世界平和に努力するとともに、軍国主義を清算して非軍事に徹するという安全保障の方向性が示されている。すなわち、前文で、諸国民の公正と信義を信頼して日本の平和と安全を維持しつつ他国との関係において努力を尽くすという積極的平和主義の立場が示され、また、9条で、武力行使や常設軍の放棄を定め、その立場を担保している。このような安全保障の方向性は、憲法に明文化されることにより、日本が国際社会に復帰する際の公約となっていたと考える。(山口富男君(共

- 産)・150回・H12.11.30、153回・H13.10.25、154回・H14.4.25)
- ・ 冷戦終結後の戦争と紛争のない時代の外交ビジョンとして、前文及び9条をはじめとする憲法の精神を発展させる形で、全欧安全保障協力機構のような、アジア太平洋地域における共通の安全保障及び国際協力に関する協議の場を創設することが求められている。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.2.17、147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
 - ・ 憲法及び国連憲章に基づき、ポスト冷戦時代にふさわしい、国連を中心とした普遍的な安全保障の確立が求められている。(大島令子君(社民)・154回・H14.2.28・国際小)
 - ・ 武力行使の永久放棄を定める憲法の精神を実現するためには、高度な政治力、外交能力、尊敬され信頼される国民性等高い知性と精神とが求められる。したがって、武力による安全保障ではなく、理性や知性による安全保障を模索すべきである。(原陽子君(社民)・149回・H12.8.3)
 - ・ 憲法の平和主義の再確認、個別的自衛権の行使等に係る要件、PKOへの協力の範囲等を内容とする「平和基本法」を制定し、憲法と現実政策との乖離を埋めるべきである。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 軍事力に依存する安全保障は時代遅れであり、「命(ヌチ)どう宝」という個人の尊厳に通じる思想を守る観点から、9条に示された規範の遵守及び侵略戦争に対する反省を踏まえた上で、諸国間の信頼関係に基づく安全保障の確立を図るべきである。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 過去の経験にかんがみれば、武力による安全保障の確立は誤りであり、したがって、戦争放棄、恒久平和の追求等を定める平和憲法を他国に広めることにより、安全保障の確立を図るべきである。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 過去に悲惨な体験をした日本は、武力でなく、人間の安全保障等平和憲法に示された理念を積み上げ、これを世界に広める努力により、恒久平和と安全保障の確立を図るべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

d. 人間の安全保障に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 総合安全保障、人間の安全保障等の概念が生じているなど、従来の安全保障の概念が質的に変化しつつあることにかんがみれば、人間一人ひとりに着目して、国家、NGO、国際機関、市民社会等が連帯して問題に取り組むことが重要になっていると考える。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.10.25)

- ・ 国家の安全保障だけでなく、経済の安全保障や人間の安全保障への取組みが今後の外交課題である。(平井卓也君(自民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 人間の安全保障の概念は、憲法をはるかに超える大きなものではないか。新しい憲法を制定するに当たっては、人間の安全保障という理念を明確に位置付け、国際社会において日本がより大きな役割を果たせるようにすべきである。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29、153回・H13.12.6)
- ・ 国連開発計画において人間の安全保障が提唱されていることを重視すべきであり、その観点から、国際社会における日本の位置付け及び憲法のあり方を考えるべきである。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ 日本は、米国との関係を重視しつつも、人間の安全保障という観点を国際紛争の解決の軸に据え、これを確立する主体として国連軍が機能するよう、国際社会に働きかけていく必要がある。(今野東君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法は、冷戦後の世界システムの変化に対応できていない。難民・移民、低強度紛争、テロ、麻薬・重大犯罪等の問題が顕在化している国際事情にかんがみ、人間の安全保障の観点も含めた幅広い視野から、安全保障を再構築していく必要がある。(首藤信彦君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 国家の安全保障と人間の安全保障とを対立的なものとして考えるのではなく、両者を重視していく必要がある。また、人間の安全保障と平和的生存権とは、理念を同じくするものとする。(細川律夫君(民主)・153回・H13.11.29)
- ・ 人間の安全保障の観点からは、社会発展の支援を重視するより、戦争等から人々の生命・身体を守ることを重視すべきでないか。(上田勇君(公明)・153回・H13.11.29)
- ・ 究極的には、国家安全保障が人間の安全保障に優越するのではないか。(藤島正之(自由)・153回・H13.11.29)
- ・ 冷戦後の安保政策の底流には、人権、経済、地球環境等の分野において、人間の安全保障を軸に据えた多国間の信頼と協調に基づく国際秩序を形成するという問題意識がある。この問題意識は、軍事力によらない平和を図るという憲法の理念に沿うものである。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 米国の一方的な安保政策が展開され、また、グローバル化が進行する現代において、日本は、人間の安全保障及びその法理念である平和的生存権を国家理念として掲げ、国連を改革して米国中心の安全保障を転換させるとともに、地域的な安全保障の確立を図るべきである。その際、軍備の撤廃、非核地帯の設置、紛争防止、社会発展の支援等人間の安全保障の具体化を図ることが重要である。また、国家の安全保障と人間の安全保障とを対立的なものとし

- て考えることは無意味であり、人間の安全保障を基準として国家安全保障政策を考えていくべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ ハーグ国際平和会議で9条が高く評価され、また、国際世論は核兵器や対人地雷の廃絶へと動いていることから、自国軍による国民保護の考えは、もはや幻想に過ぎない。人間の安全保障が確立され戦争が廃絶される世紀を築けるよう、努力すべきである。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・ 環境破壊、災害、人口増加、食糧不足、資源の枯渇、貧困等が現実の脅威となっている今日、国際社会では、国家の安全保障から人間の安全保障へという考え方の転換を踏まえた上で諸問題の解決を図ることが緊急に求められている。人間の安全保障に軍事力が寄与し得ないことは明らかであることから、日本は、憲法が掲げる人間の安全保障を確固たる哲学として貫き、持続可能な経済の確立、国際的な人権保障の枠組みの構築、軍備の廃止等の具体的施策を講ずるべきである。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
 - ・ 国家間又は国連による安全保障を前提に、それを補完するものとして、人間の安全保障を考えるべきである。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
 - ・ 貧困、経済格差等に対する弱者の人権を強調した人間の安全保障の確立を図ることにより、軍事力によらない安全保障が可能になると考える。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

e. 軍事以外の分野も含めた安全保障の確立を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、環境問題、軍縮、貧困、エネルギー、食糧、感染症等の「グローバル・ガバナンス」の場面で独自外交を展開する一方で、「パワー・ポリティクス」の場面で中国を抑止するために日米同盟を堅持するという二重構造をとるべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 軍事だけでなく、外交、政治等を含む総合的観点から安全保障を考えるべきであり、また、その旨憲法に明記すべきである。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 米国と同盟関係にあることのリスク、米国が中国と同盟関係を結ぶ可能性、サイバー・テロ、人道問題等のさまざまな要素等にかんがみれば、憲法制定時と比べ、安全保障問題が格段に複雑になってきていることを考慮すべきである。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本の平和の基礎は、食糧及びエネルギーの確保にある。(斉藤鉄夫君(公明)・151回・H13.2.8)
- ・ 日米関係が重視された時代からアジアとの関係が重視される時代になって

いる現代において、FTA 等により経済分野でのアジア各国との交流を深めていくことは、安全保障上の重要な柱であり、また、軍事的な安全保障よりも有効に機能することが期待される。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.4・神戸、154回・H14.3.28・国際小)

- ・ 環境、食料品の安全、抗生物質等の問題は、軍事力によって解決できるものではなく、科学技術や経済力を充実させ、又は強化させることにより、国民を守る必要がある。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 21世紀における日本の安全保障上の最優先課題は、核融合エネルギーが実用化されるまでのエネルギー源の確保である。そのため、日本は、あらゆる諸国と友好関係を築くとともに、シベリアの産油、インドネシアの天然ガス等の開発に対しより一層の支援を行うべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 侵略に対し無抵抗を貫くことや、完璧な自衛のための軍事力を整備することは、現実的でない。軍事戦争だけが社会を破壊する要因でないことから、環境、食糧、科学技術等広範な分野に係る国力を増強することにより社会を守る体制を整備すべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 冷戦終結後、脅威が多様化していることにかんがみれば、国家の安全保障は、原状を回復するという意味での軍事面と、予防外交、信頼醸成、復興支援等の非軍事面とが適切に調和されたものでなければならない。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 国家の安全を考えるに当たっては、軍事面だけでなく、金融面、経済面等を考慮する必要がある。また、国家の利害を人間中心に評価し、国際的な同意を形成することが重要である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 個人の尊厳を守るという精神を家庭、地域社会、国家へと同心円的に広げていくことや人的交流等を図ることが、侵略に対する抑止力になる。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 米国追従の態度を改め、徹底した平和主義を堅持しつつ、食糧、エネルギー、資源等に関する自給国家の建設という観点から、政治的・経済的に自立した国家として世界平和に貢献すべきである。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

f. 「世界連邦」等の下での安全保障の確立に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 「世界連邦」の創設は究極の目標であるが、21世紀において、これが実現さ

- れるとは考えられない。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 各国は軍隊を持たず国連に軍事力を集中させるとともに、国際紛争を解決するための裁判制度を実効化させるという「世界連邦」の考え方の下に、恒久平和を目指していくべきである。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.12.6、154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.7.11・国際小、154回・H14.7.25)
 - ・ グローバル化の進展に伴い、現行の国連の機能を超える「世界国家」が創設される可能性があると考え。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・ 世界政府の創設を想定するものではないが、どのような国家であっても侵略を認めないという国際システムを強化していく必要がある。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 「世界国家」のような中央集権的な統治機構が国際社会に創設される可能性はなく、また、その創設は、かえって国際社会に害悪をもたらすおそれがあると考え。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 世界政府が実効的に機能するとは考えられず、また、創設するとしても、その手続は慎重でなければならない。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 即座に地球的市民社会が形成されるわけではなく、その実現に当たっては、さまざまな手段が存在すると考えられる。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 軍事力等の国家権限を委譲する「世界連邦」構想は、理想として追求すべきであるが、実現困難である。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 国家間紛争を抑制するシステムが必要であるが、具体的な実現方法に関する考えは、まとまっていない。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)

g. 主権国家としての責務という観点から安全保障の確立を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 武力紛争が頻発している現状にかんがみれば、前文の「平和を愛する諸国民」という空虚なものに日本の安全を委ねることは、適切ではない。したがって、日本の安全保障を踏まえた上で、前文を全面的に見直すべきである。(安倍晋三君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 国民の生命・財産、国家の主権・名誉、国益等を守る国家及び政治家の責務にかんがみ、独自の情報力及び政治の意思決定能力を通じて日本の大義や正義に基づき行動することができるよう、他力本願的な安全保障を基調とする前文や9条、自衛隊法等の改正を検討すべきである。また、外交保護権を憲法に明記すべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27、150回・H12.9.28、150回・H12.11.30、154回・H14.4.25)

- ・ 憲法には、自国の安全保障を他国の信義に依存し、他方、他国の安全のための義務を果たさないという国際的不信義が含まれているという意見に同感である。(鳩山邦夫君(自民)・150回・H12.10.26)
- ・ 国の独立及び国民の生命・財産を守ることが国政の責務であることを踏まえた上で、一定の警戒心を持って諸外国と付き合うとともに、外交・安全保障政策を推進していく必要がある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 現在、諸国民の公正と信義に信頼して日本の安全保障を考える状況にはなく、また、国連中心主義による安全保障の確立も妥当でないと考える。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 国民一人ひとりの平和、安全、幸福、利益等を擁護することは国家の責務であり、また、国家間の正常な国際関係によって国際平和はもたらされるものであるから、「国のかたち」を考える上で、前文、9条等の改正が不可欠である。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 国民及び国家を守るという観点から安全保障を図る旨憲法に明記すべきである。(小林憲司君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 13条に規定する生命権や自由権を擁護する国家の責務という観点から、防衛問題について議論すべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ 日本の安全及び生存を諸国民の公正と信義に委ねるのでなく、国民の生命・財産及び人権を守ることを国家の役割として前文に明記すべきである。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 国家間関係の緊密化が進んでも、国家は、国防及び国民の安全の確保を基本責務とするものであるから、自分の国は自分で守る旨憲法に明記するとともに、東アジアにおける不安定要因の増大にかんがみ、日米安保条約に基づく米軍の役割を段階的に縮小する一方、自衛隊を中心とした安全保障の確立を図るべきである。(藤島正之君(自由)・151回・H13.3.22、151回・H13.4.16・仙台、151回・H13.6.14、154回・H14.4.22・沖縄、154回・H14.4.25)
- ・ 国を守るという気概に溢れた憲法を持つべきである。(中村鋭一君(保守)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 相互依存関係が深化している国際社会において、日本が、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼することなくして発展することはあり得ないが、主権国家である以上、これに一国の平和と安全を託すことが国家の施策として正しいかは疑問である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 冷戦終結後、グローバル化が進展し、国際社会における主体が多様化して国家の影響力が相対的に低下する状況にあっても、国家がどれだけ効率的かつ

効果的に国民の利益を擁護できるかという問題は、非常に重要である。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)

- ・ 国家としての自立を図るため、防衛及び外交の分野における体制の整備を図るべきである。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 防衛力を持たない国家はあり得ず、また、国民の生命・財産の保護及び自国の防衛を他に委ねる国家はいずれ衰退し滅亡するというのが、歴史の原理である。日本は、完璧に自国を防衛する体制を整備すべきであり、また、それにより、抑止力が生じると考える。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 国民の生命・財産及び国の主権を守ることが国家の責務である。したがって、日本は、国連軍の創設を目指すべき理想として掲げつつも、独自の安全保障体制を整備する必要がある。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 軍事、経済、産業、通貨、人権、環境等のあらゆる分野において「自分の国は自分で守る」という気概をもって、国民を守るための新しい国民憲法を制定するとともに、自らが属する地域における安全保障体制の整備を図ることが必要である。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 国家の相対化が進んでいると言われる国際情勢においても、人々は歴史、文化、言語等の理由でその地域に居住していること、国家は民族間紛争の中で形成されてきたこと等にかんがみれば、治安維持及び防衛を基本課題とする国家の存在は、否定されるものでない。21世紀において、日本は、中国、北朝鮮等からの圧力に対処するための国家体制を構築し、国防のためのさまざまな負担を覚悟する必要がある。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 国民の生命及び身体の安全の確保は、国家の最重要課題である。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 自国を守ることは国民の権利かつ義務であることから、自国の安全を他人任せにする趣旨の前文は、妥当でないと考える。国の独立があつて初めて国民の権利が守られるということを重視すべきである。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 武力の裏付けなくして国家の独立と平和を維持することはできないことを踏まえ、在外邦人の保護、国際的平和活動への参加、テロへの対応等の諸問題に対処するため、9条を改正すべきである。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

h. 国際平和の維持を重視した上で安全保障の確立を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 日本の平和は、国際協力なしにあり得ない。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11)

- ・ 地球規模の新たな課題が生じ、国際協調が不可欠となっている今日、国際平和と自国の安全のため、国が果たすべき責務及びその憲法上の課題を検討すべきである。(鹿野道彦君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・ 日本の周辺が平和で安全であることが日本の繁栄につながるという意見に同感である。(武山百合子君(自由)・150回・H12.9.28)
- ・ 国際社会において、日本は、他の構成員とともに責任を共有することが不可欠である。また、安全保障、危機管理等に関する法規は、国際的に共通の基準にのっとったものとすべきである。(野田毅君(自由)・147回・H12.2.17)
- ・ 日本は、国連を中心とした体制を重視することを通じて、安全保障の確立を図るべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 国際社会の平和と安全の維持に対し日本が貢献することは、日本の平和と安全を維持していく上でも重要である。したがって、国民の生命・財産を守るとともに、国際社会に協力するという視点から、議論の分かれている9条について、その改正の是非を議論すべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.6.24・札幌、154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 周辺諸国の平和が確立されることにより日本の平和が確保されることにかんがみれば、アジアにおける平和の維持に対し、日本の力を有効に利用すべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 国内における安全保障を確立する一方で、ロー・ポリティクス分野を手始めに国際平和を構築するための努力をすべきである。その際、ODA等をどのように活用していくかが問題となる。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)

i. 同盟を重視する安全保障の確立に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 安全保障については、勢力均衡と抑止力及びこれらを補完するものとしての相互依存という現実にとった三つの方法を組み合わせることにより、その確立を図るべきである。(柳澤伯夫君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 日米安保体制を前提としてアジア太平洋地域、引いては国際社会全体の平和秩序を構想することは、もはや、時代遅れである。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 国連が予見し得る将来において戦争違法化のルール違反者に対する制裁を実効化させることは困難であり、国家間協力の枠組みにおいて解決せざるを得ない。したがって、国連中心ではなく、抑止力や勢力均衡により、平和

- を維持していくことになると思う。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 冷戦終結後、日米安保体制を重要な基軸として強化し、これをアジア太平洋地域全体の安定装置として活用し、低強度紛争等安全保障上の危機への対処に自主的に取り組み、国際の平和を維持する国際的な共同対処に参加する必要性が生じていることにかんがみれば、国民のコンセンサスを得た上で、憲法を改正すべきである。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
 - ・ 日本は、大規模国家であり、かつ、国際社会への依存度が高い国家であることを認識した上で、国民の安全を守るため、外交努力を尽くすとともに、防衛力の整備を図りつつ米国との同盟関係を重視していくべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
 - ・ 21世紀の安全保障を考えるに当たっては、同盟関係を運命共同体ととらえるのではなく、国家理性に基づく同盟関係の構築を考える必要がある。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
 - ・ 日本は、互恵的に国益の伸長を図り、かつ、国際政治・経済環境の優位性を確保するという観点から、相互補完的な日米同盟を基軸とする世界秩序の維持に向けた外交努力を尽くす必要があり、その外交努力こそが、国際社会における政治的道義性を確立することにつながると思う。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(2) 9条解釈のあり方等

a. 9条解釈のあり方等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 解釈をめぐる神学論争が生じるような9条の文言をそのままにしておくべきではない。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 9条2項の「前項の目的を達するため」という文言が後段までかかるか否かが不明であることから、日本語として明確な表現に改めるべきである。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・ 一般抽象的にどこまで認められるかという憲法解釈の問題と、個別具体的な状況でどのような立法や政策判断をすべきかという問題とは、区別して論じられなければならない。(中村哲治君(民主)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 9条の解釈を裁判所や内閣法制局に委ねるのではなく、国会が、十分な議論を尽くした上で解釈をし、必要であれば改正論議をすべきである。(細野豪志君(民主)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 13条や25条を広く解釈して新しい人権を認める立場に立つ者が、9条について拡大解釈を認めないのは、論理整合性に欠ける。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 国際事情が緊迫する場合には、憲法の一部について動揺することがあり得る。これまでは、そのような状況に解釈改憲で対応してきたが、冷戦終結後の情勢の中で、今後の対応のあり方が問われている。平和主義の目的として「正義と秩序を基調とする国際平和」が掲げられていることにかんがみれば、その目的に沿った9条の解釈もあり得るが、それは、最大の政治問題であると考える。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 憲法改正しなければ軍隊を保有できない、十分な国際協力を行うことができない等の主張に対し、解釈及び細部の調整により対応してきたが、そのような対応は、限界に近付いている。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 9条に関する政府解釈は、正当性を有するものではない。自衛隊の創設、日米安保体制の構築等の政治目的を実現するための解釈により、憲法規範は歪曲され、また、政府に対する国民の不信と憲法軽視の風潮が助長された。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 9条は、本来、日本の自衛と国際社会の安全保障体制への参加を根拠付けるものであったが、厳格解釈に固執することにより、戦争責任を認めない代わりに、再び戦争を行わないとのメッセージを近隣諸国に発信するという機能を果たし続けている。しかし、9条に関する政府解釈は、整合性がとれておらず、また、国家の基本原理に関わる安全保障問題に解釈の変更により対処することは、国民の憲法に対する信頼を損なう。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 憲法を改正せずに解釈論で対応し法律で規律する方法は限界にきており、法治主義の原則からすれば、必要であれば憲法改正を考える必要がある。しかし、その前提として、憲法の理念を活かす形でどれだけのことができるのかを考える必要がある。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 9条は一義的な規定でないと考えられるため、その枠内でどのような措置が認められるかという点について、解釈は分かれ得るのではないか。9条問題については、裁判所が政治プロセスの判断を尊重し、最終的に国民の判断に委ねることが適切である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 憲法の下で軍事貢献ができないとしつつ、有事法制やテロ対策に解釈で対応することには限界がある。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b. 議論すべき事項に関する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法のあり方を考えるに当たっては、国会議員が国民のために冷静に議論していくことが重要であり、その中で、軍事力の規模、地域共同体のあり方、国連との関係等が自ずと明らかになると考える。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 9条論議は、理想主義的に軍備の全面放棄を定める9条2項の是非の問題に絞られている。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・ これまで、国際協力等の手段として9条の是非が論じられており、価値の追求という本質的な概念が論じられてこなかった。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 侵略戦争を放棄する1項については、各国憲法にも存在する規定であり、外交における政治的価値として重視すべきであるが、戦力の保持を禁ずる2項については、日本国憲法特有の規定であり、制定経緯を踏まえた上で見直す必要がある。(島聡君(民主)・147回・H12.5.11、154回・H14.4.22・沖縄、154回・H14.4.25)
- ・ 憲法には、現代社会の実態への対応に係る根拠を欠いている部分が多くあり、したがって、国民の平和と安全を守るための要素を徹底的に研究していく必要がある。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 9条をめぐる対立は、自衛権の保持、自衛隊の存在、国際協力のあり方等を明記するか否かの対立に集約されるが、その対立は、平和憲法の趣旨について国民的コンセンサスが得られている以上、手法の対立に過ぎない。(石田勝之君(明改)・147回・H12.4.27)
- ・ 安全保障に関する世論の分断の原因を検討するとともに、国民の意思を統合しつつ新たな憲法を構想していく必要がある。(福島豊君(明改)・147回・H12.4.20)
- ・ 自衛のための戦力の保持、集団的自衛権の行使、国連を中心とした国際協力等について、検討すべきである。(塩田晋君(自由)・149回・H12.8.3)
- ・ 「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の文言が制憲議会の審議過程で加えられた経緯を調査すべきである。(山口富男君(共産)153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 文民条項が加えられた経緯、芦田修正と文民条項との関係等について、調査すべきである。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 異なる内容を有する9条1項と2項とを分けた上で、大きな矛盾を抱えてい

- る 2 項について議論すべきである。(北岡伸一参考人・147 回・H12.4.6)
- ・ 21 世紀の日本のあるべき姿と関連させて憲法を論ずる前提として、9 条に関する政府解釈の変転の経緯及び理由を客観的に調査すべきである。(小林武参考人・150 回・H12.11.9)

c. 9 条論議の進め方に関する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法、特に 9 条の問題を十分に議論した上で、有事法制等の安全保障に関する問題を議論すべきである。現在の議論は、その順序が逆になっているため、拡大解釈や曖昧さという問題を生じさせ、国民に分かりづらいものとなっている。(石川要三君(自民)・154 回・H14.5.9・国際小)
- ・ テロ対策特措法等の法整備を行うに当たっては、世界の常識が日本の常識になるよう、安全保障に関する議論を国民の深い理解を得た上で進める必要がある。(伊藤公介君(自民)・153 回・H13.10.25)
- ・ 国会における憲法論議は、既に尽くされている。中立的な立場から安全保障に関する政策提言のできるシンクタンクが存在しないということは、問題である。(土屋品子君(自民)・154 回・H14.5.9・国際小)
- ・ 憲法と国連憲章との比較検討をすべきである。(船田元君(自民)・147 回・H12.4.6)
- ・ 9 条のように解釈が分かれる規定は、成文憲法の規定として問題がある。自衛のための軍隊の保持、国際協力としての戦力の供与等に関する方向性を定めた上で、その方向性に沿った憲法改正を検討すべきである。(穂積良行君(自民)・147 回・H12.3.23)
- ・ 9 条を改正するに当たっては、国際社会の理解を得る必要があるのではないか。(柳澤伯夫君(自民)・147 回・H12.5.11)
- ・ 国連憲章では、加盟国に対し個別的自衛権及び集団的自衛権を認め、他方で、集団安全保障の枠組みを定めており、両者の違いを明確にとらえる必要がある。(中村哲治君(民主)・154 回・H14.5.9・国際小)
- ・ 憲法調査会があと 2 年で区切りを迎え、また、有事法制が今後 2 年かけて整備されるという「二つの 2 年」を踏まえ、9 条を含む憲法改正の是非を選挙の争点にすべきである。(赤松正雄君(公明)・154 回・H14.6.6・国際小)
- ・ 9 条については、意見の対立が顕著であり、コンセンサスが得られるよう、時間をかけた議論が必要である。(上田勇君(公明)・153 回・H13.12.6)
- ・ 9 条については、これまでの対立もあり、また、各人の価値観に関わる問題であるため、当分の間、これを堅持しつつ、国民の合意が得られる形で広範な議論を進めていく必要がある。(斉藤鉄夫君(公明)・153 回・H13.12.6、

154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 9条について、原理主義的な議論や一国平和主義論を続けることは、生産的でない。国力を増大し、かつ、市民の生活を豊かにするための実践論と政策が求められている時代であると考え。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 9条を改正しようとする、表現の問題で莫大なエネルギーを使うことになる。それよりも、テロ対策や有事立法にリソースを割く方が有益である。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 9条については、具体的なものを提示し、その是非を国民が議論することが重要である。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 日本の安全保障政策を考えるに当たっては、軍事大国への途を歩まない旨認識した上で、十分な国内世論の形成及びアジア諸国の理解を求める努力が必要とされる。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

d. 9条解釈のあり方等に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 9条改正に反対する主張の背景には、先の大戦において軍部の独走を許した反省から、軍事当局に対する不信感があると考えられるが、憲法においては、文民統制の規定に基づき、国家及び国民によるコントロールが可能となっていることを認識すべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 9条を議論することにより、理想を追求する外交を展開してきたという政治的価値が滅殺されるおそれもあるが、9条に関するさまざまな見解を踏まえ、9条問題を徹底的に議論していかなければならない。(島聡君(民主)・147回・H12.4.6、154回・H14.4.25)
- ・ 9条を堅持すると主張しつつ自衛隊や日米安保条約を是認する護憲派の立場は、政治判断としてはやむを得ないとしても、諸外国に対し、不信感を抱かせる結果になっていると考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・ 9条本来の意味を再確認し、これが十分に機能し得るものか否かを議論することが必要な時期に来ていることについて、ほとんどの国民に異論はないと考える。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 湾岸戦争の際、それまでの安全保障をめぐる議論が集約されていなかった結果、国民全体としての決断ができなかったが、その当時の政治情勢にかんがみれば、致し方のない側面もあった。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 国防の議論は、徴兵制や自らの生死という極論に直結する傾向があるが、国

防予算のバランス等の問題を含む幅広い視野から議論すべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)

- ・ 9条問題は、一切の軍事力が不要であるとは言い切れなかった憲法制定時の国際情勢から、何らかの影響を受けているのではないか。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(3) 安全保障と国民意識

<委員の発言>

- ・ 沖縄の人々が、他の都道府県の人々に比べ憲法又は安全保障に対する意識が強く、また、さまざまな意見を有していることは、当然であると考え。(今野東君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 対外的に徹底した平和主義を表明する一方で内心では自衛のための戦力を保持することができるとしていた建前と本音との使い分けが、安全保障問題に係る国民の認識を大きく歪めてしまった。また、現代の若い世代には、安全保障に対する問題意識を持たないという空洞化の現象が見られる。(福島豊君(明改)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・ 湾岸戦争、カンボジア PKO 等を経て国民は 9 条が国際活動を制約するものであれば改正すべきと考えようになり、また、自衛のための実力行使までも認めないとする議論は現在ほとんどないことから、安全保障をめぐる国民意識の分断の程度は大きく変化したが、現在及び将来の必要性を洞察する筋道を示すことがなければ、国民意識の分断を完全に解消することは困難である。また、安全保障についての国民意識の空洞化は、戦後世代において避けがたい問題であることから、一握りの者が外交・安全保障問題に関心を持ち、責任をもってパブリックを支えていくことが重要である。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 冷戦終結後、国民が、国民の利益を守るのが国家であるという認識を深めるとともに、国家の構成員として何をすべきかを考える必要性が増してきている。その際、民族の一体性を強調する方向にのみ議論が進むことは、国際社会における国家の役割に係る一面的理解を生じさせるおそれがある。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 自分の国を守るという気概が国民にないのは、自分の国を愛せなくなっているからである。過去の過ちを改め、新しい国造りをするという気概を持たな

- い限り、国を愛することはできない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 高校生の多くは、9条が拡大解釈されており、また、大人が詭弁を弄していると考えている。(遠藤正則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 前文及び9条により自国の安全を他人任せにして国を守る義務のない国民は、個人を超える価値観を子どもに自信をもって教えることができず、そこから教育問題が生じている。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

(4) その他

<委員の発言>

- ・ 安全保障に関する共通の基盤が築かれた現在、憲法をはじめとするさまざまな法制度の整備を早急に行う必要がある。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ ITというコミュニケートのための手段を戦争を起こさない条件作りのために活用すべきである。(大島令子君(社民)・151回・H13.3.8)

<参考人等の発言>

- ・ 安全保障等について憲法に詳細な規定を設けることは、世界情勢の大きな変化にかんがみれば、効果的かつ効率的な政策追求を困難にする側面がある。各政党が具体的な理念や政策をマニフェストという形で明示し、政権党となった場合にこれを実現することが、民主主義政治が国際社会に対し発言力を有するための手段となる。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ IT技術を活用することにより、人を傷つけることなく武器の破壊、取締り等が可能になると考える。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 冷戦後の安全保障が主体、リスクの範囲、手段等の点で変化していることにかんがみ、首相に総合的な国家戦略機能を付与し、各省庁の機能を総合的に発揮させる体制を整備すべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 今後、日本は、さまざまな情報を取捨選択して主体的に考えていく必要があり、そのためにも、特に国際問題について、多様な立場の者が参画して政策提言を行うシンクタンクを創設することにより、情報基盤の確立を図る必要がある。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

2. 平和主義及び非核三原則等

(1) 平和主義

A. 平和主義の意義のとらえ方

a. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとらえ、積極的に評価する 発言

<委員の発言>

- ・ 戦争違法化の流れの中で憲法が制定されたことにかんがみれば、自衛権行使の場合を除き戦争の名の下に人を殺すことを違法とする 9 条 2 項は、「人類共通の遺産」とも言うべき重要な規定であり、その改正は、9 条の基本を変更することであるため、妥当でないとする。(大出彰君(民主)・151 回・H13.3.22、153 回・H13.12.6、154 回・H14.7.25)
- ・ 憲法は、世界平和のため武力行使手段の保持を禁ずるとする国のあり方の理想を他の国に先駆けて掲げている。(今野東君(民主)・153 回・H13.12.6)
- ・ 9 条は、政治家及び国家権力が武器を用いて権力を行使することに対する戒めとして機能してきた。(土肥隆一君(民主)・147 回・H12.3.23)
- ・ 前文及び 9 条は、戦争の世紀を体験し、これを繰り返してはならないという反省から制定されたものである。(山花郁夫君(民主)・150 回・H12.10.26)
- ・ 9 条には、ひめゆり学徒隊の悲惨な体験を踏まえた平和への思いが託されている。(赤嶺政賢君(共産)・153 回・H13.12.6)
- ・ ハーグ世界市民平和会議において、戦争体験に根差し、また、戦争違法化の歴史と国際社会の潮流を戦力不保持にまで発展させた 9 条が、世界秩序の先駆をなすものとして高く評価されたことを認識すべきである。(佐々木陸海君(共産)・147 回・H12.2.17、147 回・H12.3.9、147 回・H12.4.6)
- ・ 憲法に掲げる恒久平和主義は、戦争の惨劇を繰り返さないという国民の決意の現れであるとともに、戦争違法化に向けた国際的潮流を発展させた先駆的なものである。(塩川鉄也君(共産)・151 回・H13.2.8、151 回・H13.3.22)
- ・ 軍事力の行使をなくすという人類の進歩の歴史の中で、前文と 9 条とが一体のものとして掲げる平和主義は、単に武力行使等の放棄、戦力の不保持等を通じて平和を守るだけでなく、諸国民の公正と信義に基づく平和外交を通じて積極的に平和共存の道を創造し、それにより自らの生命及び安全を守るとする先駆的内容を有している。その意味で、21 世紀の光になるものであり、また、世界に広めるべき日本の宝であるとする。そして、この精神を発展させることにより、日本は、真に国際社会から信頼される存在になる。(春名真章君(共産)・147 回・H12.4.6、147 回・H12.5.11、149 回・H12.8.3、

- 150回・H12.9.28、150回・H12.11.30、153回・H13.11.26・名古屋、153回・H13.12.6、154回・H14.4.22・沖縄、154回・H14.4.25)
- ・ 科学研究及び技術開発は平和目的に限るべきとする精神が戦後の科学研究の歴史の中で明らかにされており、また、憲法の平和原則は、その精神を根拠付けるとともに、21世紀の科学技術の方向性を指し示すものである。(春名真章君(共産)・150回・H12.12.21)
 - ・ 沖縄県民の平和への願いにかんがみれば、憲法との乖離が著しい沖縄の現状について、武力行使等の放棄、戦力の不保持等の先駆的な内容を定めることにより恒久平和主義を徹底させ、また、諸国民の公正と信義に基づく平和外交を通じて積極的に平和共存の道を創造し、それにより自らの生命及び安全を守ることを宣言する前文及び9条を実現する方向において、解決すべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 憲法5原則の一つである恒久平和主義は、戦力の不保持をも定め、国連憲章を前進させたものとなっている。(東中光雄君(共産)・147回・H12.4.27)
 - ・ 国際の平和及び安全の問題については、憲法と国際法の到達点に足場を置いて考えるべきである。平和と安定への方向性が模索されている国際社会において、専制政治及び侵略戦争への反省に基づき国連憲章に定める戦争違法化を更に徹底させて戦力不保持を定める9条や諸国との連帯及び平和的手段を通じたあるべき国際社会の実現に向けての積極的な努力が宣言されている前文に示された先駆的な内容を有する平和原則が、21世紀における平和と諸国との友好関係を考えるに当たっての確かな拠り所として、また、市民社会の根本的土台として、世界から注目を浴びている。(山口富男君(共産)・149回・H12.8.3、150回・H12.9.28、150回・H12.10.26、150回・H12.11.30、150回・H12.12.7、151回・H13.6.14、154回・H14.4.25、154回・H14.5.9・国際小、154回・H14.7.25)
 - ・ 憲法は、軍隊を持たない新しい国家像を世界に問うものである。(阿部知子君(社民)・150回・H12.11.30)
 - ・ 核戦争が起きればすべての市民が巻き込まれる現代において、前文及び9条に掲げる平和主義は、文明的な国家間関係を築くという崇高な使命及び先の大戦での大きな犠牲と反省に基づき、軍事力によらない不断の平和的努力を通じた平和維持により「名誉ある地位」を占めることを内容とし、21世紀における人類の指針となるべきものである。したがって、先の大戦において国内唯一の地上戦を体験した沖縄の人々の「軍事力によって国民の生命は守れない」という発言や、一般市民の戦争被害に対する十分な救済は、重視されなければならない。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.3.22、151回・H13.6.4・神戸、153回・H13.11.26・名古屋、153回・H13.12.6、154回・H14.4.22・

沖縄、154回・H14.4.25、154回・H14.6.24・札幌、154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 戦争は戦争を生むという歴史認識、正義の戦争は存在しないという世界認識、個人の自由、以上三つの思想風土を背景とする前文の平和主義は、戦争と軍備を否定し、紛争を非暴力の手段により解決する理念と実践を意味する根本的な原理であり、また、これを具現化する9条は、戦争をせず、軍隊を持たない国という歴史上存在しないものを実現しようという理念を掲げる気概に溢れた規定である。そして、平和主義の思想風土に対する日本人の認識が、憲法を支えてきたと考える。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 憲法は、生態系の持続的発展を支える不可欠の条件としての平和の確保を根本課題とするとともに、戦力を持たないことは正しいことであり、正しいことほど強いものはないという信念に基づくものである。この憲法について、21世紀を見通した今後の指針となるべきものとしての評価が全地球的規模でなされている。9条は、武器禁輸原則、GNP1%枠等を通じて政府に対する歯止めとして機能してきたが、戦後、政府が憲法に則した平和政策を推進し、あらゆる国と中立対等の関係を樹立していれば、日本は、世界において道義的権威を確立していたはずである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 紛争解決に武力を用いないという基軸は、日本だけの考え方ではなく、一歩前に出たビジョンであり、また、国際社会から、無責任又は「一国平和主義」という批判を受けたことはない。この基軸を貫く思想、理念及び決意を国際社会に対し十分に説明できる力があれば、何一つ恥ずかしくない。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 9条において平和主義が定められたことの意義を高く評価している。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 憲法は、国民主権、立憲民主主義、自由、平和及び福祉を一体的な理念としてとらえ、地域紛争、グローバル化等の現代的課題に明快な理論的枠組みを提供している。また、9条は、侵略戦争の放棄、戦力の不保持等により平和主義を徹底させたこと、平和と人権が一体を成すものとして構成されていること等の点において先駆的であり、世界からも高く評価されている。したがって、9条改正による軍隊保有、海外派兵等は、憲法の優れた体系的・一貫性及び徹底性を破壊し、かえって地域紛争等の解決を妨げるおそれがある。(小田中聡樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 戦争に対する反省の上に立った憲法は、恒久平和を念願するとともに平和的生存権の存在を信じている国民が待ち望んでいたものである(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

- ・ 平和主義は、国際社会が戦争の世紀を経て人権の世紀を創造する潮流の中に位置付けられるものである。この国際社会の潮流に呼応していくことにより、日本は、主体的な国際社会への貢献を通じて名誉ある地位を占めることができると考える。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 戦争の反省から生まれた前文及び9条を柱とする平和憲法は、平和は戦争や軍隊で築くことはできないという認識から、一人ひとりの人間を大切にする思想及び非暴力平和主義を貫くものである。したがって、人間の安全保障政策を実行することにより、戦争の原因を根本から断ち切ることが、平和憲法の精神である。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ テロという暴力に暴力で対抗するという議論が緊張感もなくなされているが、暴力のもたらす結果にかんがみれば、そのような主張こそ、「平和」の中に安住してきた者の発想であると言える。(川畑博昭陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 前文及び9条は、国連の目的及び理想を受け継ぐものである。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 沖縄戦の教訓は、戦争になれば軍隊は国民を守らないということである。また、政府が非武装平和主義に即した外交政策を展開していれば、日本は、国際社会において高い地位を獲得していたはずである。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 戦争の惨禍を生じさせた明治憲法下における軍国主義という過ちを繰り返さないようにとの願いを込めて、9条において、戦争放棄及び恒久平和が宣言されている。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 沖縄戦の教訓は、戦争になれば軍隊は国民を守らないということである。民主主義、基本的人権の保障、国民主権等の前提となる平和主義は、先の大戦において悲惨な体験をした国民の平和への願いが集約されたものであり、また、戦後の復興及び発展の基盤となったものであることから、21世紀の人類の進路を指し示すものとして、世界に誇るべき国民の命そのものである。したがって、武力でなく平和手段による平和の実現を内容とする9条を改正することにより、アジア諸国からの反発と不信感を招来させ、再び孤立と自滅の道をたどるのではなく、これを世界各国の憲法に採り入れてもらうよう訴えていくべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 安全保障の確立に軍事力は不可欠であると主張する者は、どの程度の軍事力を保持すれば安全保障が確立できるかという指標を示すべきであるが、それは、不可能であろう。軍事力によらず平和を維持する方が現実的であり、また、理念として正しい。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 平和主義を戦力不保持等の内容を有するものとしてとらえることに否定的な発言

b-1. 武力は不可欠であるという国際認識に立つ立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 地域紛争の多発、日本の置かれている地域環境等にかんがみれば、冷戦が終結し平和になったから現状のままでよいとする意見に与することはできない。(石破茂君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 日本が武力を保持しない限り平和は維持されるという考え方は、妥当でない。(高市早苗君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 諸外国の公正と信義を信頼することは、現在の国際認識として妥当でない。むしろ、憲法に掲げる平和主義及び民主主義に対し確固たる思いを有している国民を信頼すべきであり、また、軍事力が抑止力として機能することにより、平和状態を現出させているという現状を認識すべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ これまで、平和憲法を遵守し世界に広めれば平和を築くことができるという誤った認識が持たれてきた。(平沢勝栄君(自民)・150回・H12.12.7)
- ・ 平和を唱えるだけでは平和を実現することはできないのであり、国民の権利及び財産を守るために戦うことも平和の一つであることを認識すべきである。(小林憲司君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ パワー・バランスによって平和が維持されているという国際社会の現実を踏まえるべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 9条の理想は評価するが、自衛権の保持及び行使を認めない限り、平和への精神が希薄になるのではないか。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・ 前文と9条との関係は、論理的整合性を有するものであり、一つの理想像を示すものであるが、現実に即したものでない。安全保障に関する議論については、いかなる場合であっても暴力に訴えることは許されないという考え方と、暴力を受けた場合には自らを守るための最低限の暴力をもって対処することを認めるべきという考え方との対立があるが、私は、後者の考え方に与する。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.11.26・名古屋、154回・H14.4.25)
- ・ 9条は、相互依存が深化した現在の国際社会で生じる紛争をどのように解決するかという発想に欠けている。(達増拓也君(自由)・150回・H12.12.7)
- ・ 9条は、理念として評価し得るが、現実的には、十分に機能しにくい側面がある。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 前文に掲げられた理想は崇高であるが、「和」の精神だけで日本が世界に伍していくこと及び国民の利益を守ることは、困難である。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.29)

- ・ 前文は、世界観的な平和主義が掲げられているなど高邁ではあるが、ユートピア的である。平和主義を貫くことは重要であるが、現在の国際情勢にかんがみれば、軍事大国の武力による抑止力の効果が依然として残っている部分があり、武力行使が必要とされる場面があるのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.9.28、150回・H12.10.12)

<参考人等の発言>

- ・ 9条1項については、国際連盟規約、不戦条約等に示された国際協調による平和という考え方を発展させたものであり、このような規定は多くの国の憲法で既に採り入れられている。他方、2項については、世界でも稀な規定であるが、このような規定を積極的に採り入れようとする国は存在せず、また、法理的に不自然であり、国際平和の維持に向けた積極的な外交政策を展開する上での制約要因となっている。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 武力を放棄すればすべての問題が解決するわけではない。一定の防衛力、国際社会における警察力等の強化が不可欠であること、武力廃絶のために武力に頼らざるを得ない側面があること等の現実を直視すべきである。その現実を強調しない平和のメッセージを次世代に伝えることは、かえって無責任になると考える。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 世界平和という存在しない理想ではなく、力を用いて相手を排除する「淘汰」と、慈悲の精神に支えられている「社会的約束事」とが存在するという国際社会の現実を直視すべきである。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 紛争解決に武力が必要な場合があるという国際社会の現実を無視した空理空論である1項も含め、9条は、全面的に改正されるべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 9条の理念を賞賛したとしても、日本に続いて自国の戦力を放棄する国は存在しない。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 平和主義は、日本の安全保障環境を踏まえた現実的な対応であったが、紛争の解決に当たって話し合い等の平和的手段が実効性を有さない場合があるという国際社会の現実を踏まえた上で、軍事力の保持等の問題について、総合的に判断すべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 前文及び9条に示された「平和を愛する諸国民」を前提とする平和主義は、敗戦に伴う戦争への忌避感に基づくものであるが、国際認識として妥当でない。戦後日本が戦争を体験しなかったこと、世界は平和なものであるという前提に立つ憲法があること等の理由から、多くの国民はこの時代が平和な時代であると誤解し、平和主義に代わるものとして「国家無用論」が唱えられるようになっているが、現実には、戦争は頻発しており、戦争違法化のルー

- ルが各国を拘束し得るものかは疑問である。世界平和の促進や友好的な国家間関係の構築という理想や戦争違法化のルールに過大な期待を抱くのではなく、現実に即した考え方により、ある程度の共存を図るためにどのような施策が必要かを考えるべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 侵略戦争を否定する規定を改正する必要はないが、戦力の保持を禁止する規定は、過度の規制であり、今日の国際情勢を踏まえた常識的な議論をした上で、改正すべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・ 各地で残虐な戦争が行われていることを考えれば、戦争の放棄、軍隊の不保持等の偽善を憲法に掲げるべきではない。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・ 9条において、長期展望に基づく戦争放棄に向けた高度な理念が示されているが、現代の国際情勢において絶対の平和や安全は存在しないことを認識した上で、国際社会における日本の役割を考えていくべきである。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 一方的な戦争の放棄や武力行使の否定は、外国にとって侵略容認の信号になることを認識すべきである。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 9条は、国際社会における平和が所与のものとして存在するという誤った認識に基づく、いわば主権制限条項である。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-2. 日本の国際社会に対する関与のあり方が一国平和主義であると批判する発言

<委員の発言>

- ・ 前文は、諸国民の正義等に信頼するという人類性善説を前提としているが、同時多発テロ事件のような事態にかんがみれば、一国平和主義を維持していくことが妥当なのかは疑問である。(中川昭一君(自民)・153回・H13.10.25)
- ・ 武装することは平和を破壊することであるという考え方や、安全保障に対する無責任体制とも言うべき観念的かつ特殊な平和観念が横行している。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 現在、平和主義とは一国平和主義でよいのかという問題が提起されており、その問題を議論することは、9条の意味内容を問う憲法論議につながっている。(太田昭宏君(公明)・150回・H12.10.12、151回・H13.6.14)
- ・ 一国平和主義の原点には、憲法制定当時、国際社会が日本を防護してくれるため軍備は不要であるという意識を国民が持っていたことがある。このような憲法制定時の認識と現在の認識との間にはギャップがあり、これを解消するため、憲法改正が必要である。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- これまで、平和主義の観念的な意義が強調され過ぎてきたが、その本質を非武装であること、世界の平和秩序が侵害されているときに何もしないこと等ととらえることは誤りである。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- 平和を自己目的化して消極的平和主義に徹したままでは日本が国際社会において十分な役割を果たし得ないことが、湾岸戦争により明らかになった。この反省に立って、単に戦争を否定するだけでなく平和を通じて何を実現するかという積極的平和主義の立場から、9条を見直すべきという議論がなされていると考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- 憲法は、先の大戦への反省に基づき、侵略行為を繰り返さない旨国際社会に示すとともに、日本の国際社会における今日の地位を築いてきたという意味で、重要な役割を担ってきた。しかし、内戦や飢餓に苦しむ人々が存在するときに、自らの国だけが安全であればいいということでは、国際社会に対する責任を果たすことにならない。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- 日本は、軍事力を有していないとのごまかしをした上で、「平和国家」という国体論に閉じこもったため、国民モラルの退廃を招き、また、現行憲法の一国平和主義的な側面が強調されるようになった。平和憲法を不磨の大典にしてしまえば、冷戦構造崩壊後の国際社会において、国民を守ることはできない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- 一国平和主義は、現在の国際社会において通用するものではない。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- 憲法は、侵略戦争を行った日本が国際社会に受容されるための条件として、経済発展の基礎として、他国の紛争から利益を得ないという道義性を示す根拠として、戦争を反省し平和国家として生きていくメッセージとして、役割を果たしてきた。しかし、現在、制定当時の絶対的平和主義と日米安保条約との矛盾を国民が自らに納得させてきた自己欺瞞、一国平和主義とその下での経済繁栄という本音と建て前の使い分け等の問題点が顕在化し、憲法に対する冷笑主義が生じているとともに、日本人への偏愛と結び付いた極端に利己主義的な平和観が持たれるようになった。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

c. 平和主義の意義のとりえ方に関するその他の発言

<委員の発言>

- 事態対処特別委員会での議論が曖昧なことや、経済大国となったにもかかわらず外国から侮られていることの原因には、平和主義について徹底的に議論してこなかったため、その理解が漠然としていることがあるのではないかと。

- （石川要三君（自民）・154回・H14.5.9・国際小）
- ・ 侵略戦争の放棄は平和国家として当然のことであり、したがって、第2章の章名を「安全保障」とすべきである。（松沢成文君（民主）・154回・H14.4.25）
- ・ 平和主義の意味内容について共通認識が得られるよう、議論を深めていく必要がある。（倉田栄喜君（明改）・147回・H12.4.27）
- ・ 平和主義、国際協調等の意味内容について、議論を深める必要がある。（二見伸明君（自由）・147回・H12.4.27）
- ・ 平和主義は、国際的な平和や日本の平和及び安全の保障を国連の集団安全保障に依拠していたと考えられる。（今川正美君（社民）・153回・H13.10.25）

< 参考人等の発言 >

- ・ 平和主義は、憲法制定当初から、米国の核戦力を前提にしなければ成り立ち得ないものであった。また、日本人は、先の大戦において、加害者の一部であったという認識よりも、軍国主義の被害者であるとの認識を有しており、そのようなねじれた認識が、戦後の根強い反軍主義と平和主義を支えてきたと同時に、アジア諸国との和解を困難にさせてきた。（村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9）
- ・ 9条の理念は評価するが、その理念をどのように実現していくかという現実的な手段を考えることも政治家の役割である。（櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30）
- ・ 国連憲章と憲法との間には多くの共通要素が存在するとともに、憲法には国連の集団安全保障に対する漠然とした期待感が存在したが、内閣法制局による解釈の結果、憲法が求めるものと国連憲章が求めるものとの間にギャップが生じてしまった。（大沼保昭参考人・153回・H13.10.25）

B. 日本の平和と繁栄が維持されてきた要因

a. 憲法により日本の平和と繁栄が維持されてきたとの発言

< 委員の発言 >

- ・ 現行憲法の下に、日本が戦争をしなかったという歴史を持つに至ったという点は、重視されるべきである。（石毛鏌子君（民主）・147回・H12.4.27）
- ・ 我が党（民主党）は、憲法の三原則について、民主主義国家であり、かつ、平和主義国家である現在の日本を築く上で多大な功績があったと認識している。（鹿野道彦君（民主）・147回・H12.2.17）
- ・ 日本は、9条に基づく非核三原則、軍隊の不保持等の政策により、直接戦争に巻き込まれることなく、経済的繁栄を享受してきた。（山花郁夫君（民主）・150回・H12.10.26）

- ・ 日米安保条約の存在が日本の平和を支えてきたという意見に賛成することはできない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.6)
- ・ 戦後、9条と国民の力により、戦争をせず、また、人を傷付けなかったことは、国民の誇りである。(春名真章君(共産)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 平和憲法の存在及び55年体制時代の社会党の努力により、戦後の日本の平和が維持されてきた。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6)
- ・ 戦後の憲法体制が日本の今日の繁栄を導き出したことは、否定できない。(重野安正君(社民)・151回・H13.3.22)
- ・ 平和憲法は、日本の復興及び発展の基盤となり、また、国際社会に対し平和国家としての手本を示してきた。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.25)
- ・ 憲法を守ってきたからこそ、戦後、日本が戦禍に巻き込まれることがなかった。(原陽子君(社民)・149回・H12.8.3)
- ・ 戦後の日本の経済的繁栄は、侵略戦争への反省に基づく平和主義の理念を掲げる憲法の存在によるものである。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)
- ・ 国民は、憲法の下に平和のうちに暮らしてきた。(山口わか子君(社民)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 日米安保条約の存在により、日本が平和を享受することができたとは考えない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 敗戦後、日本は、平和憲法の理念から軍事力を建前として保持しないという国家体制を築き、戦争をしなかった。このようなことを背景に、日本は、安定した豊かな社会を築いてきたが、アイデンティティ・ゲームという新しい歴史のステージを迎える中で、憲法は、制度疲労を起こしている。したがって、憲法を改正する必要がある。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 憲法は、戦後の日本の経済的繁栄及び平和の確保に当たり、十分な役割を果たしてきたが、他方で、倫理的な退廃を招来させた。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 戦後、日本が戦争に加担せず、経済的な繁栄、人権の発展及び民主主義の前進を遂げてきたのは、憲法を拠り所とした憲法運動や、これを反映した立法及び行政の結果である。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 憲法があったからこそ、日本は、戦後、戦争をしないで済んだのである。(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 平和憲法により、戦後、日本は、一人の戦死者も出してこなかったのであり、これは、世界から高く評価されている。平和憲法の改正は、日本の誇りを捨て去ることにほかならない。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

- ・ 平和憲法の存在により、日本は、今日までの平和と安定を築いてきた。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 軍事力に依拠せず平和のうちに国家の存立を図るという決意は、50年以上にわたり、日本の平和と繁栄の基礎をなしてきたものであり、また、世界に対し誇りをもって提示し得る手本である。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

**b. 日米安保条約、自衛隊等により日本の平和と繁栄が維持されてきたとの発言
＜委員の発言＞**

- ・ 日米安保条約及び自衛隊の存在があったからこそ、日本は、平和と経済的繁栄を享受してきたと認識している。(石破茂君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・ 敗戦後、平和主義を掲げたことについては一定の評価をし得るが、独立後、自衛隊を創設し、また、日米安保条約を締結したことにより、日本の平和が維持されてきたと考える。(久間章生君(自民)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 改憲論がタブー視されたため、9条により戦後の平和が守られたとの幻想を国民が抱くようになり、日米安保条約に基づき米軍が駐留していることにより朝鮮戦争以降の日本を含む極東の平和が守られてきた事実を覆い隠してしまった。(葉梨信行君(自民)・151回・H13.6.14、154回・H14.4.25)
- ・ 平和主義をはじめとする憲法に掲げる理念が定着し、日本は、50数年のうちに、世界でも有数の社会を築いたが、日本の平和は、日米安保条約や自衛隊の存在によるものである。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 軍国主義が復活する方向で国民意思の統合がなされなかったことに一定の評価はできるが、憲法が改正されなかったために軍国主義が復活しなかったのではなく、日本の民主主義が軍国主義の復活を許さない程度に成熟したからである。(達増拓也君(自由)・147回・H12.5.11)
- ・ 戦後における日本の平和は、憲法ではなく、日米安保条約により保たれてきたものである。(安倍基雄君(保守)・H14.4.27)

＜参考人等の発言＞

- ・ 9条があったからではなく、日米安保条約があったからこそ、日本の平和は維持されてきた。強大な軍事力を有する諸国に囲まれている日本の国際環境にかんがみれば、日本が非武装に徹することで平和を享受することは困難であり、軍備のバランスを図るという意味で、日米安保条約が日本の安全の条件であったと考える。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 戦後50数年間日本が平和と繁栄を享受するに当たり、憲法は大きな障害とならなかったが、その反面、国民の精神的誇りが失われ、また、敗戦後遺症

- を払拭できなかった。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・戦後 50 数年間、日本が平和を享受してきたのは、日米安保条約という軍事力を担保とする同盟条約があったからであり、9 条があったからではない。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
 - ・半世紀にわたる日本の平和は、自衛権等に関する議論があったからではなく、地理的条件によるものである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.23)
 - ・日本の繁栄は、一国によってではなく、その時代ごとの世界最大の覇権国家との親密な同盟関係によるものである。そして、戦後の日本の大きな成果は、軍事大国にならなくても社会の豊かさを創り出し得ることを初めて世界に示したことである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.23)
 - ・日本人は、諸外国が公正と信義に基づき平和を維持していると考えているが、戦後 50 数年間、日本の平和が維持されてきたのは、日米安保条約と自衛隊の存在があったからである。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・戦後の沖縄の平和は、米軍の存在を無視して語ることはできない。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

C. 平和主義の今後のあり方

a. 平和主義の理念を堅持し及び実践していくべきとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・戦争目的の区別がつかないこと、国内で殺人を犯せば罪に問われる一方で国際的な大量殺人の罪が問われないこと等の現状にかんがみれば、戦争の違法性、核兵器の廃絶等に係るルールを厳格化することにより、戦争をなくす方向に進むべきである。(大出彰君(民主)・151回・H13.3.22)
- ・国家主権の一部が国際機関に委譲される現代では、主権の構成要素である武力の縮小・廃絶が目標として掲げられていることにかんがみれば、9 条の理念を世界に広げていく必要がある。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・日本は、平和に対する受け身的な意識を改め、平和、繁栄、環境、人権等の分野における民主主義を進展させる積極的な努力を進めていくとともに、戦争放棄条項を各国憲法に設けてもらうよう働きかけていくべきである。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・日本は、憲法前文の精神にのっとり、21 世紀にふさわしい恒久的な世界平和の構築に向けて主導性を発揮していくべきである。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・我が党(公明党・改革クラブ)は、平和憲法の象徴である 9 条を堅持する立場に立つ。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)

- ・ 21 世紀には、軍事力ではなく、国際的道理に基づく外交と平和的な話合いが国際政治の原動力になると考える。日本は、9 条を地球的規模で活かしていく努力をすべきである。(赤嶺政賢君(共産)・153 回・H13.12.6)
- ・ 非軍事的対応による紛争解決及び平和秩序の構築が大きな課題となっている 21 世紀において、日本は、9 条を活かした平和外交を通じて、世界に貢献すべきである。(佐々木陸海君(共産)・147 回・H12.5.11)
- ・ 21 世紀においては、軍事力による紛争の解決ではなく、国際的道理に基づく外交と平和的な話合いが国際政治の原動力になると考える。日本は、9 条に恒久平和主義を掲げる国家として、その精神を具体化するという観点から、これを主導していく責務がある。(春名真章君(共産)・150 回・H12.11.30、150 回・H12.12.7、151 回・H13.2.8)
- ・ 先駆的な憲法の平和原則や豊かな人権規定は、20 世紀前半の専制政治、侵略戦争等への反省を踏まえて生じたものである。21 世紀においては、軍事力ではなく道理に基づく外交や平等・互恵の精神に基づく平和的な話合いが国際社会を動かす原動力になるとともに、異文明間の平和共存が重要になると考えられるため、これらを憲法が制定時に示していた平和の方向において発展・具体化させることにより、多層・多次元の観点から世界とアジアの平和に積極的に貢献すべきあり、また、それに向けた条件が整いつつある。テロへの対応も、このことを基本として踏まえるべきである。(山口富男君(共産)・149 回・H12.8.3、150 回・H12.9.28、150 回・H12.10.26、150 回・H12.11.9、150 回・H12.12.7、153 回・H13.10.11、154 回・H14.5.9・国際小、154 回・H14.6.6・国際小、154 回・H14.7.25)
- ・ 侵略戦争に対する反省と憲法に掲げられた思想は今後も重要であることから、前文及び平和主義の象徴である 9 条を改正すべきとの意見に反対する。また、日本は、積極的平和主義を実践する場合であっても、軍事活動を展開すべきでなく、民族紛争等の解決に向けた平和的努力をすべきである。(伊藤茂君(社民)・147 回・H12.3.9、147 回・H12.4.27)
- ・ 不戦国家としての国会決議、平和基本法の制定等を通じて平和憲法の精神を具体化することが、新たな国際秩序を構築する上で最も現実的な方法であり、また、国際社会にとって積極的な意義を有することになると考える。(植田至紀君(社民)・154 回・H14.4.25)
- ・ 原爆の非人間性及び戦争の愚かさにかんがみれば、21 世紀は、核兵器も戦争もない平和な世紀にしなければならない。したがって、日本は、広島、長崎、沖縄等の悲惨な体験から憲法が制定されたことを認識した上で、前文及び 9 条の精神を世界に広げることにより世界平和の実現に係る名誉ある地位を占めるとともに、科学技術の発展の成果の共有等を通じて近隣諸国との関係

を築いていくべきである。憲法改正により世界の「常識」に近付けることや軍事大国化を図ることは、周辺諸国にとって脅威になると考える。(金子哲夫君(社民)・149回・H12.8.3、151回・H13.2.8、151回・H13.3.22、154回・H14.4.25、154回・H14.6.6・国際小)

- ・ 被爆及びアジアへの侵略という経験を踏まえて戦争放棄を誓った日本がアジアや世界の人々から信頼される唯一の途は、米国が正義の戦争と判断しても非戦・不戦に徹することである。国際交流を通じて、非戦・不戦国家を増やしていく努力をすべきである。(東門美津子君(社民)・151回・H13.6.14)
- ・ 敗戦を経て制定された平和憲法をテロ対策を口実として放棄してはならない。(原陽子君(社民)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法に掲げる平和主義を積極的に世界に広めていくことが重要である。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)
- ・ 憲法の三原則を堅持しつつ、アジア地域及び世界の平和の構築に向けて、憲法の精神の具体化を図る必要がある。(深田肇君(社民)・147回・H12.4.27)
- ・ 「良心的軍事拒否国家」という理想を掲げるだけでなく、これを具体化するために、難民救済、平和外交、対外支援等を実践していくことが重要である。(保坂展人君(社民)・150回・H12.9.28)
- ・ 欧州においてEU統合が推進されている今日であるからこそ、軍事手段を伴わない北東アジア総合安全保障機構の創設及び北東アジアの非核地帯化を構想するに当たり、前文及び9条の精神が輝くと考える。(山内恵子君(社民)・151回・H13.2.8)
- ・ 戦争が風化されようとしている今日だからこそ、戦争放棄及び恒久平和を定める憲法を大切に、これを世界に広めていく努力をしていかなければならない。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 9条を改正して「普通の国」になるべきとする主張に同意できない。日本は、経済大国から平和大国へと転換する努力において、単に非武装中立を唱えるだけでなく、長期的展望から、米国の武力による抑止力の枠組みから外れるとともに、平和主義を基礎とした世界構想としての「良心的軍事拒否国家」を念頭に置いて「市民的奉仕活動」を積極的に展開することにより、これからの日本と世界のあるべき姿を組み立てていく必要がある。その際、唯一の被爆国であること、アジアの中で大きな経済力を有していること、東西文化の融合する場所に位置していること、最先端の科学技術を有していることという四つのソフト・パワーを軸に、外交政策を展開していくべきである。また、教師は、信念を持って平和主義の原理に基づく平和教育を実践

- していくべきである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・「普通の国」論の背景には、日本が説明不足で外国から理解されていないという現状がある。したがって、日本は、政策及びその論理性を十分に説明し、外国から理解を得られるよう努力するとともに、徳を積んで「理想の国」を目指すべきである。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
 - ・21世紀において、日本は、平和憲法の規範を誠実に実践し、核兵器及び通常兵器の削減及び廃絶、発展途上国の慢性的な絶対的貧困、累積債務、地球環境の破壊、人権抑圧等の構造的暴力の解決に尽力することを通じて、世界平和の建設に貢献すべきである。また、近時の国際情勢においては、そのための条件が拡大している。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
 - ・単一国家としての平和主義ではなく、前文の趣旨に沿った形で世界の平和をどのように維持していくかという問題が、日本の国家理念として考えられなければならない。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
 - ・現代の戦争では民衆の被害が大きいことにかんがみれば、前文及び9条を改正することは、問題である。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・今やるべきことは、多くの犠牲の上に制定された9条を守ることであり、これを変えることではない。(齋藤孝子陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・日本は、人間性に対する信頼を基礎として、武力を用いないで問題を解決するという覚悟を決めて、生命科学の視点からも貴重な内容を有する9条を堅持していくべきである。(志村憲助陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・現代において、侵略戦争は想定できず、たとえ侵略されても世界が放置することはない。多大な犠牲を払ったとしても、9条を大切にすることで、日本人の生きるべき道は守っていけると考える。日本は、世界に範たるものを示していくべきである。(濱田武人陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・21世紀において、日本は、非暴力平和主義を掲げる平和憲法の具体化を図ることにより、戦争の世紀であった20世紀の誤りを克服し、非核神戸方式の法制化、東アジアの非核地帯化、平和外交の推進によるアジア平和機構の創設等を通じて21世紀を平和の世紀とする努力をすべきである。また、先の大戦の過ちを認め、すべての戦争犠牲者を追悼し、及び戦後補償を尽くすことが、憲法の精神にのっとった世界平和の途であると考えられる。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
 - ・軍事力によらず市民の安全を確保するという非武装平和主義は、先の大戦における多くの犠牲を教訓とした個人の尊厳を前提とするものであり、今後も発展させていくべきである。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・米国の軍事戦略と一体化したような政策の下で憲法が改正されることになれば、平和主義の精神が薄められるおそれがある。国際社会を視野に入れて

徹底した平和主義を掲げる憲法が活かされなかったことに日本の不幸があるのであって、今後、平和主義をより鮮明にするためにも、9条を第1条とすべきである。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

- ・ 前文及び9条に示されている理想的な平和主義は、21世紀においてこそ、その真価が発揮されるはずのものである。日本が非軍事手段を通じて国際社会に寄与することができる実力を備えている現在、9条を世界に向けて発信すべきである。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 平和主義に何らかの修正を加えるべきとの立場からの発言

b-1. 国際社会の現状を踏まえるべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 平和主義について、国際協力という文脈の中で、21世紀における平和への脅威とは何か、脅威にどのように対応すべきか等の問題に対し、分かりやすい方向性を示すものとすべきである。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・ 憲法制定時に描かれていた恒久平和主義の概念と現実との間には、大きな隔たりがある。9条1項は、侵略戦争を繰り返さないという意味で重要な条文であるが、2項については、自衛隊の存在、国連平和活動への参加等の現実にかんがみれば、軍事協力を含む国際協力により国際社会の平和を維持するという積極的な平和主義の立場から、これを見直すべきである。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)
- ・ 歴史の変化や国際社会における日本の役割を踏まえ、国民自らが、21世紀の国際社会にふさわしい新たな平和憲法を創るべきである。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 日本が国際社会に復帰する時点で、憲法の精神的価値は一定の意義を有していたが、今後は、これを強調するより、国際社会の現実に沿った平和主義の方向性を憲法に明記すべきである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 戦力を放棄しさえすれば平和であり、また、世界平和の構築に貢献することになるという考え方を改め、国際社会の現実を踏まえた上、世界平和の維持に向けた努力を続ける必要がある。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 憲法制定当時においては、憲法の掲げる理想に一定の意義が認められたが、今後、日本は、国家として存続していくため、また、G8諸国の中での孤立を避けるため、国際社会の変化に対応していく必要がある。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本を再び強国にしないという報復的意味及びGHQ内の急進的平和主義者

の願望に基づく前文の平和主義は、現在の国際情勢にかんがみれば、空想的である。現在の国内外の情勢を踏まえ、日本人と日本の新しい自覚の上に立った憲法を制定すべきである。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

- ・ 平和をどのように維持するかを考えるに当たって、軍事的オプションだけを除外しなければならない合理的理由はない。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b-2. 一国平和主義から脱却すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 平和憲法によって日本の安全が保障されるという独りよがりの平和主義から脱却し、前文の国際協調主義を踏まえ、国際社会、地域及び人間一人ひとりの安全の確保に当たりどのような協力が可能であるかという視点を重視すべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・ 前文について、自衛権すら認めない表現や消極的な平和主義の表現を改め、防衛意識を醸成させる表現や国連平和活動に積極的に参加するという能動的な平和主義の表現とすべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 一国平和主義は、グローバル化の潮流に逆行する。日本が国際社会において名誉ある地位を占めるためには、経済だけでなく安全保障の分野においても、国際協力を推進していく意思を明確に示すべきである。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 日本が安定的に繁栄していくためには、一国平和主義ではなく、国際社会との協調という枠組みが不可欠である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 絶対的平和主義的解釈を修正し、日本だけが平和であればよいという姿勢を変えなければならない。また、日本は、侵略戦争及び植民地支配に対する具体的な反省を示すとともにその事実を世界に発信していくことにより周辺諸国の理解を得ることを前提として、自衛隊の派遣を含め世界の平和秩序の維持に積極的な役割を果たすべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ ポーダレス化の時代において、日本は、一国平和主義から脱却し、国家のあるべき姿とその基本となる憲法を見つめ直す必要がある。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b-3. 平和主義に新たな理念等を加えるべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 平和主義の理念を継承し、更に発展させた上で、国際社会の平和と発展のた

めに積極的な役割を担う旨宣言すべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)

- ・ 憲法には、平和を維持するための手段としての民主化支援、予防外交、市民による平和維持活動等を導き出す具体的規定が存在しないため、前文に定める高い精神性をどのように実現していくかを明記すべきである。また、9条の理念を世界に広めるべきと主張するだけでなく、国内に居住する外国人のための憲法講座の開設、東チモールに憲法学者を派遣するための支援等の具体的貢献をすべきである。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 平和主義の理念は非常に貴重なものであり、守っていかなければならないが、日本に対する国際社会からの期待が高まっていることにかんがみれば、憲法のあり方に関する議論も含め、それにどのように応えていくかを考えていく必要がある。(上田勇君(公明)・151回・H13.6.14)
- ・ 地球環境の問題等平和主義に新たに盛り込むべき理念が存在するのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・ 国民のすべての特徴を育て、これを国際社会に発信していくことにより、平和国家としての自立を図るべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ グローバル化が進展する現代において、平和とは、戦争のない状態だけでなく、世界的な公正の推進をも意味する。これを実現するため、他国との共通理解をどのように築くか、他国と協力して何をどの程度行うのかという問題を考えるべきである。また、その際、開発援助、環境問題等のグローバル・ジャスティスへの対応に係る理念等を平和主義に加えていくことを検討すべきである。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 日本が多国間関係における国際社会に参画し、その中で主導的役割を果たすためには、国際紛争の解決に武力を用いないという考え方を日本外交の基軸として重視するとともに、「非核平和主義」を掲げるべきである。その際、憲法の基本精神を確認する意味で、憲法、特に9条問題について議論し、矛盾のあるものを率直に筋道を通して修正していくという考え方をとるべきである。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 武力による解決を否定するならば、単に平和が大切だと主張するだけでなく、武力に代わる平和の維持に係る技術を提案することを通じて、国際貢献を果たす努力をすべきであり、また、それを実行することによって、国際社会において名誉ある地位を築くことができると考える。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

D. その他

<委員の発言>

- ・ 国際テロの根絶に向けた主体的検討を欠いたテロ対策特措法の制定等は、9条の平和原則を蹂躪するものであり、このような動きは、9条改正の方向につながるものである。(赤嶺政賢君(共産)・153回・H13.12.6)
- ・ 科学者にとっての平和主義は、悲惨な状態にある人々を救うために科学技術を平和利用することにおいて活かされる。(塩川鉄也君(共産)151回・H13.2.8)
- ・ テロ対策特措法、有事関連3法案等は、国民意識から乖離したものであるとともに9条の精神を蹂躪するものであり、また、アジアの安定に大きな障害をもたらすと考える。9条については、地方公聴会での意見陳述や世論調査の結果を見ると、調査会での議論と国民意識との間に大きなギャップがある。憲法の理念を享受することなく過ごしてきた沖縄の現実にかんがみれば、沖縄地方公聴会において前文及び9条を守り活かすべきとの発言が多くなされたのは当然のことであり、また、札幌地方公聴会では、9条及び日米安保条約をめぐる対立があった地域性や、憲法違反である有事関連3法案に対する批判が、9条を守り活かすべきとの主張に反映されたと考える。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.30、151回・H13.6.14、153回・H13.12.6、154回・H14.4.22・沖縄、154回・H14.4.25、154回・H14.7.25)
- ・ 科学技術の平和利用の原則の堅持を要望する科学者の理性にもかかわらず、日米武器技術供与交換公文等を締結することは、憲法前文を軽視するものであると考える。(春名真章君(共産)・150回・H12.12.21)
- ・ EU統合の過程について、二度の世界大戦により生じた惨害を繰り返さないという決意が共通の土台となっている点に感銘を受けた。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・ 戦後50数年間、国民一人ひとりには、先の大戦における悲惨な経験から、平和を希求する努力を続けてきた。(阿部知子君(社民)・150回・H12.11.30)
- ・ 平和主義を掲げる憲法から逸脱した小泉首相の答弁をはじめとして、テロ対策特措法の審議が、憲法との関わりを無視する形で進んだことに危惧を覚える。沖縄及び札幌での地方公聴会における陳述人の発言からも分かるように、国民の間では、9条に掲げる世界に誇るべき平和主義を支持する声が強く、特に、沖縄では、平和憲法は闘いとしたものであると考えられている。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6、154回・H14.4.25、154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 9条2項の解釈等の個別的問題を除き、国民主権や国際平和を希求する精神等の基本理念は、国民の間で広範なコンセンサスがあり、戦後の日本におい

- て共有されてきたと考える。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 米国の意向に反する場合であっても日本が主体的な平和外交を実践してきたかという問題については、否定的に考えざるを得ない。また、沖縄ほど、平和主義や民主主義の原理が守られていない地域はない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
 - ・ 「絶対的平和を求めるための手段や政策の必要性」「軽武装・経済第一主義」「平和に代償が不可欠との認識」という論文の世界における平和論の流れに比較して、平和主義と現実主義という問題に係る国会の論議は、非常に遅れている。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
 - ・ 周辺事態法の制定は、戦争をしない国是を転換し、平和主義のあり方を根本的に変更するものである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
 - ・ 私は、戦争に協力する科学研究に抵抗するという理念を常に持っているが、軍事費による研究が民生のために使われることもある現状にかんがみれば、軍事研究費を使った研究であるからといって、全面的に非難することはできない。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)
 - ・ ベトナム戦争時に、日本は、一国平和主義を守り、派兵しなかった。一国平和主義が適当であるとは考えないが、米国に追従する必要はない。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
 - ・ 教師にとって生徒との話合いが重要であり、話合いの中で自らのロマンを生徒に訴えることにより、世界平和を希求する生徒を育てていくことができる。前文及び9条は、教師に夢とロマンとを与えてくれるものであり、また、生徒に意義深いものとして受け入れられていると考える。(濱田武人陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
 - ・ 国民の大半が、前文の「平和を希求する国際社会の中で尊敬される地位を占めたい」と考えていると理解している。9条の改正について、ある意識調査で7割以上が反対と答えているのは、そのことを反映している。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
 - ・ 女性は原則として平和主義であることから、9条を守るべきとする意見は、女性に多い。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
 - ・ 沖縄は、先の大戦の惨禍を乗り越えた深い平和思想が根付いている地域であるとともに、恒久平和の創造に向けた独特のメッセージをアジアや世界に発信する地域である。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

(2) 非核三原則等

A. 非核三原則の内容に対する評価

<委員の発言>

- ・ 米国が日本のために核兵器を使用することは既定事実であることから、日本は、非核三原則があるからといって、核の問題を避けて通ることはできない。(平井卓也君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 9条に基づき、武器禁輸三原則、非核三原則等の政策が確立されたと考える。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
- ・ 非核三原則は、日本が自制心として自らに与えた原理であると考え。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.9.28)
- ・ 核兵器のような大量破壊兵器に依存して国民の生活や生存を維持するという考え方は、憲法の要請するところでない。(山口富男君(共産)・150回・H12.10.26)
- ・ 日本は、唯一の被爆国として、核兵器による被害が二度と生じないよう国連等の場において核兵器の非人間性と核廃絶とを訴えるべきであるとともに、その訴えに説得力を持たせるため、非核三原則を掲げていることを認識すべきである。また、核兵器問題は、憲法だけでなく核不拡散条約体制等を勘案して考える必要がある。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.3.22、154回・H14.6.6・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、核兵器を保有していないが、米国の傘の下にあるという事実を認識すべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 非核三原則の背景には、日米安保条約に基づく米国の核があることを認識しなければならない。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

B. 非核三原則の実践に対する評価

<委員の発言>

- ・ 日本は、米国や中国に対し、核廃絶に向けた働きかけを十分にしているとはいえない。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本は、広島及び長崎での原爆体験があるからこそ、核兵器廃絶に向けたイニシアティブをとっていくべきと考えるが、その努力が十分に尽くされていない。(春名真章君(共産)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 日本は、国連に提出した核廃絶に係る決議案を米国に配慮して前年より内容を後退させ、また、反テロ軍事活動の支援を名目にパキスタンに対する経済

制裁の解除を検討することにより核拡散を容認するなど、唯一の被爆国でありながら、核政策についても米国一辺倒の姿勢が見られ、被爆の惨状を伝え、核廃絶の動きを広げる主体的な努力を十分にしていない。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.3.22、153回・H13.10.25、153回・H13.11.26・名古屋)

<参考人等の発言>

- ・ 非核三原則のうち「持ち込ませない」という原則が遵守されているかは疑問である。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 日本の原子力研究に兵器研究を含めてならないという原則は、研究者に対する現実の規制として機能してきた。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)
- ・ 大量のプルトニウムの保持、「もんじゅ」の再開等の施策は、核兵器の製造を意図しているのではないかという疑念を抱かせる。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

C. 核兵器に関する政策の今後のあり方

a. 核兵器廃絶を国際社会に訴えていくべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 唯一の被爆国である日本は、憲法改正問題、政策論等を超えた国家のアイデンティティとして、核廃絶を世界に訴えていくべきである。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.6.6・国際小、154回・H14.7.25)
- ・ 「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則を積極的に国際社会に働きかける原理として実効あるものとするため、核兵器を持つ意思を有する国に持たせないように働きかけるべきである。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.9.28、154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本は、主導性をもって、核兵器の禁止・廃絶、武器輸出入の禁止等の諸課題の実現に向けた努力をすべきである。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 2000年に開催されたNPT再検討会議の最終文書に核廃絶に係る文言が盛り込まれたこと、ASEAN諸国間において非核地帯設定条約が締結されていること等にかんがみれば、被爆国である日本は、国際協力による平和維持という国連憲章及び非核平和主義を掲げる憲法を踏まえ、多層・多次元の観点から、人類の悲願である核廃絶に向けて、非核の流れをアジア全体に拡大していく努力をすべきである。(山口富男君(共産)・150回・H12.10.26、154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 唯一の被爆国である日本は、国際社会において核廃絶に向けた運動が積極的に展開されていることを重視するとともに、21世紀の課題として、核兵器廃

- 絶に向けた努力をする責務がある。(春名真章君(共産)・150回・H12.9.28)
- ・我が党(社民党)は、北東アジアにおける非核条約の締結に向けて努力している。近隣諸国であるロシアと中国及び同盟国である米国が核兵器を保有する状況において、核兵器廃絶に向けた主体的な働きかけが、東アジア及び世界平和の構築に向けた唯一の被爆国である日本の役割であると考え。また、この働きかけを次世代に引き継いでいくべきである。(阿部知子君(社民)・150回・H12.9.28)
 - ・核兵器廃絶は国際社会の世論となっており、核の脅威論や核の傘論が支持を失っている事実を認識すべきである。その上で、核廃絶が国際世論に高まったことを受けて各地域で非核地帯化が推進され、また、北東アジア地域において非核地帯化に向けた下地が整いつつある現状にかんがみれば、南北朝鮮、中国、モンゴル及び日本の中で「北東アジア非核地帯」を創設することは、現実的な選択肢であると考え。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)
 - ・日本は、唯一の被爆国としての意義を問い直した上で、NPT体制の推進等核兵器廃絶に関する国際協力を積極的に実施していくとともに、憲法の精神にのっとれば非核三原則を変更して核兵器を持つことはあり得ない旨認識すべきである。また、核兵器により奪われることになる一人ひとりの生命に対する認識を踏まえた外交を展開すべきである。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.3.22、153回・H13.11.26・名古屋、154回・H14.6.6・国際小)

<参考人等の発言>

- ・日本は、非核先進社会として、非核保有国による核武装を防止するシステムを構築する努力をすべきである。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・NPT体制の推進、包括的核実験禁止条約の加盟国拡大等の動きを促進することが、核兵器の削減又は廃絶につながる。日本は、核保有国である中国及びロシアの情勢を十分に勘案しつつ、東アジアにおける核兵器の重要性を低下させる観点から、外交努力を通じた積極的な働きかけをしていくべきであるが、現在のところ、その実現可能性は低いと考えられる。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・日本は、唯一の被爆国として、核兵器問題について積極的に発言するとともに、日米関係における核兵器問題を手始めとして、その発言を具体化していく努力をすべきである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・核兵器を含む大量殺傷兵器、地雷の廃絶等を訴えていくべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・断固として核兵器を廃絶するという立場から、日本は、期限を定めてその実現に取り組むなど、国際社会を主導していく努力をすべきである。(加藤征

憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

- ・ 日本は、唯一の被爆国として、その悲惨な体験を語り継ぐとともに、再びその惨禍を生じさせないという強い決意の下に核兵器廃絶を訴えていくべきである。日本が核兵器を保有することは、あってはならない。(佐藤聖美陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 非核原則等を憲法に明記すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 唯一の被爆国であるとともに平和主義の国家理念を掲げる日本は、人類の生存と世界平和及び地球環境の保全という観点から、核兵器による惨禍が繰り返されないよう、核廃絶に向けた運動を国民的なものにするとともに、核廃絶を憲法に明記し、世界に宣言すべきである。また、世界各国の軍事費を削減し、削減分を核廃絶に向けた活動に対する支援及び地球環境の保全に充てるべきである。(三塚博君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 非核三原則のうち二原則を憲法に明記し、日本の平和主義の理念を明確にすべきである。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 日本は、唯一の被爆国として、核兵器の廃絶及び非核三原則を憲法に明記すべきである(大出彰君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 唯一の被爆国として、大量破壊兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たす旨憲法に明記すべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27、154回・H14.4.25)

c. 核兵器の保有を含むあらゆる選択肢を考えるべきとの発言

<参考人等の発言>

- ・ 核廃絶は望ましい方向性であるが、現在、核不拡散及び核廃絶の方向に核保有国を導けるか否かの岐路にさしかかっている。また、非核三原則は、有事に米国の核兵器を活用し得ることが前提になっているため、将来において、そのような状態が日本の安全保障上最良の選択であるか否かについて、米国が核拡散防止条約を批准しない、核保有国が核保有量を増大させていく、日本が安保理常任理事国入りしない等の可能性を踏まえた上で、真剣に検討しなければならない。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 責任ある立場に立つ者は、反核の感情と別の問題として、国家自身が存亡の危機にさらされるような場合には核兵器を持つこともあり得るという考え方を念頭に置くべきである。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

3. 自衛権及び自衛隊

(1) 自衛権の保持及び行使のあり方

A. 自衛権の保持

a. 自衛権の保持に関する憲法解釈等に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 自衛権が国家固有の権利である以上、日本は、個別的自衛権であれ集団的自衛権であれ、自衛権を保持し、及び行使できるのは当然であり、したがって、憲法に明記する必要はない。(石破茂君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 自衛権は、憲法に明記されているか否かにかかわらず、保有できるものである。(久間章生君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 自衛権は、国家固有の権利であり、憲法に明記するまでもない。(小泉純一郎君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 現在審議されている有事関連3法案が整備されることにより、解釈の分かれている9条について、個別的自衛権の行使は可能であるという一つの結論を確認することになろう。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 芦田修正等9条の制定経緯を踏まえ、9条の解釈について、原点に立ち戻って議論していく必要がある。(平田米男君(明改)・147回・H12.5.11)
- ・ 9条の理念は侵略戦争を放棄するということであり、日本が主権国家である以上、自衛権を保持することは否定されず、また、これを放棄することもできない。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.9、151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 我が党(共産党)は、9条が自衛権を否定するものと考えていない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.24)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛権は、自然的な権利として、また、国家主権の一つとして、憲法において認められている。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 独立国家である以上自衛権を保持することは自明であることから、9条は、独立国家の憲法規定として、あり得べからざるものである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 侵略を受けた場合の自衛権の行使は、当然に認められる。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 国家の自衛権は、権利ではなく、急迫不正の侵害に対する違法性阻却事由と考えるべきである。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 自衛権は、本来、急迫不正の侵害の武力による排除を含む概念であるが、そのような意味であれば、憲法は、自衛権を否定していると言わざるを得ない。

私は、憲法は、自衛権に関して何も述べていないと考えている。(浦部法穂
陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 憲法を改正して自衛権の保持を明記すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 国民、国土、主権等の国家の構成要素が諸外国等から侵害を受けた場合又は侵害のおそれが高いと判断された場合に限って認められる自衛権の発動としての交戦権及びそれに対する文民統制を憲法に明記すべきである。(高市早苗君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 自衛権の保持を憲法に明記すべきである。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・ 自衛権が国家固有の権利である旨憲法に明記し、9条をめぐる神学論争に終止符を打つべきである。(三塚博君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 9条を改正して、国防義務、自衛権の保持等を明記すべきである。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 自衛権の保持に係る解釈が分かれている以上、これを明確にすべく、憲法を改正すべきである。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・ 個別的自衛権と集団的自衛権との間に差違はないという考え方に基づき、自衛権の保持を憲法に明記すべきである。(前原誠司君(民主)・147回・H12.5.11、150回・H12.11.9)
- ・ 侵略戦争を否定した上で、主権国家として自衛権を保持する旨憲法に明記すべきである。その際、個別的自衛権と集団的自衛権とを区別することなく「自衛権」と規定し、その行使の内容については、そのときの政治判断によるものとすべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27、154回・H14.4.25)
- ・ 現実との乖離が最も顕著に現れているのが9条である。したがって、国家として自衛権を保持することを明記すべきであり、現在のように解釈で変更するようなことがあってはならない。(塩田晋君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 9条1項の規定は、素晴らしい条文であるが、同条2項の規定は、あいまいかつ国際社会の現実を無視した条文であり、できれば、これを削除するか、又は削除の上、自衛権の保持及び積極的な国際協力の推進を明記すべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 国家は、自衛権を保持するとともに、自衛の義務を有する。国防義務について、国民がその存在を認識していれば明文化する必要はないが、現状にかんがみれば、抽象的に定める規定を設けることも考えられる。(坂本多加雄参

考人・151回・H13.3.23)

- ・ 国益や国家像を明確にした国家戦略を構築した上で、自衛権の保持の明記をはじめとする法的枠組みの見直しをすべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 侵略戦争の放棄を定めた上で、危機管理の前提として、自衛権を憲法に明記すべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 日本人に生まれた喜びを持つところから積極的な生き方が見つかれば、国際社会に貢献できる人が育つ。そのためにも、普通の国が有する自衛権を憲法に明確に規定するとともに、前文も日本人の顔が見える格調あるものに改正すべきである。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

B. 自衛権の行使のあり方

a. 自衛権の行使に当たり武力行使は憲法上想定されていないとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 我が党（共産党）は、侵略戦争を放棄し、他国間紛争に介入しないという中立を堅持することにより、日本が自衛権を有する旨を明確にすべきとの立場をとっている。(春名真章君（共産）・147回・H12.5.11)
- ・ 9条の立場から、中立及び軍力によらない自衛を図るべきである。(山口富男君（共産）・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 軍事対処により失われる生命の数と非暴力の抵抗により失われる生命の数とを比べた場合、前者の方が多い。また、現代の武力紛争においては、一般市民の生命が数多く失われることをも考えれば、「万が一」の事態が生じたときは、非暴力の抵抗により対処すべきと考える。(金子哲夫君（社民）・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本は、軍力や米国との協力ではなく、諸国民の公正と信義を信頼して安全と生存とを守ろうと決意したのであり、したがって、自衛のための戦争は認められない。(山口わか子君（社民）・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 現実問題として、日本に攻撃を仕掛けてくる国は存在しない。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 憲法は、自衛権を否定するものでないが、その行使の手段としての武力の行使等を禁止するとともに戦力の不保持を定めていることから、それ以外の手段により自衛権を行使することを求めるものである。したがって、侵略を受けた場合でも非暴力・不服従の抵抗をすることが、憲法の想定する自衛権行

使の純粋な形とされる。日本が攻撃を受けた場合にどのように対処するのかと主張する者は、歴史上、軍事力の均衡又は抑止力による平和の維持がどれだけ確かなものであったか、攻撃される情勢が具体的かつ現実的に想定されるか、憲法に則した平和的手段による安全保障のための努力を行ってきたかを自問すべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

- ・ 自衛権は国家の権利であり、その行使の是非や方法は、国際法上認められる範囲内において、各国の自主的な判断に委ねられている。したがって、武力をもって自衛権を行使しない旨憲法に定めることと、国際法上自衛権を有することとは矛盾しない。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 憲法制定時においては、9条に照らし、自衛戦争は認められないという認識が一般的であったと考える。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 9条は、自衛権を否定するものではないが、そのための戦力及び交戦権を否定している。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 一定の武力行使を伴う自衛権の行使を認める発言

<委員の発言>

- ・ 国際社会では何が起こるか分からないという冷徹な事実が存在するため、日本に攻撃を仕掛ける国は存在しないと断言することはできない。(高市早苗君(自民)・150回・H12.9.28、154回・H14.4.25)
- ・ 非暴力・不服従の抵抗による自衛権の行使は、観念的又は幻想的との批判を免れない。侵略戦争の否定及び文民統制の徹底を明記していれば、自衛のために一定の実力を行使することと、日本が世界平和を念願し平和愛好国家を目指すこととは矛盾しない。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・ 侵略に対し非暴力・不服従の抵抗をした結果国家が消滅してしまった場合、国民の生命及び財産を擁護するという政治の責任を果たすことができなくなってしまうのではないか。(前原誠司君(民主)・150回・H12.11.9)
- ・ 我が党(公明党)は、9条について、これを堅持する立場に立つとともに、国際紛争を解決する手段として、武力行使等を放棄したが、個別的自衛権の手段として、これを放棄するものではないという解釈をとっている。ただし、私個人は、9条の文言を一言一句変えてはならないという立場に立つものではない。(赤松正雄君(公明)・149回・H12.8.3、154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 「万が一」の事態が生じた場合、失われる生命の数が問題なのではなく、国民の生命、身体、権利・自由等をどのように守るのが問題である。(藤島正之君(自由)・154回・H14.6.6・国際小)

<参考人等の発言>

- ・「自己の安全を保持するための手段としての戦争」を放棄することは現実的でないと理由からこの文言が憲法原案から削除された経緯にもかかわらず、9条について、これをも放棄するという非現実的な解釈をする傾向が強い。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・コソボにおける「民族浄化」の事例等にかんがみれば、自衛という名の戦争は認められると考える。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・芦田修正の結果、9条は、侵略戦争を否定するものであり、自衛戦争までも否定するものではないという意味を有するようになった。このように侵略戦争と自衛戦争とを分けて考える場合には、国際社会において侵略戦争に関する明確な定義が存在しないこと、先の大戦の個別局面において日本の侵略を認めるという前提に立つものであること等を勸案しなければならない。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・武力攻撃を受けた場合に国民を守ることは、政府の責務であり、また、国際常識である。日本は、自衛戦争の是非が議論されている世界唯一の国である。侵略戦争は否定するが自衛戦争及び国際安全保障上の共同行動への参画は認められるという9条の解釈は、制定当初から意図されていたものであり、したがって、侵略戦争を否定する9条1項を堅持した上で、2項について、削除、自衛戦争の容認の明記、自衛戦争及び国際安全保障上の共同行動への参画の容認の明記、後段の削除、これらのいずれかの改正を検討すべきである。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・9条2項に規定されている戦力を保持しないこと、交戦権を認めないこと等の部分については、現実に即した考え方に基づき矛盾のない形にすべきである。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

c. 自衛権の行使のあり方に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・9条に関する政府見解は、国家の正当防衛としての自衛権を必要最小限の範囲で認めるという趣旨であるから、9条1項において武力行使を自衛目的に限定した上で2項において自衛目的の武力行使を必要最小限に限定するという「二重の絞り」をかけるものとする坂本参考人の批判は当たらない。(大出彰君(民主)・151回・H13.3.22)
- ・9条は、いかなる場合であっても暴力に訴えることは許されないという考え方と、暴力を受けた場合には自分を守るための最低限の暴力をもって対処することを認めるべきという考え方とを包摂する条項となっている。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 9条に関する政府解釈は、1項において武力行使を自衛目的に限定し、2項において自衛のための武力行使は必要最小限に限定するという「二重の絞り」を課している。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 個別的自衛権を行使するケースは、明確な武力攻撃があった場合に個別的自衛権の行使が認められるという国連憲章上の規定にかんがみれば、日本の領土が明らかに侵略を受けるというケースであると考えられる。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)

(2) 集団的自衛権

a. 集団的自衛権に関する政府解釈に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権は自然権であることから、集団的自衛権を有するが行使できないとする政府解釈は、妥当でない。(安倍晋三君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 個別的自衛権は行使できるが集団的自衛権は行使できないとする政府解釈は、「必要最小限度の実力」という制約から、論理必然的に出てくるものではない。(高村正彦君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 集団的自衛権に関する政府解釈は、合理性に欠け、また、憲法に関する第一次的な解釈権を有する国会において、その議論が十分になされてこなかったことは問題である。日米安保条約や駐留米軍基地の存在は、国際法上、集団的自衛権の行使に該当するものであり、この事実を無視して「集団的自衛権は行使できない」とする解釈をとり続けることは、無制限かつ無原則に米国の要求に応じる結果となり、日本の国益に反する。(中村哲治君(民主)・154回・H14.4.25、154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 集団的自衛権の行使よりも個別的自衛権の行使の方が自制的であるという法理や、武力行使との一体化という基準が妥当であるかは、疑問である。(前原誠司君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 集団的自衛権に関する政府解釈は妥当でなく、集団的自衛権の行使が可能であるという憲法解釈は、十分に成り立ち得るものであると考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は集団的自衛権を有するが行使できないとする政府の解釈は、集団的自衛権を行使する方が個別的自衛権を行使するよりも大規模な軍備が必要と

されるという前提に立っている。これは、現代の安全保障の常識から逸脱したものであり、妥当でないと考える。集団的自衛権の行使を前提とした防衛政策を考えることは、軍備拡張の防止に資することであり、より平和的であると考える。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)

- ・ 自衛権を個別的自衛権と集団的自衛権に峻別して、前者の行使は可能であるが、後者の行使は認められないとする政府解釈は、妥当でない。共通の脅威に対しては、一国で対処するより多数の国で対処する方が抑制的であり、また、現在においては、国際社会の必要を実践していくことが重要である。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 政府解釈において集団的自衛権の行使が認められていない理由は、9条2項があるからである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 集団的自衛権の行使を認めることに日本が消極的な理由として、日本が正当な判断を下すことができるか、また、周辺諸国がそれを恐れているのではないかという自らに対する不信感が挙げられる。集団的自衛権に関する政府解釈は、非論理的であり、妥当でない。このような妥当でない解釈をしなくてもよい体制を整備すべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ テロ対策特措法の内容にかんがみれば、集団的自衛権や武力行使との一体化論として憲法の枠内で行われてきた議論は、限界に達している。これ以上の措置が必要であるならば、憲法論議を避けて通ることはできない。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 集団的自衛権は国連憲章上認められている権利であることから、「集団的自衛権を有するが行使できない」という現在の政府解釈は、詭弁であり、個別的自衛権と同様にその行使を認めるべきである。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 集団的自衛権に関する政府解釈は、集団的自衛権の行使を否認し、軍事同盟強化及び軍事大国化に対する歯止めの役割を果たしてきた。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. 集団的自衛権の行使の是非に関する発言

b-1. 集団的自衛権の行使を認めることに肯定的な発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権は、他国とともに武力を行使するという権利でなく、自国を守るために行使する権利であるから、主権国家である以上、これを保持し、かつ、行使できるのは当然である。これらの概念整理が不十分であることを考えれば、これを明確にすべきである。(久間章生君(自民)・147回・H12.4.27、

150回・H12.9.28)

- ・ 現在は、一国だけで防衛機能を十分に果たすことができる時代ではない。憲法を改正した上で、集団的自衛権の行使についても、必要最小限度の範囲で認めるべきである。(高村正彦君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 憲法を改正して、集団的自衛権の行使を認めるべきである。(土屋品子君(自民)・154回・H14.4.25)
- ・ 集団的自衛権に関する政府の解釈は、GHQの影響下における日本の軍事力の否定を前提とした「必要最小限の実力」を基準としたものである。「必要最小限の実力」の概念が時代に応じて変化している以上、集団的自衛権の行使は可能であると考えられる。(中曽根康弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 国連憲章 51条に基づいて個別的自衛権及び集団的自衛権が国家固有の権利として認められている以上、9条1項を堅持しつつ、2項を改正すべきである。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 集団的自衛権の行使について、長期的には、憲法改正によりこれを正面から認めることが望ましい。(小林憲司君(民主)・153回・H13.10.25)
- ・ 国際社会の変化に応じて集団的自衛権の概念を解釈で変更することには反対である。集団的自衛権の概念に係る現在の解釈が時代に沿ったものであるか等の問題について、国会において十分な議論を尽くすべきであり、また、集団的自衛権の問題も含めて、新しい憲法を制定するのが望ましい。(島聡君(民主)・153回・H13.11.26・名古屋、153回・H13.12.6)
- ・ 集団的自衛権の行使については、解釈で対応するのではなく、これを認める旨憲法に明記すべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 自衛権が認められている以上、個別的自衛権であれ集団的自衛権であれ、その行使は認められると考えるのが憲法解釈上妥当である。憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めた上で、具体的な行使の場面においては、前文及び9条の趣旨に沿って限定的かつ厳格に考えていくことこそが、日本の国益に資すると考える。(中村哲治君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 集団的自衛権については、在日米軍との関係、「周辺事態」と「武力攻撃事態」の概念の整合性、「武力行使との一体化」を基準とする政府解釈の見直し等を整理した上で、日本が行使し得る範囲を考えていく必要がある。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.9・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 政府の9条解釈は、自衛隊創設時には適切であったが、今日の国際情勢にかんがみ、集団的自衛権と個別的自衛権とを区別することなく、自衛権として国家が行使できるようにすべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)

- ・ 文民統制が十分に機能していることを前提として、集団的自衛権の行使を認めるために9条を改正すべきであるが、改正が困難であれば、政府解釈を変更すべきである。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b-2. 集団的自衛権の行使を認めることに否定的又は慎重な発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権は国家固有の権利として認められているが、その行使を認める旨憲法に明記することは、国民のコンセンサスを得るのに時間がかかると考えられることから、時期尚早である。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 集団的自衛権の行使を認めることは、冷戦後の分権化及び国際化の動きに逆行するため、否定すべきである。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 我が党(公明党)は、9条について、個別的自衛権の行使は認めるが、集団的自衛権の行使は認めないという解釈をとっている。また、憲法を改正して集団的自衛権の行使を認めることについて、否定的に考えている。(赤松正雄君(公明)・149回・H12.8.3、150回・H12.12.7)
- ・ 集団的自衛権の行使は、憲法が想定しているものでない。集団的自衛権を行使できるかどうか検討すること自体が、憲法違反であると言わざるを得ず、また、アジアにおいて平和を構築するに当たって有効でないと考える。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.30、151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 集団的自衛権の行使は、憲法の枠内での検討は不可能であり、恒久平和主義を侵害することになると考える。(山口富男君(共産)・151回・H13.6.14)
- ・ 集団的自衛権の行使を認めることは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与える結果となり、国益を擁護するという観点からは、マイナスの効果が生じるのではないかと。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 集団的自衛権の行使は、憲法上認められていない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 集団的自衛権の行使を認めるために憲法を改正すべきとの意見があるが、平和は、諸外国との信頼関係の維持を目指す外交努力により築かれるべきであり、新たに緊張関係を増幅するようなことは控えるべきである。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. 集団的自衛権の検討に当たり考慮すべき事項に関する発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権の議論に当たり重要なことは、実効性を伴わないものが権利と

- して認められるのか、また、それを認めることが平和につながるのかを正面から議論することである。(石破茂君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 集団的自衛権については、独立国の権利としての問題及び政府解釈の積重ねを考慮すべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.6)
 - ・ 個別的自衛権と集団的自衛権との区別は国際的にも明確でなく、これらを全く別のものとして考えるべきでない。(中村哲治君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
 - ・ 集団的自衛権の概念が整理されていないため、議論に混乱が見られる。私は、その中心部分に「海外に自衛隊を派遣して武力を行使する部分」が、その周辺に「武力行使と一体化する部分」が、さらにその外側に「武力行使との一体化に限りなく近いが一体化ではない部分」があると考え。現在の憲法解釈上認められているのは までとされているが、 については、憲法改正によっても認められるべきでないものの、 については、日米安保条約を踏まえれば、検討の余地があると考え。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.5.9・国際小、154回・H14.6.6・国際小)
 - ・ 個別的自衛権と集団的自衛権とを区別して考えるべきではない。(藤島正之(自由)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 先の大戦について冷静かつ客観的な検討をすることが、集団的自衛権に関して正常な議論をする基礎になると考える。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 先の大戦に至る歴史的過程と日本が犯した過ちを再検討することが、集団的自衛権を考える上で重要である。また、安全保障体制を共同で構築する方向性が示されているグローバル化社会において、自衛権の保持を明確にしていない憲法のままでは、集団的自衛権の行使を含む体制を構築することはできない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 国連憲章 51 条の集団的自衛権は、無差別戦争観の下における「戦争の自由」のコロラリーとしての「同盟の自由」が自衛権の名の下に規定されたものであるため、極めて厳格に解釈をしなければならないと考える。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 集団的自衛権を行使するか否かについての主体的判断力を日本が有しているかが、重視されなければならない。日本の主体的な判断を確保するためには、日米地位協定の改定、駐留米軍基地の削減等をテーマとする日米安保体制の見直し、国際情勢を判断する情報力に係る制度設計等を考えていかなければならない。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

d. 個別政策における集団的自衛権の行使に関する問題に言及する発言

<委員の発言>

- ・ テロ対策特措法に基づく措置は、政府見解に照らし、集団的自衛権の行使に該当しないと考える。(島聡君(民主)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ ブッシュ米大統領が提起したミサイル防衛構想に対し日本が個別的自衛権を超えて参加することは、慎重に考えるべきである。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 基地提供等を内容とする日米安保条約、湾岸戦争時における資金提供等は、集団的自衛権の行使に該当すると考える。(前原誠司君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 自衛権に係る憲法上の概念を整理せず、また、集団的自衛権の行使を認めないまま、テロ対策特措法を制定し、及びPKO法を改正したことは、憲法に対する国民の信頼を揺るがしかねない。(藤島正之君(自由)・153回・H13.10.25、153回・H13.12.6)
- ・ 周辺事態法に基づく自衛隊による後方地域支援活動は合憲であると強弁されているが、そのような解釈改憲は、限界に達している。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 同時多発テロ事件に対して日本が決定したテロ対策特措法の制定を含む7項目は、NATOの集団的自衛権に基づく米軍に対する8項目の支援措置と変わらないことから、集団的自衛権の行使そのものと言えるのではないか。(春名真章君(共産)・153回・H13.10.25)
- ・ 湾岸戦争の際、日本は、集団的自衛権の行使ができないとされていたため、経済支援という協力しかできなかったと理解している。(松浪健四郎君(保守)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・ テロ対策特措法に関する議論は、武力行使との一体化の議論であって、集団的自衛権の議論ではない。後者は、自衛隊の艦艇を派遣して、他国の艦艇と同一行動をとるときの問題である。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日本の領域外で生じた事態に米国の軍事行動に対する後方支援という形での協力を通じて対処することは、法治主義又は立憲主義の観点から問題である。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ テロ対策に係る措置を通じて日本が集団的自衛権の行使に向けて前進したことについて、米国からの評価は得られるのではないか。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 米国による反テロ軍事行動に対する支援として海上自衛隊を派遣したこと

は、厳密には集団的自衛権の行使であると他国から解釈されても不思議ではなく、また、軍事行動の一環をなすものと考えられることから、これまでの集団的自衛権に関する政府解釈の制約を離れ、9条改正の地ならしとなるものである。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

- ・ テロ対策特措法に基づき自衛隊を派遣し、米軍が必要とする物資を供給する行為は、戦闘行為と一体を成す集団的自衛権の行使に該当するものであり、憲法違反である。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 軍事行動があるから後方支援が必要とされるのであって、両者は一体化している。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(3) 自衛隊の合憲性及びそのあり方

a. 自衛隊の存在は合憲であるとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 一定程度の軍事力を保持しなければ、各国との協同による国際社会としての対応措置に協力することはできない。9条は侵略のための軍隊の保持を禁ずるものであると解釈すれば、一定程度の軍事力の保持は許されるのではないか。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 9条は自衛権までも放棄したものではないとの解釈から自衛隊の整備が図られてきたのであり、現在、この点について、ほぼ異論はないと考える。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 村山政権下において自衛隊が合憲であるという言明がなされて以降、戦う力を持った防衛部隊としての自衛隊は合憲であるという認識が一般国民に浸透していると考えられる。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 9条があるからといって自衛隊を解消すべきとの立場はとらない。(枝野幸男君(民主)・147回・H12.2.24)
- ・ 国を守る自衛隊の存在についての合憲性を議論すること自体が、道義上の廃退につながるおそれがある。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・ 9条は不戦条約と同様の趣旨で定められたこと及び芦田修正の趣旨と文民条項が設けられた経緯が明らかになったことにかんがみれば、現行憲法上、自衛戦力を保持することは可能である。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 芦田修正の趣旨にかんがみれば、9条の解釈として、自衛のための必要最小限度の軍事力を保持することは可能であり、したがって、自衛隊の存在は、

違憲ではない。また、自衛隊の存在は、多くの国民から認知されるとともに、国会の場でも与野党一致して認めていることから、9条について、国論が二分されているわけではなく、改正の必要があるとは考えない。ただし、現在の自衛隊の規模は、異常であり、「脱軍事化」の原則に沿った形で、かつ、国家及び国民の立場に立って、日本の軍事力のあり方を考えなければならない。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)

- ・ 自衛隊の存在は、憲法に反するものではない。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 今後も引き続き妥当なものであるかは別として、9条と自衛隊との関係について政府がとってきた有権解釈は、この50数年間、日本の安定と繁栄のために一定の重要な役割を果たしてきた。これは、歴史的に評価されてしかるべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 自衛隊の存在が直ちに違憲であるとは言えないが、有事法制の制定等を通じて自衛隊の規模を拡大していくことは違憲であるとする。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

**b. 自衛隊の存在は合憲であるがこれを憲法に明記すべきとの立場からの発言
<委員の発言>**

- ・ 9条についてさまざまな解釈がなされる中、自衛隊合憲論が確立され、その下に、自衛隊が活動を展開しているが、侵略戦争を禁止する9条1項を堅持しつつ、現実には合わない2項を改正して、国民及び国土を守る自衛隊の存在を認める方向で十分な議論を尽くしていくべきであり、また、国連活動にも積極的に参加していく必要がある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.4.25)
- ・ 芦田修正の趣旨にかんがみれば、9条の解釈として、自衛のための必要最小限度の軍事力を保持することは可能であり、したがって、自衛隊の存在は、違憲ではない。しかし、自衛隊をめぐり二分されている国論を統一すべく、自衛のための戦力を持ち得るという芦田修正の趣旨に沿った形で、9条解釈を変更するとともに、今後の憲法改正に反映させていくべきである。(横内正明君(自民)・147回・H12.4.6、147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・ 現行憲法上、自衛権を保持している以上、現代の兵器事情等に応じた装備を整備することは当然であり、したがって、自衛隊の存在は合憲であるとするが、9条についてさまざまな解釈がなされている現状にかんがみれば、侵略戦争を行わないという理念を堅持しつつ、これを統一すべく改正すべきである。また、冷戦後、突発的で不確実な要素の大きい危機が東アジアでも危惧される中、国民の生命及び財産を守るには、自衛隊を憲法に明記し、首相

の指揮権の下に迅速に活動できるようにすることが必要である。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.9、151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛権は明白に否定されない限り存在し、また、自衛の主たる手段は軍事力であることから、自衛隊の存在は、合憲である。しかし、諸外国は日本が憲法により軍隊の保持を禁止しているにもかかわらず大規模な軍備を備えた自衛隊を有することに疑念を抱いているのであり、また、自衛のための軍事組織を持たないことは国家の本質に外れることにかんがみれば9条2項は妥当でないと考えられることから、一定規模の軍隊の保持及びその活動方針を明確にすべきである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 9条には、自衛のための武力行使及び国際安全保障のための活動を容認する意図が含まれているが、経済大国であり、かつ、国際社会において責任を有する日本が憲法に規定されていることとまったく異なる現実を創出させている現状は、諸外国の不信感を招く結果となっている。低強度紛争等安全保障上の危機に自主的に対処できるよう、国民のコンセンサスを得た上で、憲法を改正すべきである。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 自衛隊は、憲法制定時の議論や村山政権下での見解から、合憲の存在であるとする。いまだにその合憲性に疑問を抱く者がいるのは、憲法の文言がいまいだからである。したがって、自衛権を行使するための組織を憲法上明記すべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 9条2項は、自衛のための実力組織を否定するものではなく、また、武力を行使しなければ自衛隊を海外に派遣することも可能であるとする現在の政府解釈を支持する。自衛隊が市民権を得ている実情にかんがみれば、その存在、必要最小限度の自衛力の保持、専守防衛の任務等を憲法に明記するとともに、国民の直接的なコントロール下に置くべきである。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

c. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるためこれを憲法に明記すべき等との立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 国際紛争を解決する手段として軍事力を用いない旨規定する9条1項を改正する必要はないが、戦力の不保持を規定する同条2項は問題である。(奥田幹生君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 国民が自衛隊は陸海空軍でないという考え方に疑念を抱くことは当然である。したがって、憲法の平和原理を維持しつつ、自衛隊の存在を憲法に明記

- すべきであり、また、そうすべき時期に来ていると考える。(高村正彦君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 9条については、自衛のための戦力の保持及び交戦権まで放棄したものと解釈できるため、主権国家の憲法規定として不適切である。したがって、自衛隊を国軍と位置付け、国民の生命・財産の保護、自衛、国際貢献等の任務を果たす旨憲法に明記すべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
 - ・ 自衛隊の存在を国民の8割以上が認めている現状にかんがみれば、憲法を現実に合わせて、自衛戦力の保持を明記すべきである。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
 - ・ 9条2項から自衛隊の存在を読むことはできない。したがって、自衛隊の存在、責務等を憲法に明記すべきである。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
 - ・ 経済大国であり、かつ、国際社会に責任を有する日本が憲法の規定とまったく異なる現実を創出させている現状は、諸外国の不信感を招く結果となっているという意見に賛成である。理想ある現実主義に基づき、自衛隊の存在を憲法に明記すべきである。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
 - ・ 自衛隊が個別的自衛権を前提とする存在である以上、9条は死文化しているのであるから、解釈論で対応するのではなく、憲法にその役割及び目的を明記する必要がある。(中川正春君(民主)・153回・H13.10.25)
 - ・ 自衛隊が存在するにもかかわらず、国民の生命・財産を守る防衛組織として憲法に明記されていないことは、憲法の欠陥であり、これを明確にする必要がある。(中野寛成君(民主)・154回・H14.4.25)
 - ・ 9条の規範的意味を考えれば、自衛隊の存在は違憲であるが、解釈改憲と日本を取り巻く環境の変化により、状況が変化してきた。(前原誠司君(民主)・150回・H12.11.9)
 - ・ 9条において戦力の不保持を定めているにもかかわらず、中国が脅威に感じるほどの大規模な軍事力を有する自衛隊が存在するというアンバランスな状態を正し、実態に即した形で憲法に明記すべきである。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.12.6)
 - ・ 9条2項に規定する戦力の不保持及び交戦権の否定と自衛隊の存在という現実との間に、乖離が存在する。しかし、平和外交を展開することと、自衛権を明記し、そのための必要最小限の実力を備えることとは矛盾しない。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.4.25、154回・H14.6.24・札幌)
 - ・ 自衛隊の存在は、9条に照らし違憲であるにもかかわらず、解釈により、憲法制定時に想定していたのとは異なる形で合憲としてきたことは、政治及び最高裁の怠慢であると考える。(二見伸明君(自由)・147回・H12.3.23)
 - ・ 9条は自衛隊が存在する以上法として機能しておらず、また、その理念に沿

った形で安全保障を図ることは現実的でないことから、現実に即した形で改正すべきではないか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.6.24・札幌)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛隊の存在は、9条に照らし、違憲である。したがって、9条を改正し、第3項として、自衛のための戦力を保持する旨明記すべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 9条には、戦争を忌避し平和を希求する心性が表されているが、国と国民を守る組織が存在することが明確でない。これを明確にするため、9条3項として、自衛軍の保持を明記すべきである。このことは、平和憲法の理念に背くものではない。また、自衛隊を海外に派遣する場合は、国連決議等に基づかなければならない旨の規定を憲法又は自衛隊法に設けるべきである。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 9条2項は一切の武力を禁じていると解釈できるので、同項を削除すべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 国際社会において、自衛隊は、日本の軍事力であると認識されている。9条と自衛隊との間には矛盾と大人社会のごまかしがあり、したがって、9条2項に規定する戦力を保持しないこと、交戦権を認めないこと等の部分は、現実に即した考え方で矛盾のない形にすべきである。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 9条は一切の戦力の不保持を定めるものと解釈できることから、自衛隊が合憲であるという解釈を導くことは困難である。したがって、自衛隊については、十分な議論を重ねるとともに近隣諸国の一定の理解を得た上で、平和を願う国民による統制を及ぼし、柔軟な形で活動を展開できるようにし、有事に際しては、自衛という責任を果たせるような軍事力を有するものとすべきである。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

d. 自衛隊の必要性、憲法への明文化等に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 軍隊を保持すること及び軍隊を保持することは軍国主義でも平和主義を害するものでもないことを憲法に明記すべきである。(小泉純一郎君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 侵略戦争の放棄及び自衛権の保持を十分に踏まえた上で、自衛のための戦力を保持する旨憲法に明記すべきである。(穂積良行君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 自衛隊の存在を分かりやすい表現で憲法に明記すべきである。(三塚博君

(自民)・147回・H12.5.11)

- ・ 自衛隊が国民の安心感のもととなっていることにかんがみれば、9条をめぐる論争に終止符を打つためにも、自衛隊を専守防衛のための軍隊として認める旨の条項を加えるべきである。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 自衛隊の保持、文民統制及び徴兵制の否定を憲法に明記すべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27、154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 9条は、米軍の日本占領を前提として設けられた条項であるから、独立国家となり、占領軍がいなくなった以上、日本は、当然に有する自衛権に基づき、相応の軍事力を必要としている。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 国益や国家像を明確にした国家戦略を構築した上で、9条2項の改正をはじめとする法的枠組みの見直しをすべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 侵害に対し軍事力をもって抵抗するという意味で、闘う意思のシンボルとしての軍事力が必要であり、したがって、自衛隊を当たり前の国の当たり前の軍隊にするため、憲法に自衛隊の存在を明記すべきである。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 自衛のための交戦権とともに、文民統制の下に陸海空軍の軍事力を保持する旨憲法に明記すべきである。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 主権国家として、一定程度の警察権及び交戦権をもって、不正を行う者に臨機応変に対応すべきである。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 侵略戦争を放棄した上で、国の主権と独立を国民自ら守るという気概の下に自衛権の行使を裏付ける国防軍を創設し、これを文民統制下に置くとともに、国民共有の責任として徴兵制度を実施する旨憲法に明記すべきである。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

e. 自衛隊の存在は違憲の疑いがあるため自衛隊を解消し又はその活用方針の転換を図るべきとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 9条について、自衛のための軍隊や国際安全保障上の共同行動に参画するための軍隊を保持することができるという解釈を導き出すことはできない。冷戦以前に制定された憲法の解釈が冷戦の進行に応じて変えられてきたのであれば、冷戦が終結した今日、冷戦以前の解釈に戻るのが妥当である。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.6、147回・H12.4.20)
- ・ 9条の下で常設軍の創設は認められず、したがって、9条と自衛隊の存在等

の現実との間のギャップを9条に現実を近づけていくことで解決すべきである。(春名真章君(共産)・147回・H12.5.11、154回・H14.6.24・札幌)

- ・我が党(共産党)は、9条に関する政府解釈は誤りとの認識の下に、自衛隊の存在という違憲状態を平和主義の精神を貫徹することにより解消する方向で段階的な政治解決を図るべきという立場に立つ。したがって、9条2項を改正し又は第3項として自衛軍の保持を明記することは、9条1項及び2項が一体のものであることにかんがみれば、平和憲法の理念を壊すことになり、認められない。我が党が政権を担う場合に自衛隊をなくすか否かという問題については、政権合意の中で考慮する問題であるとともに国民の考え方にもよるものであって、別次元の判断を要する。いずれにしても、現在の政府が考えているような形で自衛隊を強化することは考えていない。(山口富男君(共産)・150回・H12.11.30、150回・H12.12.7、153回・H13.10.25、154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.4.25、154回・H14.5.9・国際小、154回・H14.7.25)
- ・自衛隊の存在を9条2項との関係で「違憲合法」ととらえることは、ごまかしである。このごまかしを明確にしなければ、アジア諸国に対し、過ち、誤解、亀裂等を生じさせるおそれがある。このため、同項を改正するよりも前に、特にアジア諸国に対し、何らかの施策を講じておくべきではないか。(阿部知子君(社民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・憲法の下に、日本は、侵略されることなく、また、国としての再建を果たしたのであり、9条を改正して自衛隊を軍隊化することに反対である。我が党(社民党)は、自衛隊に係る憲法解釈論から離れて、自衛隊の存在を認めつつ、軍縮をどのように図っていくかという立場に立つ。(大島令子君(社民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・アジアを通じて国際社会との連関を図るという気概に欠けるため、軍事力の保持を認める旨の憲法改正をすべきという議論が先行する結果となっている。自衛軍の保持を憲法に明文化することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与える結果となり、国民及び国益を擁護するという観点からは、マイナスの効果が生じるのではないか。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)
- ・日本は、軍事力や米国との協力ではなく、諸国民の公正と信義を信頼して安全と生存を守ろうと決意したのであり、自衛のための戦力の保持は、認められない。(山口わか子君(社民)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・自衛隊の規模が拡大するにつれ、自衛隊に関する政府見解は、破綻を来すようになった。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)

- ・ 日本は、「良心的軍事拒否国家」を目指し、海外にも派遣可能な災害救助組織を創設する等により、軍縮を図るべきである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 自衛隊の存在は、憲法と現実との乖離の中心を成す問題である。9条は、侵略戦争及び被爆の体験に基づくものであるとともに、戦争放棄、戦力不保持等を公権力に命じる規定であるから、自衛隊の存在を違憲とするのが通説である。また、最高裁が自衛隊の存在を積極的に合憲とする判決を下していないことは、9条が戦力禁止規範として明確であることの証左である。したがって、自衛のための戦力を保持することは憲法の規範から逸脱した政府の行為であり、その責任を明確にしなければならないと考える。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 自衛隊の合憲性を主張しつつ現実との乖離を理由に9条を改正すべきとする意見は、論理整合性に欠け、自衛隊の存在が国民に容認されているとの意見は、憲法が国民の決定をも制約する高次法であることから、自衛隊の存在が違憲であることに変わりはなく、現実に合わせて憲法改正することにより違憲状態を解消すべきとの意見は、法治主義を逆転させるものであり、自衛隊は「違憲合法」であるとの意見は、自衛隊法が違憲と評価されるものであり、芦田修正を考慮すべきとの意見は、芦田氏が内心でどのように考えたかは憲法解釈に当たっての考慮要素になり得ず、妥当でない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 世論、自衛隊の存在、最高裁が自衛隊を無効とする判決を下していない事実、自衛隊員の生活と人権、日米関係等の国際情勢等を総合的に勘案した上で、自衛隊を解消するという長期的展望を持ちつつ、自衛隊を憲法適合的な非軍事的存在へと転換させる憲法政策を国民の英知を結集して実行していく必要がある。その際、災害や有事における自衛隊の運用に関する問題について、検討しなければならない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 自衛隊の存在は違憲であるが、現に存在する自衛隊をどのように日本の国益のために使うのか、憲法本来の趣旨にどのように近付けるのか等の議論は必要である。私は、9条を改正すべきとは考えていないが、国民が同条を改正することで一致するのであれば、軍事力の行使を自衛権の発動及び国連の強制行動の場合に限定する各国憲法に定められているような形で改正するということは当然考えられる。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 自衛隊の役割として、防衛の側面よりも災害救助の側面を強調する意見が多い。(遠藤正則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 自衛隊の災害救助隊への改編等の非軍事化政策により、日本を世界平和の発信基地とし、その上で、人間の安全保障政策を国際的に展開していかなけれ

- ばならない。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 震災時における自衛隊派遣をもって自衛隊が容認されたと考えるわけにはいかない。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
 - ・ 自衛隊の存在は、違憲である。ペルーにおいて自衛隊と憲法との関係について説明に窮した経験から、既成事実を積み重ねるのではなく、憲法の問題に従うようにすべきである。(川畑博昭陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
 - ・ 9条に戦力の不保持を定めているにもかかわらず自衛隊を創設し、及び保持してきた政府を信用することはできない。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 離島が多い日本の地理的事情にかんがみ、自衛隊を改編して、離島において介護等の福祉関係事業に従事する福祉貢献隊と、天災地変に備えたレスキュー隊とを創設すべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 憲法の平和主義にのっとった政治運営がなされていれば、自衛隊は、存在しなかったはずである。自衛隊を災害救援隊に段階的に改組していくべきである。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
 - ・ 戦力の不保持を定める9条2項の趣旨から大きく乖離する自衛隊の存在は、根本規範たる憲法に反する。自衛隊の存在について、司法審査が及ばず、また、解釈改憲がなされている現状は、多くの失望やあきらめを招来させている。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
 - ・ 違憲の存在である自衛隊が直ちに解消されることはないが、そのあるべき方向性は、憲法に示されている。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
 - ・ 戦力の保持及び交戦権を否定する9条の文言解釈及び立法者意思にかんがみれば、自衛のための戦力の保持及び自衛戦争は認められるという解釈は誤りである。戦力の保持は違法であり、その責任を問われるべきである。自衛隊を直ちに解体することは現実的でないが、自衛隊の規模を縮小するとともに、米国及び近隣諸国の理解を得つつ、災害救助、PKO等を任務とする非軍事的な組織へと段階的に転換させていくべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

(4) その他

<委員の発言>

- ・ 自衛隊の存在と9条との間に乖離が生じている。(左藤恵君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 自衛隊は、日米安保条約の締結に伴い、米国の都合により創設されたもので

ある。また、中国が、侵略を受けた記憶が未だ消えていない中で、大規模な軍事力を有する自衛隊の存在を脅威であると考えていることを認識すべきである。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.12.6)

- ・ 自衛隊が同盟国である米国とともに日本の領域を守っており、日本が自らの国を守っていないとは考えていない。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.12.7)
- ・ 米国は、占領時代から、対アジア戦略を遂行する上で9条2項が妥当でないと考えていたのではないか。したがって、9条改正を求める動きは、米国の対アジア戦略に端を発しているのではないか。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.3.9、147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛隊の存在は違憲であるとの立場であった者が合憲であるとの立場に変われば、9条が規定されていることの意義について、国民の多くが疑問を抱くと考える。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ これまで、警察力の限界について、十分な議論がされてこなかった。大規模紛争よりも民族紛争やゲリラが多発する現代においては、軍事力と警察力との関係、警察力の有効な使用と憲法との関係等について、再検討すべきである。(古関彰一参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 在外邦人が危機に陥った場合、日本は、国家の責任として、救援を派遣することができるよう、体制を整備すべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 1945年及び1950年時点での米国の認識がそれぞれ9条と自衛隊という矛盾する形で具体化された結果、日本は、米軍を補佐する軍隊として自衛隊を位置付けてきた。日本の軍隊は日本を守るものであることを前提として、米国との協力関係を考えるべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 軍隊の武器使用に対し国内法上の規制が存在することは、極めて稀である。軍隊には任務と目的を与え、それに必要な武器使用は、指揮官に最大限の権限を委任するのが本来のあり方である。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 自衛隊は、国民の求めではなく、米国の求めに応じて創設されたものである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

4. 日米安保体制

(1) これまでの日米安保体制に対する評価

a. 日米安保体制に肯定的な発言

<委員の発言>

- ・ 国際社会における日本の立場については、日米同盟の側面からの検討が不可欠である。安保理からの「授權」を受けた米国の軍事行動等に対する非軍事分野での後方支援は、憲法と日米安保条約を共に活かすという意味で、知恵の限りを尽くした選択であった。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.6.6・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 日米安保条約に基づき米国が日本を防衛する体制が整えられている以上、9条については、個別の事案に応じて弾力的に解釈すればよく、これを改正しなければ日本の自衛が成り立たないという状況になかったため、改正せずに済んだと考える。また、近年、米国においては、日本専門家やアジア専門家という「リージョナリスト」だけでなく、個別課題の専門家である「ファンクショナルリスト」が関与の度合いを強めてきている。このことは、日米関係の重要性及び成熟度が増していることを意味する。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ 米国は、共通の敵に軍事力をもって対抗する意思、民主主義、市場経済等の価値観の共有、大きな経済対立の不存在を基準として、他国を同盟国とみなすが、現在の日米関係は、緊密な関係にあると考える。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b. 日米安保体制の問題点を指摘する発言

b-1. 日米安保体制が片務的又は非対等であると指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 日米安保条約は、片務的である。(塩田晋君(自由)・151回・H13.3.22)
- ・ 自衛隊と日米安保条約に基づく駐留米軍とを車の両輪として、日本の安全保障の確立が図られてきたが、その多くの部分について、駐留米軍に頼らざるを得ない状況であったため、沖縄に駐留米軍基地の75%が集中するという結果を招くことになった。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 米国は、日本が日米安保条約に基づき国防に係る役割を共同して果たし得るかについて、不安を感じている。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.3.22)

<参考人等の発言>

- ・ 日米安保条約は、米国は日本を防衛し、他方、日本は米国に基地を提供するという対等でない関係を組み合わせることにより、表面上、対等な関係を築いたものである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 日米関係において、相互敬愛というモチーフは存在しない。これは、日米安保条約を、米国は片務的なものと、また、日本は傭兵条約と認識しているため、相互に敬愛する仕組みが存在しないことに原因がある。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日米安保条約は、あまりにも片務的である。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b-2. 日米安保体制における日本の自主性又は主体性の欠如を指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 米国があまりにも強大であるため、日本は、モラトリアム国家又は父性なき国家に陥っている。(柳澤伯夫君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 冷戦時代、日本の役割は、その意思にかかわらず日米安保条約の中で定義され、また、9条は、日本が武力行使に係る役割を果たすことができないことの言い訳に使われてきた。(中川正春君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日本は、これまで米国の庇護の下にあったが、日米安保体制が変質して「極東条項」が形骸化した今日、アジア全般を視野に入れた米国の世界戦略に組み込まれつつある。日本は、日米同盟を重視しつつも、独立国である以上、米国から独立した存在であるべきである。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30、153回・H13.10.25、154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日米関係の再設計が必要とされる背景には、自主性の弱さ、アジアとの関係の希薄さ、平和の努力の欠如という日本外交の抱える問題があると考えられる。(山口富男君(共産)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日本は、新たな紛争を生じさせる側面を有する軍事優先の米国の政策に対し、必要に応じて積極的に意見すべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.6.6・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 軍事に基礎を置く日米安保条約は、占領政策の延長線上に位置するものであり、これを存続させてきた結果、日本は、米国の世界戦略に組み込まれることとなった。したがって、これまでの日米関係は、強力な米国に日本が従う関係となっており、対等ではなかった。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 国民の生命・財産を最終的には米国が保護してくれるという一種の信仰が普遍化してしまった。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)

- ・ 米国の占領政策により、日本は経済復興を遂げ、経済大国として成功したが、日本の外交・安全保障政策は米国の傀儡であると言われるように、政治的には、「準禁治産者」扱いを受けており、大きな犠牲を払ったとも言える。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 日本は、常に米国のメガネを通してしか世界を見ることができない。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日本が米国の友好国であるならば、米国が過った行動をとった場合には、これを正す必要があり、追隨しているだけでは信用されない。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 周辺事態法制定の前後から、日本が一切の障壁なく米国に協力するような状況になし崩し的になってきた。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 自衛隊の創設、日米安保条約及び日米防衛協力指針の締結、有事法制の制定その他の日本の安全保障政策は、米国からの「押しつけ」である。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-3. 日本の安全保障に関して米国からの全面的な協力を期待することはできないとする発言

<委員の発言>

- ・ 日米安保条約と平和憲法により、日本の平和に対する米国からの協力を得ることは難しいと考える。(中山正暉君(自民)・153回・H13.10.11)
- ・ 日米の協力体制について、両国の国民が抱く認識や期待の間には、相当の隔たりがあると考える。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日本を「都合のよい国」とするという米国の政策は、今日に至るまで一貫していると考え。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.6)
- ・ 米国から見れば、日本が米国軍隊の駐留のための土地や金銭を提供するという憲法をはじめとする現行の体制を維持させることが、最大の戦略なのではないか。(小池百合子君(保守)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 米国内の一般的な世論において、日本が攻撃を受けた場合に自らを犠牲にしてまでも日本の安全保障に当たるといった意見が多数を占めているとは考えられない。米国が日本を必要としているのは、日本の基地や協力がなければ、米国の覇権が成立し得ないからである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)

b-4. 日米安保条約の憲法上の問題点を指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 日米安保条約と憲法とは矛盾する。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.6)

- ・ 日米安保条約は、憲法を空洞化させた大きな要因である。また、周辺事態法等米軍を支援する目的で制定された法律は、国民意識から乖離したものであるとともに憲法の精神を蹂躪するものであり、アジアの安定に大きな障害をもたらす。(春名真章君(共産)・147回・H12.4.6、150回・H12.11.30、153回・H13.12.6)
- ・ 日米安保条約は、憲法において示された構想とは異質のものである。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.25)
- ・ 9条との関係で、日米安保条約は、認められない。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.4)

<参考人等の発言>

- ・ 日本には、憲法と日米安保条約という矛盾する二つの基本法が存在すると考える。この矛盾する両者が併存する中で、日本が平和主義に基づく外交政策を自主的に考えることができるかどうかは、疑問である。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 日米同盟のような軍事関係を締結して国内に外国軍隊の駐留を認めることは、戦力の不保持を定める9条に照らし、違憲であると考えられる。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 冷戦中、日米安保条約の締結、再軍備と世界有数の軍事力の保持、米軍の駐留等により、憲法の空洞化が進んだ。冷戦終結後、平和憲法を活かすことなく、周辺事態法の制定等米軍の戦争に協力する体制を強化し、さらに、集団的自衛権の行使が可能となるよう憲法を改正する議論が生じている。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 9条と日米安保条約との間には、深刻な法制的な矛盾が存在する。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b-5. その他の問題点を指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 日米安保条約は、日本と米国との同盟関係を規律するものであるが、同盟を結べば、反同盟という対抗勢力が生じてくることは、歴史的に否定できない事実である。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
- ・ ユーゴ空爆等の事例に見られる軍事力に訴えることの有害性にかんがみれば、同盟国である米国に追随して自衛隊が海外に活動を展開することに道理がないことは明白である。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 日米安保条約が重要であるならば、その責任及び負担は、全国民で引き受けるべきである。沖縄は、今もなお、「基地の中に沖縄がある」状態を脱しておらず、日本の主権が及んでいるとは言えない状況に置かれている。これは、

沖縄県民に対する差別であり、法の下での平等に反する。(東門美津子君(社民)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、近隣アジア諸国の中に隣人を持ち得なかったため、米国との連関を強化せざるを得なかったが、今後もその関係が盤石なものとして推移するかは不明である。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)

(2) 日米安保体制の今後のあり方

a. 日米安保条約を維持すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 紛争が絶えない現状にかんがみれば、軍事力を無視することはできない。日本は、日米安保条約の下で経済的發展を遂げてきており、今後も、その枠組みにおいて防衛に関する施策を講ずる必要がある。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.26・名古屋)

<参考人等の発言>

- ・ 現在の国際情勢にかんがみれば、現状の日米安保体制を維持することが望ましい。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)

b. 日米安保条約を解消すべき等との発言

<委員の発言>

- ・ 9条の精神に沿って日米安保条約を解消し、軍縮の道を進むべきである。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 近隣諸国との緊密な関係を築くことができない現状を改善するためには、日米安保条約と9条との間の矛盾を9条の精神を完全実施することにより解消し、友好的な関係に戻す必要がある。(山口富男君(共産)・151回・H13.3.22、154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日米地位協定を改定して国内法優位の原則を確立し、日米二国間同盟への依存から脱却すべきである。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)
- ・ 二国間同盟が先進国間で減少しつつある現状において日米安保体制を強化することは、危惧の念を諸国に与え、アジアの安全保障にとって危険な状況を招来させるのではないか。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.4・神戸)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法改正を論ずる前提として、日米安保条約を解消し、米軍を日本から撤退

させる必要がある。また、日米安保条約を解消した後においても、再軍備の必要はない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)

- ・ 日本国内に米軍が存在する事実が他国からどのように評価されるかという問題を踏まえた上で、日米関係を整理すべきである。まず、米国に隷属する関係にある軍事中心の日米安保条約を破棄して日米友好平和条約を締結し、軍事的連関が必要ならば、その後に考えていくべきである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 日米安保条約の日米友好条約への転換等の非軍事化政策により、日本を世界平和の発信基地とした上で、人間の安全保障政策を国際的に展開していくべきである。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 日米安保条約が直ちに憲法違反であるとは言えないが、軍事的色彩を弱めていくべきである。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 軍事同盟的な日米安保条約を解消し、米国との平和・文化交流等の促進に関する条約を締結すべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 日米安保条約を直ちに解消することは現実的でないが、米国及び近隣諸国の理解を得つつ、その役割を段階的に縮小していく必要がある。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 日米安保体制の再設計に言及する発言

c-1. 双務的又は対等な関係に基づく同盟関係の構築に言及する発言

c-1-1. 双務的又は対等な同盟関係の構築に積極的な発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権が行使できないために非対称的双務条約となっている日米安保条約を双務条約に近付けることにより、日本の主権を確保する必要がある。日米安保条約の解消及び米軍の撤退を前提に憲法改正を議論することは、日本の存立、平和及び独立の維持を危うくするものであると考える。(石破茂君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・ 米国と日本との間に庇護 - 被庇護の関係が存在する限り、米英関係のような対等な関係を築くことは困難であるが、アジアの安定を図るためにも、対等な関係における日米安保体制を構想し、その中で、基地問題、地位協定等について見直していくべきである。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30、154回・H14.4.22・沖縄)

<参考人等の発言>

- ・ 米国は、日米関係について、バードン・シェアリングからパワー・シェアリングに進化させるべきとの認識の下、日本が憲法改正により集団的自衛権の

行使を認めた上で、米英同盟のような対等な立場に基づく緊密なパートナーシップを築くことにより、アジアに平和と安定をもたらさなければならないと考えている。米国との「対等」な関係とは、日本が米国と同等の軍事力を保持することを意味するのではなく、環境分野をはじめとする日本のソフト・パワーを発揮することにより質的に対等な関係を築くとともに、独立国として自国の安全を自らが守る体制を整備した上で安全保障分野における双務性を確保することを意味する。日本は、独自の立場から国際社会に寄与していくという心を育てるとともに、産業調整、予算配分等を効果的に実施することより、米国と対等な関係を築いていくべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)

- ・ 不安定要因を有する中国に日本や東アジア諸国だけで対処することは困難であり、アジア太平洋全体の平和と安定を考えると、日本は、日米同盟の強化及び平等に近い役割と機能を果たす努力を通じて、米国の関心をこの地にとどめる必要がある。その際、主権国家の意図が入るとは限らない広範なリスクを見積もり、国際情勢の変化を見極めた上で、防衛協力のあり方を軸により強化する観点から日米同盟を再定義するとともに、米国が日本の周辺問題に国益を見い出さないケースも踏まえ、独立完結性の高い防衛力を再構築すべきである。また、テロ事件に対応する米国に同盟国として協力しなければ、日米同盟の将来はないが、米国が世界中のテロ集団に軍事攻撃を仕掛けるようなことは、同盟国として防がなければならない。その必要な警告をするためにも、日本は、アフガニスタンの復興支援、経済協力等と米国に対する同盟協力の両方を行う必要がある。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日米安保条約の基本を変える必要はないが、保護国と被保護国との関係のような現在の片務性を改め、信頼関係に基づく完全な双務性に早期に近付けることが必要である。日本が戦える軍隊を持つことになれば、日米同盟による周辺諸国に対する抑止力が高まり、また、環境、核不拡散、資源等の問題について、単独行動主義の傾向を強める米国に対する交渉力が増大する。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

c-1-2. 双務的又は対等な同盟関係の構築に慎重な発言

<委員の発言>

- ・ 米国が唯一のスーパー・パワーであり、他国から攻撃される可能性がない以上、集団的自衛権の行使を合憲とすることにより日米関係を双務的な関係に転換した場合であっても、日本が米国のモラトリアム国家であることに変化はないのではないかと。(柳澤伯夫君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 現在、日米安保条約が片務的であるため、日本の活動は、個別的自衛権の行

使の範囲にとどまっているが、日米安保条約を双務的なものに転換させることは、集団的自衛権の行使の範囲の活動を日本に求めることとなり、憲法に照らし違憲であると考えられるため、反対である。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)

- ・ 櫻井参考人の主張するパワー・シェアリングによる対等な日米関係の構築は、アジアの平和にとって有効であるとは考えられない。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.30)
- ・ 日米関係を米英関係のような対等の関係とするためには、多くの問題点を克服しなければならず、その実現に時間がかかるのではないか。(小池百合子君(保守)・150回・H12.11.30)

c-2. 日本の自主性又は主体性の観点からの日米関係の再設計に言及する発言 <委員の発言>

- ・ 日米関係を深化させ、過剰依存や過剰期待の構図から脱却すべきという考え方を十分に認識しなければならない。(土屋品子君(自民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日米同盟は重要な基軸であると認識しているが、これまでの迎合的又は従属的な姿勢を改め、主張すべきは主張する関係を築かなければ、米国からの信頼を得られない。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 米国との緊密な関係を築くことは、今後とも重要であるが、パワー・バランスにおいて対等な関係を築くことは、困難なのではないか。日本は、米国とのパワー・バランスにおいて劣位に置かれる中で、毅然とした姿勢を保つためにどのようにすべきかを考えるべきである。(枝野幸男君(民主)・150回・H12.11.30)
- ・ 対米追随外交を改め、自立と協調を両立させる必要がある。(樽床伸二君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・ 日本に対する米国の関心が薄い現状にかんがみれば、日米安保条約の中で日本を独立的な地位に位置付けるような形での見直しは、困難なのではないか。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本は、国連に提起した核兵器全面廃絶の決議案においても米国への配慮がうかがわれるが、米国に対し、日本の立場と姿勢を確固としてかつ明確に主張すべきである。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 日米同盟の強化が必要とされる背景には、安全保障に関する日米間の重大な対立がほとんどないこと、日本の安全を図るためには日米同盟を強化することが最も効率的かつ効果的であること等がある。しかし、米国に追随するだ

けでは冷戦終結後の世界的課題に十分な対応をすることは困難なため、米国の友好国として、米国の優越している能力を国際社会のために活かす方向で積極的な発言をする役割を果たす必要がある。また、米国に批判的な主張をする場合には、国民の意識及び国会での議論が重要となることから、日米の議員間において積極的な協議を積み重ねていく必要がある。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)

- ・ 日米関係は、これまでのような相互の信頼関係の下で運営できるのか疑問である。沖縄問題や日米のパートナーシップの問題を考えると、どのようにして日本の権益や発言権を確保していくかということが非常に大きな問題点である。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 日本は、対アジア戦略を転換させた米国と軍事・経済的台頭が著しい中国という大国に挟まれる中で、日米安保体制を再設計しなければならない。その際、独立国に外国軍が長期駐留することは異常であり、米国は自らの世界戦略とその時点における米国の国民世論の枠組みの中でしか日本を守らないという国際常識を踏まえなければならない。日本は、米国との関係において、経済分野での密接な関係を構想する一方で、外交・安保分野で相互敬愛の仕組みを築くため、日米地位協定の改定、在日米軍基地の段階的縮小等日米安保体制の見直しを米国との議論の俎上に載せるとともに、専守防衛の基軸を維持しつつ、米国との軍事協力関係を新たに構築すべきである。また、日本は、近隣諸国から理解と共感を得られる「開かれたナショナリズム」に基づき、米国に対する問題意識を取り戻し、自国利害中心主義に傾斜している米国を適切な形で国際社会に関与させる方向にリードするとともに、国際社会と接していく必要がある。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日本の外交努力により、米国が自分勝手な理屈で軍事力を行使するという現在の国際社会の情勢を変えていくべきである。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c-3. 多国間関係の枠組みにおいて日米関係を位置付けるべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、同盟国である米国との関係を最も重視していかなければならないが、国際社会の問題は超大国や先進国だけの力で解決できるものではないことにかんがみ、米国と同じ視点に立つばかりではなく、イスラム社会に対する理解を深める努力をすべきである。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 今後は、現在の日米関係を整理し、かつ、周辺諸国との関係に配慮した上で、米国との関係をどのように築いていくかが問題となる。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.10.26)

- ・ 米国の国力が中長期的に減退し、他方、中国の国力が増大するという将来予想にかんがみれば、日本は、米国だけでなく、中国との関係にも配慮しつつ、アジア戦略を確立していく必要があるのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.10.26)

<参考人等の発言>

- ・ 米国の政策に対する独自の立場からの判断を留保することができるよう、日米関係を「普通の関係」にすべきである。そのためには、リスクを分散させるという観点から朝鮮半島とのパートナーシップをはじめとする多極的安全保障を構築することにより、日本独自の判断が活かされる可能性を求めべきである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 米国によるアジアへの関与が不可欠であるとの認識が東南アジア諸国において持たれていることにかんがみれば、日本は、東南アジアを含むユーラシア周辺部のユーラシア中心部に対する関わり方という観点から、日米関係を位置付け直す必要がある。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)

c-4. その他の観点から日米関係を再設計すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 戦力不保持の原則が国際情勢の変化に伴い変更されて自衛隊が創設されたように、国際社会における日本の地位の変化に伴い、日米安保条約のあり方も変更していかなければならない。(奥野誠亮君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・ 国際社会における日本の位置付けを定めるべく前文や9条を改正することとセットで、長期的な観点から、日米関係の見直しの議論を進めていかなければならない。(平井卓也君(自民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 憲法は平和的手段によって有事を起こさないことを本旨とし、他方、日米安保条約は有事の発生を想定するものであるため、日本の安全保障に関する考え方は、揺れ動いてきた。日本は、予防外交をはじめとする平和外交を確立するとともに、日本に有事を招来させるおそれを有する日米安保条約を見直すべきである。(今野東君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 多くの米軍基地を抱える沖縄の現実を踏まえれば、将来的には、米国との関係を整理すべきであるが、それは、憲法問題について結論を出してから話である。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.9.28、150回・H12.10.26)
- ・ 日米関係は非常に重要であるが、新しい時代におけるグローバル・パートナーとしての役割について、協議を積み重ねていく必要があると考える。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・ 国際関係のリアリズムにかんがみれば、日米安保条約を否定するものではない。しかし、日米安保条約は米国の戦略的利益を軸にするものであることから、日本は、国際関係の現実に対し、リアリズムに基づく外交を展開していくべきである。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)

(3) 基地問題

a. 基地問題の現状等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 経済が米軍基地の存在に支えられ、また、さまざまな振興策や補助金行政が講ぜられているものの、米軍基地が集中している沖縄の現状が、十分なものであるとは考えていない。(今野東君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 安全保障環境が変化し、また、米国のアジアにおける経済利益が増大しつつある中で、在日米軍の存在意義は、日本を防衛するための存在から米国のアジアにおける権益を擁護するための存在へと変化してきているのではないか。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30、154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 基地問題に対する国家としての自主的な判断と自立がなされていないため、日本は、普通の国と評価されないと考える。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.8)

<参考人等の発言>

- ・ 在日米軍は、日本を守るためのものというよりは、米国の国益を守るためのものである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 台湾海峡や朝鮮半島の緊張が続き、かつ、日本の防衛力が現状にとどまるのであれば、何らかの代替案が示されない限り、戦略的に重要な沖縄の米軍基地が整理・縮小されることは考えられない。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 沖縄では、「核抜き・本土並み」という返還時の公約が果たされないまま、半世紀以上にわたって、75%に当たる駐留米軍基地が集中しており、これは、政治のあり方として誤っている。また、新たな基地を設置するという考え方は、時代錯誤であると考える。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 沖縄に駐留米軍基地の75%が集中しているという被害者意識が、政治家や国民の間で横行している。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. 基地問題の今後のあり方に関する発言

<委員の発言>

- ・ 米軍基地が集中的に存在する戦略的拠点である沖縄の特殊事情を踏まえた上で、安全保障の問題を考えていくべきである。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.4.25)
- ・ 沖縄を最優先に、駐留米軍基地の整理・縮小を図るべきである。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 安全保障政策を考えるに当たり、沖縄の米国海兵隊の削減を現実の可能性として勘案しなければならない。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 米国が占有権を有する在日米軍基地の重要性は 9.11 テロ事件以降高まっているが、日本は、日米地位協定の改定、在日米軍基地の段階的縮小等日米関係の見直しを米国との議論の俎上に載せるべきである。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 安全保障の枠組みを考えるに当たっては、人間の安全保障の確立という観点から、日米地位協定の改定も視野に入れた議論がなされるべきである。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

c. 基地と憲法との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法には外国の軍隊が日本国内に駐留していることの根拠が欠けており、また、これまで、日本に米軍が駐留していることのリスクが真剣に考えられてこなかった。憲法を改正する際には、外国軍隊の駐留を認めない旨の規定を設けるべきとの考え方もある。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.6.6・国際小、154回・H14.7.25)
- ・ 国連を中心とした世界平和の構築を前提とする憲法前文の理想と日米安保条約をはじめとする現実とのギャップが、駐留米軍基地という形で沖縄に集中しており、そのため、沖縄においては、9条に掲げる平和主義を希求する気持ちが強いと考える。(中川正春君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 基本的人権の尊重という観点から、日米地位協定の見直しは避けられない問題であると考えます。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.22・沖縄)

<参考人等の発言>

- ・ 日米同盟のような軍事関係を締結し、国内に外国軍隊の駐留を認めることは、戦力の不保持を定める9条に照らし、違憲であると考えます。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

- ・ 他国の軍隊の駐留を認めることは、9条に照らし、問題がある（浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸）
- ・ 沖縄の駐留米軍基地の整理・縮小は県民の総意であること及び沖縄の米軍のプレゼンスが東アジア太平洋地域の平和と安全に寄与していることを踏まえた上で、前文の恒久平和の理念、9条の戦争放棄、地位協定における人権問題等の観点から、平和及び基地に関する沖縄問題について、真摯に議論を深めていく必要がある。（安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄）

(4) その他

<委員の発言>

- ・ 日米関係は重要であるが、米国の占領下における客観的な状況を把握することは、正確な改革の手法を生み出す力になると考える。（奥野誠亮君（自民）・147回・H12.4.27）
- ・ 米国が世界の警察官としての役割を果たしているため、日本が集団的自衛権の行使を認めた場合、集団的自衛権の範囲を超えた協力をせざるを得なくなる懸念がある。（柳澤伯夫君（自民）・147回・H12.5.11）
- ・ 日米安保条約が締結・改定されたことにより、国防問題に関する憲法論議が遅れてしまった。（安倍基雄君（保守）・147回・H12.4.6）
- ・ 日米安保条約を締結している関係上、日本は、米国と対立関係にあるイラン、アフガニスタン等の諸国との友好関係の構築に努力する責務がある。（松浪健四郎君（保守）・150回・H12.10.26）

<参考人等の発言>

- ・ 新ガイドラインには、中国の軍事拡張主義がアジアの安定と平和にとって危険な存在になったという認識を日本も持つべきであるとの意図が込められている。（石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30）
- ・ 米国は、日本に対し、憲法改正を期待するとともに、地域安保の枠組みを超えた協力を求めている。（寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小）

5. 国際協力

(1) 国際協力全般

A. これまでの国際協力に対する評価

a. 経済分野での協力に関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は世界一の経済援助国であるが、途上国から、先進国による搾取と奴隷化のために貧しくなったのだから援助は当然の義務であると言われると、納税者としては納得できない。人権問題と南北問題とを混同した議論は、生産的でない。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 日本は、経済的な分野での国際協力が多かった。(武山百合子君(自由)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 日本のODA(政府開発援助)は、実効的に機能していない。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 我が国は、ODA等を通じて多額の経済援助を行っているにもかかわらず、国際的に応分の評価を受けていない。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 国際社会において我が国が果たすべき役割が、湾岸戦争を契機として、ODA、国連への拠出金等の「金」だけによる国際貢献から、自衛隊のPKOや反テロ軍事活動への派遣等の「人」による国際貢献へと転換してきたことは、当然のことである。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 途上国への多額の経済援助にもかかわらず、世界的な貧富の格差が拡大している要因として、ODAや企業の投資が必ずしも貧困層を支援する結果になっていないことや、伝統的な生活様式や自然環境を破壊する結果となっていることが挙げられる。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 米国からの要求にすべて応える形で貿易の自由化が推進されてきたことは、政策的な誤りであったと考える。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 国際紛争の解決に対する協力に関する発言

<委員の発言>

- ・ 湾岸戦争への日本の対応が経済至上主義と批判されたことを契機として、「普通の国」論が大きな流れとなっている。(柳澤伯夫君(自民)・150回・H12.10.12)
- ・ 日本は、紛争後の選挙監視、パレスチナにおける平和構築に向けた活動等に対し、憲法の精神を活かした形で十分な貢献をしてきたわけではなく、また、

国際人道法、国際刑事裁判所等をはじめとする国際社会における平和の維持に係る努力も十分ではない。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.4.25)

- ・ 紛争は必ず武力を伴うものであり、憲法上の制約のために軍事協力は行わないという日本の国際協力は、評価するに値しないという印象を諸外国に与えている。したがって、日本が国際社会における名誉ある地位を占め、また、恒久的な世界平和のために主導性を発揮することに対する重大な足枷が、憲法に存在すると考える。このため、過去 50 数年間、日本は、憲法及び日米安保条約の枠組みにおいて、国際社会の中で孤立すべくして孤立してきたと考える。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.3.28・国際小、154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、安全保障の分野において、国際社会の一員としての役割を十分に果たしてこなかったが、カンボジア PKO への参加を通じて相応の成果を上げた結果、日本の軍事的活動に対し批判一辺倒であったアジア諸国の世論を変えてきた。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 日本は、カンボジア PKO への参加を通じて、地域の平和及び再建に大きな役割を果たした。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 通常兵器の移動に関する規制、地雷除去等の分野における日本の外交政策は、諸外国から高く評価されており、また、湾岸戦争時における日本の経済支援は、諸外国の為政者から理解を得ていると考える。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 日本は、テロ対策において、アラブ及びイスラム諸国を説得し、厚みのある対テロ連合戦線を築くなど、目に見える努力をすべきであった。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日本は、世界平和の実現に向けてこれまで以上にリーダーシップを発揮すべきであるが、いまだ世界のリーダーと認識されていないのではないかと。(加藤征憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

c. 難民問題への取組みに関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、難民条約及び一連の人権条約を批准しているにもかかわらず、これらの条約に基づく施策が十分に講ぜられていない(今野東君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 日本が人道主義の観点から国連を通じたアフガニスタン難民の支援をしてきたことは、前文に掲げられた平和主義を実践してきたことの証左であると

考える。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、難民や政治亡命者に対し寛容な姿勢をとってこなかった。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

d. これまでの国際協力に対する評価に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 外交には現実主義に基づく外交と理想を追求する外交とがあり、日本は、後者の外交において、精神的な価値を広めるという意味で十分な実績を上げてきた。(島聡君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 日本は、過去 50 数年間、前文の理念の実現に係る努力において、成果を上げることができなかった。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、国際社会全体の問題が生じた場合、経済支援を行うだけで、国家的及び国民的規模において、平和主義に基づく「市民的奉仕活動」を十分に実践してこなかった。その理由としては、日本が貧しく、実現する能力に欠けていたこと、冷戦構造の中で、日米安保体制に組み込まれてしまったことが挙げられる。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 国際協力に危険が伴うとなると、平和主義路線である「非大国イメージ」の論調が強くなる。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
- ・ これまで、日本は、日米同盟及び他国の役割を前提として、国際社会における独自の役割を果たしてきたが、21 世紀において、そのようなシステムが機能し得るかは疑問である。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ これまで、日本は、憲法の理念を活かした国際的な協力活動を十分に行ってきたわけではない。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 軍事協力を否定し、ODA、文化交流、平和貢献等を通じた協力を行うというこれまでの日本の国際協力について、一定の意義を認めることはできるが、湾岸戦争以降、新しい国際秩序が形成される中で、通用しなくなった。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 日本は、前文の理念を活かした形での国際社会における役割を果たしているかを考える必要がある。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

B. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等

a. 国際社会との共存又は共通の価値観の追求という観点からの国際協力の推進に関する発言

<委員の発言>

- ・ 人類共生の観点から、日本は、地域紛争等の解決に向けた相応の協力を図るべきである。(穂積良行君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 日本は、環境破壊の防止、民主主義の推進、飢餓問題の解決等に向けて努力する決意を国際社会に向けて宣言すべきである。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・ 大沼参考人は、平和秩序の構築に当たり「国際公共価値」を認識すべきと主張するが、各国間に文明の差異、貧富の格差等が存在する中で、「国際公共価値」に係る了解は得られているのか。(都築讓君(自由)・153回・H13.10.25)
- ・ 環境との共存、先進国と途上国との格差等のグローバル化がもたらす「負の側面」にどのように対処していくかというシステムを国際社会とともに考えていかなければならない。(辻元清美君(社民)・150回・H12.12.7)
- ・ 国際社会との共存共栄は、21世紀における日本の課題であると考える。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 21世紀においては、人道主義、民主主義等の人類共通の価値観の実現に向けて尽力することが求められると考える。したがって、日本は、難民や政治亡命者の積極的受入れ、中国の対チベット政策の改善要求等の具体的施策を講ずるべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ グローバル化が進展する現在の国際社会においては、一地域又は世界全体の繁栄のために、共生という理念を踏まえた上で、国際社会の構成員として応分の負担を果たしていく必要がある。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 21世紀の平和的な秩序の構築に向けて、日本が国際的役割を果たすためには、国家間関係として国際社会を見る国際的視点、NGO等の国際市民社会的視点、文明間関係を見る文際的視点という三つの視点が必要である。また、人権、国家、文明等諸国民が共有できる「国際公共価値」を認識する必要がある。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

b. 憲法の精神にのっとり国際協力を推進すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 戦争違法化の流れが促進される21世紀においては、核兵器の廃絶、南北問題の解決、環境破壊の防止、グローバル化に伴うマイナス要因への対処等の

諸課題に対し、前文及び 9 条の精神にのっとり、強者による支配への規制、経済主権の確立、公平・平等な国家関係等を確保するための積極的な平和的貢献をすべきである。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.8、151回・H13.3.8)

- ・ 日本は、9 条に掲げる平和主義の下、たとえ国際公共価値に関わる問題であっても、非軍事の分野に徹した積極的な国際協力を進めるべきである。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.25、154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 国際協力については、非軍事、文民及び民生の分野で行うべきである。(大島令子君(社民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本は、軍事的な国際協力を行うべきではなく、武器製造の規制、軍事費の削減、人材育成・支援等を通じて、平和的な国際協力のあり方を考えていくべきである。(山口わか子君(社民)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 平和的手段による国際協力に徹することにより、国際社会において名誉ある地位を占め、道義的権威を確立することができる。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 植民地支配の問題を清算するために補償をすることは重要であるが、それを義務ととらえるべきでなく、自国中心主義を乗り越え、人間の安全保障や平和的生存権という国家理念に基づく行為として、ODA 等を実施すべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 日本は、国際協力を PKO の分野に限定してとらえてはならず、平和、経済的社会的発展、人権、民主主義等が不可分の関係にあることに留意した上で、独自の国際協力像を構築し、これを実現するよう国連に働きかけるべきである。その出発点は、憲法に掲げる平和主義、国際協調主義及び主権平等であり、これらは、国連の国際協力の理念と一致する。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 各国間協議により公序を築き上げた EU の形成過程は、国際的な議論を常に反映して統治に当たるといふ国際協調主義を掲げた憲法の精神に合致しており、参考にすべきである。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 国際社会における日本の役割とは、「人間一人ひとりの命の尊さ」という観点に立って、それぞれの国の国情に応じた経済援助を中心とする協力を行うことである。経済援助だけでは国際社会から取り残されるとの批判もあるが、それは、平和的手段により問題解決を図る日本の姿勢について、国際社会を説得することができない日本の外交及び政治のレベルの問題であると考えられる。(川畑博昭陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 日本は、憲法及び国連憲章の精神にのっとり、非軍事的な国際貢献をすべき

であり、核軍縮への努力、アジア太平洋地域における協力型の安全保障の確立、イランや中央アジアとの外交経験の活用、国連難民高等弁務官事務所やユニセフとの一層の協力、NGO との連携等を図るべきである。(田口富久治 陳述人・153 回・H13.11.26・名古屋)

- ・ 日本は、9 条を掲げる国家として、武力活動との一体化の疑義が生じる活動や軍事力の提供よりも、難民問題をはじめとするより後方における支援を行っていくべきである。(馬杉榮一陳述人・154 回・H14.6.24・札幌)

c. 国益、国家像等を考慮した上で国際協力を推進すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 国民の生命及び財産を守ることが国益である。国民を犠牲にしてまで ODA や PKO という形で他国に貢献するという印象を国民が抱くということは、問題である。(平井卓也君(自民)・154 回・H14.2.28・国際小)
- ・ 自国中心主義でない国は存在せず、したがって、日本が国益を優先させつつ ODA 等の外交政策を実施していくことは当然である。(森岡正宏君(自民)・153 回・H13.11.29)
- ・ 日本主義から国際主義への転換がなされる中で、ナショナル・アイデンティティのあり方が問われている。(太田昭宏君(公明)・150 回・H12.10.12)
- ・ 日本における少子高齢化に伴うさまざまな負担と ODA 等との関係について、検討すべき時期に来ている。(小池百合子君(保守)・151 回・H13.2.22)

<参考人等の発言>

- ・ 日本の繁栄及び平和を維持するために最も効果的な手段は、国際社会の繁栄及び平和を維持することであるから、日本が国際社会に対する責任を果たすことは、必ずしも慈善事業や利他主義ではなく、自らの利益につながるものである旨認識すべきである。(田中明彦参考人・150 回・H12.9.28)
- ・ 国益や国家像を明確にした上で、アジア政策、国連政策及び国際協力に係る外交戦略を構築すべきである。(森本敏参考人・153 回・H13.10.25)
- ・ 日本は、国際社会からの評価でなく国益の観点から、国際社会における役割を決定すべきである。(古井戸康雄陳述人・153 回・H13.11.26・名古屋)

d. 人材の育成を重視して国際協力を推進すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 国連が NGO 活動を重視していることにかんがみれば、個人としての尊厳と人間としての誇りを持つ次世代の若者を育てることが、新しい憲法に求められる一つの大きな理念である。(谷川和穂君(自民)・151 回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 外国に派遣する者をはじめとして政治任用職を十分に活用するとともに、長期的には、政治主導に基づき国民の能力を活かすシステムを確立する必要がある。このことは、国際社会における日本のあり方を考える上で、重要な点であると考え。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 国民一人ひとりが天分を発揮することによって、日本及び国際社会に貢献することが重要である。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 国際社会においてNGO等の役割が増大している現状にかんがみ、「金」とともに「人」も出すという国際協力のためには、人材の育成が必要である。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 現代の子どもは多くは自己肯定感を有さないため、国際社会に貢献するエネルギーが生じにくい状態となっている。日本人が大切にしてきたものが、教育基本法に盛り込まれることにより、子どもの生きる力として国際社会に及んでいくと考える。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

e. 国際協力を推進するに当たっての理念、考慮すべき事項等に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 軍事分野における国際協力については、消極的に考えている。(枝野幸男君(民主)・150回・H12.11.30)
- ・ 外交政策には一貫性が必要であることから、その転換を図るに当たっては、中身及びタイミングを考える必要がある。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.9・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 国際赤十字社等が行ういわゆる奉仕活動は、アガペー(理性の愛)の精神に支えられている。また、援助を行うに当たっては、盗みと暴力の多発、幼児死亡率の増加と平均寿命の低下、道徳性の低下、麻薬の蔓延、売春等の貧困がもたらす影響を考慮し、かつ、幸福を分け与えるという責務を自覚すべきである。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ ゲノム科学を基礎としたライフ・サイエンス等の分野に関する国際ルールの決定過程において日本が発言力を保持するためには、国際競争社会における決定力を持つべく、国際的な貢献をしなければならない。(林崎良英参考人・151回・H13.2.22)

C. 国際協力を推進すべき分野

a. 途上国への援助に関する発言

<委員の発言>

- ・ 水を大切にしている日本の文化は、今後、開発途上国が経済的に発展していく中で、非常に重要になってくると考える。21世紀においては、このような視点から国際協力をとらえ直す必要がある。(中村哲治君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ ODA基本法を制定すべきである。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ ODAを通じての余剰米の貸付け又は共同利用、天然ガスパイプラインの敷設によるエネルギー供給の多様化、農業技術の輸出等を地域協力の枠組みの中で考えていくべきである。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 発展途上国の自助努力を促進する形での援助をすべきである。また、被援助国が援助物資を武器に代えて紛争を起こしていることの責任を援助国に負わせることは妥当でなく、まず、紛争の停止を求めるべきである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 日本は、世界的なエネルギー不足を緩和するため、発展途上国における水力発電所の建設等の施策を積極的に講ずべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 国際関係については、フェアな形で相互に尊重することを基本思想として考えるべきである。したがって、歴史的に貧しい国に対する一時的な補助を検討することは、当然である。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 貧困のために日本に働きに来ざるを得ない者を抱える地域に対し、ODAを実施することにより、同地域における雇用の創出等を図るべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ ODAについては、債務国の自助努力を促す債務救済無償資金協力という日本独自の方式に一定の評価はできるが、今後は、貧困国の市民救済という理念と被援助国のモラル・ハザードの危険という現実との平衡を勘案しつつ、NGOとの連携の下に、ODA資金の使途を監視するシステムを構築していく必要がある。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. 国際紛争の解決への取組みに関する発言

<委員の発言>

- ・ 人権抑圧等の国内問題に対し国際社会が介入することの是非、介入する場合の枠組み等国際社会による対応について検討する必要がある。(伊藤公介君

(自民)・153回・H13.10.25)

- ・ 国際協調という枠組みにおいて平和を維持するに当たっては、自己犠牲を伴う活動が不可欠である旨認識すべきである。(小泉純一郎君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 貧困と経済格差が紛争の原因になっていることにかんがみれば、これらの解消に向けて日本がどのように貢献していくかを考えなければならない。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ アジアにおける平和の枠組みの構築に日本がどのような形で参加していくかが問われている。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.4.26・仙台)
- ・ 紛争解決に当たっては、日米安保条約に基づき米国だけに追随するのではなく、国連を中心とした対処を図るべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本は、主導性を発揮して、紛争の平和的解決、核兵器の禁止及び廃絶、武器輸出入の禁止等の諸課題の実現に向けた努力をすべきである。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 紛争解決に当たっては、9条の精神にのっとり、軍事的解決よりも平和的解決を優先させるなど、非軍事の方向での外交努力が必要である。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.2.8、151回・H13.3.22)
- ・ 21世紀においては、国連憲章の提起した方向で、国際の平和及び安全の維持に関する諸課題を解決していくことが重要である。その際、国連活動が国連憲章にのっとったものか、また、事態に対し道理をもって対応しているかを検証することが不可欠である。(山口富男君(共産)・154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 憲法の趣旨にかんがみ、日本は、地域紛争等の解決に向けてさまざまな努力をするという意味での「ピース・メイキング活動」(PMO)を展開すべきである。また、経済大国にふさわしい形で、PMO戦略、外交、NGO活動支援等を多面的に実施していくべきである。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.3.9)
- ・ 各国の軍備を削減し、紛争が生じるおそれのある地域に財政援助をすることが、紛争を防止する有効な手段であると考えられる。(今川正美君(社民)・153回・H13.10.25)
- ・ 安全保障の概念が質的に変化する中で、日本は、予防外交、平和維持活動等の分野において、積極的な協力を図るべきである。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 貧困問題やエネルギー問題を解決すれば、紛争や対立の多くが解消されると

考える。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)

- ・ 日本は、アジアの平和と発展を維持し、及び助成していくべきであり、そのためには、経済的支援だけでは十分でなく、行政、科学技術、学術、国際政治、軍事協力等の分野における応分の協力を行う必要がある。実際にアジアで軍事衝突が勃発した場合、日本に対する協力を求める声は、大きくなるものとする。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 日本は、国際刑事裁判所を早期に機能させるよう、設立条約を批准すべきである。また、国際人道法に関する研究を活発に行うとともに、これを通じて、関連する個別的な問題についての研究も行っていくべきである。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本は、各国又は各民族が対等な立場で参加する協議の場を通じ、民族紛争等の解決に積極的に関与していくべきである。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

c. テロ問題の解決への取組みに関する発言

<委員の発言>

- ・ 全世界共通の問題として「テロは絶対に許さない」という意思を強く発信するとともに、毅然として戦う姿勢を示すことが必要である。その際、前文、9条及び98条との整合性について勘案すべきである。(中川昭一君(自民)・153回・H13.10.25)
- ・ テロに対して断固たる措置を講じなければ、国民の生命及び財産を守るという政治家としての責任を果たすことにならない。(島聡君(民主)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 9.11事件のような国家の枠組みを超えた事件に対応するためには、国家を超えた意思決定体制が必要である。(中川正春君(民主)・153回・H13.10.25)
- ・ 「持てる国」と「持たざる国」との葛藤の拡大が国際テロ等の脅威へとつながっている。この脅威を回避するため、米国のユニラテラリズムの是正、発展途上国を組み入れたシステム構築等が必要である。(上田勇君(公明)・153回・H13.10.25)
- ・ 国連を中心に国際犯罪撲滅に向けた体制を構築すべきである。日本がこれに参加するに当たり、金は出すが軍事力は出せないということでは、説得力を欠くと考える。(都築讓君(自由)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ テロの根絶は、21世紀における人類の生存の問題であり、国際社会が取り組まなければならない問題である。日本は、テロ対策に当たり、軍事的対応により生じた困難な状況を真正面からとらえるとともに、国連が犯人の特定及び引渡し、非軍事的措置による制裁等に係る機能を発揮できるよう働きかけ

- ることをはじめとする非軍事の協力をすべきである。(春名真章君(共産)・153回・H13.10.25、153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ テロ対策において国際社会から日本が期待されている役割は、軍事的貢献ではなく、平和的貢献である。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.11.26・名古屋、153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 米国による反テロ軍事活動が明確な目的と地理的範囲をもって限定的に行われる限り、国際社会は支持するであろうし、また、支持する必要があると考える。日本は、国際社会によるテロへの取組みに対し、国内世論が強く支持する復興支援、難民支援、経済協力等の非軍事面での協力を通じて、主体的に参加すべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 国家間戦争と異なる前提に立つテロに対し、对症下药的に武力行使による解決を図ることには限界がある。テロに対しては、途上国の視点を考慮するとともに、自衛権の行使を例外的な措置として留保しつつ、国連の枠組みを通じた制裁及び復興、貧富の格差、宗教的な憎悪等、より基本的な問題の解決に向けて、日本が主体性をもって行動すべきであると考え。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 軍事的手段でなく、刑事裁判所を通じて、テロに対応する必要がある。また、米国に追随するのではなく、テロの背景にある不満や恨みという問題について、「和」の精神を有する日本が信念をもって別の立場から考えるとともに、人間の安全保障の観点からの外交努力をする必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ テロについては、その根本原因を除去するような広範な努力が必要である。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 大規模テロへの対応については、全世界が取り組まなければならない問題であることを認識しなければならない。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ テロに対し、武力により対処することは、問題の解決にならない。命の尊さという観点からテロに屈しない姿勢を考えるならば、それは和解以外にあり得ず、それを実現するものとしての対話や貧困の撲滅に向けた努力の積重ねが重要である。(川畑博昭陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 9.11事件に対しては、国連が司法的措置をとる方向を追求する可能性もあった。また、テロ対策特措法の審議において、自衛隊の活動範囲、武器使用等の問題を憲法問題として扱うことを首相は神学論争であると評しており、法治国家として問題である。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

- ・ 軍事的対処ではテロを根絶することは不可能であり、テロの温床となるような貧困等の社会経済問題を世界から除去していかなければならない。また、日本は、平和的生存権の精神にのっとり、アフガニスタンに対し、自衛隊以外による人道支援を NGO 等と協力して行うべきである。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ テロ対策について、米国への協力という観点から議論がなされているが、日本の平和が脅かされたときにどのように対処するかという日本自身の問題として考えるべきであり、また、テロを許さないという国民の断固たる意思と行動を示すことにより、テロを防止すべきである。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

d. 難民問題への取組みに関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、難民条約及び一連の人権条約を批准している以上、これらの条約に基づく難民政策等を実施すべきである。(今野東君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 日本は、難民の受入れにオープンであるべきであり、また、難民に関する問題意識を共有している韓国、米国等との協調を図るべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 日本は、難民の支援、地雷撤去等に尽力すべきである。(春名真章君(共産)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ アフガニスタン難民の救援や難民の増大を抑える国際的努力に積極的かつ主体的に関わることが、平和憲法を有する日本の責務である。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.29)
- ・ アフガン難民を受け入れるよりも前に、どのようにすれば難民が出ないようになるかをまず議論すべきである。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、環境、難民・亡命者の受入れ等の分野において、国際世論に影響を与える力、情報を発信する力等という意味でのソフト・パワーを輸出し、国際社会においてリーダーシップを発揮すべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 差別感情等を放置したままの現状において、難民を一挙に受け入れるべきではないが、長期的には、難民の受入れについてオープンな施策を講じなければならない。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

- ・ 難民問題については、難民として認められない者をどのように援助するかという問題、難民が何を望んでいるかという問題等に留意した上で、難民一人ひとりを尊重する観点から、難民との対話を通じて自助努力を促すことが重要である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 世界全域で生じている難民の問題にどのように対応すべきかを考えなければならない。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

e. 環境問題への取組みに関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、国際社会に対する責務として、自然との共生、環境問題等の分野においてリーダーシップを発揮していくべきである。(鳩山邦夫君(自民)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 地球環境問題への対応のあり方について、検討しなければならない。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.1)
- ・ 21世紀においては、地球環境を保全するための科学技術を研究していく必要がある。(水野賢一君(自民)・150回・H12.12.21)
- ・ 日本は、国家のアイデンティティとして、地球環境に対する権利及び義務を国際社会に提示すべきである。(島聡君(民主)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 日本は、地球環境全体を勘案して経済政策を立案していかなければならず、また、その分野においてリーダーシップを発揮していくべきである。(辻元清美君(社民)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 環境問題のうち科学技術の利用により解決できる部分については、国際協調及び科学技術の進展に係る努力を続けることが重要である。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)
- ・ 日本の伝統的な自然観及び公害問題から学んだノウハウ・技術を世界に広めることを通じて、環境問題に対処していくべきである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 憲法を改正することなく、グローバルな環境安全保障体制を構築すべきである。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

f. 技術供与等による国際協力に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、科学技術分野における研究機関間のパートナーシップの確立等「知に対する喜び」を中心に置く科学技術を支援することを通じて、国際協力を

図るべきである。また、日本は、安全に関する新しい学問的体系化等科学技術に係る独自の分野を推進していくことに関し、国際社会におけるリーダーシップを発揮すべきである。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)

- ・日本は、持続可能な人間社会の発展に資する先駆的な科学技術を発展させ、技術供与を通じて、これを海外に広めていくべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)

g. 国際協力を推進すべき分野に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・環境、貧困、軍縮、エネルギー、感染症等の「グローバル・ガバナンス」の分野において、日本が独自外交を展開し得るチャンスがあると考え。(平井卓也君(自民)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・貝原陳述人が主張する平和技術による国際貢献について、非常に共感を持って受け止めた。(春名真章君(共産)・151回・H13.6.4・神戸)

<参考人等の発言>

- ・日本は、大規模国家として、世界経済の成長の確保、世界平和の維持、地球環境の保全、内戦や飢餓への対応等の諸課題について、国際社会に対する責任を果たすべきである。世界経済の成長に対し日本が果たすべき役割として、日本自身が経済的な発展を維持するとともに、技術革新を遂げること、環境保護に留意しつつ、自由貿易体制の促進を図ることが挙げられる。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・日本は、難民救済、対外債務に苦しむ発展途上国の債務帳消し、核兵器の廃絶、紛争の仲介、災害救助等の国家としての「市民的奉仕活動」を実践すべきである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・長期的展望に立った教育分野をはじめとする青少年等の国際交流が重要である。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・核兵器及び通常兵器の削減及び廃絶とともに、貧困、累積債務、地球環境破壊、人権抑圧、教育の遅れ等の構造的暴力を解決していく必要がある。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・インターネットのセキュリティー問題、国際的なハッカー、テロ等への対応に係る国際ルールの設定等に当たって、日本は、国連、世界銀行、IMF、ユニセフ等に積極的に働きかけ、また、主導性を発揮することにより、国際社会から応分の尊敬を受け、リーダーとして認められることが可能になると考える。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・神戸は、国際的な平和に貢献する技術として、医療、福祉、環境、防災等の

- 分野における国際レベルの研究施設、人材養成機関、情報発信機関等を集積する方向で努力している。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 日本は、教育、医療、福祉、インフラ整備等の分野における国際協力を積極的に行っていくべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ パワー・ポリティックス信奉が再来している国際情勢において、大規模国家である日本には、安定的な世界秩序の維持のため、複雑な民族問題の解決、途上国の資源ナショナリズムの回避、先進国と途上国との経済格差是正のための大規模支援プログラムの開発等の施策が求められている。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・沖縄)
 - ・ 北海道において、地方自治体の協力を得て、留学生等の受入れに係る重層的な体制を構築していきたい。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

D. 国際協力の主体

a. 自衛隊の活用に関する発言

a-1. 自衛隊を積極的に活用すべきとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 日本での NGO による活動が未だ少ない段階において、地雷除去技術等をはじめとする高い能力を有する自衛隊が国際協力活動を行っていく意味は、人道援助という観点からも大きいと考える。ただし、現行憲法下における自衛隊の海外派遣は、解釈上、困難であると考え。(土屋品子君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 国際協力のために自衛隊を海外に派遣する根拠は、前文第3段や73条の内閣の外交権限に求めることができる。(中曽根康弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 自衛隊の存在を憲法上認めた上で、国連活動にも積極的に参加していく必要がある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 冷戦終結後、国連が十分にその機能を発揮する条件が整えられてきていることにかんがみれば、自衛隊の派遣を含め、国連を中心とした国際協力活動に積極的に参加するという国連中心主義の立場に立つべきである。(藤島正之君(自由)・153回・H13.10.25、154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛隊が海外においてテロ対策特措法に定めるような活動を行うに当たり、国会の事前承認を経ることは、文民統制の原則に合致し、議院内閣制の下での適切な手続であると考え、事柄に応じて、事後承認や首相の裁量の余地を残すのが適当である。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)

- ・ 特定国の国益のために自衛隊を派遣することは認められないが、国際平和の維持のためであれば、自衛隊を派遣すべきである。(加藤征憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

a-2. 自衛隊の海外派遣に消極的な立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 改憲推進論者の目的は、自衛隊が海外において武力を行使できるよう9条を改正することにある。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ 自衛隊の海外派遣は、憲法上認められない。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.25)
- ・ 9.11事件のような危機の発生を契機として、自衛隊を海外に派遣する動きがたびたび生じるが、このような動きは、憲法の基本的な部分を壊しかねないとする。(今川正美君(社民)・153回・H13.10.25)
- ・ テロ対策特措法に基づく自衛隊の派遣に当たって、政府が詳細な活動内容を公開しないまま国会の承認を求めることは、シビリアン・コントロールを有名無実化するに等しい。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 後方地域支援に自衛隊を派遣することだけが国際協力であると考えことは誤りである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

a-3. 自衛隊の活用に関するその他の発言

<参考人等の発言>

- ・ 湾岸戦争時における自衛隊の派遣は、「海外派兵」であったと考える。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ テロ対策特措法に基づく自衛隊の海外派遣について、集団的自衛権でなく、前文及び国連安保理決議を根拠とする政府の見解は、法律学的に、米国による反テロ軍事活動がPKOのように極めて国際公共価値の高い行動であると認められない以上、妥当性を欠く。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 国連軍やPKOにおいて武力行使を伴う活動が展開される場合、その活動は「国権の発動たる戦争」に該当しないので、自衛隊の存在自体に係る憲法論議を脇に置いて考えれば、これに自衛隊が参加することに憲法上の問題は無い。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)

b. NGO等の活用を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 平和憲法を有する日本の国際貢献は、文民や民生分野を中心とすべきであっ

て、武装組織の海外展開を安易に認めるべきでない。(大島令子君(社民)・154回・H14.5.9・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 国家と NGO の役割分担を考えていかなければならない。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 地雷除去は平和構築の中で重視されている活動であるが、自衛隊でなければできないものではなく、実際、地雷除去活動を行っている NGO は多数ある。平和構築に日本が主体的に関与するに当たっては、NGO を育成するとともに、NGO との連携を強化していく必要がある。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)

c. 別組織論に関する発言

<委員の発言>

- ・ 自衛隊とは別に国際協力を行う「国際協力部隊」を創設するという案は、検討に値する。その場合、9条をどのように改正するかという問題について、議論する必要がある。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.2.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 自衛隊とは別の組織を創設し、この組織をもって PKF に協力するということがあれば、憲法上の問題は生じない。ただし、そのようなことは、非効率であり、現実的な政治課題としては困難である。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ PKO に自衛隊を参加させることは問題であり、戦力に該当しない組織を編成して、軍事的活動に当たらない人的貢献を行うという国際協力のあり方を追求すべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

E. 国際協力の推進と憲法との関係

a. 国際協力の推進に係る憲法改正の是非に関する発言

a-1. 憲法改正を検討すべきとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 国際社会が一定の方向を共同してとろうとするときに、日本は何ができるのか、また、現行憲法で十分な対応が可能であるのかという問題を考える時期に来ている。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 正義と秩序とを基調とする国際平和を実現するため、協力を図る諸外国と協調して、積極的な努力をする旨明らかにすべきである。(高市早苗君(自

- 民)・154回・H14.4.25)
- ・戦後 50 数年を経て世界第二の経済大国となった日本が国際社会においてどのような安全保障上の責務を果たしていくべきかという観点から、国民とともに、憲法のあり方を考えていきたい。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.25)
 - ・憲法には、国際協力の推進に係る積極的な規定が存在しないため、国際協力に係る日本の責務又は役割を憲法に明記すべきと考える。(水野賢一君(自民)・150回・H12.11.9)
 - ・国際協力に関するガイドラインを憲法に明記すべきである。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
 - ・憲法には、日本が国際秩序の中において積極的に貢献する旨の明文規定が存在しない。地球環境の破壊、貧困の蔓延、難民の増大等の課題への対応のあり方、国際機関又は地域的機関との関係等を憲法に明記すべきである。(首藤信彦君(民主)・153回・H13.12.6、154回・H14.7.25)
 - ・9条に第3項を設けて、国際協力のあり方を規定するということが考え得る。紛争、兵器の拡散、テロ、犯罪、人口移動、経済格差、難民等の諸問題を解決するための「グローバル・ガバナンス」及び主権国家としての国益の保護に係る対処のあり方を憲法に明記すべきである。(中野寛成君(民主)・150回・H12.12.7、154回・H14.2.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・国際社会においては、日本が自己主張する場面があると同時に、果たさなければならない責務又は義務が存在するのであり、これらを憲法において積極的に明示することも考えるべきである。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・侵略戦争は否定するが自衛戦争及び国際安全保障上の共同行動への参画は認められるという9条解釈は、制定当初から意図されていたものである。現在、国際平和の維持に係る共同対処に参加する必要性が生じていることにかんがみれば、国民の合意を得た上で、侵略戦争を否定する9条1項を堅持しつつ、2項について、削除、自衛戦争の容認の明記、自衛戦争及び国際安全保障上の共同行動への参画の容認の明記、後段の削除、これらのいずれかの改正を検討すべきである。(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)
- ・前文及び9条は、国連の活動又は国際社会の公共性を反映する活動に日本が参加することを制約するものではない。ただし、9条2項は、あいまい、かつ、国際社会の現実を無視した規定である。この規定があるために、本来関係のない国際社会を代表して行動する活動と集団的自衛権とが関連付けられて議論されている状況にある。したがって、国連に対し積極的に協力す

る旨明らかにするためにも、できれば、同項を削除するか、又は削除の上、自衛権の保持及び積極的な国際協力を明記すべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)

- ・ 前文を改正して、日本人が国際社会から期待されていること、国際社会における責任を果たし名誉ある地位を占めること等を憲法に明記することにより、日本人が誇りを持つことができ、また、国際社会で生じるあらゆる事態に対応できるようにすべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 世界の平和と幸福のために日本国民がリーダーシップを発揮して貢献する旨憲法において明確にすることにより、積極的な国際協力に対する国民の意識を高めることができると考える。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 9条は、安全保障を規律する規定であると同時に、国際平和の維持に向けた活動への参加を「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という文言により基礎付ける意味を有している。ただし、前文には、国際社会に存在する複数の文明の優れた点を統合的に採り入れて国家を築くという文際的視点を明記すべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 地球環境問題への対処、国際機関の行う平和活動、人道支援活動等 21世紀に当面する問題を正面から取り上げた条文の提示があるべきである。また、これらの活動に公務員、自衛隊等を派遣する場合がある旨憲法に明記すべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 憲法上、集団的自衛権の行使が認められていないことが積極的な国際協力の妨げになっていることから、集団的自衛権の行使を認める旨の憲法改正をすることにより、国際平和の維持に協力すべきである。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 共生の精神にかんがみ、国連決議に基づく国際協力を積極的に参加する旨憲法に明記することにより、日本が国際的政治責任を担う意思及び道義国家建設の理想を国際社会に対し示すべきである。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

a-2. 憲法改正の必要はないとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 世界のどこかで起きる紛争の解決のために憲法を改正するという考え方は、訂正されなければならない。(今野東君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法には、グローバル化が進展する中で、環境問題等の諸課題に平和的手段で貢献する旨が明らかにされている。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.8)
- ・ 国際協力の推進に当たって、憲法改正の必要はない。国連憲章と憲法とがともに活かされるよう、日本が積極的に努力することが重要である。(山口富

- 男君（共産）・154回・H14.2.28・国際小、154回・H14.6.6・国際小）
- ・ 憲法の精神を曲げずとも、平和に対し貢献する方法はいくらでもある。（大島令子君（社民）・154回・H14.2.28・国際小）

<参考人等の発言>

- ・ 憲法は、世界平和の実現のために、軍事的手段ではなく、平和的手段を通じて、日本国民が積極的に国際協力を行うことを求めている。国際協力を行う憲法上の根拠は、世界平和の建設に尽力することにより国際社会において名誉ある地位を占める旨明確に宣言する前文に求めることができる。（小林武参考人・150回・H12.11.9）
- ・ 憲法と国連憲章の基本的な考え方の大部分は一致しているため、憲法の立場に立って外交政策や国際協力を進めることは、国連憲章の理念の実現に資することであり、その意味で、日本の国益の追求と国連を通じた国際協力との間に、長期的には、矛盾はない。日本は、憲法を活かしながら、その範囲内であることを考えていく必要がある。（松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小）
- ・ 憲法に掲げる国際協調主義は、長年にわたる知的かつ政治的営みの到達点であり、今後、これを発展させていくべきである。（結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌）

b. 国際協力の推進と憲法との関係に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 集団的自衛権の行使を含む国際協力のあり方等を考えるに当たって、現行憲法で対応することができない問題が生じている。（奥田幹生君（自民）・147回・H12.5.11）
- ・ 9条1項の精神は、崇高なものであり、今後とも尊重していくべきであるが、自衛権の行使について厳格に解釈してきたため、国際社会との協調を図るに当たって適切な対応ができない状況にあることを認識すべきである。（上田勇君（公明）・153回・H13.12.6）
- ・ 軍事力を無視できない等の当然の常識が生きている憲法であることが重要であり、国際協力の問題もその中で考える必要がある。（宇田川芳雄君（21クラブ）・153回・H13.11.26・名古屋）

<参考人等の発言>

- ・ 9条には、国際社会における平和の形成に積極的に参加するという意味が含まれているとも考えられるが、その手段に制約が加えられている。この制約を除去し、平和の形成への参加をより実効的なものとするに当たっては、十

- 分な議論を経る必要がある。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 9条を解釈する上で憲法学会を中心とした議論が陥っていた大きな問題点は、国権の発動として国家の利益を追求する武力行使と、国際公共利益を実現するための武力行使を峻別しないで、一緒に議論してきたことであり、私は、9条は何ら後者を禁じていないと解釈する。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

(2) 国連との関係

A. 集団安全保障

a. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関する発言

a-1. 国連軍又は多国籍軍への参加のために憲法改正すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 国連の加盟国として日本が海外において軍事活動に参加することは、憲法上認められないと考える。国連の加盟国としての責務を果たすことができるよう、憲法を改正すべきである。(久間章生君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 侵略戦争の放棄を規定する9条1項は堅持した上で、解釈上の疑義が存在する同条2項については、集団的自衛権の行使の是非の問題を切り離れた上で、個別的自衛権の行使及び集団安全保障への参加を認めるよう改正すべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・ 相互に武力攻撃を行わない旨約束し、約束違反の国に共同で対処する普遍的安全保障に参加することは、現行憲法上も合憲だと考えるが、憲法に明記することが望ましい。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 国連軍等への参加をはじめとする集団安全保障に日本が参画していく旨憲法に明記すべきである。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.12.7)

a-2. 国連軍又は多国籍軍への参加は現行憲法の下で可能とする発言

<委員の発言>

- ・ 自衛隊が国連軍や多国籍軍に参加することについて、憲法上の問題はない。(藤島正之君(自由)・154回・H14.2.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法上、法整備等の手続を踏めば、日本が国連軍に参加することは可能である。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 9条は、国際社会の安全保障体制への参加を根拠付ける条文であり、また、湾岸戦争のような事態が生じた場合に、日本が多国籍軍に参加することは、

国際公共価値を実現するための武力行使は認められるという9条解釈から、可能であると考える。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

a-3. 国連軍への参加は可能だが多国籍軍への参加は憲法違反とする発言
<参考人等の発言>

- ・ 安保理の「授權」に基づき行う加盟国による武力行使が国連の活動と認められるためには、国連がこれを統括する必要がある。しかし、現在行われている形での活動は、国連の統括下にはなく、したがって、日本がこのような活動に協力することは、国連の活動に対する協力ではなく、「授權」を受けた個々の加盟国への協力であり、憲法違反に当たる。他方、憲章上の国連軍が創設されて武力行使を伴う活動を展開する場合、その活動は「国権の行使としての戦争」に該当しないので、自衛隊の存在自体に係る憲法論を別にすれば、これに自衛隊が参加することに憲法上の問題はない。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 現行憲法上、日本は、軍事行動を展開する多国籍軍に参加することはできないが、国連がその統括の下に警察機能を果たすことができるようになった場合、国連の警察活動に日本が参加することは、9条に定める戦力及び交戦権の否定に矛盾するものではないため、可能であると考える。日本は、そのような環境を作り出していく方向で努力を続けるべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

a-4. 国連軍又は多国籍軍への参加に消極的な立場からの発言
<委員の発言>

- ・ 国連安保理決議に基づく軍事行動に日本が参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与える結果となり、国益を擁護するという観点からは、マイナスの効果が生じるのではないか。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法の原則にのっとれば、日本は、軍事力の行使により紛争解決を図る多国籍軍に参加することはできない。平和的方法による国際貢献を追求すべきである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 国連の集団安全保障の活動に違憲の存在である自衛隊を送ることについては、疑問を持つ。(川畑博昭陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 憲法の平和主義にかんがみれば、国連の集団安全保障に自衛隊を参加させる必要はなく、9条及び前文の掲げる理念を実践すべきである。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

a-5. 国連軍又は多国籍軍への参加と憲法との関係に関するその他の発言
<委員の発言>

- ・ 自衛隊が多国籍軍に参加できるかどうかについて、検討すべきである。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 集団安全保障の問題に国家としてどのように取り組むかという観点から、9条についての議論が必要である。(穂積良行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 湾岸戦争が提起した問題は、集団的自衛権の問題ではなく、集団安全保障の問題である。(柳澤伯夫君(自民)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 安全保障体制を共同で構築する方向性が示されているグローバル化社会において、自衛権の保持を明確にしていない憲法のままでは、集団的な安全保障体制を構築することはできない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)

b. 国連における常設的な実力組織の創設等に言及する発言

b-1. 国連における常設的な実力組織の創設等に肯定的な発言

<委員の発言>

- ・ 今後は、「国連警察」の創設等について議論していかなければならない。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 普遍的な自衛権という観点から、国連改革を実行した上で、国連常備軍の創設を図るべきである。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 現在は設置されていない国連警察軍について、国連の指揮下において日本が積極的に関与していくという方向性を明確にすべきである。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 各国の軍備を縮小して、「国連軍」を創設すべきでないか。(今川正美君(社民)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 我が国は、自衛の場合を除き、自らの意思で軍事力を行使するのではなく、国連軍のような集団安全保障に参加し、紛争の解決はそれに委ねるべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

b-2. 国連における常設的な実力組織の創設等に懐疑的な発言

<委員の発言>

- ・ 正規の国連軍が組織されたとしても、国連軍は米国の大義のために行動し、また、その行動は日本の大義と必ずしも合致しないおそれがある。(高市早苗君(自民)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 国連軍の創設は目指すべき理想ではあるが、その実現可能性は低いと考える。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 各国の軍備を縮小し、「国連軍」を創設するという考え方については、冷めた現実主義の観点からも検討する必要がある。集団安全保障の機能不全から各国による個別的自衛権又は集団的自衛権の行使が常態化し、また、集団安全保障の隙間を埋める PKO にもさまざまな限界があるため、国連は、新たな暴力、戦争、テロ等に十分な対処ができていない。国連が、紛争の初期段階で迅速に武力行使を含めた対応をし得る待機部隊を保持することが望ましいが、実際には非現実的であり、国連安保理の「容認」決議を得た多国籍軍の展開が、現実的な対応策である。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 現状では、各主権国家が有する警察力を国連に委譲することは困難である。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)

c. 集団安全保障に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 国連に加盟する際に、国連を中心とする集団安全保障体制において日本がどのような役割を果たすべきかを議論しておくべきであった。(久間章生君(自民)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ グローバル化が進展し国際関係が緊密になっている現代では、各国の協調関係により平和と安定を維持するという集団安全保障の枠組みにおいて、国家が果たす役割が大きくなっている。(保岡興治君(自民)・151回・H13.3.22)
- ・ 日本は、世界平和の構築に向けて、国連の本来のあり方を求めるとともに、人間の安全保障を確立する主体としての国連軍が創設された場合に、これに参加しようとする個人の世界平和への意思を国家として拒むことのないようにすべきである。(今野東君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 9.11 事件への対応のあり方が問題になったことにかんがみれば、集団安全保障についてどのように整理するかが大きな課題となっていると考える。(仙谷由人君(民主)・153回・H13.10.11)
- ・ 9.11 事件に関する APEC 首脳会談の共同声明では、国連を中心とした対処を行うべきという点で一致しており、本来、国連の有する集団安全保障の機能を考える時期に来ている。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.25)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、武器を用いることなく平和を維持し、また、核兵器等を廃絶することができるのであれば、その方向において議論を促進すべきである。その場

合において警察機能を一部留保するときは、その行使は、国際社会のルールに基づく一時的かつ制限的なものでなければならない。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

- ・ 自衛隊を国連集団安全保障の枠組みに参加させることにより、積極的な協力活動を展開すべきである。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 集団安全保障の枠組みに自衛隊に参加させることに、反対である。自衛隊とは別に、国連軍に対して人的貢献を行う構想等の系譜を調べる必要がある。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 湾岸戦争時に、多国籍軍と称する米国の意向を受けた軍隊が無差別かつ一方的にイラクの人々を殺戮したことは、国際法違反の行為であると考える。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

B. 国連平和維持活動等

a. 国連平和維持活動等への参加に関する発言

<委員の発言>

- ・ 平和維持軍等が派遣される場合、資金提供はするが、人的貢献ができないということでは、国際社会から認められない。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 日本は、能動的な平和主義の観点から、国連平和活動等に積極的に参加すべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ PKO や国連警察軍に対し、国連の指揮下において日本が積極的に関与していくという方向性を明確にすべきである。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ PKO を議論するに当たって、武器使用基準や集団的自衛権という個別の憲法議論に終始するのではなく、国家の意思としてどのように考えていくのかという戦略を明確にすべきである。(中川正春君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ これまでの議論が PKF への協力の可否に偏り過ぎていた背景には、「人」を出さないことに対する後ろめたさがあったのではないか。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本が平和を維持していくためには、国際社会との協調を図る必要がある。そのため、外交努力に全力を尽くす一方で、PKO をはじめとする国連平和活動に積極的に参加するとともに、協力体制の整備を図る必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 湾岸戦争への対応を契機として PKO への参加の議論が深まったのであり、

今後も、このような議論を深めていくべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)

- ・ 日本は、自衛隊を PKO のように国際的な公共性が高く認知されている活動に参加させていくべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ PKO への参加等を通じて積極的に国際平和の維持に貢献することが、国際社会全体の安全保障に寄与することになる。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. 国連平和維持活動等への参加と憲法との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・ PKO 要員が武器使用を認められる場合は、「自己保存の自然的権利」と説明されているが、このような説明は、自然権という言葉振り回して神聖不可侵の権利であるかのように誤解されるので、端的に「人間の本能」であると解すべきである。(石破茂君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ PKO に参加するに当たり、攻撃を受けている他国部隊の救助等が可能であるか否かという問題について、憲法上の疑義が生じてくる。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 国連中心主義を外交の基本政策とする以上、PKO に全面的に協力する旨憲法に明記すべきである。(松沢成文君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 日本が積極的な役割を果たすことに対する国際社会からの期待が高まっていることにかんがみれば、PKO への参加のあり方と憲法との関係について、検討する必要がある。(上田勇君(公明)・151回・H13.6.14)
- ・ 9条1項については、その精神を堅持しつつ侵略戦争の否定を明記し、2項については、自衛隊が国連平和活動に積極的に参加すること等を明記すべきである。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.27、147回・H12.5.11)
- ・ PKO をはじめとする国際平和協力に日本が積極的に参加できる規定を設けるべきである。(西田猛君(保守)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法を改正して PKO への参加について国民の支持が得られるような体制を整備した上で、積極的に参加すべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ PKO の展開中に停戦合意が放棄され武器を使用しなければならない場合に、自衛隊が PKO の一員として武器を使用することは、9条で禁止される「武力の行使」に当たらないと考える。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ PKO への参加は、憲法上可能であり、また、日本は、PKO に積極的に参加

すべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 国連平和維持活動等の具体的な活動内容等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、紛争後の平和構築について、積極的な協力を行うべきである。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 実は、紛争後の平和構築こそ、日本が協力を行うに当たって、最も困難な分野でありまた、最も遅れている分野である。PKOの交戦規定の検討に当たっては、以前のように軍事的な視点だけでなく、兵士のみならず、市民が巻き込まれる現実の紛争を想定し、国際人道法などの法律的観点から専門家のアドバイスを受ける必要がある。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本は、国連平和活動に対し、資金、物資、後方支援等の非軍事の分野においてあらゆる協力をすべきである。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 日本がPKOに参加するに当たっては、PKO協力法に定める5原則に拘泥すべきではない。(藤島正之君(自由)・154回・H14.2.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、国連改革の意味も含めて、PKOに積極的に参加していくべきである。その際、日本及び日本人の果たすべき役割の圧倒的部分は、文民的活動になると考えるが、国内法上の制約から危険な業務に従事しないということでは、国際社会に対する責任を果たすことにならない。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 90年代にPKOの本体業務凍結を解除すべきだった。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 日本が国連平和活動に協力するに当たっては、予防外交、平和維持及び紛争後の平和構築を一連の過程として把握した上で、予防外交や平和形成に対する広範な協力が必要であること、PKOについては、活動原則の遵守を国連に働きかけるとともに、文民分野での積極的な協力を図ること、教育をはじめとする紛争後の平和構築こそが日本の積極的な役割が期待される分野であり、その努力を強化していくことは、国際社会における日本の立場を示すために重要であること等に留意すべきである。また、軍事部門での協力については、自衛隊に係る憲法上の議論があるが、文民部門への参加については、憲法上の問題はなく、広範な理解が得られることから、PKOについても、文民部門での協力を積極的に行うべきである。(松井芳郎参考人・

C. 安保理常任理事国入り

a. 安保理常任理事国入りを支持する立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、国連に対し巨額の分担金を拠出していることにかんがみれば、安保理常任理事国入りした上で、国連を通じた世界平和の構築に向けた国際協力を考えていくべきである。(下村博文君(自民)・150回・H12.12.21)
- ・ 日本が安保理常任理事国となった場合、これまでの解釈論では通用しないのではないか。(土屋品子君(自民)・154回・H14.2.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、分担金として国連総予算中の20%程度を支出しているのであるから、安保理常任理事国となる資格を十分に備えている。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 将来、米国が世界の警察官として機能しなくなった場合、地域紛争が世界各地で勃発するおそれがあることにかんがみれば、日本は、安保理常任理事国入りすべきである。その際、自国の安全保障を他国の信義に依存しつつ、他方で他国の安全に対する義務を果たさないという国際的不信義を含む憲法を改正しなければ、国連における責任を果たし得ず、また、国家的責任に対する国民の自覚と貢献の義務を覚醒させることはできない。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 日本は、安保理常任理事国入りを果たし、インターネットのセキュリティー問題、国際的なハッカー、テロ等の21世紀における国際社会の課題への対応に当たって、唯一の被爆国という独自の立場からリーダーシップを発揮すべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 米国の単独行動主義をチェックするためには、国連を強化する必要がある。日本は、安保理常任理事国入りし、米国とは違った立場から、平和秩序の創出に尽力すべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ その時々政治判断に左右される安保理が国際社会の世論を反映して機能することができるよう、安保理の民主化を推進する観点から、日本の常任理事国入りを支持する。その際、軍事的な貢献を求められた場合の対応について、あらかじめ、十分な議論をしておく必要がある。(松井芳郎参考人・154回・H14.2.28・国際小)
- ・ 国連を中心とした世界平和の構築に向けて、日本は、安保理常任理事国となり、平和憲法を有する立場から日本が平和を希求する国であることをアピー

ルするとともに、核兵器非保有国の立場から、核兵器廃絶を進めるべきである（加藤征憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋）

b. 安保理常任理事国入りに消極的な立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 安保理常任理事国には軍事的な貢献が求められることから、日本の安保理常任理事国入りは、憲法上認められない。日本は、侵略戦争を反省し、9条において非軍事に徹することを国際的に表明して国連に加盟した以上、9条を改正して安保理常任理事国入りすることは、国際信義にもとる。（山口富男君（共産）・150回・H12.10.26、154回・H14.2.28・国際小）
- ・ 米国が世界の警察官として実効的に機能しなくなると地域紛争が多発するため日本は憲法を改正して安保理常任理事国入りすべきとの市村参考人の主張は、粗雑な議論である。（植田至紀君（社民）・150回・H12.10.26）

D. その他

<委員の発言>

- ・ 今後、国連の果たす役割がますます大きくなり、また、その中で日本の果たす役割も大きくなることにかんがみれば、国連の機能強化のための改革が必要である。（伊藤公介君（自民）・153回・H13.10.25）
- ・ 日本は、国際社会における存在感が薄れてきている。国連の活動においても、憲法前文の理念と重なる部分について政府が立場を鮮明にしてこなかったことが、その要因の一つになっているのかもしれない。（平井卓也君（自民）・154回・H14.2.28・国際小）
- ・ 沖縄に、アジアの抱える諸課題の解決及び平和戦略の確立に向けて各国が協議する場として、国連のアジア本部を誘致すべきである。（赤松正雄君（公明）・154回・H14.4.25、154回・H14.5.9・国際小）

<参考人等の発言>

- ・ 国連において、予防外交に関する議論が始まっていることは、大変喜ばしい。ただし、これまでの国連の活動について安保理常任理事国や日本をはじめとする加盟国が応分の役割を果たしているとは言えないことから、十分な評価を与えることはできない。国連の活動に対し、国内法の制約からほとんど何もできないという日本の対応は、国連改革を推進するという観点からも、不十分であると考えられる。（田中明彦参考人・150回・H12.9.28）
- ・ 日本は、国連において、自らのポリシーを説明し、国際社会の理解を得るよう努力すべきである。（西澤潤一参考人・151回・H13.2.8）

- ・ 日本は、国連外交を重視する立場から、欧米偏重と批判される国連に対する問題提起の意味も含め、経済協力、食糧、エネルギー等の分野に関する国連機関を国内に誘致すべきである。このことは、国際情報密度を高め、日本の空洞化を防ぐという意義を有するとともに、安全保障戦略上も重要である。
(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 日本は、国連の中で相応の働きをする必要があるが、その際、日本の行う国際貢献の形について国際社会に向けてメッセージを発する必要がある。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

(3) 地域的な協力関係

A. 地域的な協力関係の推進の必要性

a. アジア諸国との多極的な協力関係の推進に関する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、国益を踏まえた上で、米国との関係を維持しつつ、アジアに基軸を置いた外交を展開すべきである。(小林憲司君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 日本が世界においてリーダーシップを発揮して平和を構築するためには、日米安保条約の枠組みを離れて、アジアにおける経済共同体の形成を図るべきである。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 印パ紛争、中国の進出等にかんがみ、日本は、アジアにおける積極外交を展開していく必要がある。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 東アジアの地域主義は、EECのような経済共同体を形成する段階まで進展するのではないか。東アジアにおいて人の移動、貿易等が活発化することが予想される状況にかんがみれば、日本は、法制度の整備をはじめとして、東アジアの地域主義を基軸とした社会を形成することになるのではないか。(上田勇君(公明)・151回・H13.2.8、151回・H13.3.22)
- ・ 米国との関係を軸として、ODA等を通じて経済的に密接な関係を有する東南アジアとの連関を強めていくべきである。(塩田晋君(自由)・150回・H12.10.26)
- ・ 韓国、中国、香港及び台湾という近隣地域との間における新分野でのヒトの交流を期待している。(武山百合子君(自由)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ アジアにおいても、EUのような経済統合に向かう可能性があると考えられる。(藤島正之君(自由)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 日本は、9条を活かす方向において、南北朝鮮首脳会談の成功、東南アジア友好協力条約の締結等に見られるアジア地域における平和に向けた流れを

- 促進していくべきである。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.30)
- ・ ASEAN、東南アジア友好協力条約、平和と安全のための対話機構としての ARF 等のアジアの動向を踏まえ、21 世紀の日本の方向性を考えることが重要である。(山口富男君(共産)・150回・H12.10.26)
 - ・ 日本は、アジアを通じて国際社会との連関を図るという気概に欠けているため、朝鮮半島の緊張緩和をはじめとする北東アジアの安全の確保に向けた主導性を発揮できないでいる。(日森文尋君(社民)・150回・H12.12.7)
 - ・ サブリージョンを主体として韓国、中国、モンゴル等との連関を求める環日本海構想の実現に向け努力したい。(近藤基彦君(21 クラブ)・151回・H13.2.8)

< 参考人等の発言 >

- ・ ASEAN + 3 の開催、日本と韓国及びシンガポールとの間の FTA 締結の動き、通貨危機に対する協力等は、東アジアにおける地域統合に向けたステップであると考えられる。東アジアにおける地域統合は、中国及びロシアの利益と競合する場面が多いため、簡単に進展するものではない。日本は、海洋諸国家のリーダーとして、両者のバランスを図る観点から、地域統合の過程において大きな役割を担っている。(市村真一参考人・150回・H12.10.12)
- ・ アジア地域においては、環境問題等の共通の問題に共同で対処するシステムが未だ構想されておらず、21 世紀においては、国家デザインを明確にした上で、このようなシステムを構築していく必要がある。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 日本は、当面、米国との二国間主義を地域主義の土台が築かれつつある東アジアとの多国間主義で補い、段階的に後者の度合いを強めていく必要がある。東アジアにおける通貨、貿易、環境、国際協力等のロー・ポリティクスに係る水平的かつソフトな形での協力関係を推進するに当たっては、中国の参加、米国との関係に対する配慮、開かれた地域主義に基づき APEC を主軸とした推進、FTA のネットワーク化及びその推進組織の設立、多層的なガバナンス等を勘案する必要がある。特に、環境問題については、早急な対処が必要とされている。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)
- ・ アジア諸国で急速に高齢化が進んでいる状況から、今後、外国人労働問題をはじめとする労働政策、高齢化対策、貿易政策、環境・資源政策等に係るアジア諸国間の協力体制の確立に向けた日本の主導性が必要とされる。その際、日本は、現行の教育制度を見直して人的資源を育成し、これにより生産性を維持する体制を築くべきである。(小川直宏参考人・151回・H13.2.22)
- ・ 日本は、日米関係を盤石なものとして再構築しつつ、近隣アジア諸国とのパートナーシップ(北東アジア「共同の家」)を構築すべきである。その際、

経済分野においては、円の国際化、輸入大国化、ヒトの移動に対する共同管理体制の構築、情報・通信等の整備が、外交・安全保障分野においては、朝鮮半島の安定を図るための多極的な枠組みの構築が、社会及び文化の分野においては、国際交流の促進、歴史教育の共有等が、それぞれ、必要とされる。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)

- ・ 日本は、中国も米国も重視しつつ、東アジアにおける予防外交に最大の力点を置いたアジアにおける多層・多次元の外交を組み立てていかなければならない。その際、経済的な関係を背景としてその関係をより安全かつ安定したものとするため、外交・安全保障に関する多国間の意思疎通の場としてのフォーラムの枠組みを南西アジアにまで拡大すること、IT分野におけるインドとの関係を強化すること等は、視野に入れておくべき戦略である。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 沖縄の特殊性を積極的に活かす形で、アジア太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する地域としての整備を図るべきである。沖縄は、金融特区の実現、自由貿易地域の指定等の施策を通じ、自立経済の発展の契機をアジアに求めるとともに、アジアとの共生を図る方向性を打ち出している。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. 二国間関係に関する発言

b-1. ロシアとの関係に言及する発言

<参考人等の発言>

- ・ 近隣国であるロシアとのヒト及び文化の交流を積極的に促進すべきである。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ NAFTA やロシアと FTA を締結することになれば、北海道は、バーター貿易、情報先端技術や高度医療品の開発、バイオテクノロジー等の集積地として、大きな可能性を有する地域となる。ロシアの国民性を踏まえた上で日ロ平和条約を締結し、両国間の協力関係を充実・強化していくべきである。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 北海道と国際社会との関係を考えるに当たっては、その地理的事項にかんがみ、積極的な情報の発信による相互理解を通じて、ロシアとの関係を充実させる必要があるが、現段階において、ロシアとの間に FTA を締結することは困難である。(佐藤聖美陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ ロシアとの交流を推進するに当たっては、文化的かつ実務的な交流が不可欠であるが、ロシアの経済社会における予測可能性を確保するシステムが確立されない限り、ロシアとの交流は進展しないのではないか。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

- ・北海道において、過剰規制の撤廃、地方自治体や国による支援等を通じて、ロシアとの交流を拡大していくべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-2. 朝鮮半島との関係に言及する発言

<委員の発言>

- ・FTAの締結については、米国や中国との関係における「パワー・ポリティクス」にかんがみ、韓国を最優先とすべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・日本の対朝鮮政策は、一貫性に欠ける。今後20~30年間、北朝鮮問題が日本のあり方を考える上で、重要な課題になると考える。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30)
- ・日本は、南北朝鮮首脳会談において合意された方向性を評価しつつ、これを推進する役割を担っている。(春名真章君(共産)・150回・H12.9.28)
- ・北朝鮮問題等の北東アジアの平和と安全に関する問題について、軍事優先ではなく平和優先の立場からの対応を図ることにより、前向きな解決が可能になると考える。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.25)
- ・姜参考人の提唱する北東アジア「共同の家」構想は、東南アジアにもその枠組みを拡大すべきであるが、日本主導によるこの構想の実現に向けた取組みは、韓国や北朝鮮に対し、日本の影響下に置かれるという危惧を抱かせることになるのではないかと。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.3.22)

<参考人等の発言>

- ・日米同盟関係を安定・強化させた上で、合理的かつ冷静な判断をもって、韓国との関係を強化させるとともに、中国との友好関係を重視していくべきである。そして、そのような前提の下に、朝鮮半島情勢の安定化のため、北朝鮮との国交正常化の方向を模索することが必要である。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・竹島問題の解決に軍事力を用いることは、妥当でない。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・北東アジア「共同の家」の構築に当たり、日中関係や日韓関係は問題を抱えているのに対し、韓国は、米国、中国及びロシアと良好な関係を保っており、衛星放送の国際化等を通じて韓国と日本とが良好な関係を持つことは、日本の外交を考える上で重要である。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・遠くない将来に、日本と韓国との間のFTAの締結が実現すると考える。その場合、副次的効果として、安全保障上もプラスの効果が生じることも期待している。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

b-3. 中国及び台湾との関係に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 中国の対チベット政策が人道主義及び個人の尊厳の観点から問題であることにかんがみれば、中国に対し ODA 支援を行うことは、日本の外交姿勢として認められない。(枝野幸男君(民主)・150回・H12.11.30)
- ・ 強大な軍事力を有する中国に対処するに当たっては、東南アジア諸国との協力関係の推進、「周辺民族連合」の形成、日中同盟の締結等のシナリオが考えられる。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.5.9・国際小)
- ・ 姜参考人の提唱する北東アジア「共同の家」を考える上で、毎年軍事力を増強させている中国は、他国にとって脅威になる。(塩田晋君(自由)・151回・H13.3.22)
- ・ 日本の対中国政策は、一貫性に欠ける。今後 20～30 年間、中国問題が日本のあり方を考える上で、重要な課題になると考える。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30)
- ・ 台湾問題等の北東アジアの平和と安全に関する問題について、軍事優先ではなく平和優先の立場からの対応を図ることにより、前向きな解決が可能になると考える。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.25)
- ・ 日本と中国との関係において、過去を乗り越えて新しい関係を築こうという平和の萌芽が生じつつある。(阿部知子君(社民)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、中国との間に正当な外交関係を築く必要があるが、中国や米国との関係について、感情移入の強い主張を行うことは生産的ではなく、外交的配慮を踏まえた議論を行うべきである。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 日本は、諸外国と共同して、中国政府との間に投資保証に関する協約を締結すべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 中国が軍事力及び経済力を増強させている現状に対し、日本は、注意を払ってきていない。また、尖閣諸島問題の解決に軍事力を用いることは、妥当でない。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 日本は、アジア諸国からの信頼を勝ち得るためにも、中国に対し、チベットに対する弾圧を認めないこと、弾圧を続ける限り ODA を削減すること等を主張すべきである。また、アジア地域全体における民主主義を確立するためにも、台湾人の意思が実現できるような国際環境を整える役割を果たすべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 北東アジアにとって、中国の動向は決定的な影響を与えるが、現在の中国は、国力の拡大よりも、内外の秩序の維持に国家運営の基軸を置いており、短期

的には、中国脅威論を考える必要がないのではないか。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)

- ・ 中国を不安定要因としないためには、アジア地域における自由貿易圏に参加させることにより、構成国間の協力なくして繁栄と安定があり得ない状況にすることが望ましい。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 政治体制の異なる中国とFTAを締結することは、困難であると考え。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 日本は、台湾に対する政策を考えるに当たって、経済分野については、その関係を強固なものとしていく一方で、安全保障の分野については、対中国政策と連動していることに留意する必要がある。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)

b-4. その他の地域との関係に言及する発言

<委員の発言>

- ・ 日本は、将来におけるエネルギー問題にかんがみれば、インド・パキスタン関係の緊張緩和及びアフガニスタンの内乱の鎮静化に向けた努力をしなければならない。(松浪健四郎君(保守)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、その能力に一定の限界があることを認識しつつ、中東和平交渉の促進に向けた努力をすべきであり、また、アフガニスタン及びその周辺地域の安定に向けた努力をすべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ アラブ外交は、日本が単独で行い得るものではなく、米国を基軸として、又は国際秩序全体の中で考えていかなければならない。(近藤大博参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 現在のエネルギー事情にかんがみれば、石油輸入国である日本は、米国及びアラブ諸国との友好関係を維持すべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ 経済格差の大きいミャンマーとFTAを締結することは、困難であると考え。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28)
- ・ 日米間においては、FTAを締結する等の議論を俎上に載せるべき基盤が存在すると考える。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

B. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項

a. 途上国に対する影響に配慮すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 全世界の国民がひとしく欠乏から免れるべき旨規定する前文の趣旨及び世

界経済の発展又は豊かさの追求という観点からすれば、FTAの推進に当たっては、途上国問題や貧困問題を意識しなければならないのではないか。(中川昭一君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)

- ・ 現在、さまざまな地域でFTAが推進されつつあるが、FTAの進展は、南北問題を解消するものにならないのではないか。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.3.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ FTAにより南北問題が解決に向かうことにはなっておらず、FTAを通じた途上国対策は、必ずしも有効な手段ではないと考える。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

b. ブロック経済に関する発言

<委員の発言>

- ・ 欧州や米国はブロック経済を一つの戦略として国益を伸ばしており、ブロック経済に対する危惧感は、払拭されるべきと考える。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 日本は、FTA等を通じたブロック化が進展する国際社会の中で孤立すべくして孤立してきたと考える。日本は、FTAを推進するよりも、世界経済のブロック化に反対し、その弊害を除去していく立場をとるべきである。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.3.28・国際小、154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 過去10年のEUの対外通商政策は開放的であり、FTAに係るブロック経済化の懸念は払拭されるべきと考える。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

c. 国際的事項と国内的事項との双方を考慮すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ FTAについては、自由貿易やグローバル化の影響をどのようにとらえるかという「世界観」と、地方分権が推進され、国と地域との間に考え方の違いが生じたときにその関係をどのようにとらえるかという「地域観」とを確立した上で、検討を進めなければならない。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 戦後の国際社会において、国家間や地域間の貿易に関する条約は、各国に自決権や経済主権を認めた上で、主権平等の原則や平等互惠の精神に基づき締結されてきた。このような国際法的な基盤と平和的生存権及び国際協調主義

を掲げる憲法の基盤との両方に立って、問題に対処することが重要である。
(山口富男君(共産)・154回・H14.3.28・国際小)

d. 農業等に関する国内事情を考慮すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ FTA の推進に当たっては、農林水産品等のいわゆる持続可能な有限天然資源の問題に留意しなければならない。(中川昭一君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 農業問題が厳しい状況にある中で貿易自由化の議論が進められているが、この議論は、輸出しない自由についての議論を欠いているためバランスを失したものであり、また、自由化を主張する側の利己主義に偏り過ぎているのではないか。(保利耕輔君(自民)・150回・H12.10.12)
- ・ 農産物の国際競争力の欠如、国内産業の空洞化等にかんがみれば、日本が FTA を締結することに否定的である。(山田敏雅君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ FTA については、日本の文化や環境問題と密接な関係を有する農業及び食糧の観点からの検討が不可欠である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.3.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 輸出する自由とともに、輸出しない自由が存在するのは当然である。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 食糧安全保障上保護すべき品目については、断固として保護すべきであるが、その以外の品目については、FTA 等を通じて、自由化を図ることが重要である。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

e. 各国間の経済、文化、歴史等に関する国情の違いを考慮すべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 東アジアにおいては、経済格差、政治体制の差違、歴史的・文化的課題、国民感情等の問題が山積しており、日本が同地域における経済統合過程に参加することには困難が予想されるが、共同体形成の問題について、早急に検討しなければならない。(石川要三君(自民)・154回・H14.3.28・国際小、154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 東アジアにおける協力関係の構築を日本が提唱することは、歴史的又は地政学的観点から、適切でない場合があるのではないか。(下村博文君(自民)・151回・H13.2.8)

- ・ 日韓間をはじめ各国間における歴史認識を同じくすることは不可能であるが、共通の教材を使用した歴史教育、大学教育の単位の互換等を通じて、相互理解を深めていくことが重要である。(大石尚子君(民主)・151回・H13.3.22)
- ・ 侵略戦争及び植民地支配に対して、侵略されたアジアの国々と共通の歴史認識を持ち得なければ、21世紀において、アジア諸国との真の友好関係を築くことはできない。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.2.8、151回・H13.3.22)
- ・ アジアにおいて日本が信頼を得るに際し、侵略戦争及び植民地支配に対する反省と補償問題を避けて通ることはできない。(春名真章君(共産)・150回・H12.9.28、150回・H12.11.30)
- ・ ASEAN 地域においては、社会制度、経済発展、文化、宗教面での諸国間の差異が大きく、また、第二次世界大戦中の日本による侵攻と植民地化という歴史的経緯があることから、FTAの推進過程に日本が関与することについて、慎重な意見がある。日本は、植民地支配と侵略戦争への反省に基づく憲法の掲げる平和主義、民主主義等の諸原則を活かすとともに、経済主権及び平等互惠に配慮しつつ、対応していくべきである。(山口富男君(共産)・151回・H13.3.22、154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 先の大戦の後始末がなされず、アジア諸国からの信頼と尊敬を受けていない現状において、北東アジアの人々と対等に向き合えるか疑問である。(重野安正君(社民)・151回・H13.3.22)

<参考人等の発言>

- ・ 日本が東南アジア諸国との関係を深化させていく場合、イスラム文化に対する理解が重要であると考え。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 日本がアジア諸国に対し侵略戦争を行った事実を否定することはできず、この事実を念頭に置いて、今後の外交方針を考えなければならない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 東アジアにおいては、上下の関係として国際関係を考えるという側面があり、これを是正していく必要がある。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 東アジアにおいて、経済問題等を協議する枠組みが創設される可能性はあるが、キリスト教の共同体という一体感に基づくEUと異なり、共通のアイデンティティが存在しない東アジアにおいて、EUをモデルにする形でそのプロセスが進行するかどうかについては、疑問である。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 国家間の歴史、文化、価値観等の相違を理解した上で、共通のルール化を図るとともに、個を尊重しつつ全体化を図るべきである。(田中宏陳述人・154

回・H14.6.24・札幌)

f. 地域的な協力関係の推進に当たって考慮すべき事項に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 姜参考人が提唱する北東アジア「共同の家」は、自由民主主義、自由民主経済等の共通の価値観を土台とすべきであり、したがって、まず、日米韓の枠組みを構築した後に、中国、北朝鮮という順に、その参加を訴えていくべきである。(中谷元君(自民)・151回・H13.3.22)
- ・ 国際社会における日本の位置付け論から言えば、FTAは、軍事力のコストを下げるという意味で、「経済安全保障」と位置付けられると考える。(平井卓也君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ FTA等の経済協定を締結するに当たっては、経済分野にとどまらず、幅広い分野についての連携が必要であると考え。(西川太一郎君(保守)・154回・H14.3.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・ 多様性を有するアジアにおいて地域共同体を構築するに当たっては、グローバル化の進展に伴い環境保護、資源管理等一国で対処できない問題が生じていることについての認識を共有することから始めるべきである。その際、EUのように、ルールや制度を定めこれに基づき行動するよりも、一定の枠組みを設定した上で、具体的問題についての協議の場を確保する方が適当である。その後、これを共通ルールとするか、又は各国政府の独自性を重視してガイドライン的なものとするかについては、協議の場において解決されるべき問題である。また、欧州における社会政策に関する積極的な国際立法がどこまで日本に参考となるかは懐疑的であるが、例えば、共通の会社法に基づき企業活動等を規律するという手法は、日本にとって参考になる。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 貿易の自由化により、物資循環の阻害、環境の破壊、貧富の格差の拡大、人権の抑圧等が生じるおそれがあり、何らかの規制が必要である。(石塚修陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

C. 地域協力と憲法との関係

a. 国家主権の委譲に関する発言

<委員の発言>

- ・ FTAの推進により、経済要素以外の要素に係る考慮も必要となり、国家主権の委譲等憲法上の検討を要する問題が生じることになる。(石川要三君(自

- 民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・本来主権で守られている部分を憲法改正という正当な手続を経ないで国際機関等に移管することは、憲法違反になるのではないか。(伊藤信太郎君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
 - ・冷戦崩壊後の市場経済の単一化に伴い、欧州諸国の例に見られるように、軍事、司法等に関する国家の主権は、徐々に主権国家を超えた国際機構への委譲を余儀なくされている。集団安全保障、中央政府と地方政府の役割等の問題についても、そのような観点からの整理が不可欠である。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14、153回・H13.10.11)
 - ・国際化及び分権化が進展している現在、国家主権は国際機関又は地域に委譲されつつあり、国家が主権を強化する時代は終わったと考える。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.6.14)
 - ・ドイツ基本法においては、国家主権の一部を国際機関に委譲する旨規定されているが、日本国憲法にも、同様の条項を設ける必要があるのではないか。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・東アジアにおいても、将来的に、EU当局のような第三者機関を創設する必要があるが、FTAの段階では、主権問題を取り上げると協定の締結が困難になるため、主権委譲問題を強調し過ぎない方がよいと考える。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

b. 9条との関係に言及する発言

<委員の発言>

- ・東アジアにおける地域共同体の構築に当たっては、軍事力の不保持等の理想主義を掲げる憲法の改正が不可避である。(石川要三君(自民)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・前文ではなく9条において、日本の国際社会での位置付けを明確にすべきである。FTAの問題は、その延長線上にある。(平井卓也君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)

<参考人等の発言>

- ・軍事力の不保持という理想主義を掲げる現行憲法の下でも、地域共同体の構築は可能である。ただし、全世界的な視野に立った国際協調主義を強調する憲法を制定するというのであれば、今以上に、東アジアの地域共同体の設立に寄与できると考える。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)

c. 地域協力と憲法との関係に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 憲法前文の国民の「福利」のとりえ方については、価値観の問題であるため、多様な価値観を含めて考えることが必要である。経済的自由や利益にのみ着目して FTA を推進することは、必ずしも国民の「福利」に合致せず、ある意味で、憲法違反になるのではないか。(伊藤信太郎君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ FTA の問題を突き詰めて考えると、日本国民の要件を法律で定める旨規定する 10 条の議論が延長線上に出てくる。この議論を避けて通ると、日本人として有する共通の価値観を醸成できない。(平井卓也君(自民)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ FTA については、 大国が自国産業を優位に展開できるシステムであること、農産物貿易に対する反グローバリズム的な考え方が無視できないことという点において、憲法との関係が問題となる。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 憲法論議に当たっては、国民の福利、平和の構築等の国家目的の実現を新たな形で補完する「リージョン・ステート」の存在等を踏まえた上で、新しい時代の憲法感覚を持つべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ EU 統合過程における国内法制度と国際社会の枠組みとの調整という問題にかんがみれば、憲法について、世界的な視野からの検討が必要である。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.11)

<参考人等の発言>

- ・ 地域経済統合がマクロ経済政策を統一する段階に入れば、租税に係る憲法上の問題が生じる可能性がある。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)
- ・ 各国間協議により公序を築き上げた EU の形成過程は、国際的な議論を常に反映して統治に当たるといふ国際協調主義を掲げた憲法の精神に合致しており、参考にすべきである。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 憲法を基盤として、アジア全体における平和交流、文化交流、人的交流等の促進を図るべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

第 5 款 基本的人權

第5款 基本的人権

1. 人権に関する全般的事項	371
(1) 人権について議論する際の視点等	371
a. 個人と国家の関係に着目する発言	371
b. グローバリズム、人権保障の国際化に着目する発言	372
c. 弱者、マイノリティーの人権保障に着目する発言	373
d. 伝統に着目する発言	374
e. その他の発言	374
(2) 日本国憲法の人権規定の意義、問題点等	375
a. 日本国憲法の人権規定の意義及び特徴に関する発言	375
b. 日本国憲法の人権規定の運用上の課題に関する発言	376
c. 日本国憲法の人権規定の問題点に関する発言	378
2. 人権総論	379
(1) 人権の観念、歴史、分類等	379
a. 「自然権思想」に関する発言	379
b. 人権の観念、意義、歴史等に関する発言	380
c. 人権の分類、その相互の関係等に関する発言	382
(2) 公共の福祉	383
a. 公共の福祉の意義、公共の福祉の概念の明確化等に関する発言	383
b. 公共の福祉(人権制約の必要性)を重視する発言	384
c. 公共の福祉による人権制約の強化を警戒する発言	386
(3) 憲法上の義務	386
A. 義務や責任の重視、義務規定の新設等	386
a. 積極的な発言	386
b. 慎重な発言	388
B. 各種の義務	389
a. 国防の義務、徴兵制に関する発言	389
b. 「奉仕活動の義務化」に関する発言	390
c. 投票の義務に関する発言	391
C. その他	391
(4) 私人間の関係及び市民社会と憲法	391
(5) 人権の享有主体	392
A. 日本人(国籍)	392
B. 外国人の人権	393
a. 外国人の人権保障のあり方に関する発言	393
b. 定住外国人への地方参政権の付与に関する発言	395
b-1. 参政権付与に積極的な発言	395
b-2. 参政権付与に消極的な発言	396
c. 難民に関する発言	397
d. 移民、外国人労働者等に関する発言	398

e. その他の発言	399
(6) 憲法に明文の規定のない人権(新しい人権)	399
A. 「新しい人権」を憲法に明記することの要否等	399
a. 「新しい人権」を憲法に明記することに積極的な発言	399
b. 「新しい人権」は明文がなくとも憲法で保障されていること等を理由に、 憲法に明記する必要がないとする発言	400
c. 「新しい人権」は基本的人権としての内実がないので、憲法上の権利と すべきではないとする発言	402
B. 各種の「新しい人権」	403
a. プライバシー権に関する発言	403
b. 知る権利、情報公開請求権、ネットアクセス権等に関する発言	404
c. 環境に関する発言(環境権、環境保全の義務等)	405
3. 人権各論	408
(1) 幸福追求権	408
a. 個人の尊厳に関する発言	408
b. 生命倫理に関する発言	408
c. その他の発言	409
(2) 法の下での平等	410
a. 平等の意味に関する発言	410
b. 平等に関する全般的な政策上の課題に関する発言	410
c. 男女の平等に関する発言	411
d. 年齢による差別に関する発言	411
e. その他の発言	412
(3) 精神的自由権	413
a. 信教の自由に関する発言	413
b. 表現の自由に関する発言	414
c. 学問の自由に関する発言	416
(4) 経済的自由権	416
a. 営業の自由、財産権等に関する発言	416
b. その他の発言	417
(5) 家族に関する事項	417
A. 家族の意義、家族の役割の重要性等	417
B. 選択的夫婦別姓制度	418
a. 導入に積極的な発言	418
b. 導入に消極的な発言	419
c. その他の発言	420
(6) 生存権	420
a. 生存権の保障の意義とその運用上の課題に関する発言	420
b. 災害時の生活再建補償と生存権に関する発言	421
c. その他の発言	423
(7) 教育を受ける権利	423
a. 教育の現状の問題点等に関する発言	423
b. 今後の教育のあり方等に関する発言	424

(8) 勤労の権利及び労働基本権	426
A. 全般的事項	426
B. 勤労の権利(雇用、解雇、失業等)	426
a. 「勤労の権利」の意味に関する発言	426
b. 企業再編時の労働者保護に関する発言	426
c. 若年者雇用等に関する発言	427
d. パートタイム労働に関する発言	427
e. 解雇に関する発言	428
f. 雇用保険制度等に関する発言	428
g. 雇用特区制度の導入に関する発言	428
C. 労働条件等	429
D. 争議権	429
a. 公務員への争議権付与に積極的な発言	429
b. 公務員への争議権付与に消極的な発言	431
E. その他	431
(9) 人権(権利)に関するその他の事項	432
a. 基本的人権の不可侵性に関する発言	432
b. 個人主義に関する発言	432
c. 犯罪被害者の権利に関する発言	433
d. 死刑廃止に関する発言	433
e. 諸外国における人権保障等に関する発言	434
f. その他の発言	434

第5款 基本的人権

1. 人権に関する全般的事項

(1) 人権について議論する際の視点等

a. 個人と国家の関係に着目する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法において、国民のために国家があることを宣言し、自己実現の保障として自由主義をきちんと定義することが重要である。また、自己実現の保障のためには一定の規範が必要であり、その維持・確保と個人で解決できない課題の克服が国家の役割・責務であることを憲法で定めるべきである。(伊藤達也君(自民)・151回・H13.3.8)
- ・ 国の基本法である憲法を論じる際には、日本人と国とをどの程度でバランスさせるかということは重要であり、憲法調査会で大いに議論すべきである。(新藤義孝君(自民)・150回・H12.11.9)
- ・ 人権は、究極的には独立した個人が基になっているが、人間の生活は組織や集団と無縁ではあり得ず、個や人権といっても所属している国家がそれを保障するかどうか重要である。日本人は日本という国家に帰属しているということ認識すべきであり、その上で、与えられた憲法や民主主義から脱却し、個の尊厳に基づく人権をどこまで認めるのかしっかり議論して、時代に合った憲法の条文に変えていくべきである。(土屋品子君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 自分の人権、個人の主張だけではなく、国家国民、地球全体のことを考える上での基本的人権という発想が重要である。(小林憲司君(民主)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 国民の人権を保障するために国家に対して権力を付与するけれども、その行使に当たっては人権を侵害しないように制限を加えるというのが立憲主義であるから、国家あつての権利保障という考えは、この趣旨に反する。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 憲法に誇りと自信を持つ人間として、国家が先にあり、国民が後からついてくるという考え方は、21世紀の未来構想にはそぐうものではないと思う。(植田至紀君(社民)・150回・H12.10.26)

<参考人等の発言>

- ・ 西欧的な人権観は、国家対個人の人権観という二極観であるが、他方、日本的

- な人権観は国家と個人の間、家庭や共同社会といったものがあるというものであり、両者は非常に異なると思う。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 国の独立がきちとあって初めて、その国の国民の権利が守られるのではないかと考えている。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. グローバリズム、人権保障の国際化に着目する発言

<委員の発言>

- ・ ロシア及び東欧諸国の憲法を調査してみて、各国ともに共産主義体制下の人権抑圧についての反省から、人権保障をどう制度的に担保すべきかという発想が強いことを感じた。憲法裁判所、人権オンブズマン、児童権利擁護官等の憲法上の規定を参考に、日本の人権保障の問題としても制度的担保に注目すべきである。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 基本的人権が、19世紀的自由権から生存権として明記される形への発展の経緯や、世界人権宣言や国際人権規約と日本国憲法のかかわりなどは調査に値する。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.17)
- ・ 国際社会の中で人権保障はどこまで進み、日本の人権保障はグローバルスタンダードから見てどうなっているのかという調査が不可欠である。(春名真章君(共産)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法第3章「国民の権利と義務」には大変行き届いた項目がずらっと並んでいる。今日では、国際社会と切り離して日本の国内社会を考えるわけにはいけないので、国際社会でもこの第3章がきちりと活かされるべきである。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.26・名古屋)

<参考人等の発言>

- ・ 普遍的な価値たる個人の尊厳に基づく自由主義的民主制が、統治形態として世界で受け入れられつつあるが、この普遍的な価値たる人権や民主主義に対して、世界は、総論賛成、各論反対という状況である。民主主義や人権は、普遍的な価値といえども、他国に強圧的に押しつけるべきではないという反対意見もある。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 20世紀の国際社会においては、国内の人権弾圧は国内問題に過ぎないとされてきたが、21世紀においては、これらは内政問題ではすまなくなってきた。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 先進国の考える自由権中心の人権と、途上国の考える社会権中心の人権との間には違いがあるので、先進国の主張のみに注目してはいけない。1993年のウィーン人権宣言は、多くの国家が関与したという点で価値が高い。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)

- ・ アメリカでは天賦人権の観念のみならず、憲法に定められた権利という形で、憲法に頼って人権を守るという体制をとっているが、日本の場合は、憲法が国際的な人権法の大きな枠を受け入れるという体制をとっている。人権保障では、国際的な常識も考慮して憲法を考えるべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 我が国では、明治以来単一民族的な日本中心主義という考えがあり、それは近代国家として発展していく上で必要ではあったものの、グローバル化の進む現代では外国人やマイノリティーの権利侵害の原因ともなりかねないので、人権保障の問題をグローバル化の中で考える必要がある。その際、日本人の精神的バックボーンを立て直すべきであるが、個人主義ではなく、和を尊ぶという姿勢が重要である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 国際的な人権保障の枠組みは、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカにはあるが、アジアにはまだ存在していない。こうした枠組みを日本が率先して作っていくことが、憲法の理念を具体化していく重要な政策の一つとして掲げられるべきである。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ グローバリゼーションの進行により、地方社会の役割は拡大している。地方社会のガバナンスに当たっては、国際社会で確かに共有されている精神である「平和と非暴力の人権文化」への志向が不可欠である。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. 弱者、マイノリティーの人権保障に着目する発言

<委員の発言>

- ・ 女性、障害者、子どもの人権問題等議論を尽くすべき課題があり、それぞれ関係する法律や憲法の人権条項について大いに議論を尽くす必要がある。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.3.9)
- ・ 人権を考える際は、組織されていない人々や組織内の少数派の人々などの、表に出にくい人の声にどう耳を傾けるかが重要である。(今野東君(民主)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 憲法は、在日外国人や高齢者、障害者等とお互いの価値を一にする存在のあり方を問うたものである。(阿部知子君(社民)・150回・H12.11.30)
- ・ 基本的人権の保障の主眼は国家権力から個人の自由を守ることであり、その場合、弱者の保護を中心に考えるべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は、基本的には人権法を確立し、守っている国であると言える。しかし、

平均的な日本人の人権を守る中で、普通でない日本人の人権を無視する傾向がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

d. 伝統に着目する発言

<委員の発言>

- ・日本の良き古き伝統、文化を加味した、それでいて自己責任の下で自己決定を伴った憲法が一番良い。改正の際には、全く白紙にして憲法を書き換えてもよいと思う。また、いつまでも議論してばかりではなく、青写真を国民に示すべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.2.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・自由や権利を確立させていくためには、時には古臭く見えるものや権利の敵にさえ見えるものを慎重に大切に守り、良きものとして発展させていく努力が必要である。「道徳」などもこの例である。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・諸外国の憲法は、自国の「法の精神」を非常に大切にしているが、日本では、敗戦後、「日本は悪で否定すべき」という考えの下で占領政策が遂行されたため、日本には法の精神はなく、憲法以前にあるものを否定するという考えが強調された。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

e. その他の発言

<委員の発言>

- ・教科書問題や永住外国人の地方参政権問題等さまざまな問題については、人権や社会のあり方に関する仕組みがあって、その上に法律や論争があることが望ましい。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.3.22)
- ・21世紀の憲法としては、環境や人権に関する視点が不可欠であり、国民憲法、環境憲法、人権憲法といった方向での論議が必要である。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.6.14)
- ・人間は地域、家族、歴史等に縛られた存在であることや日本人の儒教的国家観、仏教的国家観等をしっかりとらえた憲法を志向することが重要である。(太田昭宏君(公明)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・日本は、アメリカのような多民族国家とは、人権に関する考え方が異なるように感じる。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.29)
- ・最近の国民感情として、被害者の立場から罰則を考える傾向が強くなってきた。これは、人権に対する考え方とも関係がある。もし憲法を改正したとしても、基本的人権の尊重というものは変えてはいけないと考える。(松浪健

四郎君（保守）・153回・H13.11.29）

<参考人等の発言>

- ・ ポツダム宣言で言う「基本的人権」というのは、要するに、自由を保障しよう、民主的な体制を築くための自由を保障しようというだけのものであって、高邁な基本的人権の思想の根底にあるものを考えた上で書いたわけではない。（青山武憲参考人・147回・H12.2.24）
- ・ 日本人が自らの国や家族、その他の人々を愛し、幸せを分かち合うためにも、憲法において新しい時代の基本的人権について議論されるべきである。（孫正義参考人・151回・H13.3.8）
- ・ 人権というものを徹底的に考えていけば、やはり平和でなければならず、平和でなければ人権はありえない。これは日本が太平洋戦争で経験したことである。自由権にしても、社会権にしても、平和というものと結びついて初めて具体化し活性化する。（小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台）
- ・ 私たちにとっての日本国憲法は、住民一人一人の人権を尊重する大本になるものであり、地方自治の羅針盤に当たるものだと考える。（柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸）

(2) 日本国憲法の人権規定の意義、問題点等

a. 日本国憲法の人権規定の意義及び特徴に関する発言

<委員の発言>

- ・ 両性の平等の規定をはじめとした、女性の人権、生存権その他の社会権規定等を明らかにし、基本的人権の確立に向けて大きく寄与してきたことに、現行憲法の意義がある。（石毛鏡子君（民主）・147回・H12.4.27）
- ・ 新憲法に盛られた基本的人権、生存権の保障といった問題は、当時の世界の発展の方向にきちんと沿ったものであった。（佐々木陸海君（共産）・147回・H12.3.9）
- ・ 日本国憲法には、30ヶ条にわたる豊かな人権規定があり、生存権のみならず、社会権、自由権といった人権規定は世界の中でも先駆的である。（春名真章君（共産）・151回・H13.4.16・仙台）
- ・ 戦前にも、大正デモクラシー運動や、言論・出版の自由を求める運動といった国民の運動があり、その不断の努力が97条に結実し、憲法が作られた。また、戦前の国家権力によって人権が脅かされたことへの反省と、ポツダム宣言による基本的人権確立の表明を受けて、現在の人権規定を有する日本国

憲法ができた。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.23・人権小)

- ・ 憲法第3章では、30ヶ条にわたって極めて詳細に基本的人権の尊重について定めている。これは、日本国憲法の際立った特徴の一つであり、憲法学界では、明治憲法下で国民が無権利状態に置かれたことへの反省に根差しているものと解している。(山口富男君(共産)・149回・H12.8.3)
- ・ 日本国憲法の人権規定は、国家が個人の尊厳、基本的人権を絶対侵食してはいけないのだという、戦争が終わった時代のある種の歴史的総括だったと思う。(保坂展人君(社民)・150回・H12.9.28)
- ・ 社会主義国家の人々は、真に自由を欲しており、日本国憲法にさまざまな自由権が保障されているのは戦争中の統制への反発であるといえる。(宇田川芳雄君(21クラブ)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・ 日本国憲法の人権規定の特徴としては、人権保障に関する規定がかなり詳細に数多くあること、刑事手続に関する規定が多くあること、社会権規定が詳細であることが挙げられる。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)

b. 日本国憲法の人権規定の運用上の課題に関する発言

<委員の発言>

- ・ 基本的人権の尊重等は普遍の原理と憲法で謳われているが、現実に行われていることとは整合していないのではないか。(都築讓君(自由)・153回・H13.10.25)
- ・ 13条や25条の実現を阻んでいる現実政治の実態を徹底的に調査すべきである。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.17)
- ・ 現憲法は、世界でも先駆的で豊かな人権規定を有するものである。しかし、現在の政治状況下ではこれらの人権規定が十分に活かされていない。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.3.22)
- ・ 憲法はその全体として国民を個人として尊重し、幸福を追求する権利を保障しており、それを現実の政治と社会に活かすことが政治家の責務と感じている。しかし、実際の生活と政治では、憲法の権利が保障されず、逆に侵害されている。(春名真章君(共産)・147回・H12.5.11)
- ・ 地方公聴会で明らかになったことは、憲法をどう改正するかではなく、憲法の理念を現実社会にどう活かしていくかが各人によって実践されているということである。また、最近の新聞の世論調査によると、生存権が守られていないと感じる国民が増えていることから、生存権をはじめとする国民の権

- 利の実態を調査すべきである。(春名真章君(共産)・151回・H13.6.14)
- ・ 国際人権規約の規定の多くが日本国憲法に反映されているにもかかわらず、日本では国内法が整備されていないことを国連から指摘されている。このことを見ても、憲法の理念を尊重する憲法政治の実現が問われている。(春名真章君(共産)・153回・H13.10.11、154回・H14.2.14・人権小)
 - ・ 憲法調査会がなすべきことは、憲法改正の議論ではなく、世界に誇る規範を持つ憲法がありながら、なぜ差別がなくなるのか、なぜ人権が脅かされ安心して暮らすことができないのか等について真剣な調査をすることである。(東門美津子君(社民)・151回・H13.6.14)
 - ・ 我々が考えているのは、憲法を守ろうとか、変えないという言葉に埋没するのではなく、人権問題やダイオキシン等の環境問題で憲法どおりに日本の政治をやり、憲法を活かそうということである。(深田肇君(社民)・147回・H12.2.24)
 - ・ かつて、82条の規定にかかわらず、裁判の判決が当事者である本人に一切告知されないという問題があった。この問題は解決されたが、他の面で、まだまだ実態は憲法と乖離している。国際社会といわれる割に、日本は人権の面で非常に遅れている。(保坂展人君(社民)・147回・H12.3.23)
 - ・ 平和主義や基本的人権の尊重を謳っている憲法を持っていながら、実在する法律に、憲法の理念にかなり反しているのではないかという疑念を抱かざるを得ないものが多い。(横光克彦君(社民)・150回・H12.11.9)
 - ・ 団体規制法と信教の自由の関係、教育三法の奉仕の強制等が問題となり、部落解放基本法の制定も依然主張される等、連日のように人権に関する記事が新聞を賑わしている。憲法調査会においてはさらに基本的人権の問題について調査する必要がある。(松浪健四郎君(保守)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 国連人権委員会の勧告を見ても、日本では憲法の規定がそのまま守られているとは思えない。人権問題については、国民・政治家・企業が人権感覚を持ち、意識を変えることが重要であり、憲法の規定を変えたぐらいではどうしようもない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 憲法改正以前に、国家として本来なされるべき事がなされていない現実を直視すべきだ。強力な権力を掌握している国家によって、個人の人権が侵害されてはならない。物心両面で個人を守れない国家があってもいいのか。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. 日本国憲法の人権規定の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・ 我が国では、欧米のような権利義務という硬直的な関係によってではなく、調和、秩序ある社会を作ることによって、国民の幸福が守られてきたが、憲法が定着することによって、人間関係がぎすぎすしたものになってきた。
(長勢甚遠君(自民)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 憲法は理念を定めたものであり、その具体化は法律で行えばよいため、法律で定めればすむ事項を挙げて、憲法が完璧でないというのは妥当でない。
(今野東君(民主)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本国憲法では、古典的な自由と現代的な弱者保護や社会権が矛盾を抱えたまま、並び立っている。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 現行憲法を中心となっている「消極的自由」の保障のみでは現代社会における自由を実質的に確保できないので、「積極的自由」の理念を取り入れ、古典的分類を超えた複合的な人権概念を構築するべきである。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 現行憲法は、人権保障に関して国家对国民という図式をとっており、国際的観点が欠けているので、国際条約を通じた人権保障に取り組むべきである。
(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 憲法があるから人間関係がぎすぎすしたと言うほどには、憲法は日本人の感情生活に大きな影響を与えてはいない。また、親孝行が減ったのは憲法のせいだというのは、憲法を過大評価していると思う。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 97条の「基本的人権は、人類の・・・努力の成果であって、」の文章における「人類」という文言は、西洋国民のことを指し日本人は含まれないと誤解されるおそれがあり、戦前の日本はすべて誤りで道徳もすべて否定されるべきという間違った解釈を生む危険性がある。これは、同条が、その根本としているバージニア権利章典から「義務」規定を入れずに、「権利」追求規定のみを取り入れたことにも関係がある。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

2 . 人権総論

(1) 人権の観念、歴史、分類等

a . 「自然権思想」に関する発言

< 委員の発言 >

- ・ 本来、自然権そのものがあるわけではなく、その社会がどれを自然権と扱うかにかかっている。いわば社会を超えた自然権があり得るわけがない。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)

< 参考人等の発言 >

- ・ アメリカのビル・オブ・ライツでは、自然権思想ではなく、自由とは伝統、歴史の中でだんだん浮かび上がってくるものであるという考えが背後にあった。そもそも、人間が生まれながらにして自由平等であるということは間違いであり、また、自然権、社会契約というものもフィクションであるから、そのようなつまらないお題目はもうやめるべきである。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 「自然権」の前提には「神の下にある人間」という発想があると考えられ、そこには「神への義務」の自覚が見られる。当時の各国の諸規定等でも「責任を前提とした権利」という考え方がとられている。これに比べて、日本国憲法が前提としているのは、共同体的背景を否定した「抽象的個人」である。そこには、「悪を犯すこともある人間」という視点が欠落し、「自己制約」の論理も存在しない。しかし、それについてはこれまでまったく議論されてこなかった。このような、歴史や文化を持たない「負荷なき個人」が権利の主体たり得るのか疑問である。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ イギリスでは、国家の歴史の中で作り上げられていった経験主義的な権利観が存在し、ロック流の「自然権」概念と対立していた。アメリカ独立革命においても、「自然権」より、むしろ「英国民の権利」という伝統的観念に由来する実定的権利観の影響が見られる。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 日本国憲法においては、第3章が「人」ではなく「国民」の権利及び義務と規定していること、12条に「憲法が国民に保障する自由及び権利」とあり、国家と憲法があってはじめて権利が保障されると解されること、社会権等の国家を前提とした権利が規定されていること等から、日本国憲法は、「自然権」を規定しているとは言えないと考える。(伊藤哲夫参考人・154

回・H14.5.23・人権小)

- ・「権利」とは共同体の歴史と文化と伝統の中で徐々に生成され、一種の聖域として共通に認識されたものが最終的に憲法によって確認されたものであり、その背景には共同体独自の「法の精神」が存在するということを認識し、「自然権」論から脱却すべきである。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・「権利」を意味あるものとするためには、理念的な「自然権」とするのではなく、経験主義的にとらえ、「権利」のための実用的な「法と制度」を現実主義的に構成する必要がある。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・国家以前に権利が存在するという考えは一つの政治思想にすぎず、国家権力によって実定化されないと、「意味ある権利」を享受できない。ネーションとしての国家の中に存在する人が、人間関係や政治行為を繰り返しながら、これは聖域だというものを確定してきたのが、権利が法として確立されてきた過程である。国家が先か権利が先かということは問題にできず、国家がなければ権利も成り立たず、権利のない国家もない。人民に権利を保障することのできない国家というものは、国家としては成り立たない。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・「自然権」思想は明治憲法制定当時は世界の主流ではなく、「法律の留保」(注：法律の根拠規定があれば、権利を制限することが許されること。)は当然で、アメリカを除く各国の憲法が同様の規定を有していた。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

b. 人権の観念、意義、歴史等に関する発言

<委員の発言>

- ・国家権力と個人の対立という構図は西欧の人権観であり、個人より家族や共同体を重視するアジア人にはそぐわない面がある。(伊藤達也君(自民)・151回・H13.3.8)
- ・現在では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であると国民全体に自然に受けとめられるようになった。すなわち、成文となった憲法以前に成立した人間の固有の権利と、これに基づく人間同士、人間と国家社会のかかわりについての基本的規範というものがあるということが現在の憲法の基礎にあると言える。(津島雄二君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・特別大事で基本的なことは全部憲法に盛り込むべきだというのは誤解であり、あくまでも憲法は、公権力の行使を制限し、かつルールとして規定し人権を守る法と定義付けられるのであり、この点を共通認識として持つておか

- ないと議論が前へ進まない。(枝野幸男君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ 伊藤参考人から、「国家あつての権利」という趣旨の発言があつたが、瀋陽の日本総領事館に亡命を求めた北朝鮮からの難民に関しては、国家を捨てても自由を求める権利があると考えべきである。(今野東君(民主)・154回・H14.5.23・人権小)
 - ・ 近代国家の原則は、議会で制定された法律が権力行使をコントロールし、議会は主権者たる人民の代表者の意思に基づき、国家は人々の基本的な権利を侵してはならないということである。これは、世界人権宣言・国際人権規約の基本的な権利の尊重という普遍的価値と軌を一にするものである。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.4.27)
 - ・ 近代憲法は、常に国家を意識して作られてきたものであり、国民が国家に権限を信託するものとともに、国家権力の行き過ぎをチェックして、国民個人の自由と権利が現実に保障されることを国家に求めてきたものである。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.3.22)
 - ・ (「人間は共同体内で生きるものであり、『権利』もその観点から制約を受ける」という伊藤参考人の見解に対して、) 共同体の存在自体よりも、その存在形態や性格を批判的に検証することによって、そこにおける基本的な権利のあり方を見据えていかなければならない。(植田至紀君(社民)・154回・H14.5.23・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ イギリスでは、憲法は組織原理・統治原理であると考えられていることから、基本的な権利には反対の人が多く、日本人が考えているほど、基本的な権利は世界中誰でも賛成なわけではない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 時代と共に、自然権の概念や何が人権かということは変わっていくが、国民が自由に本来の能力を発揮できるようにしていくという方向はあるのではないか。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 個人の自由は大事であり、侵されてはいけない。個人の自由を一番侵すのは、たいてい戦時である。第二次世界大戦において、世界は大変な人権蹂躪をやり、その反省に立って、国連は人権宣言を作り、我々はそれを認証した。それによって初めて人権というものが大事であるということが分かったのである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 人権は絶対的なものであり、その絶対性は、無意識のうちに生じる差別等に対する評価基準としても機能する。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 憲法上の人権とは、そもそも、広げるようなものではなく、国政においてど

うしても侵害してはいけない少数のものを列挙するということになるのは当然である。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

- ・ 人権とは、公権であり、国家を名宛人とし、国民対国家の関係を明確にするものであり、必ずしも裁判所によってエンフォースされないところに私権との相違がある。また、その内容は正義に適うものでなければならず、かつ、相手方、内容が明確である必要がある。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 基本的人権の発達過程にかんがみれば、国民の権利とは、手続的性格を持つ権利だったのではないかととらえている。憲法が規定する権利の多くはそうした手続的権利であり、政治参加に不可欠な権利である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ イギリスでは、権利とは共同体の中で生まれてきたルールであり、不文のものであるのに対し、日本では、権利は与えられたものであり、文書に書かれているものが権利であると考えられる傾向にある。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 11条の「与へられる」、97条の「信託」の文言には、権利観のない日本人に基本的人権を与えてやろうという占領軍の考えが現れている。しかし、日本にも江戸時代や明治時代の流れの中での自由獲得の努力や独自の権利観というものがあった。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 基本的人権は、あらゆる社会における最高の価値であり、国民主権原理をはじめとする他の諸原理の基礎をなすものである。他の諸原理は、相互に補い合いながら人間の自由性の確保という究極目的に奉仕する手段である。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 人権の分類、その相互の関係等に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 「人権」の中核は自由権(国家からの自由)であり、参政権(国家への自由)、社会権(国家による自由)は、本来的な「人権」に含めるべきでない。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 我が国では、何か望ましいこと、ある集団にとって利益となることを「人権」と呼ぶ傾向にあり、これがかえって、人権の重みを削ぐ結果になっているので、「人権」の概念を厳格に考えるべきである。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ イエリネックによる分類を基にした、自由権、受益権、参政権、社会権という分類は、ただの羅列であり論理性がなく、この分類では漏れる権利がたくさんあることになる。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)

- ・ 社会権はある人の自由権を一部奪うことによって成り立つので、自由権と社会権は両立し難い。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 実質的平等とは、本来、機会の平等の意味なのに、結果の平等を意味するものと曲解されるようになってきている。このような解釈の下では、自由と平等は両立し難い。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 自助自立が国家の基本であり、政府に対する請求権という形でいたずらに権利を主張することは、権利論を展開するようであり、天賦人権でなく国賦人権を主張することとなる。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

(2) 公共の福祉

a. 公共の福祉の意義、公共の福祉の概念の明確化等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 国民の権利と義務を考えていく上では、公共の福祉の議論が必要である。何が自由と権利の濫用に当たり、公共の福祉とは何かを明確にする必要がある。(高市早苗君(自民)・150回・H12.11.30)
- ・ 今後のキーワードは共生社会・共生思想というものになる。共同体の中で共生するためには、ある程度基本的人権について公共の福祉の見地から制約を加えることになるが、その制約に当たっては問題別に合理的な目途や法制化等が必要である。(穂積良行君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・ 表現の自由は大変重要な基本的人権だが、勝手わがままの自由ではない。人権の過度の主張というのは他の人の人権を侵すことになるのだから、公共の福祉にもう少し具体的な指針を示したほうがよい。(森山眞弓君(自民)・147回・H12.4.20)
- ・ 基本的人権は、国民に保障されるべきものであると同時に、国民が社会共同体の構成員として国家社会を維持し発展させるための公共財的性格を持つものである。そのため、公共の福祉について深く議論し、その概念を明確にする必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 基本的人権と公共の福祉の接点をどこに求めていくかは、それぞれの社会で少しずつ変わってくるべきところであり、人権や市民の権利は単に抽象的に絶対守るのだと言っても、それを実現できない発展段階ではだめである。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・ 公共の福祉による権利制限は、表現の自由に対しては、はっきりした現実的

な危険性・害悪といったものを生ずるような場合に限るという方向にあり、経済的自由に対しては、政策的・裁量的な法律によって行ってもよいということがいえる。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)

- ・ これからの社会は、価値が多様化し、行動原理が個別化したものになるだろうから、一律に権利を制約しようとするのではなく、権利の性質を類型化し細かく議論して、公共の福祉を比較衡量により限定してかぶせることが必要である。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 公共の福祉と権利の関係を抽象的な法原則で決めるのは難しい。成田空港問題等で公共の福祉が実現していないというのは、はたして憲法の問題なのか。むしろ、法律や個々の政策の問題ではないかと思う。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 公共の福祉とは、各人の自由がより発展するための共通のミニマムの社会的インフラ作りのようなものと考えればよい。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 公共の福祉というのは、人権を制限しようとするときに国家を制限するルールであって、国民に対して、公共の福祉を守りなさいと命じているのではない。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 公共の福祉とは、人権一般の制約原理であり、他人の権利を侵害しないことと解するべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 公共の福祉(人権制約の必要性)を重視する発言

<委員の発言>

- ・ 国民の権利を守ってくれるのは、我々が作った日本国政府のみであり、その日本国が危殆に瀕したときに、一日も早く元の状態に復するため、きちんとした法的な手続の下で権利が制限されることは、むしろ我々が権利を享受するために必要なものである。(石破茂君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 現在の我が国では、人間関係がぎすぎすし、優しさや慈しみが失われているように感じるが、その原因は、憲法の人権観念が濫用され、すべての社会的関係を国民の権利や国の責任によって解決しようとするからである。社会通念や自己責任が妥当する領域を区分する観点から、憲法の見直しを行うべきである。(長勢甚遠君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ ドイツ基本法での「戦う民主主義」の理念に対比して、我々日本人は、民主主義を深く考え、正しく理解してきたのだろうか。自由の精神は公的精神の欠落という形に傾き、未成熟そのものではないだろうか。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11)

- ・ 知る権利とプライバシーを守る権利等で、権利と義務をバランスをとって書く必要がある。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 自然権、信教の自由等を制約しないことは続けるべきだ。しかし、個人のほしいままの欲望を制約することで社会は成り立つのだから、基本的人権においても、制約すべきところは制約するという方向で整理すべきだ。(穂積良行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 続発する少年犯罪の反省の上に立っても、個人の人権とともに他人の人権も尊重することが重要であり、その点の欠落が、憲法改正の必要性を雄弁に物語っている。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 公共の福祉とは、国家社会全体の最大公約数的利益を指していると思う。憲法改正に当たっては、激しい論争が見込まれるが、第3章の見直しや国を守る義務を定めることが最優先課題であり、容易に合意できる環境権等の付記だけに終わってはならない。(山崎拓君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 基本的人権にも内在する制約のようなものがある。(井上喜一君(保守)・154回・H14.2.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 基本的人権の尊重は今後とも守っていくべきだが、やはり個の人権を強調しすぎたために、この50年間の中にいろいろ問題が出てきていると思う。基本的人権と公共の福祉とのバランスをとることについて国民も支持してきていると思う。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 基本的人権の思想はどこから来たのかについて憲法制定時に議論されなかったため、人権が濫用され、国家が悪とされ、国家権力が出にくくなっている。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 「権利」には、その本質からの限界として、人間が「共同体内で他と共に生きる存在」であることから必然的に生じる自己制約、共同体の歴史・文化・伝統から生じる制約がある。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 通説は、「公共の福祉」は「人権相互間の調整原理」であるとし、この意味を軽く解釈しようとしているが、「権利」というものは国家があってこそ存在するのだから、この考え方は疑問である。社会には公共の利益というものが存在し、それは道徳で成り立っている。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 我々は同じ人格を持っているわけではないのだから、すべての人に人権を同じように保障するのは明らかにおかしい。人権が権利といったものに結びつく段階で、ある程度人権には限界も出てくる。(米谷光正陳述人・151回・H

13.4.16・仙台)

- ・ 今日では、個人の権利・自由があまりにも前面に突出しすぎた国民性になっているので、個人の自由や権利は公共の福祉の中にあることをもう少しはっきりさせるべきではないか。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. 公共の福祉による人権制約の強化を警戒する発言

<委員の発言>

- ・ 政府は、武力攻撃事態法における国民の人権制限の根拠として、13条の公共の福祉を挙げているが、これは以下の点で、誤っている。
公共の福祉は人権相互間の調整原理であり、人権相互の衝突と無関係な武力攻撃事態への対処の根拠を公共の福祉に求めることは許されない。
政府は、公共の福祉による人権制約の例として災害対策基本法等を挙げているが、これらの規定は、経済的、社会的弱者の保護という政策的制約を意味しており、13条の「公共の福祉」ではなく、29条の経済的自由権における「公共の福祉」に根拠を持つものである。政府もそう説明してきた。
日本国憲法は平和主義を宣言しており、この憲法の下では軍事的公共性というものは成立しない。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 土地収用法等の問題に見られるように、近時、政府や自治体という権力側の立場に立って、公共の福祉の観点が強調され過ぎる傾向にあると思う。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 公共の福祉という言葉は、何か伸縮自在のもののように聞こえる。(保坂展人君(社民)・147回・H12.3.23)

(3) 憲法上の義務

A. 義務や責任の重視、義務規定の新設等

a. 積極的な発言

<委員の発言>

- ・ 現憲法には権利規定は多いが義務規定は少ない。このことが高齢化社会における家族の崩壊等の原因になっている。時代の変化を取り入れて憲法を改正すべきである。(今村雅弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法には基本的人権の尊重規定があるが、国や公共に対する義務・奉仕についての規定はないに等しい。日本の現状は、権利主張がどんどんなされることで、仕事や政治の場で、ある意味の混乱が巻き起こっている気がする。(新藤義孝君(自民)・150回・H12.11.9)

- ・ 戦後日本の社会体制・教育では、権利の裏にある義務に対する認識が非常に希薄になっている気がする。権利の中に含まれている、自然との共生、民族間の共生という東洋的な調和の概念・理念を高らかに謳い上げるべきだ。(杉浦正健君(自民)・147回・H12.3.9)
- ・ 憲法に保障された自由や権利を楯にとって他人の権利を侵しているケースが非常に多いが、12条には、国民は憲法が保障する自由、権利を濫用してはならない、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を持つと規定されている。義務や責任についての規定がまだまだ甘い。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27、147回・H12.5.11、150回・H12.11.30)
- ・ 現憲法には国民の義務規定は3ヶ条しかない。国に対する義務を認識すべきである。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・ 現在の憲法には権利と義務という観念が十分に表現されていないので、必要な義務規定を設けるべきである。我々は、国家、社会、家族への責任と義務を軽視する風潮を改め、国民一人一人が自己責任原則に基づき、自らの自由を実現する社会を目指すべきであると考える。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11、154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 戦後半世紀の間に、日本人は個人主義の行き過ぎた利己主義に毒され、義務を果たさずに権利意識ばかり強くなってきたと感ずる。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 国家権力や軍国主義を排除するため、憲法には、基本的人権が詳しく明快に規定されたが、国家や社会、家族という共同体における義務、責任というものが希薄であるようにも感じる。やたらに権利のみを主張し、国家、社会、家族への責任と義務を軽視する風潮を改め、国民一人一人が、自己責任原則に基づいて自らの自由を実現する社会を目指すべきと考える。(保岡興治君(自民)・147回・H12.2.24、147回・H12.5.11、151回・H13.3.22)
- ・ 環境権、国民の知る権利等新しい人権概念を新しい憲法に書き込むのであれば、義務についても対応して書かなければならない。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ 日本国憲法には権利についての規定は多く内容も詳しいが、義務規定は少ない。特に自らの国を愛するという考え方が大きく欠如しており、このことは教育に関しても大きな問題であると考える。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 権利や自由は、その裏に責任や義務を伴うものであり、自己の確立には責任や義務の意識が不可欠である。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.30)

<参考人等の発言>

- ・ 自由と権利の裏側に責任と義務があるということは、どのような体制の中においても人間として当然のことである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.1.30)
- ・ 憲法には権利についての規定は多いが、社会を守るための義務という観点がないので、義務規定を増やすとともに、権利とバランスのとれる形で前文中に義務に関する文言を加えるべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 現憲法は、人間を主体に置いてさまざまな権利を定めたものであるが、人間は一定の団体や組織に属した場合、必然的に義務が生じるものであり、普遍的な人間という建前で作られた憲法には義務への配慮が欠けている。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 家庭教育の立て直しや親の再教育が不可欠だが、価値観の基準となる憲法には、義務についてはほとんど規定されていない。早急に、個人の権利尊重と同時に、必要な義務規定を盛り込んでほしい。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 権利や自由の裏側にある義務や責任という文言も追加するべきである。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 昨今、権利について非常に言われているが、権利の裏には義務があるのであり、そうしたきっちりした権利義務の意識が本当に現在の日本に育っているのか疑問である。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. 慎重な発言

<委員の発言>

- ・ 権利あるところに義務・責任ありという主張には、なるほどと思わないこともないが、そもそも人権規定は、自由権、「国家からの自由」からスタートしたものであり、国家は個人に干渉してはいけないことが大前提だと思う。(倉田栄喜君(明改)・147回・H12.5.25)
- ・ 憲法とは、国民が国家権力の行使に限界を設けるものであるもので、義務の記述が不十分という批判は当たらない。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.2.8)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法とは、国民の側が国家に対して、その保障すべきものを羅列して突きつけるものであり、権利を中心にすることが基本であるため、義務は最小限のものでよい。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)

- ・ 義務規定は現行憲法に掲げられている程度で十分である。憲法に義務を多く謳うと権利保障とは別の義務の体系となってしまう。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 目下憂慮されるのは、個人より国家といった新たな国家主義の台頭である。権利ばかり主張して義務を果たさないなどの論調から、全体的な人権感覚の希薄化を憂いている。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

B. 各種の義務

a. 国防の義務、徴兵制に関する発言

<委員の発言>

- ・ 徴兵制が奴隷的苦役に当たり憲法違反であるという主張があるが、自らの国家を守ることが奴隷的苦役であるような国は国家に値しない。徴兵制は憲法違反ではない。(石破茂君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 侵略を受けた戦争状態においては、国民が一致協力して外敵と戦うために権利の制限や国防の義務というものが存在すべきであり、これらについて法制化すべきと考える。(保岡興治君(自民)・151回・H13.3.22)
- ・ 徴兵制は18条の意に反する苦役に該当するので、違憲である。(大出彰君(民主)・151回・H13.3.22)
- ・ 国民の義務なくして国家は成り立たない。自分の国を自分で守るとするのは民主主義の基本原則であり、有事の際の国防は自発的協力だけに頼るわけにはいかない。(武山百合子君(自由)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 憲法に、国防の義務を定めるべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.23・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ ユーラシア大陸からの圧力が強まると予想される現在、これに対処する国家の仕組みを考える必要があるので、国防の義務について考えなければならない。その際、憲法上の条文化が必要かについて考えるべきであり、もし必要であれば、日本国民は国防の義務を負うという抽象的規定のみでよいか、もし必要でなければ、有事の際は「公共の福祉」で対処できるのかという点を検討する必要がある。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 「国民の義務」なくして国家の成立はあり得ず、また、自らの国を自ら守ることは民主主義の基本原則であるため、憲法に「国防の義務」を規定すべきである。この「国防の義務」は、「兵役の義務」とは区別されるものである。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 自国を守ることは、世界中どこの国においても国民の崇高な権利であり義務

である。一旦緩急あれば自国を守るという意識の中で普通の国の国民は生きている。しかし、日本人にあるのは個人の安心立命だけである。(野原清嗣 陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

- ・ 憲法に、国防の義務及び徴兵制度を明記すべきである。国家という利益共同体の防衛は構成員たる国民共有の責任であり、徴兵制度は平和主義に反するものではない。(稲津定俊陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 「奉仕活動の義務化」に関する発言

<委員の発言>

- ・ 新憲法を制定するにしても、何かを義務付けることはあまり好ましくなく、むしろ、「もっと自発的に参加できるような雰囲気作りをすることが重要である。」との稲福陳述人の意見に賛成である。(久間章生君(自民)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 教育にとって大切なことは、奉仕活動を義務化するか否かということよりも、子ども時代に、どれだけ「確立された個」に接触するかということではないか。(赤松正雄君(公明)・150回・H12.10.12)
- ・ 「奉仕活動の義務化」は、奉仕活動を活発にし、いろいろな活動を若者や子どもたちが選んでいくことなら大いに歓迎だが、非常に画一的にはめられていく危険があるのではないか。(保坂展人君(社民)・150回・H12.9.28)
- ・ 「奉仕活動の義務化」には、私自身は大いに賛成であるが、老人介護・ボランティア活動といった奉仕という活動は日本では育ちにくい。こうした活動の芽が育っていくのは、教育の中にボランティアを入れるといったことからよりも、人々の精神的な面からなのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.9.28、150回・H12.10.12)

<参考人等の発言>

- ・ たいていの人は、ボランティアに行くといろいろ義務的なことをさせられるが、それが楽しくなって帰ってくる。暑さ寒さやつらい仕事に耐えて、自信をつけさせてあげるには、義務化が必要である。(曾野綾子参考人・150回・H12.10.12)
- ・ 私の周囲の若い世代では、ボランティアの義務化というものにはやはり相当な反対が多いのではないかと思う。(加藤征憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 社会奉仕活動は、サービスを提供する側と受ける側の共生的な活動の場であり、自発的な気持ちに支えられていることに意義があるので、一律に義務化するのではなく、さまざまな選択肢を用意し、地域に支えられた活動をす

ることが重要である。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14・4・22・沖縄)

c. 投票の義務に関する発言

<委員の発言>

- ・ 低投票率の選挙で選出された者が代表と言えるか疑問であり、投票を義務付けるべきかどうかという問題も含めて、投票率上昇のための検討が必要である。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・ 投票率の低下により、国民の正しい意見が選挙に反映されにくくなっているため、運転免許更新の制限等による事実上の投票の義務化を行うべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

C. その他

<委員の発言>

- ・ 憲法改正に際しては、自然と共生する義務、環境についての義務という形で、日本自体の義務や世界に対する義務というものをきちんと書き込んでいくことが一番いい。(鳩山邦夫君(自民)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 権利と義務は表裏一体の関係であり、環境権に関しても、裏を返せば環境保持義務が問われている面もある。権利と義務の関係は憲法などにはできるだけ明記する必要がある。(中野寛成君(民主)・154回・H14.5.23・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 権利や義務については、憲法以前に家庭教育の中で教えるべきものである。それができにくい現在、国家の教育として、公共の心を教える教育が必要である。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)

(4) 私人間の関係及び市民社会と憲法

<委員の発言>

- ・ 近代的立憲主義思想に基づく自由権の発想は、国家権力対国民という構図がベースにあったが、現代では、国家のみならず私人や私的団体からの人権侵害が深刻な問題となっている。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14、153回・H13.11.29)
- ・ 企業が労働者の人権を侵害する問題は、労使間に委ねるのではなく国としてそれを規制していく仕組みが大事である。そうしたとしても、行き過ぎた国

家介入にはならない。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 民と民との関係における人権問題が非常に増えている。これは、個人と個人よりも企業と個人の場合が多い。国家はこのような場合、個人の人権の保護に努めるべきである。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 現行憲法では、「私人間関係」における人権保障が明文上は放置されているので、「私人間関係」を憲法の射程に入れるとともに、さらに、市民社会をも射程に入れ、国家と個人と市民社会という三角形の関係を考察の対象とすべきである。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 私人間の人権侵害問題について司法的な救済を簡易迅速に受けられる国家のサポートの方法が検討されてよいが、国家による過剰な侵害とならないよう、介入の仕方を慎重に検討する必要がある。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 89条ではNPOに公金を支出することはできないが、個人がNPO等の中で自由に能力を発揮でき、官依存社会から脱却して市民社会が成熟していくための土俵作りについては、国家が財政支援等を含む関与をできるような条文を用意することも検討されてよい。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 憲法は職場での労使関係等の私人間の関係には及ばないが、労働者は使用者に対して極めて弱い立場にあること等に見られるように、職場での私人間の関係は特別な重みがあり、そこにおいて、過労死、いじめ、セクシャルハラスメント等の問題が生じている。これらの問題は憲法の趣旨に反するものであり、その解決の拠り所となる規定を憲法に設けるべきかについて検討して欲しい。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

(5) 人権の享有主体

A. 日本人(国籍)

<委員の発言>

- ・ ヨーロッパでも二重国籍を許容する方向にあり、我が国でも、グローバル化や外国人労働者の増加に備えて、二重国籍を認めるべきである。(大出彰君(民主)・154回・H14.3.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 国籍は出生といった形式的な要件で法律によって定められていることから、

憲法上の権利の享有主体である「日本国民」の地位も憲法上の基礎は大変あやふやで便宜的なものである。ゆえに、日本人と外国人との取扱いに大きな差違があることは、立法政策として望ましくない。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

- ・ 在日朝鮮・韓国人の国籍について、判例は、サンフランシスコ平和条約の発効によって、朝鮮戸籍に登載されている者は日本国籍を失ったと解しているが、このように戸籍というテクニカルな制度を基礎にして国際法上の地位の変動を決する考え方は、非常に疑問である。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

B. 外国人の人権

a. 外国人の人権保障のあり方に関する発言

<委員の発言>

- ・ 外国人の権利とその限界を議論すべきであり、これは、人間としての権利と国民固有の権利といったことについての検討であると思う。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27、150回・H12.11.30)
- ・ 憲法上、基本的人権の享有が国民に限定され、外国籍を持つ方々など我が国に暮らすあらゆる人々に普遍化する規定の仕方になっていない点についても議論をするべきである。(石毛鏡子君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 外国人の人権に関しては、再入国の権利、外国人登録に関する問題、入居・入店・受験差別、地方参政権等さまざまな問題があり、これらについてさらなる議論が必要である。(今野東君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 外国人の人権について、「憲法上の問題とはせずに法律で整備していけばよい」という割り切った考えだけではなく、憲法の理念から外国人の人権を議論する必要があるのではないか。(今野東君(民主)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 国民及び我が国に居住するすべての人々の個人の尊厳を守るものでなければ、憲法はその責任を果たすことにはならない。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)
- ・ 外国人の人権保障とその限界についても、今後少子化が進む中で、我が国は外国人政策をどのように見据えてグローバル化時代に対応するかという長期的視野に立って検討する必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 外国人の人権の保障については、憲法に直接規定している条文がなくとも、解釈・運用上、可能と考える。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.14・人

権小)

- ・ 外国人の人権を考えるに当たっては、先の侵略戦争への反省、外国人に対する政府の排他的姿勢の是正が重要であり、特に、在日韓国・朝鮮人等については、戦争等により我が国への定住を余儀なくされた等の経緯を考慮すべきである。また、国際人権規約に基づき外国人を自国民と平等に扱う傾向にある国際社会の動向を視野に入れる必要がある。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 外国人の人権を尊重するには、外国人の文化や民族性、アイデンティティーを尊重する努力が必要である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 外国人の権利の制限の基となっている在留資格制度は、社会の国際化の中で、もっと変えられていくべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.3.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 長期に滞在する外国人の日本社会に対する権利義務は憲法に明文で定める必要がある。しかし、参政権付与には反対である。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 日本に不法滞在している外国人を取り締まる前に、外国人労働者が不法滞在者とならないように、職業を与え人権を保障する国内の制度を整える必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 不法入国者であっても、労働権や時間外労働に対する対価を受け取る権利等はある。また、職種による差別をなくさなければならない。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 外国人の人権については、法律上の外国人在留制度を前提とした上で性質上可能な限り外国人にも各種の権利を認めるべきであるとするマククリーン事件最高裁判決を学説も支持している。しかし、同判決のように憲法上の権利が外国人在留制度という法律の枠内によってしか認められないとすれば、外国人は本来憲法上の権利を有しないということと同じであり、判例・学説は自己矛盾している。むしろ、外国人には入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当である。もっとも、憲法上の権利を有しないとしても、法律によって外国人を日本人と同様に扱うことは可能である。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 外国人の地位について憲法に規定したとしても、抽象的な規定にならざるをえず、その具体的な判断は裁判所に委ねることになってしまうので、むしろ、国民の代表である国会が法律で保障の具体化を図った方がよい。(安念潤司

参考人・154回・H14.3.14・人権小)

- ・日本に一定期間居住する外国人に対し相応の待遇を与えるという観点から現行憲法が規定されているかという問題については、若干の疑問を有している。社会保障、教育、医療等の分野において、外国人が十分な保護を受けているかをチェックすべきである。(畠山襄参考人・154回・H14.3.28・国際小)

b. 定住外国人への地方参政権の付与に関する発言

b-1. 参政権付与に積極的な発言

<委員の発言>

- ・住民自治の視点から、在日外国人といえども地域の住民として権利と義務を行使することは、国際社会の慣例上も通例になりつつある。裁判所においても、日本国憲法は地方参政権を否定していないとの判決が出されており、現行憲法でも認められると思う。これらを積極的に明確に憲法に規定することによって、真の地方自治が推進される。(中野寛成君(民主)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・外国人参政権については、地方のことは地域住民が自主自立的に決定すべきである、成熟した民主主義国家として、地域に特段の緊密な関係を持つ外国人住民の意思も反映させるべきである、日本人と変わらない生活をしている者には日本人同様の扱いをすべきである、との理由から付与すべきと考える。22条で、何人も国籍を離脱する自由を侵されないとされているように、帰化と地方参政権の付与を結び付けては論議できない。(江田康幸君(公明)・150回・H12.11.30)
- ・多民族共生社会の実現、グローバル化の下で自然権としての普遍的人権の保障、身近なところでの自治の実現という地方分権の理念という三つの観点から、定住外国人に対して地方参政権を与えるべきである。民族の文化や伝統が希薄になるために異民族との交流を避けるのではなく、文化や伝統の教育をしっかりと確立させて、かつ地方参政権も付与するという姿勢が望ましい。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.5.17、154回・H14.3.14・人権小)
- ・誰でも母国を持つ権利が認められるべきであって、参政権を行使したい外国人は帰化をすればよいという見解には反対である。むしろ、その地に定住し、納税義務も果たしている人には、政治に参加する権利を認めるべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・永住外国人の参政権といった場合には、選挙権とともに被選挙権も含まれるものとする。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・ 定住外国人の参政権については、日韓間で互恵的に地方参政権を付与する方法がある。また、両国間での二重国籍制度も考えるべきである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 憲法は、永住外国人の地方参政権を容認していると考えられ、これを認めていくことがより充実した自治の実現になる。また、95条の住民投票の「住民」に、永住外国人を含むことも容認していると考ええる。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・ 定住外国人に対しては地方参政権を付与すべきと考える。また、いわゆる在日と言われる永住外国人に対しては、生活実態に即して国政に対する参政権も保障すべきと考える。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-2 . 参政権付与に消極的な発言

<委員の発言>

- ・ 参政権は、その国の運命や将来を決めるものであり、その国と運命を共にしようとする国籍を有する者にのみ与えられるべきという考え方がある。(中谷元君(自民)・151回・H13.3.22)
- ・ 参政権は国民にのみ与えられるべき権利であり、定住外国人は日本国籍を得た上で参政権を行使すべきである。地方政治と国政は密接な関係にあり、国籍を有しない者が間接的とはいえ国政に関与するのは好ましくない。外国人参政権に関しては、国籍取得要件の緩和により対応すべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.14・人権小、154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 定住外国人が国籍を取るためのハードルを低くすることによって、解決すべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.3.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 一部地区に住みついている外国人の意思や利益によって一般の区民の意思や利益がひっくり返される危険性があるため、外国人への参政権付与には反対である。選挙権行使のためには国籍を取得すべきであり、そのために日本国籍取得要件を簡略化すべきである。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 定住外国人に国籍なしで参政権を付与することは、社会の中の異邦人でいさせることになってしまうので、定住外国人に対しては、基本的に無条件で日本国籍を付与し、その取得を望まない者には選挙権は与えるべきでない。また、国家というものは国籍を持つ国民によって構成されるものであり、その意味からも選挙権は国民が行使すべきものである。(櫻井よしこ参考人・150

回・H12.11.30)

- ・ 外国人が参政権を持っても国益の衝突は起こらないというのは願望に過ぎない。まず日本国籍を取りやすくするべきで、外国人に地方参政権を認めるのはその後検討すべきである。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 定住外国人の多くは帰化の条件も相当満たしているので、まず、帰化を検討すべきであって、立法政策として、外国人に参政権を認めることには賛成しない。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

c. 難民に関する発言

<委員の発言>

- ・ 難民問題に関しては、人道的支援の必要を感じるが、移民の歴史がない我が国の事情を考慮して対処する必要がある。(石破茂君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 今後、難民が増加することが予想される状況の下で、難民条約に基づいて受け入れる難民も含めて、在留外国人の人権をどう扱うかについての議論が必要である。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 西日本入国管理センターに収容されている外国人は非人間的な扱いを受けている。憲法について議論することも重要だが、憲法の理念が実際の社会で活かされているかの検証も重要であり、日本は難民条約及び一連の人権条約を批准している以上、これらの条約に基づく難民政策等を実施すべきである。(今野東君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 入国管理局の施設の劣悪さに見られるように、我が国では、難民の受入れ態勢が不十分である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 憲法は、前文で全世界の人々の平和的生存権を確認し、本国で迫害を受けて逃れてきた人々を保護することが日本の責務であるとしていると考えられる。しかし、我が国の難民の処遇実態は、人権侵害にも等しいので、憲法の趣旨の下、難民法を改正して難民の権利保護を図るべきである。(北川れん子君(社民)・154回・H14.7.25)

<参考人等の発言>

- ・ 難民の面倒をあまりにもきっちり見ようとする、多くの難民を受け入れることは困難になる。ゆえに、多くの難民を受け入れるのならば、あまり難民の世話をすべきではない。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 法務省による難民認定に対する司法的なチェックが機能しているかは疑問であり、問題意識を十分に有する裁判官を育成していく必要がある。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

d. 移民、外国人労働者等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 外国人の労働に関しては、勤労の権利について憲法で「何人も」ではなく「すべて国民は」と規定されていることと、外国人労働が日本の勤労者の利益と相反する事実があることを考慮しなければならない。(石破茂君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ これから先、帰化についてはもっと要件を緩くする必要があるのではないか。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 国益を優先させながらODA等の外交政策を判断することや、自国労働者の職域を確保しつつ外国人労働者問題に取り組むことは国家として当然のことと考える。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 将来、日本の人口が減少すると、外国人を受け入れ、いろいろな文化・民族の人々と一緒に共存していく社会になっていく。その場合の憲法の原理原則が今のままでいいのか議論していかねばならない。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 少子高齢化対策として能力ある人々を外国から受け入れるに当たり、さまざまなシステム改革と意識改革が必要であるが、我が国ではそれが遅々として進んでいない。(武山百合子君(自由)・150回・H12.9.28)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は少子高齢化社会において活力を維持するため、帰化の条件を緩やかにして、能力ある人材(「新日本人」)を世界から集める必要がある。そのためにも日本人のネーション(集団)は過去への志向ではなく未来への志向を持ち、合理的な外国人労働者政策をとる必要がある。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 日本国籍の取得要件は厳しく、日本で生まれ育ち、納税もしながら日本国籍を取得できない外国人も多い。日本は純血主義を改めるべきである。外国人に参政権を付与するよりも日本国籍取得要件を緩和し、日本を愛する人には平等に日本国籍を与える旨を憲法に定めるべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 移民を受け入れて日本国籍を与えるのであれば、日本国民というものについて改めて考え直しておく必要がある。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.2)
- ・ 外国人労働者の受入れに関しては、現在の雇用状況を考えると慎重にならざるを得ない。しかし、人道的な面では受入れを検討するべきでもあり、その

対応に呻吟している。また、この問題は、今後の日本経済の動向によっても対応が変わってくるのではないか。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

e. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 法律によりあらゆる公務についての就任権を外国人に認めるのは、国益の観点から、行き過ぎではないか。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 援護関係法令の国籍条項の撤廃を図るべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 国際人権規約に照らせば、外国人の再入国の自由、一時旅行の自由の制約を縮小していくべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 従軍慰安婦や外国人被爆者の補償の問題も外国人の人権の問題として考えなければならない。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.3.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 外国人には、憲法上は、再入国の自由、公務就任権は認められない。就労をはじめとする経済的自由を幅広く認めることはできないが、表現の自由や宗教の自由は大いに認めてよい。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

(6) 憲法に明文の規定のない人権(新しい人権)

A. 「新しい人権」を憲法に明記することの要否等

a. 「新しい人権」を憲法に明記することに積極的な発言

<委員の発言>

- ・ プライバシー権や環境権等50年以上前では想像できなかった概念がある。(高市早苗君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 個人情報保護や住基ネットの問題についてはオランダ憲法及びフィンランド憲法、遺伝子工学や臓器移植と生命倫理の問題についてはスイス憲法といったように、諸外国の憲法規定を参考にしながら我が国の憲法についても議論すべきである。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.7.25)
- ・ 憲法は、国民の求める根源的、集約的な価値を表現したものであり、新しい価値観である環境権、国民の知る権利、個人のプライバシー保護といった観

点から、憲法の見直しは当然行われなければならない。(五十嵐文彦君(民主)・150回・H12.9.28)

- ・ 情報公開請求権、プライバシー権は、新憲法に明記する必要がある。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・ 情報公開、環境権について、憲法に明文の規定を設けるべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.2.14・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法は古くなってきたから、時代に適合した新しいものにすべきだという意見があるが、例えば、「新しい人権」の中でも、環境権等は法律で対応できることだと思う。しかし、例えばマスコミの力が非常に大きい状況下で、今の憲法の規定で本当にプライバシーを守ることができるか疑問である。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ いわゆる「新しい権利」に関しては、「情報に関する権利」及び「環境に関する権利」は、慎重に内容を考慮した上で、その外延と内包を明確にし、憲法上明記してもよいと考える。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ プライバシーの保護、地球環境権規定の新設、これは最近の新しい各国の憲法ではほとんど入っている。諸外国のように、きめ細かく改正を続けていくことで、国民は、憲法が我々の生活に直結した非常に関係の深いものだと認識できるようになる。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ プライバシーの権利や国民の知る権利等は憲法上明記しておく方が好ましい。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 「新しい人権」は明文がなくとも憲法で保障されていること等を理由に、憲法に明記する必要がないとする発言

<委員の発言>

- ・ 環境権に関しても、第一義的に憲法解釈権を有する国会議員が13条に基づいて新しい人権と認め、基本法を制定すれば環境権は人権とすることができる。(中村哲治君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ プライバシー権や知る権利は、学界では21条や13条から導かれるものと位置づけられているにもかかわらず、これをあえて憲法上明記する必要があるのか、明記してどのようなメリットがあるのか検討するべきである。(山花郁夫君(民主)・149回・H12.8.3)
- ・ 改憲推進論者は、むしろ、大企業・米軍による環境破壊に最も寛容であり、警察による電話盗聴等人権規制の推進者である。これらの人々の言う人権概

- 念等は全くの借り物にすぎない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.4.27)
- ・ プライバシー権、知る権利、環境権等は、憲法に明文の規定こそないものの、国民の運動によって、13条や25条に含まれるものとして発展し、中身が具現化してきた。わざわざ、憲法に明文化しなければ守れないような「新しい人権」はないのであり、それを理解しない人々が憲法改正の口実として、「新しい人権」を叫んでいる。今必要なことは、国民の運動によって発展的に生み出された新しい人権を本当に保障していく「憲法政治」を実現することであり、それなくして条文をいじったり、外国の憲法を参考にしても空疎な議論にしかない。(春名真章君(共産)・147回・H12.5.11、151回・H13.3.8、154回・H14.2.14・人権小、154回・H14.4.11・人権小、154回・H14.7.25・人権小)
 - ・ プライバシー権や環境権等の新しい人権に関しては、13条の幸福追求権等で憲法規範としての裏付けを持っている。それにもかかわらず、その趣旨が十分活かされていない理由を調査すべきである。(山口富男君(共産)・149回・H12.8.3、150回・H12.11.9、151回・H13.6.14)
 - ・ 憲法に掲げられている人権は、最低限保障されるべきもののみが掲げられているにすぎず、環境権、知る権利等の「新しい人権」は、今の憲法の中でもいくらかでも、法律の制定によって押し広げていくことが可能である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・人権小)
 - ・ 環境権や知る権利は、法律でまず実行した上で憲法について議論すべきであるのに、法律制定段階で環境権や知る権利の明文化に抵抗していた人が、憲法では必要だというのは摩訶不思議である。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)
 - ・ 新しい人権が憲法に規定されていないといった主張があるが、それらは官僚や自民党政権が消極的だったからではないか。憲法が新しい人権の足を引っ張ったことがあっただろうか。(深田肇君(社民)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 環境問題や情報化の問題等、新しい21世紀の動きに対する言葉が憲法の中に入っていないという意見があるが、環境権に関しては、なぜ25条から読み取って環境基本法をつくる動きを先取りしていかないのかと思う。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 知る権利や情報公開・環境権等は新しく注目されるようになった権利であり、人権をさらに支える上で望ましいものだが、その権利を一面的に原理主義で突っ走って規定すると、他の原理との間で微妙な問題が起こるので、憲法ではなく法律レベルでやるというような工夫の余地もあるのではないか。

(五百旗頭真参考人・147回・H12.4.20)

- ・ 環境、プライバシー、個人の尊厳といったことは重要だが、国民が大事だと思っていることをすべて文章に書かねばならないということでは必ずしもない。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 憲法調査会では、いわゆる「新しい人権」を憲法に挿入すべきだという主張が少なからずなされているが、それを主張する委員や政党が、これまで環境権等の実現に汗を流したことがあるのかを顧みないまま主張しているのがいささか奇妙である。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 環境悪化等の問題に対して、環境権等の「新しい人権」の新設を内容とする憲法改正によって打開を図る動きがあるが、憲法の体系的・一貫性と徹底性は、これらの問題に対して理性的に対処する際に必要な枠組み・指針となるべきものを用意している。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 環境権等が明文化されていないことを改憲の理由とする意見もあるが、これらは環境基本法等の法律を充実させることで十分対応できるはずである。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 環境安全保障の問題は結構なことだが、議員には、憲法を改正することなく、グローバルな環境安保の体制をつくるよう努力してほしい。(田口富久治陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ いわゆる「新しい人権」については、戦後半世紀の間に次々確立され、判例も出ているため、改めて憲法に明記する必要はない。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 現行憲法には環境権や情報公開の権利が規定されていないため、21世紀の憲法としては古いという指摘は誤りである。環境権は13条及び25条に基づくものとして、また、情報公開の権利は21条の表現の自由から導かれる「知る権利」等に基づくものとして、既に現行憲法の中に十分に位置付けられている。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 「新しい人権」は基本的人権としての内実がないので、憲法上の権利とすべきではないとする発言

<参考人等の発言>

- ・ 私法上の法的処理又は私法上の法律制定や国側の責務規定を設けることで対処が可能なものは、あえて「基本的人権」とするべきでなく、このようなものを安易に「人権」とすると、人権のインフレ化、社会の国家化を招く。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 情報公開法において、知る権利を国の説明責任の問題として処理しているように、知る権利は、権利の問題ではなく責務の問題として処理すれば足りる。

(阪本昌成参考人・154 回・H14.4.11・人権小)

- ・ 他人に知られたくない要秘匿事項を他人に知られることから保護されるという意味でのプライバシーは、私法上の権利として処理すれば足りる。また、自己に関する情報をコントロールする権利としての個人情報の閲覧請求権は、法律や条例の制定によって新たに創設されたものと解すれば足りる。

(阪本昌成参考人・154 回・H14.4.11・人権小)

- ・ 環境権は外延と内包が明確でないので、そもそも権利としては成立しない。(阪本昌成参考人・154 回・H14.4.11・人権小)
- ・ 仮に「新しい人権」を憲法で保障するとすれば、その権利が高優先性を持つこと、その外延と内包が明確であること、相手方の憲法上の自由を不当に制限しないこと、相手方が特定可能であること、相手方の責務の範囲が明確であることが必要である。(阪本昌成参考人・154 回・H14.4.11・人権小)

B. 各種の「新しい人権」

a. プライバシー権に関する発言

< 委員の発言 >

- ・ 国家が個人の健康や預金等の情報を集積して一般企業に販売するような事態は、たとえそれが自国民の特質の分析等正当な目的の下にあっても、人権の侵害である。(中川正春君 (民主)・151回・H13.2.22)
- ・ 情報化社会では、経済活動も社会活動も情報が中心に行われるようになる。その中で、情報をめぐる権利義務、例えば、自己に関する情報をコントロールする権利、プライバシー権をきっちり固めていくべきである。(達増拓也君 (自由)・147回・H12.4.27)
- ・ 新聞や雑誌は、監督官庁も明確でなく、「個人情報保護基本法」の議論でも、報道分野にはそれを適用しないよう求めている。この状況では、報道される側の人権・プライバシーを新聞・雑誌が担保していることになり、個人情報保護されないのではないか。(松浪健四郎君 (保守)・150回・H12.10.12)

< 参考人等の発言 >

- ・ 医学、ゲノム関係の分野においては、個人のための診断や情報取得が重要であるが、道を誤るとプライバシー侵害の危険性がある。(林崎良英参考人・151回・H13.2.22)
- ・ 情報技術が進むと、プライバシー権が保護されるべき権利として重要になると考える。守られるべきプライバシーの範囲等についてルールを定めておく必要がある。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

- ・ プライバシーは、表現の自由あるいは公民が自由に政治参加をする場合の基礎をなすものと考えられる。したがって、プライバシーが表現の自由と敵対するという考え方は間違っており、プライバシー保護のためには、表現の自由に制約がなされるべきである。また、個人情報保護を法律が、インターネット社会においては必要と考える。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 憲法を改正する機会があるのなら、プライバシー権を憲法に規定すべきであり、その際、プライバシーが個人の尊厳に直結し、その尊重があってはじめて表現の自由その他の人権が成立するという論理的な順序関係を明確にすべきである。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)

b. 知る権利、情報公開請求権、ネットアクセス権等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 知る権利というものと国益の兼ね合いをどうするかについて検討すべきである。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 知る権利を憲法上明文化する必要がある。ただ、機密保持との関係を十分に考慮する必要がある。(島聡君(民主)・150回・H12.12.21)
- ・ 情報通信の発達に憲法が対応できていないのは事実であるが、ネットアクセス権やプライバシー保護等を憲法に明文で定めてもさほど効果があるとは思えず、むしろ、外国との関係を念頭においての法整備が重要であると考える。(細野豪志君(民主)・151回・H13.3.8)
- ・ 情報アクセス権、情報公開の問題では、自治のための情報に関する自由と参加を新憲法の中で定めていかなければいけない。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・ 情報公開制度やマスメディアの発達した現在、国民の知る権利やプライバシー権を精査して憲法に明記する必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・ 情報公開を、憲法の中にどうしても組み入れるべきである。政治と行政のさまざまな問題は、多くの部分が情報公開によってかなり前進するのではないか。(小池百合子君(保守)・151回・H13.4.16・仙台)

<参考人等の発言>

- ・ 情報は国民の考える能力を引き出す最大の力であるから、情報公開を徹底させる趣旨を憲法に書き込んでほしい。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 知る権利は、民主主義社会の基本的権利である。しかし、知る権利を憲法上

規定するとすれば、知らされない権利という留保も必要である。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)

- ・ 情報・ネット時代の現代においては、インターネットに接続できる人とできない人の間には情報収集・分析・伝達能力において大きな差が生じてしまうので、教育を受ける権利と同様に、インターネットに接続できる権利をネットアクセス権として認めるべきである。その他、情報に関しては、プライバシー保護権、ネットのセキュリティーに関する定めを設けるべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 情報公開法において、個人の名前が出ている部分は無条件に黒塗りにしてしまうというやり方は間違っている。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)

c. 環境に関する発言(環境権、環境保全の義務等)

<委員の発言>

- ・ 我々は科学技術創造立国と環境先進国を目指すべきであり、新しい憲法の中で環境権を位置付けるべきである。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 環境に関しては、環境保全や良好な環境の下で生活する権利、環境破壊の予防や排除を新憲法において明文化すべきである。(菅義偉君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 憲法の点検すべき点、改正すべき点として、環境に関するものが挙げられる。(中曽根康弘君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 環境は全世界的な課題であり、日本が平和な民主国家として尊敬されるためには、環境について憲法に規定を設け、我が国が環境問題を大きな課題として取り上げることが宣言する必要がある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 平和でも、経済が発展していても、人類は滅びるかもしれない。日本が世界に対してリーダーとしての姿を示すならば、自然との共生や、環境の問題においてのリーダーとなるべきであり、そのような憲法改正を考えられないか。(鳩山邦夫君(自民)・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 我が国が環境について世界政治をリードしていくためにも、憲法に、環境立国の理念を明記すべきである。(三塚博君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ これからの時代は科学技術を利用しながらいかに人類と環境が共存していくかが重要であることを考えながら、環境権について検討する必要がある。(茂木敏充君(自民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 環境権というものは、立法化するかどうかはともかくとして、条文が現在の事態に合わなくなっている。(横内正明君(自民)・147回・H12.4.6)

- ・ 高度経済成長期の乱開発・資源廃棄の反省の上に立って、環境問題に関しては、基本法を作るだけでなく、憲法に環境、資源についての循環型社会の考え方等を盛り込んでいく必要があるのではないか。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 21世紀の憲法には、環境権をはじめとした新しい人権をふんだんに取り入れるとともに、動物愛護の精神を取り入れるべきである。また、あらゆる差別をなくし、個人が尊重され、自然や動物とも共生できる社会を目指すべきである。そして、国として地球環境及び宇宙環境に配慮した国家となるべきである。(大出彰君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 環境権とは、人間を含むすべての生命がよい環境を保持しなければならないことと考えるが、日本の国家アイデンティティとして、環境の権利と義務というものを世界に提示することが必要ではないか。9条で平和への思いを伝えたように、環境を守る日本ということ伝える一つの大きな手段になると思って、新しい憲法をつくるべきである。(島聡君(民主)・150回・H12.12.21、153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 環境が破壊された中で、政府は積極的に措置していく必要がある。ドイツはその点、憲法にしっかり自然的な生活基盤を保護するという条文をおいている。(細野豪志君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 環境権については、環境主義という立場で憲法条文の各所にその精神が示される必要がある。(牧野聖修君(民主)・150回・H12.12.7)
- ・ 環境の問題を考えるに当たって、人間中心にとらえるのと人間を生物全体と一緒に生命としてとらえるのとでは大きな論点の違いになる。これからは、人間中心の環境国家というものでなく、エコロジカルな人間主義に立った国家を想定しないといけない。環境権は、個人の尊厳、人権概念というものでは把握できず、13条、25条の中に読み込むのは無理であろう。仮に、環境権を人権として認めるのが難しいのならば、前文等に環境の重要性を明記する必要がある。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.5.11 / (公明)・150回・H12.11.9、154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 環境問題は、要するに、環境に関する情報が的確に得られ、それに基づいて消費とのバランスについて集団的意思決定ができればいいのであるから、環境権というものは、基本的に情報に関する権利義務の問題に還元し得る。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・ 国民が良好な環境で生活することを保障する環境権を明確にするとともに、すべての国民が人類存続の基盤である地球環境の保全に全力を尽くす義務を負うことを定めた規定を設けるべきである。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 環境権の根拠として、生命、自由、幸福追求の権利である13条、人間らしく生きるという生存権の25条、平和に生きることを国民の権利として定めた前文、平和の確保を国家に命じた9条がある。これらを一体のものとして、現行憲法に基づいて環境権を主張することは可能であると考え。現在の憲法原理を全うしたより良い憲法を作っていくときには、生態系、エコロジーという問題を大きく踏まえた憲法に乗り出すことも当然一つの方向であろう。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 日本国憲法は、人間の生活に力点があって他の生物との共生にいささか関心が薄いように思う。また、21世紀半ばから、エネルギー問題は避けて通れないものとなるので、地球環境憲章のようなものを制定するのはどうか。(志村憲助陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 環境権は、将来的にコンセンサスができるのであれば、憲法に盛り込んでいてもいいが、今はもっと国民に分かるように議論を巻き起こすことが先である。(濱田武人陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 21世紀は環境の世紀であり、環境をキーワードに、地球規模で起こっている自然環境等への対応を憲法に謳うべきである。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 環境論というものが出てきた場合、必ず憲法改正の影があることに不安がある。環境をよくすることは現在の憲法の中で十分できるし、また、今の環境に配慮していない点を反省するのが先である。(西英子陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 環境義務・環境を大事にするということを、日本人はヨーロッパの文化に先立って伝統として持ってきたと思う。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 環境権は、実質的に判例で認められており、社会的に定着している状況があるので、憲法に明記する必要はない。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

3 . 人権各論

(1) 幸福追求権

a . 個人の尊厳に関する発言

< 委員の発言 >

- ・ 憲法は、個人の尊厳を守ることを中心に組み立てられており、まさにその点が多く国民から支持されてきた。そして、その個人の尊厳を支え、守るといった観点から、憲法の三原則と各条項があるのだと思う。(平田米男君(明改)・147回・H12.2.17)

< 参考人等の発言 >

- ・ 13条の個人の尊重の意味は、個人が個人として自立して生きていけることを前提にしている。そのため、震災で生活の基盤そのものを根こそぎ奪われてしまった状況では、少なくとも人々が自立できるところまで公的な支援を行わないと、13条の要請する個人の尊重は到底実現されない。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 13条の個人の尊厳は非常に重要な概念だが、何かというと個に還元しすぎて、周りのものが見えなくなり、かえって個人の尊厳が守られていない。個が自立するためには、周りとの関わりが大切である。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 現在、個人の尊厳を利己主義と同一視する傾向があるが、個人の尊厳の本来の意味は利己主義と全体主義を排除し、国民一人一人を独立した人格者と認めて国民主権を実現することである。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b . 生命倫理に関する発言

< 委員の発言 >

- ・ 科学技術の発展と人類の安全の関係、人間及び生命の尊厳と学問の自由の関係、生命科学の進展に伴う社会の倫理観の変化と国家による規制の関係について検討する必要がある。(中山太郎会長(自民)・150回・H12.12.21)
- ・ ヒトゲノム研究の推進は、基本的人権の侵害にもつながりかねない危険性を有する。また、個人の遺伝的情報等は、憲法や法律で保護されるべきであり、その取扱いも制限されるべきである。(三ッ林隆志君(自民)・151回・H13.2.22)

- ・ 生殖医学及び遺伝子技術に関しては、研究内容によっては権利の濫用ということが考えられるので、それからの権利保護ということを考える必要がある。(島聡君(民主)・150回・H12.12.21)
- ・ 現在では、遺伝子工学、臓器移植、遺伝子操作食品等、憲法が作られた時点では予想もしなかったような事態が多く生じており、これらは基本的人権とも関係してくる。(首藤信彦君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 発生文化、遺伝子の研究等のバイオテクノロジーは、生命の尊厳、倫理との問題をはらみ、単純に学問の自由の問題と言っている状況ではない。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.7.25)
- ・ 障害を持つ子どもを生むかどうかという自己決定の問題、ヒトゲノム研究に対する制限の問題等については、人間の尊厳という観点が重要であると考えられる。21世紀の生命科学の発展にとって、11条、13条等の憲法の規定が重要な指針になると考える。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.22)

<参考人等の発言>

- ・ 個人の尊厳や生命の尊厳をどのような形で憲法に規定するかは非常に重要なことである。生殖医学や遺伝子技術に関しては、権利の正当な行使と濫用との境界を設定する必要があるので、最終的な理念としての人間の尊厳及び生命の尊厳をどこかで謳っておく必要がある。(村上陽一郎参考人・150回・H12.12.21)
- ・ ヒトゲノム研究は、個人の尊厳を守るために一定の規制を受けて然るべきものだが、個人の尊厳を重視するあまり、研究の阻害となるような規制を必要以上に設けることは、逆に人類全体の福祉に反する。(林崎良英参考人・151回・H13.2.22)
- ・ クローン人間、環境保護等社会の変化を明確に反映した規定等を設けているEU基本権憲章は、日本にとって参考になる。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 平和の問題では9条ばかり論じられるが、13条の国民の生命権や自由権を国は守る義務があるという視点から、防衛の問題を論じることはできないか。(中野寛成君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・ 女性が子どもを生むかどうかが決める権利であるリプロダクティブヘルス・ライツは、残念ながら日本ではまだ認められているとはいえない。(原陽子君(社民)・151回・H13.2.22)

<参考人等の発言>

- ・ 幸福追求権の解釈について、「人格的利益保障説」は、人間を人格的、道徳的存在として見ている。しかし、人間とは無知で非合理的なものであり、他害に及ばない限りその人にとって重要なものは権利として認めるべきであるから、「一般的行為自由説」が妥当である。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)

(2) 法の下での平等

a. 平等の意味に関する発言

<委員の発言>

- ・ 国が国民に保障する平等とは、結果平等ではなく、機会平等であるべきである。(高市早苗君(自民)・150回・H12.11.30)
- ・ 最近の日本社会では、機会の平等さえあれば結果の平等はどうでもいいのかという議論がある。政府の役割というのがしっかりあるのではないか。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 日本では、平等とは「結果の平等」を意味するものとはき違えられている。(武山百合子君(自由)・154回・H14.4.11・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 平等が結果平等であってはならないのは明白であり、平等とは、万人に同じ機会を与えるという意味である。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ 自由や平等は、スタートラインでの問題であって、そこから競争をさせて差がつくことが、それが個別性としてインセンティブになるのだから、重要である。このことを弱肉強食という、まやかしの議論で否定してはいけない。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)

b. 平等に関する全般的な政策上の課題に関する発言

<委員の発言>

- ・ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要であり、そのためには差別をなくすための運動が社会の認識や共感を得る必要がある。(細川律夫君(民主)・153回・H13.11.29)
- ・ 14条の法の下での平等や、24条の両性の平等、27条の勤労の権利義務、13条の幸福追求権等の人権規定が明記された憲法の内容に沿った社会作りが問われている。(春名真章君(共産)・151回・H13.5.17)

- ・ 差別の廃止のために人権擁護支援推進法等の普遍的な人権立法が制定されているが、差別や人権侵害はそれぞれ固有の淵源を持っているものであるから、普遍的な法に加えて個別課題ごとの人権立法が必要と考える。(植田至紀君(社民)・153回・H13.11.29)
- ・ 現実社会で進んでいる男女平等の社会参画や、婚姻・離婚・家族における男女・平等に関する事柄を、憲法に明文化すべきであり、そうしなければますます現実社会と憲法が乖離していくのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 差別の形はそれぞれ異なっており、それぞれの差別に対応した立法が必要であるが、そのためには、マジョリティーとマイノリティーの共同市民運動、労働組合とNGOの協力、地方自治体をベースにした各地の運動が必要である。また、反差別を内容とした基本法の制定も重要である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

c. 男女の平等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 26条に「保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」とあるが、「子女」という言葉は一つの差別ではないか、なぜここに「子女」という言葉があるのかという指摘がある。(中村鋭一君(自由)・147回・H12.3.9)
- ・ 男女平等社会の実現こそが少子化対策につながるものである。(原陽子君(社民)・151回・H13.2.22)

<参考人等の発言>

- ・ 就業における女性差別や家事は女性が行うものといった男性や姑の思想が、女性の社会進出を制限している。また、ドメスティック・バイオレンス法が制定されたものの、その内容はいまだ不十分である。女性に正当な権利が保障されるためには、さらなる法整備、意識改革が必要である。(佐藤聖美陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

d. 年齢による差別に関する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法には年齢による差別の禁止規定はないが、14条の平等原則はいかなる差別も許さない趣旨であり、年齢差別も当然許されるべきではない。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.2.8)

<参考人等の発言>

- ・ 14条に、年齢による差別、精神的又は肉体的障害に基づく差別を禁止する旨を規定すべきである。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)

e. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 部落差別をなくすべく同和対策に取り組んできた結果、我が国では経済的格差が縮小し、貧富の差からくる部落差別はほとんどなくなってきた。今後は、いまだに残っている結婚や就職についての差別をなくしていくことが課題である。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 14条の法の下での平等規定には、子どもの権利条約で規定されている出生による差別の禁止、障害を持つ人たちの市民としての完全参加と差別の禁止が含まれていない。現代の国際的な人権認識に照らし、憲法の人権に対する規定が十分かどうか検証が必要である。(石毛鋏子君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 女性の社会参加における差別、在日外国人に対する民族的差別、アイヌ民族への差別、部落差別等、日本では差別と人権侵害に関するさまざまな具体的問題がある。(植田至紀君(社民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 憲法論議においては、平等の観点から、天皇制についても、その廃止・存続を視野に入れた議論が必要である。(植田至紀君(社民)・153回・H13.11.29、154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 海外にいる日本人被爆者に対し被爆者援護法が適用されないことは、14条の法の下での平等に反する疑いがある。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.6.14)
- ・ 差別問題に関しては、故意に被差別者であることを主張して行政上の優遇措置等を受けるといふ、いわゆる特権的差別の問題があるので、このような問題についても検討する必要がある。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.29)

<参考人等の発言>

- ・ 明治時代においては、最下層の被差別部落民と最上層の天皇の間に大多数の日本国民を置くことにより均質的な国民を形成した。天皇制については、その存続も含めて議論する必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 同和対策においては、和の精神や人間の安全保障の精神が生き、かなり改善された。今後の差別の解消には、本当の日本人の和を作るといふ精神が重要と考える。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

- ・ 差別の解消のために被差別者を優遇すると、その制度を悪用する者は必ず出現するのであり、差別解消のためにはやむを得ない面もある。どちらを選ぶかの選択の問題である。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ アファーマティブ・アクション(注：差別を解消するために、差別を受けている人を積極的に優遇する措置)を日本で採用すると、差別を固定化することになるのではないかという懸念がある。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 憲法の仕組みの中では、個々の市民が政治参加の権利を持っていると同時に、すべての市民が平等に扱われることが不可欠であろう。その観点からすれば、不合理な差別は許されるべきではなく、婚外子に対する相続上の差別は、14条に違反すると考える。(松井茂記参考人・154回・H14・5・23・政治小)

(3) 精神的自由権

a. 信教の自由に関する発言

<委員の発言>

- ・ 戦前の国家神道体制から戦後の社会の無宗教化へと移行した結果、現実には社会の哲学不在という問題が生じてきた。教育、信教の自由や政教分離等を含めた包括的な論議がなされる必要がある。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.6.14)
- ・ 政治と宗教の歴史をかんがみるに、これからの我が国では、宗教の非政治化が大きな課題になると考える。(都築讓君(自由)・153回・H13.10.25)
- ・ 20条の信教の自由と政教分離は、戦前の明治憲法の下で戦争へと進んでいった反省の歴史の上に立ったものである。(金子哲夫君(社民)・151回・H13.3.22)

<参考人等の発言>

- ・ 信教の自由は、憲法学者の非常に多くが絶対的なものととらえており、具体的危険ということにならない限りはそれを制約することは難しい。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 戦前に国家神道があったために戦争になったというのは間違いで、国際情勢の中で起きた戦争が総動員体制になった際に神道も動員されたものと考えべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 「政教分離」は、最高裁の判例も認めているとおり、「絶対的分離」ではないことを確認し、その「目的・効果基準」(注：政教分離の規定に違反する

か否かについて、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、圧迫等になるかという観点から判断する方法)が明確に分かる規定に改めるべきである。諸外国にも「政教分離」を定めている国は少ない。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

- ・靖国神社は、戦前、軍国主義の大きな精神的基盤であったが、戦後、政治と神道とのこうした癒着は排除され、憲法で政教分離原則が定められた。その意味で、靖国神社への公式参拝は憲法違反である。(中北龍太郎陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 表現の自由に関する発言

<委員の発言>

- ・権利とともに義務、自由とともに責任を果たすこと、また国民が国家の名誉を守る責務を負うことなどを考えていくと、言論の自由と名誉権・プライバシー権の兼ね合いについての議論は重要になってくる。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・教科書採択に関して、教育委員会の委員等に匿名の抗議が集中するなどの事態が生じた。これは、言論の自由を濫用した人権侵害である。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・民放のコマーシャルなどでは、いかななものかと思うような日本語に時々ぶつかる。そういうところは、公共放送機関の方々に配慮してもらう必要がある。(保利耕輔君(自民)・151回・H13.2.8)
- ・基本的人権の中で、性的表現のある広告等他人の迷惑にも配慮せず、勝手に権利を主張するようなことを、どう扱うべきかという問題がある。(穂積良行君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・21条の表現の自由は、民主主義の原点であり重要な権利であるが、現在テレビやインターネット等は、一つの権力になっており、性的に露骨な描写などはまことに目に余る。メディアや国民の良識・責任が求められ、公共の福祉をあらためて具体的に考えるときが来たのではないか。(森山眞弓君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・(教科書問題に関する教育委員会の委員等に対する抗議に関して、)表現の自由、言論の自由と同じく、抗議する自由も認められなければならない。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・通信傍受法(我々は盗聴法と呼んでいたが)は、通信の秘密を侵すものでありきわめて疑問である。(保坂展人君(社民)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・ 表現の自由が21条で保障されているにもかかわらず、憲法を改正しようという言論に圧力がかかることが現に存在する。この憲法が本当に100%欠点がないのならば、そういう議論は自由でなくてはいけない。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 憲法について忌憚なく論じようというのは、言論の自由が保障されており憲法改正の条項を持っている日本国憲法の下では当たり前である。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・ マスコミが戦後言論の自由を守ってきたというのは全くのうそであり、著者が自らの責任において書いたことを、マスコミが、これは載せられないという形でどんどん言論の統制をしている。(曾野綾子参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 教科書検定に際しては、検定基準を満たしている以上、内容に関するところで不合格とするのは表現の自由を侵すこととなり、決して許されない。そして、そのことを諸外国にも説明、発信すべきである。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 国家の中でいかに政治に参加していくかという、公民の自由として精神的自由をとらえるという観点が、戦後の日本国憲法の解釈運用には欠けていた。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ プレスは不透明な組織体に対する情報を国民に提供するという重要な役割を持っているので、プレス表現の自由をできるだけ尊重する枠組みが必要である。日本では、プライバシーの尊重の方に偏りすぎていると思う。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 通信傍受法は、重大犯罪であること、回線を用いて会話がなされる可能性が高いこと、令状に基づくこと等の一定の要件が備わった場合に「傍受」が行われるので、合憲と考える。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 公務員であっても、組合員として政治活動を行う自由は憲法で保障されていると考える。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 日本国憲法こそ諸悪の根源と言い切る自由こそ、ほかならぬ日本国憲法によって初めて日本社会で承認されたものである。憲法が、およそ批判の自由にタブーを設けていないことを、憲法を批判する人々は認めなければならない。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 有事法制関連三法案については、メディア規制を強化し、報道の自由をも侵すものであると考える。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 人権擁護法案においては、マスメディアによる人権侵害が救済の対象とされており、マスコミの取材の自由、ひいては、21条の表現の自由が侵害される

おそれがある。また、国民はマスコミを通じてしか情報を得ることはできないことから、国民の知る権利の侵害にもつながる。(佐藤聖美陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 学問の自由に関する発言

<委員の発言>

- ・ 憲法では23条で学問の自由が保障されているが、バイオテクノロジーや遺伝子科学、発生分化の研究等は、生命の尊厳、倫理と密接な関係があり、23条の条文だけでは対応が十分とは言えない。これらに関して国民総意の下に議論をし、憲法の中に指針として盛り込むべきである。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.12.6、154回・H14.7.25)
- ・ 23条で学問の自由が保障されているにもかかわらず、我が国の現状にはこの規定が反映されていない。(塩川鉄也君(共産)・151回・H13.2.8)

(4) 経済的自由権

a. 営業の自由、財産権等に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 資本主義憲法は、第二次世界大戦後かなり修正され、労働者の基本権や国民の生存権が採用されるようになっている。私は、29条の所有権を絶対のものとは思っていない。所有権が絶対ならば、農地改革が合憲になることなどない。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 日本は、私有財産の廃止、相続権の廃止、生産流通手段の国有化といったマルクスのマインドコントロールから自由にならねばならない。特に、最も人間として基本的な自由というのは私有財産であるから、憲法に私有財産の保障を更に明確な形で規定すべきである。また、税金による私有財産の侵略に対する歯止めの条項がないため、これを規定すべきである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・ 人間に特権階級があってはならないように、企業にもあってはならない。電力や通信であろうと独占企業は禁止する旨の規定を憲法に定めるべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 経済的自由権については、自由で公正な市場の確保を謳うことが必要と考える。そのための税制や基礎的社会保障制度を整備することも重要である。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 官僚主導の経済政策に判例がお墨付きを与えてしまったので、日本国憲法の本来の経済的自由主義というのは、一度も実現しなかった。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 戦後憲法学は社会権、生存権に飛びつきしがみついてきた。そして、そのためであれば、ということで、積極的な経済介入を支持してきた。しかし、そのような経済的介入と弱者保護とが結びついてきたかについては、厳密な検証がなされてきたわけではない。(棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小)

(5) 家族に関する事項

A. 家族の意義、家族の役割の重要性等

<委員の発言>

- ・ 核家族化、家庭崩壊等に見られるように、家族について憂慮すべき状況が進みつつある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 24条は、家族は個人主義に準ずるものだという考え方で書かれている。憲法の最大の欠陥は、24条的なもの、家族やコミュニティーといったものをまったく認めていない点にある。(鳩山邦夫君(自民)・150回・H12.10.26)
- ・ 義理の親の面倒を最後まで見た嫁には、実子と同様の相続権を認めるべきである。また、「家族の美風」のような考えには反対であり、介護は「家族の美風」で支えるのではなく、介護保険等によって外部経済化すべきである。(松島みどり君(自民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 国家と個人の上に社会や家族を位置付けるとしたならば、家族の中の個人との関係を見直す必要がある。(茂木敏充君(自民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 戦後の日本では権利意識ばかりがはびこり、利己主義が蔓延してきた。家庭の中でも個人の権利が優先され、家や家族を守る意識が低下している。憲法に家庭の規定を設け、国が家庭を尊重し保護する旨定めるべきである。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.12.6)

- ・ 憲法が個人主義に偏っているという批判があるが、個人主義は決して利己主義と同義ではなく、お互いの人格を尊重し合うという意味であるので、決して24条を否定的に見る必要はない。(山花郁夫君(民主)・150回・H12.10.26)
- ・ 憲法は、家族や教育の問題について大変懐の深い、現実に対応する中身を持っている。(山口富男君(共産)・150回・H12.10.26)
- ・ 少子化や文化の退廃を家族や地域社会で解決せよとする意見は、実効ある少子化対策を推進しなければならない政府の責任を不問にするだけでなく、国民にその責任を押しつけるものであり、問題の論点をずらしている。(植田至紀君(社民)・150回・H12.10.26)
- ・ 憲法に家族の尊重に関する規定を定めるべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.23・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 少子化対策として、家庭とコミュニティーがもっと温かく互いに啓発し助け合えるような社会を育成していくべきであり、また、子どもを生き育てる健全な家庭が、もっと社会的福祉を受けられるように、社会制度を作り上げるべきである。(市村真一参考人・150回・H12.10.26)
- ・ アジアや西欧を問わず、どの地域の人々も個人の人権と同時に集団のあり方を尊重していると考え。ただ、我が国の憲法で個人だけでなく家族や集団を守ると定めることは重要である。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 家族は、人間社会の基礎であって、最後の拠り所である。「家族尊重」の明文規定を憲法上に設け、家族の保護を図るべきである。また、その際の規定に関しては、同様の規定を有している各国の憲法や世界人権宣言等の文言を参考にすべきである。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 祭祀機能を抜きにしては家族は成り立たず、祭祀財産を認めた上で相続制度ができているので、弊害は除去しつつも、このような制度を大切にすべきである。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

B. 選択的夫婦別姓制度

a. 導入に積極的な発言

<委員の発言>

- ・ 夫婦別姓制度は認めるべきである。(伊藤公介君(自民)・151回・H13.2.22)
- ・ 研究者が論文を書くときや弁護士が訴訟資料にサインするときに、従来の姓をそのまま使用したいという現実の要望があるので、たとえ、ごく少数の人のためであっても、夫婦別姓を導入したい。また、夫婦の家庭の作り方、育

児の仕方により、家庭崩壊のおそれは回避できる。(土屋品子君(自民)・154回・H14.4.11・人権小)

- ・ 夫婦別姓において、子どもに姓の選択権がないのが問題であるのなら、選択権を認めればよい。また、別姓を望む者が少数であるからその必要はないというのは誤りであり、その人々のために必要であれば制度を整備することが重要である。(今野東君(民主)・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 夫婦別姓は世代間の違いという問題ではなく、民主主義の成熟と発展から、当然の流れとしてそういう方向に前進していくことが時代的に要請されている。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 家族に関する考え方も大きく変わってきており、また、個人の尊厳と本質的平等ということの中には姓の選択制も含まれているので、夫婦別姓を導入すべきである。本人達とは関わりのない第三者が、家庭の崩壊を理由に夫婦別姓に反対するのは、選択肢のたくさんある社会を不自由にする考え方である。そもそも、家庭崩壊は個人の問題である。(原陽子君(社民)・154回・H14.4.11・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 自由というのは選択の幅が広いほど良いので、姓についてもどれでもよいということが重要である。夫婦別姓を導入すると家庭が崩壊するという意見があるが、家庭の崩壊というのは、姓の問題以前に実体的な何かがあるのであって、夫婦別姓にすると家庭が崩壊するという表面的な議論は全く信用できない。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 現状では、結婚により姓を変えなければいけない女性には、名刺を刷り直す手間や、姓の変更によるさまざまな影響があるため、選択的夫婦別姓制を採用すべきと考える。(佐藤聖美陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 導入に消極的な発言

<委員の発言>

- ・ 夫婦の同姓は日本のよき伝統である。また、夫婦別姓を導入すると、家族の崩壊や北ヨーロッパに見られるような少年非行、男女の性の乱れを誘発する危ないステップを踏むおそれがある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 夫婦別姓制度は家族の絆を弱め、結婚や離婚がルーズになる。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.12.6)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 夫婦別姓を導入した場合、子どもに姓の選択権がないことが一番問題である。子どもに将来、姓の選択権を認めることも検討する必要がある。(中山太郎会長・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 一人っ子同士の結婚や家が絶えていくという現実直面している今、夫婦の姓については、原理原則を何に置くかをきちっと決めて制度を作るべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.4.11・人権小)

(6) 生存権

a. 生存権の保障の意義とその運用上の課題に関する発言

<委員の発言>

- ・ 社会保障が個人と国の間だけで成立しているのではなく、人々の共助によって支えられているのに、それが25条の条文中でまったく触れられていないのは、生存権規定を活かすためにふさわしくない。(津島雄二君(自民)・151回・H13.6.14)
- ・ 社会権等に対する欲求というものは、人類普遍の原理として位置付けてよいと考える。(都築讓君(自由)・153回・H13.10.25)
- ・ 25条の規定は、生存の権利を国家が保障するあり方を規定したもので、憲法史上でも画期的なものであり、社会保障においてもこの理念をどう現実化するかが重要である。95年の社会保障制度審議会の勧告は自己責任について述べているが、25条の趣旨は無条件の国の責任を定めたものと考え。(春名真章君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・ 長引く不況や失業率の上昇は、憲法上の権利である生存権を踏みにじるものである。生存権をはじめとした国民の権利の実態調査を憲法調査会で本格的に行うべきである。(春名真章君(共産)・151回・H13.6.14)
- ・ 25条は、国が責任を持って生存権を保障する規定であるが、今日では、その責務の多くは地方自治体が担っており、地方自治体にとっても大事な規定である。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ 25条の生存権は、国の責任として社会保障の増進に努めることが定められたものであることから、社会保障に関する支出の削減や抑制の実態について調査すべきである。(山口富男君(共産)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ ワイマール憲法は、社会保障を国家の政策目標として掲げたが、個々の国民の権利というところまでは進まなかった。しかし、日本国憲法25条は、人々の生存に関して、1項で国民に権利を保障し、2項で国家に責務を課しており、世界の憲法の中でも先進的なものである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 25条の趣旨と関連して、国家はどこまで個人の生活に関与するのかを考えることが重要である。福祉国家の本質とは、国家によるナショナルミニマムの保障であると考えられる。(木村陽子参考人・151回・H13.5.17)
- ・ イスラム教が非寛容な宗教になってしまった理由には、差別と貧困があると考える。そういう意味で、社会権は非常に重要であり、人権の核の一つと言える。(大沼保昭参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 25条は、生存権を明確化するとともに社会国家の理念を示す意義深いものであるが、さらに、社会的連帯や弱者配慮といった目標を同条において明確化すべきという意見もある。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ グローバリズムや市場原理の導入で多くの国々がその対応に苦慮する中で、日本では、憲法の社会権・生存権という規定が、その問題にどう対処するかの道筋になっている。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 25条の趣旨は、条文の解釈に委ねられているが、我が国の憲法は長期にわたったため硬直化をきたし、社会の実状と憲法の理念が少しずつ食い違ってきてはいないか。社会とともに法は変わっていかねばならない。(米谷光正陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 国が本来果たすべき社会保障が縮小されている最近の流れは、25条の生存権、13条の国民の生命・幸福追求権の尊重を脅かしている。25条の権利をより高いレベルに維持するため、25条における「最低限度」という文言を削除し、国家には国民の「健康権」を保障する責務がある旨規定すべきである。(橋本章男陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 災害時の生活再建補償と生存権に関する発言

<委員の発言>

- ・ 大きな災害にあった際に、障害を持ったり、死亡した場合には、弔慰金制度があるが、住宅を失った場合には、その再建には何の支援もなされない。こうした場合に、国民が立ち直れるような支援策について法整備を行うべきではないか。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・ 大震災の支援として、ライフライン等公共のものに対しては多額の税金が投入されるが、それが被災者個人の自立につながらないと人の幸せにはつなが

- らない。(中川正春君(民主)・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 13条の個人の尊重と幸福追求権、25条の生存権の見地から、震災で生活の基盤そのものを失った個人への公的支援は憲法上の当然の要請であるのに、神戸の震災被災者に対してこれが実現されてこなかったことは問題である。公的支援の実現を阻害している要因について調査する必要がある。(春名真章君(共産)・151回・H13.6.4、151回・H13.6.14・神戸、154回・H14.6.6・地方小)
 - ・ 議員立法によって、100万円の個人補償を定めた被災者生活支援法が制定されたのは、住民の粘り強い運動の結果である。政府の「個人財産は保障しない」という牢固な考え方を、災害の実態から解決していくという憲法の理念に沿った解決の方向に道を開きつつある。(春名真章君(共産)・154回・H14.6.6・地方小)
 - ・ 25条の要請として、災害の中で生存権を脅かされている人に対する公的な支援は当然必要である。このことが社会の常識になりつつあることは、憲法を暮らしの中に活かす点で非常に大事な前進である。(山口富男君(共産)・150回・H12.9.28)
 - ・ 自然災害による損害に対する補償は、地方自治体ではなく、国が行うべき問題である。戦争による国民の被害は国の政治上の責任によるものだから、戦争による一般の戦災者の補償も、国が責任を持って行うべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ (神戸市長として、)大規模都市災害での危機管理に際し、25条の生存権を具体化しようにも、被災者支援のため現実に必要とされる施策と法律との間にギャップがあった。このギャップを埋める議論をしていかねばならない。(笹山幸俊陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 自然災害による個人の住宅被害は自立再建が原則とのことだが、大規模災害では、個人の自立再建の基盤自体が失われる。このような場合の住宅再建は、25条の生存権に関する国の義務に含まれるのではないか。(笹山幸俊陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 震災の復興支援の際の個人の私有財産に対する公的支援は、私有財産制度をうまく機能させる観点のみからではなく、一人一人の人間の生存・安全をいかに保障・確保していくかという観点から検討されるべきである。(浦部法穂陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 地球温暖化、放射能汚染等から地球自身がなくなるのではないかという危機の状況の中で、環境権を論じる前提として地球環境的生存権というものが必要となる。(大出彰君(民主)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 25条の生存権規定の文言には物質的側面が強調されているが、文化というソフト面についても憲法で方向性を示すべきである。(斉藤鉄夫君(公明)・153・H13.12.6)
- ・ 介護保険法に関して、低所得者からも保険料・利用料を徴収するのは、憲法25条の理念に反すると考える。(春名真章君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・ ハンセン病の国家賠償裁判において国の責任が問われたが、患者への待遇は、生存権や平等権を否定するようなものであった。憲法を精神を活かしていく必要がある。(春名真章君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・ 食糧自給率が40%である現状は、生存権を脅かし、国家主権、国民主権を脅かす根本となっている。この数字は憲法の理念と現実とのギャップを表しており、現実を改める努力が必要である。(春名真章君(共産)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 25条の生存権に照らすと、裁量労働制はノルマを課すことで過労死等の問題にもつながりかねず、問題がある。(大島令子君(社民)・151回・H13.3.8)

<参考人等の発言>

- ・ 介護保険の保険料の無料化又は軽減には重要な根拠が必要であり、住民税非課税世帯のような低所得者へ保険料を課しても25条には反しない。(木村陽子参考人・151回・H13.5.17)

(7) 教育を受ける権利

a. 教育の現状の問題点等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 26条においては義務教育について、子どもは権利を有し、大人は義務を負うと規定されているが、なぜ、子どもは学校へ行かなければならないのだと率直に書かなかったのか。26条に対しては若干疑義を持っている。(保利耕輔君(自民)・150回・H12.10.12)

<参考人等の発言>

- ・ 羞恥、謙遜を表す言葉や反語が通じなくなり、寂しくなった。日本人である

ことの共通の感覚を駆使してお互いが生活できるような、そういう状況に持っていく教育を子どもたちに与えてほしい。(曾野綾子参考人・150回・H12.9.28)

- ・ 戦後、我々は自国を愛する心を抑圧されてきた。ナショナリズムが場合によっては悪しき形に発揮されることを念頭に置きつつ、子どもたちに美しいナショナリズムの作法を語っていくべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 教育基本法は、新憲法との整合性の観点から、道徳理念としての教育勅語を補完するものとして起草され、現に戦後の一時期までは教育勅語と共存していた。それゆえ、教育勅語の失効以降は道徳理念が喪失し、それに代わるものが見出されなかったため、今日の教育の昏迷・荒廃を招いたと考える。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 教育基本法の再考に当たっては、本来、道徳の理念として教育勅語が想定されていたという点を踏まえ、教育基本法に盛り込まれなかった部分を補う方向での議論が必要ではないか。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 戦後教育の問題点は、家庭や学校での規律が失われ、しつけが喪失したことである。そのことが、今日の教育の混乱、徳性を欠いた若者の大量生産につながっている。家庭教育の立て直しのために、親の教育のためのマニュアルを作らねばならない。(大前繁雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 教育基本法は非常に抽象的な内容が羅列されているだけであるから、我々の心に響く、日本の中にあつた、日本人が大事にしてきたものを盛り込んでいくことが求められている。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 国を守る意識がない日本では、大人が、個人の安心立命を超える価値観を子どもに自信を持って伝えられないということから、今日の教育問題は起きているのではないか。(野原清嗣陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. 今後の教育のあり方等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 地域による伝統や文化の違いを踏まえ、その地域に合ったよりきめ細かい教育が必要であり、憲法においても、地域に合った教育というものが重要になってくるだろう。(中川昭一君(自民)・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 伝統芸能や地域の歴史等の地域独自の教育と自国の歴史や言語等の自国に関する教育が共に重要である。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・ 教育と憲法や法律とは不可分である。我が国の憲法や法律、あるいは国際法とはこういうものだということを、派生してくる周辺の歴史や哲学等とともに、義務教育過程でしっかり教えるべきではないかという考えを持ってい

- る。(伴野豊君(民主)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 将来、外国人の流入が増える場合に備えて、日本人の誇りを持ちつつ外国人を受け入れることができるような教育、啓蒙活動が重要である。(武山百合子君(自由)・154回・H14.3.14・人権小)
 - ・ かつての日本の侵略戦争の歴史、広島、長崎、沖縄の体験、全国空襲による民衆の被害等を背景にして憲法の平和主義というものがある。そのことがどう教育の現場の中で大切にされ教えられているかが重要である。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.11.26・名古屋)

<参考人等の発言>

- ・ 日本は民主主義国であるので、一つの歴史観を持たなければならないわけではなく、過去の歴史について論争が繰り広げられること自体が、日本の民主主義が機能しているということである。その議論自体が周辺諸国の人々に不快感を与えても、それは理解してもらいたい。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 学校間の競争を促し、より良質の教育サービスが提供されるよう、クーポン券を親・子に発行し、自分が行きたい学校に持参して、授業料の一部に充当する方法を提唱したい。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ ただ単に憲法の趣旨を教えるだけではなく、子どもの頃からさまざまな形で政治に関わる、あるいは社会に参加するということが、実践として行われることがむしろ望ましいのではないか。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・ 明治憲法の起草者がその制定過程において歴史に立ち返ったように、国柄についての教育に当たっては、子どもたちに古代からの歴史をそのまま教えるべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 子どもの教育や福祉に関して、大人たちは最大限の努力で現状に正面から向き合って建設的な対話を行っていくべきである。憲法を論議するに際しては、子どもの権利条約の理念をいかに具体的に実践していくかが、何よりも不可欠な論点になる。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 高校3年間でボランティア活動で、学ぶことは権利であると強く感じた。26条の学習権は子どもたちに学ぶことの喜びを味わってもらうために保障されていると考える。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

(8) 勤労の権利及び労働基本権

A. 全般的事項

<委員の発言>

- ・ 27、28 条は現状のままでよいと考える。(太田昭宏君(公明)・154 回・H14.7.4・人権小)
- ・ 27、28 条に規定された権利は、戦前の過酷な労働実態の歴史から生み出された大事なものである。また、諸外国の憲法でも労働三権すべてを明記しているものは少ないため、先駆的な規定であると考え。(春名真章君(共産)・154 回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 国の方針は、憲法に理念を規定し、それに基づいて法制化していくのが基本的な姿である。27、28 条に関しては、基本的に評価している。(草野忠義参考人・154 回・H14.7.4・人権小)
- ・ 我が国の雇用労働者割合が高くなっている現在、労働に関する権利の問題は重要なものとなっている。また、憲法における労働権及び社会権の規定のあり方は、その国のかたちとして評価される重要なものである。(草野忠義参考人・154 回・H14.7.4・人権小)

B. 勤労の権利(雇用、解雇、失業等)

a. 「勤労の権利」の意味に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 27 条 1 項の「勤労の権利」からは、政府の次の三つの義務、すなわち、国民が完全就業できる体制を作る義務、失業者に就業の機会を与える義務、失業者の生活資金を給付する義務が導かれ、これに反する法律や施策は違憲である。(草野忠義参考人・154 回・H14.7.4・人権小)
- ・ 27 条 1 項の趣旨を押し広げ、国の雇用政策推進義務を明示し、その一環として、国や使用者が労働者の職業能力向上へ協力する義務があることを明示すべきとの意見がある。(草野忠義参考人・154 回・H14.7.4・人権小)

b. 企業再編時の労働者保護に関する発言

<委員の発言>

- ・ 企業の組織再編のための法整備が進んでいるのに対して、その際の労働者保護の法整備が進んでおらず、労働者の権利が守られていない。早急に法整備を進める必要がある。(小林憲司君(民主)・154 回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 企業再編の際の労働者保護法の制定が必要である。また、リストラは企業単位としては合理的であっても、国として見た場合には失業者数増大に伴うコスト負担増が著しい。この問題の解決のためにはワークシェアリングが有効であると考えている。ただ、現在の不況をしのぐという意味でのワークシェアリングは予算措置で行えるが、中長期的ワークシェアリングを日本に定着させるには法律の整備が必要である。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

c. 若年者雇用等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 職に就かない若者に対する対策として、その仕事の意味を説明し、意味のある仕事を若者に与えるように企業側も努力すべきではないか。(太田昭宏君(公明)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 職に就かない若年者が増加しているという問題に対しては、教育過程において勤労観や職業意識等を重視することが必要であると考えます。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 高齢者と若年者の双方の雇用を確保するには、雇用のパイを拡大するか、ワークシェアリングの導入が必要である。また、高齢者と若年者の労働力をスムーズに入れ替えるには、退職年齢と年金の受給年齢を接続させる必要がある。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

d. パートタイム労働に関する発言

<委員の発言>

- ・ 主婦のパートタイム労働に関する税法上の優遇措置が、かえって女性の労働に対する歯止めになっている。家庭の主婦も働き、税を納めるという姿が望ましいと考える。また、我が国では、パートタイム労働の希望者の増加に対して、それに見合う雇用が足りていないため、対策として「日本型ワークシェアリング」を考えるべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 我が国でも夫婦共働きが一般的になってきており、パートタイム労働も補助的な仕事ではなく、個人にとってメインの仕事となっていることも多いため、税制上の問題等について検討する必要がある。(草野忠義参考人・154回・)

H14.7.4・人権小)

e. 解雇に関する発言

<委員の発言>

- ・ 使用者の解雇する権利を制限することによって、逆に若年者の就業機会を奪う側面があることから、「雇用」というものの根本的な考え方を変える余地があるのではないか。(平井卓也君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 解雇の問題に関しては、判例により確立された整理解雇の四要件をベースに労働契約法等を制定することが必要と考える。また、現在の膨大な失業者数にかんがみると、使用者の解雇権が制限されているとは考えにくい。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

f. 雇用保険制度等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 失業者への政策保障が政府の義務とされながら、実質上は雇用保険制度が労使の負担によって維持され、しかも、政府がこの不況下で国庫負担を増やさないのはおかしい。また、自殺者の増加も失業者の増加に原因があるとすれば、現状では労働基本権のみならず生存権も否定されていることになるので、勤労の権利を積極的に保障していくことが重要である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 雇用保険制度に対する国庫負担を減額する政府の政策は、憲法の趣旨と相容れない。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

g. 雇用特区制度の導入に関する発言

<委員の発言>

- ・ 失業率の高い地域に雇用に関する規制を緩和するような「雇用特区」制度を設けることも重要であると考えます。(平井卓也君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 雇用特区構想に関しては、広い範囲で行わないと意味がないと思うが、他方、広い範囲で行うと具体的な影響が予想され、心配である。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

C. 労働条件等

<委員の発言>

- ・ 1990年代に入り、市場原理万能主義の名の下に財界の要求に応じる形で行われた、労働者派遣業の原則自由化、裁量労働制の拡大、有期労働契約の制限緩和等の労働法制の規制緩和によって、労働者保護法制がなし崩しにされた。そのことが、失業者の増大、過労死の増加等の問題に直結している。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 我が国では、労働者を守る法制度は欧州等と比較して非常に弱い。よって、労働基準法における残業の上限の法定、解雇を規制する法律の制定、サービス残業の法による取締り等の規制強化が必要であり、それは憲法の実請でもあると考える。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 27条2項は、労働条件に関する根本的な規定であり、この規定に反する法律や施策は違憲である。雇用の場における問題は、労働基準のみの問題でなく、人間の尊厳や25条の生存権ともかかわる問題である。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 女性をパートで雇用しコストを引き下げようとする傾向が強まり、職場での男女の不平等は拡大しており、憲法の男女平等の理念にほど遠い状況にある。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 年間4000時間に近い超長時間労働や一年間ほとんど休みをとれない惨状、職場でのいじめが原因の自殺、セクシャルハラスメント等に対して、これらを防止又は禁止する立法が必要である。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 児童の酷使を禁じる27条3項の規定を守り、さらに子どものための憲法の規定を充実させるべきという意見もある。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 労働法制における規制緩和には全面的に反対というわけではないが、現在の規制緩和の流れはあまりにも急速であり、かつ、大幅に行き過ぎと感じる。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

D. 争議権

a. 公務員への争議権付与に積極的な発言

<委員の発言>

- ・ 憲法で労働三権を規定している以上、公務員も原則的に労働三権を有するという点から考えないと、憲法で権利を認めた意味がない。また、国鉄民営化

により、以前と職務の実態は変わらないのにほぼ自動的に争議権が認められたことからしても、公務員に対する規制に合理性があるか疑問である。また、争議権の濫用を懸念する声もあるが、12条の権利濫用の制限の規定で対応できる。(大出彰君(民主)・154回・H14.7.4・人権小)

- ・ 戦後、アメリカが公務員の労働三権に対する制限を行い、憲法の内容をないがしろにした。また、今次の公務員制度改革も、人事院勧告の機能を縮小するにもかかわらず、労働基本権の回復を行っていない点は問題である。公務員に対する労働基本権の回復を行うべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 公務員も労働者であり、労働基本権を保障するのが大前提であることから、ILO151号条約(公務員の団結権の保護に関するもの)を批准すべきと考える。また、今次の公務員制度改革大綱では、公務員の労働関係諸法が改正されないまま人事院勧告制度だけが変更されるようだが、これでは公務員の労働権がさらに制約されることになる。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 我が国が批准しているILO87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関するもの)等は、98条2項に基づき、国内法と同様の効力及び裁判規範性を有すると解され、これまでの労働争議に関する判例は憲法に反していると考えられる。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 我が国では、戦後一貫して、公務員の労働基本権に制約がなされており、これは先進国とは言いがたい深刻な状況である。そこで、連合がILOの条約勧告適用委員会に提訴を行ったところ、我が国では公務員の労働協約締結権が制約を受けているとの明確な指摘がなされる等、日本政府の態度を批判する議長集約が出された。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ ILO151号条約(公務員の団結権の保護に関するもの)は優先的に批准すべき条約と考えている。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 公務員すべてに労働三権全部を認めるべきとは考えないが、公務員であっても憲法で労働三権が保障されるという点からスタートすべきである。また、公務員に労働協約締結権がないという点が極めて大きな問題である。それとともに、民間産業のスト規制法の撤廃も求める。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 昨今、ストライキが減少しているのは事実であり、また、ストライキは世間の理解がないと成功しないものである。しかし、争議行為は労働者の最後の手段であり、国際的にも認められた権利である。(草野忠義参考人・154回・

H14.7.4・人権小)

- ・ 今次の公務員制度改革は、人事院の権限を縮小して、当局の人事権を強化するものであるが、公務員の労働三権に関しては変化がなく、偏った方向の改革である。また、このような重要な改革の場合にこそ、一方的なシステムの変更ではなく、労使の協議が必要と考える。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 我が国の裁判所には国際条約の裁判規範性を認めない傾向があるが、他方、昭和48年の全農林警職法事件で示された最高裁の判断基準も変化してきているので、公務員の争議権について、国内裁判所への提訴も考えられないわけではない。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)

b. 公務員への争議権付与に消極的な発言

<委員の発言>

- ・ 公務員は全体の奉仕者であり、現実として労働条件が民間企業の労働者より劣っているとも考えにくい以上、国民生活への影響と財政民主主義の観点から、労働三権の保障よりもむしろ人事院勧告制度を整備する方がよいのではないか。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 公務員の労働三権も重要ではあるが、お役所仕事に無駄が多い以上、公務員の労働条件の引下げやリストラが行える仕組みを作ることも、雇い主である国民の立場から見て必要ではないか。(平井卓也君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 民間でのストライキの減少、公務員の組合加入率の著しい低下等の現状からすると、公務員の労働基本権の回復は世間の共感を得られないのではないか。(小林憲司君(民主)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 公務員には、争議権や労働協約締結権が認められていないように、労働三権は完全な形では認められていないが、実質的な団体交渉権もあり、人事院勧告制度も存在する。実質的には問題はほとんど解決されており、日本的な特徴のある制度と評価してもいいのではないか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.4・人権小)

E. その他

<委員の発言>

- ・ 国家公務員及び地方公務員については、ユニオン・ショップ制が禁止されている。そのことが、組合の組織率低下に影響を与えているので、これを認めるよう検討すべきである。(大出彰君(民主)・154回・H14.7.4・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法制定時、労働権及び社会権に関しては、草案に対して、 正当な報酬、機会均等、失業防止、休息の権利、最長 8 時間労働制、 生存権の保障、勤労の義務等が追加修正されており、その際の議論は今日的にも示唆に富んでいる。(草野忠義参考人・154 回・H14.7.4・人権小)

(9) 人権(権利)に関するその他の事項

a. 基本的人権の不可侵性に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 96条は、憲法が完全無欠のものではないということを一応認めているのだろうが、11条は基本的人権については侵すことのできない永久の権利だと特に限定を付している。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ いま一度、一人一人が憲法を見つめ直すべきであり、特に12条(自由・権利の保持義務)の文言をかみしめるべきである。(中田作成陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 個人主義に関する発言

<委員の発言>

- ・ 個人主義というのは個人を大切に自由で自己決定ができるということだが、日本の政治ではそれが実現されてこなかった。個人主義の良さを再認識し、解釈を見直してはどうか。(大出彰君(民主)・154 回・H14.2.14・人権小)
- ・ 利己主義と個人主義は明確に区別しなければならず、個人が自分とは違う個人を尊重する義務を持つということが、戦後の日本では共通認識とされてこなかったのではないか。(中村哲治君(民主)・153 回・H13.12.6)
- ・ 戦後は、全体主義に代わって個人主義が主張されたにもかかわらず、実際は私生活主義が蔓延しており、その現状について論議の必要がある。13条の個人の尊重でいう「個人」を、ヨーロッパ近代文明での、「人間は生まれながらにして自由、平等であり、博愛を持っている」個人としてとらえる見方もあるが、私は、具体的な、実存的な人間観というものを議論しなければいけない段階になったと思う。(太田昭宏君(明改)・147回・H12.5.11/(公明)・150回・H12.10.12、151回・H13.6.14、154回・H14.4.11・人権小)
- ・ (「個人主義の前提となる社会に対する国民の義務が、憲法の規定には表されておらず、そのことが、個人主義と利己主義の混同を招いている」という

西澤参考人の発言に対して、) 憲法上の義務規定が少ないということだけでは、日本人が個人主義ではなく利己主義に傾いているとは言えない。(藤島正之君(自由)・151回・H13.2.8)

<参考人等の発言>

- ・ 個人主義の観点からは、自分たちが恩恵を受けるためには、それに対応した努力が義務付けられるのが当然である。我が国では、個人主義と利己主義が混同されている。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)

c. 犯罪被害者の権利に関する発言

<委員の発言>

- ・ 犯罪人の人権は尊重されるが、犯罪被害者の人権はほとんど無視されるに等しい。現行憲法下では、これら陽の当たることがなかった人々への責任は誰がとるべきなのか。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 加害者の人権と被害者の人権を比べると、加害者が少年ならば名前を伏せられて写真も出ないが、被害者は名前や顔写真が出されて非常に傷つくことがある。被害者の人権についてもっと配慮すべきではないか。(松島みどり君(自民)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 憲法では、国家権力から個人の権利をどう守るかに力点が置かれているが、犯罪被害者の権利をどのように守っていくか、未然にどう防護していくかという視点が欠けている。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3.)

d. 死刑廃止に関する発言

<委員の発言>

- ・ 人権の問題として、死刑は廃止すべきと考えるが、その代替案としての終身刑をどのようなものとするかが、死刑容認論者を説得する鍵である。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.11.29)

<参考人等の発言>

- ・ 個人の人権と安全を考慮すると、国家には死刑として人間を殺す権利があるとは考えられないため、死刑を廃止すべきと考える。また、死刑の背後にある応報刑法的思考は仏教思想に源流があると考えられ、死刑廃止問題の議論に当たっては、これらのことを考慮する必要がある。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 刑罰の問題については、被害者側だけでなく犯罪者側のことも考え両者の折り合いをつけることが必要であり、また、人権のみの問題としてではなく、犯罪の要因を減少させるという点での社会の責任も考慮せねばならない。

(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

e. 諸外国における人権保障等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 欧州には人権を重視するという考え方が存在し、これが欧州人権条約や EU 基本権憲章の制定につながっている。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.7.11・国際小)
- ・ 人道主義や個人の尊厳の観点からは、チベットに対する中国政府の対応は許されざるものであり、我が国は、中国に対して厳しい対策を講じるべきである。(枝野幸男君(民主)・150回・H12.11.30)
- ・ ロシア及び東欧諸国の現在の人権擁護に関する問題等は、21世紀の憲法上の問題として関心を寄せるべきことである。(山口富男君(共産)・153回・H13.10.11)
- ・ スペイン憲法にかなり具体的に定められた人権規定を見るに、かつてのフランコ時代の人権抑圧状態に戻らないという強い決意が感じられた。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.11)

<参考人等の発言>

- ・ 我が国は、アジア諸国の信頼を勝ち得るためにも、人道主義の観点から、中国によるチベットの弾圧と侵略を批判し、対策を講じるべきである。(櫻井よしこ参考人・150回・H12.11.30)
- ・ EU 域内においては、人権侵害等を防止する制度が築かれてきたが、EU 域外との関係で同様の制度が公平に機能するかどうかは、今後の課題である。(中村民雄参考人・154回・H14.7.11・国際小)

f. その他の発言

<委員の発言>

- ・ これからの憲法の見直しの中で、世界の人口問題と環境問題は重要なテーマとしなければならない。(伊藤公介君(自民)・151回・H13.2.22)
- ・ PKO 要員が武器使用を認められる根拠は、「自己保存の自然的権利」と説明されているが、端的に「人間の本能」であると解すべきであって、自然権という言葉振り回すと、神聖不可侵の権利のように誤解されるおそれがある。(石破茂君(自民)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 日本は奴隷制度の歴史などは有していないので、18条の「奴隷的拘束」というのは、なじみにくい表現である。(高市早苗君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 我が国は世界でもっとも経済援助をしている国であり、途上国への援助は当

然の義務という考えは人権問題と南北問題を混同したものとして納得できない。(森岡正宏君(自民)・153回・H13.11.29)

- ・ 憲法に科学技術に関する規定を設ける場合は、他国の例を参考にして、国が科学技術を奨励する規定と、国民の科学技術に携わる権利に関する規定の両面が考えられる。(筒井信隆君(民主)・151回・H13.2.8)
- ・ ドイツの憲法には、政治的に迫害されている者は庇護権を有するとあるが、日本が軍事拒否国家・奉仕活動国家という方向性を示すのであれば、こういう条文を憲法に入れるようなことは十分考えられる。(細野豪志君(民主)・150回・H12.9.28)
- ・ 情報化社会において、人権を考える場合には消費者保護や個人情報保護は避けることのできない課題であり、国としての対策も必要である。(春名真章君(共産)・151回・H13.3.8)
- ・ 基本的人権の尊重という点から、日米地位協定の見直しは不可欠と考える。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 大日本帝国憲法と基本的人権の尊重は両立するものではない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.24)
- ・ 国民の権利は、それがどのようにして主張できるか、どのような救済が可能かということが法律上具体的に書き込まれている必要がある。(原陽子君(社民)・154回・H14.4.11・人権小)

<参考人等の発言>

- ・ ゲノム配列の特定に成功した場合に、その知的所有権を保護することは重要であるが、どのような権利が、どう保護されるかという基準が示されるべきである。(林崎良英参考人・151回・H13.2.22)
- ・ インターネット社会においては、コンピューターウイルスによる犯罪は大量破壊兵器と同程度の危険性を有する。このような犯罪を生じさせないためにも、憲法でこれらの行為を禁じ、それに関する道徳教育を行うべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・ 正義は人間の行為についてだけ語れるものであり、実体のない社会について正義を語ることはできない。社会的正義という語は、正義概念の最大の濫用例である。(阪本昌成参考人・154回・H14.4.11・人権小)
- ・ 明治憲法が制定された当時の諸外国の憲法では、権利の保障に「法律の留保」(注：法律の根拠規定があれば、権利を制限することが許されること)があるのは当然であった。ゆえに、「法律の留保」という言葉によって、明治憲法の意義を全部否定するのは適切ではない。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)

- ・ 現在、アイヌ民族がおかれている人権状況は、好ましいものではない。国は、アイヌ民族政策がアイヌ民族やその独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯、日本は単一民族国家ではないこと、アイヌ民族が先住民族であること等を踏まえた上で、アイヌ民族に対して、反省とより温かい目をもって政策展開をすべきである。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

第 6 款 政治部門（国会、内閣等）

第6款 政治部門(国会、内閣等)

国会と内閣の関係その他政治部門全般	441
1. 政治部門全般に関する事項	441
2. 議院内閣制	445
(1) 議院内閣制の現状等	445
a. 権力分立との関係に関する発言	445
b. 参議院との関係に関する発言	445
c. 国会の最高機関性に関する発言	446
d. 議院内閣制の現状に関するその他の発言	446
(2) 議院内閣制の今後のあり方	447
a. 首相と政策を一体のものとして選出する運用等に関する発言	447
b. 国民主権の理念を重視すべきであるとする発言	448
c. 国会の内閣に対するコントロールの強化等に関する発言	448
d. 権力分立の捉え方の見直し等に関する発言	449
e. 与党と内閣の一体性を重視することに関する発言	451
f. 大統領制との比較等に言及する発言	452
g. 議院内閣制の今後のあり方に関するその他の発言	453
3. 首相公選制	454
A. 首相公選制の導入に対する積極的な評価	454
a. 首相のリーダーシップの必要性等に関する発言	454
b. 国民が直接選ぶことの意義等を指摘する発言	454
c. 首相公選制の導入に対する積極的な評価に関するその他の発言	455
B. 首相公選制の導入に対する消極的な評価	456
a. 議院内閣制の運用等に対応すべきとの発言	456
b. 政党政治の否定・政党の役割低下につながることを指摘する発言	458
c. 衆愚政治(ポピュリズム)の危険性を指摘する発言	458
d. 首相と政党の選択のずれ等の問題点を指摘する発言	459
e. 天皇制との関係が問題となることを指摘する発言	460
f. 大統領制型の首相公選制の問題点に関する発言	460
g. 地方分権等との関係についての発言	460
h. 首相公選制の導入に対する消極的な評価に関するその他の発言	461
C. 首相公選制を導入した場合の運用等	462
a. 首相の不信任等に関する発言	462
b. 天皇制との関係等に関する発言	462
c. 首相公選制を導入した場合の運用等に関するその他の発言	463
D. 首相公選制導入論の背景等	464
E. その他	464

4. 政党	466
(1) 現状認識	466
(2) 政党のあり方・役割等	466
(3) 与党・野党のあり方・役割等	467
(4) 政党の憲法的編入及び政党法の制定等	467
5. 国民投票制度等(直接民主制)	469
a. 国民投票制度等の導入に積極的な発言	469
b. 国民投票制度等の導入に消極的な発言	470
c. 国民投票制度等に関するその他の発言	471
国会	472
1. 両院制	472
(1) 憲法の趣旨及び両院制についての現状認識	472
a. 両院制の趣旨(参議院の位置付け)に関する発言	472
b. 両院制の現状についての問題意識に関する発言	472
(2) 両院制の今後のあり方	473
A. 政権の安定という視点	473
a. 政権の安定を重視する発言	473
b. 政権の安定のみを重視することに否定的な発言	473
B. 両院の役割分担の明確化の視点	474
C. 参議院の権限縮小等の視点	475
a. 参議院の権限縮小等に関する発言	475
b. 参議院の権限行使の自制等に関する発言	476
D. 諸外国との比較の視点	476
E. その他	477
(3) 両院制の是非	477
a. 両院制の維持に積極的な発言	477
b. 両院制の維持に消極的な発言	477
2. 選挙制度	478
(1) 現行の選挙制度に対する認識	478
(2) 現行の選挙制度の問題点	478
a. 小選挙区制の問題点に関する発言	478
b. 小選挙区比例代表並立制の問題点に関する発言	479
c. 参議院議員の選挙制度の問題点に関する発言	479
d. 両院議員の選挙制度が類似していることの問題点に関する発言	480
e. 一票の格差に関する発言	480
f. 選挙権・被選挙権の年齢に関する発言	481
g. 議員定数の少なさに関する発言	481
h. 現行の選挙制度の問題点に関するその他の発言	481

(3) 選挙制度を考える際の視点	482
a. 憲法原理としての選挙制度についての発言	482
b. 選挙結果に民意が反映されることの必要性等について発言	483
c. 両院制の趣旨を活かし、各院の権限等にふさわしい選挙制度の 必要性についての発言	484
d. 首相を選ぶための選挙という観点からの発言	484
e. 投票の義務化等に関する発言	484
f. 選挙制度を考える際の視点に関するその他の発言	485
(4) 選挙制度のあり方	485
a. 両院制の趣旨を活かし、各院にふさわしい選挙制度とすべきとの発言	485
b. 政権選択を視野に入れた選挙制度とすべきとの発言	486
c. 一票の格差の是正、公正な民意の反映を図るべきとの発言	487
d. 選挙権年齢の引下げ及び被選挙権年齢の一本化を図るべきとの発言	487
e. メディアのあり方、技術革新に合わせた選挙制度を考えるべきとの発言	488
f. 選挙制度のあり方に関するその他の発言	489
3. 国会の運営・手続等	491
a. 議会での議員間の議論を重視する発言	491
b. 少数会派による国政調査権の行使等に関する発言	491
c. 議案の提出手続等を改めるべきとする発言	492
d. 会期不継続の原則を改めるべきとする発言	492
e. 会派の地位等を明確にすべきとする発言	493
内閣	494
1. 内閣の組織等	494
(1) 首相(政治)のリーダーシップ強化	494
a. 現状認識に関する発言	494
b. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関する発言	495
b-1. リーダーシップ強化に関し65条の改正をすべきであるとする発言	495
b-2. 現行制度の運用により改善を図ろうとする発言	495
b-3. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関するその他の発言	496
(2) 閣議における全会一致原則等	497
(3) 閣僚の分担管理原則等	498
2. 政官関係	500
a. 現状に批判的な発言	500
b. あるべき政官関係に関する発言	501
c. 政官関係の改善に向けた具体的提案に関する発言	501
d. 政と官の接触禁止についての発言	503

第6款 政治部門（国会、内閣等）

・ 国会と内閣の関係その他政治部門全般

1. 政治部門全般に関する事項

<委員の発言>

- ・ 官僚には、現行法の中で物事を決めようとする傾向がある。国会議員は、民意を汲み上げて、時代の要求に沿った社会をつくり上げていくために議員立法をすることができる。そこに国会議員の存在意義がある。（田中眞紀子君（自民）・150回・H12.12.7）
- ・ 国の基本的な方針は総理みずからが哲学を持ち、その発案によって方向性が示され、閣議で検討をし、国会での討論も含めて、具体的にこれを推進していくというのが民主主義のルールである。当然その意思決定やプロセスが透明性を持ち、公正でなければならないことは言うまでもない。（田中眞紀子君（自民）・150回・H12.12.7）
- ・ 価値観が多様化している社会において、いろいろなニーズが出てきて、何に優先権を持って決めていくのか、政治の決断、責任が極めて重要な時代になっている。（田中眞紀子君（自民）・150回・H12.12.7）
- ・ 行政が簡素化され、政治が小さくなっていく中で、NPOやNGOなど、市民の参加は不可欠である。そういう中で新しい民主主義のシステムがつくられていくと思う。（額賀福志郎君（自民）・154回・H14.5.23・政治小）
- ・ 憲法は国家のありようを示す諸原則であり、日本を取り巻く環境の変化に対応するために、国民主権制を豊富化することを考えなければならない。（仙谷由人君（民主）・151回・H13.6.14）
- ・ 統治機構を考えていく上では、あらゆる意味で政治や国民が関与し、決定していくという観点が重要である。（仙谷由人君（民主）・154回・H14.5.23・政治小）
- ・ 2002年から実施された行政改革は、既存の制度によって利益を受けていた省庁、官僚、族議員といった抵抗勢力との妥協の産物であり、これから、もっと抜本的な改革を図っていく必要がある。（筒井信隆君（民主）・153回・H13.11.8）
- ・ 日常の政治活動の中に憲法がいかに関与されなければならないか、また、憲法の原点に戻って国のかたちを考えていくことがいかに大切かということを感じている。我が国は、新しい時代変革の最中であって統治能力が欠如している。憲法を梃子にして統治能力をもう一度しっかりと蘇らせることが、我々

政治家にとって大切である。調査会での議論が統治能力にエネルギーを注入できるような役割を模索していく必要もあるのではないか。(中川正春君(民主)・151回・H13.6.14)

- ・国民の意思をより反映する統治機構のあり方について、憲法の観点から議論することは大切である。また、必要であれば憲法の改正についても考えなければならない。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・選挙と選挙の間においても、日々新しい課題が起り、国民の意識も大きく変わっていくのであり、国会議員や政党が国民意識の動態をしっかりと視野に入れることが必要である。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)
- ・この十年の政治改革を省みて、政治統治機構の発展を考える上で、政治と金の問題を解決することが不可欠である。(春名真章君(共産)・151回・H13.2.8)
- ・日本国憲法は、直接民主主義と間接民主主義を結び付けながら、国民主権を徹底するという方向で法規範が作られていると考えている。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・現代は、統治機構の制度設計をする場合に、制度を支える政治や政党の「質」が試される時代であると考えられる。(山口富男君(共産)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・制度改革自体が目的となってはならないのであり、また、国民の政治に対する無関心や傍観者意識を顧みることなく改革だけを行うことには意味がないと考える。(北川れん子君(社民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・日本の社会の中で改革が遅れているのは政治ではないかと考えるので、選挙制度や二院制等の政治改革が進むような関連の事項について議論を深めていきたい。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.25)
- ・電子投票等、IT技術を政治の場に利用していくeポリティックスは、政治のあり方を変える可能性を持ったものであり、この重要性を憲法にどのように盛り込むか、知恵を出していくべきである。(小池百合子君(保守)・151回・H13.3.8)

<参考人等の発言>

- ・政治は、眼前の利害調整に専念するわけにはいかなくなっており、広い意味での構造的な諸問題にも関わらざるを得なくなっている。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・首相公選論、国民投票導入論があるが、現在の議会制が政治主導を内実のあるものにして成果を現実に示していくということが、そうした導入論に対する最も説得的な反論である。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・二大政党がしっかりとあり、責任を持って一方の政党がやり、行き詰まったら他方が100%責任を持ってやるという二大政党論が、経験的に議会政治がう

- まくいった例である。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・一般公共の利益を目指す筋の通った議論を通じて、客観的な公益の実現を図る「討議民主主義」が現代国家においても重要である。こうした「討議民主主義」の実現には、国会の中の狭い意味の公開の議論だけでは不十分で、さまざまなメディアを通じて社会全体に当該問題が伝わり、一般市民が公の場での討議に積極的に参加することが必要である。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
 - ・政治の場においていろいろな制度や仕組みを作る際には、制度や仕組み自体に筋が通り、大義名分に則っているのと同時に、制度や仕組みの運用に携わる人々の利害を計算することが必要である。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
 - ・立法府が政策形成において重要な役割を果たすという観点から、国会の立法機能を高める措置をとることは望ましいことである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
 - ・公共性とは何かを見出す手続が、戦後の民主主義の下ではっきりせず、政治の場が部分的な利益を追求するものであり、そこから遮断された行政が全体の利益を代表するものであると考えられてきた。しかし、価値観が多様化した現代において、国全体としての利益が何なのかがはっきりせず、こうした制度はほころびを見せている。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
 - ・国民の間には多様な考えが存在するが、政治によって実現する政策プログラムは一つである。政治の役割は、多様な政策プログラムの統合・選択を図り、一つに収斂させることである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
 - ・政治がうまく機能するためには、政治を正確に国民に伝えるというメディアの役割が非常に重要である。また、メディアは政党と国民の間のフィードバックを媒介するという重要な役割を負っている。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
 - ・1990年代には政治改革を初めとして、さまざまな改革が行われたが、制度改革こそが基本的な解決の鍵であるとされた結果、本来取り組むべき政治や行政の病理に対する有効な解決とはなっていない。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
 - ・統治機構は、憲法の条文だけでは動かしきれないところがある。その運用に当たっては、慣習や「憲法習律」を作っていくことを考えなければならない。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
 - ・マスコミは、最近特にセンセーショナリズムが強い。マスコミは少しまじめに政策課題について掘り下げることが必要であり、一面的ではないバランスをとった報道をすべきであるが、一方でメディアの報道の自由は、政治にとつ

- て重要な原理である。（山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小）
- ・IT革命の進展により、代議制民主主義を再定義するとともに、政治的意思決定システムの変化について議論する必要性が生じている。代議者は、単に国民の意見をつなぐものではなく、国民にその主張を投げかけてリードしていかなければならない。（寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小）

2. 議院内閣制

(1) 議院内閣制の現状等

a. 権力分立との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・現在の三権分立制度については、再検討が必要である。現実には立法と行政は一体で、選挙で多数を得れば立法も行政も握れるという仕組みになっている。実質的には、与党の党首が首相となり行政を左右している。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・内閣は執政機関であって官僚機構と別に考えなければならない。しかし、戦前の考え方が移行し、内閣も行政も一緒ということが慣例になっているため、行政権が実にあいまいになっている。そして、国会対内閣・行政という考え方が官僚の行政の中立性であるということになっている。そこに日本の議院内閣制の根本的問題がある。(鹿野道彦君(民主)・150回・H12.11.9)
- ・官僚機構に政治が丸投げをしてきたところに問題がある。明確に内閣イコール行政ではないという考え方を確立する必要がある。今の議院内閣制は、内閣と与党の二つの柱になり、都合の悪いことが起きると内閣の改造によって責任逃れをするという形になっている。(鹿野道彦君(民主)・150回・H12.11.9)
- ・行政の執行を根拠付ける法律のほとんどが内閣によって提出されたものであるという状況は、問題である。(藤島正之君(自由)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・非政治部門である行政と政治部門である内閣を区別すべきとの見地からすると、本来なら内閣に近い政治部門の一員として内閣法に規定されるべき副大臣や大臣政務官の規定が、行政組織について定める国家行政組織法に規定されるような立法例は問題である。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

b. 参議院との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・参議院が実質的に内閣に対する不信任権を有しているのに対し、内閣は参議院に対する解散権を有していない。参議院議員の身分が6年間の長期安定保障であることと併せて考えると、このような状況は、内閣と国会との緊張関係の点でバランスを欠いているのではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・議院内閣制の中心は内閣と衆議院の間に設定されているが、憲法は、内閣が国会に対して責任を負うと規定しており、参議院にもある程度は内閣の責任を追及することは認めている。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

c. 国会の最高機関性に関する発言

<委員の発言>

- ・国会と内閣の関係について、内閣と国会一体の中で実質的に国会は内閣に優位していると解することに賛成であり、41条の「最高機関」の法的性質を単なる政治的宣言と解することはできないと考える。(筒井信隆君(民主)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・41条の国会の最高機関性は、一般的には実質的な意味ではなく政治的な意味であると考えられている。国会は、国民から選挙された国会議員で構成されるので、民主的な正当性を有しているが、三権分立の原則から、必ずしも国会の意思が他の二権に優越するものではない。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・国会の「最高機関性」とは、国会が憲法によって憲法改正の発議権や法律の制定権等の国家にとって重要な行為を行う権限が与えられていることにかんがみ、基本的に政治的な意味の表現である。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

d. 議院内閣制の現状に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・議院内閣制は、運用のあり方が問題なのであって、憲法改正の必要はない。(山口富男君(共産)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・日本では、議院内閣制に対する不満が大変強いが、それは、議院内閣制自体の欠陥ではなく、政党の暴走による頻繁な指導者の交代、官僚機構の硬直化による内閣の責任での迅速な意思決定の能力の欠如、内閣と与党との不透明な関係といった運用上の問題によるものである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

(2) 議院内閣制の今後のあり方

a. 首相と政策を一体のものとして選出する運用等に関する発言

<委員の発言>

- ・衆議院議員総選挙は、首相を選出する選挙である。現行制度を前提に、事実上、第1党の党首が首相として選出される英国のような慣行の確立が望ましい。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・国民が選挙を通じて「政策プログラム」とその実行主体である「首相」とを一体のものとして事実上直接に選ぶ、議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」を実現するには、政策プログラムを実行できるだけの首相の権限が必要である。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・日本の政治を抜本的に変えるには首相公選制のようなドラスティックな改革が必要と考えてきたが、国民が選挙を通じ政策と首相候補者の選択ができ、また、そのようにして選出された首相が国民のマンデート(委任)を受けリーダーシップを発揮できるという英国のような議院内閣制の運用が可能であるならば、それを否定するものではない。(松沢成文君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・衆議院議員総選挙の際に次の総理が念頭に置かれるなど、現実には、「国民内閣制」にかなり近づいているのではないかと。また、現在のように変化の激しい時代には、そのような運用が必要になっているのではないかと。(藤島正之君(自由)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・政策を明示して選出された議員により、選挙の結果を反映した内閣が構成されるならば、衆議院議員の任期の途中で明らかに政策を転換するような内閣の異動は、問題があるように思う。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・内閣の首班を選ぶ方法として、首相公選制もあれば、議院内閣制もあるが、日本の場合は、議院内閣制の方がよいのではないかと。また、その運用は、「国民内閣制」を志向した運用がよいのではないかと。(井上喜一君(保守)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・現在のような「積極国家」においては、施策を行うに当たり、政治に強いリーダーシップが求められる。そのためには、内閣及び実行する政策プログラムが、国民の多数の明確な支持を受けることが要請される。そのような観点からは、国民が選挙を通じて「政策プログラム」とその実行主体である「首相」とを一体のものとして事実上直接に選ぶ議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」モデルが適当ではないかと。(高橋和之参考人・154)

回・H14.2.14・政治小)

- ・衆議院議員の任期途中で国民の信任を受けないまま政権が代わり、以後その内閣が継続していくのは、議院内閣制の運用としては好ましいことではない。政権が代わる際は、国民の信が問われるべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

b. 国民主権の理念を重視すべきであるとする発言

<委員の発言>

- ・国民主権に基づく議院内閣制を確立すべきであり、政治に対し国民が、選挙の時ばかりではなく日常的に参加することや、政府の政策決定過程や執行過程等にきちんと国民の目が行き届くということが保障されるべきである。そのためには内閣機能の強化ではなく、憲法が定める最高機関である国会を中心とした議院内閣制が構想されるべきである(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)
- ・今日の議院内閣制の課題は、議会の多数派による果敢な政治の実現等ではなく、むしろ、国民主権に基づいて、議会による行政のコントロールを強化するところにあるのだから、その意味で、参議院は大きな役割を果たすことができる。(春名真章君(共産)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・我が国の議院内閣制は、国民主権との関係からそのメカニズムを把握する必要がある。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

c. 国会の内閣に対するコントロールの強化等に関する発言

<委員の発言>

- ・少数会派が国政調査権を発動できるようにすることは、政権交代可能な政治の実現や行政監視機能の充実を図るため、最も必要なことである。(島聡君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・連立を組んでいる与党が、内閣又は国民に対し自分達の立場を説明するために内閣に対して質問することがあってもよいのではないか。(太田昭宏君(公明)・153回・H13.11.8)
- ・国政調査権については、野党だけではなく、与党の側にも国会の場でコントロールの権限を与えていくべきではないか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・連立政権を構成するそれぞれの与党で連立政権の政策について協議が行われているとするならば、与党が内閣に質問することには意味があるのかという

疑問がある。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

- ・野党によるコントロールを制度化していくことは非常に重要である。本来、内閣の政策は、与党内の議論を基礎に形成され、それに対して野党から質問や代替政策の提示がなされるという性質のものである以上、野党に質問時間を多く配分すると同時に、もう少し野党の権限を強化する方が、与党及び内閣の政策が真に国民に受け入れてもらうためにもよいのではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・内閣に対するコントロールは、野党を中心とした国会が担うべきであり、そのためには、国政調査権の行使を野党の主導で行い得るようにするなど、野党によるコントロールが十分に可能となるような制度設計が必要である。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・強い内閣を作るに当たっては、同時にその強い内閣をチェックする仕組みが必要であり、そのために国会の権能を強化する必要がある。その際、国会の多数派が内閣と同じ立場であることを考えると、少数派を優遇するという観点から制度を構築すべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・国政調査権は、議院ではなく議員に与えるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

d. 権力分立の捉え方の見直し等に関する発言

<委員の発言>

- ・我が国では、モンテスキュー流の三権分立論が多数派を占めているためか、副大臣や大臣政務官が委員会の理事等として入るべきとする考え方に対してはいろいろな議論が出てくることが予想される。(島聡君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・議院内閣制の「国民内閣制」的運用と憲法との関わりを考えた場合、三権分立制を採用しているにもかかわらず、41条が国会を「国権の最高機関」としている点が問題になると考える。(松沢成文君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・統治を行う内閣の選出の過程に国会が位置する「内閣統治論」ではなく、むしろモンテスキュー的な三権分立の考え方に基づいた国会と内閣の緊張関係が必要ではないかと考える。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・我が国では行政国家現象と呼ばれる行政が事実上国政を支配するという構造が続いてきたが、行政権である内閣は国会に責任を負っているものであり、国会が実質的に国権の最高機関として機能するように諸機関を根本的に整備すべきである。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

- ・現在の議院内閣制の運用の改善を図る意味で、政党に縛られず、中立的な立場で行政の長として仕事をするため、例えば、首相あるいは内閣の一員となった国会議員は党派を離れるというふうにするべきではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・国家権力を立法、行政、司法に分ち、一つの機関に独占させないとする三権分立は、既存の政治制度を変えず、社会の構成員の既得権益を守るために機能するものであるが、現代社会では、こうした立法、行政、司法を超えた、執政あるいは統治と呼ばれる強力な指導力に基づく確な国家活動が必要となっている。議院内閣制においては、こうした国家機能は、内閣が担うと解されるが、大統領制の場合、こうした執政、統治と呼ばれる機能をうまく役割分担できるのか問題となる。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・フランスでは、國務大臣に任命された場合には、国会議員をやめるという仕組みを作ったが、実際には、法律を作るには議会の了承がないと進まず、国政の執行は難しいので、現在でも、形式上は、国会議員をやめるが、首相となる者は議会の多数派であるという運用がなされている。したがって、議院内閣制において、首相又は内閣の一員に任命された者が所属党派を離れることとしても、それほどの意味があるとは思われない。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・国会と内閣の関係は、対立、抑制と均衡にあるという伝統的・通説的な理解をすべきでなく、内閣が連帯して国会に対して責任を負うということからも、国会、内閣を一体として理解し、それが行政各部を監督すると考えるべきである。対立関係に立つのは、国会と内閣よりもむしろ与党と野党と捉えるべきであり、政府と与党の意見が分かれたり、与党が内閣に対して質問を行うことの意味を再検討すべきである。また、こうした観点から解散権、参議院のあり方についても検討を行うべきである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国会は、内閣が行政に属するものとしてこれを抑制するのではなく、内閣と国会は、与党を通じて一体化して政権を担い、狭義の行政との間を明確にして、政治的なダイナミズムを発揮すべきである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国会と内閣との関係について、憲法制定時は、「法定立・法執行」図式が基礎にあったと考えられるが、現在は、「統治・コントロール」図式で政治の領域を見た方がより現代に対応した見方ができる。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・立法、行政、司法という三権が区別された目的は、法の支配の実現にあると

考える。この三権分立を、法の領域とは別に政治の領域で捉える場合には、「統治・コントロール」という図式で捉えた方がよい。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

- ・議院内閣制の下での三権分立は、立法府対行政府という形で捉えるのではなく、国会の多数派が行政権力を掌握して行政府を指揮監督し、政策を作っていくという、権力の融合として捉えるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・立法府の人間が行政府の長となる等の規定から三権分立の精神が崩れ、政と官との癒着やよどみが生じているのではないか。国会議員は、大臣に就任すると同時に国会議員を辞職又は休職する等の改正が必要ではないか。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

e. 与党と内閣の一体性を重視することに関する発言

<委員の発言>

- ・政府・与党の政策決定の一元化は、中長期の展望に立った総合的な企画立案や、将来の大きな構想や理念を示すといったような政治家の責任を果たす上で重要な機能を果たすのではないか。(保岡興治君(自民)・153回・H13.11.8)
- ・与党が法案の事前審査を行っていることに問題がある。与党は、首相を含め内閣へ人材を供給する役割をこそ果たすべきである。(中村哲治君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・内閣と与党の「二重権力構造」が問題である。与党が幹部以下の人材を内閣及びその周辺に供給し、内閣の決定がすなわち与党の決定となるようにすべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・行政優位の伝統を払拭して「政」が国民の支持を得て政治を行うためには、与党が内閣を支える形を定着させるべきではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・与党の役割は、党内での活発な議論等に基づき内閣の政策形成に参加し、内閣を支えていくことである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・与党の事前承認を廃止した場合に国会において与党による法案等の修正が行われるかは、ケース・バイ・ケースであろう。内閣の存続がかかるような問題については、党議拘束を外して修正に臨むなどの措置は、なじまないのではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・主権者である国民が直接選べるのは国会議員であり、その国会議員が集まる議会こそが三つの権力の中では一番強い正当性を持っているというのが「国権の最高機関」という意味であり、内閣が強い権力を持つことができるのは、

あくまで内閣が国会の多数派によって形成されているからである。したがって、内閣を強化することは、「国権の最高機関」という理念とは矛盾しない。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

- ・内閣に与党の人材を登用して国政の最高指導チームを形成すべきであり、その際には明確な政策が共有されることが望ましい。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・与党は、明確な形で指導者を選び、その指導の下に結束し政権に参加することによって、その構成員の間で共有する政策の実現を図るべきであり、国会の立場から行政過程に関与すべきではない。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・与党内における法案の事前審査を廃止することと引換えに政治任用のポストが増やされるべきであり、党の政務調査会役員の大多数が省庁内のそれらのポストに就くことにより、党内の議論が省内の議論と重なり合うようにすべきである。また、そのほかのバックベンチャーは、国会の委員会の場などにおいて立法活動に参加すべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

f. 大統領制との比較等に言及する発言

<参考人等の発言>

- ・議会制にしる大統領制にしる、制度論的に言えばどちらもそれなりのリスクを持っており、それらを動かすためには相当の努力を要する。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・大統領制やフランス型の半大統領制等の議院内閣制以外の民主的統治制度の中で、我が国に導入した場合、議院内閣制よりもよくなるのが明確なものはないと考えられるため、議院内閣制の運用で改良を図っていくしかない。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・議院内閣制が絶対であって、大統領制が好ましくないということではないが、日本では、これまで議院内閣制が採用されてきたので、それを基礎とした改善の方が容易なのではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・我が国の慣行のように、解散権が首相の専権とされるならば、議院内閣制は、立法権と行政権の統合化と、政府・与党の基盤強化に奉仕する機能を営むことになる。したがって、権力分立を追求する以上、行政権の長が独立して公選される大統領制が好ましい。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・議院内閣制よりは大統領制がいいと考えるが、議院内閣制であっても改善の余地がある。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

g. 議院内閣制の今後のあり方に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・首相の任期と議員の任期の一致が必要であると固定的に考えるべきではない。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・英国型の議院内閣制の運用を実現するには、意外性のある事象を取り上げがちなマスメディアのあり方の再考、政権担当能力のある健全な野党を作るための野党に対する支援、政治をより身近なものとし、国民の政治に対する関心を高めるため、税財源の移譲を伴った地方分権の推進という三つの課題をクリアしなければならぬと考える。(伴野豊君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・議院内閣制における議会と内閣との関係が、憲法制定時と現在とでは変わってきているにもかかわらず、理念の変化に対応した条文に改正せずに解釈で対応しようというのは、本末転倒のように感じる。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.7.25)
- ・政治主導を実現するに当たって、首相や大臣が短期間で変わっていくような政治慣行では、腰を据えた政策を実行することはできないので、一選挙一内閣という原則で運用されるべきである。(小池百合子君(保守)・151回・H13.2.8)

<参考人等の発言>

- ・参議院は、法案処理に関する権限行使により実質的な内閣不信任権を行使し得るにもかかわらず、内閣はこれに対して解散等の手段を持たないため、機能不全に陥る可能性がある。「国民内閣制」の運用に際しては、参議院は権限行使を抑制する等憲法習律の確立を図るべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・「一内閣一閣僚」が、議院内閣制のあるべき姿と考える。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

3. 首相公選制

A. 首相公選制の導入に対する積極的な評価

a. 首相のリーダーシップの必要性等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 迅速なリーダーシップの発揮を可能とすること、米国で見られるような国家の指導者を国民自らが選ぶというエネルギーは重要視すべきことから、制度を変えればよいというものではないが、国民のニーズに応えるためにも、首相公選制の導入を検討すべきではないか。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・ 新しい時代の中で、首相のリーダーシップを確保することは大事であり、首相公選制について、これからさらに検討すべきである。(菅義偉君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・ 首相公選制で直接国民が選んだとしても、それは決して独裁にならず、日本のリーダーシップを生かす形になる。(島聡君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 憲法が議院内閣制を採用しているにもかかわらず、議会在常任委員会中心主義で運営されており、議員の意識が首相や政党に向かいにくい点、首相が、国民の強い支持があってもリーダーシップを発揮しにくい点にかんがみると、迅速なリーダーシップ発揮の実現には、議院内閣制では限界があり、首相公選制の導入が必要である。(島聡君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 日本が世界でリーダーになるためには、日本国内で強いリーダーシップを持った指導者が必要となる。そのためには、首相公選制が必要である。(加藤征憲陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)

b. 国民が直接選ぶことの意義等を指摘する発言

<委員の発言>

- ・ 国民が直接関与せず首相が決定されるのは問題であるとの観点から、首相公選制の導入を検討すべきである。これにより三権分立のそれぞれの役割が変わり得る。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ 首相公選制の導入が望ましいのではないか。その理由は、21世紀は政治の意思決定にスピードが要求されるということ、グローバル化が進み、より民主主義的な参加のプロセスを持たなければ国家と国民とが離れるだろうということ、である。(島聡君(民主)・147回・H12.4.27、150回・H12.11.30)
- ・ 政治のトップリーダーが必要であり、国民に理解されて引っ張っていけるよ

うな人物ということになれば、帰結するところは、国民投票であろう。例えば、議会内である程度候補者を決めて、それで国民に判断をしてもらおうという方法もあるが、いずれにせよ最終的には国民的な判断が必要になってくるのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・首相公選制というのは一種の国民投票であるので、それを憲法の中に条文化すれば、国民のアパシー(政治的無関心)を解決していくことができ、結果として、国民が日本の政治に責任を持つという責任感が生まれてくる。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・首相公選制のプラス面は、国民の意思を直接政治に反映することができるシステムであるということである。これに対しマイナス面は、衆愚政治、人気投票に陥りやすいということである。また、首相選出の過程の中で、例えば現在のアメリカの大統領選のような混乱が生じ得るが、そのマイナスの問題はすべて民主主義制度のコストである。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・首相公選制が衆愚政治になるという懸念があるが、最終的には国民を信じるかどうかという問題である。一時的には過ちを犯すかもしれないが、国民の教育水準の高さとかものを考える力などを考えると、そうした人々に責任感を持って自分たちの選択をしてくれと言えば、必ずいい方の選択ができるのではないか思っている。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・21世紀は、電子投票を導入することなどにより、国民が直接リーダーを選出できるような時代とすべきである。大統領制か、あるいは首相公選制を選択するかはともかく、国民が自らの意思で自らのリーダーを選べるのか、選べないのかという点が重要な問題である。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・電子投票等により、直接投票で、国民がリーダーを選出することについて人気投票になってしまうとの批判があるが、国民にも学習効果が期待できること、オープンな制度でリーダーを選出すれば派閥政治のような政治を打破できることなどから、これを積極的に検討すべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)

c. 首相公選制の導入に対する積極的な評価に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・イスラエルで首相公選制が失敗した一例をもって、首相公選の是非を論ずることはできない。イスラエルの場合には、比例代表制がとられイスラエルの国情を反映して政党が非常に多党化している等の事情があるのに対して、我が国の場合は、小選挙区制を導入して政党を中心とした政治を目指しているという事情があるのだから、我が国に、首相公選制が導入できないという議

- 論にはならない。(伊藤公介君(自民)・153回・H13.10.11、153回・H13.12.6)
- ・自己実現と自己統治という基本的価値をより増大させていくには、首相公選制の導入を前向きに考えることは重要である。(伊藤達也君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
 - ・首相公選制を導入することにより、議院内閣制から大統領制に近い政体を目指していくべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.5.11)
 - ・アメリカ型の大統領制は、規律が穏やかな二大政党であること、地元利益中心の下院議員の存在、外交防衛政策に関しての与野党の一致等のアメリカ独特の政治風土が、制度がうまくいっていること背景になっているとされるが、我が国でもそうした政治風土を育てることは不可能ではなく、アメリカ型の大統領制を導入できるのではないか。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.11.8)
 - ・肥大化した官僚機構をコントロールする上で、首相公選制は大きな役割を果たすのではないか。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.11.8)
 - ・選挙は、民意の「反映」と民意の「集約」というある意味で相反する二つの機能を果たすものである。首相公選制は、民意を「反映」し、かつ、「集約」という政党政治を破壊するという意見もあるが、ほぼ完全な比例代表制による国会議員の選挙で民意を「反映」し、同時に行われる首相公選で民意を「集約」するイスラエルの首相公選制は、ある意味で理想的な形ではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.10.11、153回・H13.11.8、154回・H14.2.14・政治小)
 - ・イスラエルの首相公選制は、非常に足切り率の低い全国一区の比例代表選挙や国会に首相の不信任権限を与えた制度を前提としたものであり、制度設計に問題があったと思われる。制度設計の十分な検証を行わずして首相公選制は失敗だったと言い切るのは、少し早計ではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.10.11、153回・H13.11.8)
 - ・内閣総理大臣に地方自治体の首長のような権限を持たせてみたらどうかと考えている。そういう点から首相公選というものをぜひ新しい憲法の中では推進していきたい。(宇田川芳雄君(21クラブ)・150回・H12.12.7)

B. 首相公選制の導入に対する消極的な評価

a. 議院内閣制の運用等で対応すべきとの発言

<委員の発言>

- ・首相公選制が今日の日本にとり適切か疑問である。現在の議会制民主主義を健全な形に作り上げていく方が適切である。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)

- ・首相公選制の導入は、天皇制との関係が問題となっていること、また、議院内閣制の運用で対応が可能なことを考えると必要がない。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)
- ・首相公選制の導入について、議院内閣制においても立派な首相は選ばれてきたのだから、これを導入する必要はない等、何人かの地方公聴会の意見陳述人から否定的な意見が述べられている。(春名真章君(共産)・151回・H13.6.14)
- ・首相公選については、直接選挙によって示された国民の支持に基づいて、リーダーシップを発揮することが強調されるが、国民の多様な意見を議会がしっかりと論議して政策を決定していくという議会制民主主義の前進を通じて国民の政治への関心を高めていくことが非常に重要である。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.11)

<参考人等の発言>

- ・議院内閣制をとっているからといって首相の力が制約されるという議論は制度的には間違いであって、我が国の場合、自民党内部の派閥力学の弊害が首相の持っている力を制約している。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・首相公選制の導入は、天皇の元首としての地位と抵触するのではないかとといった問題のほか、首相公選制を導入してもすぐれた政治家がそこで選択されるのかという問題がある。首相公選制の導入の前提として、まず、政権党の最高実力者が名実ともに首相になるということを実行すべきである。(姜尚中参考人・151回・H13.3.22)
- ・首相公選制を導入しても、必ずしも迅速・的確な統治活動や政治の指導力の強化が実現されるとは限らない。議院内閣制の下においても、うまく工夫すればそうした点は実現できる。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・内閣のリーダーシップを確保するためには、首相公選制を導入するよりも、「国民内閣制」的な議院内閣制の運用をする方が容易であり、実現可能性も十分にある。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・与党の党首選出過程を透明化していく、あるいは、国民に開いていくということをするれば、首相公選制は不要となる。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・首相公選制には問題があり、また、イギリスの議院内閣制においても、首相がリーダーシップを発揮している実例も多い。憲法を改正して公選制を導入することには疑問がある。なるべく現制度の中で、弊害を除去しながら、リーダーシップをとれる者を選ぶべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

b. 政党政治の否定・政党の役割低下につながることを指摘する発言

<委員の発言>

- ・首相公選制と政党政治は矛盾する面がある。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制について、イスラエルでの海外調査の結果や、長谷部恭男参考人、森田朗参考人の意見陳述において、首相公選制によって政党政治が不全となる、首相に対し議会とは別の正当性の根拠を与えることになる等の否定的な意見が出された。(春名真章君(共産)・153回・H13.12.6)
- ・21世紀の日本を展望した場合、憲法改正ではなく、憲法に書かれている内容をいかに具現化するかが重要であり、そのような観点から、政党政治の否定につながる首相公選制には反対である。(山口富男君(共産)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・首相公選制を採用しても、首相の政治的な指導力は弱まり、また、社会の多様な利害や意見を大義名分に沿った一貫した政策に組み上げてそれを首相の候補とワンセットで提示するという政党の役割もむしろ弱まるので、政党政治をよりよくする方向には働かない。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・政党の果たすべき役割というのは、政治の場で、部分利益を目指すのと同時に、それを一般利益という大義名分に合った形で実現することにある。首相公選制は、一般利益の選択を首相の選択に、部分利益の選択は、議員の選択に分割してしまうところが問題である。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)

c. 衆愚政治(ポピュリズム)の危険性を指摘する発言

<委員の発言>

- ・首相公選制を導入することは、マスコミを通して政治家が評価されている現状を考えると、ポピュリズムにつながるおそれがある。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・我が国の場合、国民が風評でどっと動く体質的なものを持っていると感じているので、首相公選制は、かえって混乱を招くと危惧している。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制が国民に支持されている背景には、人気投票的なノリがあるのではないかと。また、制度が変われば政治が変わるという考え方ではなく、首相公選制を導入する前にやるべきことがある。(原陽子君(社民)・153回・H13.11.8)
- ・現在の閉塞感は、政治不信と直結している。したがって、強引にどこかに引っ

張ってもらい、国民生活をよくしてくれる、そういう期待感も半面あるのではないか。これは大変危険な兆候である。そうした風潮の中で直接選挙で首相が選ばれるということは、大変危険な結果にもなりかねない。(日森文尋君(社民)・150回・H12.11.9)

d. 首相と政党の選択のずれ等の問題点を指摘する発言

<参考人等の発言>

- ・首相公選制の導入は、国民に対して、国の基本方針の決定に直接参加できるという満足感や責任感を与えるという側面もあるが、首相を公選しても、その首相が議会において安定した支持基盤に欠け、政策を実行する予算や法律が通らなければ実質を欠いた制度となるおそれがある。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・イスラエル型の首相公選制には、首相の選択と議会選挙における政党の選択にずれが生じるという問題がある。有権者は、首相選挙においては、国政の基本方針に係る選択をする一方で、議会選挙では、より小さな部分的利益を代表する候補者に投票するおそれがある。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・小選挙区制をとっても、有権者は、議会選挙において、ローカルな利益を選択してしまい、首相公選制はうまく機能しないと考える。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・国会と内閣が政治部門として一体性を持つべきという立場からは、国会とは別の正当性を持たせることとなる首相公選制について賛成することはできない。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制における国会と内閣の関係について、論理的に、両者が対等な立場に立つ関係、首相が優位に立つ関係、議会在優位に立つ関係が考えられるが、の場合には、両者が対立して国政が停滞するおそれがある。の場合には、首相が強い立場に立ち、独裁が生ずるおそれがあり、そうした場合に首相をいかに辞めさせるかといったことが問題となる。の場合には、首相は国会に対して気を使わなければならない、リーダーシップを発揮できないおそれがある。いずれにしても、首相公選制を積極的に評価することはできない。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制について、従来の政治のあり方に対する根本的な反省なしに導入してもよい結果は得られないであろうという点、首相と議会の多数派との食い違いという「分割政府」や「オール与党化」の危険性、国家の最高指導者を選出するという緊張感の喪失による政党の求心力低下への懸念、ひいては政党政治の破壊に対する危惧から、その導入には反対である。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

e. 天皇制との関係が問題となることを指摘する発言

<委員の発言>

- ・首相公選制は、天皇の権威や尊厳を弱めることになりかねず、問題がある。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・首相公選制を採用すると、元首的な性格を首相が有することになり、天皇制との関係が問題となる。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選で首相が選ばれるとすると、民意によってできるカリスマを得た首相と伝統カリスマに依拠する天皇との関係について、どちらを元首と考えるべきかという難しい問題が生ずる。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・議院内閣制は、本来、立憲君主制の下における制度である。現状のまま首相公選制を導入した場合、選出された首相は、共和制における大統領に匹敵することになり、天皇の存在との矛盾をはらむこととなる。その点についての解決策が見出されない限り、首相公選制の導入を唱えるべきではない。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

f. 大統領制型の首相公選制の問題点に関する発言

<参考人等の発言>

- ・首相公選制を導入する場合に、政府が社会経済の隅々に介入することが要求される現代国家においては、立法と行政を厳格に分離するアメリカ型大統領制的なものとするのは、難しいと考える。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・アメリカにおいて大統領制が機能しているのは、党議拘束が緩やかであること、外交防衛上の重大事態が生じた場合に超党派的に団結できること等のアメリカ独特の政治風土や政治慣行があるからであって、我が国では、こうした制度を導入することには問題がある。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・大統領制をとった場合に生じ得る問題点は、行政府と立法府が厳格な形で分離しているので、両者の考え方が異なった場合に、国政が停滞する事態が生ずることである。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)

g. 地方分権等との関係についての発言

<参考人等の発言>

- ・首相公選制を導入するとしても、地方自治体と国や、国の機関相互の間で分権がなされているような分権型の社会システムを前提とすべきである。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

- ・地方分権がはっきりしない段階で首相公選制にするのは早過ぎる。大きな権力が一つのものだけに集中すると地方は困る。(笹山幸俊陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

h. 首相公選制の導入に対する消極的な評価に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・首相公選制の導入は、国会との関係、天皇制との関係等統治機構に関する広範な論点について慎重な検討を要する問題であり、思いつきで論じてはいけない。(中山太郎会長(自民)・153回・H13.10.11)
- ・首相公選制は、9条改正のための方法論・突破口と位置付けられていたり、議院内閣制のさまざまな規定と抵触し、また、行政の独走を許すことにもなるので賛成できない。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・現在の制度では、おそらく首相公選は不可能であり、議会制民主主義で、憲法問題を別として、今すぐに首相公選をしたとしても、システマ的になかなか難しい問題である。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・公選首相に議会のコントロールが及ばないとすると独裁の危険性もあり、首相公選制の導入ではなく小選挙区制を徹底して政党の選択と首相の選択を一致させる方法もある。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・首相公選の導入は憲法改正を伴うため、実現は難しいと考える。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・首相公選制は、憲法改正なしには絶対不可能な制度である。制度設計をするに当たっては、衆議院の解散の問題をはじめとして多岐にわたる論点について検討しなければならず、大変な時間と労力が必要になる。そういうコストを考えた場合、首相公選制の導入は無理である。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・9条改正による軍隊保有、海外派兵や、首相公選制の導入による行政権の集中強化は、憲法のすぐれた体系的・一貫性、徹底性を破壊し、憲法の生命力を衰退させるだけでなく、かえって国際的・地域紛争の解決を妨げる危険がある。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・首相公選制への移行は問題がある。また、欧米のように政権交代が絶えずあり、政策に差異がない場合ならば、公選制もいいが、現在では政党の政策に差異があり過ぎる。そうした場合に国民がとまどうのではないか。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

C. 首相公選制を導入した場合の運用等

a. 首相の不信任等に関する発言

<委員の発言>

- ・首相公選制を導入した場合、国民の直接選挙で選ばれた首相を国会が罷免することはできなくなると考える。(中山太郎会長(自民)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制を採用した場合、議会の首相に対する不信任権は認められるかが問題となるが、弾劾的なことはできるのではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・首相公選制に関し一番難しい問題は、議会を首相が解散できるのか、議会が首相を辞職させることができるのかという、議会制の制度的なロジックのところである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・不信任権、解散権が存在する議院内閣制型の首相公選制の下で、国民が選んだ首相を国会が不信任できるかという問題があるが、この点については、国会も国民によって選ばれているので、特に問題ではないと考える。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

b. 天皇制との関係等に関する発言

<参考人等の発言>

- ・首相公選制を導入しても、天皇制には抵触しない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・天皇は、権威的・無権力の存在であって、権力的な首相とは異なる存在である。こうした権威と権力とのダブル・スタンダードの国づくりを我が国は古来よりしてきており、首相公選制によって首相が選ばれ大統領的役割を果たしたとしても、違和感はないであろう。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・国民投票によって選ばれた首相は、一種の国家の代表であり、元首という扱いにしてしかるべきである。天皇は一種の文化であり、元首という位置づけをしなくても差し支えない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・基本的には今の議院内閣制を維持した形の首相公選制で構わない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・首相公選制を導入する場合、天皇が元首であることを明確にすべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・首相公選制を導入した場合、天皇は、儀礼的、形式的な機能を果たし、公選で選ばれる首相は、統治活動の実質に携わるという整理ができる。国の象徴としての役割について、公選で選ばれる首相が民意を背景とするある種のカリスマを持つと、それが、伝統的なカリスマに依拠している天皇と競合する

のではないかが疑問となるが、誰が国の象徴なのかは個々人の心の問題で制度の問題とは言えない。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)

- ・公選された首相と天皇の地位の関係について、現段階で考えるに、天皇の地位というのは象徴的なものであり、その地位の正統性は、国民の総意に基づくものと考えられる。他方、公選された首相の持つ正統性は、具体的な状況における国民の多数の支持に基づいたものである。ここから、天皇の象徴的な機能と首相の実質的な機能が両立するということも考えられる。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国民が選んだ首相を天皇が任命するという点については、問題はないと考える。したがって、天皇制と首相公選制は矛盾しない。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・大統領制と天皇制を矛盾なくつくればいいのであって、大統領がいれば天皇制と矛盾するという論理的な関連はない。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

c. 首相公選制を導入した場合の運用等に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・首相公選制を採用した場合、両院制をどう考えていくかというのは、極めて重要な課題ではないか。(伊藤達也君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・公選された首相が国会から内閣の閣僚を選ぶとすると、内閣は一体として国会に責任を負うとする憲法上の規定と矛盾するおそれがある。(中山太郎会長(自民)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制のデメリットとして、非能率ということと同時に、人気投票、衆愚政治といったものに陥る危険性がなきにしもあらずということがある。首相公選制においては、国民の政治意識が熟していくかどうかということが一つの大きなポイントになる。(平沢勝栄君(自民)・150回・H12.12.7)
- ・三権分立の原則との関係で、議院内閣制は、立法府に、大統領制は行政府に軸足があると感じている。首相公選制の導入に当たっては、三権分立との関係を整理する必要がある。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制を採用した場合、懸念されるのがいわゆる衆愚政治である。そこで、例えば国会議員の30名の推薦を要するというようにして、ふるいにかけるという考え方もある。(小池百合子君(保守)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・首相公選制に関し、デマゴグが出る懸念等の政治的な危険性の問題がある。一方で、どの政策がいいかということや国民が選ぶ政治は、それなりの安定性を持っている。他方、何でもいからやってくれというような選び方は問題で

ある。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

- ・首相公選制の導入には、 相対多数の票を得た者を選出するのか、過半数を取るまで、複数選挙を行うのかといった選出方法の問題、 議院内閣制と大統領制を組み合わせたような制度とするのかといった制度の設計の問題等、検討すべき課題が多い。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制には、選出された首相が民意と離れる行為を行った場合、その者をいかにやめさせるかという難しい問題がある。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相公選制の制度としての成否は、その運用次第である。具体的な留意点として、 首相と議会の選挙を常に一体として行うこと、 政党の政治に対する責任を確保する工夫をすること等が挙げられる。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

D. 首相公選制導入論の背景等

<委員の発言>

- ・首相公選制論の盛り上がりの背景には、世界や日本の大きな転換点において、我が国の総理大臣が強いリーダーシップに欠け、迅速・的確な未来像を提示せず、国民の求める政策を実現できないという閉塞感が、国民に存在しているのではないかと。(保岡興治君(自民)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・20世紀後半になって、国際関係の緊密化から日本を代表する顔として首相の存在が強調されることになり、マスメディアの発達で首相の動向が国民の目に身近に触れるようになった。こうした状況の下、国民が自ら首相を選びたいという意識が高まったこと、また、総理大臣の側も自らの正当性に結びつく国民の直接の支持に非常に興味を持つようになったことが、首相公選論の背景となっているのではないかと。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

E. その他

<委員の発言>

- ・イスラエルの首相公選制の導入は、小政党の力を相対的に弱めようとしたものであったのかえって小政党の力を強める結果となったという点で印象に残った。(仙谷由人君(民主)・153回・H13.10.11)
- ・国民主権を実質的に深めていく観点から、首相公選制の是非について検討すべきである。(上田勇君(公明)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・首相公選の導入には大幅な憲法の見直しが必要である。(大隈義和参考人・

151回・H13.5.17)

- ・首相公選制の導入は、国家機関全般に関ってくる問題であり、ポピュリズムにつながるといった観点のみで、否定することは適切でない。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)

4. 政党

(1) 現状認識

<委員の発言>

- ・日本の政党政治は、権力構造の維持という極めて日本的な機能を果たしている側面が強い。日本の民主主義を充実させていくには、政党政治そのものを進歩させ、変革していかなければならない。(伊藤達也君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・日本の政党は、選挙の際はおおまかなスローガンを掲げて戦い、具体的な政策形成は予算編成の際に行っている。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・民主主義の下における議会制度は、半ば必然的に政党政治を要請する。現在の日本において、いかに政党が信任を失いつつあるとはいえ、他にとって代わるようなものはないと考える。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・政治機構を考えるに当たっては、政党政治が基幹となる。政党政治については、個々の政党ばかりでなく、政党システム全体の問題があり、それは、選挙制度がどうあるべきかという問題に関連してくる。(高橋進参考人・151回・H13.2.8)
- ・政党とは、一定の理念を掲げてその理念の実現を目指して運動する団体であるが、その理念を詳細な理論体系に作り上げ、それに厳格にコミットしている「イデオロギー政党」と、理念を緩やかに捉え、国民の現実の要求に柔軟に対応する「プラグマティズム政党」とに区別できる。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

(2) 政党のあり方・役割等

<委員の発言>

- ・政党のあり方を変えていくには、国民及び政党人の意識改革、制度改革、意思決定機構の改革を考えなければならない。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・議院内閣制下における政党の役割は、政治が国民の意思に従い国民のために

なされるための手助けをすること、すなわち、自党の政策プログラムを提示するとともに、それを国民とのフィードバックを通じて多数の支持する政策プログラムへと柔軟に修正していくことである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

- ・ 政権を担い得る中心的な二つの政党が存在し、それぞれが政権を担う軸を明確に提示できるという状態が望ましい。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・ 政党は、社会においてはプライベートな団体として活動する一方で、議会においては公的な役割を果たすとの観点から、それに応じた責任を担い透明感のある運営をすべきである。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・ 多くの政治課題があり、国民の価値観も多様化している中、一つの党内で意見が一致しないことが多いのではないか。そのため、議案の提案、審議、採決などについての党議拘束を禁止すべきである。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(3) 与党・野党のあり方・役割等

<委員の発言>

- ・ 自民党内の意思決定の最終過程では、党規約と異なり、最高意思決定機関たる総務会の全会一致の合意が必要だが、これをトップリーダーがその意思を実現しやすい形に改めることも検討している。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・ 「明日の内閣」のようなものを制度化することで、野党時代から政策を練り専門性を身につけ、いざ政権を担うようになった場合、専門的な行政官を指導する力を身につけるべきである。(都築讓君(自由)・153回・H13.11.8)

(4) 政党の憲法的編入及び政党法の制定等

<委員の発言>

- ・ ドイツのように政党を憲法に規定し、その果たすべき役割を明確化すべきである。(島聡君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 政党を憲法に位置付け、その役割と責任を明確にするべきである。具体的には、政党は、民主政治と国民主権の実現のための一種の公器としての性格を

有し、そのため、それにふさわしい開放性と公開性を持たなければならないと憲法に明記すべきである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

- ・ 議会制を維持するために、政党については国民の信頼を得るような措置を憲法も含めて考えるべきである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 政党に対する公的助成が行われている以上、党首選出方法のガイドライン、選挙に際しての首相候補者及び具体的政権構想提示の努力義務等を定めた法を整備する等、政党のあり方を考えていく必要がある。その際、ドイツのように、政党を憲法上に明記することも有意義であろう。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・ 政党のあり方は両院組織法や議会運営に影響を与えられるので、政党の位置付けを憲法上明確にすることが好ましい。そうすることで、民主主義社会における政党の役割及び責務が明確化し、政党に緊張感を生じさせる効果を得られることが考えられる。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

5. 国民投票制度等（直接民主制）

a. 国民投票制度等の導入に積極的な発言

<委員の発言>

- ・ 首相公選あるいは国民投票制度という直接民主制の制度を日本の政治システムの中に組み込むべきである。国家として、国民として、自分の責任を明らかにすること、また、自分たちが選んだ結果には責任を持つことが国民国家形成には大変重要である。現在そのようなシステムがないために、代議制の中で国民と政治家が離れ過ぎてしまっている。（松沢成文君（民主）・147回・H12.4.27）
- ・ 国民主権を実質的に深めていく観点から、住民投票等の直接民主主義のあり方なども議論すべきである。（上田勇君（公明）・151回・H13.6.14）
- ・ 情報技術の発展により容易となった国民投票等の直接民主制による補完によって議会制民主主義を健全で強力にし、真の国民主権を確立すべきである。（藤島正之君（自由）・151回・H13.6.14）

<参考人等の発言>

- ・ 国家がどういう形をとり、国民がどのような方向に進むべきなのか、そうしたことを国家指導者が打ち出し、その結果として、必要な場合には国民投票が行われるという制度的な保障があれば、国民の政治に対する関心が非常に増加する。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・ 国民主権を国民投票制で具体化することが必要である。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・ 国民にも自覚と責任を持ってもらうために、国民投票にかけた方がいい問題については国民に問題を投げ返すことが必要になるであろうし、そうしたからといって議会制民主主義が崩壊したり、その意味が低下するということにはならない。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・ 憲法等において国民投票を行うことを明確にしておかなければ、首相がある問題に関し急に国民の信を問うために国民投票を行うことはできない。また、議会を解散しても当該問題に限って投票が行われるわけではないため、国民投票制を何らかの形で制度化する必要がある。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・ 誰が得をし、誰が損をするかといったレベルでしか国民が国会の議論に関心を持たず、国会の機能が相当低下し代表民主制に対する国民の根強い不信があることにかんがみると、重要問題についての国民投票が必要である。（棟居快行参考人・154回・H14.2.14・人権小）
- ・ 民主主義にとって、人を選ぶことも重要だが、それ以外に、我々のことは我々

で決めるという要素を取り入れることも重要ではないか。そのためにレファレンダムやイニシアチブ等の直接民主制的な制度を導入し、自己決定の拡充を図る方向で、議論が進められてもよいのではないか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

- ・ 現行憲法の採用する代表システムは、国会議員に対する主権者国民の優位性を確保する手続が不完全であり、国民が政治決定に参画する機会はほぼ選挙に限られている。そこで、国民の恒常的な主権性をできる限り担保し得る制度、すなわち、レファレンダム等の直接民主主義的諸手続の併用を検討すべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 国民投票制に関し、国民の直接的な判断に任せるとろくなことにはならないという考え方がある一方で、人に任せてやったときにいい選択ができるのかという考え方がある。私は、国民が自分の判断の結果に対し責任を負うことを積み重ねる方がよいと考える。それにより国民が学んでいくのではないか。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 国民投票制度等の導入に消極的な発言

<委員の発言>

- ・ 国民にとって、短期的には不利益だが、中長期的な観点から必要な施策、例えば新税の導入について、国民投票を行うというような直接民主主義的手続をとった場合、適切な判断がなされないのではないか。(中川昭一君(自民)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・ 今のマスコミは、より刺激的でより視聴率の上がるものを優先して報道する姿勢に見られるように、報道機関ではなく娯楽機関になっている。このような現状では、直接民主主義的手法を取り入れるのは、非常に危険である。(今野東君(民主)・154回・H14.2.14・人権小)
- ・ 国民投票制を制度化した場合、基本的な議会制民主主義が形としてなくなってしまうのではないかと感じる。憲法の前文の一番最初に主権在民、そして議会制民主主義を打ち出し、これらにより憲法、法律が決まると定められているのであるから、国民投票制を法律で制度化することに疑問がある。(宇田川芳雄君(21クラブ)・150回・H12.12.7)
- ・ 憲法の中に国民投票制を打ち出し国民の意思を聴くということは、議会制民主主義のみならず、衆議院を解散したり参議院の選挙をやったりということと国民の意思を集約するという事とも重複してくるという感じもする。制度として整備するのはいかがなものか。(宇田川芳雄君(21クラブ)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・日常的な政策決定への国民の参加を保障することは、大変難しい問題であり、行政活動の専門性が高まる中で、国民が個別の政策判断を的確に下せるのかという問題がある。民意を反映する形で専門的な政策をコントロールするやり方として、国民の直接意思表示という形での国民投票制度、その前提としての情報公開がある。しかし、国民の要望を的確に組み上げて政策に結び付けていくのは、国会議員の仕事とも言える。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

c. 国民投票制度等に関するその他の発言

<参考人等の発言>

- ・国民の間には、重要問題についての国民投票や首相公選制の導入等の直接的な政治参加への意識が高まっている。しかし、国民は、議員をエリートとしての代表者ではなく、自分たちの仲間と考え、自らの意見を踏まえて行動して欲しいと思う一方で、政治の担当者として国民又は住民から国民以上の政治判断をすることを期待する矛盾した要求がある。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・現行憲法上、国民投票制は認められないと考えるが、仮に「国民内閣制」の下で実施した場合には、基本的な政策は選挙によって決定されるので、国民投票は、事実上、首相が自らの信任を国民に問うという意味を有するものとなろう。他方、政府の政策とは直接関係のない独立した重要問題に関する国民投票は、うまく機能する可能性も考えられる。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

国会

1. 両院制

(1) 憲法の趣旨及び両院制についての現状認識

a. 両院制の趣旨（参議院の位置付け）に関する発言

<委員の発言>

- ・ 諸外国で両院制を採用する国は多いが、そこには歴史的な背景があったと思う。日本において、両院制の採用を積極的に根拠付ける歴史的背景があったのかは、やや疑わしい。（松沢成文君（民主）・154回・H14.4.11・政治小）

<参考人等の発言>

- ・ 参議院は、大統領制下の議会が持つ独立性を持っているだけでなく、議会制下の議会が持つ政権構築、政権参加の権限も持っている。（佐々木毅参考人・150回・H12.11.9）
- ・ 参議院への首相指名権の付与は、内閣が国会に対し責任を負うことの一つの具体的現れとして制度化されたと理解する。（高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小）
- ・ 憲法上の組織のあり方からは、衆議院が1回の選挙で大幅に構成を変化させる可能性を持つ点で非常にダイナミックであるのに対し、参議院は、そのダイナミズムを緩和する役割を期待されていると考えられる。（大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小）
- ・ 憲法制定過程の論議を踏まえ、さらに、全国民代表という要請を前提とすると、参議院を「貴族院型」にすることは認められない。（大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小）

b. 両院制の現状についての問題意識に関する発言

<委員の発言>

- ・ 参議院の権限や組織について論ずるべきである。（伊藤公介君（自民）・153回・H13.12.6）
- ・ 二院制は、ダブルチェック機能が期待されていると考えるが、現状においてそのチェック機能が有効に作用しているとはなかなか言いがたい。（船田元君（自民）・147回・H12.5.11）
- ・ 国民主権を実質的に深めていく観点から、二院制のあり方を含む国会の機能の問題を検討すべきである。（上田勇君（公明）・151回・H13.6.14）
- ・ 国会が実質的に国権の最高機関として機能するように、二院制をより意義あ

る形にしていく必要がある。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・参議院は、以前、衆議院のカーボンコピーとも呼ばれたこともあるが、今はチェック・アンド・バランスの役割を発揮し、その存在感が出てきている。今ある参議院というのはとてもアクティブで、二院制をとっている意味がある。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)
- ・両院においてそれぞれ審議することは重要であるが、両院がまったく同じ流儀、審議のやり方を採用することが望ましいとは思わない。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

(2) 両院制の今後のあり方

A. 政権の安定という視点

a. 政権の安定を重視する発言

<委員の発言>

- ・参議院は、衆議院と異なり解散がなく、3年ごとに半数を入れ替える安定した形となっており、衆議院よりも国民と密接な関係にない。しかし、法律案の議決等、参議院の権限は強く、参議院において与党が安定した勢力を確保できない場合には、政権運営のために、連立を組むことが余儀なくされている。こうした点は、憲法の最大の欠点であり、改正すべき項目である。(保岡興治君(自民)・153回・H13.11.8)
- ・与党が衆議院で過半数を占めても参議院で少数であれば、結局、内閣は立ち行かない。それでは、本来想定されている両院制の姿に反することになり、参議院の機能のあり方を見直さざるを得ない。(藤島正之君(自由)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・憲法は、参議院にも内閣に対するコントロール権を一定程度付与しているが、参議院と内閣との間には不信任・解散の関係がない以上、参議院が付与された権限を超えて内閣のアクションを否定するような行動をとることは問題であろう。参議院は、憲法が定めた議院内閣制の趣旨に沿った行動をとるような慣行をつくるべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

b. 政権の安定のみを重視することに否定的な発言

<委員の発言>

- ・これまでも参議院において与野党逆転の状態になることがあったが、両院制

は、これまで、政治上一定の役割を果たしてきたと考える。両院の役割等が違うのであれば、両院制について政権安定の側面だけから考えるのは、やや不適切ではないか。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.11・政治小)

B. 両院の役割分担の明確化の視点

<委員の発言>

- ・「両院制を採用する以上、各院の構成その他が異なっていなければ意味がない」という大石参考人の見解に同意する。現在は、両院とも政党対決の様相を呈しており、大きな欠陥であると考え。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・衆議院を民意の適切な反映を目指す機関とした場合、参議院は専門的意見の反映を目指し、必ずしも選挙によることなく、専門の各分野からの推薦によって院を構成するということがあってもいい。あるいは、衆議院を予算、法律を審議することに特化することや、むしろ参議院は決算の審査とか行政評価を行う院に特化するという事など、明確な役割分担を実現することによって、二院制に期待されるチェック機能を抜本的に強化すべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・首班指名等においては衆参両院の権限は違うが、特に立法の権限についてはほとんど同じである。また、両院がいずれも大所高所から長期的な立場、視野に立って政策論争をすることができないような選挙の仕組みとなっている。これでは二院制の意味がほとんどなくなっており、政治不信の一因となっている。両院がそれぞれに特徴を持って補完し合うという形が、望ましい二院制のあり方である。これらを考えると、国会のあり方についての憲法の条文を思い切って考え直す必要がある。(森山眞弓君(自民)・147回・H12.4.20)
- ・現状では二院制は必要ではない。参議院は衆議院のカーボンコピーのようになっているのではないか。また、参議院の選挙結果で連立政権ができるとか政権の組み合わせが変わったりするということはまったくよくない。二院制であるならば、選挙制度はもとより、二院制の機能、参議院の特殊性というものを十分考えるべきである。(石井一君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・両院の役割分担を図るため、二院制をもう一度機能を分化して作り直すことが重要であり、参議院が政府高官人事の承認や決算の審議等に特化するよう改革を行うとともに、参議院に少数意見が反映されるよう選挙制度を整備し、バランスをとるべきではないか。(松沢成文君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・衆議院が民意を的確に反映しているなら、参議院における審議は時間の浪費とも考えられる。したがって、もっと両院の機能に差をつけるべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・比較制度的にみて、第二院のほうが任期が長いのが一般的な傾向と言える。第二院は、その時々々の政治需要に対応していくよりも、中長期的な国のあり方等に重点を置いた審議をすべきではないか。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・参議院が理性の府としての機能を果たすためには、政党の力があまり及ばず、所属している組織に縛られないような表決のあり方、客観的な公益を目指すような公開の場での闊達な討議を確保すべきである。そのためには、ある程度の数の多様なバックグラウンドをもった議員が選出されるべきである。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・衆議院は、政権を支え、法律や予算をつくる院である。一方、参議院は、政権を支える与党の論理によらず、大所高所からの国政上の問題の研究や行政監視等、批判的、シンクタンク的な機能を強化すべきであり、その分、立法、総理大臣指名等の権限が減らされるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・最高裁の裁判官の指名について、参議院がヒアリングを行った上で同意する権限を持つ、あるいは、条約の承認については参議院に先議権を付与するなど、参議院の役割を新たに見出していくことが必要ではないか。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・両院制を前提にすると、両院はそれぞれ独自の機能を持つことが望ましいことから、両院組織法もできるだけ異なった原理に基づくことが肝要である。両院の関係については、その趣旨に照らし、各院の組織、権限及び手続の三点を有機的に関連させて考える必要がある。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

C. 参議院の権限縮小等の視点

a. 参議院の権限縮小等に関する発言

<委員の発言>

- ・参議院の任期は、変化の激しい現代を考えると、一律同時に3年とすべきではないか。衆議院は解散があるので任期は長くても構わないが、参議院は解散がなく、むしろ衆議院より短くてもよい。(藤島正之君(自由)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・法案について両院の議決が異なった際の衆議院による再議決要件は、出席議員の3分の2による特別多数決から通常多数決に改めるべきである。ただし、

その場合、一定の期間衆議院は再議決権を行使できないとすべきではないか。
(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

- ・議院内閣制の下、衆議院が政権を形成・維持する基盤となることは当然である。これに対して参議院が政権との間に一定の距離を置くことにより、両院制の趣旨が発揮される。したがって、総理大臣の指名権を衆議院のみが持つよう憲法を改めるべきである。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

b. 参議院の権限行使の自制等に関する発言

<委員の発言>

- ・高橋和之参考人は、下院優位の議院内閣制の趣旨に照らし、参議院はその権限行使を自制すべきと言うが、参議院議員も国民から直接選挙される以上、参議院に対して自制せよと言うのは難しい。結局、憲法上、両院の権限がほぼ同じであることに問題の根源があり、自制だけではなかなかうまくいかないのではないかと。(谷垣禎一君(自民)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・二院制の妙味を活かすためには、両院の構成や役割が異なっている必要がある。しかし、現在の参議院は、法案の議決に関する権限が相当に強く、政権運営のためには、与党は参議院においても多数派を確保しておく必要があり、二院制の妙味が活かされていない。妙味を活かすためには、参議院の憲法上の権限を縮減する等の措置が考えられるが、憲法改正のためには、参議院の特別多数の賛成が必要であり、現実論として難しい。そこで、参議院が自主的に権限行使を抑制する慣行を確立すべきである。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・参議院は、法律の制定に関する権限行使により実質的な内閣不信任権を行使し得るにもかかわらず、内閣はこれに対して解散等の手段を持たないため、機能不全に陥る可能性がある。「国民内閣制」の運用に際しては、参議院は権限行使を抑制する等憲法習律の確立を図るべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・参議院が法律制定権について非常に強い権限を持っていることから、両院間に不均衡な状態が生ずることはあり得る。しかし、その改善を図る上で憲法改正が必要であるとは考えていない。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)

D. 諸外国との比較の視点

<委員の発言>

- ・諸外国に比べ人口比で日本の議員数は少ないこと、参議院の権限などさまざ

まな問題について、日本の日本的な民主主義のあり方として今後引き継いで活かしていかなければならない問題、改善すべき問題をよく見て進めていきたい。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・米国では、両院協議会が非常に積極的に機能している。また、ヨーロッパ諸国では、政府が法案成立に向け、上院の意を汲んだ修正を図る慣行が成立しているなど、両院制がうまく機能している例が見られる。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

E. その他

<委員の発言>

- ・両院制の問題は、国権の最高機関である国会における主権者たる国民の意思の反映のあり方の問題であるので、それがきちんとなされているか、審議内容や行政に対する監督権がどのようになっているかといった具体的な問題の現状を見た上で改善を図ることが肝要である。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.11・政治小)

(3) 両院制の是非

a. 両院制の維持に積極的な発言

<委員の発言>

- ・激変の時代において、両院制は、両院においてそれぞれ審議することを確保する点では意義があると考えられるので、これを維持すべきである。(伴野豊君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・どのような選挙制度を採用するにしても、日本のように人口の多い国において、有権者の多様な意思を一院で集約できるかは、かなり疑問であり、両院制を維持することが妥当である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

b. 両院制の維持に消極的な発言

<委員の発言>

- ・両院制の優れた点も観念的にはあると思うが、現実には、両院とも同様の議論をしているため、結果として法案の審議及びその成立が遅れており、必ずしも両院制の維持には賛成できない。(井上喜一君(保守)・154回・H14.4.11・政治小)

2. 選挙制度

(1) 現行の選挙制度に対する認識

<委員の発言>

- ・国全体を選挙区とする者は、日本という国に関して全国的な感覚を身に付けており、選挙を通じて自分の国というものを意識しているのではないか。両院の一方でそのような選挙制度を採用した場合、そこに両院の違いの意味の一つを見出せるのではないか。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・衆議院の選挙制度は、趣旨の異なる二つの制度の混合形態であるが、小選挙区300人、比例区180人という定員からすると、やはり二大政党を志向するような制度になっている。(井上喜一君(保守)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・小選挙区制と比例代表制の組み合わせが不適切であるとは考えない。一議席であっても社会の中に存在する少数意見を反映した議席の存在は、シンボリックな意味を持つので、そのような観点から、小選挙区制に比例代表制を加味することを正当化できるのではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・衆議院議員総選挙での小選挙区と比例代表の重複立候補は、政党からその必要性が唱えられているならば、禁止する必要はない。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・参議院の選挙区制の組織原理は、地域代表的な性格を重視した組織原理とともに、人口比例的な原理も取り入れた混合型であろう。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

(2) 現行の選挙制度の問題点

a. 小選挙区制の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・小選挙区制は、人口の増減による選挙区画の微調整が必要になることや、細川政権下の政治改革では二大政党制になるどころか、一時は16政党の乱立を招くなどしたことから、中選挙区制が望ましい。(中山正暉君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)

- ・現実には、一回の選挙で民意を「集約」することは不可能であるので、多様な意見を国会の場に「反映」させることを可能とすべきであり、そのような観点から、小選挙区制は好ましくないと考える。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・小選挙区制は理論的に正しいと思うが、実際には、ある党の公認を得られなかった者が他党から立候補する等の例が見られる。これでは小選挙区制をうまく運用できるほど民意が成熟しているのか疑問を抱かざるを得ない。他方、かつての中選挙区制は、問題も多いが、世代交代がスムーズに行われていた等、どちらがよいのか、明確には判断しかねる。(井上喜一君(保守)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・このまま小選挙区制を続けていくと、何となく、片方に偏るのか、無党派層がさらに増加するのではないかという危惧を抱いている。(近藤基彦君(21クラブ)・150回・H12.11.9)

b. 小選挙区比例代表並立制の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・現在の選挙制度は、比例制が加味されており、リーダーと政策を国民が選択するという形に十分にはなっていない。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・小選挙区比例代表並立制という衆議院の選挙制度には、民意の「反映」という点で大きな欠点がある。(斉藤鉄夫君(公明)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・小選挙区比例代表並立制では、有権者に対し、小選挙区では、一番に当選しそうな者に対し投票を強いる一方で、比例代表では、自分の支持する政党に投票を行うという分かりにくい選択を強いるものである。有権者に多様な選択肢を保持させつつ、同時に安定した政権を担い得るように議席の多い政党を議会に誕生させるには、フランスで行われている小選挙区二回投票制をとるのも一つのアイデアである。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・選挙制度の組合せには、あまり賛成できない。いつでも政権交代の可能性が考えられる小選挙区制の採用がよいのではないか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

c. 参議院議員の選挙制度の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・参議院議員の選挙区選挙は、一人区もあれば四人区もあり、原理原則がないような気がする。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・参議院比例代表選挙の非拘束名簿方式の実際上の主要点は、個人名の票をその所属する政党の票に加算することにあるため、大量得票者の票は、自己の得た票では当選することのできない候補者をも当選させる効果を持つことになる。したがって、この方式は、一人一票の大原則に抵触するものとして憲法と相入れない。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

d. 両院議員の選挙制度が類似していることの問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・現在は、両院の選挙制度があまりにも似通い過ぎていて、両院制の意味を損ねているのではないか。(中野寛成君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・選挙制度について問題である点は、衆議院と参議院であまりにも同じような制度を採用しているところである。衆議院は現行制度でよいが、参議院のあり方は、選挙制度を含めて考える必要がある。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・現行公職選挙法は類似した両院組織法を定めているが、これは両院制の趣旨を損ねていると考える。特に参議院については、議員定数格差の問題よりもはるかに深刻な問題である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

e. 一票の格差に関する発言

<委員の発言>

- ・議院内閣制の「国民内閣制」的運用と憲法との関わりを考えた場合、44条に、現実に問題となっている一票の格差、すなわち居住地による差別の禁止が規定されていない点が問題となる。(松沢成文君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・一票の格差が大きいままでは平等選挙が実現されない。それは、立法府に対する参政権だけでなく、下院議員を通じて間接選挙で総理大臣を選ぶ以上、行政府に対する参政権もひずんでくる。(松沢成文君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・憲法が要求していると考えられる一人一票の原則の実現に努力することなく格差が放置されている議員定数不均衡の問題は、国会が作り出した憲法と現実との乖離の事例である。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

f. 選挙権・被選挙権の年齢に関する発言

<参考人等の発言>

- ・ 現行の公職選挙法には、18 歳から 20 歳までの層を政治そのものから遠ざけているという様相がある。(大石眞参考人・154 回・H14.4.11・政治小)
- ・ 被選挙権年齢が衆議院議員と参議院議員で 5 歳違うということは、組織原理という点からは、有意味な違いをもたらさないのではないか。(大石眞参考人・154 回・H14.4.11・政治小)

g. 議員定数の少なさに関する発言

<委員の発言>

- ・ 大石眞参考人の話からは、日本の議員数は決して多くないと感じた。比例ブロック選出者にとって、現在の選挙区はさすがに広すぎる。もう少し地域に密着した選挙制度とするには、議員数を増やしてもいいのではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・154 回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 我が国の小選挙区制の問題として、第一に、小選挙区制は、議席配分への増幅効果が非常に大きいため、全選挙区で得票しなくとも政権交代が可能という利点があるにもかかわらず、現実には、政党がそのような候補者の立て方をしていない点、第二に、小選挙区制の場合、議員一人当たりの人口を 10 万人程度として運用することが望ましいが、我が国では、人口 40 万人に一人という大規模な選挙区となっている点が挙げられる。(大石眞参考人・154 回・H14.4.11・政治小)

h. 現行の選挙制度の問題点に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 前回の選挙制度改革には、政権交代を可能にするとの思惑があったと思われるが、参議院の権能が非常に強いなど現行制度では、下院の 1 回の選挙で政権交代が起きるイギリスとは異なり、日本の場合は、政権交代が容易には起こり得ない状況になっている。(島聡君(民主)・154 回・H14.4.11・政治小)
- ・ 現在の選挙制度には、一票の格差、過剰な規制が行われている公職選挙法の問題等のゆがみがある。(塩川鉄也君(共産)・153 回・H13.11.8)
- ・ 現在の我が国では、選挙での公約が守られていない、尊重されていないという問題がある。(塩川鉄也君(共産)・153 回・H13.11.8)
- ・ 低投票率の問題は、憲法の定めた制度上の問題ではなく、国会や政治のあり方の問題である。(金子哲夫君(社民)・154 回・H14.2.14・政治小)

- ・衆参の同日選挙は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙において同じような国民の意思が表明されることにより、ほぼ同様の選挙結果を生じてしまうことなどから問題である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・日本では、両院いずれかの選挙がほぼ1年半ごとに行われ、議院内閣制を採用しながら、實際上、参議院の選挙結果が首相の地位に影響を及ぼしている。そのような状況では、安定した政治が得られないのではないか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・同日選挙の問題については、衆議院選挙と参議院選挙を別の日に行って別の結果を出すことによって、両院制のしかるべき運営ができると考える。しかし、実際上の問題として衆議院と参議院の選挙を別々にやって、衆議院選挙の場合には投票率が高いが、参議院選挙については、投票率が低いということとなると、参議院議員のある意味での地位の正当性にも響くという問題もあり、同日選挙の場合に参議院選挙も含めて投票率が高くなることの意味を考えざるを得ない。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

(3) 選挙制度を考える際の視点

a. 憲法原理としての選挙制度についての発言

<委員の発言>

- ・日本の政治機構を考える際の最も根本的問題は、国民一人一人に平等かつ公正に、参政権が与えられているかという点である。(松沢成文君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・憲法は、14条及び15条に、法の下での平等、普通選挙権や秘密投票等を規定し、さらに44条で、選挙における平等性を強く求めており、平等主義、普通選挙、秘密投票は、厳密に規定された憲法原理である。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・両院の選挙制度のあり方は原則的に国会の裁量により決定できるが、選挙制度を考えるに当たっては、立法によっても変更できない憲法原理と法律で規定することができる事項とを区別することが必要である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・衆議院組織法については、直接選挙・平等選挙は憲法上の原理・要請である。他方、参議院組織法については、参議院の憲法上の役割を選挙制度にどう反映させるかが重要な問題であり、間接選挙制を可能とする意見や直接選挙で

あっても平等選挙の原則は要求されないとする意見に賛成である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

- ・平等選挙とは、一人一票の原則を前提に、投票価値ができるだけ等しくあるべきだという要請をいうが、それは、機械的に1対1でなければならないのか、全国平均からの偏差等人口比以外の要素も入れて等しいということを考えるのかは、大きな議論の分かれ目となる。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・投票価値の完全な平等は、一般的要請としては理解するが、その実現には、現在の市町村単位の区画をすべて変更する必要がある。行政区画を越えた選挙区の設定が有権者の意思に沿うのか、慎重に考えるべきである。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

b. 選挙結果に民意が反映されることの必要性等についての発言

<委員の発言>

- ・選挙制度が多く国民の納得する制度になっていなければ、しだいに政治に対する信頼まで損なわれていくと考える。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・どのような選挙制度であっても、住民といかに濃い密度で接触できるかということが、政治の一番根底にあるのではないか。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・選挙法が実質的な意味で憲法に属する以上、国民の意思が的確に反映されるような両院のあり方を議論していくべきではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・選挙の機能には、民意の「反映」と、多様な意見を最終的にできるだけ数個の束ねた形にする民意の「集約」とがあると思う。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・議会制民主主義を保障するかなめは、国民意思が国会に正確に反映されるということである。国民の意思を国会に反映させることについてのルールが破壊されていることが、解決すべき大きな問題である。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.9)
- ・民主主義の大原則としての少数意見の尊重は、民意の反映という観点からは非常に重要である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・選挙制度は、多様な民意を反映することが非常に重要であると同時に、やはり大きな権力をつくるという要素があるので、民意を集約し、意見を統合していく作用をも本来的に有しているものである。(大石眞参考人・154回・

H14.4.11・政治小)

c. 両院制の趣旨を活かし、各院の権限等にふさわしい選挙制度の必要性についての発言
<委員の発言>

- ・両院がともに民意を反映している点では同じであり、また、類似の選挙制度を採用していることからすれば、両院の権能に大きな差をつけるべきではない。参議院は衆議院のダイナミズムを緩和すべきという観点からは、どのような選挙制度がふさわしいかを考えるべきではないか。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・両院の関係を考えるに当たっては、両院制の趣旨に照らし、各院の組織、権限、手続の三点を有機的に関連させて考えるべきである。選挙制度も、各院それぞれの問題としてではなく、両院の権限関係を踏まえた上で、両院制をより意義あるものにする観点から再検討すべきであろう。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・衆議院は政党を単位に政権を支える点に主眼があるならば、参議院はそれと異なる役割を期待されることになるので、参議院の選挙制度を考えるに際し、個人本位の考えを前面に押し出すことは可能であろう。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

d. 首相を選ぶための選挙という観点からの発言

<参考人等の発言>

- ・選挙に際し各党が首相候補者を出す場合、首相になる見込みが極めて低い候補者が存在することになる。こうした状況の発生を回避するには、選挙前に、少なくとも40%程度の支持を得られるような政党間協定が結ばれ、統一首相候補が掲げられた上で選挙が行われるべきではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・多様な民意をそのまま議会に反映するだけでは民意の統合にはならず、それらの集約が必要ならば、多様な民意の存在を踏まえた上で、選挙の際に、有権者に望ましい政権の選択を迫ることも重要ではないか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

e. 投票の義務化等に関する発言

<委員の発言>

- ・低投票率の選挙で選出された者が代表と言えるかどうか疑問であり、投票を義務付けるべきかどうかという問題も含めて、投票率上昇のための検討が必要

である。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・特定の偏った人の投票率が高く、無気力な多数の人が投票していないとすると、投票の結果には、国民の正規分布が反映されていないので、投票を事実上義務化し、投票率を上げる措置をとるべきである。(孫正義参考人・151回・H13.3.8)
- ・一般国民の間では、政治的無関心・政治不信・投票率の低下といった現象が見られ、これでは有権者としての権利と義務を放棄したものと言わざるを得ない。(遠藤正則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

f. 選挙制度を考える際の視点に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・完璧な選挙制度はないと考える。制度疲労というのは必ず生じるので、選挙制度も、10年、20年といった一定の周期で変更してはどうか。ただし、その際には、衆議院と参議院とでまったく異なる選挙制度にしなければ意味がない。(中野寛成君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・選挙制度の問題を考える前に、低投票率の原因について考えなければいけないのではないかと。政策に関してどのように民意を問うかという問題が、投票率にも関わってくるのではないかと。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・小選挙区制と二大政党制が、必然的にセットであるとの前提が間違っている。小選挙区制を採用しているイギリスやフランスでは、有力な第三党が登場している現状等を踏まえて選挙制度を考えるべきである。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

(4) 選挙制度のあり方

a. 両院制の趣旨を活かし、各院にふさわしい選挙制度とすべきとの発言

<委員の発言>

- ・政党には離合集散がある一方、個人についてはその生活を見ることで能力や人格等が把握できるので、参議院の選挙の方法は、候補者個人に投票してもらう方がよいと考える。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・衆議院は政権を構成する院であるので、単純小選挙区制の導入により二大政党制が形成されるようにすべきである。そうなれば、日本においても英国の

議院内閣制のような運用が可能となると考える。(松沢成文君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)

- ・両院制に起因する選挙制度のあり方の違いについて、議論を深めていかなければならない。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・現行憲法の実選挙制度についての規定は、かなり限定的である。憲法は、両院制との関連で、選挙制度について具体的に踏み込んだ内容まで述べる必要があるのではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・類似した選挙制度は、両院の機能をまったく損ねてしまう。両院がそれぞれ筋のある選挙制度、例えば、衆議院は小選挙区制に徹し、参議院は都道府県一律3人の地域代表というようなやり方をやってみてはどうか。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・参政権の充実という観点からは、選挙の原理についてのポイントに加え、各院の実選挙法はそれぞれこういう原則に基づくべきであるという組織のポイントについても憲法上に表されているべきである。また、主権者である国民の意思を反映するという観点からは、そうした原理原則を皆に見えるような形で憲法に書くことが必要であろう。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

b. 政権選択を視野に入れた選挙制度とすべきとの発言

<参考人等の発言>

- ・例えば議員の数を小選挙区だけで300人とすれば、二大政党に収れんする。二大政党になれば、一方の政党が行き詰まるまでは総理大臣は全責任を持って官僚に命令することができ、それでうまくいかなければ他方の政党に政権を譲るということになり得る。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
- ・デモクラシーの原則からすれば、国民の過半数が支持した政策の実現が民意の反映された政治であろう。民意に忠実に議席配分をしたとしても、現実に採用されたプログラムが国民の過半数が支持する政策でないならば、民意に従った政治とは言えないだろう。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・選挙では、政党・指導者・政策の三位一体をつくり、国民は、総選挙を通して首相と国の基本政策を選ぶという点をはっきりさせるべきである。また、代議士は、地元の利益代表ではなく、首相の実選挙人として国民から選ばれるという点を明確にすべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・現行制度では、衆議院議員総選挙を受けて選出された首相の地位が参議院議

員選挙の結果に影響されるという潜在的要素があり、政治の安定が確保されていない。選挙によって国民の意思が示されることとともに安定政権の確保も重要であり、その点からの根本的な再検討が必要である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

c. 一票の格差の是正、公正な民意の反映を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・憲法改正に賛成である。しかし、一票の価値が平等ではないおかしな日本の民主主義を改めなければ、公平、公正な環境の中で憲法改正が行われるということにはならない。(岩國哲人君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・一票の格差について、例えば選挙区選挙においては2倍を超えてはならないということ、憲法上明記すべきである。(松沢成文君(民主)・154回・H14.2.14・政治小、154回・H14.4.11・政治小)
- ・平等選挙という場合の一票の格差は、一般的な要請ではなく、憲法上の要請として、1対1に近づけるべきである。(山口富男君(共産)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・いわゆる一票の格差について、立法府は1対2を超えない範囲で人口の変動であるとか、その他の政治的な配慮を行うべきである。1対2を超えるというのは違憲である。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・選挙における「一票の格差」の問題は重要であり、憲法学の通説では、2倍を超える格差がある場合は違憲と考えられているが、これを憲法に明記することで、そのような差別の禁止が明確になると考える。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・選挙制度について、全部小選挙区にする場合には、2回投票制で行えばよいと考える。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・選挙が多様な民意の「反映」と「集約」という二つの働きを有するとの観点からすると、フランスなどで行われている2回投票式も検討に値する。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

d. 選挙権年齢の引下げ及び被選挙権年齢の一本化を図るべきとの発言

<委員の発言>

- ・選挙権の18歳への年齢引下げを早急に行うべきである。また、衆議院議員と参議院議員の被選挙権について5歳の年齢差を設けていることは、現在ではあまり意味がないのではないか。(中野寛成君(民主)・154回・H14.4.11・政治小)

- ・ 18 歳以上 20 歳未満の者は納税しているのであるから、18 歳選挙権の実現は、憲法上の要請であると考えられるべきではないか。(山口富男君(共産)・154 回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 投票権を 18 歳以上の者に与えることとし、若い人々の意見が国政に反映されるようにすべきである。(孫正義参考人・151 回・H13.3.8)
- ・ 選挙権年齢を満 18 歳にするように選挙法を改めるべきである。高卒で就職し、納税者として国民の義務を果たしている者が多数存在するにもかかわらず、20 歳になるまで選挙権がないということは、大きな問題である。また、「代表なければ課税なし」という観点からも考えるべきである。(大石眞参考人・154 回・H14.4.11・政治小)

e. メディアのあり方、技術革新に合わせた選挙制度を考えるべきとの発言

<委員の発言>

- ・ IT は、国民が民意を国政に反映させる手段として重要であると考えられる。(土屋品子君(自民)・154 回・H14.5.9・国際小)
- ・ 健全な選挙制度確立のためには、メディアのあり方を問うこと及び技術革新に合わせた選挙制度にすることが必要である。(伴野豊君(民主)・154 回・H14.4.11・政治小)
- ・ 現在の選挙制度では、選挙運動にインターネットを使用することができないことになっており、これを改めるべきである。(細野豪志君(民主)・151 回・H13.3.8)
- ・ 電子投票制を導入すべきである。(細野豪志君(民主)・151 回・H13.3.8)

<参考人等の発言>

- ・ アメリカにおいては、大統領選挙のような選挙戦において、例えば、広く国民から政治資金を集める方法としてもインターネットが活用されており、我が国でも選挙運動においてインターネットの活用が図られるべきである。(孫正義参考人・151 回・H13.3.8)
- ・ IT 技術の進展で電子投票制度は導入可能となっており、選挙に電子投票を導入すべきである。(孫正義参考人・151 回・H13.3.8)
- ・ 選挙制度への技術革新の反映については、ホームページやインターネットによる投票等の問題があるが、時代の流れに合わせて変えるべきところは変えていけばよいのではないかと。(大石眞参考人・154 回・H14.4.11・政治小)

f. 選挙制度のあり方に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・憲法改正の際、43条の「選挙された」という言葉を改め、推薦制その他の方法も採用し得る仕組みとすべきではないか。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・総理が代わるたびに民意を問うべきである。(伴野豊君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・衆議院の選挙制度について、定数3で150選挙区という中選挙区制を提案している。定数削減及び一票の格差是正の両方を達成するためにもよいのではないか。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.4.11・政治小)
- ・選挙時に争点となっていなかったことが新たに重要な政治課題として提起されたり、選挙で掲げた公約が選挙後に変わっていくのは、問題である。このような場合には、国民の信を問うべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.11・政治小)

<参考人等の発言>

- ・国民が国会議員等を選ぶための材料をできるだけ多く提供するという意味で、選挙運動に対する規制の緩和という観点から、抜本的な公職選挙法の改正を検討すべきである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・我が国は、政治的な対立軸の多い国であり、多様な選択肢を残し、かつ、安定した政治基盤を議会の中に残していくことを考慮していくと、フランスでとられているような小選挙区の二回投票制ということを考えてよい。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・選挙法は憲法そのものとの考えからは、新しい選挙制度の下での選挙を1、2回行った程度で変更するのは、よいことではない。制度の長所、短所の見きわめがつくまで、その制度で運営するのが望ましい。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・重要政策については、直ちに下院の解散をして国民に意思表示の場を与えるべきだとする考えがあるが、解散が下院議員の地位を奪うという重大な行為であることにかんがみれば、解散権は制約する方向で考えるべきであるとする議論にも一理ある。したがって、争点が生じたからといって直ちに解散を行うことには必ずしも賛成できない。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)
- ・普通選挙、平等選挙、秘密投票、自由選挙という原則が、解釈上認められることは間違いがないが、14条及び15条は憲法制定の最終段階で入れられたこともあり、それらが必ずしも整った形で書かれておらず、普通選挙の原理をどこで書こうとしているのか明確でないところがある。(大石眞参考人・154

回・H14.4.11・政治小)

- ・ 諸外国の憲法の多くは、選挙制度の重要な事項や国民の参政権に関わる事項については憲法典で明記し、その遵守を謳っており、その点において、日本国憲法にはやはり足りないところがある。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

3. 国会の運営・手続等

a. 議会での議員間の議論を重視する発言

<委員の発言>

- ・与党議員であっても、内閣が提出した議案について国会という公開の場で議論し、議事録に残る形で問題点を明らかにしていくことこそが、全国民を代表する国会議員としての務めではないか。(中村哲治君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・政党や議員の力量や役割を高め、国会での審議を実質的なものとするにより、多様な国民の意見を反映し、国民の意思が熟成されることが重要である。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)
- ・議員同士がマスコミを通じてしか議論しない等の特徴を有する日本型の国会運営が、国会を貧弱化させた。政治家が国民から尊敬されるような存在となるよう、国会で時間をかけて議論すべきである。(北川れん子君(社民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・アメリカ型のようにゆっくり議論ができ、納得のいく議論の結果法律が成立するようなシステムをこれから考えていきたい。(日森文尋君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・法律案についての与党における事前審査を廃止し、議会における公開の場で討議することになれば、「討議民主主義」の確立に資することになると思う。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・行政に対して国会が質問や何らかの追及をすることは必要であるが、一方で、政治任用を増やすことを前提にして、法案審議における与野党の議員同士の議論を活発にしていくことも必要ではないか。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

b. 少数会派による国政調査権の行使等に関する発言

<委員の発言>

- ・少数会派が国政調査権を発動できるようにすることは、政権交代可能な政治の実現や行政監視機能の充実を図るため、最も必要なことである。(島聡君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・民主主義においては、最終的には多数決により事を決することになるが、同時に、少数者の意見の尊重の仕方も重要な課題である。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・本来、内閣の政策は、与党内の議論を基礎に形成され、それに対して野党から質問や代替政策の提示がなされるという性質のものである以上、野党に質問時間を多く配分すると同時に、もう少し野党の権限を強化する方が、与党及び内閣の政策が真に国民に受け入れてもらうためにもよいのではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・内閣をチェックするという国会の権能を強化する必要がある。その際、国会の多数派が内閣と同じ立場であることを考えると、少数派を優遇するという観点から制度を構築すべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・国政調査権は、議院ではなく議員に与えるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

c. 議案の提出手続等を改めるべきとする発言

<参考人等の発言>

- ・議員立法を提出するに当たり、会派の代表者の許可がないと提案できないという妙な慣習を速やかに廃止して、国会法の文言どおり、衆議院20人、参議院10人との要件で法案を出せるように変えていくべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・日本国憲法の下では、内閣に法案提出権を認める考え方が支配的であるが、国会が唯一の立法機関であることにかんがみれば、法案を提出できるのは国会議員だけだと考えるべきではないか。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

d. 会期不継続の原則を改めるべきとする発言

<参考人等の発言>

- ・会期不継続の原則の廃止ないしは見直し等国会の運営について大幅に見直すべき問題がある。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・一回の選挙から次の総選挙のときまでは衆議院の院内勢力は、基本的に変わらないので、その単位を前提とした議院及び議会の運営を基本にすべきである。会期制度、あるいはこれに伴うとされている会期不継続の原則を改めて、「立法期」を採用することが必要である。(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

e. 会派の地位等を明確にすべきとする発言

<参考人等の発言>

- ・会派は、公的な存在であることが明らかである以上、公的な機能を果たす。それなら、その地位等について、ある程度成文法的な規律を設け、それに従って議会運営に協力してもらうという方向で改革していくことは重要であろう。
(大石眞参考人・154回・H14.4.11・政治小)

内閣

1. 内閣の組織等

(1) 首相（政治）のリーダーシップ強化

a. 現状認識に関する発言

<委員の発言>

- ・総理大臣は、憲法 66 条では「内閣の首長」になっているが、内閣法では単なる「議長」になっており、さらに、国家行政組織法ではほとんど他の国务大臣と同じ存在になってしまっている。（島聡君（民主）・154 回・H14.7.4・政治小）
- ・現在の内閣法では、首相の位置付けや機能が明確になっておらず、首相の指導性や総合調整機能が現在の状態では弱すぎる。（筒井信隆君（民主）・153 回・H13.11.8）
- ・現行制度上、首相は内閣の首長として強力な権限を有しており、憲法改正の必要はない。（山口富男君（共産）・154 回・H14.3.14・政治小）
- ・憲法上、首相が首長としての地位を有することが明確なのに、内閣法や国家行政組織法の規定がそのような首相の地位をおとしめている状況にあると考える。（金子哲夫君（社民）・153 回・H13.11.8）

<参考人等の発言>

- ・内閣という公式制度を中心に政治主導を実現するための課題は、必ずしも憲法問題・法律問題ではなく、ほとんどが政治的慣行であり、政治家が処理できる問題である。（佐々木毅参考人・150 回・H12.11.9）
- ・首相の権限は、強大である。（渡部昇一参考人・150 回・H12.12.7）
- ・首相の指導力強化や迅速な政治決定が求められている背景には、現代国家においては、政府に対して、社会経済の分野にさまざまに介入して、総合的な企画や調整をし、立法府の立法活動をも指導していくという、統治や執政という役割が求められているということがある。一方で、こうした政府の活動をどのようにコントロールしていくかは重大な問題であって、公開の場で情報を的確に出し、説明を求め、その正当化について論議すべきである。（長谷部恭男参考人・153 回・H13.11.8）
- ・我が国とイギリスを比べると、我が国では、政策決定プロセスが与党と政府で二本立てとなっているのに対して、イギリスでは、与党議員のかなりの部分が政府に入り込み、政策決定が一元化している。その分迅速かつ首相の政治指導力が強いものとなっていると評価できる。（長谷部恭男参考人・153

回・H13.11.8)

- ・2002年から実施された行政改革の課題として、各省を管理・コントロールする機関とされるべき内閣府が、知恵の場という位置付けをされたり、多くの実施事務を持たされたりして、曖昧となっている。これをどのように運用していくかが問題となっている。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・現行法上、首相の指導力の妨げとなるものはない。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・指導力発揮の阻害要因は、議院内閣制自体ではなく、首相が示した優先度の高い政策に対し与党が異論をはさむという、政党政治の基本に反する行為である。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・66条3項の内閣の「連帯責任」とは、英国のように、与党の実力者が結束して首相を支えていくとの政治的意味の言葉と捉えるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・首相は、憲法上、米国大統領にも優る極めて強い権限を保持しているが、それが諸法規により手足を縛られた状態になっている。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・今の議院内閣制の首相は、憲法上、大変大きな権限がある。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関する発言

b-1. リーダーシップ強化に関し65条の改正をすべきであるとする発言

<委員の発言>

- ・65条において、行政権の所在を「内閣」から「内閣総理大臣」に改めるべきである。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・現在の憲法や内閣法の下でも、首相は国务大臣の任免権をはじめとした強力な権能を有してはいるが、65条において、行政権の所在を「内閣」から「内閣総理大臣」に改めることにより、国会や裁判所のような合議体と異なりピラミッド型組織である内閣における内閣総理大臣の指導力の強化・明確化を図ることができる、総理大臣候補者を選定する政党の側に緊張感を与えることができるなどの効果がある。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

b-2. 現行制度の運用により改善を図ろうとする発言

<委員の発言>

- ・首相は、閣議での発議権(内閣法4条2項)を活用して、法案提出の決定過

程で主導的役割を果たせるはずである。その場合、与党の事前審査は廃止すべきだが、内閣に対するコントロールの観点から、与党議員も国会審議の過程で必要に応じ法案の修正を求めることとなろう。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・政治的なリーダーシップの発揮に関し、現在の制度でも、主任の国務大臣は、官僚に対し相当に強い権限を有しており、政治の側が官僚を説得できる能力を持つことが必要であり、かつ、大事なことである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相によって登用された与党の優秀な人材からなる内閣が、選挙で示された民意の実現のために、次回の選挙まで同一の構成員でその任に当たり責任を全うするとの慣習を形成していく必要がある。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・副大臣以下については、政治主導の趣旨が徹底していないので、それぞれの大臣が推薦した者を総理が任命するといった運用をしていくべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

b-3. リーダーシップ強化についての今後のあり方に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・総理大臣の権限が非常に不明確であるということが、今日の総理大臣のリーダーシップが発揮されにくい状況を生んでいるのではないかと。統括する権限を始めとする総理大臣の権限を、もっと明確にしたらどうか。(鹿野道彦君(民主)・150回・H12.11.9)
- ・首相がリーダーシップを発揮できるようにするためには、法制度の整備をすべきである。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・2002年から実施された行政改革において、内閣府が他省庁とは異なる機関であることを明確に打ち出すべきであった。(筒井信隆君(民主)・153回・H13.11.8)
- ・内閣の主導権が発揮されなければいけない。同時に、チェックだけではなくて、政策について国民に分かりやすくきちんと説明をしていく、そういう意味での議会制民主主義というのは大変重視されなければいけない。(日森文尋君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・内閣の存在感を高めていくことが、国民主権の存在感を高めることにつながる。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・内閣の人選について、首相がイニシアチブを握って民間人を多用することは

構わない。首相の権限が強化されるという形で、より固有性を持った内閣というものがそのたびごとにできるだろう。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)

- ・首相に強い権限を認めていない現在の内閣制度は、首相に強い権限を認めている現行憲法上の規定をおとしめているものであるとの指摘があるが、現在のような形での内閣制度のあり方も論理的にはとり得る制度であると考え。しかし、現行の内閣制度が創設された当時に比べ、現在は技術も進歩し、時代も変わっており、現在に応じた形で制度の修正、設計がなされるべきである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・我が国は、他の先進国と比べても異例な行政組織法定主義というものをとっており、行政組織のあり方について国会が厳しい制約をかけている。国会と内閣を一体のものとする立場からは、もう少し内閣が国会の制約を離れて、弾力的に行政組織を作り変えることができるようにすべきではないか。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・首相のリーダーシップとは、政治の最高指導者として、行政府、与党及び国民に対して発揮されるべきものである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・行政改革等を進めるには、各省の行政組織を法律ではなく欧州各国にならって政令で定め、行政の機動性を高めるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・各省庁の縦割り行政を打破して、総理大臣のリーダーシップを強化し、重要課題に迅速、機動的に対応できるようにしてもらいたい。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 閣議における全会一致原則等

<委員の発言>

- ・憲法解釈からは、閣議決定は全会一致による必要はない。(島聡君(民主)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・内閣法6条をそのまま解釈すると、首相は、閣議にかけて決定した上でなければ大臣を通じて各省庁を指揮監督できないことになってしまうが、こうした規定は問題があり改正されるべきである。(筒井信隆君(民主)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・政権の構成と運用について内閣法により定められているが、どこまで法律に

より制限し、どこまで内閣の裁量に委ねるかについて検討することが必要である。内閣法により定められているということは、やはり大きな問題点である。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

- ・内閣法は、首相が閣議にかけて決定をしなくても、行政各部を指揮監督できるように改正すべきである。そもそも、内閣法で、内閣の構成や、内閣の物事の決定の仕方などを細かく決める必要があるのかが疑問である。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国会で選任されるのが首相だけであることから首相の主導性は強く認められるべきであり、首相と他の閣僚との関係及び首相は閣議決定された方針の下に閣僚を指揮監督する旨を定めた内閣法 6 条が適切なのかを検討する必要がある。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・憲法解釈からは、閣議決定は全会一致の必要はなく、多数決でもよい。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・閣議の全会一致原則は、閣僚の分担管理原則の下、各省の官僚機構が自己を擁護する仕組みとして機能してきたと考えられる。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

(3) 閣僚の分担管理原則等

<委員の発言>

- ・政府において、政府広報等の国民への行政情報の提供に係る部門が、総務省、内閣官房等に分散しており、国民に対する総合的な情報提供がなされていない。(坂井隆憲君(自民)・153回・H13.11.8)
- ・内閣の各大臣は、行政事務を分担管理する各省庁を代表する主任の大臣としての側面と、内閣の執政部門の一員である側面の両者を持っているが、各大臣は、執政部門の一員としての役割を重視するべきである。(筒井信隆君(民主)・153回・H13.11.8)
- ・内閣の合議制と首相の指導性の関係について、どちらを優先するという問題ではなく、内閣が共有すべき政治方針は、政治過程において形成される国民の意思に基礎を置くものであるので、首相の指名選挙でそれを体現するとしても、個々の政策については、それぞれの閣僚の判断を前提に合議によって決すればよいのではないか。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・政府公報は、内閣が責任を持ってきちんと行うべきであり、内閣のもとにある機関が行うのが筋であると思うが、一方で、内閣の中での事務をどのよう

- に割り振るかは、内閣が決定することであり、そうした仕事を分担管理することも可能である。（森田朗参考人・153回・H13.11.8）
- ・我が国の行政では、大臣を頂点とした法体系の重みが非常に大きく、各省庁による分担管理の原則が徹底されている。こうしたことが、大臣が政治的なリーダーシップを発揮する当たっての足枷になっている。（森田朗参考人・153回・H13.11.8）
 - ・我が国では、各省庁等の行政組織の設置が法律事項となっており、容易に改編できないが、諸外国の例を見ると、省庁等の行政組織の改編は、内閣のリーダーシップで頻繁に行われている。省庁の組織の改編が頻繁に行われるのなら、各省庁の所掌事務に対する分担管理の原則についての意識も変わってくるのではないか。（森田朗参考人・153回・H13.11.8）
 - ・我が国の行政組織は、分担管理の原則によって各省の所管する行政事務の分野が非常に強く確立されており、それを超えた事務の調整というものが非常に困難になっている。そうした総合調整をどのようにやるのかが、行政組織の問題となっている。（森田朗参考人・153回・H13.11.8）
 - ・閣僚の分担管理原則を克服し、各大臣が国务大臣として国政全体を広い視野を持って議論し、内閣の指導力が発揮されるよう、体制を整備すべきである。（山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小）

2. 政官関係

a. 現状に批判的な発言

<委員の発言>

- ・日本の行き詰まりの最大の原因は、地方分権との関係で、「行政権は内閣に属する」ということが、すべてのことが中央集権的な官僚機構の下で行われていいという意味に解されていることにあるのではないか。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.4.16・仙台)
- ・日本の官僚は、いまだに「天皇制官僚」の意識を持ち、自らの権益のみを考えているため、様々な面において制度疲労を来している日本の現状に対処できず、有効な改革がなされないままになっている。(仙谷由人君(民主)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・公務員の間には、所属する省庁の省益を最優先に考える風潮が依然として残っているように感じるが、こうした官庁の雰囲気をついかに民主的にコントロールするかが課題である。(都築讓君(自由)・153回・H13.11.8)
- ・政官関係を考えたとき、政官財の癒着、政官業の癒着が最大の問題であると考える。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)
- ・時の政権政党の政策を官が立案することは、政治的に中立であるとは言えない。我が国の政治行政の改革に必要なことは、政と官の実質的な分離を明確にすることであって、それを伴わない政による官に対する主導性の確立は、政治と行政の関係の本当の意味での改革につながらない。(塩川鉄也君(共産)・153回・H13.11.8)
- ・首相や国務大臣は、主権者たる国民に対して責任を持つのであって、行政機構が国務大臣等の行為に制約を加えるのは問題がある。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・官主導體制が構造的な諸問題の根幹であり、その一番の問題点は、仕切られた権限を前提にして活動せざるを得ず、かつ、これを是正する手段を持っていないことである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・政治主導は、官僚機構の縦割り性に対しての体系性とばらばらなものを計画づける計画性を可能な限り実現し、それを通して政治の戦略性を高めることに帰着する。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・行政の政治的中立というのは、与党によって承認された政策を忠実に実行していくということが基本的なスタンスであり、与党に提示された政策以外を、本当の公共的な政策であるとして実施するとしたら問題である。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

- ・従来の与党と内閣の分離は、「各省官僚制」にとって非常に好都合であった。官僚組織はカウンターパートである与党議員を味方につけ、彼らに官僚組織の利益擁護をさせて、力を発揮してきた。そのような仕組みを変えることが必要である。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

b. あるべき政官関係に関する発言

<委員の発言>

- ・日本を真の民主主義の体制、社会にするために、官主導から政治主導へ移行する必要がある。(鹿野道彦君(民主)・150回・H12.11.9)
- ・政官関係においては、官僚に指示を出す権限を有する政治家が誰であるのかを制度上明確にすることが重要である。(中野寛成君(民主)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・職業的政治家には政治家の、役人には役人の役割がある。政治家の役割は、大局的な判断をし、また、国民の要望を聴き、国民に対してその結果を伝えることである。どこまでが政治家が決めるべきことなのか整理を行う必要がある。(太田昭宏君(公明)・153回・H13.11.8)
- ・政治主導の強化は政策への民意の反映を促進するものであり、官僚主導から、政治主導に転換を図るべきである。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・政治主導と行政の中立性とのバランスを担保していくことについて、新たなルールが求められている。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・日本の伝統的な「官」の優位は、民主政治の観点から問題がある。また、「官」が国民の要求に柔軟に対応できないことが明らかになっている。国民自らが選択し責任を負うことが可能な政治プロセスを構築するためには、「政」が決定し「官」が執行するというあり方を実現すべきである。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・政策の大枠を与党が明確に提示し、行政はそれを具体化するというテクニカルな仕事を行うという形の役割分担が、「政治主導」である。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

c. 政官関係の改善に向けた具体的提案に関する発言

<委員の発言>

- ・アメリカのように政治任用された者が官僚の世界を支配するのではなく、日本においては、政官の役割分担を踏まえた上で官僚も積極的に意見を述べ、政治家と議論していくべきではないか。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)

- ・我が国では、各省庁の審議会が権力の調整の場として使われており、審議会の意見に対し政党が意見を述べることで中立的にまとまった意見を壊すというイメージとなり、行政主導を崩せなくなっている。政治主導とするためには、審議会の中に与党の国会議員を位置付ける必要がある。（坂井隆憲君（自民）・153回・H13.11.8）
- ・省庁の権益のみが重視され、必要な改革がなされ得ない「官僚主導」の現状に係る諸問題を解決するには、ポリティカル・アポインティー（公務員の政治任用制度）の導入をすることも選択肢の一つではないか。（仙谷由人君（民主）・154回・H14.5.23・政治小）
- ・官僚は、政治的な中立性を装いながら、自らが政策ブレーンとして打ち立てた政策を政権与党の政策として実行している。こうした官僚の権力の実態を、もっと国民本位の政治に変えていくためには、政党が理念を掲げ、政策立案能力を高めていく必要がある。（都築讓君（自由）・153回・H13.11.8）
- ・行政の審議会が、国会の行う議論を先取りした議論を行っているのは問題であり、行政の審議会を廃止し、国会に審議会を設置すべきである。（都築讓君（自由）・153回・H13.11.8）
- ・「官僚主導」型から「政治主導」型の行政への移行には、政治任用職の増加等を含めた官僚制度改革が必要ではないか。（藤島正之君（自由）・154回・H14.2.14・政治小）
- ・大臣等の政治任用者の任期を長期のものとしなければ、制度改革をしたところで「官僚主導」は残存するのではないか。（藤島正之君（自由）・154回・H14.3.14・政治小）
- ・官に対する政の主導性を発揮する上で、政と官の実質的分離が必要である。政官業の癒着を断ち切ることが引き続き最も急がれる改革の中身であり、癒着の根底にある企業献金を全面禁止すること、天下りを禁止すること、政策や人的資源を過度に官僚に依存する体制をやめることなどが必要である。（春名真章君（共産）・150回・H12.11.9）

<参考人等の発言>

- ・官僚による政策決定が中長期的な視点を欠くことが多いとすると、その欠点を補うために、民間のシンクタンク等の知恵を吸い上げていく仕組みが必要ではないか。（長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8）
- ・審議会に国会議員を参加させるという問題は、審議会は国会という正式な決定の場に供する一つの案を作る段階なので、そこに決定の場のメンバーが参加するのはいかなものかという気もするが、国会議員が入って一つの考え方を出すのもそれなりの理由がある気もする。審議会の性格をいかに位置付けるかの問題である。（森田朗参考人・153回・H13.11.8）

- ・優秀な人材の流動性を保障するために終身雇用制等を採用する閉ざされた公務員制度を見直し、それぞれの職種を公募する等して、公務員制度をオープンにすべきではないか。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・政治主導の行政を目指すために政治的な任命職を増やすことについては、そのことが行政の腐敗、非能率を招いたアメリカの例が指摘される。また、現代の行政は専門的な能力が必要とされているので、政治的な任命職を増やすとしても一定のバランスが必要であり、倫理規範の問題もある。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・我が国の政治制度は、行政側が政治的中立の名の下に政治と切り離された形で自立的な世界を作っている一方で、政党の側もそれぞれの価値観を具体化するような政策の立案能力を持っていないという問題がある。有能な行政官が政治の世界に入っていったり、政治家も細かい政策にまで踏み込んでいく、又は政党が自前のシンクタンクを持つといった政治と行政の間の溝を埋める努力がなされてよい。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・公務員制度についての決定は「政」が行うべきであるが、その際には、公務員の身分を保障すること、公務員を与党あるいは内閣と一体化させずに中立的な存在とすること、「官」の内部に競争原理を取り入れるようにすることなどに留意すべきではないか。(高橋和之参考人・154回・H14.2.14・政治小)
- ・価値観に基づく政策の提示は政治の役割であるから、中央省庁の局長級以上の職は、政治任用者で占められるべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)
- ・大臣以下多くの与党議員が省庁に入り、「政」が「官」を局のレベルで掌握する体制を構築すべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

d. 政と官の接触禁止についての発言

<委員の発言>

- ・政官関係についての抜本的改革の必要性は感じるが、政治家と官僚との意見交換の禁止は、再び官僚主導・官僚独裁に向かうおそれがあることを潜在意識として持つておくべきである。(額賀福志郎君(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・政治家と官僚との接触を禁止した場合、国会が行政を監督するという面で支障が生じるのではないか。(藤島正之君(自由)・154回・H14.3.14・政治小)

<参考人等の発言>

- ・政官の接触禁止の問題は、与野党で分けて考える必要がある。与党の場合は、党の意思を政策として具体化していくために、内閣という公的な制度の枠組

みの中で「官」と接触するということが重要である。野党の場合は、政策を立案するための原資となる情報の流入が与党と比べ乏しい立場にあることから、国会における質問、行政に対するチェックや議員立法の立案等に必要な情報・説明を行政に対して要求できるように、それらを国会議員の権能として認めることが必要であると考え。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

- ・政官関係の改善策としては、「政」と「官」の接触の全面的禁止ではなく、課長級以下の人事や役所が発注する仕事の入札等行政固有の領域を明確にした上で、政治はその領域に関与しないというルールを確立すべきである。(山口二郎参考人・154回・H14.3.14・政治小)

第 7 款 裁判制度

第7款 裁判制度

1. 違憲審査制度	507
(1) 違憲審査制度と憲法81条	507
a. 違憲審査制度の意義等に関する発言	507
b. 国会と裁判所の関係等に関する発言	508
c. 違憲審査制度に関するその他の発言	510
(2) 違憲審査権行使の現状(いわゆる「司法消極主義」)	510
a. 現状認識に関する発言	510
b. 「司法消極主義」の原因に関する発言	511
c. 「司法消極主義」の評価に関する発言	512
d. いわゆる「統治行為」論に関する発言	513
(3) 違憲審査制度の改善	513
A. 憲法裁判所	513
a. 憲法裁判所全般に関する発言	513
b. 憲法裁判所制度導入の是非に関する発言	514
b-1. 導入に積極的な発言	514
b-2. 導入に消極的な発言	516
B. 憲法裁判所の設置以外の方法による違憲審査制度の改善	517
a. 最高裁に憲法裁判を専門に取り扱う憲法裁判部を設けることに関する発言	517
b. 違憲審査制度の改善に関するその他の発言	518
2. その他司法制度全般	520
a. 司法の正当性に関する発言	520
b. 裁判所の人事制度等に関する発言	520
c. 陪審制導入の是非に関する発言	521
d. 最高裁判所裁判官の国民審査制度に関する発言	521
e. 国会と裁判所の関係に関する発言	522
f. 司法制度全般に関するその他の発言	522

第7款 裁判制度

1. 違憲審査制度

(1) 違憲審査制度と憲法81条

a. 違憲審査制度の意義等に関する発言

<委員の発言>

- ・憲法は、国の根幹あるいは国のあり方、行き方というものを律する非常に重要な法令であり、そのような憲法に適合するかどうかを判断する最高裁判所の違憲審査は、国家にとって非常に重要な行為である。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.25)
- ・憲法調査会において、日本のあり方、憲法のあり方を、21世紀の新しい日本の姿を描きながら議論する際には、憲法判断の重要性をテーマとして取り上げ、国民の中で将来にわたって憲法論議が活発に行われる仕組みを工夫することが必要である。そのような意味で、司法の頂点に立つ最高裁や違憲審査等についても、重要テーマとすべきであると考え。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・立法、行政、司法の分立、チェック・アンド・バランスが民主主義、法の支配の貫徹のために必要であるという思想の下、違憲立法審査権が司法権に与えられている。(千葉勝美最高裁事務総局行政局長・147回・H12.5.25)
- ・最高裁判所は、法律、命令その他国家的な行為について合憲性の判断をする最終的な機関であるという意味で「憲法の番人」である。(千葉勝美最高裁事務総局行政局長・147回・H12.5.25)
- ・憲法は、多数の意思を反映する多数派民主主義を採用する一方、少数者の人権も保障しており、裁判所は、憲法上の権利の保障のために国会による多数の意思に反してでも少数者の意思を尊重する場合がある。それが違憲立法審査権である。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・憲法の基本的な理念を守る「憲法価値の番人」として憲法に違憲審査制度が設けられた。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・憲法の元来の趣旨である「法の支配」の実現を具体化する仕組みとして、「司法審査」制度は不可欠のものである。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・憲法は、行政権強大化への抑制システムとして、議院内閣制の採用、司法への行政裁判権付与、違憲審査権付与などを行っており、この違憲審査権は、

国会の立法権をも抑制することとされている。このような体系的な一貫性とその徹底性は、世界的に見ても例がなく、すぐれた点である。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

- ・ 現行憲法は、議会の制定する法律すら憲法に基づくものか否かについて裁判所の審査を受けるという司法権優越を定めている。それだけ高い、強い地位を司法に与え、現行憲法の国民主権、基本的人権の擁護、平和主義を守る制度にしようとして現行憲法は考えている。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 国会と裁判所の関係等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 最高裁判所の裁判官は、内閣によって任命され、内閣は国会の多数の支持で成り立っており、間接的に国会が裁判官の任命権を握っていると言える。また、違憲判決が出されても、違憲状態の是正についての手続が定められていないことを考えると、違憲立法審査権というのは国会の自己規制にすぎないのではないか。(今村雅弘君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ 憲法解釈の一次的な権限は、裁判所でも内閣でもなく、国会にある。裁判所は81条の違憲立法審査権を有しているから、憲法解釈権限は裁判所のみにも属しているとの考えもあるが、これは誤った考えである。例えば、統治行為が裁判所の違憲審査の対象外とされる根拠は、国民主権の下、国会の判断に合理性を認め、それを国民が選挙を通じて最終的に判断することにある。だから国会は、憲法はどうあるべきかきちんと議論を行うべきである。また、内閣法制局も内閣が法案の提出権を有しているから、その法案の合憲性を確保するために憲法解釈をしているに過ぎないのであるから、国会が内閣法制局の判断に縛られることはないはずである。(中村哲治君(民主)・153回・H13.12.6、154回・H14.4.25)
- ・ 三権分立は、国民主権の上で成り立っており、憲法を守るかは最終的には主権者たる国民が決めるものである。したがって、裁判所を本当に最終的な「憲法の番人」とであると簡単に決めるわけにはいかない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・ 最高裁が判決の中で一つの法律の規定が憲法違反であるとした場合の効力については、一般的に当該規定を無効とするものではないという個別効力説の見解をとっている。ただ、最高裁が違憲であるという判断を示した場合には、立法機関、行政機関がその判断を尊重するものであると考えている。(千葉勝

美最高裁事務総局行政局長・147回・H12.5.25)

- ・三権分立の原理との関係では、大きな政治的問題について司法部が判断をすることがふさわしいのかどうかという根本的な問題がある。(千葉勝美最高裁事務総局行政局長・147回・H12.5.25)
- ・日本国憲法は、権力分立構造であり、裁判所としては、具体的な事件が提起された場合には、その憲法上の問題について、その解決に必要な場合に憲法判断を行うこととなる。(千葉勝美最高裁事務総局行政局長・147回・H12.5.25)
- ・我が国における立法府と裁判所、特に最高裁判所との関係が、この半世紀に、現行憲法の規範内容の実現にとって大きな阻害要因となってきたことは明瞭であり、憲法調査会において、これまで合憲とされてきた法令の立法事実及び裁判所の判断について、立法者の立場で調査がなされることを期待する。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・歴史的に振り返ると、違憲立法審査権の背景には、立法府に対する不信があったのは事実であるが、現在は、国会が作った憲法違反の法律に対しては裁判所が違憲立法審査権を行使し、違憲とされた場合には国会はどのような方法で違憲状態を戻すかを判断することとなっており、国会も裁判所も憲法保障のための車の両輪となっていると評価できる。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・憲法裁判を専門に扱う最高裁の憲法部を設けた場合の違憲判決の効力について、無効という一律な効果を持つのではなく、違憲状態の具体的な解消方法については、議会に委ねられると考えられる。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・憲法の目標あるいは目的は、リベラリズムの立場から言われるような人権の保障ではなく、政治に参加する市民が、政治の中でさまざまな意見を調整し、望ましい政治のあり方を決定していくプロセスの保障にあると考える。したがって、この政治プロセスを超えた問題に関しては、憲法の問題ではなく政治の問題であると考えられるので、裁判所の役割を限定的に捉え、裁判所に過大な期待を抱くべきではないと考える。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・民主政の過程に不可欠な権利を保護することが裁判所固有の権限であり、また、ふさわしい役割であるので、この権利が侵害された場合は、裁判所の厳格な審査が正当化される。その一方で、それ以外の権利については、裁判所は、国民の代表者から構成される国会によって制定された法律を尊重すべきであり、これによって国民の利益が侵害された場合には、次回の選挙に示される国民の意思によって是正が図られることが民主主義の原則に適うと考え

る。この考えが、「プロセス的な司法審査理論」である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

c. 違憲審査制度に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 現行の具体的違憲審査制度は、ドイツ流に抽象的に法令の違憲性を判断しないという意味において、いい面もあり、悪い面もある。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・ 81条の規定は、裁判所は、76条によって司法権しか付与されていないこと、司法権行使の枠を超える憲法裁判手続についての規定を欠くことから、最高裁の見解と同様に、米国の裁判所が行使してきたものと同様の「司法審査」権限を確認したものと理解する。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

(2) 違憲審査権行使の現状(いわゆる「司法消極主義」)

a. 現状認識に関する発言

<委員の発言>

- ・ 国民の間で憲法論議がなされない原因は、高度に政治性のある問題であるから最高裁の違憲審査の対象にならないとしてきたために、そうした判断を内閣法制局がやり、また、国会がそれを有権的な最高の判断であるかのごとく許してきたこと、最高裁が違憲審査の重要性を踏まえた上で、「憲法の番人」として憲法判断をしてこなかったことである。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.25)
- ・ 身近に憲法というのは生きているはずだが、憲法裁判所がなく、憲法を司法において国民が争っていく場が保障されていないために、憲法を身近に理解をしていくということが不十分だった。(日森文尋君(社民)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 最高裁判所は、人権の迅速かつ適切な保障のための違憲立法審査権の行使につき消極的であった。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・ 国民が法律の憲法適合性を争う方法が非常に限られている日本の実情と、議会が制定した法律の適用を受けて不利益を被る可能性のある国民が法律の違

憲性の確認や執行の差止請求のできる米国の実情とを比較すると、同じ付随的違憲審査制度といっても、大きく異なっている。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

- ・最高裁が、「司法審査」権限の運用に当たり、司法権行使の要件を狭く解して国民が法律等の憲法適合性を争う道を閉ざしてきたことは、32条の裁判を受ける権利等を無意味にするもので、極めて疑問である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・基本的人権が公共の福祉のために必要な場合に制約を受けるのはやむを得ないが、裁判所は、制定された法律の目的、手段等を見極める必要がある。しかし、現実には、最高裁は安易に制約を認めている。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・最高裁は、経済的自由に関して国会の判断を覆す判決をし、一方、表現の自由など民主政の過程に不可欠な権利に関し権利の制約を非常に簡単に認める判決をしてきた面があり、「プロセス的な司法審査理論」の見地に立った場合、適切に「司法審査」権限を行使してきたとは言い難い。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

b. 「司法消極主義」の原因に関する発言

<委員の発言>

- ・96条の憲法改正手続があまりにも厳しかったために、裁判所は、「司法消極主義」にならざるを得なかったのではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・最高裁が違憲立法審査制の問題で機能しないのは、裁判官の任命方法に問題があるからとの指摘もある。裁判官の任命について、憲法上の内閣の任命、認証を内実あるものとする上でも、「諮問委員会」というものを作ることが合理的な方向である。(山口富男君(共産)・153回・H13.11.29)
- ・裁判所が違憲立法審査権の行使に消極的な要因の一つに、裁判官の任命制度の大きな欠陥がある。すなわち、国民審査は機能せず、実質上は、内閣が任命した最高裁判所の裁判官がそのまま在任しており、また、最高裁判所長官についても、自民党の内閣によって任命されたものが圧倒的に多い。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.11.29)

<参考人等の発言>

- ・裁判所が違憲立法審査権の行使に消極的であることの制度的な要因として、憲法問題に立ち入ることによって裁判が長期化するおそれがあることが指摘される。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)

- ・最高裁によってもっと適切に「司法審査」権限の行使がなされるべきであったと考えるが、現状のようになってしまった要因は複雑であり、裁判所にはばかり原因があるとは思えない。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・行政の組織である内閣法制局の憲法判断は、裁判所に対して本質的な影響を与える問題ではない。内閣法制局の解釈を裁判所の「司法審査」権限の行使が消極的になる理由として挙げるのは、本末転倒である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

c. 「司法消極主義」の評価に関する発言

<委員の発言>

- ・「司法消極主義」は、現行憲法をうまく機能させるに当たって非常に問題ではないか。(島聡君(民主)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・最高裁が違憲審査権を十分には行使せず、問題解決の多くを政治の判断に委ねてきたことが、昨今生じているさまざまな憲法問題の一因となっているのではないか。また、そのことが、現実の政治と憲法との乖離を促進する結果を生んでいるのではないか。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・集団的自衛権の問題等、日本の政治又は国際社会との関係に重大な影響を与える問題に係る憲法解釈について、見解の相違が著しい場合も考えられる。そのような場合は、たとえ「統治行為」論により司法判断の対象外となるものでなくとも、司法判断は控えられるべきではないか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.23・政治小)

<参考人等の発言>

- ・最高裁が判決で法律を違憲としたのは六つであるが、遺憾ながら、それは最高裁の立法府への総じて政治部門への過度の寛容を表すものである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・最高裁は、現行憲法制定以来、法令違憲と判断した例が5件にとどまるなど、「司法審査」権限を極めて消極的に行使してきたが、これに対して、世論や学説の多くは批判的である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・これまでの最高裁の「司法審査」権限の行使の問題点は、違憲判決の件数が少ないこと、国民が法律等の憲法適合性を争う方法が非常に限られており、最高裁が憲法事件を審査すること自体がまれであることの二点である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

d. いわゆる「統治行為」論に関する発言

<委員の発言>

- ・三権分立の下で、高度に政治的な問題であるため最高裁は判断をしないとす
る「統治行為論」をとることは、最終的に政治的に重要な問題を決めるのは
主権者である国民であることからすると、一つの逃げであるとの側面がある
のではないか。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・憲法解釈には、裁判所に固有の分野と国会の判断を尊重すべき分野があると
考えるが、高度に政治的であるとの理由で「司法審査」が及ばないという領
域は、認められるべきではない。憲法は、統治のプロセスの基本を定めてお
り、そのプロセス手続に関しては、裁判所に固有の権限がある。(松井茂記参
考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・9条のような非常に微妙な問題に関しては、裁判所が独自に「司法審査」権限
を行使するよりは、政治の場における解釈・判断に委ねるのが望ましいので
はないか。高度に政治的かどうかという観点ではなく、裁判所の固有の領域
かどうかという観点で区別すべきである。(松井茂記参考人・154回・
H14.5.23・政治小)

(3) 違憲審査制度の改善

A. 憲法裁判所

a. 憲法裁判所全般に関する発言

<委員の発言>

- ・ドイツ、フランス等は、戦後、頻繁に憲法改正を行っているが、憲法改正が
頻繁に行われた要因の一つに憲法裁判所が存在し、憲法判断を行ってきたこ
とがあるのではないか。(今村雅弘君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・本来は憲法の安定性を増すことを目的とする憲法裁判所のような機関ができ
て違憲判断が積極的になされようになると、逆に、憲法を自己否定すること
となってしまわないか。(今村雅弘君(自民)・153回・H13.11.29)
- ・ドイツでは市民が直接に憲法裁判所に申立てができる憲法異議の制度が機能
しており、我が国でもこうした制度を導入し、市民が直接憲法問題を問う制
度を整えることも考えてよいのではないか。(金子哲夫君(社民)・153回・
H13.11.29)

<参考人等の意見>

- ・憲法裁判所を別に設置するという考えもあるが、今の制度で裁判所のキャパシティー（能力）を上げていくという形で対応するということもあり得る。憲法裁判所の一番の問題は、誰を裁判官に任命するかということである。（佐々木毅参考人・150回・H12.11.9）
- ・憲法裁判所の導入を考えるには、現状を改善する制度や手続き、迅速な憲法判断がかえって現状肯定の手段として用いられる可能性、裁判の長期化による弊害、下級裁判所の裁判官の優れた人権感覚を汲む方法、事件裁判官と憲法裁判官の両者のよい面を活かす方法、司法の政治化の防止、憲法裁判所の導入の副作用等を考慮すべきである。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）
- ・憲法裁判官の人選について、政治的な中立性の確保及び透明性の確保の見地から、各議院の国政調査を使い、候補者に対する公聴会を開く等のさまざまな工夫を行うことは可能である。また、人選に当たり、裁判官一人一人が非党派的な性格を持たなければならないとする考え方と、裁判所が全体として超党派的になればよいとする考え方がある。人選方法の当不当、合憲性等を慎重に検討する必要がある。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）
- ・憲法裁判所の設置によって国民の憲法意識が高まり、それが憲法をどうするのかという議論につながっていく可能性は否定できない。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）
- ・現在の学説では司法概念の検討が進み、76条1項の司法権、それを踏まえた81条の解釈として、憲法裁判所制度を一切導入できないという学説は少なくなってきた。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）
- ・第二次大戦後、憲法裁判所制度が各国で採用された背景には、それが法治国家を再建するに当たり、強力な手段となるという認識があった。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）
- ・ドイツ憲法裁判所は、連邦制の維持をその目的の一つとしており、実際、連邦制の維持・発展のために重要な役割を果たしているが、そのような目的は、憲法裁判所の目的の全部であるとは評価できず、憲法保障や人権保障が優位に立っていると解される。（畑尻剛参考人・153回・H13.11.29）

b. 憲法裁判所制度導入の是非に関する発言

b-1. 導入に積極的な発言

<委員の発言>

- ・憲法裁判所の導入に向けて議論していくべきである。（島聡君（民主）・154回・H14.5.23・政治小）

- ・違憲立法審査権が機能不全であるのは、個別事件を通してしか審査できないというところに相当の原因があるのではないか。ヨーロッパを見ると、憲法秩序や、法の支配あるいは法治主義ということが真っ当に行われるためには、憲法裁判所なり憲法の審査院みたいなものがあつた方がいいのではないかという気がする。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.4.16・仙台)
- ・憲法を改正する場合には、憲法裁判所を設置すべきだと考えている。なぜなら、有権的解釈を確定する機関があることにより、不毛の論争をある程度避け得ると考えるからである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・ドイツ型の憲法裁判所を設置すべきである。将来の姿の中に憲法裁判所、国会の憲法委員会を位置付けるべきである。(中野寛成君(民主)・147回・H12.5.11)
- ・ドイツ型の憲法裁判所を設けるべきだとの意見に賛成である。(武山百合子君(自由)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・自由党の憲法についての基本方針では、憲法裁判所を設置することにより、形骸化した違憲立法審査権の機能を再生させ、同時にそこに特定の行政訴訟事件等も担当させることで一般裁判所の業務も軽減し、迅速かつ適切な事件の処理が可能となると考えている。(都築謙君(自由)・153回・H13.11.29)
- ・憲法裁判所は、是非とも設置すべきである。憲法裁判所を設置し、立法だけでなく、司法も憲法問題を正面から扱い、我が国のあるべき姿について活発な論議を提起することが、変化へ対応する力を高める。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14、154回・H14.5.23・政治小)
- ・裁判所への事件の係属件数の膨大さによる弊害や裁判官の人事に関する諸問題等の改善のためにも、独立した憲法裁判所が設置され、憲法問題が専門的に取り扱われることが望ましいと考える。(藤島正之君(自由)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・憲法裁判所を創設し、具体的事件がない場合であっても違憲審査を行えるようにすべきである。同時に、一義的には国権の最高機関である国会に憲法を解釈する権限があるのが当然である。(二見伸明君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・憲法を改正し、憲法裁判所を創設すべきである。(松浪健四郎君(保守)・153回・H13.11.29)

<参考人等の意見>

- ・憲法裁判所を設置すべきである。現行の司法制度下では、多くの憲法判断が、統治行為論を根拠に回避されている。このため、高度な政治判断を行う違憲立法審査は、憲法裁判所に所管する必要がある。(稲津定俊陳述人・154回・

H14.6.24・札幌)

- ・独立した抽象的違憲審査を可能とする憲法裁判所を設置すべきである。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-2. 導入に消極的な発言

<委員の発言>

- ・憲法裁判所の創設については、現在の違憲審査制度を活用すれば足りること、最高裁の現状にかんがみれば、憲法裁判所を創設したとしても実際上有効に機能するかどうかは疑問であることなどから、消極的に考える。(山口富男君(共産)・154回・H14.5.23・政治小)

<参考人等の発言>

- ・最高裁又は下級裁判所に81条で違憲立法審査権が委ねられているので、最高裁がしっかりとその役割を果たせば、憲法裁判所を設置しなくとも、憲法の有権解釈を確定することにより、不毛な論争を避けることができる。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・憲法裁判所を設けたとしても、憲法裁判所が全ての問題に憲法判断を行うといったことはなく、政争となっている問題の判断を遅らせたり、その他の法理を用いて必ずしも明確な意思表示はしないということは有り得る。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・制度を導入する場合に、それがうまく機能するためには多くの積極論、消極論を踏まえたできるだけ広いコンセンサスを得たものでなければいけない。ドイツの憲法裁判所が優れているからといって、その制度を日本に導入すればうまくいくというものではない。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・法律の合憲性について抽象的に判断する抽象的規範統制は、政治の司法化ないし政治の裁判化を招く危険があり、その導入は、慎重に検討されるべきである。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・アメリカ型の付随的違憲審査制度の下でも、裁判所は、「司法審査」権限を積極的に行使できるはずである。また、裁判の正当性の根拠が当事者対立構造の中で具体的な事件の解決のために法律の憲法適合性が審査されるという裁判の手續にあると考える以上、具体的な事件の解決に適用される限りで法律の憲法適合性について審査することには、やはり重要な意味がある。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・最高裁の現行の解釈を前提とすると、憲法裁判所の設置には憲法改正が必要となるが、憲法裁判所が法律・命令等を厳格に審査すると考える根拠はなく、その設置により、最高裁の「司法審査」権限行使に関する消極性の原因となっ

ている問題点が解消されるとは思われない。また、「事件性・争訟性」要件を外した「司法審査」には、疑問を抱かざるを得ない。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

- ・具体的な事実と法に則しながらぎりぎりのところで出てくる憲法判断こそが本当の意味での憲法判断であり、そういう方向での活性化の道はまだまだ残っていると考える。その意味で、憲法裁判所構想には疑問を持つ。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

B. 憲法裁判所の設置以外の方法による違憲審査制度の改善

a. 最高裁に憲法裁判を専門に取り扱う憲法裁判部を設けることに関する発言 <委員の発言>

- ・裁判所法を改正することによって、最高裁に上告審を扱う部署とは別に、憲法裁判を専門に扱う憲法裁判部を設けるといふ畑尻剛参考人の案は、積極的に検討すべきと考える。(中村哲治君(民主)・153回・H13.11.29、153回H13.12.6)
- ・仮に最高裁の憲法裁判部を設けても、憲法裁判部が統治行為論等を用いて憲法判断を回避することを懸念している。(都築讓君(自由)・153回・H13.11.29)
- ・現在の裁判制度においても、下級審で積極的な憲法判断というものはなされており、制度改革をしてあえて最高裁に憲法部のような機関を設ける必要はない。(山口富男君(共産)・153回・H13.11.29)
- ・憲法裁判所を作るには、憲法改正をせねばならず、最高裁の中に憲法部を設けるといふ畑尻剛参考人の案は、機能的であり、国民にとっても分かりやすい案である。また、それは、下級審の負担を減らすことにもつながり評価できると考える。(宇田川芳雄君(21クラブ)・153回・H13.11.29)

<参考人等の発言>

- ・我が国の最高裁判所の違憲立法審査権行使に対する消極姿勢を改めるには、現行制度の運用の再検討、法律改正による制度改革、憲法改正による憲法裁判所の設置という3つの方法がある。私は、そのうち、憲法改正ではなく裁判所法を改正することによって、最高裁に上告審を扱う部署とは別に、憲法裁判を専門に扱う憲法裁判部を設け、具体的規範統制という権限を付与すべきであると考え。また、その部の裁判官は、裁判官任命諮問委員会の諮問に基づき内閣が任命すべきである。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・最高裁に憲法部を設けて、専門的に憲法判断を行うこととした場合、憲法問題だけを主要問題として判断することが、76条1項の司法権の行使として認

められるのかどうかという問題がある。この点、具体的な紛争を離れて法律の合憲性を審査する抽象的規範統制をとる場合、そうした問題に直面するが、紛争の存在を前提とする具体的規範統制の手続をとれば問題ないと考える。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)

- ・現在では、下級審で違憲判決を出すと、マスコミの注目を集める等、非常に目立ってしまうという事態が生じており、結果として下級審で違憲の判断を行なうことが難しくなっているとの指摘があるが、私見の具体的規範統制の手続をとって、憲法判断について移送するという仕組みを作れば、移送される数も増加することが予想されるから、そうした事態を改善できる。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)

b. 違憲審査制度の改善に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・最高裁判事の憲法に関する感覚を高めていくことが、松井茂記参考人の唱える積極的な司法権行使のための「意識改革」の一つであると考えられる。(伊藤達也君(自民)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・地方公共団体の公権力の行使について、地方自治法の住民訴訟により憲法基準に照らして問題点を提起できる道が開かれている一方で、国民が国の権力行使について訴えを起こすための規定は、一切ない。これは、現行憲法体制を前提にしても大問題である。最高裁判所が住民訴訟に匹敵するものをつくるべきであると判決文において示すか、国会に別の方法でそれを促さなければ、憲法訴訟、憲法判断は活性化しない。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.5.25)
- ・裁判所は、もっと機敏に、鮮明に憲法判断を示すべきである。具体的には二つの方法がある。一つは、ドイツ型の抽象的審査制、憲法裁判所の採用というものであり、もう一つは、憲法と裁判所法において憲法に適合するかしないかを裁判により決定する権限を有することを明確に規定することである。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.5.25)
- ・重要な法案等につき、独立した機関において政治的な力によって憲法が一方的に解釈されることなく、三権分立の建前からいえば、それぞれが憲法に沿って十分に役割を果たすためにも、いわば憲法裁判所のような機能をどう果たしていくかというのは非常に重要な問題ではないか。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.10.11)

<参考人等の発言>

- ・司法の本質的役割が人権保障にある以上、現行制度の長所を活かせるように

制度の運用を改善することが肝要である。その長所とは、 具体的事件に即して憲法問題が判断されること、 審査の開始に市民が主導的に関わることができること、 下級審も違憲審査権を有すること等である。この積極性を活かすには、最高裁の独立と裁判官の市民的自由が十分に確保できるよう、裁判官の任命方法を改めること、国民の裁判への参加の道をより広くすることが基本になる。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

- ・下級裁判所が「司法審査」権限を行使し、場合によっては違憲判決を下すことは可能であり重要でもあるが、一方では、最高裁の先例に従うことも重要である。下級裁判所の裁判官は、そのような制約の中で、自らの裁判官としての良心に従って法律の憲法適合性を審査していけばよいと考えるが、そのためには、下級裁判所の裁判官人事等について、一定の制度改革が必要である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・現在必要とされていることは、憲法裁判所の設置ではなく、積極的な司法権の行使がなされるよう、硬直的な最高裁の人事制度の是正、「事件性・争訟性」要件の柔軟な解釈により法律の違憲性の確認や執行差止のための訴訟提起を容易にすること等を含めた制度改革と「意識改革」を行うことである。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・「司法審査」制の定着のためには、憲法の最高法規性を確立させること及びそのような意識を裁判官が持つことが必要である。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・付随的司法審査制度であっても、裁判所がそれをもっと積極的に活用するという道があってもいいはずである。その審査を自制するという現実の中で、これを打破していくには、裁判制度のあり方を変えなければならないのではないか。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

2. その他司法制度全般

a. 司法の正当性に関する発言

<委員の発言>

- ・憲法に規定する概念は広範で抽象的であり、「法の支配」という概念だけを根拠にそうした抽象的概念についての判断を司法に委ねることについて心配する向きがないでもない。(齊藤鉄夫君(公明)・154回・H14.5.23・政治小)
- ・国民主権の国家であるから、憲法に基づく司法判断の最大の権威のベースは、国民の信頼であることは言うまでもない。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・司法とは、「法の支配」と呼ばれる考え方を制度化したものであると捉えることができる。裁判官は、憲法の下、代表民主政によって定められた法が遵守されるよう確保する役割を担っており、議会在国民の選挙に正当性の根拠を持つことと対比すれば、法が司法のすべての正当性の根拠を提供しているということができるだろう。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・原告・被告という相対立する構図の中で、裁判官が第三者的な立場から法のあり方を考えて具体的な事件を解決するという手続の特殊性に裁判の独自の価値があり、そして、その裁判の手続の特殊性ゆえに司法権が正当化されるのではないか。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

b. 裁判所の人事制度等に関する発言

<委員の発言>

- ・80条で裁判官の任期が10年と法定されているために、弁護士から裁判官になる者は極めて少ない。短期の裁判官又は非常勤の裁判官を登用できるよう、この条項を検討し、修正すべきである。(杉浦正健君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・憲法上、給与について規定されているのは裁判官だけである。79条や80条において裁判官の身分や報酬が規定されている趣旨について、国の統治機構における司法の位置付け等を踏まえつつ、検討すべきである。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.2.14・政治小)
- ・行政訴訟に関し、裁判所は、原告適格に厳しい制限を加え、上級審にいくに従って行政よりの判断を下しており、あるいは憲法問題に関し司法消極主義をとっており、行政に対するチェック機能が弱いように思われる。これは、現行憲法において、裁判官の任命に行政の意思が多く反映される制度がとられているからであり、裁判官の任命に当たり国会承認を要することとすべき

である。(細川律夫君(民主)・153回・H13.12.6)

- ・日本の裁判官は行政官と同じキャリアシステムで任命、昇進をしていくが、改革が必要なのではないか。司法制度について、法曹一元化、陪審制・参審制、国民審査法等、その見直し・検討が必要である。(伊藤茂君(社民)・147回・H12.5.25)

<参考人等の発言>

- ・最高裁憲法部の裁判官の任命に関し、「裁判官任命諮問委員会」の委員の任命の仕方、構成をどのようにするかについてはいろいろな工夫があると思うが、委員会の答申が内閣を拘束すると、内閣に裁判官の任命権を認めている憲法に抵触するおそれがある。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・憲法の解釈に当たって必要とされる知識や感覚等は、職業裁判官が有しているものですべて足りるとは考えられず、もっと幅広いものが要求されよう。最高裁の裁判官にも、そのような要求に適う幅広い知識を持った人物が登用されることが望ましいのではないか。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

c. 陪審制導入の是非に関する発言

<参考人等の発言>

- ・裁判に市民が参加することが望ましく、陪審制等の導入は十分考慮に値する。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

d. 最高裁判所裁判官の国民審査制度に関する発言

<委員の発言>

- ・国民審査が選挙の際に国民の手によって行われるのは、主権者が国民であるという考え方が基本にある。しかし、国民の直接の審査が裁判官の適否について十分認識を持った上で行われているかという問題については、よく検討する必要がある。仮に国民の直接の審査をやめて、国会の承認人事とすれば、国民から選ばれた国会議員が裁判官の審査を行うという制度が新しく導入される可能性もあるが、その方がはるかに裁判官の適格性を審査する密度が濃くなるのではないか。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・国民審査制度のあり方について検討するに当たっては、戦後の一時期、最高裁の人事を決定する委員会が設置されたにもかかわらず定着しなかったことなどの歴史的経緯を踏まえるべきである。(山口富男君(共産)・154回・H14.3.14・政治小)

e. 国会と裁判所の関係に関する発言

<委員の発言>

- ・裁判所の法律解釈に対して、国会は、立法府として立法の趣旨等を明らかにする形でガイドラインを示すべきである。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.23・政治小)

<参考人等の発言>

- ・法の解釈は、憲法によって裁判所に与えられた司法の権限であり、国会が裁判所の解釈について指示を出すべきではない。ただし、法律制定に際して立法目的を法律の中に明記することは、非常に意味のあることである。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)
- ・裁判所のなすべき事柄は、すべての社会正義の実現でも社会に存在するすべての害悪の除去でもなく、また、国会の判断が常に正しいかどうかを監視することでもなく、もっと限定的であると考えられる。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

f. 司法制度全般に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・最高裁も、「憲法の番人」という意識からいえば、専門家として、司法制度改革を含め制度論を積極的に言うべきである。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.25)
- ・内閣法制局が、あたかも最高裁よりも権威があるというような立場で、憲法の公権的解釈をみずからの手に独占し、無理な憲法解釈を行って既成事実をつくっていることは問題である。こうしたことは、21世紀の日本にとっては許されてはならない。(仙谷由人君(民主)・147回・H12.5.25)
- ・生存権の保障を求めた朝日訴訟、自衛隊の訴訟、政教分離を求めた訴訟など、数多くの憲法に関わる訴訟を真摯に見つめ直すことが、憲法の本質の具体化を考える上で最も重要である。(深田肇君(社民)・147回・H12.5.11)

<参考人等の意見>

- ・戦後、民主的かつ迅速な人権保障を実現するため、特別裁判所制度が廃止され、司法の一元化が図られたが、一方で、例えば、一般裁判所では行政事件の判断が活発にできないという意見等があり、それを是正するために、行政裁判所といった専門裁判所を設置するべきであるという意見もある。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・社会全体に法が行き渡り、司法に国民が参加して身近なものとなり、裁判所が市民の権利を守る強い大きなとりでとして信頼を得る。こうしたことが、

- 広い意味での法の支配である。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)
- ・憲法における司法の地位が大きいことと、現実の司法の地位が非常に小さいというギャップのために、さまざまな分野で法律と全く違う論理が中心となって物事が解決されていく。それでは今の時代に合わないとして司法制度改革が提起されたと考える。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

第 8 款 財 政

第8款 財政

1. 租税法定主義	527
2. 私学助成	528
a. 私学助成は合憲である又は89条を改める必要はないとの発言	528
b. 私学助成は違憲である又は89条を改める必要があるとする発言	528

第8款 財 政

1 . 租税法定主義

<委員の発言>

- ・租税法定主義を定めた 84 条を改正する必要はない。本条にのっとして、社会のあるべき姿に沿った税制を模索していくべきである。(辻元清美君(社民)・150回・H12.12.7)

<参考人等の発言>

- ・憲法に租税の最高税率を定めることで、私有財産権を確実に保障すべきである。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)

2. 私学助成

a. 私学助成は合憲である又は89条を改める必要はないとする発言

<委員の発言>

- ・ 89条の精神は、私学なり社会福祉事業等は、政治や行政からある程度距離を置いて積極的に行うべき、国民相互の生活支援はそのようにしてやるべきというものであり、私学や社会福祉法人に対する公的助成は憲法違反ではない。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・ 私学助成制度は、大学で学ぼうとする者にとって必要不可欠の制度であり、その存在意義は大きいと考える。憲法は、89条とともに26条で国民の教育を受ける権利、しかも経済的条件においても均等に教育を受ける権利を謳っており、そのような理念に応える制度として私学助成制度があると考え。(小林武参考人・150回・H12.11.9)

b. 私学助成は違憲である又は89条を改める必要があるとする発言

<委員の発言>

- ・ 89条は、草案の起草を行った米国がキリスト教をあたかも国教のように扱っていること、また、戦前に日本が神道を国教のように扱ったことが影響したせい、宗教に対する国の財政措置を禁じた点に問題があり、この点についての再検討が必要である。(左藤恵君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・ 一見した場合の解釈とは異なり、私学に対して公的助成がなされることは解釈上合憲であるとされている89条は、方向性を定めた上で、それに即した条文に改正することが必要ではないか。(穂積良行君(自民)・147回・H12.3.23)
- ・ 公の支配に属しないことが私立学校の生命であり、その私立学校に公金を支出することは、89条をきちんと理解した場合、憲法違反であると考え。(松浪健四郎君(保守)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・ 私学助成は、89条に反し、憲法違反である。(西修参考人・147回・H12.2.24)
- ・ 相当な目的があり渡し切りにならなければ構わないという形で、私学等に対する公的助成を正面から認める規定に89条を改めることもよろしいのではないか。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 89条に照らして考えれば、私学助成は明らかに憲法違反ではないか。私学助成が憲法違反ではないとするのは、詭弁を弄していることになると思う。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

- ・ 89 条の規定と私学助成の実態とは矛盾しているので、私学助成を認める内容に改正すべきである。(塚本英樹陳述人・151 回・H13.6.4・神戸)

第 9 款 地方自治

第9款 地方自治

地方自治(第8章)の規定について	535
1. 地方自治(第8章)が設けられた意義等	535
(1) 地方自治(第8章)の制定経緯等	535
a. 戦前の地方自治制度等に言及する発言	535
b. GHQによる地方自治の構想等に関する発言	535
c. 首長の公選制導入に関する発言	536
d. 憲法制定前後における道州制の議論等に関する発言	537
e. その他の発言	537
(2) 地方自治(第8章)が設けられた意義等	537
a. 地方自治(第8章)の積極的な意義に関する発言	537
b. 地方自治(第8章)の不備等を指摘する発言	539
c. その他の発言	539
2. 「地方自治の本旨」の意義について	540
(1) 「地方自治の本旨」の意味	540
(2) 「地方自治の本旨」の意義、評価、今後のあり方等	540
分権改革の必要性と課題	542
1. 地方分権の潮流と分権改革の必要性	542
a. 分権が必要とされる理由として現在の中央集権体制の問題を指摘する発言	542
b. 分権が必要とされる理由として中央集権体制以外の問題を指摘する発言	543
c. その他分権のあり方に関する発言	543
2. 分権改革の課題	545
(1) 総論的事項	545
a. 今次の分権改革後の課題等に関する発言	545
b. 地方分権・地方自治の理念に関する発言	546
c. その他の発言	547
(2) 国と地方との関係	548
a. 国と地方との関係のあり方(役割分担等)に関する発言	548
b. 国と地方の関係についての憲法規定に関する発言	551
c. 法律の「規律密度」に関する発言	552
d. 地方の意思の国への反映に関する発言	552
e. 学校教育等における国及び地方の役割分担に関する発言	553
f. その他の発言	554
(3) 地方自治体内部又は相互の関係	555
A. 地方自治体の二層制に関する発言	555

B. 地方自治体の組織・機構のあり方等に関する発言	556
a. 地方自治体の組織・機構について地域性・多様性を認めるべきとする発言	556
b. 議会と首長の関係等(議院内閣制、シティ・マネージャー制等の導入等)に関する発言	556
c. 地方議会に関する発言	557
d. 首長の多選禁止等に関する発言	557
e. 独立行政委員会に関する発言	558
f. その他の発言	558
C. 政令指定都市と都道府県の関係等に関する発言	559
D. 都道府県相互の関係等に関する発言	559
(4)分権改革のインフラ整備に関する事項	560
a. 人材育成の必要性に関する発言	560
b. その他の発言(情報公開、住民参加、ボランティア・NPOとの協働等)	561
地方自治に関する各論的事項	563
1. 道州制(連邦制を含む)	563
(1)道州制と憲法との関係	563
(2)道州制の導入の是非	563
a. 道州制の導入に積極的な発言	563
b. 道州制の導入に否定的な発言	564
c. その他の発言	564
(3)その他道州制の課題等	565
2. 市町村合併	567
(1)市町村合併推進の是非等	567
A. 市町村合併の推進に積極的な発言	567
B. 市町村合併の推進に慎重な発言	569
a. 市町村の自主性を尊重すべきとする発言	569
b. 自治体の規模の拡大により住民の地方自治への参加が困難になるとの発言	569
c. その他の発言	569
C. 市町村の適正規模等に関する発言	569
D. 政府による市町村合併推進策に関する発言	570
a. 地方への税・財源移譲を優先すべきとの発言	570
b. その他の発言	571
(2)その他市町村合併の課題等	572
3. 地方財政	574
(1)地方財政と憲法との関係	574
(2)地方財政の課題	574
A. 全般的事項	574
B. 税・財源の移譲に関する発言	576
a. 税・財源の移譲の必要性に関する発言	576

b. 税・財源の移譲の具体的な施策に関する発言	577
c. 地方独自課税に関する発言	578
C. 財政調整制度に関する発言	579
a. 財政調整制度の必要性に関する発言	579
b. 地方交付税制度の問題点に関する発言	580
D. 現在の政府の施策の問題点に関する発言	580
4. 住民投票	582
a. 導入に積極的な発言	582
b. 導入に慎重な発言	583
c. 導入あるいは実施に当たっての問題点、留意点に関する発言	583
d. その他の発言	584

第9款 地方自治

地方自治（第8章）の規定について

1. 地方自治（第8章）が設けられた意義等

(1) 地方自治（第8章）の制定経緯等

a. 戦前の地方自治制度等に言及する発言

<委員の発言>

- ・戦前の知事官選制や戦争中に整備された、天皇から都道府県知事、町内会長に至るまで侵略戦争に動員される仕掛けなどの反省の上に立ち、地方自治の確立が戦後の民主化にとって不可欠な要素であると考えられたことにより、現行憲法に第8章が規定され、現在ではそれが国民の支持を得ていると考える。（春名真章君（共産）・147回・H12.4.20）
- ・戦前に地方制度はあったが、住民が自分達的意思で物事を決定し動かしていくという意味での自治が存在しなかったため、現行憲法の制定過程で各方面から示された憲法草案の中に、地方自治の記述をしているものがほとんど見られなかったのではないかと考える。（春名真章君（共産）・147回・H12.4.20）

<参考人等の発言>

- ・地方自治の章が憲法草案に盛り込まれたことにより、条文上は地方公共団体の種類が固定化されていなかったにもかかわらず、首長の直接公選制を媒介として、明治以来の府県と市町村という二層制の地方制度が、その性格を変えて固定化することになったと考えられる。（天川晃参考人・147回・H12.4.20）
- ・戦前にも、市制・町村制の導入以来、「自治」との文言が用いられ、また、行政法等には住民自治や団体自治の文言が使われていたので、戦前に自治が存在しなかったわけではないと考える。また、憲法のさまざまな草案に地方自治を規定したものがほとんど見られなかったのは、起草者が地方自治の規定のない明治憲法に大きく影響されたからであると考えられる。（天川晃参考人・147回・H12.4.20）
- ・憲法第8章が法律に授権している部分が多いのは、明治憲法時代に、行政官や行政組織については天皇の官制大権に基づいて定められていたのに対し自治の部分については法律で定められていた慣行が、92条等に反映されたということではないか。（天川晃参考人・147回・H12.4.20）

b. GHQによる地方自治の構想等に関する発言

<委員の発言>

- ・マーストリヒト条約の前文にもあるように、21世紀は分権自治の時代である。現

行憲法の制定過程において、草案を起草した GHQ 側に地方自治についての明確な青写真がなかったことに、現行憲法の地方自治のあいまいさの原因があるのではないか。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・現行憲法の GHQ 草案に「Local Government」の章が置かれた背景には、民意を反映した政治システムの構築が、日本が再度軍国主義化しない保障になるとの認識がアメリカ側にあったこと、ラウエルなど起草に寄与した者の中に、憲法に分権化に関する規定を盛り込むことを重視した者がいたことなどがあったと考えられるが、その一方で、具体的な規定の中身については考え方が一致していなかった。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・現行憲法の制定過程において考えられていた地方制度のモデルに関しては、政府自体の分割と捉えるアメリカ側と、自治体は国と地方の行政とを一つにまとめる存在であり国と地方の二重の性格を有すると考える日本側とで異なっていたのではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

c. 首長の公選制導入に関する発言

<委員の発言>

- ・GHQ から示された原案にない「地方自治の本旨」との語を修正提案により挿入しようとした当時の政府が首長の公選制導入に抵抗したことには、大変な矛盾を感じる。(春名真章君(共産)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・GHQ から示された原案にない「地方自治の本旨」との語を修正提案により挿入しようとした当時の政府が首長公選制に抵抗したのは、単に直接公選のイメージをあまり抱けず、議会を通じた間接公選をイメージしていたからではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・GHQ の憲法改正草案要綱の存在が、地方制度改革前の市民による自発的な事実上の市長公選実施の運動に正当性を与えたと考えられる。同草案が、民意に基づいた新しい指導者を選びたいとの国民の意欲に応え、また、それを後押ししたものと考えられる。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・現行憲法第 8 章が与えたインパクトとしては、当時の日本政府の指導者達が最も躊躇した首長の公選制採用の影響が最も大きかったと考えられる。政府の指導者は、住民の直接選挙によって政治の安定が脅かされることを危惧し、一方国民は、民主化の推進という観点からこの制度を受け入れたと考えられる。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・明治以降の自治の発展に逆行するような戦時体制に対する反動やそれを是正し拡大していくという流れの中で、知事の公選論等が実現していったのではないか。

(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

d. 憲法制定前後における道州制の議論等に関する発言

<参考人等の発言>

- ・戦時中には、中央集権的な地方制度の再編と道州制的な広域行政の制度化という二つの方向が同時進行していたが、敗戦による戦時体制への反動等により自治権の拡張を基本とする地方制度改革への動きが見られ、また、戦前からあった広域行政を行う道州制的な制度の必要性が依然として認識されていた。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・地方制度改革を審議した議会の議論においても、当時の学者や実務者の議論においても、府県が完全自治体になるとすれば、国の行政区画としての道州制を導入すべきであるという考え方が一般的であった。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

e. その他の発言

<委員の発言>

- ・第8章は、第2章と並んで現行憲法の非常に重要な特徴となっている。この規定は、戦前において中央が地方を支配する関係にあったことへの反省から生まれたものであるが、歴史上初めて認められた権利・制度であることから、地方自治の本旨の明確化やその実現等にさまざまな困難があったことは間違いがない。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・現在の地方自治法は、その膨大な量にもかかわらず短時間で審議が終えられ成立している。これに対しては、戦前との継続性を有したためスピード審議が可能であったという正の評価と、憲法との整合性を若干欠く部分が含まれてしまっているとの負の評価ができる。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・戦前に設置されていた内務省の解体や軍の消滅により期待が集まった警察の位置付けは、地方分権の流れの中で捉えられていた。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)

(2) 地方自治(第8章)が設けられた意義等

a. 地方自治(第8章)の積極的な意義に関する発言

<委員の発言>

- ・現行憲法の地方自治の章は、日本の民主主義にとって地方自治は不可欠であるとの考えに基づき、それ以前に作られた諸外国の憲法にもあまり見られなかった地

方自治の大原則を打ち立てその確立を図ったものであり、21世紀の指針となるものである。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小、154回・H14.7.11・地方小)

- ・現行憲法に「地方自治」の章が置かれていることは、その重要性を示しており、現に戦後の自治の発展において大きな役割を果たしてきた。今後の対外政策等について検討する際にも、その重要性は十分に踏まえらるべきである。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)
- ・戦時中に地域による戦争協力が意図的に誘導されたことにかんがみれば、地方自治の発展と非軍事化は密接なつながりをもつものとしてとらえられるべきであり、憲法第8章の存在はそのことを示していると考えられる。(辻元清美君(社民)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・地方団体が有する権利＝地方自治権は、人権にも比肩し得る、自治体が本来固有に持っている権利であって、国民主権ないし民主主義の根幹を支える制度であり、人権と同様、憲法改正によってもその存在を否定できないものである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・現行憲法制定直後は、明治憲法下の中央集権体制の歴史的経験を払拭することができず、地方自治は単に憲法によって制度化されたものに過ぎないとする説(制度的保障説)がとられていたため、地方自治の充実を謳ったシャウブ勧告の強力な推進がなされ得なかったが、地方団体は自治に関する固有の権利を有し、憲法改正によってそれを削除することはできないとする立場(固有権説)からは、地方自治の一層の充実が目指されるべきである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・明治憲法に規定されていないからといって地方自治がないがしろにされていたわけではなく、市町村制から始まって、明治時代から粛々と地方自治が進んでいたが、それを明示的に書き新たな再出発をしたという意味において、現行憲法を評価している。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・現行憲法制定時点において、地方自治が憲法上制度的に保障されたことは世界的に見ても画期的であり、その意義は大きかった。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・戦前は、地方自治の「自治」を、「おのずからおさまる」と思わせていたことに比すれば、憲法に規定が設けられたことは画期的なことである。ただ、それ以前において、地方自治を目指す運動がなかったわけではなく、戦前から民主化運動をはじめとして地方自治を求める運動が根強く残っていた。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

b. 地方自治（第 8 章）の不備等を指摘する発言

< 委員の発言 >

- ・ 現行憲法の 103 カ条の条文中、地方自治に関する条文は、わずかに 4 ケ条しかない。(塩田晋君(自由)・151 回・H13.5.17)
- ・ 地方分権、地方主権の見地からすると、現行憲法 92 条以下の地方自治に関する規定は知事官選制等の影響が感じられ、不十分なものとなっている。(二見伸明君(自由)・147 回・H12.4.20)
- ・ 現行憲法第 8 章は法律に授権している部分が多く、規定が不足しているのではないか。(中村鋭一君(保守)・147 回・H12.4.20)

< 参考人等の発言 >

- ・ 現行憲法の地方自治の規定には、地方分権の流れが十分に反映されていない。国家のシステムにおける地方自治の位置付けや国と地方の役割分担、市町村合併、地方自治体の自主財源の確保、財源の移譲等を憲法に明記し、地方自治の充実を図るべきである。(安次富修陳述人・154 回・H14.4.22・沖縄)

c. その他の発言

< 参考人等の発言 >

- ・ 憲法第 8 章については、国と地方との関係を含めて議論が必要である。憲法があり、しかも中央集権体制であるということは、多くの議論の余地がある。(北川正恭参考人・154 回・H14.7.11・地方小)
- ・ (4 ケ条のみを規定する憲法の地方自治の章に、さらに書き加えるべき事項があるかとの質問に対して、) 四つの条文がふさわしいかは別として、憲法に詳細に規定することには賛成できない。なぜなら、時代が動く中、フレキシブルに対応することができなくなるからである。(岩崎美紀子参考人・154 回・H14.2.28・地方小)

2. 「地方自治の本旨」の意義について

(1) 「地方自治の本旨」の意味

<委員の発言>

- ・ 92条にある「地方自治の本旨」という言葉は、ある意味、大変分かりづらい。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・ 「地方自治の本旨」という非常に漠然とした文言ではなく、大隈参考人が言われる「直接民主主義の地方自治」といったような具体的な定義を書き込むべきではないか。(塩田晋君(自由)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・ 「地方自治の本旨」は、非常に分かりにくい文言であり、いかようにも解釈できるが、憲法学者が書いているのとは異なり、私は、住民の願い、住民の要望、住民の不満といったものを汲み上げて行政を作り上げていく、そういうプロセスを制度的に保障するものと考えている。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・ 日本は、もともと地方の力が弱く、初めに州があり州が中央政府と約束して各種の権限を作り出していった米国とは大きく異なっている。憲法制定に際しては、欧米の例が念頭にあったと思われるが、我が国では、地方自治の本旨の説き方が思い浮かばないまま、本旨という言葉が出たのではないか。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 「地方自治の本旨」の意義、評価、今後のあり方等

<委員の発言>

- ・ 地方自治小委員会で参考人の多くから、憲法第8章の意義を評価し、これを21世紀に活かすという立場が表明されたことは大変重要である。今後は、住民自治、団体自治といった地方自治の本旨の内実を一層豊かなものにすべきであり、それが世界の流れに沿ったものであると考える。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・ 「地方自治の本旨」の内容は、国から独立した地方公共団体が存在し、原則として国の監督を排除して自主的、自立的に住民の意思によって地方の実情に即して個性豊かな仕事を行うことであると考えられるが、実際には、「三割自治」の言葉が示すように政府による自治体への関与は相当なものがある。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・団体自治や住民自治の概念は、県等の自治体が国と地方との二重の役割を果たす側面を有する融合型の地方制度を基にした概念ではないかと考えるので、国と地方の役割分担と責任の所在の明確化を図る場合には、違った形で言葉を変えて表現すべきではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・住民自治、団体自治の概念は米国から来たものではないのではないかと。また、戦後の改革において大きく役割を果たした住民自治は、国際的な広義の民主化の流れの一環として理解できるのではないかと。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・団体自治の側面では、分権改革が目指す国と地方の対等・協力の関係を実現するための胎動も見られ始めている。一方、住民自治については、間接民主主義と直接民主主義のどちらに比重を置くのかについて必ずしも議論が整理されていないとの指摘があるが、理念としては、本来は直接民主制を原理に据えるべきであり、そういう立場からは、地方自治への一層の住民の直接参加を求めることとなる。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・92条の「地方自治の本旨」は、少なくとも地方公共団体が一定の固有の自治権を行使する領域を持っているということを宣言した条文である。問題は、その領域の具体的な範囲がこれまで明確にされなかったことであるが、この議論を行うにふさわしい一番の場は国会である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・分権推進委員会の最終報告では、税・財源のあり方を明確にしていくことが、憲法の「地方自治の本旨」を具体化していくことにつながるとしている。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・私が鹿島台町の町長に立候補したきっかけは、地方自治の本旨を体することであった。初めての全国一律一割減反が打ち出されたとき、国の中央集権の前には地方自治の本旨は存在しないのかという思いであった。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

分権改革の必要性と課題

1. 地方分権の潮流と分権改革の必要性

a. 分権が必要とされる理由として現在の中央集権体制の問題を指摘する発言

<委員の発言>

- ・中央集権で、国が決めた全国画一的な基準により公民館や学校を作ってきたことが、それぞれの地域の魅力、伝統、歴史に基づく個性あるまちづくりを失わせた。 (伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小)
- ・我が国の中央官僚主導体制は、世界が脅威と言うような発展を遂げた成功の根幹にあった仕組みであったと考えられるが、新たな国家像を求めていくに際しては、この中央官僚主導体制をどう改めていくかが最大の課題であると思われる。規制緩和や特殊法人の見直し等はすべて一体の問題であり、国民が身近なところで自らその条件を活かして最大に自己実現を図り、また、地方の特色を活かして国の成熟につなげていくということであろう。これからは、基礎自治体、広域自治体、国の役割分担を図り、それに伴って官僚機構も中央から地方へと移るべきは移していかなければならない。そのためにも、政治家は、国民とともに大きな絵を描き、それをマネジメントしていくべきである。(保岡興治君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・我が国を見舞っているさまざまな危機の原因は、あまりにも中央に権力が集中していることにあるように思えてならない。早急に地方分権の社会をつくり、地域の自律性、主体性、自己責任といったものを確立させていく必要があると考える。(永井英慈君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・昨今の教育現場の荒廃、経済界、司法、政界におけるモラルハザードの根源は、極度の中央集権体制が、中央への依存心のみを肥大化させ、自立心や自己責任を失わせたためである。また、中央集権体制は、高度経済成長期には機能したが、最近では行き詰まり、不況を長期化させている原因となっている。徹底した地方分権によって地方の自立を促すような統治制度を作る必要がある。(永井英慈君(民主)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小、154回・H14.6.6・地方小、154回・H14.7.11・地方小)

<参考人等の発言>

- ・今までは、中央集権により管理しやすい社会を作ることによって大きな成功を収めてきたが、経済的な追求だけでなく、自己実現という価値観の多様化・多元化に応えていくためには、地方分権を図っていく必要がある。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

b. 分権が必要とされる理由として中央集権体制以外の問題を指摘する発言

<委員の発言>

- ・東京や大阪等の大都市に人口が集中し、文化や経済力がアンバランスになっている状況を改善する意味で、国土政策の観点から地方分権を考えるべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・現在の日本は、目指すべき目標を見失っているため、国家理念とそれを実現させるための体制を再構築する必要がある。これからの日本は、「透明な自治の国の実現」によって成熟した社会を目指し、これを国家目標としていくべきである。(保岡興治君(自民)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・少子高齢化という現実を直視すれば、地方分権は進めるざるを得ない。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.3.28・地方小)
- ・日本では民主主義を標榜しながら、いつまにか民主主義のルールを壁として作り、それを守ることが民主主義であるという錯覚に陥っている。今こそ「民主主義の民主化」が必要であり、そのためには、地方分権と情報公開が不可欠である。(中野寛成君(民主)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・憲法の地方自治の精神が実現されていないことが一番の問題である。例えば、機関委任事務が最近まで残っていたこと、地方交付税が補助金化していたり、税源の移譲が実現されていない等財政を通じた地方へのコントロールが残っていること、政府は住民投票に積極的ではないこと等のいくつかの面から、8章を全面的に活かしていくことが求められている。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・歴史的に日本が追求してきた民主主義の流れの波と、日本をはじめとする先進諸国で20世紀後半から共通に生じている分権の波とが衝突して、日本で地方分権の推進が積極的に図られようとしている。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

c. その他分権のあり方に関する発言

<委員の発言>

- ・地方分権と社会保障制度の改革は、連動してセットで行われるべきである。(小林守君(民主)・151回・H13.5.17)
- ・21世紀においては、20世紀のネーション・ステーツは、国家の機能的な部分であるステーツと、ナショナル・アイデンティティーとしての地方分権や住民主権へと分離し、後者は郷土愛という観点から地域の中での共生や共同体意識を形成していくと考える。したがって、21世紀の日本のあり方を考えるに際しては、地方に比重を置いて考えるべきではないか。(太田昭宏君(公明)・151回・H13.5.17、

151 回・H13.6.14)

< 参考人等の発言 >

- ・ 21 世紀は、限られた自然環境の下にある、それぞれの地域が独自の文化を育む中で人々が生活する、高度情報化の中に人々が置かれているという状況の中で、人々は、それぞれの地方でそれぞれに個性豊かに生きていくことになる。この場合、地方の住民は、その地域において民主主義の原動力として政治の中心的役割を担っていくことになり、地方自治は、民主主義の展開の上で枢要の地位を占める舞台そのものとなる。(大隈義和参考人・151 回・H13.5.17)
- ・ 地方分権は、今や世界的な潮流であり、その推進力としては、民主化、文化的アイデンティティ、近代化の終焉、行財政改革、グローバル化という五つに分けられる。分権の方向としては、「官治分権」から「自治分権」へ、すなわち、「権限委譲」から「権限移譲」へという一定の方向性がうかがえる。(岩崎美紀子君・154 回・H14.2.28・地方小)
- ・ 地方分権改革は、20 世紀後半、社会の発展に伴い生じた制度と現実との間の乖離に対応するための統治制度改革の一環であり、世界的に生じてきている流れである。我が国における地方分権改革は、世界的な分権の流れとは別に、固有の要請からスタートした後で、行政改革の流れと結合した。(森田朗参考人・154 回・H14.3.28・地方小)
- ・ 現在の日本の閉塞感を打破するには、国家公務員及び地方公務員のそれぞれが、政治家とともに、これまでの事なかれ主義を打破し、情熱とプライドを持って、新しい価値を創造し、理念、ビジョンを掲げた体制を作っていくことが必要である。(北川正恭参考人・154 回・H14.7.11・地方小)
- ・ 全国の各市町村は、憲法の理念の実現を目指し、地方分権に根ざした地域づくりにいそしんでいる。その姿こそ、市町村が、大切な我が子を育てるように憲法を守り育てている姿以外の何ものでもない。(鹿野文永陳述人・151 回・H13.4.16・仙台)
- ・ 地方自治の自己責任の原則にのっとり、自主財源の確保や市町村合併の推進、大胆な規制緩和など、住民の自律と地方経済の発展を後押しするための憲法の確立を目指すべきだと考える。(安次富修陳述人・154 回・H14.4.22・沖縄)

2 . 分権改革の課題

(1) 総論的事項

a. 今次の分権改革後の課題等に関する発言

<委員の発言>

- ・中央省庁の再編においては、権限の委譲が行われないうまま巨大官庁が生まれる可能性が高く、地方分権の流れに沿うどころか、むしろ中央集権化が強まるのではないか。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.6)

<参考人等の発言>

- ・同じ憲法を基にしても、法律の定め方により地方自治に関する制度等にも大きな違いが出てくることに留意すべきである。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・地方分権推進委員会による地方分権改革の成果として、機関委任事務を廃止したこと、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分け、国の関与を縮減したこと、国地方係争処理委員会を作り、国と地方の係争について判断する機関を作ったことが指摘されるが、今後の課題として、税・財源移譲の問題、市町村ないし都道府県の領域をどうするか、二層制を維持するか等の地方制度のデザインの問題、自治体において自治を担うだけの能力を養成するという問題がある。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方分権推進委員会による地方分権改革により、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分け、国の関与の仕方について法定主義を採用したが、現場では、相変わらず中央官庁から電話一本で仕事を引き受けたりしている。国地方紛争処理委員会ができたが、これが使われないと、従前と同様の状態となるので、中身はこれからきちんと入れないといけない。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・(機関委任事務の廃止で)それぞれの自治体でいろいろなことができるようになったという声が聞こえてくる一方で、条例の制定、基準の作成はかなり大変である、いまだ機関委任事務的な慣行が残っているという声もある。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・機関委任事務の廃止は、「決定」と「執行」の間の非対応を解消するもので一応の成果はあったが、依然として「行政任務」と「課税権」の非対応が残り、地方には、多くの仕事が割り当てられているのに、課税権はわずかである。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方分権一括法により、上下主従にあった国と地方の関係は大きく変化した。今後は、国と地方は、「対等・対立」ではなく、「対等・協力」になることで、国と地方がともに発展していくべきである。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地

方小)

b. 地方分権・地方自治の理念に関する発言

<委員の発言>

- ・個々の自治体において、創意工夫を凝らしながら、より一層の地方分権を推進していく必要を痛感すると同時に、国土全体の均衡ある発展とのバランスをどう図っていくかという問題があると感じる。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・地方分権の推進に当たり、均衡ある国土の発展という概念を捨て、各地域において不均衡が生ずるのを健全な差としてとらえる考え方に転換すべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.6.6・地方小)
- ・国によってその成り立ちが異なることから、国家の概念を踏まえた上で、地方自治の概念を議論すべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・住民の意向を無視した上からの市町村合併や道州制の導入論は、地方自治の本旨の実現にとって有害であり、自治を歪めるものとならざるを得ない。(春名真章君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・地方自治に関するさまざまな問題は、憲法の規定に則して検討することを基本に据えるべきである。その上で、21世紀の国と地方のあるべき関係を考えるに際しては、憲法に定める地方自治の原則を実現し育てていくという態度が求められると考える。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・地方自治における住民参加の必要性は国際的にも認識されており、「世界地方自治憲章草案」では、第10条において、「地方自治体は、意思決定に係る住民参加の適当な形を規定する権能を有しなければならない」とされている。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・地方分権とは平等性から脱却することであり、多様であることや、他の地域より劣ったり違ったりすることが嫌なら、日本には地方分権は馴染まないことになる。しかし、日本は、歴史的には地域文化が多様であり、近代化の過程で中央集権に慣れたが、日本人のDNAには多様なものを認めていくということが含まれていると思う。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・(構造改革の一環として、地方の自立とともに地方の競争を打ち出した小泉政権の改革プログラムについて、)地方の自立は支持するが、地方の競争は支持できない。そこに住んでいる住民が幸せに暮らせればいいのであって、横を気にしなければならないのは不幸である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・中央集権で官僚が治める「集権・官治」だと、国で決定したことを地方が追認していくことになるため、全国一律にならざるを得ない。「分権・自治」であれば、地方の特色が活かされた「モザイク国家」となり、発展性が高くなる。(北川正恭

参考人・154回・H14.7.11・地方小)

- ・地方へ権限を移譲すると、利権が横行したり、政策的な失敗をすることを懸念する向きもあるが、いつまでも自己決定、自己責任をとらず、国に依存していたのでは、成長がなくなる。また、県も、市町村の自立を妨げるような集権的なことはやってはいけない。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ガバナンスの訳語として「統治」ではなく「協治」という考え方をとるべきだとの提案に共感を覚える。地方自治においては、住民の権利が保障されることで、地方自治体の存在価値が、中央政府と地方政府との間でより重要性を持った存在として導き出されるのではないか。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・地方社会のガバナンスには、平和と非暴力の人権文化への志向が不可欠である。地方社会も国際社会に連帯していくことが必要であり、それはもちろん、平和と非暴力の人権文化を目指すための連帯である。これは、今日の世界がグローバリゼーションの中で確かに共有している精神である。したがって、民主主義を確立していくための地方主権の確立と、そのための国家の役割について、あくまで平和と人権を基調に議論を尽くすことが時代の要請に応えるものである。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・電子政府・電子自治体を踏まえた地方分権のあり方を考えるべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小、154回・H14.6.6・地方小)
- ・地域の個性づくりのための福祉特区、教育特区のような特別目的地域を創設すべきである。(平井卓也君(自民)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・全国知事会等の地方関連団体が率先して行動しないと、地方分権は進まないと思う。(永井英慈君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・地方分権論議において、国会が政治決断を行ってこなかったことが問題であり、これからは、国がどこまでを法律で定め、どこからを条例に委ねるか、税・財源移譲、都市と地方の関係等について、国会が積極的にビジョンを示すべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・地方分権を進める上で、地域の文化性、地域政党を育てるという観点から、東京に一極集中しているマスコミを分散させる必要がある。そのためには、首都機能の移転が手段として有効ではないか。(中村哲治君(民主)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・アメリカと異なり、我が国では、大都市とその他の地域等において、病院、学校等の公共サービスの提供に格差があり、国民に公平に公共サービスが行き渡っていないと感じる。(武山百合子君(自由)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・沖縄は、日本の国家主権が存在しない現場であり、憲法で認められた地方自治、平和主義や民主主義の観点から見た場合、差別的に扱われていると考える。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
- ・現在進められている小泉内閣の構造改革は、公共部門に市場原理を導入しようというきらいがあって社会全体が混乱するおそれがある。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・三重県では、業績評価等の民間企業の経営手法にならった「ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)」を取り入れている。この考えの下、前例踏襲主義を改め、ビジョンや戦略に基づいた県政の運営、予算をいかに獲得し使いきるかという「予算主義」から、予算を使ったとき、県民の満足がいかに図られたのかを問題とする「決算主義」への転換、縦割り型組織からフラット化された組織への転換等の改革を進めている。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・NPMの観点から、公の仕事であっても、民間が行った方が効率がよい場合には、積極的に市場メカニズムを活用すべきである。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・経済特区の構想は、国と地方が協働し、ぜひ実現してもらいたい。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・国会議員と知事は、忌憚なく議論し、地方自治のための知恵を出し合うべきである。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・これからの地方分権の中では、広域行政的にやるべきものと、より細かくやるべきものとの住み分けをしていかなければならないと考える。教育や福祉の問題は、地域のコミュニティーを含めたかたちでより緻密な行政をしていくべきであろうし、一方で効率化の問題については、広域的に考えていかなければならない。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

(2) 国と地方との関係

a. 国と地方との関係のあり方(役割分担等)に関する発言

<委員の発言>

- ・地方分権については、日本の構造改革という観点から、国と地方との税財源の配分の見直し、諸外国の連邦制等の研究を通じて、将来の日本の国と地方の関係をはっきりとしていかなければならない。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・英国では、地方自治体の首長は間接選挙であることなどの事情から政党に所属していることが通常であるが、我が国では、地方自治体の首長、議会の議員とも無党派になる傾向がある。このような状況のまま地方分権を進めると、国と地方と

を結び付けるパイプがなくなっていくと考えられる。(坂井隆憲君(自民)・153回・H13.11.8)

- ・ 国民主権の下、国家意思の最終的決定権は国民にあるが、中央集権国家では、その規模の大きさと権限の強さから、国民の意思と国家意思との間に乖離が生じてしまう。したがって、地方のことは地方が決め、権限も財源も地方に移し、住民に身近な問題は、地方自らが決定することによって、民主主義がさらに進み、国家からの自由も促進されると考える。(大出彰君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ EU 統合の実情を見るに、近代主権国家が行う単一民族による中央集権的なやり方は、超国家的な国際機関への主権の移譲と地方への権限移譲へと進まざるを得ない。しかし、このことによって国家が消滅するわけではなく、中央政府の役割の限定と、地方政府の役割の設定、地域市民社会における新しい公共の創出を考える必要がある。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・ 分権の推進により地域格差が出てくることは当然のことであり、それを平均化するのではなく、それぞれの地域文化等の特色を活かした中で、国が財政部分も含めどこまで地方自治体に協力できるのかが、これから非常に重要になってくると考える。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・ シャウブ勧告においては、国と地方との役割分担は明確であるにもかかわらず、現実の日本においては、補助金などの形で、あるレベルの政府が二重の役割をこなすという融合型になっている。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 地方制度の一つのあり方として、役割及び責任の所在を明確化することが考えられる。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 現在においても地方分権に関するさまざまな法律が制定されているが、21世紀には、おそらく中央と地方の関係をもう一段整理し、その役割分担を明確にせざるを得ない、そうした方がいい時期が到来すると考える。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 地方分権の徹底という視点からのみ議論することは間違いであり、中央政治の地方政治からの解放という視点も、中央政治にとっては重要なことではないか。国政と地方政治とが雑然と重なり合うことにより国政自体に問題が生じており、できる限り責任とコストを一元的に対応させるような関係に改めることが重要である。国政そのものの見直しは、中央と地方との関係の見直しにもつながるものと考えられる。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・ やはり国あっての地方、国あっての国民であると同時に、地方あっての国である。地方が抱えている基地や原発等の問題は、国家の命運を左右する問題であるので、地方の意思を忖度しなければならないと考える。(石原慎太郎参考人・150回・H12.11.30)

- ・これからの日本を考える場合、地方への税源配分とともに自治体間の事務の配分が重要である。小さな自治体が多くの仕事をし過ぎており、土木事業等は郡や県のレベルに持っていったとしてもよいのではないか。(木村陽子参考人・151回・H13.5.17)
- ・21世紀に見込まれる国と地方の関わり方は、国政の重要な場面では住民が直接に意思表示できる可能性を持った民主主義的運営の中で、国と地方がそれぞれ担当する仕事を分担しながら、国民ないし住民の幸福、福利の実現に努めていくことになると思われる。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・地方分権を進めていく際の国の地方へのかかわり方として、事務権限をどれくらい与えるか、財源をどれくらい与えるか、事務遂行の仕方についてどれくらい国が統制を及ぼすか、地方公務員の人事をどこがどうかたちで行うかの4点が挙げられると考える。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国と地方の関係は、地方が自らの権限を自ら雇う公務員を用いて自主財源で行うという形に切り分けていくというのが分権後のあり方ではないか。ただ、地域間格差の問題等を考えると、完全完結の自治体をつくったとしても、それを機能させることが難しいと考えられるので、そのあたりの制度のあり方が課題である。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・現在のように国と地方があまりにも絡み合っている体制では、一つが倒れると全部が倒れることとなり、国としての基礎体力は弱い。国と地方が責任の所在を明確にする等それぞれ自立し、それぞれの立場から国民に向かって相互協力できるような関係に切り替える必要がある。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・国と地方の関係について、地方ができることは地方で、国がやるべきことは国で(親離れ子離れ)という原則の下に、地方も国を頼らない一方で、国も本来の責務をきちんと果たすべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・諸外国では、連邦制の国家の場合、国と地方の役割分担がはっきりしており、地方自治については、各州が相当大きな権限を持って、住民自治の原則で運営されている。また、フランス等では、市町村長が国会議員を兼務することで、国政に対する地方からのチェック・アンド・バランスがとられており、こうしたことを検討していくべきではないか。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・自治体行政に対しては、住民からさまざまな訴えが寄せられる。多くは、憲法の理念からすれば正当なものであるが、残念なことに、必ずしもそれらのすべてに応えきれぬものとなっていない。住民の期待に応えていくためには、その取組みの大本にある憲法に根ざした国の施策の充実、殊に自治体への積極的な支援が必要である。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

b. 国と地方の関係についての憲法規定に関する発言

<委員の発言>

- ・憲法に、国と地方はまさに対等の立場であるということをもう少し詳しく書く必要がある。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・憲法の条文中に「政府」との文言は存在しないが、現実においては、中央政府が存在する一方で地方政府は存在しない。国と地方の役割の明確化を図る上で、憲法中に中央政府と地方政府を規定すべきではないか。また、それによって、「地方自治の本旨」の明確化を図れるのではないか。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・自治体と国とが対等であるとの原則及び自治体の課税自主権を、憲法に明記すべきではないか。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.4.16)
- ・地方自治に関する憲法の条文は、少なければ少ないで、もっと権限を地方に委ねる項目が一つ厳然とあればよい。(中野寛成君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・地方分権を進める上で憲法改正は必要ではなく、法律で十分対応できると考える。(横路孝弘君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・地方自治体の制定する条例が国の制定する法律を超えてはいけないというのは、憲法の求めていることとは違うのではないか。(日森文尋君(社民)・151回・H13.5.17)
- ・地方の能力を信用して、権限をもっと地方に移譲していくべきであり、憲法改正をする場合には、このような観点からも検討する必要がある。(西川太一郎君(保守)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・村山内閣時代に成立した画期的な法律である地方分権法が、その成立への詰め段階において徐々に骨抜きにされたことから分かるように、分権を憲法に規定したところで、その実現可能性は疑わしく、むしろ基本法を制定して行う方が望ましい。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・国政は地方政治の面倒を見るのではなく、任務を国際水準で達成できるだけの機能アップが求められ、地方政治は自らのコスト感覚を政治的に的確にこなすことが求められるのであり、そのような中で道州制等を含めた自治体の数やサイズなどの問題が浮き彫りになってくる。これは、現在の第8章を違った角度から書き直すという論点につながると考える。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・国と地方との問題をどこまで法律で規定できるかについては、「地方自治の本旨」とも関連する立法上の慣行の問題でもあろうが、憲法上の論点とも言えよう。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・中央集権が進んでしまった結果、中央にエネルギーが吸収されてしまい、地方ではなかなか力が出せないのが現状であるので、国と地方自治体の明確な役割分担

や課税権のあり方について、憲法に規定していくことも必要ではないか。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

c. 法律の「規律密度」に関する発言

<委員の発言>

- ・現在の法体系では、教員一人当たりの生徒の数等、ナショナルミニマムとして国がすべての基準を決めているが、これを地方に移し、どこまで国が基準を決めるべきかについて議論すべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・国の権限を制限するような法律が必要となる。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・地方自治体が自らの行政組織を編成する権限自体が、地方自治においてはかなり重要であるので、それを地方自治法等で一律に縛るようなことを見直す必要がある。また、憲法93条の首長の直接公選に関する規定についても、少なくとも上からの任命制でない以上、かなり広く考える余地があるのではないか。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・自治事務について、例えば介護保険のように、国は細々と決めすぎているので、大枠の立法だけで後は現場に任せるとか、法定受託事務について法定する場合には同時に財源も移譲するといったことを制度化すれば、国及び地方の意識も変わってくる。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・国が法律でどこまで細かく規定できるかという点については、特にルールがない。したがって、法律がかなり詳細に規定した場合、実質的に地方の自主立法の余地が縮小してしまう。法律の「規律密度」(注：法律でどこまで細かく、あるいは、粗く規定すべきかということ)をどのような制度でコントロールできるかが課題となるが、基本的には国会で自主的にコントロールするのが現実的である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・中央政府があまりに詳細に物事を決めてしまうと、全国一律的になり、地域の実情にそぐわず不自由が生ずる。地方に自由度、柔軟性、選択性を持たせることが、これからの中央政府の地方自治体に対する関与のあり方であると思う。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

d. 地方の意思の国への反映に関する発言

<委員の発言>

- ・地方分権を進めて行く上で、地方の意見が国に反映される仕組みを整える必要がある。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.11・地方小)

<参考人等の発言>

- ・私は、町長として、憲法を町づくりにどう活かすか、地方分権に根ざした町づくりを全国に発信してこれを国の施策にどう反映させるかという二点に意を用いてきた。この考えに基づき、地域の特性と伝統を重んじた教育の実現、水害に強い町づくりの全国への発信に取り組んできた。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・国の地方機関に権限等を多く配分するならば、その機関の長の選任は、公選や都道府県知事の同意人事等として、その地域の住民の意見が反映されるような仕組みにすべきである。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・かつて中央集権制限法を提起した立場から、地方分権一括法の制定等について高く評価するが、介護保険制度、市町村合併、地方財政制度等、いずれも国会や政府によって細かく制度設計がなされてしまうため、自治という機能が働く分野が非常に小さいという状況がある。我々地方自治体の意見がほとんど反映される仕組みになっていない現状に、これが本当に地方分権なのだろうかという思いを持っている。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・現在の地方自治制度は、国会で制定される法律にすべてが委ねられているが、世界的潮流として分権化社会に進んでいこうという流れがあることから、地方に関する国の立法に際しては、地方の意見が反映されるよう国の立法権に制限を加えるべきではないか。その方法として、国が定める分野を限定する方法もあろうし、ドイツやフランスのように、地方の代表がその国会の意思決定に参加する仕組みをつくることによって反映する方法もあろうが、こうした仕組みの中で、制度論として地方自治の本旨を担保すべきである。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

e. 学校教育等における国及び地方の役割分担に関する発言

<委員の発言>

- ・地方分権を推進していく上で、国は教育において、健全な愛国心を育てたり、国民としての誇りを若い人に持たせる役割を担うべきである。(森岡正宏君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方分権の中で、市町村の教員の採用に関しては、県ではなく市町村に任命権を認めたり、地方がそれぞれ異なる教育内容や週休の制度等を定めることを認めたりして、教育に関しても地方が主体となるようにすべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.6.6・地方小、154回・H14.7.11・地方小)

<参考人等の発言>

- ・教育の分野については、それぞれの地域に密着した特色ある個性豊かな教育が可能であると考えられるので、一定の地域の広がりの中に委ねてよいのではないかと。

(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)

- ・地域社会や基礎自治体にとって、子どもをめぐる問題は、子どもたち自身の実際生活の現状に根ざして、かなりの具体性をもって検討していかなければならない課題である。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

f. その他の発言

<委員の発言>

- ・中央政府と地方政府の役割分担を精査して、それぞれの分野で国の発展を図っていかなければならない。(永井英慈君(民主)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ヨーロッパにおいては、EU統合の動きがある一方で、地方政府が強化されている。日本でも、国家が絶対でなくなるような流れが始まっているのではないのか。(筒井信隆君(民主)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・グローバル化が進み、国境がなくなった場合、例えば九州が、東京よりも韓国や中国等近くの海外に目を向けるようになったとしてもよいと考える。(武山百合子君(自由)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・市町村議員より県議員の方が厚遇されるという現実、かつての制度において地方長官である府県知事が天皇の官制大権の下にあり、国の官吏としての一面を持っていたなどの事情に由来するのではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・全国の自治体が、自らの持つ地域の特性であるとか人材を活用して、政府の外交を基軸にしながらかそれを補完する意味で、多面的な外交チャンネルを持つことは大事である。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・国の根幹にかかわる部分以外は、地方にどんどん権限を移譲すべきである。権限を移譲していけば、都道府県のありようが必ず問われ、国と市町村の二層制になる可能性もあると思う。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・地方から国に対して意見を言う制度を整えることは重要である。なお、地方分権一括法の施行により、自らの事務として処理できる自治事務が増えたため、国に対して意見を言う機会が減る可能性はある。さらに、紛争処理委員会の創設は、国に対して大きなプレッシャーを与えていると思う。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

(3) 地方自治体内部又は相互の関係

A. 地方自治体の二層制に関する発言

<委員の発言>

- ・ 明治憲法下において国の出先機関としての役割を果たしていた都道府県が、現在では地方分権一括法の制定によって国及び市町村と並立する存在となったことに加え、政令指定都市が都道府県とほぼ同一の権限を有していることや情報化や交通網の整備が進んできていることにかんがみれば、もはや都道府県は必要ないのではないか。(塩田晋君(自由)・151回・H13.5.17)
- ・ 市町村合併が進むと、中間団体としての都道府県の廃止・連合等が喫緊の課題となる。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ 自由党の「日本再興へのシナリオ」の中で提案されている、都道府県を廃止し全国に300の同格の市を設置するという政策は、明快で平等であると考える。(中村鋭一君(保守)・147回・H12.4.20)

<参考人等の発言>

- ・ 都道府県のような中間団体をなくした場合、市町村が行う事務以外の事務が直接に国にいつてしまうことになることを考えると、住民と国のどちらの側からも地方公共団体は二段階ある方が憲法には適格的ではないか。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・ 市町村合併と併せて、都道府県がどうなるかは避けられない問題であり、合併、道州制、連邦制等が今後検討されることになると思う。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ 基礎的な自治体である市町村は「受益と負担」の関係が見えやすいが、県は、国から委任を受けて市町村を介してその事務を行うので、「受益と負担」の関係が見えにくい。国、県、市町村という三層をどう整理するかが、これからの課題である。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ 中間団体である都道府県が整理されることに異論はない。三層制より二層制の方が機能しやすいであろうと考える。広域的なことだけを扱う国の地域機関が補完的に存在する「二層制プラス補完機能」というのがいいのではないか。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・ 地方分権を進めていくに当たり、市町村と都道府県というかたちで地方政府が二重構造になっていることに一つの問題がある。都道府県の問題と市町村の問題は、一体で議論すべきである。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

B. 地方自治体の組織・機構のあり方等に関する発言

a. 地方自治体の組織・機構について地域性・多様性を認めるべきとする発言

<委員の発言>

- ・基礎自治体は多様であってよいと思う。さまざまな基礎自治体のあり方がもっと弾力的に議論されてよい。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・地方自治体の組織、機構のあり方について、国は、地方自治法を中心とした法律により形式的かつ詳細にこれを定めているが、地方分権を進めるに当たり、市制、町村制も含め、各地方自治体が多様性、地域性、柔軟性に富んだ組織・機構をつくれるようにすべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

b. 議会と首長の関係等(議院内閣制、シティ・マネージャー制等の導入等)に関する発言

<委員の発言>

- ・地方自治体の統治システムは、全国一律に大統領制を採用し、その上、首長と議会の関係では圧倒的に首長の権限が強い。このような制度が適切なのか疑問であり、住民参加の観点を重視しつつ、ヨーロッパで行われているようなカウンシル(評議会) 議院内閣制の導入等望ましい制度を検討すべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.6・地方小、154回・H14.7.11・地方小)
- ・アメリカでは、小さな市の場合、シティ・マネージャー制度(注:議会が行政の専門家を任命し、その者に行政を行わせる制度)を採用しており、我が国でもこうした制度を検討すべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・諸外国には、自治体が議院内閣制的な組織やいわゆる支配人制度等の多様な組織を選択できる例もあり、我が国でも、市町村の組織の多様化を認めてもいいのではないかと。この点で、首長と議員の直接選挙を規定した憲法93条2項を「官選の禁止」という趣旨に解すれば、憲法上の制約にはならないとも考えられるが、今後、検討すべき論点である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・地方議会にカウンシル制のような議院内閣制を導入しても構わない。北海道から沖縄まで全国一律に同じ仕組みということはやめた方がいい。大統領制をとるか、議院内閣制をとるか、また、委任して行う制度をとるかといった選択を認め、柔軟性や多様性を持った地方制度とすべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・現在の首長と議会の関係について、根本的な欠陥があるとは思わない。ただし、首長が与党と一体となって根回しするような運用の仕方には問題がある。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

c. 地方議会に関する発言

<委員の発言>

- ・地方議員の定数等は法律等で画一に定めるべきではなくて、各自治体が、地域性に基づき、独自に決定すべきである。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・50%を切るような投票率で選ばれた者が、本当に代議員としての責任を果たせるのかについて、大いに疑問がある。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)
- ・自治体は、住民のニーズを見極めて、迅速に対応すべきである。そのためにも、生活者の視点で教育や介護等について意見を言う議員がいてしかるべきである。(武山百合子君(自由)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・(地方議会に給与所得者等を参加させる手段として、)イギリスのある小都市では夜間に議会を開いているということをテレビで見たが、我が国でも小規模の自治体であれば可能ではないか。(西川太一郎君(保守)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・国民(住民)は、議員を国民(住民)の代表として認識する一方、高い知見と倫理的高潔さを求めている。これは、政治の担当者が国民(住民)に対し、高い見識をもって真に守るべき対象は何か、また、何を侵害してはならないのかを的確に判断することを期待しているということである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・地方分権の時代においては、議会の活性化は不可欠であるため、根回し等が横行し形骸化している慣行を改めるべきである。また、地方自治法により詳細かつ硬直的に定まっている地方議会制度を改め、多様で自主的な地方議会のあり方を認めるべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・地域に密着した地方議会に生活者の代表が参加できるように、国会議員と同様とされている被選挙要件を改める等、学校の先生や公務員が、その身分のままで地方議員になれるようにすべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

d. 首長の多選禁止等に関する発言

<委員の発言>

- ・地方自治体の合併が進んでくると、権限の集中する首長の多選禁止が問題となってくる。一定の枠をはめることが、地方の活性化につながると考える。(中山太郎会長(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方分権を進めるに当たっては、首長の多選禁止を制度化すべきである。(永井英慈君(民主)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・官選知事時代の最初の法改正時における争点として、短期間で他の赴任地へと配転されてしまう知事の任期制導入の問題が取り上げられ、その際には、4年の任期を与えれば安定して地方政治に専念できるであろうとの判断がなされた。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・大統領制の下で、強い権限を与えられている自治体の首長が多選されると、権力が自己目的化される等の弊害を招く場合が多く、首長の高選は制限されるべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

e. 独立行政委員会に関する発言

<委員の発言>

- ・(教育委員会の委員を公選すべきとの意見に対して、)教育委員が公選されると教育委員の間にイデオロギーの対立が持ち込まれ、うまく機能しなくなるおそれはないのか。(森岡正宏君(自民)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・アメリカでは、教育委員は公選されており、我が国でもこうした制度の導入を検討すべきである。(中野寛成君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・首長が議会の同意を得て選任する公安委員会、教育委員会等の独立行政委員会の委員は、非常勤であったり、専門性を欠く等の中途半端な組織であり、また、中立性を重視するあまり、当事者能力を欠き、住民に対する説明責任を果たすことができない等の欠陥を有しているため、公選の首長の下に置くか、委員を公選するといった民主主義的な要素を注入すべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・(教育委員が公選されると教育委員の間にイデオロギーの対立が持ち込まれ、うまく機能しなくなるおそれがあるとの指摘に対して、)自治体の首長や文部科学大臣も選挙で選出された政治的な存在なのだから、選挙で党派性がある委員が選出されても、複数の委員が公開の場で議論をしていけば十分に機能するのではないのか。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・教育委員会は、予算権、人事権等かなりの権限を持っていながら、独立していることは、本当に良いことなのか検討すべき課題である。また、教育委員会と県あるいは市町村の関係がうまくいっていないことも検討されるべきである。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

f. その他の発言

<参考人等の発言>

- ・地方自治体における監査制度は、監査をする側とされる側が精神的な一体性を有

する等、うまく機能していないので、監査委員を公選し、監査をする側とされる側が緊張感を持つような仕組みに改めるべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

C. 政令指定都市と都道府県の関係等に関する発言

<委員の発言>

- ・政令指定都市、中核市等、市町村制度が一律に包括的に規定されていることは問題である。また、県と市町村の役割の見直しも必要である。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・政令指定都市と県との間では、同様の行政施設を作るなどの重複が見られるため、その関係を見直す必要がある。その際、政令指定都市が大きな権限を持つことが、その府県や他の市町村との関係にとっていいことなのかについて検討する必要がある。(中村哲治君(民主)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.3.28・地方小)
- ・川崎市のような政令指定都市の行政区は、20万人、25万人の人口を擁しながら自治権がなく、単なる窓口業務を行うにすぎないのは問題ではないのか。(永井英慈君(民主)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・現在の一律の形で市町村制度を維持していくことは不合理になっている。県と市町村の関係も多様なものとして考えざるを得ない。例えば、政令指定都市は、府県と対等になる、逆に、小さな町村は、府県と指導的な関係になるといったことが考えられる。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・地方分権が進み、政令指定都市が増加した場合、府県と権限が競合したり、府県議会において政令市から選出された議員の占める割合が増加する等、府県との関係が難しくなる。それぞれの都市の自律性を考慮すると、政令市が府県から離脱するのも選択肢の一つとなる。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)

D. 都道府県相互の関係等に関する発言

<委員の発言>

- ・道州制を念頭に置くと、自治体間「競争」から自治体間「協力」が重要になってくる。(中村哲治君(民主)・154回・H14.7.11・地方小)

<参考人等の発言>

- ・国よりも地方の方がスピーディーにやれることが多くあり、また、5~6県が一緒に取り組み、ビジネスモデルにもなる。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)
- ・県と県とは、積極的に協力し、それぞれ機能分担しあうべきであると思う。そう

した動きが、広域連合、合併、道州制という方向性につながっていく。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

(4) 分権改革のインフラ整備に関する事項

a. 人材育成の必要性に関する発言

<委員の発言>

- ・地方分権を推進していくに当たって、人材の育成は重要である。その意味で、地方自治体の主要ポストに中央省庁から多くの国家公務員が外向していることは、地方分権を阻害していると思う。国家公務員の外向に頼るのではなく、民間人を登用できるシステムを考えるべきである。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・地方分権を進めるには、権限及び財源の移譲とともに、人材の確保が重要となる。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方にも配慮した行政が行われるべきであるので、私は「広域共和制」というような言い方をした方がよいと思っているが、道州制の下で、都市と地方の基礎的自治体間の人事交流を行い、都市と地方の認識のギャップを是正する必要がある。(中村哲治君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・知事が県の改革を進めるためには、県職員の意識改革を行うことは非常に重要である。(井上喜一君(保守)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・地方分権を進めるには、お上への依存意識を改めるような意識改革やそのための教育が重要である。(小池百合子君(保守)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・地方自治を担うには、自立性の高い人材を育てることが重要である。自分で考えて自分で発信できる、人と同じことをしなくても自信が持てるような人材を育てる教育が極めて重要である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方自治体の人材育成を考えると、国の法制を理解した上で、条例の立案や、財源の把握ができる問題発見型の人材を育成する必要がある。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・県庁職員の意識改革を行うため、徹底的に話し合った、機構改革を行った、夏は半袖・ノーネクタイにする等形から変えた。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

b. その他の発言（情報公開、住民参加、ボランティア・NPOとの協働等）

<委員の発言>

- ・最近の政官をめぐる不祥事を考えると、公共事業の入札制度を改革すべきである。（伊藤公介君（自民）・154回・H14.7.11・地方小）
- ・自治に参加する気持ちが国民になれば、分権を進めても国民は本当に幸せにならないと思う。我々は、国民に対して住民自治の自覚を求めていかなければならない。（中川正春君（民主）・154回・H14.2.28・地方小）
- ・我が国では、自治体が情報公開し住民が政治に参加していくという住民参加が非常に遅れていることが、地方分権を確立できない要因となっている。（日森文尋君（社民）・154回・H14.2.28・地方小）
- ・地方自治においては、ボランティアやNPOといったような自立的に行動する市民・団体が果たす役割も重要であり、地方分権の推進に当たっては、地方自治体単独ではなく、地方自治体とこれらの市民・団体との協働も視野に入れた取組みを行うべきである。（横光克彦君（社民）・154回・H14.3.28・地方小）

<参考人等の発言>

- ・分権時代にふさわしい自治体のあり方は、住民が公に参加できることである。住民参加は、自治体の行う事業の計画、決定、実施、評価の四段階のすべてにおいて可能なことであり、これをいかに制度化し、実行性のあるものにしていくかが、分権社会の地域社会のあり方である。（岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小）
- ・これまでの行政側の考え方は、税金を使う側の立場に立ったものであった。これからの行政には、税金を納める側の立場に立って、満足する行政サービスを受けているかどうかを判断しながら政策を進める「生活者起点」の理念が必要と考える。（北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小）
- ・三重県では、請求を受けてから意思決定された結果のみを「情報公開」するのではなく、政策形成過程をも自ら積極的に「情報提供」し、県民との「情報共有」を目指している。これは、行政に対する県民の自己責任を問うことにもつながり、従来の「お任せ民主主義」では通用しなくなる。（北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小）
- ・公会計について、フローのみの現金主義会計では、起債による借金や保有資産等を表すのに無理があるため、発生主義会計に改めるべきである。（北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小）
- ・三重県では、入札制度の改革については、電子入札も含めて検討している。また、公共事業の丸投げを防止するため、最初の取組みとして、費用の月払いを開始している。（北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小）
- ・グローバル化の進行は、国際社会の役割と同時に、国内の地方社会の役

割をますます大きくしていくと言われており、特に、生活に密接な教育、福祉、環境等の地方社会の課題は、自治体と NPO、NGO を含む市民参加によるガバナンスによって取り組むことが必要である。(柴生進陳述人・151 回・H13.6.4・神戸)

地方自治に関する各論的事項

1. 道州制（連邦制を含む）

(1) 道州制と憲法との関係

<委員の発言>

- ・私は、憲法92条との関わりで、都道府県を廃止して道州制を導入することは92条に反しないとの立場を取る。憲法調査会において憲法改正が議論されるのであれば、道州制導入に関して議論していただきたい。（杉浦正健君（自民）・149回・H12.8.3）
- ・地方分権を徹底して、日本型連邦国家を目指すべきであると考えますが、その問題を追求していくと憲法の問題となる。（樽床伸二君（民主）・147回・H12.4.20）
- ・地方分権を行い分権型連邦国家、すなわち道州制にすべきである。その際、国と道州と自治体の役割、公的セクターと民間セクターの役割を憲法上明記し、民間で可能なことを国等が妨害するようなことがないようにすべきである。（松沢成文君（民主）・147回・H12.4.27）

<参考人等の発言>

- ・道州制と連邦制の本質的な相違は、連邦制においては、憲法に国と州との立法権の分立が明記されていることである。したがって、我が国においては連邦制をとる場合、憲法改正が必要となる。（岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小）
- ・連邦制国家の場合には、連邦政府と州政府の関係について、かなり詳細な規定が置かれる。他方、我が国のような単一主権国家の場合には、地方制度の創設自体が国の権能に属するため、地方制度が法律事項に委ねられることは、ある程度当然なことである。（森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小）

(2) 道州制の導入の是非

a. 道州制の導入に積極的な発言

<委員の発言>

- ・地方分権を進める上で、道州制の導入は前向きに検討されるべきである。（伊藤公介君（自民）・154回・H14.3.28・地方小）
- ・従前の道州制論議は、中央政府からの議論で国の権限の受け皿としての道州制であったが、地方自治小委員会での議論では、都道府県では対応できない広域的な仕事を道州をつくることで、下から上に持ち上げていこうという都道府県連合の

ようなものであった。今後は、こうした具体的なイメージを明確にした議論をしていく必要がある。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.7.25)

- ・市町村合併が進み、基礎的自治体に権限と税・財源が移譲された後には、中間的な存在である都道府県を整理して道州制を導入し、無駄のないすっきりとした国の統治構造を作るべきである。(保岡興治君(自民)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・今日の政治、経済等あらゆる分野において行き詰まっている状況は、中央集権的なシステムに起因しており、21世紀の社会を展望した場合、いわゆる分権型連邦国家を目指すべきであると考ええる。(鹿野道彦君(民主)・147回・H12.4.20)
- ・都市と地方の乖離を調整するため、広域自治体を設置し(広域共和制)都市と地方の基礎的自治体間の人事交流を行うべきである。(中村哲治君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・究極の地方分権を実現するためには、連邦制とはいかなくとも、道州制を導入する必要がある。(永井英慈君(民主)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・日本の将来のあり方を考えた場合、道州制もその選択肢の一つとしてよいのではないか。(木村陽子参考人・151回・H13.5.17)

b. 道州制の導入に否定的な発言

<委員の発言>

- ・地方自治においては、住民自治が極めて大切である。道州制の導入に関しては、何のために自治体を拡大するのかという理念が見えないこと、導入した場合には住民の声が反映されにくくなることが懸念されることから、賛成できない。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.7.11・地方小)

c. その他の発言

<参考人等の発言>

- ・憲法は、自治の担い手としての基礎自治体の維持を要求しているのではないか。また、歴史的経緯等からして、現在の府県が存在する意味合いは大きいと考える。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・戦後すぐに検討された道州制の導入は、首長の公選制導入が強く印象付けられたことにより葬り去られたのではないか。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・日本列島連邦共和国をつくり、首都を那覇に遷すことで、日本はアジアに向かって開かれ、かつ、東京一極主義を乗り越えることができるのではないか。(武者小路公秀参考人・153回・H13.11.29)

(3) その他道州制の課題等

<委員の発言>

- ・道州制の議論に関し、道州が国の代わりを果たしていくという考え方と、道州は広域的に調整するだけの機能を果たすという考え方があり、基礎的自治体と道州のどちらに重きを置くかということを議論していくことが重要である。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・道州制の導入に当たっての問題として、担当者の身分等を含めて国の地方行政をどのような形で行うか、また、そのような点も含め地方と国の行政の配分のあり方が問題になると考える。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・道州制とは、現在の憲法体制の下で大きな単位をつかってそこに大きな権限を付与することと考えられるが、州をつくったとして、そこに置かれる統治機構をどのようなものにするか等の論点が議論されておらず、そういう段階で道州制の導入をあまり早急に議論すべきではない。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・連邦制の導入には、憲法改正が必要である、二院制をとりそのうちの一院に地域代表制を持たせる必要がある、連邦制を採用しても、基礎的自治体への分権は必ずしも保障されないといったことが課題となる。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・道州制の導入には、領域の確保、首長の選出方法等の制度のデザイン、二層制を維持するか、三層制を導入するかが課題となる。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・我が国の地方自治制度は、憲法に立法権の分立を定める「連邦型」とは異なり、法律により地方の地位及び権限を規定する「単一型」と言える。我が国は、憲法改正が必要となる「連邦型」を導入しなくとも、「単一型」の中で、執行における地方の裁量を認め、中央の決定に対して地方が影響を及ぼす制度を整えることで、最大限の分権を図るべきである。もっとも、道州制の導入は一考に値するが、どのような制度設計をするかで内容が異なるので慎重に検討すべきである。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・道州制論には、国の権限や仕事を道州に移していこうという考え方と、逆に、都道府県では対応できないような広域的な仕事を、道州をつくることにより、下から上に上げていこうという考え方がある。こういう点を整理した上で、都道府県の上にもう一つの公共空間をつくる必要性の有無を慎重に見極める必要がある。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・市町村合併が進展すると、力をつけた基礎的自治体ができる一方で、県は、力のない基礎的自治体を補完するという役割を担うことになる。その際には、やはり

今の 47 ユニットの都道府県制についても見直し、県がいくつかまとまって合併した形で広域になることが検討されるであろう。ただし、道州が、国の出先機関的な要素を持つような道州制には反対である。(片山善博参考人・154 回・H14.6.6・地方小)

- ・道州制の議論では、小(県)を大(州)にするのではなく、大(国)を小(州)にするべきだという発想が必要なのではないか。(貝原俊民陳述人・151 回・H13.6.4・神戸)

2. 市町村合併

(1) 市町村合併推進の是非等

A. 市町村合併の推進に積極的な発言

<委員の発言>

- ・市町村合併は積極的に進めるべきである。ただし、税・財源や補助金の制度を大胆に見直さないと、合併は進まないと思う。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・財政危機、社会構造の種々の変化に対応するためには、市町村合併を積極的に推進していくことが必要である。(江田康幸君(公明)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・市町村数が300くらいになるように合併を推進し、市町村の規模を拡大するとともに、国から地方へ財源を移譲し、国の補助金で行っている公共事業を地方の財源で賄えるようにすべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.3.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・少子高齢化社会の中で自治体が自分たちの自治を行っていくということを考えた場合、市町村の再編は避けて通れないであろう。介護の問題は再編を考えるきっかけとなると考えるが、介護保険制度を基礎に考えた場合、数千人規模の自治体を形成するのであれば、広域連合よりは合併の方がよいと考える。また、自治体の最適規模は、大体5万人程度ではないかと考えられる。(木村陽子参考人・151回・H13.5.17)
- ・市町村合併の主眼は、財政上の問題を解決し、人口が減少する中で社会福祉をはじめとした行政サービスを地域社会で今後とも維持していけるようにする点にあるが、離島や中山間地域の場合、一定の効率性を発揮する規模までにするには、相当広大な面積をカバーしなければならず、それを一つの基礎自治体とすることが果たして地域社会のあり方として望ましいのかについては、大きな問題である。その意味では、中山間地域については、今までと違ったかたちの自治体の仕組みを検討しなければならないのではないかと。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・我が国は、二層制の下、規模の大きい基礎的自治体が公共サービスを提供する北欧型を目指すべきであり、これには、市町村の再編が不可欠である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・今次の市町村合併が目目されている背景としては、 厳しい財政事情の下、行政サービスを維持していくためには一定規模の行財政能力が必要であること、 合併に伴う財政的優遇措置の期限(平成17年3月末)が迫っていること、 住民の生活圈・行動圏の広域化に対応する必要があること、 高齢化や産業の空洞化等

- に対応する必要があることが挙げられる。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・市町村合併の推進に対して、国主導の合併は地方自治の理念に反する、地方のコミュニティーを破壊する、合併して広大な自治体を作るよりは、広域連合を活用すべき、または、都道府県が小規模町村の肩代わりをすべきとの批判がある。これらに対しては、すべての市町村が平均して全般的に行財政能力を強化できるように、国及び県が調整する必要がある、行政サービス維持も重要であり、さまざまな価値のバランスを考慮した自治体のあり方を考える必要がある、広域連合は、合併を進めても、なお、不十分な場合に活用すべきものであり、また、都道府県が事務を肩代わりすることは、地方分権の考え方に反するとの反論が可能である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
 - ・合併の問題に関して、基礎的自治体ができるだけ多くの事務を自分達で行っていくという価値と、現在の基礎的自治体でできることだけを行い、それ以外は、より広域的な団体に委ねるべきであるという二つの対立する価値がある。我が国のこれまでのあり方、市町村の考え、住民の意向を勘案すると、この価値に立ち、行財政能力を高めるために市町村の合併を推し進めるべきである。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
 - ・(自治体の規模の拡大により住民自治が困難になるとの発言に対して、) 住民自治の観点からは自治体規模が小さい方が理想的かもしれないが、市町村が高度な行財政能力を維持していくためには規模の拡大はやむを得ず、その一方で、IT技術等の駆使による新しい形の住民自治が考えられること、合併特例法では、住民参加のための工夫として旧町村の単位に自治が委ねられる余地が示唆されており、具体的には各地域で考えられるべきであることなどが指摘できる。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
 - ・現在の町村には、教育、環境、防災等の今日的課題に対応するための専門的なスタッフがいないため、規模を大きくして力量がある町村にならなくてはならない。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
 - ・合併をせず、一部事務組合のような形で消防とかごみ処理を行うという方法では、地震等が起きた場合、消防をどのように動かすかといったリーダーシップの面等で問題がある。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
 - ・介護や都市計画の専門家が不足している状況を踏まえると、分権を進め、市町村が自主自立をするためには、合併によって一定の規模を確保する必要がある。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

B. 市町村合併の推進に慎重な発言

a. 市町村の自主性を尊重すべきとする発言

<委員の発言>

- ・高齢化社会を迎えるに当たり、地方自治体の役割は重要となってくる。住民の年齢階層等も含めて地域の多様性、地方自治の自主性を尊重していくべきである。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・福島県矢祭町のように、合併せず、現在の市町村の形態を維持していくという考え方こそ、地方自治の本旨に沿うという考え方もあるのではないのか。合併問題は、住民の声を最大限考慮に入れて進めるべきである。(横光克彦君(社民)・154回・H14.3.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・市町村合併は、自治体自身の側から動き出して必要とされるところが主体となっていくべきで、国や県はサポートに徹するべきである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)

b. 自治体の規模の拡大により住民の地方自治への参加が困難になるとの発言

<委員の発言>

- ・市町村合併が進み、自治体の規模が大きくなると、住民自治の意義が弱まるのではないのか。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・市町村合併が進み、その規模が大きくなると、きめ細かい住民参加や住民と協働して町を作る、福祉を行うということが難しくなるのではないのか。(日森文尋君(社民)・154回・H14.2.28・地方小)

c. その他の発言

<委員の発言>

- ・介護保険の問題と市町村合併は、きめ細かな住民サービスを行っていく上で密接な関係にあると考えるが、余りに大規模な合併は、逆に住民サービスが手薄になるという矛盾をはらんでいる。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・山間地域の合併は、面積が広がるだけで財政基盤は強化されず、疑問である。また、過疎地域の合併は過疎対策にはならず、合併よりも、ごみ処理や消防などの課題に当たる一部事務組合等の設立の方が有効ではないかと考える。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.9・地方小、154回・H14.6.6・地方小)

C. 市町村の適正規模等に関する発言

<委員の発言>

- ・市町村合併によって自治体が広域化していった場合、基礎的なコミュニティと

して、例えば、学区を単位として独立行政委員会を置いていいかどうか。(坂井隆憲君(自民)・153回・H13.11.8)

- ・市町村合併によって、単に大きな自治体があればよいとは考えていない。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・現在進められている市町村合併推進策は、約3000の市町村を1000にするのが数値目標ということであるが、自由党としては、すべて一定程度の規模の300くらいの数にすべきであると考えている。(藤島正之君(自由)・151回・H13.5.17、154回・H14.3.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・適正規模については、何万人という数値では答えられない。大都市、都市地域、郊外地域、山村地域と、それぞれの地域での適正規模があり、日本全国一律に市町村は何万人を目標とすることは、自治とは全く逆の動きである。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・例えば、都市部と農村部で異なるように、置かれている状況等に応じて適正規模も変わってくる。適正規模論という議論の立て方は、よほど気をつけなければ誤解を招く。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・5000人から8000人程度の今の町村規模では、今日的な課題に対処するのは難しい。国が言う25万人とか30万人の規模では、市町村が住民から遠くなり過ぎて問題である。市町村の力量強化と身近な市町村との兼ね合いを考えて、郡部では、5000人から8000人の町村が三つか四つ集まった2万人か3万人規模がよいのではないか。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

D. 政府による市町村合併推進策に関する発言

a. 地方への税・財源移譲を優先すべきとの発言

<委員の発言>

- ・税・財源の移譲を先送りし、1000を目標に17年3月末までという進め方は、それ自体が住民自治、地方分権の観点から問題である。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小、154回・H14.6.6・地方小)
- ・現在、進められている市町村合併の理由として、地方財政の悪化が挙げられているが、そもそも、地方財政の悪化は、景気対策として財政的な裏付けのないままに地方自治体による公共事業を推し進めた国の経済政策に原因があるのであり、それを理由として市町村合併を推進することは問題である。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・1997年の合併特例法の改正や2000年12月の改正等による、財源を移譲せずに、地方債の発行や交付税の延長をインセンティブとして合併を推進する国のやり方

- は、地方分権とは逆行しており、また、合併によって財政基盤を強めるとの国の方針には、自主的な財政を作り上げるという観点が抜けている。大きくなればよいというのではなく、現在までの都道府県と市町村との役割分担の不明確さを見直すことをすべきではないか。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 政府は、財政危機を逆手にとって、合併を推進しているが、ほとんどの政令指定都市が財政危機であるように、規模を大きくしても解決策にならない。合併を推進するよりも、まず、地方へ税・財源を移譲すべきである。(日森文尋君(社民)・154回・H14.2.28・地方小)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 市町村合併が具体的な日程に上りつつあるが、現在の議論は、上からの議論ではないか、また、財政上の問題が強調され過ぎているのではないか。(中川正春君(民主)・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 市町村合併に関しては、合併特例法による財政優遇措置という「アメ」と、小規模町村の役割削減や、地方交付税を小規模自治体に厚く交付する「段階的補正制度」の見直しという「ムチ」による強制が見られる。(横光克彦君(社民)・154回・H14.3.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ 住民が、参加できるけれども貧弱な公共サービスを選ぶか、参加の度合いは少し間接的になるが豊かな公共サービスを選ぶかという判断をするわけで、全国一律に、一斉に同じ基準で地理的に山も都市も全部一緒に進めるとするのはおかしい。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・ 今次の合併推進策は、一律で粗いと感じる。それぞれの地方で合併の必要性やその効果が異なること、国自体の財政難が理由で合併の推進を図るときに、特例法による財政優遇措置はかなりの優遇策となること、また、大都市が優遇措置を目当てに合併を進める意識を持つことは問題であること、1000という数字目標だけがひとり歩きし、小規模な自治体を取り残されたまま目標を達成しても意味がないことから、市町村の規模や地域の事情に応じたきめ細かい対応が必要である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・ 政府は、合併特例債の発行によるハード事業(公共事業)を中心とした優遇措置により、市町村合併を進めようとしているが、このような施策は、自治体の借金を膨らませ、財政危機を助長させるので問題である。市町村合併は、今後必要とされる環境、IT、教育等の人材を確保するためになされるべきであり、政府は、こうした人材の確保にこそ支援を行うべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

(2) その他市町村合併の課題等

<委員の発言>

- ・合併は、地域にとって手段なのか、目的なのかを整理する必要がある。(平井卓也君(自民)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・市町村合併推進策は、現在、都道府県の枠内で行われているが、県境を越えるような合併があってもよいと考える。他方、明日香村のように、アイデンティティの強い村には、合併のメリットはないと思う。(森岡正宏君(自民)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・市町村合併を推進するに当たっては、自治体の不安を払拭するためのモデルの提示、住民自治が阻害されないための十分な議論が必要ではないか。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・都道府県から市町村への合併の働きかけに対して、住民の意識がそこまで達していないのは、合併の理念・目的が明確でないためであると思う。(武山百合子君(自由)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・自治体の存在根拠には、住民の政治参加、公共サービスの提供という側面があるが、前者からは「小さい自治体」が要請され、後者からは、規模の経済である「大きい自治体」が要請される。これらの二つの相反する価値基準をどのように調整するかが問題となる。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・自治体間の行政サービスの格差を是正する方法として、小さな自治体は、完結主義を捨て、病院等の特定目的について広域行政化する方法もある。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・(国民が市町村合併を考えるに当たっては、)情報公開が重要である。具体的に、公共サービスの選択肢がどのように増加するかなどを示すことで、判断できるようになると思うが、今はあまりにも判断材料が少ない。地域をどう作るかに関しては、市民社会も参加できるようなあり方が必要である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・中山間地域の小規模町村については、合併により、行財政能力が向上するのか、面積が広くなり過ぎないか等の深刻な問題を抱えている。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・市町村合併が進展すると都道府県のあり方に大きな影響が及ぶ。合併により、中核市や政令指定都市がいくつかできてくると、そのような市を含む都道府県の役割はだんだん縮小し、逆に、小規模町村を多く抱える都道府県の役割はますます大きくなる可能性がある。こうしたことを踏まえると都道府県のあり方、再編が今後のアジェンダとして挙がってくるが、慎重な検討が必要である。(森田朗参考

人・154回・H14.3.28・地方小)

- ・自主的な合併だけであると、貧しい地方自治体が取り残されるおそれがある。地域社会・国全体を発展させていく観点に立って、豊かな地域とそうでないところの組み合わせを考えて、国及び県が調整機能を果たしていく必要がある。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・合併を進める場合には、住民が合併の目的、必要性を理解していることが重要である。したがって、合併は、地域間の財政力格差を是正し、地方自治体の財政力を引き上げることができるということを住民が認識できたときに、進めていくべきだと思う。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・合併のデメリットは、住民から遠い政府になることである。逆に、合併しないデメリットは、財政力が強まらないことである。どちらを選択するにしろ、デメリットを解消することが、一番重要である。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

3 . 地方財政

(1) 地方財政と憲法との関係

<委員の発言>

- ・ 現行憲法を改正して自治体の課税自主権を明記すべきとの意見があるが、92条の地方自治の本旨に基づけば、その内容たる団体自治及び住民自治の趣旨から当然に課税自主権が認められると考えられる。(春名真章君(共産)・147回・H12.4.20)
- ・ (憲法第8章には、地方の自主財政権が明記されていないとの発言に対して、)92条では住民自治と団体自治が、94条では地方公共団体の権限が明確にされており、これらを保障するために自主財政権があるということは、通説である。(春名真章君(共産)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ 現行憲法に課税自主権の規定があるべきかどうかは、政治家の判断に委ねられていると考える。(天川晃参考人・147回・H12.4.20)
- ・ 一部の意見として、地方の自主財源について憲法上明記すべきとの意見がある。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・ 分権推進委員会の最終報告書では、「日本の憲法には、地方の税・財源に係る規定がないが、ヨーロッパ地方自治憲章等では、明確に税・財源に係る規定があることからして、地方の税・財源のあり方を明確にしていくことが『地方自治の本旨』を具体化していくことになる」とあり、そうした点も配慮されるべきである。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 財政に関する基本原則を、憲法ないし地方自治憲章といった基本法のようなものに謳い込むというのが筋ではないか。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 我々地方自治体の側からは、地方分権に関して財源の配分を強く求めているが、そのための措置については、憲法に自治体の課税自主権を定めるのではなく、現在の地方自治の本旨の中で、法律によって規定していただきたい。(鹿野文永陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 地方財政の課題

A. 全般的事項

<委員の発言>

- ・ 地方への税・財源移譲を進めていく上で、ビジョンの策定が必要である。(中川正

春君（民主）・154回・H14.3.28・地方小）

<参考人等の発言>

- ・現在の制度では、地方自治体は、歳入の自治も低いが歳出の自治も非常に低く、個性的な事業をしようとしても予算の裏付けが取れない状態が続いている。そのため、財政的に豊かな地方自治体は、いろいろな行政サービスができるが、そうではない自治体はそれができないままで、ますます格差が広がっている。（岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小）
- ・分権推進委員会は、国と地方との間では、収入比6：4、支出比4：6という乖離が生じており、これをバランスのとれた状態にする、地方の税金で地方のサービスを実施し、受益と負担の関係を明確にしていくというのが、財政面における地方自治の望ましいあり方であると考えている。（森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小）
- ・20世紀後半から、経済のグローバル化が進行した一方で、地方政府に決定権を与えて分権を進めるという動き（ローカル化）が進行している。ローカル化の動きを受けたヨーロッパ地方憲章では、原則として市町村が優先して仕事を担う「補完性の原理」を採りながら、財政に関しては、財政調整制度によって補完された自主財源主義を採用している。自主財源主義が採られる理由としては、受益と負担の関係の明確化、民主主義の活性化、適切な政策の実施、地方自治の拡充がある。（神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小）
- ・地方分権を進める上で、地方財政に関しては、中央と地方自治体の間にどのように行政任務及び課税権を配分するかという「垂直的財政調整（国から地方への権限・財源の移譲）」と、地方自治体間の財政調整である「水平的財政調整（国による自治体間の格差調整）」が必要となる。地方に対して多くの行政任務を与え、垂直的財政調整を図り分権を進めると、自治体間の財政力格差が生じるので、これを是正するため、水平的財政調整の必要性が高まる。（神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小）
- ・自治体間による共同税徴収機構のような機構の創設は、徴収できなかったときの責任の所在について問題がある。財政学的には、税の徴収権、税の立法権、税の受領権は三位一体の方がよいとされている。（神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小）
- ・政府は、地方公共団体に対して地方債の償還に地方交付税を充てることを約束して、地方財政をハード事業に偏重させている。地方財政は、ハード事業であろうとソフトであろうと、住民のニーズに基づき、優先順位をつけて選択できる仕組みにするべきである。（片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小）

B. 税・財源の移譲に関する発言

a. 税・財源の移譲の必要性に関する発言

<委員の発言>

- ・税・財源制度や補助金制度の見直しをしなければ、市町村合併も地方分権も進まない。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・推進法等が制定されたにもかかわらず地方分権が進捗しない理由として、財政、財源についての何らの保障もないという問題が挙げられる。分権の推進を唱える一方で依然として補助金行政が続けられている、日本の「病気」とも言うべき構造が、ある種のモラルハザードを自治体の側に引き起こし、莫大な額の財政赤字の原因にもなっている。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.4.16・仙台)
- ・地方政府を強化するためには、財政面の強化は絶対的な条件である。(筒井信隆君(民主)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方分権を進めるには、権限と税・財源の移譲は不可欠である。(武山百合子君(自由)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・国の補助金事業を地方の「能力」で行わせるため、合併と併せて税・財源の移譲を行うことは重要である。(藤島正之君(自由)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・税・財源が地方に移譲されないと、本当の意味での地方分権にならない。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・国と地方の税財源の配分比率を大胆に変えないと、地方に自己決定権を与えていくための財源措置ができないのではないか。(日森文尋君(社民)・151回・H13.5.17)
- ・地方分権の推進に当たっては、自治体の自主財源の確保は不可欠であり、地方が課税権を持つべきである。(西川太一郎君(保守)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・地方に多くの行政任務を振り分けても、中央が決定権を握り、「決定」と「支出」が非対応になっていたり、課税権を与えず、「行政任務」と「課税権」が非対応となっていると分権的ではない。我が国は、地方に課税権や決定権を与えていなかったのが「集権的分散システム」となっており、これらを地方に移した「分権的分散システム」に移行することが重要となる。先の地方分権改革では、機関委任事務が廃止され、「決定」と「支出」の非対応が改善されたが、地方には課税権はなく、「行政任務」と「課税権」の非対応が残されている。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方税は、例えば、マンションの管理費のようなものでないので、地方の自主財源は、基本的に住民税に求めるべきである。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・補助金から、交付税と税に振り替えて財源を確保することには賛成である。補助

金であれば不要な事業にでも使ってしまうがちであるが、一般財源となるとシビアな吟味がなされるため、結果的に財政がスリムになる。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

- ・地方への税・財源の移譲は必然的な流れとして進むと考えるが、地方の側も、国から仕事を押し付けられているととらえがちな意識を改革する必要がある。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

b. 税・財源の移譲の具体的な施策に関する発言

<委員の発言>

- ・補助金を全廃して地方自治体に税源を移譲し、各地方自治体の不公平に関しては調整ファンドを作るべきである。(筒井信隆君(民主)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・税・財源の移譲策については、財務省と総務省で見解が異なるが、どちらにするかは政治決断である。(中川正春君(民主)・154回・H14.3.28・地方小)
- ・地方にすべての税・財源を移譲すると、自治体間の格差が拡大するおそれがある。したがって、地方の税・財源としては、個人の住民税であるとか、土地の固有資産税等に限定して、それ以外は中央が課税して、それを機械的に配分する方法が望ましいのではないのか。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・まず、地方に税源を移譲し、次に、さまざまな条件のついた補助金について自治体の裁量が生かせるようにする。それでも税源の少ない自治体に対しては、国が一定の保障をし、水平的な財政調整を果たすべきである。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・将来の理想像として、地方自治体の歳入のうち、5割~7割が自主財源であるのが望ましい。交付税を受ける自治体が全体の3分の2くらいに下がるまで、自主財源の比率を上げることが重要である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・分権推進委員会は、国が地方に対して統制を及ぼしている補助金について整理合理化し、その分を、地方が自由に使える地方交付税のような一般財源とし、その後で、さらに、税・財源を移譲し、収入と支出のリンク、受益と負担のリンクを明確にすることを目指してきた。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・個人所得税と消費税の二つの基幹税を移譲すべきと考える。所得に対する税の移譲の方法としては、現在、国税(所得税)と同様に地方税(住民税)も累進で課税されているが、例えば地方税の税率を10%の比例税率として、累進税率である国税としての所得税と組み合わせることが考えられる。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

- ・都道府県税の主要を占める法人事業税は景気の動向により左右されやすいので、外形標準課税を導入するか、あるいは、法人事業税を国税に移譲し、代わりに個人所得税を地方に移譲するといったような対策を講じ、都道府県の税収構造を安定的なものにすべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・(国が義務教育諸学校の教員の給与の2分の1を負担していることに関して、)国庫負担金は教員の数によっておのずから決まってくるものであり、補助金のように、補助金がもらえるから事業を行うとか行わないという問題はないので、この制度よりは、補助金等を優先的に整理すべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・片山総務大臣による国から地方への5.5兆円の税・財源移譲案は、全体的に前向きで良いと評価している。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

c. 地方独自課税に関する発言

<委員の発言>

- ・東京都の「銀行税」のように、自治体が受益と負担の観点から自主的に税・財源を確保する姿勢が望ましい。自治体が独自に創意工夫をした課税権が行使できるように変えていく必要がある。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.3.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方分権一括法により、法定外普通税の導入が容易になり、また、法定外目的税が新設され、地方が独自課税をする動きが広がっている。こうした独自課税の動きは、税に対する住民の関心を喚起するものである。(伊藤公介君(自民)・154回・H14.6.6・地方小)

<参考人等の発言>

- ・(東京都の銀行税について、)「受益と負担」の関係を考えると、住民に負担を求めることが筋であり、法人あるいは地域外の方の負担をあてにすることは疑問である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・(東京都の銀行税について、)事業税は、通常、応益原則で課税されると理解されているにもかかわらず、応能原則で課税される税金であるとした判決は、理解を間違えていると思う。判決によって、地方自治体が、どのような基準で課税自主権を発動できるかが判断できなくなり、後ろ向きになってしまうことを心配している。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方の独自課税は、例えば、環境保全の教育的効果や啓発的效果はあるが、現在の大きな財源不足を埋めるには現実的でない。また、国は、こうした地方独自課税の当否をチェックすべきではなく、その当否は地方議会や納税者の訴えによる司法の場のチェックに委ねるべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

- ・住民の納税者意識を高めるためには、法定外税よりも、固定資産税や住民税の税率を地方が自由に決定できるようにする方が重要である。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・地方の独自課税で自主財源を確保することは難しい。安定した税収がないと、安定した福祉行政や教育行政を行っていくことはできないため、国と地方が一緒になって、税のあり方を考えていきたい。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

C. 財政調整制度に関する発言

a. 財政調整制度の必要性に関する発言

<委員の発言>

- ・交付税の財政調整機能は大変重要である。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・所得税の一部等を地方に移転しても、鳥取県のような県は東京都と比較して財源が大きく減ることとなり、やはり新しい財政調整制度を作る必要がある。(中川正春君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・財政調整機能は重要である。透明性を高め、基準をしっかりと定めてやっていく必要がある。(永井英慈君(民主)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・地方自治体への税・財源移譲は重要であるが、地域格差を是正するためには、やはり地方交付税のような再配分の仕組みが今後も重要となってくる。(江田康幸君(公明)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方交付税には、財源保障機能と財源調整機能の両面があり、今こそ、これを支えていくべきである。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.28・地方小)

<参考人等の発言>

- ・地方交付税に相当する平衡交付金のような水平的な財政調整機能を果たすことは、国の責務である。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)
- ・地方自治体への税・財源移譲は重要であるが、地域格差が大きいため移譲が進んでも自主財源で財政を賄える自治体は少なく、やはり財政調整は必要である。(森田朗参考人・154回・H14.3.28・地方小)
- ・地方に対して多くの行政任務を与えれば分権は進むが、自治体間の財政力格差を是正するため、財政調整の必要性は高まる。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・我が国はあまりにも税・財源が偏在しているため、税・財源移譲を考える際には、今まで以上に財政調整機能を強化する必要がある。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

b. 地方交付税制度の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・ 現行の地方交付税制度は、地方自治体が努力して徴税率を上げると配分が少なくなる仕組みになっており、自治体は、徴税率を上げることより、国から補助金をもらうことに力を注ぎがちである。努力したところがきちんと報われる制度とすべきである。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・ 地方交付税そのものの内容が、極めて複雑であるという点も改正すべきである。(渡辺博道君(自民)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・ 今の日本の地方交付税制度は、自治体が独自に税収とか収入を増やせば、地方交付税の配分が減るという仕組みになっており、こうした地方自治体の努力を否定する地方交付税制度は変更されるべきである。(筒井信隆君(民主)・154回・H14.2.28・地方小、154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 特別交付税をてこに、中央省庁から地方への天下りが行われている。(井上喜一君(保守)・154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ 地方交付税の特別交付税は、交付税を見直す際の重要な点の一つとなる。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 地方交付税制度の改革の一番のポイントは、地方債の償還に地方交付税を充て、ハード事業を優先するという仕組みであり、地方が、地方交付税をあてにして膨大な借金をするような仕組みを改めるべきである。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)
- ・ 調整的な意味合いでの地方交付税を、すぐにどうこうすることはつらいところがある。しかし、地方交付税については、そのあり方、交付の算定基準が不明確であるといった問題点もあり、これらを検討すべきである。(北川正恭参考人・154回・H14.7.11・地方小)

D. 現在の政府の施策の問題点に関する発言

<委員の発言>

- ・ 最近の政府の姿勢は、税・財源移譲の前に、地方交付税交付金の1兆円の削減であるとか、段階補正の見直し等、地方交付税交付金の削減が先にありきという印象が強い。このままでいくと、地方が疲弊するのではないのか。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ 額を1兆円減らすとか、段階補正をどうするかということよりも、地方交付税制度の財政調整機能を重視していくという構造改革が必要だと思う。小手先の見直しではなく、税・財源を移譲した後に財政調整を行うという骨太の方針の下、根

本から見直していく必要があると思う。(岩崎美紀子参考人・154回・H14.2.28・地方小)

- ・(まず、交付税の削減ありきということについて)「垂直的財政調整」を行い、課税権と行政任務を設定してみないと、「水平的財政調整」に手がつけられないにもかかわらず、最初に「水平的財政調整」に手をつけるということは、本末転倒な議論になってしまう。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)
- ・現行の地方交付税制度は、地方自治体が行う国の仕事をナショナルミニマムとして義務付け、その義務の履行に関し足りない財源を地方交付税によって補う仕組みとなっている。このような義務付けをそのままにしておいて、交付税を削減すると、地方自治体は義務付けられた仕事を履行することで汲々としてしまう。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

4 . 住民投票

a. 導入に積極的な発言

<委員の発言>

- ・それぞれの地域で、直接政治に参加をして住民投票という形で自分たちの意思を表明したい要求があることは、民主主義の原則からいって正しい。(中川正春君(民主)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・「民主主義の民主化」のためには、住民投票のシステムの拡大等を憲法に示していくことは重要である。(中野寛成君(民主)・154回・H14.7.11・地方小)
- ・住民の意思の表明を恒常的に保障する立場から、住民投票法案を作っているが、政府はあまり積極的ではない。(春名真章君(共産)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・共産党は、2001年11月に、住民投票制度について制度化・法制化を提案している。(山口富男君(共産)・151回・H13.5.17)
- ・自治体にかかわる重要な課題については、本来、議会選挙等を通じてその政策を反映するのが基本的なあり方であると考えますが、必ずしも争点となっている問題で選挙されていない現状にかんがみれば、地方自治を住民の側に身近なものとして政治をつくっていくという意味からは、住民投票が一つの大きな鍵になっているのではないか。(金子哲夫君(社民)・153回・H13.11.8)
- ・住民投票条例は、各自治体がその実情に合わせて作っていく形で法整備その他の問題点が整理されていくのではないかと。(日森文尋君(社民)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・地方自治権、住民自治の強化の観点から、従来の代議制民主主義を大転換して直接民主主義的に理解し直すことで、住民投票を積極的に再評価すべきであり、そのための憲法規定が望まれる。代表者又は為政者は、重要な場面での政治判断に際しては、現実に表明された国民の声に耳を傾けるべきであり、実際に住民投票を作動させた際に生じる諸問題を理由としてその実現を回避するなどして、国民主権、住民主権の持つ理念としての直接民主主義的本質を見逃してはならないと考える。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・政策に関する判断を国民による直接投票制度に委ねることに否定的な見解の背景には、愚民視があると考えます。国民が目先の利益にとらわれた場合には国民の自業自得となるだけであり、国民の判断に委ねその判断の結果に自身で責任を負うことを、国民の学習という観点からも積み重ねた方がよいと考える。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b. 導入に慎重な発言

<委員の発言>

- ・住民投票は、地方に関する事項に限定されるべきであり、安全保障、環境といった国全体に関する事項については国会で審議すべきである。(葉梨信行君(自民)・154回・H14.2.28・地方小)
- ・住民投票を行う際に、町内会等による強制、地域外の住民による煽動や妨害等の事態が起こるとすれば、実際にこれを行うことは難しいのではないか。(塩田晋君(自由)・151回・H13.5.17)
- ・我が国では、住民投票を実施するには、判断を求められている事柄に対する住民の理解等の点において、住民の間にまだ訓練が足りないのではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・住民投票が求められる背景には、議会や行政といった正規のルートでは住民の要求がなかなか反映されないという不満があると考えられる。そういう意味では、民意が反映される住民投票は、民主主義の観点からも望ましいが、この制度は、住民全員の意思であるという点で大変重い決定であり、ひとたび決定されたことを覆すのは難しく、軽々に利用するのは大変危険である。そう考えると、正規のルートである地方議会や地方行政機関への住民参加の仕組みを充実させていくことがまず先ではないか。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)
- ・国策にかかわるような問題については、住民投票はなじまないと考える。地域の意向をくみ上げる手続に、相当のコストをかけるべきである。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

c. 導入あるいは実施に当たっての問題点、留意点に関する発言

<委員の発言>

- ・住民投票は、本当にそこに住んでいる人間が直接意思を示す大変貴重な権利であると考えますが、これまでに行われた住民投票の事例を見ると住民の地域エゴのような問題も出てきているように思う。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)
- ・住民投票を実施するに当たっては、論点となっている事項について判断の材料となる情報の開示が、賛否どちらの側に対しても公正になされる必要があると考えます。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)
- ・ごみ処理場の誘致等あまりに身近な問題を住民投票に付してしまうと、すべて反対されてしまい、行政が立ち行かなくなるおそれがある。(生方幸夫君(民主)・151回・H13.5.17)
- ・巻町や刈羽村で行われたような国策を反映するような問題についての住民投票は、投票の結果に国が従うわけにもいかず、また、地域が二分されたようなかたちで

しこりが残ってしまい、最悪の結果をもたらしている。(近藤基彦君(21クラブ)・153回・H13.11.8)

<参考人等の発言>

- ・今日、地方における住民投票、あるいはその議会に対する拘束力が話題となっているが、このような制度は米国では1世紀前に制度化されているものであり、日本が遅れており、地方自治をいまだ手にしていないことを表している。このようなことを踏まえて、議論していただきたい。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・世論調査に見られるように、国民の間には、首相及び重要政策について国民投票によって決定するべきであるとの要求があり、この雰囲気は21世紀においてもなくなると考える。この場合注意すべきことは、これらの要求は、地方政治においては現に行われているか若しくは実現可能性があることであり、国民が中央と地方との制度間競争のようなイメージでこの問題を捉えることである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・住民投票制度を実際に作動させるに当たっては、法的拘束力をどのようなものとするか、どのような場合に住民投票を行うのか、住民の請求と議会の議決又は首長の決定との関係はどうなるのか、住民投票を行うタイミングをどうするか、投票の成立要件として最低投票率を考えるべきか、地域の要素を中心とする有権者の範囲はどうするか等、詰めて考えなければならない問題は、多岐にわたっている。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・住民投票の実施に至るまでには、住民投票になじまない事項のリスト(ネガティブ・リスト)の作成、議会における議論を十分に踏まえた明確な論点の提示、主題に関する十分な調査と議論、結果に拘束力を持たせることが必要ではないか。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・住民投票の一番の問題点は、争点となっている事柄について多数派の支持が得られそうだった陣営が政治的に利用している点である。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

d. その他の発言

<委員の発言>

- ・直接民主制について、レファレンダムを憲法中に規定するスイスに学ぶべきであるとするのが石塚陳述人の意見だが、必ずしも歴史的背景等の異なるスイスに学ぶ必要はないのではないか。(中川昭一君(自民)・154回・H14.6.24・札幌)
- ・首長や議会に対するリコールは住民固有の権利であり、こうしたことについては住民投票で決するべきである。(西川京子君(自民)・151回・H13.5.17)

<参考人等の発言>

- ・日本世論調査会が行った憲法に関する世論調査(H13.3.31～4.1)によれば、国民

の直接民主制に対する要求は高いものとなっているが、私が地方議員を対象に行った意識調査（H13.3.31）では、地域住民と密接に関係して活動している市町村議員の方が県議会議員よりも直接民主主義を支持する傾向にあると見ることができる。（大隈義和参考人・151回・H13.5.17）

第 10 款 憲法改正

第10款 憲法改正

1. 憲法改正手続	589
(1) 憲法改正手続(96条)の意義	589
(2) 改正手続の要件の緩和	590
A. 改正手続の要件の緩和に積極的な発言	590
a. 全般的な発言	590
b. 具体的な改正要件に触れる発言	591
c. その他の発言	592
B. 改正手続の要件の緩和に慎重な発言	593
a. 全般的な発言	593
b. 具体的な改正要件に触れる発言	593
c. その他の発言	594
(3) 憲法改正のための国民投票法	594
(4) 憲法に関する委員会	595
(5) その他	596
2. 憲法改正の限界	597
a. 憲法改正限界論の立場からの発言	597
b. 憲法改正無限界論の立場からの発言	597
c. その他の発言	597
3. 諸外国の憲法改正手続との比較	599

第10款 憲法改正

1. 憲法改正手続

(1) 憲法改正手続(96条)の意義

<委員の発言>

- ・ 96条に規定する改正手続は、国民が主権者であることを明確に示したものと認識する。(中山太郎会長(自民)・151回・H13.4.16)
- ・ 96条の改正手続における3分の2条項が政治に与えた影響は大きいと考える。憲法調査会においては、解釈の幅を広げたり縮めたりということではなく議論の上で何らかの結論を提示する形でやるべきだと考えるので、96条についても、そのハードルの高さによって世界の中でどれだけの度合いの硬性憲法となっているのかを議論すべきである。(島聡君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 99条により国会議員にも憲法尊重擁護義務があるが、一方で、96条に衆参両院の議員の3分の2以上の賛成で憲法改正の発議ができるとされていることから、国会議員には、憲法改正のための議論をする義務もあると考える。(島聡君(民主)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 主権者たる国民が憲法についての意見を表明する場として、国会が発議をし国民投票にかけるという憲法に定められた改正手続が存在するのではないか。(中野寛成君(民主)・147回・H12.3.23)

<参考人等の発言>

- ・ 憲法は人が作った規範であるので、制定された直後から移り変わる現実に即して改正されるべきであることは当然であって、現行憲法も96条に改正手続を規定している。にもかかわらず、現行憲法を指して「不磨の大典」などと言うのは言葉の誤用のようなものである。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・ 96条が改正の手続を定めているのは、非常に慎重ながらも、憲法が絶対に完全無欠のものではないということを、憲法自身が認めていることであると思う。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 改正手続の要件の緩和

A. 改正手続の要件の緩和に積極的な発言

a. 全般的な発言

<委員の発言>

- ・日本国憲法の改正手続は、世界で最も難しいのではないかと。私が非常に気になることは、時代の変化に合わせて憲法に手直しを加えていかなければならないはずであるのに、それをなし得ない条件があり、それが非常に大きな政治的なクレバスを引き起こすようなことになった場合、最後には暴力に訴えて自己の政治的主張を通そうとする動きを惹起しかねないということである。(谷川和穂君(自民)・154回・H14.7.25)
- ・96条は憲法規定の一つであるので、具体的な改正手続についての検討を行っていくべきであると考えます。(鳩山邦夫君(自民)・149回・H12.8.3)
- ・憲法は、96条に改正の手続を定めているが、実際にこの手続に基づく改正が可能かどうか議論すべきだ。96条自体を改正することで、時宜にあった憲法になっていくのではないかと。(二田孝治君(自民)・153回・H13.12.6)
- ・憲法に対する信頼性を損なわないため、憲法改正手続のハードルを下げ、必要な時に迅速に改正を行うことができるようにしておくべきである。(船田元君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法をもう一度見直そうという時には、ルールなり土俵なりを定めた上で「間主観的」な意思統合を図る努力を憲法調査会においてすべきであると考えるので、本調査会において、改正手続中の3分の2要件や国民投票の方法について議論すべきである。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・憲法改正手続に関しては、道州制の導入を前提に、国会、国民投票、道州議会の三つの発議、決定で改正ができるようにすべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・憲法改正の手続規定の改正という点に限って議論していくことも、一つの方法ではないかと。(安倍基雄君(自由)・147回・H12.2.24)
- ・憲法改正手続は究極の民意集約であるので、現実的な形に改め直さなければならない。(達増拓也君(自由)・147回・H12.4.27)
- ・現行憲法が一度も改正されていないことから分かるように、96条の改正手続は、ハードルが高すぎる。また、改正に必要な実施手続を規定する法律を早急に制定すべきである。(藤島正之君(自由)・153回・H13.10.11、154回・H14.5.23・政治小)

<参考人等の発言>

- ・96条の改正規定のハードルが高いために、改正や非常時についての議論を行うこと自体を躊躇させており、もう少し民意を反映しやすくすべきである。現在のままでは、時代の変容に対応できないと考える。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・国会による憲法改正の発議が考えられないということは、実態の問題と同時に心理的な問題も生じさせ、結果として憲法を不磨の大典化させてしまう。これに関連して、96条の改正手続、特に国会の発議の要件が問題になるが、これは憲法問題であると同時に政治問題である。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・改正発議の現実的可能性がほとんどないところで憲法論議を繰り返すことは、マイナスの効果を生まないとも限らず、政治自体の「よどみ」が長続きする原因にもなりかねない。したがって、政治と憲法との間により意味での緊張感を回復させるには、改正発議の要件を緩和することが考えられる。緩和の仕方についてはさまざま考えられ、絶対に改正すべき部分や逆に絶対に改正すべきでない部分は、どちらも念頭にない。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・仮に国会が憲法改正を発議することが難しくないという状況になった場合を想定すると、改正が現実的に可能であるがために、むしろ政治的リスクや覚悟が求められ、当該事項について政党等により慎重な検討がなされ、また各政党においてもあいまいな態度をとる余地が少なくなるのではないかと感じる。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・改正発議の要件の緩和により、改正案が次々に出されるとの懸念があることは承知するが、改正が現実的にできるということはその分決意と覚悟を迫る効果があると考えられ、また、その後の国民投票の要件は発議要件とは別に議論する余地があることから、そう単純に懸念されるような事態にはならないと考える。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・96条の定める改正手続は非常に厳しいもので、これではほとんど改正が実現しないと考えられるので、この条件を緩和すべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

b. 具体的な改正要件に触れる発言

<委員の発言>

- ・憲法の定める憲法改正手続に関して、各議院の3分の2以上の議員の賛成を要するとの要件が両院同等になっていること、憲法改正に関する国民投票手続について定める国民投票法が制定されていないことは立法不作為に当

たると考えられること、さらには、両院の3分の2以上の議員の賛成で可決した場合には国民投票を必要としないというような手続を導入することについて、これから議論していくべきである。(島聡君(民主)・154回・H14.4.11・政治小、154回・H14.5.23・政治小)

- ・日本国憲法の改正のハードルは、世界の中でも一番高いのではないかと。総議員の3分の2ということもあり、参議院のあるべき姿はこうだといって諮る場合にも、参議院の総議員の3分の2の賛成ということは、事実上、何もできない。(山田敏雅君(民主)・153回・H13.11.8)
- ・自由党は、憲法試案で、憲法改正には両院議員の過半数の賛成でよいのではないかと考えている。(武山百合子君(自由)・150回・H12.12.7)
- ・改正手続については、発議要件を各議院の過半数に改めるべきである。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・確かに、日本国憲法の改正要件のハードルは高いが、国民投票の部分は変えようがないと考えるので、特に高いと考えられる両院の国会議員の3分の2以上の賛成を要するとされている点を、日本並みにハードルの高いドイツの憲法は幾度にもわたって改正されていることなどを参考にしながら、考えていくべきであると思う。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・96条について、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」とあるのを過半数の賛成に改めるべきであるが、国民投票については、これを削除すべきでないとする。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・世論調査では、憲法改正に賛成という意見が多くなってきているが、具体的に改正案を示した場合、果たしてそれに過半数の国民の賛成が集まるかについては疑問である。したがって、憲法改正の発議要件を過半数に変更したところで、それほど危惧することはないと考える。また、国民投票を改正の要件として残す限り、法律と同じということにはならない。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・改正手続については柔軟に解釈すべきであるとするので、96条の規定する「3分の2」とか「過半数」がどういうことを意味するのか、もう少し検討すべきである。(田中英道陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

c. その他の発言

<参考人等の発言>

- ・国民と憲法、国民の憲法をめぐるいろいろな意見と政治の動きとのギャップが甚だしくなると、憲法改正が現実化した際には、既に憲法は空洞化してい

るという事態にもなりかねない。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

B. 改正手続の要件の緩和に慎重な発言

a. 全般的な発言

<委員の発言>

- ・96条の憲法改正手続の問題は主権者である国民の立場から考える問題であり、ハードルが高いかどうかの問題ではない。(山口富男君(共産)・154回・H14.5.23・政治小)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正は国家的重要課題である以上、十分に慎重な調査の手続が必要であり、その上で手順を尽くした議論がなされるべきである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・憲法改正手続は重要なことであるので、現行のまま厳しくしておくべきであるとする。(志村憲助陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

b. 具体的な改正要件に触れる発言

<委員の発言>

- ・多様化した国民の意識や国際情勢などの中で憲法を変えようという時には、「間主観的」な意思統合を図るべきであるので、96条の改正要件の、両院議員の3分の2以上の賛成を要するとされている部分は残すべきである。(土肥隆一君(民主)・147回・H12.3.23)
- ・憲法改正手続の国民投票は、国民主権の原則を体現化したものであると考えられるので、その要件を緩和することは、現行憲法の原則を踏みにじることにもなりかねない。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.9)
- ・現行憲法96条に定められている両院議員の3分の2以上の賛成及び国民投票を要する改正手続は、非常に的確であるし、民主憲法としては大変重要であると思う。(深田肇君(社民)・147回・H12.2.24)

<参考人等の発言>

- ・96条の改正手続に関して、改正要件の緩和、とりわけ国民投票を省くとすることは、国民主権の原則と抵触することから憲法改正の限界に当たるものとして改正対象になり得ない、その国の歴史や制度を十分に踏まえず憲法改正の回数に注目し改憲は常識であるとする見解はほとんど意味がない、以上の二点が指摘できる。(小林武参考人・150回・H12.11.9)
- ・国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成を要することについては、明治憲法を踏襲したものであり、また、世論の6~7割が憲法改正が必要と考えて

いることにかんがみれば、必ずしも難しいことではない。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)

- ・3分の2以上の賛成を過半数に下げることによって改正はし易くなると思うが、「第三の開国」というかたちで日本の自己変革を行おうという場合、過半数の賛成で強引に行うよりも3分の2以上の議員の賛成によって成し遂げるといふ気概を持っていただきたい。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
- ・憲法改正の発議要件を3分の2から過半数に下げるといふことは、普通の法律と同じことになり、憲法の地位を大いに下げることになる。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・国会の3分の2以上の賛成を要するといふのは、かなり議論を行い、かなり国民を納得させなければあり得ない。つまり、その議論の過程が国民に知られ、本当に変える価値がある内容があるといふのであれば、おそらく国会議員の3分の2以上の賛成といふ条件は可能性を持ってくるであろうと考えられるので、この条件は大事なものである。(濱田武人陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

c. その他の発言

<委員の意見>

- ・憲法改正手続が厳しいとの指摘があるが、改正を難しくしているのは政治家ではないか。(奥野誠亮君(自民)154回・H14.5.23・政治小)

(3) 憲法改正のための国民投票法

<委員の発言>

- ・憲法改正手続の要件となっている国民投票を実施するための法律が未整備のままとなっている現状についての議論があつてよい。また、そのような法律を整備することは、立法府としての国民に対する責務である。(石破茂君(自民)・147回・H12.4.27)
- ・憲法上、改正規定が設けられているにもかかわらず、これを具体化する手続法が存在しないために憲法改正ができないのは、おかしなことである。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・日本国憲法は、96条で憲法改正には国民投票を要すると規定しているが、その手続法が制定されておらず、立法不作為状態の50数年間であったといふ印象を持っている。(中山太郎会長(自民)・153回・H13.10.11)
- ・憲法調査会で5年を目途に調査を行うとされている一方で、自民党で憲法改

正のための国民投票法案の提出準備がなされていることに、憂慮の念を覚える。(大島令子君(社民)・154回・H14.2.28・国際小)

- ・憲法調査会がなんらの報告を出していないにもかかわらず、憲法改正国民投票法案提出の動きがあるのはおかしい。憲法改正を実現したいという目的意識を持った人たちだけによって憲法改正論議が一人歩きすることは避けなければならない。(原陽子君(社民)・153回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・中村鋭一委員の言うように、「国会議員の総選挙」の「総」の字を取ることなどは、根本的に憲法を改めることとは別に、国会で意見が一致すれば修正して構わないと考える。ただ、現在の状況を考えると、そのような修正にも96条の手続が必要であろうから、憲法改正のための改正法(国民投票法)を定めることが非常に重要であると思う。(村田晃嗣参考人・147回・H12.3.9)
- ・個人的見解だが、憲法改正手続を定めた法律が存在しないというような法制度の不備に関しては、一般論としては、改善した方がよいと考える。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・99条に憲法尊重擁護義務が規定されているが、96条の改正手続を実際に行うための法律が制定されていないというのは、99条違反であると言わざるを得ないのではないか。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・憲法改正手続法では、96条に「総議員」とあるのは現在議員数であるのか定数であるのかについてや、内閣に憲法改正案の提案権があるか否か等についても明確に規定すべきである。(遠藤政則陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(4) 憲法に関する委員会

<委員の発言>

- ・(将来、新しい憲法を制定した後は、)国会に常設の憲法問題常任委員会を設け、10年に一度くらい憲法のあり方をチェックし、見直しを図ることができるとすべきである。(松沢成文君(民主)・147回・H12.4.27)
- ・憲法の規定によって国会だけが憲法改正の発議権を有しているのであるから、国会が憲法に責任を有しているのであり、憲法について論ずる委員会を持たないことは怠慢である。(中野寛成君(民主)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正に関する事柄は、審議会のような第三者に任せるべきことではないし、ある程度議論を煮詰めないと国民に対する提案は不可能であるから、常

設かどうかは別として、国会に憲法を議するコミッティーみたいなものを設置し、そこを舞台にして改正案など発議に関する事項を審議すべきではないか。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)

(5) その他

<委員の発言>

- ・憲法を議論することと改正手続をどうするかという問題は、区別しなければならないと考える。(春名真章君(共産)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正手続に関して、憲法改正の発議が事実上できないという状態にしておく、あるいはできないと当事者が観念する状態にしておくことが、政党政治、さらには国民と政治との関係においてどのような意味を持つのか、憲法改正の発議の問題は政治の場で事実上処理できないという状況を作ることが、政治にとってよいかどうかの二点について議論すべきである。(佐々木毅参考人・150回・H12.11.9)
- ・憲法は、社会と国家と国民のために存在するという考え方を前提とすると、常に変更し得るものであるというのが原則であろうと考える立場からは、改正のための条文を置くことは当然であることになる。(米谷光正陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・憲法改正は9条などの一つの条文に限定されるものではなく、憲法に対する個々人の考え方は思想・信条の自由によって保障されるものである。国民の意思によって憲法が定まることが国民主権の大原則であり、重要なことは、国民がそれぞれ真摯に考え、為政者が国民の望みを明確に問うことである。相互不可分とされる条項はともかく、改正案を抱合せ的に採決することは、この原則と目的に明らかに背反すると考える。(結城洋一郎陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

2 . 憲法改正の限界

a. 憲法改正限界論の立場からの発言

< 参考人等の発言 >

- ・ 主権が権力の究極の淵源であるという主権の最も重要な意味から考えた場合、究極の源は二つ並び立ち得ず、君主主権と国民主権との間に連続性を考えることはできない。よって、主権変更に関する限り、憲法改正無限界論は採り得ない。(高橋正俊参考人・147回・H12.3.23)
- ・ 現在の憲法において、国民主権と人権の保障は憲法改正によって削除できないと考えるならば、それらを支えるための不可欠の基盤である地方自治についても、憲法改正によって削除することはできないこととなる。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・ 改正に際しては、変えようとするものと変えてはならないとするものをはっきりさせ、何をどのように変えるかを明らかにしなければならない。そのためには、実際には、個別の修正こそが可能なのであり、地方自治に限って言えば、憲法改正が民主主義の強化に関する限りにおいて促進されるべきものである。(大隈義和参考人・151回・H13.5.17)
- ・ 憲法改正には、その基本原則を否定するような改正は許されないという意味において限界があると考える立場から、96条の改正手続を改正することは改正の限界に抵触するものとする。(小田中聰樹陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

b. 憲法改正無限界論の立場からの発言

< 委員の発言 >

- ・ 仮に 99%の人が賛成しても変えられない部分があるとする憲法改正限界論は、再検討する必要があるのではないか。先人の方が後人よりも絶対的な力を持っているということは、極めておかしい。(石破茂君(自民)・147回・H12.3.23)

c. その他の発言

< 参考人等の発言 >

- ・ 新憲法制定に当たって、それが民定憲法であるならば、手続規定を作り、憲法制定会議で議論し、国民投票にかけるようにすべきである。現行憲法の改正手続にのっとって全面改正するとなれば、有効無効の審査機関がないので、現行憲法から見れば違憲であるが有効となってしまう、後世からの批判を受

けるだろう。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)

- ・天皇制そのものは、憲法改正をもって変更することが許されないとは考えられていない。ただ、制度を変更したところで、依然として伝統カリスマを天皇が持っていることは考えられる。(長谷部恭男参考人・153回・H13.11.8)
- ・憲法の中で用いられている永久性とか恒久性という文言は、永遠不可欠ということを行っているものではないと考える。(米谷光正陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

3. 諸外国の憲法改正手続との比較

<委員の発言>

- ・我々が調査を行った各国の憲法改正手続は、議会の3分の2以上の賛成による改正が多数であったことにかんがみれば、我が国では大きな壁と認識されている3分の2以上の賛成は、諸外国においては壁にはなっていない。(葉梨信行君(自民)・153回・H13.10.11)
- ・諸外国の憲法は、改正しやすい改正手続を定めたものがほとんどではないかと考える。(藤島正之君(自由)・150回・H12.11.9)

<参考人等の発言>

- ・憲法改正がし難いというが、基本法である以上、改正しにくいのは当たり前である。米国の憲法では、議会の3分の2以上の賛成の外、全州の4分の3の承認を要するという極めて難しい条件が付けられており、これに比べれば、日本国憲法は、難しい条件を付していることにはならないと思われる。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

第 11 款 最高法規

第 11 款 最高法規

1. 憲法の最高法規性と条約及び国際法規の遵守	603
a. 憲法は条約に優位するとの発言	603
b. どちらが優位であるかは重要でない又は判断できないとする発言	603
c. その他の発言	603
2. 憲法尊重擁護の義務	604
a. 憲法尊重擁護義務と憲法改正との関係に関する発言	604
b. その他の発言	604
3. 抵抗権	606

第11款 最高法規

1. 憲法の最高法規性と条約及び国際法規の遵守

a. 憲法は条約に優位するとの発言

<参考人等の発言>

- ・条約についても違憲審査の対象になるということは、当然、法的優位関係において、憲法の方が条約よりも優位にあることとなる。(畑尻剛参考人・153回・H13.11.29)
- ・国内法秩序においては憲法が最高法規であり、条約が国内法に適用される限りにおいて、条約は憲法に違反することはできない。(松井茂記参考人・154回・H14.5.23・政治小)

b. どちらが優位であるかは重要ではない又は判断できないとする発言

<参考人等の発言>

- ・国連憲章のような高い権威を与えられた条約と憲法との上下関係は、一概には判断できない。そのような国際的に確立された規範は、現行憲法に条約遵守義務が規定されている通り、非常に重視すべきである。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・我が国が締結した条約については98条で誠実に遵守しなければならないし、また、締結していないものでも、国際慣習法については我が国を拘束する。よって、憲法と条約のどちらが優位するかはさほど重要ではない。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)

c. その他の発言

<参考人等の発言>

- ・9条2項の削除により集団的自衛権の行使が可能であることが明確化されれば、現行憲法は国際条約の履行を定めているので、国連の活動に積極的に強力するのは当然であることになる。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)

2. 憲法尊重擁護の義務

a. 憲法尊重擁護義務と憲法改正との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・ 99 条の憲法尊重擁護義務により、公務員も自治体も政治家も憲法を遵守しなければならないことは当然であるが、そのことと、制定以来 50 年以上が経過した今日において、憲法の改正について検討することは別であると考え。
(久間章生君(自民)・154 回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 現行憲法は 96 条に改正手続が規定されていることから明らかなように、改正を前提として制定されたものであるので、閣僚が改憲に関する発言を行っても憲法尊重擁護義務に反するものではなく、その点に関する議論が憲法調査会でなされないことを期待する。(高市早苗君(自民)・147 回・H12.5.11)
- ・ 憲法が 55 年も一字一句変えられなかったので不磨の大典でありすばらしいという考えはおかしく、公職の地位にある者が憲法を尊重擁護することは当然であるとしても、その時代時代に適応した、国民のニーズに合った改正を行うことも、また、憲法尊重擁護に当たると考える。(西田猛君(保守)・147 回・H12.5.11)

<参考人等の発言>

- ・ 現行憲法が不磨の大典であるとの指摘は、事実認識の誤りか言葉の誤用である。また、これまでの閣僚の改憲発言による辞任を捉えての指摘であるならば、99 条の国務大臣等の憲法尊重擁護義務の無理解を物語るものである。(小林武参考人・150 回・H12.11.9)
- ・ 憲法は、必要が生じれば改正を行うということが、むしろ憲法を擁護するものであると考える。(米谷光正陳述人・151 回・H13.4.16・仙台)

b. その他の発言

<委員の発言>

- ・ 憲法が最高法規であるにもかかわらず、テロ対策特別措置法についての国会審議の状況を見るに、憲法が守られ、尊重されているか疑わざるを得ない。
(金子哲夫君(社民)・153 回・H13.12.6)

<参考人等の発言>

- ・ 確かに憲法は成文法として最高の規範であるが、高次の人類の理念や良心といった自然法に照らして憲法を考えていくべきである。(北岡伸一参考人・147 回・H12.4.6)
- ・ 憲法の規定は、国や自治体、公務員に対してのものだけではなく、全国民に

- 対する規定の趣旨を含んでいると考える。(西澤潤一参考人・151回・H13.2.8)
- ・ 憲法尊重擁護義務を定めた99条に規定されている天皇や国会議員等の職名は、制定時に、将来憲法改正を主張する可能性の高い人として挙げられたと考えられる。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 国民や経済界等に構造改革を求め法治国家を説くのであれば、権力の中核であり最高議決機関で働く政治家こそ、襟を正し、99条の憲法尊重擁護義務を守るべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

3 . 抵抗権

< 参考人等の発言 >

- ・ 民主主義・国民主権原理は、個々人の人権の承認をその出発点とし最後に個々人の抵抗権に帰着する一つの完結した論理体系を持つものであって、このことに対する国民的理解を促すためにも、抵抗権を憲法上に明記することが好ましい。(結城洋一郎陳述人・154 回・H14.6.24・札幌)

第 12 款 その他（緊急事態）

第12款 その他(緊急事態)

1. 緊急事態への対応に関する憲法改正の是非	609
a. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けることに肯定的な発言	609
a-1. 現行憲法上、緊急事態への対応に係る根拠規定等が存在しないことに 関する発言	609
a-2. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けるべきとの発言	609
b. 緊急事態への対応に係る根拠規定を憲法に設けることに慎重な発言	611
2. 緊急事態への対応に関する法整備等の是非	612
a. 法制度の不備に関する発言	612
b. 有事法制の整備に関する発言	613
b-1. 有事法制の整備の是非に関する発言	613
b-1-1. 有事法制の整備に積極的な立場からの発言	613
b-1-2. 有事法制の整備に消極的な立場からの発言	614
b-2. 有事法制と基本的人権との関係に関する発言	615
b-2-1. 有事に際し一定の人権制限は認められるとの立場からの発言	615
b-2-2. 有事法制による人権侵害への懸念等に関する発言	616
b-3. 有事法制と地方自治との関係に関する発言	617
b-4. 有事法制の整備に関するその他の発言	617
c. 自然災害への対応に係る法整備等に関する発言	618

第12款 その他（緊急事態）

1. 緊急事態への対応に関する憲法改正の是非

a. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けることに肯定的な発言

a-1. 現行憲法上、緊急事態への対応に係る根拠規定等が存在しないことに関する発言

<委員の発言>

- ・ 有事法制を整備するに当たっての根拠規定が憲法上存在しないこと等について、検討すべきである。（高市早苗君（自民）・147回・H12.4.27）
- ・ 危機管理等日本が直面している喫緊の課題に現行憲法が対応できない状況にある。（三塚博君（自民）・147回・H12.4.27）
- ・ 憲法は、武力攻撃、緊急事態、大規模テロ、サイバー・テロ等を想定していない。また、米軍が駐留することの憲法上の根拠、および、それが有事において憲法秩序を擁護することの根拠を欠いている。（首藤信彦君（民主）・154回・H14.5.9・国際小、154回・H14.7.25）

<参考人等の発言>

- ・ 現行憲法は、平時においては十分に機能し得るが、緊急事態に際し、何らの備えもしていない非常にバランスを欠いたものである。（青山武憲参考人・147回・H12.2.24）

a-2. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けるべきとの発言

<委員の発言>

- ・ 有事、災害等の非常事態への対応等に関する規定が憲法上存在しないことから、憲法を改正して、これを明文化すべきである。（中曽根康弘君（自民）・153回・H13.12.6）
- ・ 憲法には、緊急事態に関する規定がほとんどないため、緊急事態が生じた場合、政府は超法規的手段に訴え、国会がこれを承認するという対応がとられてきた。緊急事態においては、迅速な対応が求められることから、緊急事態における首相、政府等の権限等に関する規定を憲法に設けるべきであると考えられる。（船田元君（自民）・147回・H12.4.6）
- ・ 緊急事態への対応をはじめとして現行憲法が現実の事態と乖離している問題があることから、現実に沿った形で憲法を改正すべきである。（横内正明君（自民）・147回・H12.4.6）
- ・ 問題が生じるたびに個別の法律を制定する従来の手法では実効的な対応が困難であることから、武力攻撃をはじめとする有事への対応については、憲

- 法に明文化すべきである。(小林憲司君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 自然災害時において、地域住民の財産を守るという自衛隊の役割は大きいと考える。自然災害、武力攻撃等が発生した場合における自衛隊の役割等を明確にすべきであり、そのことと平和主義とは、矛盾するものではない。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.4.22・沖縄)
 - ・ 緊急事態等への対応に係る規定が憲法上存在しないことは、重要な問題である。冷戦後、突発的かつ不確実な要素の大きい危機が東アジアでも危惧される中、自衛隊が迅速に活動できるようにすることや緊急事態の制度を憲法に明記することが必要である。(藤島正之君(自由)・151回・H13.6.14、153回・H13.12.6、154回・H14.4.25)
 - ・ 最高法規たる憲法に危機管理規定が存在しないことにより、法令の制定が困難になるおそれがあるため、自然災害等に係る危機管理の方法、危機管理能力を有する最高責任者等を憲法に明文化することが必要ではないか。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.3.22、151回・H13.6.4・神戸)

<参考人等の発言>

- ・ 緊急事態に対処するための何らかのルールは必要である。そのルールについては、憲法に明記することが望ましいが、法律で定めても構わない。(北岡伸一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 緊急事態に対する規定がないのは、各国と比較して普通ではない。緊急事態の定義や対処法について、憲法に明記すべきである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・ 主権国家としての国益、国家観等を明らかにした国家戦略を構築した上で法的枠組みを見直すに当たっては、危機管理に関する首相の責任及び権限、緊急事態における国民の権利義務関係等を憲法に明記すべきである。(森本敏参考人・153回・H13.10.25)
- ・ 国家として緊急事態に備える危機管理の原則を憲法に明記すべきである。(手島典男陳述人・151回・H13.4.16・仙台)
- ・ 自然災害への対応を憲法に明記することは、重要な意味があると考えられる。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 危機管理及び緊急事態に係る体制が整備されていれば、阪神・淡路大震災による被害を最小限に抑えることができたはずである。他国からの侵略等に備えることは国家として当然であり、国家が危機又は緊急事態に対応し得ないことは、国民の生命・財産を守るという観点から、怠慢であると言わざるを得ない。したがって、危機又は緊急事態への対応について、憲法に明記すべきである。(塚本英樹陳述人・151回・H13.6.4・神戸)

- ・ 国民の生活を守るという観点から、大規模災害に対する国家の責務及び緊急対応に係る規定を憲法に明記すべきである。(橋本章男陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 有事の際の私権の制限は、国際常識である。また、現行の法体系においては有事に十分な対応ができないため、9条を改正した上で、関連諸法令の整備を図るべきである。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. 緊急事態への対応に係る根拠規定等を憲法に設けることに慎重な発言

<参考人等の発言>

- ・ 危機管理について憲法に明記することよりも、危機に際しての対応に係る体制を整備することが重要である。(進藤榮一参考人・147回・H12.4.6)
- ・ 危機管理については、憲法上の規定が存在しなくとも、当然国家に責任があると考えてよいのではないか。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 有事関連3法案に反対するとともに、日本が憲法上のチェックを受けることなく戦争を行い得るような憲法改正に反対する。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

2. 緊急事態への対応に関する法整備等の是非

a. 法制度の不備に関する発言

<委員の発言>

- ・ 有事法制については、当然整備すべきであったのに、それを怠ってきたと考える。(久間章生君(自民)・150回・H12.9.28)
- ・ 危機管理に係る法制度が整備されていない現状にかんがみれば、緊急事態に対応するシステムについて検討しなければならない。(保岡興治君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 現在の日本においては、緊急事態に対処するための法整備が十分ではない。(島聡君(民主)・147回・H12.4.6)
- ・ 健全な危機管理意識を持ち、危機的な事態をあらゆる側面から検討した上で、そのような事態への対応のための法体制を整備することが政治家としての責務である。50数年間、その責務を果たしてこなかったことは、政治家の怠慢であるとする。(伴野豊君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 広範な行政権を有する内閣の取り組むべき重要問題の一つに、危機管理の問題がある。この分野に関する日本の対応は、世界的に見て遅れており、その一環である有事法制について、現実を踏まえた上で、憲法の枠内での議論をする必要がある。(井上喜一君(保守)・154回・H14.3.14・政治小)
- ・ 危機意識がないとともに、危機管理を戦略的にとらえる土壌が存在しないため、防衛に対する国民的支持が得られず、また、国家的危機管理に係る制度も整備されていない。(小池百合子君(保守)・151回・H13.3.22)
- ・ テロ、大規模災害等の緊急事態に際し、憲法上の制約から、十分な対応がなされていない。(野田毅君(保守)・149回・H12.8.3)

<参考人等の発言>

- ・ 有事法制が未整備であれば有事の際に自衛隊が実効的に機能し得ないため、自衛隊の創設時に、有事法制を整備すべきであった。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 自衛隊が憲法解釈上軍隊と認められていないことで、必要な有事法制の整備が遅れている。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 普通の国と同様に、指揮権を明確にしておかなければ、緊急時に的確な対応ができなくなるおそれがある。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b. 有事法制の整備に関する発言

b-1. 有事法制の整備の是非に関する発言

b-1-1. 有事法制の整備に積極的な立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 地下鉄サリン事件等にかんがみれば、国内外における緊急事態への対応のあり方について、議論すべきである。(葉梨信行君(自民)・147回・H12.5.11)
- ・ 危機管理に係る手続を明確にする必要がある。(首藤信彦君(民主)・153回・H13.12.6)
- ・ 有事関連3法案の審議に当たっては、米軍の日本国内での円滑な活動と国民の権利・自由との調整が重要課題であると考えられることから、米軍との関係を最優先に検討すべきである。(小林憲司君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 有事が発生した場合、十分な法制度が整備されていなければ、かえって基本的人権を侵害する結果になりかねない。その意味で、有事法制を整備すべきであるとする。(島聡君(民主)・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 平和外交に係る不断の努力を進めていくことは当然であるが、「万が一」の事態に備え、有事法制を整備する必要がある。(赤松正雄君(公明)・154回・H14.4.25、154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 有事法制の整備については、「有事」にさまざまな段階があり、また、それぞれの段階に応じた対応が必要であることを踏まえた上で、体系的な法整備を図るべきである。その際、米軍の円滑な行動及び国民の権利・自由を確保する観点から、両者の調整を図ることが重要である。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.25)
- ・ 日本人は、政治的危機管理に対する意識が薄い。国民を守るため、「正当な暴力」を独占する政府を中心として、危機に対して確実に対処し得る方法を考えなければならない。(近藤基彦君(21クラブ)・151回・H13.3.22)

<参考人等の発言>

- ・ 緊急事態が生じた場合に十分な法制度が整備されていなければ、かえって不必要な恣意性が生ずるおそれがあるため、有事法制を早急に整備すべきである。(田中明彦参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 米国は、日本に対して集団的自衛権の行使及び自衛隊の軍隊化を求めていることにかんがみれば、日本の有事法制の整備について、不十分であるとしながらも、好意的に受け止めている。また、韓国も含めて、日本の有事法制の整備に頭から反対する国はないと考える。(田久保忠衛参考人・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 現在、自然災害時における知事の役割は明定されているが、有事における知

事の役割は明定されていないため、有事法制は必要である。(片山善博参考人・154回・H14.6.6・地方小)

- ・ 有事法制を整備することが戦争につながるという主張は、理解できない。有事の際に自衛隊が超法規的に活動を展開せざるを得ないということは、近代国家の基本原則である法治主義を侵すものであり、したがって、自衛隊を法的にコントロールするという民主的な手続として、有事法制を整備すべきである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 有事法制の整備が遅れている状態では、日本が他国等からの危険にさらされた場合、自衛隊が機能不全に陥るか、又は国民の諸権利を蹂躪するおそれがある。(古井戸康雄陳述人・153回・H13.11.26・名古屋)
- ・ 9.11事件にかんがみれば、日本においても、自衛隊と米軍との共同作戦のあり方を定めるため、また、国民に危機感や不安を与えないため、有事法制を整備し、「万が一」の事態に備える必要がある。(安次富修陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b-1-2. 有事法制の整備に消極的な立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 周辺事態に際しての米軍の後方支援を目的とする武力攻撃事態法案は、主権国家として屈辱的なものであるとともに、9条等の憲法上の規定に照らし認められるものでなく、したがって、同法案に反対である。私は、9条改正に否定的であるが、このような法律を制定しようとするのであれば、その前に、9条を改正する必要がある。(大出彰君(民主)・154回・H14.7.25)
- ・ 有事関連3法案については、基本的人権の不当な制限、あいまいな有事の定義、文民統制の形骸化、地方自治の侵害等の点において問題がある。有事法制の整備は、自衛隊法等を補充・強化する範囲内で行うべきである。(今野東君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 軍隊は住民を守らないこと、武力による平和はあり得ないこと等の体験をしてきた沖縄県民が有事法制を拒否していることは、明らかである。(春名真章君(共産)・154回・H14.4.25)
- ・ 先の大戦後、日本は、二度と戦争を繰り返さないとの信義の下に国際社会に復帰したのであり、したがって、現在の武力行使を前提とする有事法制の議論については、憲法の平和主義に反するとともに、アジア社会から国際的な信義にもとるとの批判を受けている。また、同法案は、米国が戦争状態に入った場合に日本国民を巻き込む構造となっていることから、これに反対の立場から、国会での議論を進めていきたい。(山口富男君(共産)・154回・H14.3.14・政治小、154回・H14.4.25、154回・H14.5.9・国際小)

- ・ 有事法制の問題が提起されること自体が、人類が平和構築に向けて努力してきた国際的な潮流と歴史の潮流に逆行する蛮行である。(植田至紀君(社民)・154回・H14.4.25)
- ・ 武力攻撃事態法案に規定する有事認定に係る基準があいまいであるため、多くの駐留米軍基地を抱える沖縄が、米軍の軍事行動に巻き込まれるおそれがある。有事法制の審議に当たっては、軍隊は国民を守らず、また、守ることもできないという沖縄の体験を踏まえ、何をもって平和を築くかという観点から十分に論議すべきであり、再び戦争への道を歩むことがあってはならない。前文の理念にのっとり、不断の平和的努力により、「万が一」の事態を生じさせない政治が求められている。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.22・沖縄、154回・H14.4.25、154回・H14.7.4・政治小)

<参考人等の発言>

- ・ 「万が一」に備えるよりも、平和外交を積極的に展開することにより、紛争が生じないようにすべきである。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 有事法制を考えるに当たり、政府を信頼することができない場面があることも勘案しなければならない。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 有事法制を制定する動きは、9条をはじめとする憲法体制を無視して戦争体制を準備するものであり、反対である。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 平和主義、基本的人権の尊重、地方自治、民主的な統治等の憲法の基本原理に抵触するおそれが大きい有事関連3法案に反対する。(田中宏陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-2. 有事法制と基本的人権との関係に関する発言

b-2-1. 有事に際し一定の人権制限は認められるとの立場からの発言

<委員の発言>

- ・ 日本が承認している国際人権規約でも、緊急事態時又は災害時に要求される役務は強制労働に当たらないとされていることから、有事において自衛隊法103条に規定する業務従事命令を課すことは憲法18条に反するという意見は、妥当でない。(石破茂君(自民)・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 国家が直接侵略を受けた場合に備え、国民の国を守る義務という観点から、種々の権利の制限や義務が法制化されるべきである。周辺事態への対応、国際警察への協力、兵役等の国を守る国民の義務は、国家の根幹に関わる問題である。(保岡興治君(自民)・151回・H13.3.22)
- ・ 有事における国民の権利制限については、「公共の福祉」とは別の形での判断に基づくべきである。(藤島正之君(自由)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 有事において、災害時と同様に、物資保管義務に違反した民間人に対し刑罰が科せられたとしても、憲法上、問題はない。(安念潤司参考人・154回・H14.3.14・人権小)
- ・ 危機管理のあり方を考える上で、国家が危機状況に陥った場合における秩序の回復に当たっては、個人の権利保障よりも保障する主体である政府の存続に優先順位が認められることを認識すべきである。(伊藤哲夫参考人・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 国家社会が存在して初めて基本的人権が保障されるのであるから、有事において基本的人権が制限されることは、当然である。(恵隆之介陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

b-2-2. 有事法制による人権侵害への懸念等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 有事においては、自衛隊の軍事行動により、国民の権利・自由が侵害されることになると考える。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.4.22・沖縄)

<参考人等の発言>

- ・ 連合としては、緊急時における対応を準備することは必要と考えているが、有事関連3法案には反対である。ただし、有事における業務従事命令が憲法違反となるかについては、各労組間でも意見が分かれている。(草野忠義参考人・154回・H14.7.4・人権小)
- ・ 有事関連3法案については、国民によるコントロールに係るシステムが存在しないこと、あいまいな要件で国民の権利・自由が制限されるおそれがあること、国民の保護を図るためのシステムに欠けていること、武力を用いた対応だけが対象とされていること等の点において問題があり、反対である。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 有事法制の整備については、先の大戦の惨禍を繰り返すことにならないか、国民の権利が制限されるのではないか、平和を脅かすものとならないか等の疑念を有する。(稲福絵梨香陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 先の大戦での体験を踏まえれば、有事法制が整備されればすべての国民の権利は侵害されることになるため、また、国会が99条に違反することになるため、有事法制は、憲法上認められないと考える。有事を生じさせない国のあり方を考えるべきである。(山内徳信陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)
- ・ 有事関連3法案については、憲法の平和主義に反し、また、国民の基本的人権を侵害するおそれがあることから、反対である。(馬杉榮一陳述人・154回・H14.6.24・札幌)

b-3. 有事法制と地方自治との関係に関する発言

<委員の発言>

- ・ 武力攻撃を受けた場合、まず、地方が判断し、必要があれば国に要請するのが原則であり、現に、自衛隊法は、地方の主権を尊重した法制になっている。地方に代わり国が執行できるようにしようとする有事法制は、地方自治を侵害するものである。(今野東君(民主)・154回・H14.6.6・地方小)
- ・ 武力攻撃事態法案では首相の代執行的な権限が認められていることにかんがみれば、同法案の審議に当たっては、地方自治をどのようにとらえるかを議論する必要がある。(島聡君(民主)・154回・H14.4.25)
- ・ 有事関連3法案については、住民の生命、安全及び財産を保護することが自治体の最大の使命であるにもかかわらず、有事の際には国がその権限を制限することとされており、対等・協力を基本とする地方分権の理念に反し、問題である。(春名真章君(共産)・154回・H14.5.9・地方小)
- ・ 有事関連3法案の審議は、協力を求められる地方自治体に対して何らの説明がないなど、中央集権的に進み過ぎている。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.5.9・地方小)

<参考人等の発言>

- ・ 有事において自治体の役割があるとするならば、国民の生命を守ることである。自治体は、大災害等の場合も想定して、国民の生命をどのように守るかを考えておくべきである。(神野直彦参考人・154回・H14.5.9・地方小)

b-4. 有事法制の整備に関するその他の発言

<委員の発言>

- ・ 有事法制を考えるに当たり、誰も戦争を望んでいないこと、日本が攻撃を受ける可能性が少ないが、そのことは、有事法制がなくてもよいことにならないこと、有事の際に国民を守る自衛隊こそが世界平和を願っていることに配慮すべきである。(近藤基彦君(自民)・154回・H14.6.6・国際小)
- ・ 有事関連3法案を審議するに当たっては、安全保障に関する矛盾が沖縄に集中している現実を踏まえるとともに、集団的自衛権の行使を認める方向において、十分な議論をすべきである。(中川正春君(民主)・154回・H14.4.25)

<参考人等の発言>

- ・ 有事の認定に係る主体的判断力を我が国が有しているかが、重視されなければならない。日本の主体的な判断を確保するためには、日米地位協定の改定、駐留米軍基地の削減等をテーマとする日米安保体制の見直し、国際情勢を判断する情報力及び情報基盤に係る制度設計等を考えていかなければならな

い。(寺島実郎参考人・154回・H14.5.9・国際小)

c. 自然災害への対応に係る法整備等に関する発言

<委員の発言>

- ・ 神戸地方公聴会の意見陳述で、災害時における市町村長への十分な権限の付与の必要性について意見が述べられた。憲法の規定や理念を実際の行政の場で活かそうという住民と密着した者の意見は、重視する必要がある。(山口富男君(共産)・151回・H13.6.14)

<参考人等の発言>

- ・ 日本においては危機管理が強調されるが、自然災害が発生した場合に最も重要なことは、速やかに被災者に金銭援助を行うことにより、安心を与えることである。(小田実参考人・150回・H12.9.28)
- ・ 自衛隊による第一次的な救助を過度に期待すべきでない。災害救助の初動体制として、広域災害に責任を有する都道府県知事の下に警察、消防及び自治体職員に対するマネジメントを機能させることが重要であり、また、広域防災支援体制として、連邦危機管理庁のような組織を創設するとともに、経験や知識を有する人材を育てていく必要がある。(貝原俊民陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 災害への対応に関する法律の改正等がなされれば、災害の救出救援活動が円滑に進むのではないか。(小久保正雄陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 大規模自然災害に対する危機管理については、警察又は自衛隊に対する出動要請等現場の市町村長が直接対応し得るシステム及び地域のコミュニティーを基盤とした協力体制の構築や、生活環境の継続性の観点から生存権等を具体化するための被災者の現実のニーズに応じた支援制度等の立法措置が必要である。(笹山幸俊陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 大規模自然災害への対応の不備は、縦割り行政に問題があったのであり、米国連邦危機管理庁のような組織を創設する等の立法措置を講ずることにより、早期に被害状況を把握する体制の整備が必要である。(柴生進陳述人・151回・H13.6.4・神戸)
- ・ 自然災害に対応する専門的組織を創設しないまま、安易に違憲の存在である自衛隊にその任務を負わせることは、国民からの理解を得られない。(新垣勉陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

第4節 その他

第4節 その他

1. 大日本帝国憲法の制定経緯	621
2. 天皇制と立憲君主制	623
(1) 大日本帝国憲法下における天皇制	623
(2) その他	624
3. 大日本帝国憲法下における内閣制度	625
4. 大日本帝国憲法に対する評価	626
(1) 大日本帝国憲法についての認識	626
(2) 現行憲法との比較	628

第4節 その他

1. 大日本帝国憲法の制定経緯

<委員の発言>

- ・明治憲法に天皇制を盛り込んだのは、当時の国論をまとめるに当たり都合がよかったからという理由があるのではないか。（藤島正之君（自由）・154回・H14.7.4・政治小）
- ・明治憲法の構想・制定が急がれた背景として、 対外関係上、近代化が急がれたこと、 民権運動を受けて議会開設を決定していたことの二点が考えられる。（山口富男君（共産）・154回・H14.7.4・政治小）
- ・明治期の憲法を考える場合に、大日本帝国憲法とともに、民間で考えられていた植木枝盛などによる憲法構想を再度吟味する必要がある。（山口富男君（共産）・154回・H14.7.4・政治小）

<参考人等の発言>

- ・明治政府が、明治維新後 20 年間も憲法を制定せずにいたこと背景には、何の法的拘束も受けずにその時期に天皇制を作り上げるといふ政治的な理由が存在した。（長谷川正安参考人・147回・H12.3.23）
- ・明治憲法がつくられた時の世界は、軍事力を主体としたテリトリー・ゲームの時代であり、そういう時代の中で天皇を中心とし、天皇が国民に憲法を下げ渡すというかたちでネーション・ステートの憲法がつくられた。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・明治憲法体制の下、「世界に唯一つしかない天皇制」という「国体論」は、古代から存したのではなく、幕末の吉田松陰がほぼ一人で作り上げたものであるが、そういう天皇からもらった憲法という意味で、欽定憲法と呼ばれた。（松本健一参考人・150回・H12.12.7）
- ・井上毅が天皇の統治を「しらす」としたのは、天皇が統治権を総攬することと議会政治とを矛盾なく接合させる上での理論的工夫であった。（坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22）
- ・明治憲法をつくる際には、自由民権運動等から勃興してきた政治勢力に対して安定した政治基盤をつくることに主眼があった。そのため、民意を反映する場として衆議院をつくったが、その衆議院に対して牽制するためのさまざまな仕組みを考えたのではないか。その一つが同じ議会の中への天皇が任命する貴族院の設置であり、また、天皇の統治権、行政権と議会との間にかなり深い溝を入れて両者を切り分けるという制度設計上の配慮があったのでは

ないかと推測する。(森田朗参考人・153回・H13.11.8)

- ・明治9年9月の国憲起草の勅語は、我が国の政治伝統と近代憲法の融合という理念を掲げる形で国柄を重視したものである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・明治憲法の起草に関わった伊藤博文、井上毅、金子堅太郎は、憲法とは、その国の歴史、伝統の上に成り立つものであるとの認識に至ったが、それは、決して復古主義の立場ではなく、近代憲法を制定するに当たり「日本という視点」を忘れなかったということである。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・政府の当事者以外の自由民権家も含めたすべての者が、天皇統治と民主主義、あるいは天皇統治と基本的人権は矛盾しないと理解していたと考えられる。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

2 . 天皇制と立憲君主制

(1) 大日本帝国憲法下における天皇制

< 委員の発言 >

- ・伊藤博文の『憲法義解』から（明治憲法について）立憲君主制論を導き出すことは、無理があるように思う。（山口富男君（共産）・154回・H14.7.4・政治小）

< 参考人等の発言 >

- ・明治憲法は、立憲君主制を定めたものであるとも言える。（西修参考人・147回・H12.2.24）
- ・天皇主権は、明治憲法の最大の基本原理である。（西修参考人・147回・H12.2.24）
- ・明治憲法の解釈において、天皇は統治権を総攬するのだからなんでもできるとする上杉解釈に対して、天皇は独裁であってはならず大臣等の輔弼機関や助言機関、国民の声が反映する衆議院の意見を聴くべきであるとした美濃部解釈は、より高度な理想や国家の本質に照らして、一種の解釈改憲を施した結果と考えられる。（北岡伸一参考人・147回・H12.4.6）
- ・伊藤博文は、憲法起草の際にヨーロッパと同じような立憲主義を取り入れ、憲法にのっとって君主制をつくった。また、国教を定めずにヨーロッパのキリスト教に対応し得る国家の基軸として天皇に行き着いたと考えられる。（姜尚中参考人・151回・H13.3.22）
- ・明治憲法55条には、大臣の副署なきものは詔勅としての効果がない、すなわち、大臣が実質上の政治責任者となることが述べられている。これは国务大臣の輔弼責任を明らかにし、天皇の不可侵性、政治的法的無責任性を確保する趣旨である。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・明治憲法3条の「天皇八神聖ニシテ侵スヘカラス」は、立憲君主制の国家ではごく普通の規定であり、立憲君主としての天皇の無答責をいうものである。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・伊藤博文は、国务大臣や枢密顧問等を含む意味での「天皇」という名の集団指導体制を構想していた。そこでの「天皇」は、政治主体ではなく、いわば政治理念の具現者として位置付けられている。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・明治憲法の特色として、権力の割拠性（注：統治権の総攬の下に権力が分立していること）が挙げられるが、権力間の横のつながりを欠く点は、欠陥で

あった。また、本来、それらの権力間の統括は天皇の役割であったが、その役割を果たさないことが「憲政の常道」とされていた。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

- ・天皇に代わり統治の中心を担っていた元老が消滅することで統治の中心が不在となったことが、軍部の独走を許した昭和の悲劇の一因となった。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・明治憲法も現行憲法も立憲君主制であると考えられる。明治憲法4条後段の「憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」との規定は、君権の制限を規定したと読める。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・明治憲法において天皇は神様であり、教育の場で天皇や国家への絶対の忠誠が教えられた。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

(2) その他

<委員の発言>

- ・古代中国のような大混乱を日本で起こさないための知恵として、天皇制が考え出されてきたのだと思う。このような権力と権威を分離する考え方は、伝統を守っていく上で必要ではないか。(中山正暉君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)

<参考人等の発言>

- ・天皇を「神」だと言う場合の「神」とは、本居宣長が述べたところの「世の常ならずしてくしくあやしきもの」の意味である。天皇の観念は、古くは農耕儀礼の主宰者であり、それに儒教思想の有徳君主、文化の保護者、西欧立憲君主等が積み重ねられ蓄積されてできたものである。(坂本多加雄参考人・151回・H13.3.22)
- ・権威と権力をうまく使い分け、天皇が権威を担い、権力の側にいかなる事情が生じようとも国家の連続性が担保されてきた日本の君主制の仕組みは、我が国の知恵である。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
- ・立憲君主制は、「受動的君主」を想定している。天皇は、政務と無関係の超越した存在であるがゆえに不可侵性を確保でき、また、相争う国民を統合させる象徴となることができる。天皇は、儀礼的、精神的存在であり、政治の主体ではなく、政治の精神的なよりどころ、あるいは、政治的伝統の体現者である。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)

3 . 大日本帝国憲法下における内閣制度

< 委員の発言 >

- ・ 明治憲法下の内閣においては、一閣僚の辞職が内閣総辞職を意味し、陸海軍大臣の任命を巡り軍部との間で統帥権干犯問題を生じさせるなどした。（中山正暉君（自民）・154回・H14.7.4・政治小）
- ・ 明治憲法では、天皇を輔弼する立場にある内閣の方が議会に比べてはるかに権限が強く、議会の権限は形式的であったのではないかと考える。（金子哲夫君（社民）・154回・H14.7.4・政治小）

< 参考人等の発言 >

- ・ 明治憲法下の内閣においては、統帥権の独立により軍隊が天皇に直属し政治に関わらないとされており、それを前提として、内閣の一員である陸海軍大臣が天皇への直接の上奏権を有するなどしたため、統帥権の独立は、大きな意味を持っていた。（長谷川正安参考人・147回・H12.3.23）
- ・ 戦前の枢密院は、しばしばデモクラシーの発展にとって障害になり、政府にとって鬼門となっていた。（北岡伸一参考人・147回・H12.4.6）
- ・ 伊藤博文と井上毅との間では、天皇観が異なっており、内閣制度と天皇との関係についても両者の考え方が違っていた。その結果、明治憲法下の内閣制度は両者の妥協の産物となり、その解釈及び運用に明瞭ならざるものを残した。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・ 明治憲法 55 条（「国務各大臣八天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」）は、当初、解釈及び政治運営に明瞭さを欠いたが、その後は、「輔弼」に重点を置き内閣が全体として政治運営の主体となる解釈及び運営がなされた。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・ 総理大臣の統制権の弱さにより、軍部に、陸海軍大臣の現役武官制や統帥大権などを理由として政治介入を許した点に着目すべきである。このような介入によって明治憲法の統治構造全体が否定されたという悲劇を回避するためには、総理大臣に強力な権限が付与されているべきではなかったかと考える。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）
- ・ 明治憲法の運用において、議会が、大臣に対して政治上の責任を問う場面が見られ、実際、そのようなことは可能であるとの解釈が当時の通説的見解であった。（八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小）

4．大日本帝国憲法に対する評価

(1) 大日本帝国憲法についての認識

<委員の発言>

- ・ 統帥権の独立を認めた点、また、多くの事項を大権事項に取り込むこと等により天皇親政に走り過ぎた点が、明治憲法の欠陥であった。(奥野誠亮君(自民)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 明治憲法の存在は、戦争に突入し悲惨な敗戦を迎えることとなった一つの要素であり、欠陥を持ったものであったと考える。(杉浦正健君(自民)・147回・H12.3.9)
- ・ 国家は国民のものであるということが、いつのまにか国家は天皇のものであるという形で、国家が優先的に展開するという事態になったことが我が国の不幸であり、その反省が善悪すべてを一気に押し流すことになった。(太田昭宏君(公明)・154回・H14.5.23・人権小)
- ・ 大日本帝国憲法と、基本的人権の尊重は両立するものではない。(佐々木陸海君(共産)・147回・H12.2.24)
- ・ 明治憲法を歴史問題としてみる場合、その法的な構造とともに歴史の中で明治憲法が果たした役割の検討が必要である。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・ 明治憲法を立憲君主制の憲法とみなすことはできない。天皇の絶対的権限を保障したのが明治憲法であり、日本国憲法との共通性や共通の基盤を見ることはできず、前文が排除した一つの原理として取り扱うべきである。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.25)
- ・ 明治憲法は57年間改正がなされなかったのだから、社会の変動に適應せず、人権等の問題において十分な対応を成し得るものではなくなっていったとも言えるが、当時の社会状況、発展段階を勘案すれば、秩序の安定等の面において一定の役割を果たしたと考える。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.6)
- ・ 帝国主義の欧米列強各国が力をつけつつあった国際環境の中で、日本に社会の団結と安定が求められていた時代に立憲君主制を採用したことには、非常に意味があったと考える。統帥権の独立や人権規定等の欠点は指摘できるが、明治から昭和に至るまで一度も改正がなされなかったことが最も問題であったと考える。(安倍基雄君(保守)・147回・H12.4.27)

<参考人等の発言>

- ・ 大日本帝国憲法は、十分に民主的傾向を有した責任ある政府を作る体制に

- なっていたと思う。(青山武憲参考人・147回・H12.2.24)
- ・伊藤博文や穂積八束の見解に見られるように、明治憲法と皇室典範は対等のものと認識されており、明治憲法は国政をコントロールするものではなかった。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
 - ・戦争に負ける直前の10年の日本においては、国家総動員法制定や大政翼賛会の成立などに見られるようにほとんど無憲法状態であり、明治憲法ですら棚上げされている状況であった。(長谷川正安参考人・147回・H12.3.23)
 - ・齋藤隆夫は、大正4年の時点で明治憲法が運用次第で極端な君主政治も可能であるとの欠陥を指摘していたことにかんがみれば、明治憲法の改正ということも考えられるべきであった。(松本健一参考人・150回・H12.12.7)
 - ・明治憲法は、有色人種では自力でつくられた最初の憲法であり、日本を急速に近代化させるに当たって絶大な力があつた。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
 - ・明治憲法の欠陥として、内閣総理大臣や内閣に関する明文の規定が存在しなかったこと、統帥権が天皇直属の権限であつたことが挙げられる。(渡部昇一参考人・150回・H12.12.7)
 - ・明治憲法は、天皇の大権事項を多く取り込み過ぎたと考える。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・統帥権の問題等がありながら、一度として明治憲法を改正しなかったという硬直した姿勢が、その後の悲劇を招いたのではないか。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・教育現場で、明治憲法の基本には天皇制絶対主義の考えがある等の誤った理解に基づく教育がなされている等、今日、明治憲法の評価は大変低い。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・明治憲法悪玉論は、現行憲法を少しでもよく見せようとする日本国憲法善玉論に対置されるものであり、明治憲法を不当におとしめる議論ではないか。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・明治憲法が土着性を重視したことは確かであるが、普遍性の要素も忘れていない。(八木秀次参考人・154回・H14.7.4・政治小)
 - ・昭和10年代当時、配布された官製の冊子では、神勅による万世一系の天皇への絶対服従を求め、八紘一宇の精神によって天皇を中心とする一大家長国家をあまねく四方八方に広げようという趣旨が語られ、女性に対しては、個人や夫婦を基礎とする西洋流を退け、日本の女性は家に嫁するのであるから、家への服従、忍耐を旨とせよという息も詰まるようなものであつた。(久保田真苗陳述人・151回・H13.4.16・仙台)

(2) 現行憲法との比較

<委員の発言>

- ・第二次世界大戦後の日本が、仮に明治憲法体制のままであったとしたら、20世紀の後半において国際社会の中で認知され行動することができたか否かを考えれば、明治国家回帰願望に源を持つ押しつけ憲法論や自主憲法制定論の時代錯誤性は、あまりにも明らかである。(仙谷由人君(民主)・151回・H13.6.14)
- ・明治憲法と日本国憲法は相容れないものではなく、かなりの共通性があると認識した。一方、明治憲法は土着性が、日本国憲法は普遍性が、それぞれ強い憲法であると感じられた。(斉藤鉄夫君(公明)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・現行憲法の前文に「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とあり、そこには主権在民と平和主義の原理が見られる。それゆえ、明治憲法と日本国憲法との間に継承性を見出すことには無理がある。(山口富男君(共産)・154回・H14.7.4・政治小)
- ・明治憲法のリベラルな部分が排除されたため戦争への道を走ったという反省から、より強く平和主義を謳った現在の憲法があると思う。(金子哲夫君(社民)・154回・H14.7.4・政治小)

<参考人等の発言>

- ・明治憲法は、現人神である天皇を核として、天皇主権、家父長制、大東亜共栄圏の建設へと広がっていった。これに対し現行憲法は、個人の尊厳を核として、国民主権、基本的人権の尊重、永久平和との基本原理を作った。(垣花豊順陳述人・154回・H14.4.22・沖縄)

第4編 資料

第4編 資料

1. 国会法(抄)、衆議院憲法調査会規程	633
・国会法(昭和22年法律第79号)(平成12年1月20日施行)	633
・衆議院憲法調査会規程(平成11年7月6日議決)	633
(参考)	635
・国会法改正等に関する小委員長報告 (第145回国会平成11年7月6日・衆議院議院運営委員会・中川秀直小委員長)	635
・国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案の趣旨弁明 (第145回国会平成11年7月6日・衆議院本会議・中川秀直議院運営委員長)	637
・参議院での修正動議の説明 (第145回国会平成11年7月26日・参議院議院運営委員会・上野公成君)	638
2. 幹事の会派割当及び異動	639
3. 中山会長の就任挨拶等の発言	640
(1) 就任挨拶	640
・第147回国会(平成12年1月20日)	640
・第148回国会(平成12年7月5日)	640
(2) 自由討議を行うに当たっての挨拶	641
・第147回国会第8回憲法調査会(平成12年4月27日) 「憲法記念日を迎えるに当たって」	641
・第149回国会第1回憲法調査会(平成12年8月3日) 「今後の憲法調査会の進め方」	642
・第154回国会第3回憲法調査会(平成14年4月25日) 「特に我が国の安全保障について」	643
(3) 会期終了を迎えるに当たっての発言	644
・第147回国会第10回憲法調査会(平成12年5月25日)	644
・第150回国会第7回憲法調査会(平成12年12月21日)	645
・第151回国会第7回憲法調査会(平成13年6月14日)	647
・第153回国会第5回憲法調査会(平成13年12月6日)	647
・第154回国会第5回憲法調査会(平成14年7月25日)	649
(4) 「戦後の主な違憲判決」について最高裁判所から説明を聴取するに当たっての挨拶	651
・第147回国会第10回憲法調査会(平成12年5月25日)	651
(5) 参考人質疑を行うに当たっての挨拶	652
・第151回国会第3回憲法調査会(平成13年3月8日)孫正義参考人	652

4. 各小委員長の調査の経過及び概要の報告(第154回国会平成14年7月25日).....	653
・基本的人権の保障に関する調査小委員会(島聡小委員長).....	653
・政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会(高市早苗小委員長).....	655
・国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会(中川昭一小委員長).....	658
・地方自治に関する調査小委員会(保岡興治小委員長).....	660
5. 地方公聴会データ及び派遣報告	663
(1) 地方公聴会データ	663
(2) 派遣報告	663
・仙台地方公聴会 (第151回国会平成13年4月26日報告・鹿野道彦会長代理).....	663
・神戸地方公聴会 (第151回国会平成13年6月14日報告・鹿野道彦会長代理).....	665
・名古屋地方公聴会 (第153回国会平成13年11月29日報告・鹿野道彦会長代理).....	666
・沖縄地方公聴会 (第154回国会平成14年4月25日報告・中野寛成会長代理).....	668
・札幌地方公聴会 (第154回国会平成14年7月25日報告・中野寛成会長代理).....	669
6. 海外調査議員団派遣報告	671
・衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣報告 (第150回国会平成12年9月28日・中山太郎団長(会長)).....	671
・衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣報告 (第153回国会平成13年10月11日・中山太郎団長(会長)).....	674
7. 憲法調査会・小委員会の開会一覧表	682
(1) 憲法調査会	682
(2) 小委員会	692
イ 基本的人権の保障に関する調査小委員会	692
ロ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	694
ハ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	695
ニ 地方自治に関する調査小委員会	697
(3) 開会時間合計.....	698
8. 「憲法のひろば」のデータ	699
(1) 受付意見総数	699
(2) 年齢別内訳	699

(3) 媒体別・受付月別内訳	699
(4) 分野別内訳	700
(5) 立場別内訳	700
9. 憲法調査会ホームページへのアクセス件数.....	701
10. 配付資料一覧	702
(1) 参考人提出資料(レジュメ).....	702
イ 憲法調査会	702
ロ 基本的人権の保障に関する調査小委員会	703
ハ 政治の基本機構に関する調査小委員会	703
ニ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	703
ホ 地方自治に関する調査小委員会	704
(2) 地方公聴会意見陳述者提出資料(レジュメ).....	704
(3) 海外調査報告書	704
(4) 国立国会図書館提出資料	704
(5) 最高裁判所事務総局提出資料	704
(6) 衆議院憲法調査会事務局作成資料.....	705
イ 衆議院憲法調査会議録集	705
ロ 衆議院憲法調査会事務局作成資料(衆憲資).....	705
ハ 参考人質疑用資料(畠山襄参考人).....	705
ニ 委員室備付資料	706
ホ 地方公聴会用パンフレット	706

第4編 資料

1. 国会法（抄） 衆議院憲法調査会規程

国会法（昭和22年法律第79号）（平成12年1月20日施行）

第11章の2 憲法調査会

第102条の6 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設ける。

第102条の7 前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

衆議院憲法調査会規程（平成11年7月6日議決）

（設置の趣旨）

第1条 憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。

（報告書）

第2条 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、第1項の報告書及び前項の中間報告書を印刷して、各議員に配付する。

（委員数）

第3条 憲法調査会は、50人の委員で組織する。

（委員）

第4条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第37条、第39条及び第40条の規定は、委員について準用する。

（会長）

第5条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。

第6条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表する。

(幹事)

第7条 憲法調査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

3 衆議院規則第38条第2項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第8条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。

2 衆議院規則第90条の規定は、小委員会について準用する。

(開会)

第9条 憲法調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、憲法調査会の開会の日時を定める。

(定足数)

第11条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員の発言)

第12条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(委員でない議員の意見聴取)

第13条 憲法調査会は、調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めるとき又は委員でない議員の発言の申出があったときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第14条 憲法調査会において、調査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(国務大臣等の出席説明)

第15条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第16条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

第17条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 衆議院規則第78条及び第79条の規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第18条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第 19 条 委員が憲法調査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法調査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第 20 条 会長は、憲法調査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第 21 条 会長は、憲法調査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

第 22 条 憲法調査会の会議は、公開とする。ただし、憲法調査会の決議により非公開とすることができる。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第 23 条 憲法調査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 19 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

(事務局)

第 24 条 憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

附 則

この規程は、国会法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 118 号）の施行の日から施行する。

(参考)

国会法改正等に関する小委員長報告（第 145 回国会平成 11 年 7 月 6 日・衆議院議院運営委員会・中川秀・小委員長）

国会法の一部改正の件、衆議院憲法調査会規程制定の件についてであります。

改正等に関する小委員会の小委員長であります私から御報告いたします。

まず、改正の経緯について御説明いたします。

去る 3 月 2 日、自由民主党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの各幹事長から、衆議院に議案提出権を有しない憲法調査会を設置するよう、今国会中をめどに結論を出すべく協議願いたいとの要請がなされ、これを受け、議会制度に関する協議会におきましては、憲法調査会の設置に関しまして、3 月 24 日以来 2 カ月にわたり 5 回の協議を重ねてまいりましたが、協議会として、完全な意見の一致を見るには至りませんでした。

座長からその旨議長に御報告申し上げましたところ、国会法改正等に関する小委員会において十分慎重に審議するよう改めて要請を受け、6 月 8 日以来 5 回の小委員会を開会し、慎重かつ熱心な協議を行い、本日、お手元に配付いたしてありますとおりの案を小委員会の案として決定いたしました次第であります。

次に、改正の内容について、順次御説明申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案についてであります。日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとしております。

その他、調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定めるものとするものであります。

なお、本改正案は、次の常会の召集の日から施行するものとしております。

次に、衆議院憲法調査会規程案についてであります。第 1 に、調査会は、調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成して、議長に提出するものとするほか、中間報告書を提出することができるものとしております。

第 2 に、調査会は、50 人の委員で組織するものとし、各会派の所属議員数の比率により割り当てることとしております。

第 3 に、調査会の会長は、委員の互選によるものとするほか、調査会に数人の幹事を置き、調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができることとしております。

また、調査会は、小委員会を設けることができるものとしております。

第 4 に、調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

また、委員でない議員に対し必要と認めるときまたは委員でない議員の発言の申し出があったときは、その出席を求めて意見を聞くことができるものとするほか、定足数等についての規定を設けております。

第 5 に、調査会の会議は公開することとしておりますが、その決議により非公開とすることができるものとしております。

以上のほか、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則については、調査会の議決によりこれを定めることとしております。

なお、本規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとしてお

ります。

以上、御報告を申し上げます。

なお、協議の経過を踏まえ、本日、理事会におきまして、

- 1、憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する、
- 2、調査期間は、概ね5年程度を目途とする、
- 3、会長が会長代理を指名し、野党第1党の幹事の中から選定する

の3点について申し合わせがなされましたことを、あわせて御報告いたします。

国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案の趣旨弁明(第145回国会平成11年7月6日・衆議院本会議・中川秀・議院運営委員長)

ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、改正の経緯について御説明いたします。

去る3月2日、自由民主党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの各幹事長から、衆議院に議案提出権を有しない憲法調査会を設置するよう、今国会をめどに結論を出すべく協議願いたいとの要請がなされ、これを受け、議会制度に関する協議会におきましては、憲法調査会の設置に関しまして、3月24日以来2カ月にわたり5回の協議を重ねてまいりました。しかし、協議会として、完全な意見の一致を見るには至りませんでした。

座長からその旨議長に御報告申し上げましたところ、国会法改正等に関する小委員会において十分慎重に審議するよう改めて要請を受け、6月8日以来5回の小委員会を開会し、慎重かつ熱心な協議を行い、成案を得るに至ったものであります。

次に、改正の内容について、順次御説明いたします。

まず、国会法の一部を改正する法律案についてであります。日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとしております。

その他、調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定めるものとするものであります。

なお、本改正案は、次の常会の召集の日から施行するものとしております。

次に、衆議院憲法調査会規程案についてであります。第1に、調査会は、調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成して、議長に提出するものとするほか、中間報告書を提出することができるものとしております。

第2に、調査会は、50人の委員で組織するものとし、各会派の所属議員数の比率により割り当てることとしております。

第3に、調査会の会長は、委員の互選によるものとするほか、調査会に数人の幹事を置き、調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができることとしております。

また、調査会は、小委員会を設けることができるものとしております。

第4に、調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

また、委員でない議員に対し必要と認めるときまたは委員でない議員の発言の申し出があったときは、その出席を求めて意見を聞くことができるものとするほか、定足数等についての規定を設けております。

第 5 に、調査会の会議は公開することとしておりますが、その決議により非公開とすることができるものとしております。

以上のほか、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則については、調査会の議決によりこれを定めることといたしております。

なお、本規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとしております。

以上であります。

両案は、本日の議院運営委員会において、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党の賛成多数で起草、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

参議院での修正動議の説明（第 145 回国会平成 11 年 7 月 26 日・参議院議院運営委員会・上野公成君）

私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党の 4 会派を代表して、国会法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

案文をお手元に配付させていただいておりますが、その内容は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を参議院にも設置し、参議院の憲法調査会に関する事項は参議院の議決により定めるものとするものでございます。

あわせて、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の規定の改正について所要の修正を行おうとするものでございます。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます

2. 幹事の会派割当及び異動

割当変更日	割当数
	選任日
	幹事名
	辞任日

12.1.20	自民 5						民主 2		明改 1	自由 1
	12.1.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20		12.1.20	12.1.20	12.1.20	12.1.20
	愛知和男君	杉浦正健君	中川昭一君	葉梨信行君	保岡興治君		鹿野道彦君	仙谷由人君	平田米男君	野田毅君
										12.4.5
12.4.8	自民 5						民主 2		明改 1	共産 1
	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	12.4.20
										佐々木陸海君

解 散

12.7.4	自民 4					民主 3			公明 1	自由 1
	12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5		12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5	12.7.5
	石川要三君	高市早苗君	中川昭一君	葉梨信行君		枝野幸男君				
						12.9.28				
						12.9.28	鹿野道彦君	仙谷由人君	赤松正雄君	塩田晋君
							島聡君			
		13.1.31					13.2.8		13.1.31	13.2.8
13.1.31	自民 5					民主 3			公明 1	
		13.2.8			13.2.8	13.2.8			13.2.8	
	同上				新藤義孝君		同上			
					13.5.7					
					13.5.17		同上		斉藤鉄夫君	
					津島雄二君			13.10.11		
								13.10.11		
									細川律夫君	
	14.2.7				14.1.18		14.2.7	14.1.18	14.2.7	
	14.2.7	保岡興治君	同上	同上	14.2.7	中川正春君	14.2.7	14.2.7	14.2.7	
					茂木敏充君					
	高市早苗君				14.3.11		中野寛成君	島聡君		
					14.3.19					
					額賀福志郎君					赤松正雄君
	14.10.2				14.10.24		14.10.24	14.10.17		
	14.10.24				14.10.24		14.10.24	14.10.24		
	杉浦正健君				西田司君		仙谷由人君	大出彰君		

3 . 中山会長の就任挨拶等の発言

(1) 就任挨拶

第 147 回国会（平成 12 年 1 月 20 日）

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私が憲法調査会長の重責を担うことになりました。まことに光栄に存じます。御承知のとおり、本調査会は、さきの国会法改正により、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

日本国憲法改正は、さきの大戦において昭和 20 年 8 月 15 日にポツダム宣言を受諾し、それに伴う無条件降伏と連合国軍による占領下において、極めて短期間のうちに審議が行われました。

すなわち、日本国憲法は、帝国憲法改正案として、昭和 21 年 6 月 20 日、第 90 回帝国議会で政府案として提出されております。衆議院においては、6 月 25 日本会議で提案説明の後、質疑に入り、28 日質疑を終了、同日議長指名の 72 名の委員から成る帝国憲法改正案委員会に付託、7 月 1 日から 23 日まで審議が行われた後、芦田均委員長以下 14 名の小委員会において各会派から提出された修正案の調整を行い、8 月 21 日帝国憲法改正案委員会で共同修正案を可決し、8 月 24 日の本会議で修正案は可決されました。そして、10 月 7 日の本会議において貴族院回付案に同意し、ここに帝国憲法改正案は確定され、昭和 21 年 11 月 3 日に公布されたという制定過程は、御承知のとおりでございます。

現行憲法は、制定後既に 50 有余年を経過し、その間、制定当時には想像もできなかったほどに国内及び国際情勢は極めて大きな変貌を遂げております。新しい世紀を目前に控え、国権の最高機関たる国会において、国家の基本的枠組みについての議論が求められております。

憲法調査会における議論を通じて、この現実を直視し、個人の人権尊重、主権在民、侵略国家とはならないとの理念を堅持しつつ、新しい日本の国家像について、全国民的見地に立ち、調査検討を加えることの意義は極めて大きなものがあり、本調査会に課せられた使命はまことに重大であると存じます。

ここに委員各位の御指導と御協力をいただき、公平かつ円満なる調査会運営に努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

第 148 回国会（平成 12 年 7 月 5 日）

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま委員各位の御推挙によりまして、選挙前に引き続きまして私が憲法調査会長の重責を担うことになりました。まことに光栄に存じます。

御承知のとおり、本調査会は、さきの第 147 回国会において、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

第 147 回国会では、まず、各会派から日本国憲法についての基本的考え方を聴取した後、歴史的事実の共通認識を持つため、日本国憲法の制定経緯について 10 人の参考人から意見を聴取し、各党から延べ 103 人からの発言があり、制定経緯の問題点等を議論し、これに関する調査を終了いたしました。

次に、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取し、質疑を行い、我が国の違憲法令審査権の制度及び運用実態等を明らかにいたしました。

以上の調査審議の中で、発言を行った委員は延べ数で 151 名、調査会開会時間は 37 時間を超えるものであります。あくまで前段階の調査でありまして、本格的な調査は今国会以降、まさしく委員各位によって行われていくこととなります。

これからの調査会の運営につきましては、前国会同様、委員各位の御指導と御協力をいただきながら、公平かつ円滑に行ってまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(2) 自由討議を行うに当たっての挨拶

第 147 回国会第 8 回憲法調査会（平成 12 年 4 月 27 日）「憲法記念日を迎えるに当たって」

討議を始めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位御承知のとおり、来る 5 月 3 日は、衆参両院に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日であります。本日、憲法記念日を目前に控えて、我が国の基本法である日本国憲法について委員各位から自由な意見表明をちょうだいすることの意義は、極めて大きなものがございます。

さて、我が衆議院憲法調査会におきましては、今国会冒頭、1 月 20 日の設置以来、初めに各会派からの調査会の審議に臨むに当たっての所信を聴取し、その後、10 人の参考人をお招きして意見の交換が行われました。それぞれの質疑を通じて、日本国憲法の制定経緯につきましては、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実に関する共通の認識を持ちつつあるところと存じております。

その日本国憲法の制定、施行から既に 53 年を経過いたしました。この間に、個人の人権の尊重、主権在民、侵略国家とはならないという憲法の 3 つの理念は、深く国民の間に浸透し、しっかりと根づいているものと言えましょう。しかし、その一方では、我が国の内外の諸情勢は、憲法の制定時には想像もできなかったほどに変貌をいたしていることも事実でございます。

冷戦の終結後、世界は、自由貿易による市場の拡大と国境なき大競争の時代に入っております。我が国は特に、急速に迫りくる少子高齢化社会の到来と経済のボーダーレス化の

進行する中で日本の経済は現在低迷を続けており、いかにしてこの国の再生を果たすのか、また、世界の平和を守るために国連加盟国として我が国の果たすべき役割はいかなるものか、また、北東アジアに位置する国家として、地域の集団安全保障が構築された場合にいかなる態度で臨むかといった我が国の基本的枠組みについて、真剣に私どもは討議をしなければならないと存じております。

このような中であって、憲法のあり方について広範かつ総合的な調査、検討を行い、その結果を早急に国民に提示することが、国権の最高機関たる国会の使命であると存じます。

その際、調査、検討に付すべき問題としては、昭和 30 年代に内閣に設置されました憲法調査会が掲げている 10 の問題点、すなわち、日本の憲法はいかなる憲法であるべきか、現行憲法の改正に関してはいかなる態度をとるべきか、天皇制のあり方はいかにあるべきか、日本の自衛体制はいかにあるべきか、基本的な人権の保障はいかにあるべきか、政治の基本機構はいかにあるべきか、司法権の組織及び権限はいかにあるべきか、地方自治のあり方はいかにあるべきか、緊急事態ないし国家の非常事態に対処する制度はいかにあるべきか、政治機構の基礎にあるものとしての政党及び選挙について憲法はいかなる態度をとるべきかの 10 項目は、現時点においてもその重要性は失っておりません。

さらに、もう 1 つ忘れてはならないことは、憲法は国民のものということであります。

私は、憲法調査会の会長として、常に国民とともに歩む憲法調査会を目指してまいりました。この憲法調査会において、私ども国会議員として、日本国憲法 96 条は、主権在民を前提として、国民の選挙によって選ばれた国会議員の 3 分の 2 が改正案を決議した場合、その可否は国民投票の結果にゆだねなければならない。国会議員の責任は極めて大きなものがあると存じております。

本日の会議が意味のある会議であることを心から祈念いたしまして、自由な御意見の御開陳を願いたいと存じます。

第 149 回国会第 1 回憲法調査会(平成 12 年 8 月 3 日)「今後の憲法調査会の進め方」

それでは、討議を始めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本調査会は、本年 1 月 20 日、国会の召集とともに設置され、以降、日本国憲法の制定経緯及び最高裁判所から戦後の主な違憲判決等を中心に調査を行い、制定経緯につきましては調査を終了いたしました。これまでの調査の概要につきましては、お手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

総選挙後、新たな委員の皆様と引き続き調査を進めてまいりますが、これまでの調査の結果を踏まえ、一層議論を深めていただきたいと思います。

御承知のように、冷戦の終結後、世界は、自由貿易による市場の拡大と国境なき大競争の時代に入ってきております。

しかしながら、日本経済の先行きは依然として不透明であり、国民も将来に対する不安

を払拭できない状況にあります。

特に、21世紀の我が国の人口構造は、少子化と高齢化が同時に進行し、50年後には国民の約3人に1人が65歳以上になるという超高齢化社会を迎えるわけであります。このまま少子高齢化が進みますと、労働力人口の低下、貯蓄率の低下等に伴う経済成長の鈍化、税、社会保険料など現役世代の負担の増大、基礎的な生活関連サービスの低下、地域社会に対する悪影響が見込まれており、21世紀の日本にとって国家の衰亡に関する喫緊の重要課題がここに存在をしております。

また、グローバル化の進展する中で、我が国は、周辺諸国との水平分業の進行の問題、国内企業の保護の問題等を抱えておりますが、産業競争力の強化、雇用の創出と労働市場の改革、創造的な中小企業の創業や成長の支援など中小企業政策の見直しなど、抜本的な経済構造改革が迫られております。

さらに、世界の平和を守るために、国連加盟国として我が国の果たすべき役割、北東アジアに位置する国家として、地域の集団安全保障が構築された場合への対応、国家の危機管理のあり方、情報化社会に対応した個人のプライバシー保護の問題、その他、情報化社会における人間教育のあり方、科学技術の驚くべき進歩による生殖・遺伝技術に対する生命倫理の問題、地球環境問題への対応、男女が支え合っている男女共同参画社会のあり方など、重要な課題が山積し、的確かつ迅速な現状把握と政治的判断が求められております。

会長といたしましては、このような我が国を取り巻く状況を踏まえ、憲法のあり方について、全国民的見地に立って、広範かつ総合的な調査、検討を進めてまいりたいと存じております。

なお、本調査会は、9月以降、21世紀の日本のあるべき姿について調査を進めていくことで幹事会の合意に至っているところでございますが、本日は、このような合意も踏まえ、今後の憲法調査会の進め方につきまして、委員各位の忌憚のない御発言をお願いしたいと存じます。

第154回国会第3回憲法調査会（平成14年4月25日）「特に我が国の安全保障について」

ただいま聴取した派遣報告にもありましたように、沖縄地方公聴会におきましては、武力攻撃事態への対処に関連する3法案の国会への提出などを受けて、我が国の安全保障、有事法制等について多くの意見が述べられました。

ちなみに、今国会冒頭に各委員にその要約版を配付いたしました昭和39年の内閣憲法調査会の報告書におきましても、戦争等の有事のほか、自然災害や経済的混乱を含む非常事態に関しては、それに対処するための措置がとられる必要があるということは、委員全員の一致した見解であったようではありますが、それに対処するための措置については、憲法に根拠規定を設けるべきであるとする見解と、憲法に根拠規定は不要であるとする見解

とがあったようであります。

内閣憲法調査会の報告書が提出されてから約 40 年を経過した今日、世界の情勢は大きく変化しておりますが、沖縄地方公聴会での議論その他の資料を踏まえて、本日は、特に我が国の安全保障について、委員間の自由活発な御議論をちょうだいできればと存じております。

(3) 会期終了を迎えるに当たっての発言

第 147 回国会第 10 回憲法調査会（平成 12 年 5 月 25 日）

この際、一言申し上げます。

会期終了まであと 24 日ほどになりましたが、本調査会の開会も 10 回目となりました。ここで、今までの調査につき、改めてその経過を御報告いたしたいと存じます。

本調査会は、去る 1 月 20 日、国会の召集とともに設置され、当日、第 1 回目として会長と幹事の互選の議事が行われました。

2 月 17 日には、各会派の委員 6 名より、憲法調査会の調査を開始するに当たり、意見を聴取いたしました。

2 月 24 日からは、日本国憲法の制定経緯について参考人より意見の聴取をし、質疑を行ってまいりました。

日本国憲法の制定経緯についての参考人意見聴取及び質疑は、2 月 24 日、3 月 9 日、3 月 23 日、4 月 6 日、4 月 20 日の 5 回であり、お招きした参考人は 10 人、質疑が行われた委員の延べ数は 64 人であります。

10 人の参考人の主な発言の論点としては、例えば、日本国憲法の制定経緯をどのような観点から評価すべきか、日本国憲法の制定の際に GHQ からの押しつけがあったのか、占領下の日本国憲法制定はハーグ陸戦法規等に違反しているのか、いわゆる芦田修正の趣旨及び極東委員会の文民条項挿入要求との関係についてなど、多岐にわたるものがございました。

5 月 11 日には、日本国憲法の制定経緯についての 5 回、10 人からの参考人意見聴取及び質疑を踏まえて、委員間の自由討議が行われました。この自由討議においては、39 人の委員から御発言があり、これをもって日本国憲法の制定経緯については締めくくりいたしました。

これらの議論を通じて、日本国憲法の制定経緯については、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実に関する共通の認識を持たれたものと存じます。

また、4 月 27 日には、衆参に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日に向けての委員各位の自由な意見の表明を聴取いたしました。当日、自由な意見表明が行われた委員の延べ人数は 34 人であります。

この意見表明におきましては、本調査会の今後の審議調査の進め方について、近代国家

の憲法の原則とはいかなるものか、民主主義と伝統主義との関係をどのように理解するのか、日本国憲法の先駆的価値についてなどの観点から、多様な御意見をいただきました。

そして、本日は、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取し、質疑を行ってまいりました。質疑者は、私を含め 8 名であります。

本日までの調査会において、発言をした委員延べ数は 151 人、調査会開会時間は 37 時間を超えております。

憲法は国民のものであり、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならぬという原則を堅持して、21 世紀の日本のあるべき姿を求めて、憲法に関する広範かつ総合的調査活動が今後もなされるべきものと信じます。

最後に、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚くお礼を申し上げて、閉会といたします。

第 150 回国会第 7 回憲法調査会（平成 12 年 12 月 21 日）

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

本日をもちまして年内の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動につき、改めてその経過を御報告いたしたいと存じます。

本調査会は、去る 1 月 20 日、第 147 回国会の召集とともに設置され、当日、第 1 回目として会長と幹事の互選が行われました。

次いで、2 月 17 日に、各会派の委員 6 名より、憲法調査会の調査を開始するに当たっての意見を聴取した後、2 月 24 日から 4 月 20 日まで 5 回にわたり、日本国憲法の制定経緯について 10 人の参考人より意見の聴取をし、質疑を行いました。その上で、5 月 11 日には、日本国憲法の制定経緯について、締めくくりとして、委員間の自由討議を行いました。

これらの議論を通じ、日本国憲法の制定経緯については、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実に関する共通の認識を持たれたものと存じます。

また、この間の 4 月 27 日には、衆参に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日に向けて委員各位の自由な意見の表明を聴取いたしましたし、さらに 5 月 25 日には、日本国憲法制定以来今日に至るまでの憲法の歩みを違憲判決を通じて検証するため、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取した上で、質疑を行いました。

その後、第 42 回総選挙を挟みまして、第 148 回特別会では、7 月 5 日に会長と幹事の互選が行われました。次いで、第 149 回臨時会の 8 月 3 日には、総選挙後新たに委員になられた方の御意見も聴取するため、改めて、今後の憲法調査会の進め方について委員間の自由討議を行いました。当日、自由な意見の表明が行われた委員の延べ人数は 20 人で

あります。

なお、第 150 回臨時会に入った 9 月 28 日からは、21 世紀の日本のあるべき姿について参考人から意見を聴取し、質疑を行ってまいりました。

21 世紀の日本のあるべき姿についての参考人の意見聴取及び質疑は、9 月 28 日、10 月 12 日、10 月 26 日、11 月 9 日、11 月 30 日、12 月 7 日及び本日の 7 回であり、お招きした参考人は 12 人、また、質疑を行われた委員の延べ人数は、私も含め 88 人であります。

12 人の参考人の主な発言の論点としては、

1、21 世紀の世界の変化及びそれに応じて起こる国家の役割の変化とはどのようなものか

1、世界に対して日本はどのような責務を果たさなければならないか、そのため日本人はどのようなことを考え、実行しなければならないか

1、日本の政治や社会はどのように変わらなければならないか

1、今述べた諸問題に関し、憲法がどうかかわってくるのか、あるいは憲法はどうあるべきか

などが挙げられますが、実に多岐にわたる論点について活発な質疑が繰り広げられました。

本日までの調査会において、発言をした委員の延べ人数は 260 人、お招きした参考人の人数は 22 人、最高裁職員 2 人、調査会の総開会時間は 75 時間を超えております。

なお、9 月 10 日から 19 日までの間、衆議院から欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州各国の憲法事情について調査をしてまいりました。その調査の内容につきましては、去る 9 月 28 日の調査会においてその概要を御報告し、また、11 月 9 日の調査会で配付いたしました衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書のとおりであります。本報告書は大学、マスコミその他の関係者からかなりの注目をされているところであります。

加えて、本憲法調査会では、今国会から国民各層に対する広報活動の一環として衆議院憲法調査会ニュースを発行し、ファクス、メールで現在 1000 人を超える方にお送りするとともに、傍聴に見えた方にもお渡しするなどして、情報公開に努めておるところであります。

今後とも、憲法は国民のものであるとの認識のもと、かつ、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならぬという原則を堅持して、世界の平和を守るために国連加盟国として我が国の果たす役割、国家危機管理のあり方、情報化社会における個人のプライバシー保護の問題、生命倫理の問題、地球環境問題への対応、男女共同参画社会のあり方など山積する諸問題に 21 世紀の日本がいかに対応するべきかを求めて、憲法に関する広範かつ総合的調査活動が新世纪においてもなされるべきものと信じます。

最後に、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により公平かつ円滑な運営ができましたことに厚くお礼を申し上げて、今世紀最後の調査会を閉会といたします。ありがとうございました。

第 151 回国会第 7 回憲法調査会（平成 13 年 6 月 14 日）

第 151 回国会も、残すところあと 2 週間ほどとなりました。ここで改めて、今国会における本調査会の活動を御報告いたしたいと存じます。

今国会では、先国会に引き続き、21 世紀の日本のあるべき姿をテーマに、参考人質疑を中心に活動してまいりました。2 月 8 日から 5 月 17 日にかけて 5 回にわたり、参考人より意見を聴取し、質疑を行っております。お呼びした参考人は 9 名、質疑を行った委員は、私を含め延べ 71 名でございます。

また、各参考人が提示された論点といたしましては、科学技術の役割と課題、グローバル化と国家、遺伝子解明の進歩と生命倫理の問題、少子高齢化社会の到来と労働生産性低下の問題、社会保障制度のあり方、IT 革命による人間社会の変化への対応、国家概念とその再構築の必要性、北東アジアにおける日本の役割、国と地方との関係などがございましたが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論がなされました。

さらにこの国会では、日本国憲法について国民各層の意見を聴取するため、4 月 16 日に宮城県仙台市において 1 回目の地方公聴会を、今月 4 日には兵庫県神戸市において 2 回目の地方公聴会を開催いたしました。両会議の概要は、4 月 26 日及び本日、鹿野道彦会長代理から御報告をいただいたとおりであります。公募を含め 20 名の意見陳述者から日本国憲法についての意見を聴取し、私を含め延べ 18 名の派遣委員が質疑を行い、7 名の傍聴者からも意見を聴取しております。

また本日は、日本国憲法に関する件について、特にテーマを設けずに自由討議を行いました。発言された委員は 19 名であります。

今後も、憲法は国民のものであるとの認識のもと、地球環境問題への対応、首相公選制の問題、国家の安全保障の問題、生命倫理の問題、国連協力等、山積する諸問題について議論を行う必要があると考えており、幹事会において協議してまいりたいと存じますが、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、日本国憲法についての広範かつ総合的な調査活動がなされていくものと信じております。

最後になりましたが、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。

第 153 回国会第 5 回憲法調査会（平成 13 年 12 月 6 日）

本日をもちまして本年の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動につき、改めてその経過を御報告したいと存じます。

本年 1 月からの第 151 回常会では、昨年より引き続き 21 世紀の日本のあるべき姿をテーマに参考人質疑を中心にして調査を行いました。2 月 8 日から 5 月 17 日にかけて、5

回にわたり参考人より意見を聴取し、質疑を行っております。お呼びした参考人は9名、質疑を行った委員は、私を含め延べ71名であります。

各参考人が提示された論点といたしましては、科学技術の進歩が社会に与える影響と課題、教育改革、グローバル化と国家、遺伝子構造解明と生命倫理の問題、少子高齢化社会の到来と生産年齢人口減少の問題及び社会保障制度のあり方、IT革命による人間社会の変化への対応、国家概念とその再構築の必要性、北東アジアにおける日本の役割、国と地方の関係などがございましたが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論が行われました。

さらに、6月14日には、特にテーマを設けず自由討議を行い、19名の委員より日本国憲法についての意見を聴取いたしました。

また、本年においても昨年同様、衆議院から本調査会委員をメンバーとする調査議員団が海外に派遣され、本年は8月末から9月上旬にかけて、ロシア及びハンガリーその他の東欧各国、オランダ及びスペインを初めとする王室制度を有する5カ国、並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査をいたしました。

その調査内容につきましては、10月11日の調査会においてその概要を御報告し、また先月、議長に対して提出し、委員各位にも配付いたしました報告書のとおりでございますが、調査内容の一部を御紹介いたしますと、ロシアにおける新憲法の制定経緯や国民への浸透の実態、大統領の強大な権限に対する議会のコントロールのあり方、憲法裁判所の審理の実態、東欧各国におけるソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定、改正の経緯やその特徴、王室を有する諸国における国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置づけとその運用実態、イスラエルにおける首相公選制導入及び廃止の経緯などでございます。

これらの調査を経て痛感いたしますのは、各国とも、政治体制がいかなるものであるにせよ、憲法に関する論議の素材が国民に対して十分提示され、国のあり方は最終的には国民が判断するということが、さらに、そのような判断にとっては、政治的リーダーに対する国民の信頼が重要であるということであります。

そして、本年9月からの第153回臨時会では、引き続き21世紀の日本のあるべき姿をテーマにしつつも、国際連合と安全保障、統治機構に関する諸問題及び人権保障に関する諸問題の3つの視点から、より焦点を絞って精力的な調査をいたしました。お呼びした参考人は6名、質疑を行った委員は、私を含め延べ50名でございます。

各参考人からは、各世代がみずから決定した理念に基づいて国家を運営するための護憲的改憲論、明確な国家戦略に基づく外交・安全保障政策再構築の必要性、討議民主主義の実現による一般利益と特定利益との調和、行政学の立場から議会と内閣の関係をとらえ直すことの有用性、我が国の人権保障の現実と平和的生存権及び人間安全保障の確立の必要性、司法権による違憲立法審査の実質化のための憲法改正によらない憲法裁判所の設置の必要性などが述べられました。

小泉首相が検討を始めた首相公選制、9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件と其の後の国際情勢及びそれに伴う国内情勢の変化など、時事的な諸問題と相まって、極めて有意義な議論がなされたものと存じます。

さらに本年は、日本国憲法についての国民各層の意見を聴取するため、3回にわたり地方公聴会を開催いたしました。第1回目の地方公聴会は4月16日に宮城県仙台市において、日本国憲法についてをテーマに、第2回目の地方公聴会は6月4日に兵庫県神戸市において、21世紀の日本のあるべき姿をテーマに、そして第3回目の地方公聴会は11月26日に愛知県名古屋市において、国際社会における日本の役割をテーマに開催いたしました。11名の一般公募を含め都合26名の意見陳述者から意見を聴取し、質疑を行い、また、12名の傍聴者からも意見を聴取しております。

若干の混乱はありましたものの、国民から直接に意見を伺う機会を持つことは、我々国民の代表者である国会議員にとって極めて重要であり、さらにこのことは、我々が現在行っている調査活動とその内容に対して国民の信頼を得ることにつながるものでもあります。

このような議論を経て、本日は、この1年間積み重ねてまいりました議論を振り返りつつ、今臨時会における議論を踏まえ、本調査会の活動を総括する締めくくりの自由討議を行いました。発言された委員は27名でございます。

来年以降の調査テーマ、手法及びその日程については、本日の各委員の御意見も参考にさせていただきながら、今後、幹事会において協議してまいりたいと存じますが、憲法は国民のものであるとの認識のもと、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、今後とも、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査がなされていくものと存じます。

最後になりましたが、本日までの調査会におきまして、会長代理初め幹事、オブザーバーの皆様、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼申し上げ、本年最後の憲法調査会を終了したいと存じます。まことにありがとうございました。

第154回国会第5回憲法調査会（平成14年7月25日）

第154回国会も、残すところあと1週間ほどになってまいりました。ここで改めて、今国会における本調査会の活動を総括したいと存じます。

今国会では、日本国憲法に関する個別の論点についての専門的、効果的な調査を行うため、調査会の下に4つの小委員会を設置いたしました。すなわち、基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会の4小委員会であります。

各小委員会における議論の内容は、本日、各小委員長より御報告いただいたとおりであ

りますが、2月14日から7月11日まで都合20名の参考人より御意見を聴取し、熱心な議論が行われました。

さらに今国会では、日本国憲法について国民各層の意見を聴取するため、4月22日に沖縄県名護市において第4回の地方公聴会を、6月24日には北海道札幌市において第5回の地方公聴会を開催いたしました。

両会議の概要は、4月25日及び本日、中野寛成会長代理から御報告いただいたとおりであります。公募の12名の意見陳述者から日本国憲法についての御意見を聴取し、私を含め延べ16名の派遣委員が質疑を行い、7名の傍聴者からも意見を聴取しております。

ただ、両地方公聴会におきまして、一部の傍聴者により、執拗な発言要求など議事運営に支障を来す行為が時折なされました。このようなルールを無視した行為は、国民とともに憲法について考える場にふさわしいものではなく、まことに残念であり、遺憾に思うところであります。

また、4月25日には、沖縄地方公聴会を踏まえ、21世紀の日本と憲法、特に我が国の安全保障についての自由討議を行い、本日は、札幌地方公聴会及び4小委員長の報告を踏まえ、日本国憲法に関する件についての自由な議論をちょうだいしました。

次国会以降におきましても、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、引き続き、小委員会形式により日本国憲法に関する専門的な調査を行う必要があると考えておきまして、テーマ等につきましても、幹事会において協議してまいりたいと考えております。

また、私といたしましては、国民的な論争の対象となっている時事的な諸問題につきましても、当調査会が日本国憲法についての調査を行うに際し、あわせて議論を行うことが、その広範かつ総合的な調査にとって極めて有益であると考えております。

また、比較憲法の視点から、本院より派遣された海外派遣議員団の調査成果を参考に議論を行えば、さらに有効な調査となるのではなからうかと存じます。

例えば、この国会におきまして、有事法制の問題が議論の焦点となりました。有事の際に、我が国及び国民の安全をいかに確保するか、その法体系のあり方等について本調査会において議論する際には、自然災害発生時の災害救助、暴動等の憲法上の緊急事態や、外国から攻撃を受けた場合の防衛事態等に関する規定を置くドイツ基本法が参考にならうかと存じます。

すなわち、ドイツ基本法第35条第3項の、「自然災害または災厄事故が1つの州の領域を超えて危険を及ぼすときは、連邦政府は、その有効な対処のために必要な限りで、州政府に対し、他州の警察力を使用する指示を与え、並びに警察力を補強するために、連邦国境警備隊及び軍隊の部隊を出動させることができる。」との規定、同法第91条第1項の、「連邦及び州の存立または自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険を防止するために、州は、他州の警察力並びに他の行政機関及び連邦国境警備隊の力と施設を要請することができる。」などの憲法上の緊急事態に関する規定、同法第115a条1項の、「連

邦領域が武力で攻撃された、またこのような攻撃が直接に切迫していることの確認は、連邦議会が連邦参議院の同意を得て行う。」との規定より始まる防衛事態に関する全 11 カ条にわたる詳細な手続規定などでございます。

また、同じく議論の焦点となっております個人情報保護の問題や住民基本台帳ネットワークシステムの施行の問題につきましても、オランダ憲法第 10 条第 1 項の、「何人も、法律による制限を受けることなく、プライバシーを享受する権利を有する。」との規定、及び同条第 3 項の、「自己に関して記録された情報及びその使用状況を知らされ、並びに当該情報の修正を求める個人の権利については、法律で定める。」といったプライバシー権に関する規定、フィンランド憲法第 12 条第 2 項の、「公共機関の有する文書及び記録は、その公開がやむを得ない理由で法律により明示的に制限されていない限り、公開される。何人も、公の文書及び記録にアクセスする権利を有する。」との情報アクセス権規定などが参考になろうかと思えます。

さらに、遺伝子工学や臓器移植などの分野における近年の著しい技術革新と生命倫理の問題につきましても、スイス憲法第 119 条第 1 項の、「人間は、これを生殖医学及び遺伝子技術の乱用から保護する。」との規定のほか、同法第 119a 条第 1 項の、「連邦は、臓器、組織及び細胞の移植に関する法令を定める。この場合において、連邦は、人間の尊厳、人格及び健康を損なわないように配慮するものとする。」との規定などを参考にしつつ、議論を行うことも必要であろうと考えております。

最後になりましたが、本日までの調査会において、小委員長、幹事、オブザーバーの方々により、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

以上、私の所感を申し上げますが、この国会における皆様方の御協力に対し、最後に御礼申し上げて、ごあいさつを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(4)「戦後の主な違憲判決」について最高裁判所から説明を聴取するに当たっての挨拶

第 147 回国会第 10 回憲法調査会（平成 12 年 5 月 25 日）

説明を聴取するに当たり、一言申し上げます。

日本国憲法の制定を契機として、我が国の裁判制度は大変革を経験しました。とりわけ違憲法令審査権の導入、そして司法裁判所による行政事件の裁判が重要である。こういった変革は司法権の地位の飛躍的な向上をもたらしたが、戦後の混乱期で、しかも占領下という状況の中で、理論的検討が十分されることなく実施されたため、「あたかも、木に竹を接いだような恰好で、従来の大陸法的な土壌の上に英米法的な救済制度が移植された結果」となった、渡部吉隆「行政訴訟の現代的課題」と題する一文にこのように記載をされております。

なお、最高裁判所の統治機構というものは、憲法が制定されてから 50 有余年を経過した今日まで、唯一その当時の姿を変えていない機関であります。もちろん、憲法上期待されている役割を最高裁判所が十分果たしていると存じますが、しかし、現在、最高裁判所に対する批判も少なくはございません。

最高裁判所の憲法裁判が消極的過ぎるとの批判は、今や多くの人に共有されていると言っても過言ではなく、学界、マスメディアにとどまらず経済界からも、我が国の司法の態度は、立法裁量や行政裁量が絡む事件については、米国最高裁やドイツの憲法裁判所に比して自己抑制的になっていると指摘をされております。

以上、申し上げます、ただいまから最高裁判所当局から説明を聴取いたします。

(5) 参考人質疑を行うに当たっての挨拶

第 151 回国会第 3 回憲法調査会（平成 13 年 3 月 8 日）孫正義参考人

現在、情報通信技術の活用により、個人の活動、生活様式、社会経済活動、行政のあり方など広範な分野において、急激かつ大幅な変化が世界的規模で進展しております。

公の情報公開、情報へのアクセス権を憲法上の規定として定めるとともに、情報通信技術を活用することにより、情報提供及び管理方法の改善を定めるフィンランドのような国もございます。

フィンランドにおいては、全面改正された新憲法が 2000 年 3 月に施行されておりますが、その第 12 条において、「公共機関の有する文書及び記録は、その公開がやむを得ない理由で法律により明示的に制限されていない限り、公開される。何人も、公の文書及び記録にアクセスする権利を有する。」と規定されております。この点については、昨年 9 月の海外派遣において調査してまいったところでありますが、詳細は、昨年 10 月、委員各位に配付した報告書に取りまとめてありますので、御参照いただければ幸いです。

こうしたことを踏まえ、21 世紀の日本のあるべき姿について本日は調査してまいりたいと存じます。

4 . 各小委員長の調査の経過及び概要の報告（第 154 回国会平成 14 年 7 月 25 日）

基本的人権の保障に関する調査小委員会（島聡小委員長）

基本的人権の保障に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、計 5 回の会議を開きました。それぞれの回につきまして、参考人をお呼びしてまいりました。

2 月 14 日、第 1 回は、成城大学法学部教授棟居快行君から、新時代の人権保障について、3 月 14 日、第 2 回は、成蹊大学教授安念潤司君から、外国人の人権について、4 月 11 日、第 3 回の会議では、広島大学法学部長阪本昌成君から、新しい人権について、5 月 23 日、第 4 回では、日本政策研究センター所長伊藤哲夫君から、基本的人権の保障について、さらに、7 月 4 日の第 5 回の会議では、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君から、労働基本権と雇用対策について、それぞれ御意見を聴取いたしました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細につきましては、小委員会議録を参照いただくこととしまして、概要のみ簡潔に申し上げます。

棟居君からは、

現行憲法の特徴と限界について、

西欧的・古典的自由主義理念に 20 世紀的な社会権規定を接合しており、両者の体系的な統合に成功していない、

経済的自由に関し、行政主導の積極規制を判例や学説も容認してきたため、本来の理想である自由主義経済体制が現実化しなかった、

精神的自由が公民の権利としてとらえられておらず、民主主義との関係は希薄になった、

人権保障に関しては、国家対国民という内向きの保障のみとなっている、

私人間関係における人権保障が不十分である等の意見が述べられました。

そして、現行憲法の課題としまして、国家が積極的に自由を保障する国家による自由の必要性、旧来の人権の分類の枠を越えた複合的な人権の理念の必要性、人権の国際的保障と国内的保障の連携の必要性、憲法による国家、市民社会、個人の 3 面的関係の保障の必要性等について意見が述べられました。

安念君からは、

判例、学説は、外国人は憲法上の権利を享有するが、それは外国人在留制度の枠内で与えられたものにすぎないとしているが、外国人には入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当であるとの意見が述べられました。

そして、外国人を法律によって日本人と同等に扱うことは可能であること、国籍は法律によって定められるので、日本人の地位でさえも憲法上はあやふやであることから、外国人にも日本人と同じ権利をできるだけ認めるべきだとの意見が述べられました。

また、憲法を改正して外国人の地位を明記すべきではないかということに對しましては、抽象的な規定にならざるを得ず、その具体的内容は裁判官が判断することになる、法律によりこれを定めることにしますと判断は国会が行うことになるわけでありますから、試験に合格した裁判官の判断よりも、有権者の代表である国会議員の判断に任せた方がいい、そういう考えであるという話が述べられました。

阪本君からは、

近代立憲主義において確立した公的領域を支配する公法と私的領域を支配する私法との峻別を維持した上で、私的領域における問題の解決は私法にゆだねられるべきである、

人権は、公的領域における国家に対する不作為請求権または妨害排除請求権を意味する自由権を中核として理解すべきであるとの認識のもとに、プライバシー権、自己決定権等のような、一般に新しい人権として挙げられている法益は、私権または私法上の法処理により保護することができるので、あえて基本的人権とする必要性が低いとの意見が述べられました。

そして、新しい人権を憲法典に組み入れる場合の留意点として、

私的自治等にゆだね得る論点について国家が介入し、あえて憲法的に解決を図るとすれば、人権のインフレ化、統治の過剰、社会の国家化等を招くおそれがある、

それゆえ、私権または私法上の法処理によって法益保護を図るべきであり、そのような私法上の法処理ができない場合には、法律の制定による解決を第1順位とすべきである、

新しい人権を憲法上の権利として認定するには、その権利が高優先性を持ち、その外延と内包が明確であり、相手方の憲法上の自由を不当に制限しない等の要件を満たす必要がある等の指摘がなされました。

伊藤君からは、

基本的人権とは、人が人であることに基づいて生まれながら当然に有する前国家的な自然権であって、日本国憲法もそれを前提としているとの通説的見解に対する批判がなされた上で、権利とは、共同体の歴史、文化、伝統の中で徐々に生成されたものであり、その背景には共同体独自の法の精神が存在すると解すべきであって、自然権論から脱却する必要があるとの意見が述べられました。

そして、平和で秩序ある国家があつて初めて権利が保障されるのであるから、公共の福祉の解釈に当たっては、国家及び公共の利益や道徳の明確な位置づけが必要であるとの意見が述べられました。

さらに、みずからの国のみずから守ることが民主主義の基本原則であることから、国防の義務を憲法に明記し、また、家族を保護するために家族の尊重に関する規定を憲法に明記すべきであるとの意見が述べられました。

草野君からは、

憲法28条は団結権、団体交渉権及び争議権を保障しているにもかかわらず、公務員の争議行為が法律で禁止されていることは問題であり、これに取り組んでこなかった政府の姿

勢は今や国際的にも批判されているとの意見が述べられました。

また、憲法 27 条 1 項は、政府に、

1、国民が完全就業できる体制をつくること、

2、失業者に就業の機会を与えること、

3、失業者に生活資金を給付することを義務づけていると解釈できることから、政府はこれらの趣旨を踏まえた雇用対策をとるべきであるとの意見が述べられました。

その他、職場での男女の不平等、過労死、セクシュアルハラスメントなどを防止するための法整備の必要性等について意見が述べられるとともに、雇用平等、職業能力開発等の新しい労働権等についても検討が必要であり、憲法調査会において、労働権及び社会権について十分審議を深めるよう求める旨の意見が述べられました。

このような参考人の意見を踏まえまして、質疑及び委員間の自由討議が活発に行われました。

そこで表明された意見を小委員長として総括するとしますと、日本国憲法の基本的人権の保障に関する規定は、諸外国と比べても、質、量ともに極めて豊富な、先駆的な意義を有するものであるとする指摘があることは認めます。しかし、その一方、科学技術、経済等の著しい発達、国際化の急速な発展等を背景にしまして、国家、社会の枠組みが激しく変化している現代であります。国家、社会を構成する人々の基本的人権の保障のあり方も、従来の観点のみからだけではなく、多角的に検討する必要がある旨の指摘が非常に多く見られた、私はそう思っております。

例えば、知る権利であるとか環境権であるとかプライバシー権であるとか、そういうような議論が多くなされました。

今後は、この基本的人権、憲法には人権と統治の 2 部の章がございますけれども、できるだけ、今度は人権の各条文にわたって 1 つずつ精査して、その中に、例えば環境権が入っているとか、知る権利が入っているという議論もありましたけれども、各条文をきちんと精査して、本当にそれが入っているかどうかということもきちんと議論していく段階に入っていると思います。

21 世紀における人権保障のあり方についてはさらに議論を深めていって、本当にこの日本国憲法、もちろんすばらしい憲法であります、時代に適合する形で徐々に議論をし尽くしていくべき、そしてまた、改正も十分考える時期にあるのではないかと、このことを小委員間の議論の中で感じた次第でございます。

以上です。

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会（高市早苗小委員長）

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、これまでに計 5 回の会議を開き、それぞれの回につき、参考人をお呼び

いたしました。

まず、2月14日の第1回の会議では、東京大学教授高橋和之君から、議院内閣制のあり方について、また、3月14日の第2回の会議では、北海道大学大学院法学研究科教授山口二郎君から、統治機構を再検討する視点について、また、4月11日の第3回の会議では、京都大学教授大石眞君から、両院制と選挙制度のあり方について、また、5月23日の第4回の会議では、大阪大学大学院法学研究科教授松井茂記君から、司法審査制度のあり方について、さらに7月4日の第5回の会議では、高崎経済大学助教授八木秀次君から、明治憲法体制下の統治構造について、それぞれ御意見を聴取いたしました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

高橋和之君からは、

現在の日本のような積極国家における政策推進には、内閣が統治を行い、国会がこれをコントロールするという図式の中で政治のリーダーシップが発揮されることが必要であり、そのためには、国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である首相とを一体のものとして、事実上、直接的に選ぶ国民内閣制の導入が有用であるとの意見が述べられました。

その導入に当たっては、

- 1、国民の多数意思が明確化されるような選挙制度のあり方、
- 2、多数の支持を受ける政策プログラムをつくり上げるという政党の役割、
- 3、選挙等において多数派形成を意識し、明確な意思表明を行うことを求められる国民の心構えについて検討を要するとの指摘がなされました。

また、国民内閣制の導入には、憲法改正は不要であるが、参議院は権限行使を自制する等の憲法習律の確立を図るべきであるなどの意見が述べられました。

山口二郎君からは、

我が国の議院内閣制について、

- 1、与党の暴走と頻繁なリーダーの交代、
- 2、官僚機構の巨大化に伴う内閣の弱体化、
- 3、内閣と与党との不透明な関係といった運用上の問題について指摘がなされた上で、イギリス型議院内閣制のような、
 - 1、内閣と与党の一元化、
 - 2、与党の政権参加を通じた政策の実現、
 - 3、政治主導による政官関係の確立を図るべきであり、

その際、制度に合わせた新たな憲法習律等をつくっていくことや、国民主権の観点に立った行政のあり方について考えることが必要であるとの意見が述べられました。

その改革に向けた提言として、

制度の面では、

- 1、内閣における国務大臣の分担管理原則の克服、
- 2、政策決定手続の一元化、
- 3、国会の行政に対するチェック機能の強化が、
また、慣習の面では、

- 1、政党、指導者、政策を一体のものとして選ぶ選挙、
- 2、与党の意思決定機関と内閣の重合、
- 3、与党の所属議員が内閣の一員として政策形成に当たるような党運営、
- 4、透明で開かれた与党の党首選出等が、それぞれ挙げられました。

大石眞君からは、

1 院制では多様な有権者の意思を集約できるかは疑問であり、両院制を維持すべきであるとの認識のもと、両院がそれぞれ独自の機能を果たすことにより両院制を意義あるものとするため、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政の運営に反映することに配慮しつつ、両院組織法をできるだけ異なった原理に基づくものにすべきであるとの指摘がなされました。

その上で、

1、参議院に期待される、衆議院のダイナミズムを緩和するという役割を選挙制度にどう反映させるかが重要であること、

2、参議院の現在の権限を見直し、衆議院が法律案の再議決を過半数で行うことを認めるとともに、内閣総理大臣の指名権は衆議院のみに認めることなどの意見が述べられました。

松井茂記君からは、

81 条の規定は、事件性、争訟性を要件とする司法権に付随して行使される司法審査権限を確認したものであるが、現状では、違憲判決が少なく、また国民が司法審査を求めることが困難であることもあり、司法審査権限が適切に行使されていないとの認識が示されました。

このような認識のもとで、裁判所は民主政の過程に不可欠な権利を厳格な審査を通じて擁護する責任を有し、一方、そのほかの権利については、全国民の代表から構成された国会によって制定された法律が尊重されるべきであり、これにより国民の権利が侵害された場合には、選挙を通じて是正が図られるべきであるとの、プロセス的な司法審査理論が示されました。

その上で、前述のような責任を踏まえた積極的な司法権の行使がなされるよう、硬直的な最高裁の人事制度の是正、事件性、争訟性要件の柔軟な解釈により、法律の違憲性の確認や執行差し止めのための訴訟提起を容易にすること等を含めた、制度改革と意識改革が必要であるとの主張が述べられました。

八木秀次君からは、

まず、憲法論議は国柄に関する論議でなければならず、明治憲法については、その制定に際して、国柄に関する論議が重視された姿勢に学ぶべきものがあるとの認識が示されま

した。

その上で、明治憲法体制は、

1、内閣と天皇との関係については、政治の中心の所在をめくり、その解釈、運用に明瞭さを欠いていた、

2、実際の国政では、首相を中心とした運用がなされたが、首相の統制権は弱かった、

3、天皇を輔弼する機関が割拠していたため、その調整に当たった元老の消滅とともに、実質的な統治の中心が不在となってしまった、

4、天皇は名目的統括者であり、したがって、その政治体制は立憲君主制であったとの意見が述べられました。

また、日本国憲法の定める象徴天皇制は、君主を目に見える統合の象徴とする英国流を取り入れたばかりでなく、明治憲法体制における立憲君主制をも受け継いだものであるとの意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員、参考人の間で毎回活発な意見の交換が行われましたが、5回の会議を通じての小委員長としての感想を申し上げます。

日本国憲法制定当時に比べますと、国民の政治参加意識、納税者としての権利意識は高まり、さらにはマスメディアの発達により、瞬時に多くの国民が国政に係る情報を共有し、世論が大きな流れをつくる時代となりました。経済情勢や外交問題等、国内外の新たな課題に迅速な対応が必要とされる現代社会において、改めて政治主導という観点から、議院内閣制のあり方や両院制のあり方、国民の参政権を担保する選挙制度と政党のあり方を考えてみる必要性を強く感じました。

さらに、違憲審査制度のあり方についても、民主主義と立憲主義の緊張関係等に留意しつつ、引き続き議論を深めていく必要があると感じました。

また、本小委員会では、明治憲法体制下での統治構造についても調査し、立憲君主制などにも触れたところでありますが、今後の調査においては、憲法の背景にある歴史や伝統をも踏まえつつ、天皇制のあり方等を含め、21世紀における政治の基本機構がいかにあるべきかについて議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会（中川昭一小委員長）

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

小委員会は、これまで5回の会議を開き、それぞれの会について参考人をお呼びしてまいりました。

まず、2月28日の第1回の会議では、名古屋大学の松井芳郎君から、PKO、PKFを中心とした国際協力のあり方について御意見を聞きました。

松井君からは、

我が国は、憲法の理念に基づいた国際協力を積極的に行うべきであり、また、紛争の未然防止、紛争の平和的解決、紛争後の社会経済発展の支援こそ積極的な協力が可能かつ必要な分野である等の意見が述べられました。

また、3月28日の第2回の会議では、ジェトロ、日本貿易振興会畠山襄君から、FTA、フリー・トレード・アグリーメントを中心とした国際社会における日本のあり方について意見を伺いました。

畠山君からは、

我が国は、FTAによりWTOを補完する重層体制への移行が必要である、また、主体的なFTA交渉を通じて国際的なリーダーシップをとるべきである等の意見を述べられました。

また、5月9日の第3回の会議では、三井物産戦略研究所所長寺島実郎君から、国際社会における日本のあり方全般について意見を伺いました。

寺島君からは、

我が国は、日米安保のあり方を見直すとともに、専守防衛を維持しつつ、東アジア地域において予防外交の理念に基づく多国間フォーラムの形成を図るべきである等の意見が述べられました。

また、6月6日の第4回の会議では、杏林大学の田久保忠衛君から、日本の安全保障のあり方について意見を伺いました。

田久保君からは、

我が国の安全保障のあり方について、国際環境の変化に対応してきたドイツを見習い、普通の民主主義国家へ脱皮すべき、また、日米の安全保障関係において、我が国は徐々に片務性から双務性の方向に進むべきである等の意見が述べられました。

さらに、7月11日の第5回の会議では、東京大学の中村民雄君から、EU憲法の動きと各国憲法について御意見を聴取いたしました。

中村君からは、

EU統合過程における経験を踏まえた上での日本に示唆的な事項として、国境を越えた各国協力が不可欠となっている現状においては、EUのメカニズムが参考になり、また、各国協力を重ねて公序を築いてきたEUの形成過程は、国際協調主義のあり方の参考となる等の意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑及び委員間の自由討議が行われ、委員、参考人の中で毎回活発な意見の交換が行われました。

そこにおいて表明された発言を小委員長として総括すれば、我が国の安全保障、国際協力等のあり方については、平和主義を掲げる日本国憲法や国際間の協力による平和の維持を目的とする国連憲章の精神の実現に向けて努力すべきであるとの指摘がなされる一方で、冷戦の終結、グローバル化の進展等急激に変化する国際情勢に日本が主体性を持って対処していくためには、従来の枠組みだけにとらわれることなく、より広範かつ多角的な観点

から、憲法改正をも見据えた検討が不可欠であるとする指摘も多く見られたところがございます。

今後も、これらの指摘を踏まえ、国際社会における日本のあり方について、引き続き積極的に議論を深めてまいりたいと思います。

なお、詳細にわたりましては、論点メモ 97 ページ以降をぜひごらんいただきたいと思えます。

以上でございます。

地方自治に関する調査小委員会（保岡興治小委員長）

地方自治に関する調査小委員会における調査の経過及びその概要について御報告申し上げます。

本小委員会は、これまでに計 5 回の会議を開き、それぞれの回につき参考人をお呼びしてまいりました。

まず、2月28日の第1回の会議では、筑波大学教授岩崎美紀子君から、地方分権改革と道州制、連邦制について、また、3月28日の第2回の会議では、東京大学大学院法学政治学研究科教授森田朗君から、市町村合併を初めとする分権改革の課題について、また、5月9日の第3回の会議では、東京大学教授神野直彦君から、地方自治と地方財政について、また、6月6日の第4回の会議では、鳥取県知事片山善博君から、地方分権を実現するための諸課題について、さらに、7月11日の第5回の会議では、三重県知事北川正恭君から、三重県における生活者起点の観点からの取り組みについて、それぞれ意見を聴取しました。

各回の会議における参考人の意見陳述の詳細については小委員会議録を参照いただくこととし、その概要を簡潔に申し上げますと、

岩崎君からは、

機関委任事務制度廃止等を柱にした前回の地方分権改革後の課題として、税財政面での権限移譲、自治体の広域化、市民社会の自治への参加等があるとの指摘がなされた上で、諸外国の基礎自治体のあり方を類型化しつつ、我が国では、社会サービスを提供する能力が持てるように、基礎自治体を再編して規模を拡大した北欧型の制度を目指すべきであるとの意見が述べられ、

また、道州制、連邦制を採用する場合の課題に言及した上で、我が国では、憲法の改正が必要な連邦制を導入せずとも、執行における地方の裁量を認め、かつ、中央の決定に対し地方が影響を及ぼす制度を整えることで分権を図ることが可能であるとの意見が述べられました。

森田君からは、

地方分権推進委員会による改革では、地方分権一括法により機関委任事務の廃止等一定の成果があった、しかし、財政面の改革には不十分な点もあり、地方財政が危機に瀕していることから、今後は、地方への税財源の移譲等を進めていくべきであるとの意見が述べ

られました。

また、現在の行政サービス水準の維持や住民の生活圏の変化、人口減少、高齢化社会への対応などの要請から市町村合併を推進する必要がある、その際、一律的な合併推進や数値目標的な市町村数のひとり歩き等は避けるべきであり、個々の自治体の事情に応じたきめ細かい対応が必要であるとの意見が述べられました。

そして、国主導の現在の合併推進策は地方自治の理念に反する、合併は地方のコミュニティーを破壊する等の批判に対しては、今次の合併推進は、個々の市町村の観点からだけでなく、地域や国全体の観点から推進されなければならないので、地方自治の理念を尊重しつつ、国や県もその調整を行う必要があるという反論が述べられました。

さらに、合併が進んでいった後の市町村と都道府県のあり方にも慎重な検討が必要であるとの意見が述べられました。

神野君からは、

大正デモクラシー運動やシャウプ勧告といった過去からの教訓、及びヨーロッパ地方自治憲章の制定等のように、グローバル化が進む一方でローカル化が進行している近年の諸外国の動きにかんがみると、地方分権を進めるためには、地方への税財源の移譲、地方府間の財政格差を是正するための制度が不可欠であるとの意見が述べられました。

そして、今後の我が国の課題としては、さきの分権改革による機関委任事務の廃止によって地方に多くの行政任務と決定権が与えられたものの、課税権についてはいまだ十分に与えられていないという事態を解消するため、個人所得税と消費税を地方に移譲することにより、地方に課税権や決定権がない集権的分散システムから、地方が課税権や決定権を有する分権的分散システムに移行させることが重要であるとの意見が述べられました。

片山君からは、

知事としての経験を踏まえ、地方分権を実現するための主な課題として、

自治体が多様性、地域性を持つ組織等を設けられるように、地方自治法の画一的な規定を改正すべきである、

独立行政委員会は専門性、当事者能力を欠き十分に機能していないので、民主主義的な要素を注入すべく、委員を公選にする等の方法を考えるべきである、

多様で自主的な地方議会のあり方を認めるとともに、サラリーマン等の生活に密着した者がその身分のまま議員になれるようにすべきである、

地方財政は、公共事業等のハード面の政策を重視するか、人材の充実等のソフト面の政策を重視するかという自治体の政策選択に対して中立であるべきである、

都道府県税を安定的なものにするため、法人事業税に外形標準課税を導入するか、あるいは、法人事業税を国に、個人所得税を地方に移譲する等の対策を立てるべきであるとの指摘がなされました。

北川君からは、

これからの行政は、税金を納める側の立場に立って、その満足を第 1 に考える生活者起

点の理念が重要であるという認識を前提に、三重県ではその実践として、請求を受けてから意思決定がなされた結果のみを情報公開するのではなく、政策形成過程をもみずから積極的に情報提供しており、民間企業の経営手法に倣ったニューパブリックマネジメントを導入し、業績評価型行政の実施、予算主義から決算主義への転換等を行っていること等について、知事の経験を踏まえて説明がなされました。

さらに、今後我が国は、集権官治、官僚が治めるという意味だと思いますが、集権官治から分権自治へ転換して、各地方の特色を生かしたモザイク国家を目指し、地方の発展を図るべきであるとの意見が述べられました。

これらの参考人の御意見を踏まえて、質疑、委員間の自由討議が行われ、委員、参考人の間で毎回活発な意見の交換が行われましたが、そこにおいて表明された意見を小委員長として総括するとすれば、日本国憲法において制度的に保障されている地方自治を今後さらに充実させるためには、現在進められている地方分権改革を一層推進する必要があり、これに対しては、国から地方への権限移譲のみならず税財源の移譲が不可欠であるということは、委員及び参考人に共通した認識でありました。

また、市町村合併のあり方や今後の都道府県のあり方、さらに道州制の導入を検討する必要性など、統治構造全般にわたり多くの意見が述べられました。

今後は、これらの指摘を踏まえ、21世紀における我が国の国家像をにらみつつ、地方自治制度を一層充実させる観点から、さらに議論を深めていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

5 . 地方公聴会データ及び派遣報告

(1) 地方公聴会データ

		1	2	3	4	5
開催地		宮城県仙台市	兵庫県神戸市	愛知県名古屋市	沖縄県名護市	北海道札幌市
会場		ホテル 仙台プラザ	ホテル オークラ神戸	ウェスティン ナゴヤキャッスル	万国津梁館	ニューオータニ 札幌
開催日		H13. 4.16	H13. 6. 4	H13.11.26	H14. 4.22	H14. 6.24
委員派遣承認申請日		H13. 2.22	H13. 4.26	H13.10.25	H14. 3.19	H14. 5.16
記者発表		H13. 2.23	H13. 4.27	H13.10.26	H14. 3.19	H14. 5.17
官報掲載日		H13. 2.23	H13. 5. 1	H13.10.29	H14. 3.22	H14. 5.20
一般公募	意見陳述	H13. 3.22	H13. 5.21	H13.11.12	H14. 4. 8	H14. 6.10
	傍聴	H13. 3.22	H13. 5.21	H13.11.12	H14. 4. 8	H14. 6.10
意見陳述者選定日		H13. 3.30	H13. 5.24	H13.11.15	H14. 4.11	H14. 6.13
派遣委員	総数	10	11	10	10	10
	内訳	自民 2, 民主 2, 公明 1, 自由 1, 共産 1, 社民 1, 保守 1, 21㍻ 1	自民 3, 民主 2, 公明 1, 自由 1, 共産 1, 社民 1, 保守 1, 21㍻ 1	自民 3, 民主 2, 公明 1, 自由 1, 共産 1, 社民 1, 21㍻ 1	自民 3, 民主 2, 公明 1, 自由 1, 共産 1, 社民 1, 保守 1	自民 3, 民主 2, 公明 1, 自由 1, 共産 1, 社民 1, 保守 1
意見陳述者	総数	10	10	6	6	6
	会派推薦	7	8			
	一般公募 (/応募数)	3/18	2/61	6/57	6/25	6/62
傍聴者数		152	276	173	192	231
報告聴取日		H13. 4.26	H13. 6.14	H13.11.29	H14. 4.25	H14. 7.25

(2) 派遣報告

仙台地方公聴会(第151回国会平成13年4月26日報告・鹿野道彦会長代理)

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、幹事仙谷由人君、幹事斉藤鉄夫君、委員藤島正之君、委員春名・章君、委員金子哲夫君、委員小池百合子君、委員近藤基彦君、それに私、鹿野道彦を加えた10名であります。

なお、現地において、菅原喜重郎議員及び菅野哲雄議員が参加されました。

4月16日、仙台市のホテル仙台プラザ会議室において会議を開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、仙台経済同友会代表幹事手島典男君、宮城県鹿島台町長鹿野文永君、東北大学名誉教授志村憲助君、東北大学文学部教授田中英道君、専修大学法学部教授・東北大学名誉教授小田中聰樹君、「憲法」を愛する女性ネット代表久保田真・君、東北福祉大学助教授米谷光正君、弘前学院聖愛高等学校教諭濱田武人君、専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表遠藤政

則君及びみやぎ生協平和活動委員会委員長齋藤孝子君の10名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

手島君からは、憲法制定後の内外の状況は大きく変化しており、憲法はこれに対応していくべきであるとの意見、

鹿野君からは、地方分権に根差した町づくりを進めることが憲法を守り育てていくことにほかならないとの意見、

志村君からは、環境問題については、人間中心の考え方ではなく、他の生物との共生に意を用いるべきであるとの意見、

田中君からは、我が国の伝統に根差した見解に立って積極的に世界の平和に尽力できるような憲法をつくるべきとの意見、

小田中君からは、現行憲法はその思想的・理念的構造において体系的・一貫性を有し、現代的機能を果たしているとの意見、

久保田君からは、女性の権利を認め、国際的に高く評価されている9条を有する現行憲法の理念を守るべきとの意見、

米谷君からは、社会を超越した憲法をつくってはならず、意見の言いやすい身近な憲法に変えていくべきとの意見、

濱田君からは、真剣に生徒に向き合う教師にとって9条は夢とロマンを与えてくれるとの意見、

遠藤君からは、国民を本当の主権者とするために、速やかに憲法改正手続を整備すべきとの意見、

及び

齋藤君からは、今やるべきことは憲法を変えることではなく、憲法を誠実に守ることであるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、憲法の定める公務員の憲法尊重擁護義務と改正条項の関係、9条、環境権、情報公開、首相公選制、憲法裁判所制度等に関する陳述者の見解などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、

憲法調査会の議事をもっと国民に対して公開すべきとの意見、

及び

国の基本的な問題について国民と直接に議論するこのような機会をもっと設けるべきとの意見

が述べられました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願

たいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

神戸地方公聴会（第 151 回国会平成 13 年 6 月 14 日報告・鹿野道彦会長代理）

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事中川昭一君、幹事葉梨信行君、幹事中川正春君、幹事齊藤鉄夫君、委員塩田晋君、委員春名章君、委員金子哲夫君、委員小池百合子君、委員近藤基彦君、それに私、鹿野道彦を加えた 11 名であります。

なお、現地において、奥谷通議員、砂田圭佑議員、石井一議員、赤松正雄議員、藤木洋子議員及び北川れん子議員が参加されました。

6 月 4 日、神戸市のホテルオークラ神戸会議室において会議を開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、兵庫県知事貝原俊民君、川西市長柴生進君、神戸市長笹山幸俊君、学校法人大前学園理事長大前繁雄君、神戸大学副学長・大学院法学研究科教授浦部法穂君、弁護士中北龍太郎君、兵庫県医師会会長橋本章男君、兵庫県北淡町長小久保正雄君、会社経営塚本英樹君及び大阪工業大学助教授中田作成君の 10 名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

貝原君からは、21 世紀において、我が国は、医療、福祉、防災等に関する平和の技術を提供して国際貢献を図り、また、地方分権を進めていくべきであるとの意見、

柴生君からは、地方行政においては憲法の具体的な実践が重要であり、子供の人権保護及び国際社会に連帯した平和と人権への取り組みがなされるべきであるとの意見、

笹山君からは、阪神・淡路大震災の教訓として、災害時における市町村長への十分な権限の付与、及び憲法の生存権を踏まえた被災者支援が重要であるとの意見、

大前君からは、世界から評価されている日本人のよさを見直し、立憲君主国家であることの明示、義務規定の創設等の点につき、憲法の見直しを行うべきであるとの意見、

浦部君からは、人間の安全保障の観点に立ち、軍備に巨額を投じるのはやめ、大規模災害、食糧・エネルギー問題等への取り組みで世界をリードすべきであるとの意見、

中北君からは、20 世紀の戦争の過ちを克服し、非核神戸方式の法制化、日米安保条約の友好条約への転換等、平和憲法を守り生かす政策を実施すべきであるとの意見、

橋本君からは、憲法に、大規模災害に対する国の責務に関する規定を設けるとともに、生存権の保障を充実させ、国民の健康権の保障を憲法に明示すべきであるとの意見、

小久保君からは、憲法は時代に応じて変えていくべきものであり、天皇が元首であること、自衛のための交戦権、自衛目的の軍事力の保持等を明記すべきであるとの意見、

塚本君からは、社会情勢の変化を踏まえ、すぐに変更すべき項目、追加すべき項目、今後も議論していく項目に分け、憲法改正に着手すべきであるとの意見、及び

中田君からは、憲法は住民運動の基礎でもあり、憲法改正が軽率に議論されてはならず、また、政府は憲法を軽視せず、現実を憲法の理念に近づけるべきであるとの意見がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、首相公選制、地方自治のあり方、災害に関する規定を憲法上明記する必要性、災害時の国と自治体の権限分担、天皇を元首とする規定を設けることの可否、憲法の観点から見た被災者に対する公的支援の問題、日米安保体制の強化の憲法適合性等に関する陳述者の見解などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、自然災害時の法制度の不備と憲法との関係、歴史や伝統を踏まえた憲法の制定、地方公聴会の運営方法等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

名古屋地方公聴会（第153回国会平成13年11月29日報告・鹿野道彦会長代理）

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、委員鳩山・夫君、委員島聡君、幹事斉藤鉄夫君、委員都築讓君、委員春名・章君、委員金子哲夫君、委員宇田川芳雄君、それに私、鹿野道彦を加えた10名であります。

なお、現地において、小林憲司議員、牧義夫議員、瀬古由起子議員及び大島令子議員が参加されました。

11月26日、名古屋市のウェスティンナゴヤキャッスル会議室において会議を開催し、まず、中山会長から今回の地方公聴会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、名古屋大学名誉教授田口富久治君、主婦西英子君、岐阜県立高等学校教諭野原清嗣君、名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程川畑博昭君、弁護士古井戸康雄君及び大学

生加藤征憲君の6名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げます。

田口富久治君からは、憲法は軍事的な国際貢献は想定しておらず、我が国は、今後も、国連難民高等弁務官事務所やユニセフ等を通じた非軍事的な国際貢献をなすべきであるとの意見、

西英子君からは、日本は、平和的生存権の保障など憲法前文の理念に従って国際社会における役割を果たすべきであり、途上国への経済援助に際しては、貧困層の人々まで手の届くものとし、伝統的な生活様式や自然環境を破壊しない配慮が必要であるとの意見、

野原清嗣君からは、大人が子供に対し、ルールやマナーを教えていないことを示すデータにかんがみて、自国の安全を他人任せにする憲法前文と9条に問題があり、普通の国が持つ自衛権を憲法上明記し、前文も日本人の顔が見える格調あるものとするべきとの意見、

川畑博昭君からは、ペルーの日本国大使館に勤務した際に爆破テロに遭遇した経験を踏まえて、テロに対しては、暴力によってではなく、対話により解決を図るべきであるとの意見、

古井戸康雄君からは、日本は国際社会における評価ではなく、国益の観点でその役割を考えるべきであり、資金援助中心の国際貢献だけでなく、人による国際貢献にも重点を置き、そのために人材育成を行う必要があるとの意見、

及び

加藤征憲君からは、日本は国連の安全保障理事会常任理事国入りを果たし、核廃絶にリーダーシップを発揮すべきであり、そのためには、強いリーダーシップを持った首相を選ぶことが期待できる首相公選制を導入すべきであるとの意見
がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、我が国のテロへの具体的対処法、環境に関する権利及び義務を憲法に明記することの是非、国連の警察軍的活動に自衛隊を参加させることの是非、テロ問題解決のための国連の役割、テロ特措法と憲法の関係、教育の現場における憲法についての教育の実情などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、

平和憲法の理念を具体的に生かすべきであり、また女性の意見陳述者をふやすべきであるとの意見、

憲法の重要性について子供たちに伝えるべきであるとの意見、

憲法制定の経緯にかんがみて、日本人自身が議論をして憲法をつくり直すべきであるとの意見、

日本が9条がありながら軍事力を拡大するなど、信用を失墜させており、平和憲法の理念を生かすべきであるとの意見、

及び

日本国憲法は世界の英知を集め、国会の審議を経てつくられたものであり、平和憲法の立場を世界に示すべきであるとの意見が述べられました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

沖縄地方公聴会（第 154 回国会平成 14 年 4 月 25 日報告・中野寛成会長代理）

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、委員久間章生君、幹事島聡君、幹事赤松正雄君、委員藤島正之君、委員春名・章君、委員金子哲夫君、委員井上喜一君、それに私、中野寛成を加えた 10 名であります。

なお、現地において、赤嶺政賢議員及び東門美津子議員が参加されました。

地方公聴会は、4 月 22 日午後、沖縄県名護市の万国津梁館において、21 世紀の日本と憲法をテーマとして開催いたしました。それに先立ちまして、21 日午後、沖縄県庁において、稲嶺恵一沖縄県知事及び県職員から、沖縄振興計画の素案、沖縄の米軍基地問題、沖縄の観光産業の現状等について説明を聴取するとともに、翌 22 日午前には、平和祈念公園に赴き、国立沖縄戦没者墓苑、平和の礎を視察いたしました。

地方公聴会においては、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの活動の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、平和憲法・地方自治問題研究所主宰山内徳信君、弁護士新垣勉君、ビジネススクール校長恵隆之介君、沖縄国際大学法学部教授垣花豊順君、大学生稲福絵梨香さん及び沖縄県議会議員安次富修君の 6 名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

山内君からは、憲法 9 条は国民の命そのものであるから、政治家は憲法を尊重擁護し、また、我が国は平和国家のモデルとして、9 条の精神を世界に広めるべきであるとの意見、

新垣君からは、さきの沖縄戦の教訓は、軍事力で国民の生命は守れないということであり、個人の尊厳の観点からも、非武装平和主義を体現する憲法 9 条を守るべきであるとの意見、

恵君からは、交戦権は国の当然の権利であり、また、武力の裏づけなくしては国家の独立と平和は維持できないので、憲法 9 条を改正すべきであるとの意見、

垣花君からは、憲法、教育基本法の基本理念である個人の尊厳が普及徹底するよう、国

会議員、教員等は、憲法の個人の尊厳を尊重擁護すべきであるとの意見、

稲福さんからは、学ぶことは義務ではなく権利であるので、奉仕活動の義務化は行うべきではなく、ボランティア活動では、地域に支えられて地域とともに生きる関係が重要であるとの意見、

及び

安次富君からは、戦争放棄の理想は保持しつつ、必要最小限の自衛力の行使及びその際の国民による直接的コントロールを憲法に明記し、また、立法権と行政権の完全な分立、地方自治の充実を憲法に明記すべきであるとの意見

がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、我が国の安全保障体制、自衛隊、日米安全保障条約の合憲性、9条以外の条項に関する改正の是非、災害時の自衛隊の役割、国家による国民の安全保護のあり方、非軍事面での国際貢献、日米地位協定の見直し、有事法制の問題点、教育問題などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、平和憲法の重要性、国家主権の確立の必要性、沖縄で憲法が十分に守られてこなかったこと、有事法制の問題点等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、比較的円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

札幌地方公聴会（第154回国会平成14年7月25日報告・中野寛成会長代理）

団長にかわりまして、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、幹事中川昭一君、幹事中川正春君、幹事赤松正雄君、委員武山百合子君、委員春名・章君、委員金子哲夫君、委員井上喜一君、それに私、中野寛成を加えた10名であります。

なお、現地において、山内恵子議員が参加されました。

地方公聴会は、6月24日午後、札幌市のホテルニューオータニ札幌の会議室において、21世紀の日本と憲法をテーマとして開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開催の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めてあいさつを行った後、大東亜商事株式会社代表取締役稲津定俊君、農業石塚修君、北海道弁護士会連合会理事長田中宏君、大学生佐藤聖美さん、小樽商科大学教授結城洋一郎君及び弁護士馬杉榮一君の6名から意見を聴取いたしました。

た。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、

稲津君からは、日本の伝統、文化を踏まえた普遍的価値を基本理念とする新憲法を制定し、21世紀初頭の世界秩序の維持に積極的に貢献するべきであるとの意見、

石塚君からは、日本は、憲法前文及び9条の徹底した平和主義の理念を貫いて、政治的にも経済的にも自立した国になるべきであるとの意見、

田中君からは、憲法9条の改正や有事法制を検討するよりも、アイヌ民族に対し、反省とより温かい目をもって民族政策を展開するべきであるとの意見、

佐藤さんからは、憲法14条に保障された男女の平等を実現させるためには、女性に正当な権利が保障されるように、今後一層の法整備や意識改革が必要であるとの意見、

結城君からは、憲法9条は、我が国が世界に誇りを持って提示し得る手本というべきものであり、これは堅持すべきであるが、国民投票制度の導入、憲法裁判所の設置、大統領制の導入など、現行憲法には改善すべき余地もあるとの意見、及び

馬杉君からは、21世紀にこそ日本国憲法の平和主義の理念が発揮されるべきものであり、また、憲法を守り、人権を守るためには司法制度改革が不可欠であるとの意見がそれぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、北海道における国際化の問題、憲法9条と自衛隊、日本における国際貢献のあり方、日本の非核政策、司法制度改革、女性の社会進出、教育改革、農業政策などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から、憲法9条の意義、有事法制の問題点、地方公聴会の開催が憲法改正につながる危惧等についての発言がありました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

6 . 海外調査議員団派遣報告

衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣報告（第 150 回国会平成 12 年 9 月 28 日・中山太郎団長（会長））

この際、欧州各国憲法調査議員団を代表いたしまして、御報告を申し上げます。

先般、私どもは、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州 5 カ国の憲法事情について調査をいたしてまいりました。

この調査の正式な報告書は、議長に対して提出することになっておりまして、現在鋭意作成中ではありますが、私ども調査議員団は本調査会のメンバーをもって構成されたものでありますので、この際、御参考までに、調査の概要につきまして、私から簡単に御報告いたします。

調査議員団は、私を団長に、会長代理の鹿野道彦君を副団長といたしまして、葉梨信行君、石川要三君、中川昭一君、仙谷由人君、赤松正雄君、春名真章君、辻元清美君の 9 名をもって構成されました。なお、この議員団には、事務局及び国立国会図書館職員のほか、4 名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、去る 9 月 11 日午前、最初の訪問地であるドイツのカールスルーエに向かい、ドイツ連邦憲法裁判所において、リンバッハ長官及びシュタイナー裁判官から、事前に送付しておいた当調査議員団の関心事項を中心に、ドイツにおける憲法裁判制度について概括的説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

ドイツでは、戦後、基本法が 46 回改正されているわけですが、議論は、この 46 回の改正のうちの主要な改正の概要と背景のほか、政治的判断を行う憲法裁判所裁判官の中立性確保の問題、連邦軍の NATO 域外への派兵の合憲性に関する判決の問題、兵役義務と良心的兵役拒否の制度の実態など、極めて多岐にわたりました。

その中でも特に印象に残ったのは、リンバッハ長官が、民主主義は多数決だけに限らない、私どもの方が立法者よりも我が国のよい将来について考えることができる場合もあると断言した点でありました。

カールスルーエからフランクフルトへの帰路には、良心的兵役拒否者が働くラーゲンの養護施設に立ち寄り、ライマー所長及び 3 人の青年の話を聞きました。ここでは、ドイツでは、良心的兵役拒否者が年間約 43 万人の対象者全体の 35% に上っており、さらに今後 10 年のうちに 40% を超えるものと予測されていること、良心的兵役拒否者による社会福祉サービスは社会福祉の分野での貴重な労働力となっており、大きな政治課題となっていることなどの点に大変興味を引かれました。

翌 12 日は、ベルリンに向かい、到着後すぐ大使公邸において、フィンランド大使館から招致した書記官より、フィンランド憲法に関する説明を聴取いたしました。フィンランドでは、今年の 3 月から全面改正された憲法が施行されており、その全面改正の背景と経緯

について調査をいたしました。

今回の全面改正は、90年代に入ってから毎年のように行われてきた憲法改正を体系化するために行われたものであること、内容的には国会の権限強化と大統領権限の制限に主眼が置かれたことのほか、情報アクセス権の規定や非常事態に関する規定などについての説明も聴取いたしました。

なお、ドイツとの対比で、兵役義務とその良心的自由による兵役拒否の制度について尋ねましたところ、18歳からの徴兵制度を設けており、良心上の理由による兵役拒否者は全体の約8%程度であるとのことでありました。

同日の午後はドイツ連邦議会を訪れ、与党 SPD、社会民主党法務部会長のハルテンバッハ議員から、ドイツ基本法の改正状況及び運用実態について説明を聴取しました。

ここでも、46回に及ぶ基本法改正の背景と概要、連邦軍の NATO 域外への派兵問題のほか、政教分離、国家の安全保障、庇護権（他国の迫害を受けて自国の管轄権内に避難してきた政治的亡命者等について、他国によるその引き渡しの請求を拒否する等その者を保護する権利）、外国人の地方参政権といった諸問題について、我が国での問題関心と対比させながら、積極的な質疑応答が行われました。

会談終了後の同日夜、直ちにスイスのベルンに向かい、翌13日午前中は連邦議会のギジン議員ら4人の憲法改正委員会委員及び事務局幹部から、また、同日午後は憲法改正草案を作成した連邦司法警察省のルチウス・マーダー憲法・行政部長から、今年1月から全面改正されたスイス憲法の特徴と概要について説明を聴取いたしました。

スイス憲法に着目したのは、1874年の旧憲法制定後の140回もの改正、平均して毎年1回以上の改正が行われてきたわけではありますが、昨年、それらを整序した全面改正が成立し、今年1月から発効しているといった事情にかんがみたまのであります。

スイスでは、1、直接民主制の発現形態である国民投票制度の意義と問題点や、2、42歳まで義務づけられている国民皆兵制の運用実態のほか、3、科学技術の進展の中で人間の尊厳をいかにして確保していくかといった21世紀的観点から、生命倫理に関する詳細な規定が設けられている点が特に議論になりました。

翌14日は、イタリア・ローマの大使公邸において、イタリア在住の塩野七生さんから、1、古代のローマ人は法をどのように考えていたか、2、塩野さんは日本国憲法をどのように考えているかといった点に関するお話を聞いた後、懇談をいたしました。

塩野さんは、1、神によって与えられた神聖不可侵な法律に人間を合わせるといったユダヤ法との対比において、ローマ人の法観念は、人間に法律を合わせる、いわば普通の法であったことを述べられた後、2、私見として、日本国憲法については、押しつけだからとか普通の国にするためといった理由からではなく、普通の憲法にするために改正するべきだ、そのためには96条の厳格な改正手続を緩和するといった1点だけに絞った改正を行うのが現実的であるといった点を強調されました。

これに対し、我が議員団からは、1、ローマ帝国における統治の実態や、2、96条に絞っ

た改正提言の是非などについて質問が相次ぎ、議論は和やかなうちにも白熱したものとなりました。

翌 15 日は、イタリアの憲法裁判所及び下院憲法問題委員会を訪れました。イタリアでは、1948 年施行の現行憲法がこれまで 10 回改正されております。

まず訪問した憲法裁判所では、ミラベッリ長官ほか 4 名の裁判官からイタリアにおける憲法裁判の制度及びその実態について説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。ここでは、1、憲法裁判所への提訴権者や違憲判断の基準、2、憲法裁判所裁判官の政治的中立性の確保の問題、3、祖国防衛義務に関する国民の意識などについて、予定の時間を超過して議論がなされました。

特に、祖国防衛義務に関する国民意識について、軍事的に祖国を守る義務という意識から、社会福祉サービスなど民間代替措置を認めた憲法裁判所の判決などを契機として、社会公共に対する連帯義務としてとらえられるように変化してきており、現在では、軍隊についても、平和を維持するための道具、人権を守るための道具として位置づけられるようになってきていると述べられたことなどは、注目すべき点だと感じました。

引き続き、下院憲法問題委員会にイェルボリーノ委員長らを訪ねました。

ここでは、戦後憲法のもとでの安全保障問題のほか、イタリア憲法が保障する地方自治の制度と地方自治体に対する中央政府の監督権の制度との関係、さらにはヨーロッパ統合、特に通貨統合などに象徴される国家主権の一部委譲の問題といった個別的、専門的な質問や、現在提起されている憲法改正の動向などといったすぐれて現実政治に密着した質問が提起され、イェルボリーノ委員長から実に熱のこもった説明を受けました。

訪問最終日の 18 日の月曜日には、フランスの国民議会及び憲法院を訪ねました。

フランスでは、1958 年制定の現行憲法がこれまで 13 回改正されております。

まず、午前中に訪れた国民議会では、ラゼルジュ副議長、パント議員らと会談し、1、24 日に行われる最もホットな大統領任期縮減に係る憲法改正国民投票の問題その他フランスにおける憲法改正の経緯のほか、2、人権宣言の母国フランスにふさわしく、人権と社会公共の義務の調和の問題、3、そのような観点から憲法教育はどうあるべきかといった問題などについて議論が繰り広げられました。また、統治機構の分野でも、4、国会の立法権が憲法上限定されている点や、5、大統領と首相とに行政権が二元的に帰属している点、いわゆる保革共存政権などが取り上げられました。

その後、予定の時間をかなり超過しながら、引き続き、生命倫理の問題、35 時間労働法制の実態、少子高齢化に係る諸問題などについても、日本、フランス両国の制度を比較しながら熱心な議論が行われました。

この懇談の中で特に印象に残ったのは、日本で 10 代の青少年の殺人事件が増加していることとの関連で、青少年教育と将来の国家像に関する質問をした際に、ラゼルジュ副議長が、若者に法律を守るように求めても、そこに明るい将来があるという保障がなければ法律を守ろうとする気にはならないだろう、私たち政治家は、法の遵守の大切さを学ばせる

と同時に、困難な状況にある若者たちに明るい将来を提示する、そのための社会的、経済的な政策を講ずる、そういう責務があると述べた点でありました。

同日の午後は、最後の訪問先であるフランス憲法院を訪ね、フランスにおける憲法問題の最高権威であるギユエナ総裁、ヴェイユ委員、コリアール委員と懇談をいたしました。フランス憲法院の合憲性審査が法律施行前の事前的審査に限られていることや一般国民からの提訴権がないことは、コンセイユ・デタや破棄院など他の裁判所との間で権限分配がなされていること、また、フランスの現行憲法が1789年人権宣言を援用していることなどは、フランスの歴史を背景にしたものであること、最近では憲法院が人権保障機能を発揮するように変貌していることなどについて説明、質疑がなされました。

以上のような極めて多忙な日程を消化し、私ども議員団は、去る9月19日、帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここで結論めいたことを申し上げることは到底不可能なことではあります。しかし、一言だけ所感を申し上げるとすれば、ドイツの憲法である基本法は46回、スイスの旧憲法は140回、イタリアの現行憲法は10回、フランスの現行憲法は13回、それぞれ改正を経ており、訪問したすべての国において、憲法が不磨の大典ではなくして、現実の社会の中で生きているということ、しかも、政治の具体的な課題が、まさに憲法の条文をめぐって公明正大に議論されているということについては、立場の違いを超えて、共通の認識に達したと思います。

この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、委員各位のお手元に配付いたす所存でございますので、本調査会の今後の議論の参考に供していただければと存じております。

最後に、今回の調査に当たり種々御協力いただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣報告（第153回国会平成13年10月11日・中山太郎団長（会長））

本日は、先般、ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団を派遣いたしました。議員団の調査の内容について、団長を務めました私から御報告を申し上げたいと思います。

去る8月28日から9月7日まで、私どもは、これまで共産圏の国と位置づけられていたロシア及びハンガリーその他の東欧諸国を含めた5カ国、オランダ及びスペインを初めとする王室制度を有する5カ国、並びにイスラエルの合計11カ国の憲法事情について調査をいたしてまいりました。

この調査の正式な報告書は議長に対して提出することになっておりまして、現在鋭意作

成中ではありますが、私ども調査議員団は本調査会のメンバーをもって構成されたものでありますので、この際、その調査の概要につきまして口頭で御報告をし、これからの調査の参考に供したいと存じます。

この憲法調査議員団は、私を団長に、会長代理の鹿野道彦君を副団長といたしまして、葉梨信行君、保岡興治君、仙谷由人君、斉藤鉄夫君、山口富男君、金子哲夫君及び近藤基彦君の 9 名をもって構成されました。なお、この議員団には、事務局及び国立国会図書館の職員のほか、2 名の記者団が同行いたしました。

私ども一行は、8 月 29 日午前、最初の訪問地であるロシアのモスクワにおいて、日本の衆議院に当たる国家院で 3 つの会談を行いました。まず、ザドルノフ議員ら 4 人の国家院議員と、次にルキン国家院副議長と、そして憲法に関する諸問題を扱う国家建設委員会のルキャノフ委員長との会談であります。いずれの会談でも、1936 年のいわゆるスターリン憲法の制定、その後約 40 回に及ぶ憲法改正、1977 年の憲法制定等々といったソ連邦の憲法史の中でも、1991 年のソ連邦崩壊後に全面的に改正された 1993 年のロシア憲法は特筆すべきものであり、新しいロシアをつくっていくものであるとの認識のもとに、さまざまな意見が述べられました。

まず、ザドルノフ議員らとの会談においては、この新しいロシア憲法の国民への浸透の実態のほか、家族の憲法上の位置づけに象徴される個人と社会との関係などが、また、ルキン副議長との会談では、新憲法の規定する強力な大統領中心主義のもとでの政府と議会との関係、特に大統領の大臣任命権に対する議会のコントロールのあり方の問題などが、さらに、ルキャノフ委員長との会談では、核家族化する中での家族・個人と社会・共同体との関係や、変転する社会の中にあっても維持すべき伝統の重要性のほか、スーパーパワーを有し、立法、行政、司法を超えた第 4 権力とも称されるロシア大統領の強大な権限に対して、議会がいかにチェック機能を果たすべきかといった問題などがテーマとして取り上げられました。

個人的に特に印象に残ったのは、ルキャノフ委員長の次のような発言でございました。

憲法は、かたい文章、決まった形の文章でできているけれども、我々を取り巻く社会情勢は、グローバリゼーションやインターネットの進展等に象徴されるように急速に変化している。この変化に対応するためには、我がロシアや多くの東欧諸国のように、全く新しい憲法をつくるという方法もあるし、また、漸進的に新しい憲法をつくり上げていくという方法もある。いずれにしても、世界の変化に合わせて新しい憲法をつくっていく必要がある、と述べられました。

また、ロシア、日本ともに、元来伝統を重視する国柄である。特に日本は、象徴である天皇陛下が存在される一方、国民から選ばれた国会も活発な活動をしている非常にユニークな国である。その日本に憲法調査会が設置され、順調に、ゆっくりと調査をしながら、新しい憲法に関する検討を進めていることは全く正しいことだと思う、と述べられたことでありました。

午後に入ってから、法務省のエドキーモフ第1法務次官ら7人の政府高官及び憲法裁判所附属憲法裁判分析センターのストラシユン副所長との会談を行いました。

法務省での会談では、1991年のソ連邦崩壊から1993年の新憲法制定までの経緯や、新憲法下での外国人参政権の取り扱い、ロシアにおける司法改革の現状など専門的、実務的問題などが話題となり、また、憲法裁判分析センターでの会談では、ロシア憲法裁判所の審理の実態、裁判官の任命システムと政治性の問題などをめぐって意見交換がなされました。この中では、憲法裁判所の設置以来この10年間に3000件を超える訴訟が提起されていることや、ロシア市民から欧州人権裁判所への提訴件数が2000件に上っていることなどについても説明を受けましたが、私には、これらはロシアにおける人権問題への関心の高まりを示す1つの証左であるように思われました。

翌30日は、ハンガリーのブダペストに立ち寄り、日本国大使公邸において、ハンガリー、ポーランド、チェコ、ルーマニアの東欧4カ国の憲法に関して、それぞれの大使館から招致した書記官より、ソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定、改正の経緯やその特徴などについて説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。

各国憲法の制定、改正経緯や特徴を簡単に報告すれば、まず、ハンガリー憲法の制定、改正経緯については、早急な体制転換を行うため新憲法を起草する時間的余裕がなく、37回に及ぶ改正を経ている旧人民共和国憲法の改正という形式がとられたため、その後も新憲法制定の動きがあったこと。また、その特徴としては、国会が国権及び民意の最高機関という規定がある一方で、国民投票の制度も設けられていること。実際、NATO加盟時にはこの国民投票の制度が用いられ、国民のコンセンサス形成が図られたこと。

次に、ポーランド憲法の制定、改正経緯については、1989年の体制転換直後の時期においては、ワレサ大統領と旧統一労働者党政府の共存という状況から新憲法の制定が困難であったため、旧憲法の改正という形式がとられ、その後たびたびの改正によって漸次旧憲法時代の色彩が払拭されていったが、現在のクワシニエフスキ大統領の登場によって新憲法制定の機運が一気に高まり、1997年に至って、国民投票を経て新憲法が制定されたこと。また、その特徴としては、前文においてポーランドのカトリックの伝統等に言及していること。

また、チェコ憲法の制定経緯については、当初スロバキアとの連邦制維持を前提に制定作業が進められたが、結局、両国は分離することとなったこと。また、その特徴としては、主に統治機構について定めるチェコ共和国憲法以外に、権利保障について定める自由及び基本権憲章と、憲法と同価値を有する憲法律が国の組織、活動や国民の権利について規定しているなど、法形式を異にする3つの構成要素をもって憲法秩序が構成されていること。

最後に、1991年制定のルーマニア憲法の制定経緯については、チャウシェスク政権崩壊後の体制を共和制とするか君主制とするかの議論があったこと。また、その特徴としては、政治的pluralism、多元主義や少数民族の権利保護の重視などが挙げられております、といった説明を受けました。

また、以上のほかに説明の中で個人的に印象に残ったのは、多くの国々で、専制防止と人権保障のための専門機関として、憲法裁判所あるいはこれに類似する機関が設けられていることでした。

本調査会においては、昨年五月に、最高裁判所事務総局の担当局長を招致して、戦後の主な違憲判決について調査をいたしておりますが、質疑の冒頭、私が調査会を代表して行った質疑、すなわち、いわゆる統治行為論等を理由に裁判所が憲法判断をしてこなかったことを指摘した上で、その理由について問いただしました質疑に対して、千葉行政局長は、「最高裁の判決では、直接国家統治の基本に当たるような高度に政治性のある国家行為、こういうものにつきましては裁判所の審査権の外にある、そして、その判断はやはり主権者である国民に対して政治的責任を負うところの政府や国会、最終的には国民の政治判断にゆだねられているものと解すべきである、こういう判断をいたしました。」と答弁しております。

基本的に多数で行う国会の憲法解釈と、独立した憲法裁判所による憲法解釈の役割分担はいかにあるべきかといったことも含めながら、これまでの我が国の憲法解釈権の実質的な所在などについて思いをめぐらすとき、示唆的なものがあるように思われました。

ブダペストでのヒアリング終了後の同日夜、直ちにオランダのアムステルダムに向かい、翌31日は、ハーグにおいてオランダの憲法事情及び王室制度を有する近隣各国の憲法事情について調査を行いました。

午前中は、まず、アルテス上院議長を表敬訪問し、オランダにおける上院と下院の関係、第2次世界大戦時のドイツ占領下におけるオランダ憲法の法的状態などをテーマに懇談いたしました。

この懇談の中では、ドイツ占領下においては、女王初めオランダ政府はロンドンに亡命したため、オランダ憲法は實際上効力を失った。したがって、当時のロンドン亡命政府の行動に対して議会のコントロールが機能し得なかったという観点から、戦後、ロンドン亡命政府の行ったすべての行為に関する調査がなされた。戦争といった緊急時の行為ではあっても、また、たとえ事後的にはあっても、政府の行為の憲法適合性をチェックすることは重要だ、といった興味深い話を伺うことができました。

引き続き、内閣の女王官房府のロディウス長官と会談し、ナポレオン失脚後から現在に至るまでのオランダ王制の変遷について詳細な説明を聴取した後、現在の女王の政府における地位と役割の実態などをテーマに懇談いたしました。

さらに、午後に入って、内務省の憲法問題王国関係局を訪ねて、ピーターズ局長代理と会談し、オランダ憲法の3つの特徴と言われる君主制、民主制、地方分権のそれぞれについて概括的な説明を聴取した後、議会における立法手続や女王の役割、地方の自主財源その他地方分権の問題等について質疑応答をいたしました。

引き続き、日本国大使館において、スウェーデン、デンマーク、ベルギーといった王室制度を有する近隣各国の憲法について、ハンガリーの場合と同様、それぞれの大使館か

ら招致した書記官等から、国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置づけとその運用実態などについて説明を聴取いたしました。

これらの調査の中で、個人的に特に印象に残ったのは、オランダ王制の歴史に関する説明でありました。すなわち、そもそも共和国であったオランダが、19世紀初頭のナポレオン戦争後に、国民の総意として王制を選択したこと。その後も、国王みずからのイニシアチブによってその権限をより一層制限するなど、立憲君主国として王権が憲法で厳格に規定されてきたこと。このように、国王や女王自身が、歴史の変化に対して柔軟に対応し、また、美術や芸術の庇護者としての役割も果たしてきたことなどを背景にして、オランダ国民は、システムとしての王制を支持しているという以上に王室に対して敬愛の情を抱いてきたこと。そうであったからこそ、他の諸国が王制を廃止する中で、王制が存続し続けたのである、といった説明です。

また、デンマークでの地方分権の動きも個人的には印象に残った説明の1つでした。デンマークでは、1849年、憲法に既に地方分権の導入が規定されていたとのことで、これが1960年代から本格化し、地方分権の達成度合いは世界的にも高いレベルになっていること。すなわち、基礎的自治体である市は、水道、ガス、幼稚園、初等教育等を、広域自治体としての県は、病院、国民健康保険、幹線道路、高等学校等を、そして国は、警察、外交、防衛等を主要業務とするなど、国民生活に密接なところは地方に行わせることを基本としている点、そして、このような事務配分を支えるため、国税のかなりの部分が用途を定めず、いわゆるひもつきではない形で地方に交付されております。具体的な数字を挙げますれば、税収ベースでは国対地方が64対36であるのに対して、予算配分上は37対63になっておりますことなども、地方分権推進が重要な課題となっている我が国の現状とあわせて考えるとき、大いに興味を抱いたところであります。

翌9月1日は、アムステルダムからイスラエルのエルサレムに向かいました。去る9月11日の米国での同時多発テロの発生前ではありましたが、空港等では、相次ぐ自爆テロ等に対して厳重な警戒がなされておりました。しかし、会談自体は極めて平穏かつ和やかな雰囲気の中で行われました。

このイスラエルにおいては、最近まで導入されていた首相公選制が今回の調査の主要目的の1つであることもあって、その導入及び廃止の経緯等に関して、2日間にわたって合計8人の政府要人及び専門家と会談するなどして、詳細な調査をまいりました。

まず、初日の9月2日には、ショフマン検事次長、シトリート司法大臣、我が国の国会に当たるクネセットの基本法委員会のショハム法律顧問及びビジネス基本法委員長と会談いたしました。2日目の9月3日には、ベレス外務大臣のほか、首相公選制廃止論者であるカルモン博士やテルアビブ大学のセガル教授といった学識経験者と会談をした後、イスラエル日本友好議員連盟のアレンス会長との懇談も行いました。

これらの会談及び懇談を通じて私自身痛感したことは、一言で言えば、首相公選制の導入は、国会との関係、天皇制との関係など統治機構に関する広範な論点について慎重な検

討を要する問題であり、単なる思いつきなどであってはいけないということでもあります。

すなわち、お会いしたほとんどの方々が異口同音に、イスラエルでは、元来政権安定のために導入したはずの首相公選制によって逆に小党乱立を許すことになってしまい、そのねらいは全く外れてしまったこと。今重要なことは、議院内閣制のもとでの選挙制度改革、例えば、足切り率を 1.5% から 3% にアップするとか、選挙区制度を導入することなどによってこの小党乱立状況をまず解消することが重要だということでした。そして、イスラエルと日本とでは、憲法制度も選挙制度も、また、政治、社会、文化の状況も異なるが、我々イスラエルの失敗を生かして、より慎重な検討をなさることをアドバイスとして贈りたいとも言っておられました。

なお、この首相公選制導入あるいは廃止の際に行われたキャンペーン運動には、国外のユダヤ人たちからの資金援助が大きく寄与しているといった説明も受けましたが、我が国の政治資金の規制のあり方と比較するとき、イスラエル独立以来存在するユダヤ人社会のつながりという特殊性が見てとれるような感じがいたしました。

また、これらの会談では、シトリート司法大臣やペレス外務大臣といった政治家と国家観や政治信念について意見交換をすることもできました。個人的に特に印象に残っているのは、シトリート司法大臣の次のような趣旨の発言です。

オスロ合意が議会にかけられたとき、私は、平和のために、所属する政党リクードの党議に造反してオスロ合意に賛成した。そのほかにも私はいろいろ党に反対してきたが、まだ政治家として生き残っている。過去の遺産にしがみついたり、流れに身を任せるだけではなくて、政治家としては、そのような流れに抗しても生き残る道はある。私の場合は、常に支持者、国民とともにあること、これによって生き残ってきたと言える、といった趣旨の発言でありました。

また、ペレス外務大臣の、次の一連の発言にも強烈な印象を受けました。

世論調査は香水のようなもので、よい香りはするが飲むことはできない。これに引かれる人は多いが、その取り扱いには注意が必要だ。飲んだりするとおなかを壊すことすらある。とか、私は長く政治の世界に身を置き、どの政治家よりも多くの批判も受けてきた。その中で得た教訓は、このマスメディアの発達したテレビ時代にあっても、あなたのイメージではなく、あなたの人柄こそが最も大切だということだ。私はこれまでに多くの間違いをしてきたが、それにもかかわらずこの国で最も人気のある政治家の 1 人でいられるのは、私のお見舞いがよいからでも、私が穏健になったからでもなく、私が国のために働いてきたからだ。そして、こういう姿勢を多くの国民が認識してくれているからである、といった発言でございました。

また、今後の世界情勢に関する見通しを問うた私の質問に対する回答として述べられた次の発言も、心に刻むに値するものでありました。

中東やアジアの和平など今後の世界情勢については、私は基本的に楽観的である。第二次世界大戦直後の時点でだれかが、近い将来、新しいヨーロッパや日本が誕生すると言っ

たとしたら笑われたに違いないが、現実にはそうだった。しかし、そうだったのは決して政治によってではなく、むしろ経済によってである。ジャン・モネが考えたEU統合は、ナポレオンが考えたよりもより大きな変化をヨーロッパにもたらしたと言われることがあるが、まさにそのとおりだ、といった発言や、これまでは土地と資源を求めて戦争が行われてきたが、もはやそんなもののために争う必要はない。これからは、ハイテク産業のような新しい知識を求めて、開かれた空間の中で行う競争が重要になっていくだろう。中東地域はいまだに過去のものにこだわっているが、しかし、もはやそのような考えは捨てるべきだ。我々は、年齢は変えられないが、考え方は変えることができるのだ、といった発言でした。

翌4日は、エルサレムからスペインのマドリッドに向かいました。

そして翌5日には、まず午前中に、政府の諮問機関として法律の合憲性の審査等に関与している国務院において、カベロ議長ら4人の高官と、また午後には、マリスカル下院憲法委員会委員長ら7人の議員らとそれぞれ会談をいたしました。

カベロ国務院議長らとの会談では、1978年の現行スペイン憲法の概略について、フランコ政権崩壊後の議会君主制採用の経緯や、新しい権利を含んだ権利規定の充実ぶり、自治州制度の問題点などを中心に説明を聴取した後、質疑応答をいたしました。また、マリスカル下院憲法委員会委員長らとの会談においては、現行憲法の制定経緯について、各政党の立場からそれぞれの意見を聴取した後、質疑応答をいたしました。

この会談では、憲法委員会第1書記官を務められているジャーネー議員の、スペイン憲法が安定した憲法となったベースには、その制定過程でさまざまな政党が協議し、その合意を基礎にしたということがある。憲法のような国の基本法は、1つの政党がつくるのではなくて、さまざまな政党の協議により、議会全体としての合意を形成していく中でつくられなければならないとの発言が、個人的には極めて強い印象に残りました。

また、スペインの王制に関しては、フランコ政権崩壊後の現行憲法の制定過程において、フランコ総統の後継者に指名されていたファン・カルロス国王自身が改革の擁護者として、政党の自由化等の民主化のため決定的役割を果たしたとの説明も、私には印象に残った発言でした。

すなわち、1981年のフランコ体制維持派のクーデターの際には、民主主義を擁護する姿勢を断固として示される一方、その後、中道右派から社会主義政党への政権交代の際には、立憲君主としての御自分の立場をわきまえて、政治に干渉することなく着実に任務をこなされるといった姿勢によって国民の人望を集めている。実際、各種のアンケートにおいても、議会等よりも王室に対する信頼、評価が極めて高いということでもあります。

以上のような極めて多忙な日程ではございましたが、無事これを消化し、私ども議員団は、去る9月7日、帰国いたしました。

ごく短期間の調査でありましたし、また、各訪問国における調査事項が極めて多岐な問題に及びましたので、ここで結論めいたことを申し上げることは到底不可能なことではあ

りますが、しかし、一言だけ個人的な所感を申し上げるとすれば、共和制にしる王制にしる、また大統領制にしる議院内閣制・首相公選制にしる、決定的に重要なことは、憲法に関する論議の素材が国民に対して十分に提示され、王制すら国民が選択する、すなわち、国の基本的なあり方は最終的に国民が判断するということ、そして、そのような国民の判断にとって決定的に重要なのは、権威の象徴である国王についても、また権力の中心である大統領、首相といった政治のリーダーシップをとる者についても、国民からの信頼、信任がその基礎になければならないということであります。

また、EU への主権委譲の問題と関連して、EU 憲法の可能性についてもさまざまな議論があり、国民国家の枠組み自体が大きく揺らいでいることについても再確認いたしました。

今回訪問した諸国と我が国とを対比しながら、これらの点に思いをいたすとき、我が国の皇室は千年以上の歴史を持ち、国民の信頼を集めていること、また政治に関与されず、象徴天皇としての役割を見事に果たしておられることに、改めて敬愛の念を抱いた次第であります。

また、本調査会においては、21 世紀の日本のあるべき姿について、党派を超えて、かつ、現在生じている諸問題への具体的な対処方針をも踏まえて、徹底した調査をしていく中で、国民にあるべき姿を提示し、そのことによって国民の信頼を獲得していくことが求められているのではないかと、改めてそのように考える次第でございます。

この調査の詳細をまとめた調査報告書は、議長に提出し次第、委員各位のお手元に配付いたす所存でございますので、本調査会の今後の議論の参考に供していただければ幸いと存じます。

昨年、委員各位のお手元に配付いたしました海外調査報告書で御報告いたしました、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州 5 カ国と合わせると、イスラエルを含めて欧州各国を中心に合計 16 カ国の憲法事情を調査いたしましたことになりましたが、いずれの国においても、憲法のありようが国のありように直結して国民的な論議がなされていることを、私自身、改めて認識させられた次第であります。

最後に、今回の調査に当たり種々の御協力をいただきました各位に心から感謝を申し上げますとともに、充実した調査日程を消化することができましたことに心から御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、このたびの海外調査の概要を御報告させていただきました。

7. 憲法調査会・小委員会の開会一覧表

(1) 憲法調査会

年月日	回次	議題	議事等	時間
第147回国会				
H12. 1.20(木)	第1回	会長の互選	中山太郎君(自民)が会長に当選した。 中山会長の就任挨拶	0h05
		幹事の互選	愛知和男君(自民) 杉浦正健君(自民) 中川昭一君(自民) 葉梨信行君(自民) 保岡興治君(自民) 鹿野道彦君(民主) 仙谷由人君(民主) 平田米男君(明改) 野田毅君(自由)が幹事に当選した。	
2.17(木)	第2回	日本国憲法に関する件	委員葉梨信行君(自民) 鹿野道彦君(民主) 平田米男君(明改) 野田毅君(自由) 佐々木陸海君(共産)及び伊藤茂君(社民)から意見を聴取した。	0h31
		日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	
			鹿野道彦君(民主)を会長代理に指名した旨の報告	
2.24(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 駒澤大学法学部教授 駒澤大学大学院法学研究科委員長 西 修 君 (質疑者) 保岡 興治君(自民) 愛知 和男君(自民) 枝野 幸男君(民主) 石田 勝之君(明改) 安倍 基雄君(自由) 東中 光雄君(共産) 深田 肇君(社民) (参考人) 日本大学法学部教授 青山 武憲 君 (質疑者) 愛知 和男君(自民) 保岡 興治君(自民) 仙谷 由人君(民主) 太田 昭宏君(明改) 安倍 基雄君(自由) 佐々木陸海君(共産) 深田 肇君(社民)	5h03
3. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 獨協大学法学部教授 古関 彰一 君 (質疑者) 中川 昭一君(自民) 石毛 鏡子君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 中村 鋭一君(自由) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民) (参考人) 広島大学総合科学部助教授 村田 晃嗣 君 (質疑者) 杉浦 正健君(自民) 藤村 修君(民主) 福島 豊君(明改) 中村 鋭一君(自由) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民)	5h41

年月日	回次	議題	議事等	時間
3.23(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	<p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(参考人) 名古屋大学名誉教授 長谷川正安 君</p> <p>(質疑者) 石破 茂君(自民) 中野 寛成君(民主) 平田 米男君(明改) 二見 伸明君(自由) 東中 光雄君(共産) 保坂 展人君(社民)</p> <p>(参考人) 香川大学法学部教授 高橋 正俊 君</p> <p>(質疑者) 穂積 良行君(自民) 土肥 隆一君(民主) 石田 勝之君(明改) 二見 伸明君(自由) 佐々木陸海君(共産) 保坂 展人君(社民)</p>	5h52
4. 6(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	<p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(参考人) 東京大学法学部教授 北岡 伸一 君</p> <p>(質疑者) 船田 元君(自民) 島 聡君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 安倍 基雄君(保守) 佐々木陸海君(共産) 伊藤 茂君(社民)</p> <p>(参考人) 筑波大学社会科学系教授 進藤 榮一 君</p> <p>(質疑者) 横内 正明君(自民) 横路 孝弘君(民主) 太田 昭宏君(明改) 安倍 基雄君(保守) 春名 真章君(共産) 伊藤 茂君(社民)</p>	5h48
4.20(木)	第7回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	<p>幹事選任(佐々木陸海君(共産))</p> <p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(参考人) 神戸大学大学院法学研究科教授 五百旗頭真 君</p> <p>(質疑者) 平沼 赳夫君(自民) 樽床 伸二君(民主) 福島 豊君(明改) 佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由) 辻元 清美君(社民)</p> <p>(参考人) 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授 天川 晃 君</p> <p>(質疑者) 森山 真弓君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 平田 米男君(明改) 春名 真章君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由) 辻元 清美君(社民)</p>	5h43

年月日	回次	議題	議事等	時間
4.27(木)	第8回	日本国憲法に関する件	自由討議を行った。 (発言者) 三塚 博君(自民) 仙谷 由人君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 東中 光雄君(共産) 中村 鋭一君(保守) 二見 伸明君(自由) 伊藤 茂君(社民) 奥田 幹生君(自民) 高市 早苗君(自民) 横路 孝弘君(民主) 太田 昭宏君(明改) 石破 茂君(自民) 奥野 誠亮君(自民) 島 聡君(民主) 石川 要三君(自民) 左藤 恵君(自民) 松沢 成文君(民主) 久間 章生君(自民) 平沼 赳夫君(自民) 石毛 鍬子君(民主) 石田 勝之君(明改) 深田 肇君(社民) 船田 元君(自民) 中曽根康弘君(自民) 穂積 良行君(自民) 安倍 基雄君(保守) 中野 寛成君(民主) 森山 眞弓君(自民) 達増 拓也君(自由) 佐々木陸海君(共産) 横内 正明君(自民) 杉浦 正健君(自民) 枝野 幸男君(民主) 愛知 和男君(自民)	3h02
5.11(木)	第9回	日本国憲法に関する件 (日本国憲法の制定経緯)	自由討議を行った。 (発言者) 保岡 興治君(自民) 石毛 鍬子君(民主) 平田 米男君(明改) 佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 達増 拓也君(自由) 深田 肇君(社民) 葉梨 信行君(自民) 藤村 修君(民主) 杉浦 正健君(自民) 石田 勝之君(明改) 石破 茂君(自民) 田中眞紀子君(自民) 高市 早苗君(自民) 島 聡君(民主) 柳澤 伯夫君(自民) 中曽根康弘君(自民) 中野 寛成君(民主) 穂積 良行君(自民) 横内 正明君(自民) 春名 真章君(共産) 奥野 誠亮君(自民) 太田 昭宏君(明改) 小泉純一郎君(自民) 平沼 赳夫君(自民) 前原 誠司君(民主) 中川 昭一君(自民) 西田 猛君(保守) 安倍 晋三君(自民) 東中 光雄君(共産) 船田 元君(自民) 奥田 幹生君(自民) 岩國 哲人君(民主) 山崎 拓君(自民) 二見 伸明君(自由) 伊藤 茂君(社民) 三塚 博君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 石井 一君(民主)	3h27
5.25(木)	第10回	日本国憲法に関する件 (戦後の主な違憲判決)	最高裁判所当局から説明を聴取した後、質疑を行った。 (質疑者) 中山 太郎会長、 保岡 興治君(自民) 仙谷 由人君(民主) 倉田 栄喜君(明改) 佐々木陸海君(共産) 中村 鋭一君(保守) 伊藤 茂君(社民) 二見 伸明君(自由)	2h04

年月日	回次	議題	議事等	時間
第148回国会				
7. 5(水)	第1回	会長の互選	中山太郎君(自民)が会長に当選した。 中山会長の就任挨拶	0h05
		幹事の互選	石川要三君(自民) 高市早苗君(自民) 中川昭一君(自民) 葉梨信行君(自民) 枝野幸男君(民主) 鹿野道彦君(民主) 仙谷由人君(民主) 赤松正雄君(公明) 塩田晋君(自由)が幹事に当選した。	
			会長は、鹿野道彦君(民主)を会長代理に指名した。	
			閉会中における参考人出頭要求に関する件及び委員派遣に関する件について、協議決定した。	
第149回国会				
8. 3(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (今後の憲法調査会の進め方)	自由討議を行った。 (発言者) 中山 太郎会長、 高市 早苗君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 原 陽子君(社民) 近藤 基彦君(21c77) 野田 毅君(保守) 山崎 拓君(自民) 杉浦 正健君(自民) 金子 哲夫君(社民) 奥野 誠亮君(自民) 山口 富男君(共産) 島 聡君(民主) 柳澤 伯夫君(自民) 石毛 鉄子君(民主) 山花 郁夫君(自民) 鳩山 邦夫君(自民) 森山 眞弓君(自民) 太田 昭宏君(公明)	1h47
			閉会中における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	
9.10(日) ~ 9.19(火)		(衆議院欧州各国憲法調査議員団派遣)		
第150回国会				
9.28(木)	第1回		幹事の辞任及び補欠選任(辞任:枝野幸男君(民主)補欠選任:島聡君(民主)) 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	6h26
		日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学大学院情報学環教授 田中 明彦 君 (質疑者) 久間 章生君(自民) 五十嵐文彦君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(21c77) 松浪健四郎君(保守) (参考人) 作家 小田 実 君 (質疑者) 高市 早苗君(自民) 細野 豪志君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 保坂 展人君(社民) 近藤 基彦君(21c77) 松浪健四郎君(保守)	
			欧州各国憲法調査議員団の調査の概要について、中山太郎会長から説明を聴取した。	

年月日	回次	議題	議事等	時間
10.12(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 作家・日本財団会長 曾野 綾子 君 (質疑者) 保利 耕輔君(自民) 赤松 正雄君(公明) 近藤 基彦君(21クワ) 松浪健四郎君(保守) 日本大学大学院総合社会情報研究科教授 近藤 大博 君 (質疑者) 柳澤 伯夫君(自民) 太田 昭宏君(公明) 近藤 基彦君(21クワ) 松浪健四郎君(保守) 国会情勢混乱のため、民主、自由、共産、社民各党の所属委員の出席を得られないまま開会。	4h38
10.26(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 財団法人国際東アジア研究センター所長 市村 真一 君 (質疑者) 鳩山 邦夫君(自民) 山花 郁夫君(民主) 赤松 正雄君(公明) 塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 植田 至紀君(社民) 近藤 基彦君(21クワ) 松浪健四郎君(保守)	3h05
11. 9(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 佐々木 毅 君 (質疑者) 新藤 義孝君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 日森 文尋君(社民) 近藤 基彦君(21クワ) (参考人) 南山大学教授・法学博士 小林 武 君 (質疑者) 水野 賢一君(自民) 前原 誠司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 横光 克彦君(社民) 近藤 基彦君(21クワ) 松浪健四郎君(保守)	6h18
11.30(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京都知事 石原慎太郎 君 (質疑者) 柳澤 伯夫君(自民) 島 聡君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(21クワ) 小池百合子君(保守) (参考人) ジャーナリスト 櫻井よしこ 君 (質疑者) 高市 早苗君(自民) 枝野 幸男君(民主) 江田 康幸君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 山口わか子君(社民) 近藤 基彦君(21クワ) 小池百合子君(保守)	5h24

年月日	回次	議題	議事等	時間
12. 7(木) (閉会中)	第6回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	<p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 評論家・麗澤大学教授 松本 健一 君 (質疑者) 平沢 勝栄君(自民) 中野 寛成君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 日森 文尋君(社民) 宇田川芳雄君(21ｸﾞﾌﾞ) 小池百合子君(保守)</p> <p>(参考人) 上智大学教授 渡部 昇一 君 (質疑者) 田中真紀子君(自民) 牧野 聖修君(民主) 太田 昭宏君(公明) 達増 拓也君(自由) 春名 真章君(共産) 辻元 清美君(社民) 宇田川芳雄君(21ｸﾞﾌﾞ) 小池百合子君(保守)</p>	6h37
12.21(木) (閉会中)	第7回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	<p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 国際基督教大学教養学部教授 村上陽一郎 君 (質疑者) 中山 太郎会長、 水野 賢一君(自民) 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 保坂 展人君(社民) 近藤 基彦君(21ｸﾞﾌﾞ) 小池百合子君(保守)</p>	3h25
第151回国会				
H13. 2. 8(木)	第1回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	<p>幹事の辞任及び補欠選任(辞任:島聡君(民主) 塩田晋君(自由) 補欠選任:新藤義孝君(自民) 保岡興治君(自民) 中川正春君(民主) 斉藤鉄夫君(公明))</p> <p>参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。</p> <p>参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 岩手県立大学長 西澤 潤一 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 筒井 信隆君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 金子 哲夫君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21ｸﾞﾌﾞ)</p> <p>(参考人) 東京大学教授 高橋 進 君 (質疑者) 下村 博文君(自民) 枝野 幸男君(民主) 上田 勇君(公明) 塩田 晋君(自由) 春名 真章君(共産) 山内 恵子君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21ｸﾞﾌﾞ)</p>	6h18

年月日	回次	議題	議事等	時間
2.22(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター 遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクター 林崎 良英 君 (質疑者) 三ツ林隆志君(自民) 中川 正春君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 北川れん子君(社民) 近藤 基彦君(2177) (参考人) 日本大学人口研究所次長 日本大学経済学部教授 小川 直宏 君 (質疑者) 中山 太郎会長、 伊藤 公介君(自民) 鹿野 道彦君(民主) 上田 勇君(公明) 塩田 晋君(自由) 瀬古由起子君(共産) 原 陽子君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(2177)	5h53
3. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫 正義 君 (質疑者) 伊藤 達也君(自民) 細野 豪志君(民主) 小池百合子君(保守) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 大島 令子君(社民) 斉藤 鉄夫君(公明) 近藤 基彦君(2177)	3h24
3.22(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 学習院大学法学部教授 坂本多加雄 君 (質疑者) 保岡 興治君(自民) 大出 彰君(民主) 上田 勇君(公明) 藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 金子 哲夫君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(2177) (参考人) 東京大学社会情報研究所教授 姜 尚中 君 (質疑者) 中谷 元君(自民) 大石 尚子君(民主) 太田 昭宏君(公明) 塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 重野 安正君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(2177)	6h49
4.16(月)		日本国憲法について	第1回地方公聴会(宮城県仙台市)	3h33
4.26(木)	第5回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。 なお、委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h06

年月日	回次	議題	議事等	時間
5.17(木)	第6回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	幹事の補欠選任(補欠選任:津島雄二君(自民)) 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 地方財政審議会委員 木村 陽子 君 (質疑者) 中山 太郎会長、 西川 京子君(自民) 小林 守君(民主) 上田 勇君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 阿部 知子君(社民) 近藤 基彦君(2177) (参考人) 九州大学大学院法学研究院教授 大隈 義和 君 (質疑者) 西川 京子君(自民) 生方 幸夫君(民主) 太田 昭宏君(公明) 塩田 晋君(自由) 山口 富男君(共産) 日森 文尋君(社民) 近藤 基彦君(2177)	5h57
6. 4(月)		日本国憲法について (21世紀の日本のあるべき姿)	第2回地方公聴会(兵庫県神戸市)	3h42
6.14(木)	第7回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。 自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 仙谷 由人君(民主) 太田 昭宏君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 東門美津子君(社民) 松浪健四郎君(保守) 近藤 基彦君(2177) 津島 雄二君(自民) 中川 正春君(民主) 上田 勇君(公明) 谷川 和穂君(自民) 筒井 信隆君(民主) 塩田 晋君(自由) 奥野 誠亮君(自民) 山口 富男君(共産) 中山 正暉君(自民) 金子 哲夫君(社民) 細野 豪志君(民主)	2h37
第152回国会 会議は開かれなかった。				
8.28(火) ~ 9. 7(金)		(衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団派遣)		
第153回国会				
10.11(木)	第1回	日本国憲法に関する件	幹事の辞任及び補欠選任(辞任:仙谷由人君(民主) 補欠選任:細川律夫君(民主)) ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について、会長中山太郎君から説明を聴取した後、討議を行った。 (発言者) 仙谷 由人君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 春名 真章君(共産) 伊藤 公介君(自民) 藤島 正之君(自由) 葉梨 信行君(自民) 中山 正暉君(自民)	1h11
		日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	

年月日	回数	議題	議事等	時間
10.25(木)	第2回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学教授 大沼 保昭 君 (質疑者) 中川 昭一君(自民)、中川 正春君(民主)、 斉藤 鉄夫君(公明)、都築 譲君(自由)、 山口 富男君(共産)、今川 正美君(社民)、 松浪健四郎君(保守)、近藤 基彦君(2177) (参考人) 拓殖大学国際開発学部教授 森本 敏 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民)、小林 憲司君(民主)、 上田 勇君(公明)、藤島 正之君(自由)、 春名 真章君(共産)、金子 哲夫君(社民)、 松浪健四郎君(保守)、近藤 基彦君(2177)	6h20
11. 8(木)	第3回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 東京大学法学部教授 長谷部恭男 君 (質疑者) 中山 太郎会長、 保岡 興治君(自民)、 山田 敏雅君(民主)、斉藤 鉄夫君(公明)、 藤島 正之君(自由)、春名 真章君(共産)、 原 陽子君(社民)、松浪健四郎君(保守)、 近藤 基彦君(2177) (参考人) 東京大学大学院法学政治学研究所教授 森田 朗 君 (質疑者) 中山 太郎会長、 坂井 隆憲君(自民)、 筒井 信隆君(民主)、太田 昭宏君(公明)、 都築 譲君(自由)、塩川 鉄也君(共産)、 金子 哲夫君(社民)、松浪健四郎君(保守)、 近藤 基彦君(2177)	5h55
11.26(月)		国際社会における日本の役割	第3回地方公聴会(愛知県名古屋市)	3h26
11.29(木)	第4回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。 参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 中部大学中部高等学術研究所所長 武者小路公秀 君 (質疑者) 森岡 正宏君(自民)、細川 律夫君(民主)、 上田 勇君(公明)、藤島 正之君(自由)、 塩川 鉄也君(共産)、植田 至紀君(社民)、 松浪健四郎君(保守)、宇田川芳雄君(2177) (参考人) 城西大学経済学部教授 畑尻 剛 君 (質疑者) 今村 雅弘君(自民)、中村 哲治君(民主)、 太田 昭宏君(公明)、都築 譲君(自由)、 山口 富男君(共産)、金子 哲夫君(社民)、 松浪健四郎君(保守)、宇田川芳雄君(2177)	6h06

年月日	回次	議題	議事等	時間
12. 6(木)	第5回	日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)	自由討議を行った。 (発言者) 鳩山 邦夫君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明) 細川 律夫君(民主) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 都築 譲君(自由) 松浪健四郎君(保守) 中山 正暉君(自民) 伊藤 公介君(自民) 山田 敏雅君(民主) 森岡 正宏君(自民) 中村 哲治君(民主) 菅 義偉君(自民) 上田 勇君(公明) 今村 雅弘君(自民) 赤嶺 政賢君(共産) 中曽根康弘君(自民) 首藤 信彦君(民主) 今野 東君(民主) 小林 憲司君(民主) 原 陽子君(社民) 下村 博文君(自民) 大出 彰君(民主) 島 聡君(民主) 二田 孝治君(自民) 藤島 正之君(自由) 中川 正春君(民主)	3h13
第154回国会				
H14. 2. 7(木)	第1回		幹事の辞任及び補欠選任(辞任:石川要三君(自民) 斉藤鉄夫君(公明) 補欠選任:高市早苗君(自民) 茂木敏充君(自民) 島聡君(民主) 中野寛成君(民主) 赤松正雄君(公明)) 会長は、中野寛成君(民主)を会長代理に指名した。	0h03
			基本的人権の保障に関する調査小委員会、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会及び地方自治に関する調査小委員会を設置することに、協議決定した。 なお、小委員会における参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。	
3.19(火)	第2回		幹事の補欠選任(額賀福志郎君(自民)) 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h01
4.22(月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第4回地方公聴会(沖縄県名護市)	3h57
4.25(木)	第3回	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した後、自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 島 聡君(民主) 赤松 正雄君(公明) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中野 寛成君(民主) 高市 早苗君(自民) 松沢 成文君(民主) 首藤 信彦君(民主) 山口 富男君(共産) 藤島 正之君(自由) 小林 憲司君(民主) 中村 哲治君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 中川 正春君(民主) 今野 東君(民主) 伴野 豊君(民主) 土屋 品子君(自民) 植田 至紀君(社民)	1h47
5.16(木)	第4回		委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。	0h01
6.24(月)		日本国憲法について (21世紀の日本と憲法)	第5回地方公聴会(北海道札幌市)	3h51

年月日	回次	議題	議事等	時間
7.25(木)	第5回	日本国憲法に関する件	<p>日本国憲法に関する調査について、派遣委員から報告を聴取した。</p> <p>基本的人権の保障に関する調査小委員長、政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長、国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長及び地方自治に関する調査小委員長から、それぞれ報告を聴取した。</p> <p>日本国憲法に関する件について、自由討議を行った。 (発言者) 葉梨 信行君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 大出 彰君(民主) 今野 東君(民主) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 伴野 豊君(民主) 藤島 正之君(自由) 島 聡君(民主) 奥野 誠亮君(自民) 首藤 信彦君(民主) 保岡 興治君(自民) 永井 英慈君(民主) 谷川 和穂君(自民) 井上 喜一君(保守) 斉藤 鉄夫君(公明)</p>	2h38
9.23(月) ~ 10.5(土)		(衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団派遣)		
第155回国会				
10.24(木)	第1回		<p>幹事の辞任及び補欠選任(辞任:額賀福志郎君(自民) 中野 寛成君(民主) 補欠選任:杉浦正健君(自民) 西田司君(自民) 大出彰君(民主) 仙谷由人君(民主))</p> <p>会長は、仙谷由人君(民主)を会長代理に指名した。</p>	0h02

(2)小委員会

イ 基本的人権の保障に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等	時間
第154回国会				
H14. 2.14(木)	第1回	基本的人権の保障に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成城大学法学部教授 棟居 快行君 (質疑者) 松島みどり君(自民) 大出 彰君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 今野 東君(民主) (自由討議における発言者) 中山 太郎会長、 春名 真章君(共産) 今野 東君(民主) 金子 哲夫君(社民) 茂木 敏充君(自民) 松島みどり君(自民) 小林 憲司君(民主) 大出 彰君(民主) 葉梨 信行君(自民)</p>	2h59

年月日	回次	議題	議事等	時間
3.14(木)	第2回	基本的人権の保障に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 成蹊大学教授 安念 潤司 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 今野 東君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 長勢 甚遠君(自民) 大出 彰君(民主) 近藤 基彦君(自民) (自由討議における発言者) 今野 東君(民主) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 大出 彰君(民主)</p>	2h13
4.11(木)	第3回	基本的人権の保障に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 広島大学法学部長 阪本 昌成 君 (質疑者) 石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 原 陽子君(社民) 井上 喜一君(保守) 土屋 品子君(自民) 大出 彰君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 葉梨 信行君(自民) 土屋 品子君(自民) 原 陽子君(社民) 武山百合子君(自由) 中山 太郎会長、 今野 東君(民主) 春名 真章君(共産)</p>	2h57
5.23(木)	第4回	基本的人権の保障に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本政策研究センター所長 伊藤 哲夫 君 (質疑者) 長勢 甚遠君(自民) 今野 東君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 植田 至紀君(社民) 井上 喜一君(保守) 石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 葉梨 信行君(自民) (自由討議における発言者) 中野 寛成会長代理、 葉梨 信行君(自民) 今野 東君(民主) 植田 至紀君(社民) 春名 真章君(共産)</p>	2h56
7. 4(木)	第5回	基本的人権の保障に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 日本労働組合総連合会事務局長 草野 忠義 君 (質疑者) 石破 茂君(自民) 小林 憲司君(民主) 太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 大出 彰君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 土屋 品子君(自民) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中山 太郎会長、 今野 東君(民主)</p>	2h40

□ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等	時間
第154回国会				
H14. 2.14(木)	第1回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 高橋 和之 君 (質疑者) 奥野 誠亮君(自民) 松沢 成文君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 谷垣 禎一君(自民) 島 聡君(民主) 中山 正暉君(自民) (自由討議における発言者) 中村 哲治君(民主) 奥野 誠亮君(自民) 島 聡君(民主) 中山 太郎会長、 山口 富男君(共産) 松沢 成文君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 伴野 豊君(民主) 金子 哲夫君(社民) 中野 寛成会長代理	2h56
3.14(木)	第2回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 北海道大学大学院法学研究科教授 山口 二郎 君 (質疑者) 額賀福志郎君(自民) 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 北川れん子君(社民) 井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 伴野 豊君(民主) 奥野 誠亮君(自民) (自由討議における発言者) 松沢 成文君(民主) 北川れん子君(社民) 奥野 誠亮君(自民) 山口 富男君(共産) 伊藤 公介君(自民) 斉藤 鉄夫君(公明) 井上 喜一君(保守) 中山 太郎会長、 北川れん子君(社民) 中野 寛成会長代理	2h58
4.11(木)	第3回	政治の基本機構のあり方に関する件	参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 京都大学教授 大石 眞 君 (質疑者) 奥野 誠亮君(自民) 松沢 成文君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 中山 正暉君(自民) 伴野 豊君(民主) 伊藤 達也君(自民) (自由討議における発言者) 藤島 正之君(自由) 中山 太郎会長、 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中野 寛成会長代理、 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明)	2h36

年月日	回次	議題	議事等	時間
5.23(木)	第4回	政治の基本機構のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 大阪大学大学院法学研究科教授 松井 茂記 君 (質疑者) 伊藤 達也君(自民) 島 聡君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 額賀福志郎君(自民) 伴野 豊君(民主) (自由討議における発言者) 島 聡君(民主) 中山 正暉君(自民) 奥野 誠亮君(自民) 仙谷 由人君(民主) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 藤島 正之君(自由)</p>	2h37
7. 4(木)	第5回	政治の基本機構のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 高崎経済大学助教授 八木 秀次 君 (質疑者) 奥野 誠亮君(自民) 伴野 豊君(民主) 斉藤 鉄夫君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 中山 正暉君(自民) 島 聡君(民主) (自由討議における発言者) 中山 正暉君(自民)</p>	2h19

八 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等	時間
第154回国会				
H14. 2.28(木)	第1回	国際社会における日本のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 名古屋大学大学院法学研究科教授 松井 芳郎 君 (質疑者) 近藤 基彦君(自民) 首藤 信彦君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 大島 令子君(社民) 西川太一郎君(保守) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主) 土屋 品子君(自民) (自由討議における発言者) 中野 寛成会長代理、 山口 富男君(共産) 葉梨 信行君(自民) 大島 令子君(社民) 中山 太郎会長、 赤松 正雄君(公明) 山田 敏雅君(民主)</p>	2h46

年月日	回次	議題	議事等	時間
3.28(木)	第2回	国際社会における日本のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。</p> <p>(参考人) 日本貿易振興会理事長 畠山 襄 君</p> <p>(質疑者) 石川 要三君(自民) 中川 正春君(民主) 赤松 正雄君(公明) 武山百合子君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 西川太一郎君(保守) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主) 伊藤信太郎君(自民) 中川昭一小委員長</p> <p>(自由討議における発言者) 伊藤信太郎君(自民) 首藤 信彦君(民主) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 中村 哲治君(民主) 平井 卓也君(自民) 山田 敏雅君(民主)</p>	2h43
5. 9(木)	第3回	国際社会における日本のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。</p> <p>(参考人) 株式会社三井物産戦略研究所所長 寺島 実郎 君</p> <p>(質疑者) 平井 卓也君(自民) 中村 哲治君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 阿部 知子君(社民) 井上 喜一君(保守) 石川 要三君(自民) 首藤 信彦君(民主) 土屋 品子君(自民)</p> <p>(自由討議における発言者) 赤松 正雄君(公明) 中村 哲治君(民主) 山口 富男君(共産) 井上 喜一君(保守) 中山 太郎会長、 中川 正春君(民主)</p>	3h01
6. 6(木)	第4回	国際社会における日本のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。</p> <p>(参考人) 杏林大学総合政策学部教授 田久保忠衛 君</p> <p>(質疑者) 高村 正彦君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 近藤 基彦君(自民) 首藤 信彦君(民主) 平井 卓也君(自民)</p> <p>(自由討議における発言者) 金子 哲夫君(社民) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 中山 太郎会長</p>	2h38
7.11(木)	第5回	国際社会における日本のあり方に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。</p> <p>(参考人) 東京大学社会科学研究所助教授 中村 民雄 君</p> <p>(質疑者) 近藤 基彦君(自民) 山田 敏雅君(民主) 赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由) 山口 富男君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 石川 要三君(自民) 首藤 信彦君(民主)</p> <p>(自由討議における発言者) 赤松 正雄君(公明) 中野 寛成会長代理、 中山 太郎会長</p>	2h27

二 地方自治に関する調査小委員会

年月日	回次	議題	議事等	時間
第154回国会				
H14. 2.28(木)	第1回	地方自治に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 筑波大学教授 岩崎美紀子 君 (質疑者) 葉梨 信行君(自民) 中村 哲治君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 日森 文尋君(社民) 小池百合子君(保守) 平井 卓也君(自民) 筒井 信隆君(民主) 渡辺 博道君(自民) (自由討議における発言者) 春名 真章君(共産) 中山 太郎会長、 森岡 正宏君(自民) 永井 英慈君(民主) 葉梨 信行君(自民) 中川 正春君(民主) 中野 寛成会長代理</p>	2h50
3.28(木)	第2回	地方自治に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学大学院法政学政治学研究所教授 森田 朗 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 中川 正春君(民主) 江田 康幸君(公明) 藤島 正之君(自由) 春名 真章君(共産) 横光 克彦君(社民) 渡辺 博道君(自民) 中村 哲治君(民主) 森岡 正宏君(自民) (自由討議における発言者) 伊藤 公介君(自民) 中村 哲治君(民主) 春名 真章君(共産) 中川 正春君(民主) 永井 英慈君(民主) 平井 卓也君(自民) 横光 克彦君(社民)</p>	2h40
5. 9(木)	第3回	地方自治に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 東京大学教授 神野 直彦 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 永井 英慈君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 森岡 正宏君(自民) 筒井 信隆君(民主) 平井 卓也君(自民) (自由討議における発言者) 金子 哲夫君(社民) 春名 真章君(共産) 永井 英慈君(民主)</p>	2h42
6. 6(木)	第4回	地方自治に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。 (参考人) 鳥取県知事 片山 善博 君 (質疑者) 伊藤 公介君(自民) 中川 正春君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 西川太一郎君(保守) 森岡 正宏君(自民) 永井 英慈君(民主) 渡辺 博道君(自民) (自由討議における発言者) 西川太一郎君(保守) 中野 寛成会長代理、 今野 東君(民主) 伊藤 公介君(自民) 平井 卓也君(自民) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 武山百合子君(自由)</p>	2h56

年月日	回次	議題	議事等	時間
7.11(木)	第5回	地方自治に関する件	<p>参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。</p> <p>(参考人) 三重県知事 北川 正恭 君</p> <p>(質疑者) 渡辺 博道君(自民) 山田 敏雅君(民主) 江田 康幸君(公明) 武山百合子君(自由) 春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民) 井上 喜一君(保守) 伊藤 公介君(自民) 中村 哲治君(民主) 保岡 興治小委員長</p> <p>(自由討議における発言者) 伊藤 公介君(自民) 森岡 正宏君(自民) 中野 寛成会長代理、中川 正春君(民主) 永井 英慈君(民主) 保岡 興治小委員長、 春名 真章君(共産)</p>	2h39

(3) 開会時間合計

憲法調査会	133 時間 22 分
地方公聴会	18 時間 29 分
基本的人権の保障に関する調査小委員会	13 時間 45 分
政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	13 時間 26 分
国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会	13 時間 35 分
地方自治に関する調査小委員会	13 時間 47 分

総計 206 時間 24 分

8. 「憲法のひろば」のデータ

(1) 受付意見総数 1813件(平成14年10月24日現在)

(2) 年齢別内訳

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明
11	43	27	27	29	141	70	22	5	1438

(3) 媒体別・受付月別内訳

	FAX	はがき	封書	電子メール	計
H12年 2月	12	8	23	0	43
3月	21	32	51	1	105
4月	9	4	10	15	38
5月	12	13	21	18	64
6月	3	6	6	7	22
7月	5	2	7	1	15
8月	3	2	12	11	28
9月	6	62	4	3	75
10月	3	147	3	3	156
11月	5	84	12	16	117
12月	3	91	10	12	116
H13年 1月	5	81	8	4	98
2月	3	62	5	4	74
3月	4	81	13	7	105
4月	8	35	10	3	56
5月	9	43	5	6	63
6月	10	17	13	2	42
7月	1	10	9	3	23
8月	6	11	10	4	31
9月	4	7	7	0	18
10月	10	178	6	3	197
11月	5	45	7	5	62
12月	4	9	3	2	18
H14年 1月	4	8	4	0	16
2月	3	12	0	1	16
3月	3	4	2	3	12
4月	24	20	44	1	89
5月	6	7	30	3	46
6月	4	3	5	2	14
7月	6	3	15	2	26
8月	4	1	4	1	10
9月	3	1	4	0	8
10月	3	2	4	1	10
計	211	1091	367	144	1813

(4) 分野別内訳

	改憲意見	護憲意見		改憲意見	護憲意見
前文に関するもの	28	6	司法に関するもの	7	0
天皇に関するもの	69	5	財政に関するもの	10	0
戦争放棄に関するもの	91	1137	地方自治に関するもの	9	0
権利・義務に関するもの	43	8	改正規定に関するもの	9	2
国会に関するもの	31	0	最高法規に関するもの	7	1
内閣に関するもの	27	4	その他	84	1082

(5) 立場別内訳

改憲の立場からの意見	護憲の立場からの意見
244	1183

(注)

-) 「(4) 分野別内訳」に関しては、1通の「意見」の内容に、複数の分野に関する意見が認められる場合、それぞれの分野においてカウントしている。(例：9条改正には反対だが「新しい人権」規定には賛成するもの等)
-) 「(5) 立場別内訳」に関しては、各々の立場からの複数の意見が認められる場合であっても、まとめて1通としてカウントしている。(例：1通の封書において、「新しい人権」及び首相公選制に関する憲法改正に賛成の意見が認められるもの等)
-))及び)のため、「(4) 分野別内訳」の各分野の意見の合計は、「(5) 立場別内訳」の意見数と一致しない。
-) その他、分類不能なものや意味不明なものもあるため、各内訳の合計は「(1) 受付意見総数」と一致しない。

9. 憲法調査会ホームページへのアクセス件数

(単位：件)

		憲法調査会トップページ	
		日本語版	英語版
平成12年	3月	2,718 (88)	- (-)
	4月	3,853 (128)	- (-)
	5月	8,332 (269)	- (-)
	6月	4,172 (139)	- (-)
	7月	4,047 (131)	344 (11)
	8月	3,321 (107)	393 (13)
	9月	3,192 (106)	337 (11)
	10月	4,056 (131)	443 (14)
	11月	4,955 (165)	577 (19)
	12月	4,562 (147)	228 (7)
		年 計	43,208 (141)
平成13年	1月	3,826 (123)	181 (6)
	2月	4,297 (153)	286 (10)
	3月	3,651 (118)	265 (9)
	4月	3,367 (112)	274 (9)
	5月	5,957 (192)	331 (11)
	6月	5,190 (173)	315 (11)
	7月	3,482 (112)	256 (8)
	8月	3,101 (100)	263 (8)
	9月	2,721 (91)	250 (8)
	10月	3,833 (124)	376 (12)
	11月	4,103 (137)	424 (14)
	12月	3,097 (100)	321 (10)
		年 計	46,625 (128)
平成14年	1月	4,240 (137)	392 (13)
	2月	4,326 (155)	429 (15)
	3月	4,478 (144)	421 (14)
	4月	5,365 (179)	547 (18)
	5月	5,294 (171)	412 (13)
	6月	4,795 (160)	373 (12)
	7月	5,607 (181)	449 (14)
	8月	3,161 (102)	515 (17)
	9月	3,316 (111)	489 (16)
		年 計	40,582 (191)
合 計		130,415	9,891

(注)平成12年3月より集計を開始

()内は1日あたりの平均値

10. 配付資料一覧

(1) 参考人提出資料(レジュメ)

イ 憲法調査会

西修参考人レジュメ	「日本国憲法成立過程に関する参考人意見陳述」
青山武憲参考人レジュメ	「日本国憲法制定過程の問題」
古関彰一参考人レジュメ	「日本国憲法制定の経緯をめぐって 押しつけをどう見るか」
村田晃嗣参考人レジュメ	「日本国憲法制定の政治過程をめぐって」
長谷川正安参考人レジュメ	「憲法の歴史を考える」
高橋正俊参考人レジュメ	「日本国憲法制定史とその法理的視角」
北岡伸一参考人レジュメ	「歴史の中の日本国憲法」
進藤榮一参考人レジュメ	「日本国憲法の制定とその国際的意味 それが指し示しているもの」
五百旗頭真参考人レジュメ	「憲法制定とその後」
天川晃参考人レジュメ	「憲法第8章「地方自治」をめぐって その制定経緯と当時の状況」
田中明彦参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿」
曾野綾子参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿」
近藤大博参考人レジュメ	「戦後論調に日本・日本人の自画像を探る」
市村真一参考人レジュメ	「二十一世紀の日本のあるべき姿 二十一世紀の世界と日本と憲法問題」
佐々木毅参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿 ～日本の政治の展開にそくして～」
小林武参考人レジュメ	「憲法調査会で調査されるべき 「21世紀の日本のあるべき姿」について」
櫻井よしこ参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿」
松本健一参考人レジュメ	「国民憲法と「第三の開国」」
渡部昇一参考人レジュメ	「「21世紀のあるべき姿について」の講演項目」
村上陽一郎参考人レジュメ	「21世紀日本の社会 科学・技術の観点から」
西澤潤一参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿」
高橋進参考人レジュメ	「グローバル化と国家」
林崎良英参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿 国際社会における発言力と競争力」
小川直宏参考人レジュメ	「人口問題から見たわが国の超長期展望」

孫正義参考人レジュメ	「21世紀の日本のあり方と憲法」
坂本多加雄参考人レジュメ	「21世紀日本のあるべき姿 国家をどう考えるか」
姜尚中参考人レジュメ	「二十一世紀の日本のあるべき姿 北東アジア「共同の家」をめざして」
木村陽子参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿 高齢社会と社会保障、地方分権」
大隈義和参考人レジュメ	「21世紀のあるべき姿 とくに『国』と『地方』の関係について」
大沼保昭参考人レジュメ	
森本敏参考人レジュメ	「21世紀の日本のあるべき姿」
長谷部恭男参考人レジュメ	
森田朗参考人レジュメ	「統治機構に関する諸問題 内閣制度を中心に」
武者小路公秀参考人レジュメ	「日本における人権保障問題とその対策」
畑尻剛参考人レジュメ	「選択肢の一つとしての憲法裁判所」

ロ 基本的人権の保障に関する調査小委員会

棟居快行参考人レジュメ	「新時代の人権保障」
安念潤司参考人レジュメ	「外国人の人権」
阪本昌成参考人レジュメ	「新しい人権」について」
伊藤哲夫参考人レジュメ	「基本的人権の保障について」
草野忠義参考人レジュメ	「労働基本権と雇用対策について」

ハ 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

山口二郎参考人レジュメ	「統治機構を再検討する視点 議院内閣制を中心に」
大石眞参考人レジュメ	「両院制と選挙制度のあり方」
松井茂記参考人レジュメ	「司法審査制度の在り方について」
八木秀次参考人レジュメ	「明治憲法体制下の統治構造」

ニ 国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会

松井芳郎参考人レジュメ	「国際社会における日本のあり方 特に PKO、 PKF を中心とした国際協力のあり方」
畠山襄参考人レジュメ	「国際社会における日本のあり方に関する件 (FTA を中心に)」
田久保忠衛参考人レジュメ	「国際社会における日本のあり方」

中村民雄参考人レジュメ 「EU 憲法制定の動きと各国憲法」

ホ 地方自治に関する調査小委員会

岩崎美紀子参考人レジュメ

森田朗参考人レジュメ 「分権改革の課題」

神野直彦参考人レジュメ 「地方自治と地方財政」

片山善博参考人レジュメ 「地方分権を実現するための諸課題」

(2) 地方公聴会意見陳述者提出資料(レジュメ)

手島典男意見陳述者レジュメ 「発言要旨」

志村憲助意見陳述者レジュメ 「環境問題について」

田中英道意見陳述者レジュメ 「内向きの憲法だけでなく外向きの憲法をつくれ」

小田中聰樹意見陳述者レジュメ 「意見陳述項目」

遠藤政則意見陳述者レジュメ 「21 世紀日本の主権者」

中田作成意見陳述者レジュメ 「日本国憲法について(21 世紀の日本のあるべき姿)の意見の概要」

西英子意見陳述者レジュメ 「国際社会における日本の役割」

古井戸康雄意見陳述者レジュメ 「国際社会における日本の役割」

山内徳信意見陳述者レジュメ

垣花豊順意見陳述者レジュメ 「21 世紀の日本の憲法」

稲津定俊意見陳述者レジュメ 「『21 世紀の日本と憲法』概説」

(3) 海外調査報告書

『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』

『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』

(4) 国立国会図書館提出資料

各国における憲法裁判所の構成及び権限

(5) 最高裁判所事務総局提出資料

資料 1 主な憲法裁判例年表

資料 2 最高裁の違憲判決等

資料 3 我が国及び諸外国の憲法裁判制度の概要

資料 4 民事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移

資料 5 刑事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移

資料 6 民事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を

超える長期係属事件の推移（地裁）

資料7 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を
超える長期係属実人員の推移（地裁）

資料8 裁判官数の推移

資料9 最高裁の年間受理事件数（人員）の推移

（6）衆議院憲法調査会事務局作成資料

イ 衆議院憲法調査会議録集

『第1分冊 第147回国会（第1号～第5号）』

『第2分冊 第147回国会（第6号～第10号）』

『第3分冊 第148回国会、第149回国会、第150回国会（第1号～第3号）』

『第4分冊 第150回国会（第4号～第7号）』

『第5分冊 第151回国会（第1号～第3号）』

『第6分冊 第151回国会（第4号～第7号）』

『第7分冊 衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』

『第8分冊 発言者索引及び会議資料集』

ロ 衆議院憲法調査会事務局作成資料（衆憲資）

第1号 『日本国憲法の制定過程における各種草案の要点』

第2号 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書の概要』

第3号 『日本国憲法の制定経緯等に関する参考人の発言の要点』

第4号 『憲法訴訟に関連する用語等の解説』

第5号 『訪問国の憲法等に関する資料』

第5号付録1 『各国憲法の条文』

第5号付録2 『フィンランド共和国憲法【仮訳】』

第6号 『訪問国の憲法等に関する資料』

第6号付録 『訪問国等の憲法』

第7号 『東欧諸国及び君主制の諸国の憲法等に関する資料』

第7号付録 『東欧諸国及び君主制の諸国の憲法』

第8号 『内閣憲法調査会における憲法改正の要否に関する諸見解』

第9号 『国連平和維持活動について』

第10号 『小委員会における委員及び参考人の発言に関する論点整理メモ』

ハ 参考人質疑用資料（畠山襄参考人）

『自由貿易協定（Free Trade Agreement）について』

二 委員室備付資料

- 『日本国憲法の制定経緯に関する文書』
- 『日本国憲法及び国会関係法規等』
- 『「基本的人権の保障に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会」関係法規集』
- 『「地方自治に関する調査小委員会」関係法規集』

ホ 地方公聴会用パンフレット

- 『衆議院憲法調査会』（平成 13 年 4 月作成）
- 『衆議院憲法調査会』（平成 13 年 6 月作成）
- 『衆議院憲法調査会』（平成 13 年 11 月作成）
- 『衆議院憲法調査会』（平成 14 年 4 月作成）
- 『衆議院憲法調査会』（平成 14 年 6 月作成）